

I 総括的概要

1. 復興の加速化と福島再生の早期実現

(1) 被災地の実情を踏まえた政策提言と販路開拓

①インフラ整備、農林水産業と観光の再生、風評被害払拭等に向けた提言

現地訪問や懇談会等のあらゆる機会を通じ、東日本大震災の被災地の現場ニーズの把握に努めた。

三村会頭は7月8日に釜石・大船渡の2商工会議所を訪問・視察し、当該商工会議所との懇談会で直面する課題と復興進捗状況を意見交換した。役職員も定期的に被災地を訪問し、商工会議所幹部や地元の事業者等からヒアリングを行った（12月20日に原町・相馬の2商工会議所、平成29年1月11日にいわき商工会議所、1月23日～24日に塩釜・石巻・気仙沼の3商工会議所、1月26日～27日に久慈・宮古の2商工会議所、1月30日に大船渡・釜石の2商工会議所を訪問）。大震災後からの累計では、延べ618人の役職員が被災地を訪問した。

平成29年2月3日、三村会頭をはじめとする役員と「東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会」メンバー商工会議所会頭等との懇談会を開催し、各地域の復興の現状や課題、国への要望事項等について意見交換を行った。

被災地の生の声を踏まえ、7月21日、「平成29年度中小企業・地域活性化関係施策に関する意見・要望」をとりまとめ、平成28年度以降における被災地復興に係る十分な予算の確保、福島再生に向けた取り組みの確実な実施、中小企業の早期経営再建に向けた販路開拓等の支援の強化等を政府に要請した。また、平成29年2月16日、「東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望 民間活力を喚起する継続的な取り組みを」をとりまとめ、復興大臣をはじめとする政府、政党等に要望実現を強く働きかけた。その結果、平成29年度に、中小企業組合共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の継続、水産加工業の販路回復支援の拡充等の措置が講じられた。

②被災地商工会議所をはじめ全国の商工会議所が実施する商談会等の開催支援

（ノウハウ提供、専門家派遣支援等）

被災地商工会議所が連携して実施する地域活性化イベントや事業について、全国的なPR等を通じて支援した。東北六県商工会議所連合会が実施する「伊達な商談会」は、全国のバイヤーを招聘し、被災地域の事業者との交流を通じて製品の安心・安全に対する認識を高め、販路回復・開拓に大きく貢献する事業として、被災事業者の評価は高く、平成28年度の商談件数は1,218件と、過去2年（平成26年度961件、平成27年度1,028件）を上回り、当日成約率は16.3%に達した（過去4年間の平均は16.5%）。平成28年度の成約額は約6億100万円となり、同商談会を開始して以来4年間の合計は13億3,300万円を超えた。

③平成28年熊本地震、鳥取県中部地震をはじめ大規模災害への支援

4月14日に発生した熊本地震は、熊本県、大分県を中心に甚大な被害をもたらした。特に熊本県では、強い揺れによりライフラインが停止し、工場等事業拠点が打撃を受け、多くの事業者が休業を余儀なくされた。直接的な被害は限定的だった他の九州各県においても、大型連休を前に宿泊キャンセル等が各地で発生し、観光産業を中心に間接被害が発生した。

当所は災害発生後、役職員を現地に派遣し、正確な状況把握に努めるとともに、被災地支援ニーズの聴き取り等の情報収集を行った。また、被災地の商工会議所に「特別相談窓口」を設置し、被災事業者に、政府の支援施策等の情報提供、資金繰りや事業再建に向けた相談等を実施する等、きめ細かい支援を行った（被災事業者から 5,021 件の相談に対応）。

また、全国の商工会議所に公募を行い、各週 5 名の経営指導員を熊本商工会議所に応援派遣するとともに、九州商工会議所連合会においても、各週 5 名の経営指導員を熊本商工会議所に応援派遣し、合計 52 商工会議所から延べ 67 名（合計 11 週間）が派遣された（4,325 件の相談に対応）。

現地での情報収集、相談窓口での要望等を受け、当所は 5 月に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望」をとりまとめ、安倍総理をはじめ政府関係先に提出・要望した。その結果、平成 28 年度補正予算（総額 7,780 億円）が閣議決定し、被災者の事業再建等に活用された。

加えて、被災事業者・被災商工会議所の復旧・復興を支援するため、当所は九州商工会議所連合会とともに、全国の商工会議所に対し義援金の募集を呼びかけた。その結果、494 商工会議所から 4 億 6,210 万円（うち女性会が 2,257 万円、青年部が 2,406 万円）の義援金が寄せられ、被災した商工会議所の機能の復旧、事業の早期復旧・再開支援等として、九州商工会議所連合会および熊本県・大分県商工会議所連合会に配分した。

台風 10 号（8 月）関係では、当所から久慈商工会議所に職員を派遣（出張）するとともに、11 月から 12 月にかけて、東北ブロック内 11 商工会議所から 12 名の経営指導員を派遣（滞在）し、同所に設置された特別相談窓口での経営相談および電話対応を支援した。

10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震については、第 258 回議員総会（11 月 17 日）において、鳥取商工会議所の大谷専務理事から、被災状況について報告を受けた。また、「日本商工会議所会費減免の取扱いに関する件」に記載の基準を満たした倉吉商工会議所の会費を、12 月 15 日の当所常議員会の承認を得て減免した。

12 月 22 日に発生した新潟県糸魚川市における大規模火災関係では、当所から糸魚川商工会議所に職員を派遣（出張）するとともに、12 月から平成 29 年 1 月にかけて、新潟県内 5 商工会議所から 6 名の経営指導員を派遣（滞在）し、各種相談業務を支援した。

(2) 風評被害の払拭と被災地の活性化

①「東北六魂祭」をはじめ復興イベントと連動した東北への視察、観光の推進

東北の六大祭りが一堂に会する「東北六魂祭」（6 月 25 日～26 日：青森市）の開催に向け、各種機会を捉えて広報活動等を実施した。また、観光専門委員会活動の一環として視察団を派遣する等、イベント成功を支援した。イベント当日は、パレードや郷土料理の販売、物産展等が行われ、延べ 27 万人の来場者で賑わい、地域活性化に大きく貢献した。

②被災地における日商諸会議等の開催

日本商工会議所青年部は、12 月、熊本市で「平成 28 年度 熊本・大分 被災地復興支援事業」を開催し、全国から約 130 名が参加。熊本県の復興状況等を内容とした講演会や、パネルディスカッションを実施し、震災時における青年経済人として果たすべき役割等について学んだ。

全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、6 月の理事会を宮城県仙台市で開催。全国の女性会による復興支援の意思をより強く打ち出すため、出席者の対象を広げた「拡大理事会」として開催し、43 女性会から 105 名の会長等が参加した。また、会議翌日には女川町への視察を実施し、復興

の状況について理解を深めた。

③各地商工会議所・会員企業と連携した人材の派遣推進

被災地（岩手県、宮城県、福島県）の地方自治体と復興庁から、復旧・復興事業のさらなる加速化に向け、当所を含む各経済団体に対して、広範な職種にわたる職員の派遣要請があった。本要請を受け、当所から各地商工会議所を通じて会員企業に社員派遣依頼を行い、地方自治体に1社から2名を、復興庁本庁に1社1名を派遣した。

商工会議所では、平成24年度から継続して、仙台商工会議所が宮城復興局に職員1名を、当所からは復興庁に職員1名を派遣した。

(3) 福島の早期再生への支援

①住民生活や地域コミュニティの再建、原子力損害賠償の公正かつ着実な実施、産業・雇用の維持・創出、廃炉・汚染水対策と迅速な除染実施等、福島再生に向けた提言

福島の被災地域へのヒアリング等から、風評被害の長期化・複雑化による事業者への深刻な影響が見られるとともに、人口流出によるコミュニティ崩壊への危惧が現実化しており、事故の早期終息と福島の復旧・復興の基礎となる取り組みの着実な実行への要望が多く寄せられた。

こうした状況を踏まえ、平成29年2月16日、「東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望 民間活力を喚起する継続的な取り組みを」と題する要望をとりまとめ、除染・汚染水処理の着実な実行と風評被害対策の強化、被害の実態を踏まえた原子力損害賠償の確実な実施、福島復興再生特別措置法に基づく税制優遇措置や「ふくしま企業立地補助金」「イノベーション・コースト構想」の着実な推進等による地域全体の産業振興に向けた支援を政府・政党等に要請した。

②商品改良・新商品開発や展示販売会・商談会の開催の支援および広報媒体等を活用したPRの推進等により、福島産品の販路開拓や高付加価値化を支援

福島県はじめ東北六県内の水産加工業者が出展した「東北復興水産加工品展示商談会2016」（6月7日～8日、於：仙台市、主催：東北六県商工会議所連合会等）を後援し、被災事業者の販路拡大を後押しした（オープニングセレモニーで役員が挨拶）。同商談会の開催に合わせ、「販路開拓×震災復興 視察研修会 in 仙台」を開催し、各地商工会議所担当者等23名が参加。同研修会では、仙台商工会議所ならびに有識者から販路開拓事例等に関する講演と意見交換が行われた。その後、同展示商談会ならびに被災地を視察した。

③復旧・復興情報の発信

（ホームページ、CCIスクエア、会議所ニュース、月刊石垣、ツイッター等）

ホームページに開設している「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページや公式ツイッター（喫茶店のマスター）を活用し、被災地の商工会議所による商談会や物産展等の開催情報を発信した。このほか、各地商工会議所による復興支援マルシェ等の被災地産品のPR、復興庁等による販路回復や事業再開支援等に関する施策情報やイベント情報も積極的に発信した。

特に、「会議所ニュース」や「月刊石垣」では、復旧・復興を支援する全国の商工会議所の多様な活動や、被災地の商工会議所の復興に向けた取り組みを重点的に発信した。

2. デフレ脱却と地方創生を目指した政策提言活動の展開

産業競争力会議、一億総活躍国民会議、未来投資会議、働き方改革実現会議等の国の重要会議に、三村会頭、副会頭等がメンバーとして参画。実現に向け、安倍総理等に商工会議所の意見を直接提言・要望した。

毎月の定例会議にあわせて国務大臣等との懇談会を積極的に開催し、重要政策課題等について、商工会議所の意見をタイムリーかつ直接提言・要望した。

＜主な懇談会＞加藤一億総活躍担当大臣（4月）、岸田外務大臣（7月）、世耕経済産業大臣（9月）、石井国土交通大臣（12月）、山本地方創生担当大臣（12月）、自民党首脳（平成29年2月）

(1) 日本再出発に向けた政策提言

① 地方創生と人口減少問題への対応

i) 一億総活躍国民会議のフォローおよび「ニッポン一億総活躍プラン」策定に向けた意見活動

政府の「新・三本の矢」実現に向けた「一億総活躍国民会議」について、平成27年度に引き続き三村会頭が委員として参画した。わが国の構造的な問題である少子高齢化への対応として、女性や高齢者の活躍推進に関し、長時間労働の是正や保育所の整備、シルバー人材支援センターの機能拡充等、具体的な支援策を提言した。また、支援策のみならず、財源のあり方・確保についても言及し、①社会保障費の重点化、効率化、②高齢者対策から少子化対策への再配分、③所得に応じた応能負担制度の導入等を意見した。

その結果、6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、女性の活躍推進に向けた長時間労働の是正、子育て・介護の環境整備、高齢者の就労促進等、当所の意見が多く反映された。

さらに、政府において働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等を審議するため、9月に設置された「働き方改革実現会議」に、三村会頭が構成員として参画した。①同一労働同一賃金等非正規雇用の処遇改善、②賃金引き上げと労働生産性向上、③罰則付時間外労働の上限規制の導入等長時間労働の是正、④柔軟な働き方がしやすい環境整備、⑤子育て・介護等と仕事の両立、⑥雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、⑦高齢者の就業促進、⑧外国人材の受け入れ、等について10回にわたり審議され、中小企業の活力が強化され生産性向上につながるよう、現場の実態を踏まえ積極的に意見・要望した。

その結果、平成29年3月に政府が策定した「働き方改革実行計画」には、長時間労働の是正（適用除外業種の猶予）、保育園のみならず放課後児童クラブの受け皿整備、産業雇用安定センターと中小企業団体等との連携による転職者と企業とのマッチング機能強化等、当所意見が多く反映された。

ii) 「地方版総合戦略」に基づく各地の取り組みの推進および成功事例の共有化

＜総合政策委員会での研究＞

総合政策委員会では、「観光振興」と「農林水産業の成長産業化」が地方創生の実現に向けた車の両輪と位置付け、全国の取り組みの現状や課題について研究を行った。具体的には、ツーリズムを活用した地域活性化の現状と課題、木材・木質系産業の成長化、RESAS（地域経済分析システム）の活用事例等について、研究および意見交換を行った。

＜地域活性化委員会での事例共有＞

地域活性化委員会では、浜松商工会議所における市内の製造業者と農業者のマッチング、食品加工業者と小売店舗バイヤーを結びつけた商品開発の取り組み、出雲商工会議所における販売ターゲットを絞り込んだ商品開発を通じた、首都圏コンビニエンスストアでの販売の取り組み等を共有をした。

iii) まち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な実行や課題解決に向けた意見活動

地方創生に係る地域の「しごと」づくりについて、官民で具体的な方策を話し合う「地域しごと創生会議」に、三村会頭、副会頭等が参加した。7月の中間とりまとめには、当所意見が多く反映された。

iv) 日本版 CCRC 等、人の交流・移住を促す仕組みづくりの調査・研究

地方分権・行財政改革専門委員会と東京商工会議所地方分権推進委員会は、東京と地方が連携し、共に栄えてこそ真の地方創生であるとの認識のもと研究を行った。成果として「東商発！地方創生～東京と地方の共生を目指して～」を10月にとりまとめた。平成29年2月、三村会頭が議長を務める『『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議』の資料として本書が配布された。

v) 中小企業の健康経営への取り組み促進

国民生活委員会を通じ、健康経営アドバイザー制度、健康経営優良法人認定制度等の健康経営推進に係る政策等の情報提供とともに、商工会議所の先進的な取り組み事例を紹介する等、各地商工会議所の取り組み促進に向けた啓発を行った。

vi) イン트라ネット「まち・ひと・しごと創生コーナー」等での情報提供

CCI スクエア内に設けた「ライブラリー」「地方創生コーナー」等を通じ、各地商工会議所に対し、まち・ひと・しごと創生に関する政府等の動向をはじめとした各種情報の適時適切な提供に努めた。

②法人税改革への対応

全国の商工会議所に対するアンケート調査結果等を踏まえて、税制専門委員会で検討を重ねた。9月、「平成29年度税制改正に関する意見」をとりまとめ、政府・政党に要望の実現を働きかけた。

その結果、深刻化する人手不足に対応して中小企業の生産性向上を支援するため、中小企業向けの投資促進税制が拡充された。具体的には、幅広い業種の設備投資を後押しする観点から、建物附属設備、器具備品等を対象設備に加えた「中小企業経営強化税制」が創設されたほか、固定資産税を3年間2分の1に減免する措置についても対象設備が拡大された。また、第四次産業革命を強力に推進する観点から、「研究開発税制」の対象にサービス開発が追加される等の拡充が行われたほか、地域経済を牽引する中核企業の設備投資を後押しする「地域未来投資促進税制」が創設された。

賃上げに取り組む中小企業を支援するため、「所得拡大促進税制」が拡充されたほか、「中小企業投資促進税制」「商業・サービス業等活性化税制」「中小企業の法人税の軽減税率」がそれぞれ2年間延長された。一方、大企業並みの所得（3年平均15億円超）がある中小法人については、平成31年度以降、法人税関係の中小企業向け租税特別措置が適用対象外となる措置が講じられた。これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が平成29年3月27日に成立した（公布：平成29年3月31日、施行：平成29年4月1日（特段の定めがあるものを除く））。

③消費税の価格転嫁および消費税の軽減税率への円滑な対応を支援

消費税率の10%への引き上げおよび軽減税率制度の導入については、11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成31年10月1日に延期された。

消費税率引き上げ延期を受け、当所では、軽減税率の導入はゼロベースで見直すべきであり、インボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきであるとの意見をとりまとめ、政府・与党への陳情活動を行った。

また、中小企業における消費税の価格転嫁の実態や軽減税率制度の準備状況、インボイス導入時に想定される事務負担や免税事業者の取引への影響等について調査を行った。

中小企業者等への情報提供において、消費税率10%への引き上げ延長を踏まえ、小冊子「中小企業のための消費税軽減税率対策（速報版）」を4月に発行。また、平成31年10月への導入延期の正式決定後、平成29年1月に同小冊子の改訂版を発行した。平成31年10月の10%への引き上げ時に発生する様々な影響やそれに向けた価格表示、資金繰り、消費税転嫁対策特別措置法への対応等について、事業者支援の際のツールとして活用できるような小冊子として、計87万部作成し、全国の商工会議所等へ提供した。

④円滑な事業承継の実現

中小企業者数がこの5年間で約40万者減少し、経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継を実現するために、事業承継税制の抜本的な拡充、取引相場のない株式評価の見直しについての意見をとりまとめ、政府・政党に要望活動を展開した。

その結果、事業承継税制については、自然災害等の発生時に雇用確保が困難なケースを想定したセーフティネット規定の創設、小規模な企業を中心とした雇用要件の緩和（維持すべき雇用者数を計算する際の端数の切捨て）、贈与税の納税猶予取り消し時における相続時精算課税制度の適用を認める等の要件緩和措置が講じられた。

取引相場のない株式の評価方法については、上場株式市場の急激な株価上昇によって、業績にかかわらず株価が上昇する状況を受け、類似業種比準方式による株価の算出方法の見直しが行われた。具体的には、①類似業種の上場企業の株価について、急激な変動を平準化できるよう、2年間平均を選択可能にすること、②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、連結会計上の数字に見直すことで、上場企業のグローバル経営を反映、③評価会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について、「1：3：1」から「1：1：1」へ変更することで、成長・好業績企業の負担を軽減、④評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社および中会社の範囲の拡大が講じられた。

⑤社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速化による恒久的な少子化対策財源の確保

- i) 医療・介護・年金制度改革をはじめとする、重点化・効率化を軸とした社会保障制度改革の推進、人口減少下でのあるべき社会保障制度・マイナンバーの有効活用等について、社会保障専門委員会等での調査・研究

社会保障専門委員会では、社会保障給付の重点化・効率化を軸とした持続可能な社会保障制度（年金、医療、介護）の再構築実現に向けた改革の進捗、民間企業による介護保険外サービスへの参入拡

大、健康経営の推進等に焦点を当て、議論を行った。

ii) 社会保障審議会の各分会（医療保険、介護保険、年金、企業年金、福祉）等での意見活動

厚生労働省・社会保障審議会の各分会（医療保険、介護保険、年金、企業年金、福祉）に委員を派遣し、経済界の立場から持続可能な社会保障制度の実現に向けた制度改革について意見表明した。特に拡大を続ける医療・介護分野における個別改革のさらなる徹底を主張した。

医療保険制度改革は、高額療養費制度における70歳以上の所得区分の細分化と負担上限の引き上げ、後期高齢者の保険料軽減特例の見直し等、負担の適正化につながる改革が実施された。

また、介護保険制度改革は、介護保険法等改正法案（平成29年2月閣議決定）および政令改正により、介護利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の一部上限引き上げが盛り込まれた。

⑥「経済成長と環境の両立」の実現に向けた取り組みの促進

i) 中小企業の温室効果ガス排出削減に繋がる取り組みの展開

平成27年12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で合意された「パリ協定」および「COP21決定」により、世界の温室効果ガス排出削減に向け、すべての国・地域が参加する2020年以降の新たな国際的枠組みが構築されることとなった。

これを受け、政府は産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、わが国の地球温暖化対策を推進するための計画である「地球温暖化対策計画」の策定に向けた議論を開始。平成28年3月に「地球温暖化対策計画（案）」を公表しパブリックコメントを実施した。

4月、エネルギー・環境専門委員会を開催して議論を行い、「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見」をとりまとめ、政府へ提出した。米中を含むすべての主要排出国が参加して温室効果ガス排出削減に取り組むことを強く求めるとともに、計画（案）に記載された「2050年までに温室効果ガス80%削減を目指す」との表現に対し、「時間をかけて十分に議論し、産業界を含めコンセンサスを得た“積み上げ根拠”を同時に示すべき」と主張した。さらに、産業部門の太宗を占める中小企業にとって省エネルギー対策はコスト削減に伴う経営改善効果も見込めることを念頭に、排出削減設備導入等ハード面、省エネ診断や温室効果ガス排出削減ポテンシャル診断等ソフト面の両面で支援策を積極的に展開するよう求めた。

さらに、中小企業の実態に即した地球温暖化対策（省エネ対策等）の取り組み促進に向け、どのようなアプローチ策が有効かを検討するため、各地商工会議所を通じて会員企業に対し地球温暖化対策の実態を初めて調査し、平成29年3月に調査結果と合わせて具体的な取り組みの提言を公表した。これを基に、当所は地域の実情に応じた環境行動に関する取り組みリスト（商工会議所環境行動計画）を策定する予定。

なお、温室効果ガス排出削減は産業界のみならず、国民全体で取り組む課題であることを踏まえ、政府は、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」を選択するよう国民に促す運動「COOL CHOICE」を展開。当所は「COOL CHOICE 推進チーム」に参画し、国民の地球温暖化対策への理解促進、協力意識の醸成には、国民目線で考えて一歩踏み込んだ効果的なアプローチが鍵であること等を主張した。

ii) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の抜本的見直しへの対応

長期にわたる原子力発電所の停止による化石燃料の輸入増、再生可能エネルギー固定価格買取制度

(FIT) による賦課金負担増等の影響により、産業用電気料金は東日本大震災前の平成 22 年度からの 4 年間で約 4 割上昇し、電力多消費産業を中心とした中小・零細企業の経営に悪影響を及ぼしている。

FIT については、平成 27 年 7 月に決定された「長期エネルギー需給見通し」において、導入の太陽光偏重、賦課金負担増等の課題を解決し、バランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う方針が明記された。これを受け、総合資源エネルギー調査会の下に置かれた小委員会において議論が行われ、6 月に根拠法である再生可能エネルギー特別措置法が改正・公布された。その後、政府が制度の詳細を盛り込んだ省令案を対象にパブリックコメントを実施したことを受け、当所は、7 月と平成 29 年 2 月の 2 回にわたり、主に国民負担抑制の観点から作成した意見書を提出した。

iii) 原子力発電所等の視察を通じた現場の実態に関する情報発信の強化

「安全が確認された原子力発電の運転再開」を主張し、引き続き、その着実な実行を求めていくためには、原発立地地域の意向や、運転再開を通じた地域経済等への波及効果等を正確に把握し、原子力発電の運転再開の必要性の理解を深めるとともに、現場の実態を情報発信する必要がある。

こうした認識のもと、平成 29 年 3 月に東京商工会議所と合同で「東京電力柏崎刈羽原子力発電所視察および柏崎商工会議所会員との交流」を開催。エネルギー・環境委員会の北村共同委員長（電源開発(株)代表取締役会長）や矢尾共同委員長（三菱マテリアル(株)取締役会長）、エネルギー・環境専門委員会の古手川委員（津久見商工会議所会頭）ら 24 名が参加。発電所視察に先立ち、北村共同委員長と矢尾共同委員長は柏崎商工会議所を訪問して会頭、副会頭と懇談。北村共同委員長は電気が需要家に届くまでの現場の努力に対する理解促進の必要性に触れ、矢尾共同委員長は長きにわたり首都圏への電力供給を支える地元関係者への謝意を表明した。

また、「中国電力上関原子力発電所の開発に関する三者懇談会」を開催。現在建設準備中である同原子力発電所の立地促進に尽力している柳井商工会議所と中国電力が直接対話し、今後も連携を深めることを確認する機会を設定した。

iv) 「日商エネルギー・環境ナビ」を通じて、各地商工会議所や中小企業に役立つ情報の提供、および商工会議所の取り組みや意見を対外的にアピール

各地商工会議所や中小企業に役立つ情報提供、当所の提言・要望を含む商工会議所の取り組みを「日商エネルギー・環境ナビ」を通じ対外的にアピールした（記事 90 本、ツイッター 543 回発信）。

4 月、会員の中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握する「CO₂チェックシート」（エクセル版）について、改訂版の提供を開始した。改訂版には、照明設備を蛍光灯から LED に設備更新した場合の、「コスト削減効果」や「CO₂排出削減量」をシミュレーションできる機能を新たに追加した。改訂版の公表後、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の地域事務局を担っている 8 商工会議所や NPO 法人等と連携してその普及に努めた（平成 29 年 3 月末現在の利用登録は 345 社）。

v) 「容器包装リサイクル事業」を通じた循環型社会の形成促進、「汚染負荷量賦課金徴収業務」の円滑な実施

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の委託業務である「容器包装リサイクル事業」、ならびに独立行政法人環境再生保全機構の委託業務である「公害健康被害補償業務（汚染負荷量賦課金の徴

収業務)」について、実施商工会議所の協力を得て円滑に実施した。

容器包装リサイクル制度は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループおよび中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会において制度の評価・検証が行われ、5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」がとりまとめられた。当所は両会合に委員を派遣し、主に市町村と特定事業者の役割分担・費用分担のあり方について、社会全体のコスト低減を目指す立場に基づき意見を主張した。その結果、現在の役割分担を維持したうえで、現行制度の効果的な運用を検討すべきという当所の意見が反映された。

温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証する「J-クレジット制度」について、政府の「J-クレジット制度運営委員会」に委員として参画し、本制度の普及活動に協力した。

⑦強い農林水産業の実現

i) 農地の集約化・大規模化や、株式会社による農地の直接所有等、成長産業化に向けた規制緩和の提言

5月に「地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50」、平成 29 年 3 月に「経済成長・一億総活躍社会の実現のための規制・制度改革の意見」をとりまとめ、農地の集約化・大規模化、株式会社による農地の直接所有等、強い農林水産業の実現に向けた規制緩和を提言し、政府・政党に要望実現を働きかけた。

ii) 林業組合等による施業・生産等の共同化、機械化、物流の大ロット化や、国産材の需要拡大を図るための規制緩和等に関する提言

5月の「地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50」において、山林の有効活用による強い林業づくりに向けて、山林における権利登記の義務化、隣接地との境界確認の促進を提言した。

また、「林業復活・地方創生を推進する国民会議」（会長：三村会頭、事務局：一般社団法人日本プロジェクト産業協議会）における提言書とりまとめに協力した。

⑧規制・制度改革の推進

規制・制度改革については、本格的な議論が行われている政府の規制改革推進会議に当所意見を要請した。平成 27 年度に続き、地方創生や中小企業の活力強化につながる規制・制度改革の提案について、各地の商工会議所を通じて会員企業等から現場の生の声を集め、5月に「地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見 50」、平成 29 年 3 月に「経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見」をとりまとめ、規制改革推進会議、経済財政諮問会議、未来投資会議、働き方改革実現会議等に提出し、多くの意見が実現または実現に向けて動き出した。

企業が行政に対して行う手続に要する時間の短縮化や、書類の簡素化、IT 化等を図る取り組みである「行政手続の簡素化」については、各地商工会議所や会員事業者へのアンケート結果等に基づき、12月に「中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見」、平成 29 年 3 月に日本経済団体連合会、経済同友会と共同で「規制改革・行政手続の簡素化・IT 化の一体的推進について」をとりまとめ、政府に提出した。

こうした取り組みにより、平成 29 年 3 月の規制改革推進会議において、安倍総理の指示の下、行

政手続簡素化の3原則（①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）、③書式・様式の統一）の考え方にに基づき、9つの重点分野（①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）について、原則3年間で手続コストを20%削減する、等を決定し、各省庁にて同年6月末までに基本計画を策定することとなった。

また、平成29年5月8日に、数次ビザの対象が六県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に拡大されたほか、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）に、農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いについて、平成29年に検討を開始し、結論を得次第、速やかに措置することが記載された。

⑨中小・中堅企業関係施策の拡充

i) 各種会議を活用した意見聴取の実施

中小企業政策専門委員会や都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議、ブロック別中小企業相談所長会議、経営指導員向け各種研修会等を通じて、地域における中小企業・小規模事業者の課題等の把握に務めた。

ii) 設備投資の増加、IT化等、小規模・中小・中堅企業の生産性向上・経営力強化に向け、各地商工会議所へのアンケート等や中小企業政策専門委員会における検討等を踏まえた意見・要望書のとりまとめ

政府の中小企業関係施策について、全国の商工会議所へのアンケート調査結果等に基づき、中小企業政策専門委員会で行い、7月に「平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望」をとりまとめた。

その結果、平成28年度第2次補正予算において、小規模事業者持続化補助金、ものづくり等補助金（革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業）、IT導入補助金（サービス業等生産性向上IT導入支援事業）、IT専門家派遣等が措置された。さらに、平成29年度当初予算において、伴走型小規模事業者支援推進事業、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業、スーパーバイザー事業、消費税軽減税率対応窓口相談等事業、創業支援事業者補助金（産業競争力強化法に基づく創業支援）、創業・事業承継補助金、中小企業技術革新制度（SBIR）に基づく支援等が措置される等、当所要望の多くが実現した。

iii) 中小企業金融の強化に向けた対応

中小企業金融について、政府において信用保証制度のあり方の検討や金融決済の高度化の検討が進む中、中小企業・小規模事業者の立場からの主張を行った。

信用保証制度について、中小企業庁「金融ワーキンググループ」において、平成27年11月以来、信用保証制度のあり方について検討が行われ、当所は、中小企業の資金繰りの円滑化の観点から見直しを主張した結果、当所意見が概ね盛り込まれ、平成28年12月に制度の見直しの内容がとりまとめられた。その後、同見直しの内容を盛り込んだ「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月に通常国会に提出された。

平成 32 年までに導入が予定されている「XML 電文・金融 EDI」について、全国銀行協会「XML 電文移行に関する検討会」や経済産業省「金融 EDI における商流情報等のあり方検討会議」、金融庁「決済高度化官民推進会議」において、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する環境整備を求めるとともに、低費用負担・低事務負担での利用や不公正な取り扱いの回避を主張した。

⑩経済連携協定の締結促進

i) EABC (東アジアビジネス協議会) 2016 年議長国として RCEP の交渉加速・産業界意見反映を推進

当所が事務局を務める AJBC (ASEAN 日本経済協議会) では、ASEAN+日本・中国・韓国の民間経済人による経済大臣への諮問機関である EABC (東アジアビジネス協議会) の議長を 2016 年に務めた。EABC では、RCEP 対象国の民間経済人による RCEP ワーキンググループを組織。既存の FTA の利用状況や広域 FTA に向けた企業ニーズ等を調査し、8 月にラオスで行われた ASEAN+3 経済大臣会合にて報告した。EABC は RCEP 交渉官とのダイアログも開催し直接民間の意見を要望した。

ii) 外務省との意見交換の実施

7 月 21 日、岸田外務大臣との懇談会を実施し、英国の EU 離脱 (ブレグジット) をはじめ、頻発する海外でのテロ事件等への対応や企業の安全対策、インバウンド推進等について意見交換を行うとともに、TPP 協定の早期実現や日 EU・EPA の年内合意、また日中韓 FTA や RCEP 等広域経済連携協定の着実な推進を求めた。

iii) TPP 協定の早期実現に向けた働きかけの実施

7 月 13 日、日商、経団連、経済同友会、日本貿易会の 4 団体で「TPP の早期実現を求める」提言をとりまとめ、安倍総理に手交した。9 月には、自民党三役はじめ TPP 特別委員会委員長、衆参議会運営並びに国会対策委員長等与党幹部に対し、臨時国会での TPP 協定案および関連法案の早期承認、成立を求め、12 月に同協定案および関連法案が成立した。

⑪観光振興による地域産業の育成・活性化

i) 観光委員会・観光専門委員会等での観光振興に関する調査・研究、政府等への意見活動

全国の商工会議所を対象に「商工会議所における観光振興の取り組み」に関する調査を実施 (515 商工会議所が回答)。地域の観光客の入込状況やインバウンド、ご当地検定等の取り組み状況等について、人口規模別・ブロック別・都道府県別に集計を行い、7 月の全国観光振興大会 in 京都において結果報告を行った。

政府の観光立国推進閣僚会議が策定する「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の改定に対し、『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』改定への意見を 4 月にとりまとめ、石井国土交通大臣、田村観光庁長官をはじめ、政府・政党等に提出した。この結果、5 月に改定されたアクション・プログラムには、商工会議所の意見が数多く盛り込まれた。

ii) 観光関連産業の育成・イノベーションに向けたビジネス環境整備の実現

4 月にとりまとめた『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』改定への意見において、観光統計の整備やビッグデータの利活用の促進、外国人留学生の活用や MICE 分野の人材育成等、観光産業を支える人材の確保と育成についても要望した。

⑫民法（債権法）・会社法・独占禁止法等経済法規改正への対応

経済法規専門委員会において、企業の競争力強化に資する経済法規改正を実現するべく、検討を行った。中小企業をはじめとした事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向や運用状況を注視し、調査研究・意見要望活動を実施した。

具体的には、明治時代の民法制定以来、120年ぶりの大改正と言われている民法（債権関係）の改正に対応するため、経済法規委員会を開催し、本改正が企業に与える影響についての講演や意見交換を行った。

また、平成26年改正会社法附則第25条の見直し規定により、企業統治のあり方に関する規律を中心に見直し作業が進められている会社法改正について対応するため、経済法規専門委員会の下に設置した会社法検討会合で会員企業および有識者による議論を重ね（平成28年5月～平成29年2月：計11回）、法務省や経済産業省、有識者等から構成される会社法研究会（公益社団法人商事法務研究会）に委員を派遣して、中小企業の立場から改正の方向性について意見を主張した。この結果、平成29年3月2日にとりまとめられた研究会報告書には、企業の実務を踏まえた規律を求める商工会議所の意見が多く盛り込まれた。

競争法については、中小企業の事業活動への負担軽減の観点から、独占禁止法のあらましと課徴金制度について、経済法規委員会を通じ、企業への情報提供と理解促進を図った。また、公正取引委員会に対し、6月に「独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見」を提出したほか、8月に「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集（パブリックコメント）に対する意見の提出を行った。この結果、平成29年1月に公表された「独占禁止法研究会報告書（案）」において、本意見について多く記載されるとともに、課徴金に対する中小企業の軽減算定率の維持や課徴金の減免、加算に対する基準を明確化すべきことが明記される等、本意見の趣旨が反映される見込みとなった。

⑬科学技術・知財政策の検討および知財経営の推進

知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会、産業構造審議会知的財産分科会、営業秘密の保護・活用に関する小委員会等の政府の会議への参画、ならびに関係省庁への働きかけを通じて、中小企業の競争力強化や地方創生に資する知財政策の実現を図った。その結果、「知的財産推進計画2016」に「適正かつ公平な証拠収集手続の実現等知財紛争処理システムの機能強化」「手続の簡素化等の支援策や特許料等の検討等地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」といった「知的財産政策に関する意見」（平成28年3月）の内容が反映された。

また、中小企業が知的財産を円滑に創造・活用・保護できる環境の実現に向け、平成29年3月、地域知財戦略の策定・見直し、知財紛争処理システムの改善、特許等の申請手続きの簡素化、データ活用・保護の基盤整備を含めた「知的財産政策に関する意見」をとりまとめ、知的財産戦略本部、特許庁、内閣府、政党等への働きかけを行った。

さらに、各地商工会議所や関係機関と連携して、特許法や不正競争防止法の改正内容、営業秘密保護、先使用権制度、標準化等について普及啓発を行った。

⑭小規模企業関係施策の拡充

i) 小規模企業振興対策予算の拡充に向けた要望

11月、全国知事会に「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」を提出した。「小規模企業振

興」および「地方創生」の実現に向けて、①小規模企業振興対策予算の拡充、②小規模企業振興に資する条例の制定、③都道府県版小規模事業者持続化補助金等商工会議所と連携した事業者向け施策の実施、④小規模・中小企業の高付加価値化・生産性向上の取り組みを図るための新型交付金等の活用、の4点を強く求めた。

なお、小規模企業支援には基礎自治体である「市」の役割も重要であることから、本要望書を全国市長会にも提出した。

ii) 小規模・中小・中堅企業関係施策に関する各地商工会議所へのアンケート等や中小企業政策専門委員会における検討等を踏まえた意見・要望書のとりまとめ

政府の中小企業関係施策について、全国の商工会議所へのアンケート調査結果等に基づき、中小企業政策専門委員会で検討を行い、「平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望」をとりまとめた。

その結果、平成29年度税制改正において、中小・小規模企業の実産性向上・経営力強化を支援する「中小企業等経営強化法」における業種所管大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した機械装置等の固定資産税減免措置の対象に、器具備品、工具、建物附属設備等が追加された。また、平成28年度第2次補正予算において、中小・小規模事業者のITの導入支援を図る「IT導入補助金(サービス業等生産性向上IT導入支援事業)」が措置される等、当所要望の多くが実現した。

(2) 人手不足問題に対する政策提言

各地商工会議所会員企業を対象とした「最低賃金引き上げの影響と人手不足への対応等に関する調査」を実施(375商工会議所、2,405社回答)するとともに、労働専門委員会等諸会議ならびに各地商工会議所の訪問・ヒアリングを通じて地域の現状を把握した。

こうした実態を踏まえ、労働専門委員会において、4月、人手不足による企業活動の停滞や、少子高齢化に伴う労働力人口減少による経済規模の縮小を防ぐためには、労働力の量と質の取り組みが不可欠であるとの考えのもと、「雇用・労働政策に関する意見」をとりまとめ、関係省庁に提出した。

厚生労働省・労働政策審議会等、政府の各会議に商工会議所の関係者を委員として派遣し、中小企業の実態をはじめ、無料職業紹介の事務負担軽減や、安定した雇用状況を踏まえ労使の支出である雇用保険料率の引き下げに対して意見した。特に、年々上昇している最低賃金額について、同調査結果を基に、中小企業の経営実態と最低賃金引き上げに関し定量的分析を用い意見を主張した。

その結果、平成29年4月、「改正職業安定法」が成立し、人手不足への対応として各地商工会議所が実施している無料職業紹介に関し、より一層良質な就職のマッチングが推進されるよう、届出に係る書類の簡素化等が実現した。加えて、平成29年3月、「改正雇用保険法」が成立し、3年間(平成29年度～31年度)時限的に雇用保険料率等が引き下げられた。

労働法制の改正、成立等について、各地商工会議所の労働法制担当者を対象とした「働き方改革セミナー」を実施し、政府の動向を説明したほか、適宜、ホームページやCCIスクエア等で概要を発信する等、周知を図った。

3. 新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援

(1) 中小企業の IoT 活用・創業の支援

① IT 経営推進専門委員会における中小企業の IoT 等利活用に関する研究

IT 経営推進専門委員会のもとに「中小企業 IoT・クラウド活用研究会」を設置し、今後の中小企業における IoT の導入や活用の支援に関する検討を行った。4 月、その結果を踏まえ、「中小企業の IoT 推進に関する意見」をとりまとめ、政府・政党に要望した。その結果、平成 28 年度から、中小製造業がロボット、IoT 等の導入や活用について専門家に相談できる拠点を整備する「スマートものづくり応援隊事業」が開始されたほか、補正予算において IT システム導入等費用を一部補助する「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）」が措置される等、当所意見の多くが実現した。

② IoT 活用専門委員会の新設およびドイツ IoT 現地事情視察団の派遣

中小企業の現下の最大の経営課題は人手不足問題であり、IoT・ロボット等の導入がその解決の最有力手段であることから、11 月に「IoT 活用専門委員会」を新たに設置した（委員長：岩本敏男(株)NTT データ代表取締役社長）。同委員会では、ものづくり中小企業の経営課題を整理するとともに、身の丈に合った IT・IoT 等について研究、国内外の先進事例の視察、情報収集を行い、各地域での取り組み支援策、政策提言を検討した（平成 29 年 2 月に第 1 回会合を開催）。

平成 29 年 3 月 18 日～23 日に、各地商工会議所の役員・会員等 28 名による「ドイツ IoT 現地視察団」を派遣。国際情報技術見本市「CeBIT（セビット）2017」をはじめ、ドイツ国内企業の IoT・ロボット導入等の具体的な取り組みを視察するとともに、現地の支援機関等と意見交換した。

③ 改正個人情報保護法に関するセミナー実施等による普及・啓発

全国の商工会議所役員が集まる場での情報提供をはじめ、ホームページ・新聞・雑誌や会報誌での周知を行った。また、個人情報保護委員会が作成した中小企業向けのチェックリストを全国の商工会議所経由で 37,500 枚配布するとともに、全国 100 カ所の予定で開催しているプラス IT セミナーでも配布した。

また、中小企業基盤整備機構や JIPDEC と協力した弁護士による説明会を東京、大阪で合計 4 回実施し、776 名の参加を得た。

④ 商工中金等との連携による中小・中堅企業の経営支援強化

当所と株式会社商工組合中央金庫（商工中金）による「中小・中堅企業および地域の活性化に係る連携強化の覚書」（平成 26 年 12 月 9 日）に基づき、各地商工会議所と商工中金の各支店による協力・連携が進展している。各々が有する機能を相互に活用しながら、「広域的なビジネス商談会」「商工会議所ブランド認定企業に対する優遇融資」「海外展開支援」等連携の幅を拡大させている。

こうした連携事例を全国の商工会議所に水平展開することを目的に、平成 26 年 12 月発行の「商工会議所と商工中金との連携事例集（第 1 版）」、平成 27 年 10 月発行の「商工会議所と商工中金との連携事例集（第 2 版）」に続いて、平成 29 年 2 月には「商工会議所と商工中金との連携事例集（第 3 版）」を発行。各種経営指導員向け研修会やイントラネットでの配信等により、各地商工会議所と商工中金各支店との協力・連携の促進を図った。

⑤「創業スクール事業」をはじめ、各地商工会議所における創業・第二創業支援事業の推進

創業に関する知識・ノウハウの習得やビジネスプランの作成等を支援する「創業スクール事業」は平成 27 年度に引き続き平成 28 年度予算でも講じられ、39 商工会議所が実施した。

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画については、12 月時点で、商工会議所地区で 491 件の計画が認定され、これらの計画のうち、商工会議所が「創業支援事業者」として関与している計画は 465 件、平成 28 年度に国の創業支援策に関わっている商工会議所は、405 商工会議所（重複除く）となっている。

⑥「ザ・ビジネスモール」「おもてなしギフトショップ」等、販路拡大等に資する各地商工会議所の事業と連携し、横展開を促進しつつ各地会員の参加を呼びかけ

国内の電子商取引（EC）の市場規模が急速に拡大しており、中小企業・小規模事業者の販路拡大の好機となることから、「ザ・ビジネスモール」「おもてなしギフトショップ」等への各地商工会議所会員の参加や、さらなる活用手法等について、商工会議所職員向け研修会等の機会を通じて情報提供および呼びかけを行った。

⑦税制の見直しの働きかけや事業引継ぎ支援センターとの連携等円滑な事業承継の支援

平成 29 年度税制改正において、全国の商工会議所と連携し、政府・政党への働きかけにより、事業承継税制の見直し、取引相場のない株式の評価方法の見直しが実現した。

中小企業・小規模事業者の後継者を経営者の親族内で確保することが困難となりつつあり、親族外承継に対する潜在需要が高まっていることを受け、事業引継ぎ支援センターが全国 47 都道府県に設置され、そのうち 31 カ所は商工会議所が設置主体となっている。

事業引継ぎ支援センターの平成 28 年度の活動状況は、中小企業・小規模事業者 6,293 社の相談に対応しており、事業引継ぎの成約件数は 431 件となり、窓口相談企業数、事業引継ぎ成約件数ともに大幅に増加傾向にある。

こうした小規模な事業の円滑な引継ぎのため、中小企業庁発行の「事業引継ぎガイドライン」「事業引継ぎハンドブック」「事業承継ガイドライン」の周知や中小企業基盤整備機構の事業承継ポータルサイトによる事業承継事例の紹介等を通じ、事業承継支援について積極的な広報・PR 活動を行った。

⑧知的財産関連セミナーの実施による知財経営の推進

中小企業は、人材や資金、情報の不足により重要な経営資源の一つである知的財産を十分に活用できていないため、中小企業に知的財産の重要性を啓発するとともに、共同開発やライセンス等の知財活用の際に不可欠な「契約」をテーマに、東京商工会議所との共催により、セミナー「技術契約の基礎知識」（初級編：6 月 13 日、中級編：7 月 5 日）を開催した（計 178 名が参加）。また、営業秘密の保護や先使用権制度、職務発明規定についても、東京商工会議所との共催により、セミナー「中堅・中小企業のための営業秘密保護と職務発明規定 他」（6 月 21 日）を開催した（105 名が参加）。さらに、札幌、名古屋、大阪の 3 商工会議所と連携して同セミナーを実施し、知的財産の活用について普及啓発を行った。

⑨中小企業の会計に関する基本要領の利用企業拡大に向けた普及・啓発活動

各地商工会議所と中小企業基盤整備機構が共催で「中小企業会計啓発・普及セミナー」を延べ 46 回開催し、中小企業の経営者等 1,097 名の参加を得る等、中小企業の経営者が、自ら会計要領の内容を理解し活用できるよう普及・啓発活動に積極的に取り組んだ。

なお、中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及のため、全国の信用保証協会の協力の下、平成 25 年 4 月から「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業に対して、信用保証料率が 0.1% 割引かれる制度が運用されてきたが、国、関係団体が普及促進を進めてきた結果、多くの事業者が「中小会計要領」を利用するに至ったことから、平成 29 年度からは全国一律の制度ではなく、各信用保証協会の判断で割引制度が実施されることとなった。

⑩改正個人情報保護法、マイナンバー関連情報等、地域中小企業の経営に資する情報をデジタルガイドブック（商工会議所ライブラリー）で提供

会員はじめ地域事業者に対して、平成 29 年 5 月 30 日全面施行の改正個人情報保護法をはじめとする有益な情報をタイムリーに提供できる「商工会議所ライブラリー」を運用し、中小企業の経営に資する情報提供等を広く実施した（平成 29 年 3 月末現在 227 タイトル掲載。前年同期比 58 件増）。

(2) 小規模事業者への「伴走型支援」の推進

①小規模事業者に対する伴走型の事業計画策定・実行支援の推進

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」に基づき、「経営発達支援計画」の経済産業大臣認定を受けた商工会議所向けの「伴走型小規模事業者支援推進事業」を実施し、207 商工会議所の伴走型支援の取り組みを支援した。また、認定商工会議所においては、小規模事業者が 7,200 万円までの低利融資を受けられる新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）を利用し、地域経済活性化等に資する売上の増加や収益の改善等、事業の持続的発展のための取り組みを行う小規模事業者の支援を行った。

新たに「経営発達支援計画」の認定を目指す商工会議所に対しては、計画の認定申請に向けた研修会と個別相談会を開催。参加した延べ 91 商工会議所の計画策定・ブラッシュアップを支援した。

また、伴走型支援の中でも特に事業者の支援ニーズが高い「販路開拓支援」の推進に向けて、支援の進め方・考え方のほか、展示・商談会出展に向けた事前・事後のアドバイスのポイント、商工会議所独自で展示・商談会を開催する際の留意事項について、各地商工会議所の取り組み事例等を含めながら解説した「商工会議所における販路開拓支援ガイドブック～伴走型支援体制の確立に向けて～」を平成 29 年 1 月に作成し、全国の商工会議所に配布した。

平成 28 年度中に新たに「経営発達支援計画」の経済産業大臣認定を受けた商工会議所は 174 カ所で、認定商工会議所数は累計 303（全体の 58.9%）となった。

②小規模事業者持続化補助金の活用促進

小規模事業者は、全企業の 85% を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、「1 億総活躍社会」の実現や、長年続いたデフレからの脱却に、その持続的発展が極めて重要である一方で、わが国経済の構造変化に大きく影響を受けており、既存の商圈を超えて広い市場を視野に入れた販路開拓や生産性向上を図ることが期待されている。

こうした小規模事業者に対し、商工会議所等の支援を受けながら経営計画に基づいて取り組む販路

開拓や生産性向上に取り組む費用の支援を目的とした「小規模事業者持続化補助金」が、政府の補正予算で数次にわたり措置され（補助上限額：原則 50 万円、補助率：2/3 以内）、前年度に引き続き、その活用促進に取り組んだ。

平成 27 年度補正予算において「小規模事業者支援パッケージ事業」が措置され（平成 28 年 2 月 19 日交付決定）、3 年目となる小規模事業者持続化補助金の活用促進に取り組むべく、2 月 26 日に公募を開始した（5 月 13 日受付締切）。同補助金では、雇用の増加、買い物弱者対策に取り組む事業者のほか、海外展開に取り組む事業者についても、補助上限額を 100 万円に引き上げることとしたほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化（生産性向上）に要する費用も補助対象経費として認めることとし、6,136 件を採択し、小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援した。

平成 28 年度第 1 次補正予算に盛り込まれた「熊本地震復旧等予備費」により「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」が措置され（5 月 31 日交付決定）、熊本地震による影響（事業用資産の直接被災または売上減による間接被害）を受けた、九州経済産業局管内の 7 県に所在する小規模事業者を対象として、5 月 31 日から公募を開始した（補助上限額は熊本県・大分県 200 万円、他の 5 県 100 万円）。1 次受付分（6 月 24 日締切）として 484 件、2 次受付分として（7 月 29 日締切）121 件を採択し、被災地域における小規模事業者の販路開拓等を支援した。

平成 28 年度第 2 次補正予算において「小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」が措置され（10 月 31 日交付決定）、11 月 4 日に公募を開始した。同事業においては、①熊本県、大分県の一部地域に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者を対象とした【熊本地震対策型】（補助上限額 200 万円）、②8 月 16 日から 9 月 1 日にかけて、台風第 7 号、台風第 11 号、台風第 9 号および台風第 10 号による甚大な被害により、顧客や販路の喪失という状況に直面した、激甚災害（局激）の指定を受けた地方自治体（岩手県宮古市、久慈市等）に所在する小規模事業者を対象とした【台風激甚災害対策型】（補助上限額 100 万円）、③全国の小規模事業者を対象とした【一般型】（補助上限額：原則 50 万円。従業員の賃上げ、雇用の増加、買い物弱者対策事業、海外展開事業は 100 万円）、の 3 種類の公募により、それぞれ 563 件、83 件、6,402 件を採択し、小規模事業者の販路開拓の取り組みを支援した。引き続き、予算の残余额等を活用し、平成 29 年 4 月 14 日から追加公募を開始した（5 月 31 日締切）。

③小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）や小規模事業者経営発達支援資金の利用促進、経営者保証ガイドラインの普及等金融の円滑化の推進支援

中小企業の資金繰りや資金調達の動向等を把握するため、平成 29 年 2 月に、金融実態調査を実施した。金融機関の貸出姿勢、中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援に関する相談、設備投資等に伴う新規融資の相談状況等について継続的に調査を行い、結果を各地商工会議所に周知した。

多様な中小企業の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会は、全国 47 都道府県に設置され、そのうち 31 カ所は商工会議所が設置主体となっている。平成 28 年度の活動状況は、暫定リスク案件を中心としたフォローアップや事業者の抜本的な事業再生に向けた支援等、より質の高い支援業務が強化されている。

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）について、商工会議所における平成 28 年度の推薦実績は、件数 23,894 件（前年度比 98.6%）、金額 1,563 億 872 万円（同 100.8%）であった。商工会を含む全体の融資実績は 2,693 億 1,944 万円（同 107.9%）となった。

マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経等基礎研修会）を実施した。

また、平成 28 年度から新設された、経営発達支援計画認定商工会議所による事業計画の策定指導および助言を受ける小規模事業者を対象にした「小規模事業者経営発達支援資金」の融資実績は、97 件、9 億 8,430 万円となった。

(3) 軽減税率および価格転嫁対策への対応

①消費税率引き上げに伴う軽減税率制度・価格転嫁対策のための相談・支援体制の構築

消費税率の引き上げに伴う小規模事業者の軽減税率制度および価格転嫁対策の普及に向け、全国の商工会議所と連携して消費税軽減税率対策窓口相談等事業を推進した。全国の商工会議所では、平成 28 年度中に講習会等を 2,918 回開催し、102,242 人が参加。巡回・窓口相談等件数は、359,821 件となった。

②消費税率引き上げに伴う軽減税率制度対策・価格転嫁対策支援に関するブロック別経営指導員研修会の開催

消費税率引き上げに伴い発生する軽減税率制度や価格転嫁等の幅広い相談に対応するため、経営指導員の知識・スキルの向上を目的とした研修会を 6 月～7 月および平成 29 年 1 月～2 月にかけて、全国 9 ブロックで計 19 回開催し、延べ 922 人が参加した。

③事業者向け消費税軽減税率制度解説・実務対応冊子等の作成・配布

平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引き上げおよび軽減税率制度の導入に対応するため、価格表示、資金繰り、消費税転嫁対策特別措置法への対応等について、事業者支援の際のツールとして活用できる小冊子「中小企業のための消費税軽減税率対策（速報版）」を 4 月に発行し、全国の商工会議所に配布した。また、消費税率の引き上げ時期が平成 31 年 10 月に延期された際、平成 29 年 1 月に、消費税率引き上げ時期の延期に対応した同小冊子の改訂版を発行した。本小冊子は、合計 87 万部（速報版 55 万部、改訂版 32 万部）作成し、全国の商工会議所等へ提供した。

(4) 経営支援力の向上

①「第 5 回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」やテーマ別実践研修会の開催

経営指導員間のネットワークを強化し、全国の商工会議所における経営支援力を向上することを目的に、「第 5 回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を 7 月に金沢市（石川県）で開催した。

全国の商工会議所の経営指導員ら 193 人が、商工会議所の個者支援能力の更なる向上を目指し、パネルディスカッションやグループディスカッションを通じて、企業の経営課題抽出と解決に向けた戦略立案の極意を学んだ。

研修会の結びに、「商工会議所の支援体制強化」に向けた努力を継続すること、「地域内外需要の獲得」に向けた販路開拓を強力的にサポートすること、「全国 515 商工会議所一体となった経営支援力の強化」を目指すこと等をまとめた「金沢アピール」が採択された。

また、経営指導員の支援力の向上を推進するため、経営指導員等向けのテーマ別実践研修を開催し

た。具体的には、「創業」「経営支援分析力向上」「マル経を中心とした金融」「経営再建計画策定およびBCP策定支援」「事業承継支援」のほか、平成28年度は新たな取り組みとして、伴走型支援の中でも特に事業者のニーズが高い「販路開拓支援」や、年々増加傾向にある「女性経営指導員」を対象とした研修会を開催した。

②中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた「伴走型支援×IT活用支援」の推進

中小企業・小規模事業者は、人手不足・需要不足の中、「生産性（付加価値向上／業務効率化）の向上」に向け、IT（ビジネスアプリ・クラウド等）への活用が喫緊の課題となっている中、最も身近な支援機関である商工会議所は「伴走型支援×IT活用支援」に取り組むことが求められている。

そこで、商工会議所幹部（専務理事等）向けの情報提供として、中小企業委員会（9月）に、クラウド会計サービスを提供している株式会社マネーフォワードの執行役員・MFクラウド事業本部長の宮原崇氏を講師に招き、「ITの活用（クラウド会計・フィンテック）による中小企業の実産性向上」をテーマに講演を実施した。各地商工会議所において、業務提携やクラウド会計等セミナー等への講師派遣、商工会議所連合会経営指導員研修会への講師派遣等、同社と連携して事業者のIT支援を強化する動きがでてきている。

商工会議所経営支援担当者向け（中小企業相談所長、経営指導員等）としては、「ブロック別消費税軽減税率対策窓口相談等事業経営指導員向け研修会」（6月～7月）や「ブロック別中小企業相談所長説明会」（平成29年1月～2月）等において、IT専門家や株式会社マネーフォワード等を講師に招き、軽減税率対策補助金やIT導入補助金等の活用によるIT支援の進め方、クラウド会計等を活用した生産性向上支援等について、情報提供を行った。

また、中小企業・小規模事業者において、高機能だが簡便・安価で利用できる「クラウドサービス」の活用の重要性が増す一方で、クラウドサービスの活用を支援する人材不足が課題となっている中、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の協力を得て、クラウドサービスの活用支援に精通しているITコーディネータのリスト（51人）を、平成29年2月に各地商工会議所に提供した。

国のIT支援体制の強化を促すため、中小企業庁「第1回スマートSME（中小企業）研究会」（平成29年3月）において、「商工会議所の経営支援におけるIT（クラウド等）活用支援」について事例発表するとともに、中小企業庁に対し、IT導入を支援する補助金、信頼できるIT事業者等の認定制度、中小企業支援機関等によるIT支援体制の強化等を強く要望した。

③「経営指導員スクエア」の内容拡充や各種事例集の作成、「経営指導員向けメールマガジン」の発行等による好事例の共有および対外的な発信

商工会議所における経営支援力の向上と伴走型支援体制の強化に向けた参考情報を掲載している「経営指導員スクエア」の内容を刷新した。

また、全国商工会議所の経営指導員等の参考資料として、今年度は、①「都道府県等からの予算獲得・他機関の連携等」、②「施策周知・活用促進に向けた情報発信」、③「販路開拓・拡大支援」、④「農林水産業の成長産業化・生産性向上に向けた経営支援」、⑤「商工会議所と商工中金との連携」、⑥「マル経融資の動向と貸付増加に向けた取り組み」、⑦「小規模事業者経営発達支援資金の動向と推進事例」、⑧「商工会議所青年部（YEG）の活動事例」の8つの事例集を作成した。平成29年3月には、それらを一冊にまとめた「商工会議所の経営支援事例集（平成28年度版）」を作成・提供し、先進事例の水平展開を図った。

さらに、「経営指導員メルマガ」を毎月配信することで、経営指導員の手元に直接、施策や補助金情報、経営指導員の支援事例等を提供した。

④各地商工会議所が実施する IT 関連セミナー、研修会等の講師・指導者の全国ネットワークの活用
各地商工会議所が IT 関連のセミナー、研修会、勉強会、相談等を行う際の講師選定の参考として活用するとともに、地域での支援者連携の一助となるよう、各地商工会議所から推薦のあった IT 関連講師をリスト化し提供した（講師数は 118 名）。

4. 地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進

(1) 広域連携・インバウンド観光の推進

①「2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けた交流文化・観光の創造～全国から知恵を活かした地方創生の取り組みを～」をテーマとした全国商工会議所観光振興大会の開催

7 月、京都市等で、「全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都」（第 13 回）を開催し、全国の商工会議所関係者等約 1,400 人が参加した。「2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けた交流文化・観光の創造」をテーマに、全体会議・全体交流会・分科会・エクスカージョンを実施した。2020 年オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れた観光振興事例について学ぶとともに、京都ならではの歴史・文化に沿ったニューツーリズムの取り組みを地域の人々との交流を通じながら体感した。同大会においては、「平成 28 年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行い、先進的な取り組みの周知・普及を図るとともに、観光立国、地方創生、オリンピック・パラリンピック文化プログラムの活用について共通の認識のもと、全国 515 商工会議所の観光ネットワークを活かして、ムーブメントを高めるべく、大会宣言「京都アピール」を採択した。

②きらり輝き観光振興大賞の実施による地域資源の掘り起こしと取り組み手法の周知・普及

観光立地域による観光立国の推進と地域活性化に資することを目的に、他の範となる観光振興の取り組みを行っている商工会議所を顕彰する「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」を実施した（今回で 9 回目）。厳正な審査の結果、計 14 商工会議所を入賞案件として発表し、「全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都」において表彰した。

【「平成 28 年度 全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

○大賞

長崎商工会議所（長崎県）世界一の夜景都市をめざして～青年部の提言を地域一体で実現～

○振興賞

結城商工会議所（茨城県）“結い”で繋がる広がる結城の心

日光商工会議所（栃木県）中心市街地を日光・鬼怒川へのゲートタウンに

○観光立“地域”特別賞

岐阜商工会議所（岐阜県）清流長良川に育まれた長良川流域文化に基づく「岐阜ブランド」の確立

一宮商工会議所（愛知県）地元繊維産業が育んだ、おもてなし文化「一宮モーニング」の魅力を発信

○奨励賞

天童商工会議所（山形道）天童織田藩をテーマとした統一観光プロジェクト事業 ODA

西宮商工会議所（兵庫県）酒ぐら地帯を中心とした産業と歴史を結びつけた産業観光の振興
岡山商工会議所（岡山県）昭和レトロの町並みを活かしたマルシェ事業を中心とする観光振興
○広域連携特別賞
仙台商工会議所（宮城県）、青森商工会議所（青森県）、盛岡商工会議所（岩手県）
秋田商工会議所（秋田県）、山形商工会議所（山形県）、福島商工会議所（福島県）
東北六魂祭

③都道府県・ブロック単位等での「観光連絡担当」や「観光委員会・部会メンバー」会合の開催等を通じたネットワークの構築による広域観光の促進（観光ルートの開発および販路開拓等の取り組みへの支援）

全国9ブロックで観光連絡担当間の交流・連携の促進や新たな観光開発を図ることを目的に、「観光連絡担当研修会」を開催した。各研修会では、須田観光委員会共同委員長による「観光立国重点施策」に関する講演、日商事務局による商工会議所の観光振興の取り組み状況の報告のほか、各地商工会議所における観光振興の取り組み事例発表や、参加者間によるグループディスカッション・ワークショップ等が行われた。

また、第30期、域外需要の取り込みに向け、インバウンドや広域連携策を検討・普及する「地域インバウンド推進ワーキンググループ」を新設した。

④観光振興に関する調査の実施および先進事例の取り組み手法に関する分析と情報提供

4月から5月にかけて、全国の商工会議所を対象に「商工会議所における観光振興の取り組み」に関する調査を実施し（515全商工会議所が回答）、7月の「全国商工会議所観光振興大会2016 in 京都」において結果報告を行った。地域の観光客の入込状況やインバウンド、ご当地検定等の取り組み状況等について、人口規模別・ブロック別・都道府県別に調査・集計、フィードバックするとともに、先進的な取り組み事例に関する情報提供を行った。

各ブロック・県連単位で開催された観光関係の諸会議に日商事務局が講師として出席し、商工会議所の観光振興の取り組み状況や先進事例等について説明・紹介を行うとともに、全国515商工会議所に設置した観光連絡担当向けメールマガジンの配信、CCIスクエアの専用ページを通じた観光関連情報の発信を行った。

(2) 地域資源の活用・販路開拓・農商工連携

①全国展開プロジェクトの取り組み拡大による地域資源を活用した新商品の開発、販路開拓を促進

地域資源を活かした新商品や観光プロジェクト等を開発し、それを全国に展開することを目指した取り組みを支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業）」を実施した。平成28年度は、調査研究事業、本体事業1、2年目の3事業を行い、67件のプロジェクトを採択した。

プロジェクトを実施する商工会議所に対する側面支援として、専門家を派遣して事業の円滑な推進に向けた実践的なアドバイス、指導等を行った。また、過年度の全国展開プロジェクトで開発された商品のさらなる改良と販路の拡大に向け、コンサルタントや専門家の派遣、商品改良や販売戦略、商談シートの作成等を一貫して支援する伴走型のサポートを行った。

さらに、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品等の商品改良や販路開拓を支援するため、

世界最大級の観光総合見本市「ツーリズム EXPO ジャパン 2016」（9月）や国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」および同時開催の食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」（平成29年2月）での「feel NIPPON」、「IFFT / インテリア ライフスタイル リビング」（11月）での「技のヒット甲子園@IFFT」、「スーパーマーケット・トレードショー2017」（平成29年2月）での「ニッポンまるしい」といった共同展示商談会の出展、「まるごとにつぼん」「となりに。日本百貨店」でのテストマーケティングの開催を実施した。

そのほか、本プロジェクトを紹介するWEBサイト「feel NIPPON」を活用したプロモーションにも力を入れ、Facebookを活用した本事業の認知度向上や開発された商品、各地域の取り組みのPR支援を強化した。

②農林水産業団体等と連携した農商工連携・六次産業化の取り組みの促進

平成26年度より、各地商工会議所に対し、商品開発や販路拡大等の取り組み強化に向けた農林水産業団体への働きかけを呼びかけた。「商工会議所の現状に関する調査」（平成29年3月現在）によれば、「農業協同組合（JA）が商工会議所に入会している」が270か所、「林業団体が入会している」が139か所、「水産業団体が加入している」が159か所。

また、第30期、新たなまちづくりに、農林水産資源の活用という視点を盛り込んだ「まちづくり・農林水産資源活用専門委員会」を新設した。

③地域団体商標、地理的表示（GI）の積極的活用による地域ブランドの確立に向けた取り組みの支援

平成26年の4月の特許法等の一部改正により、商工会議所においても地域団体商標の登録申請が行えるようになったことを受け、本制度を活用し、地域ブランドの育成につなげていくために、セミナーや研修会等を通じた制度概要の説明をはじめ、各地商工会議所へ地域団体商標の積極的な活用を昨年度に引き続き呼びかけた。

昨年度登録された3件（中津商工会議所「中津からあげ」、一宮商工会議所「一宮モーニング」、真岡商工会議所「真岡木綿」）に続き、平成29年1月には、三島商工会議所による「みしまコロッケ」が商工会議所による地域団体商標として登録された。

④全国商工会議所会員企業の首都圏での販路開拓支援に向けた仕組みづくり（地域プロモーション・販路開拓のための販売・催事スペースの確保、商談マッチング支援等）

日本各地の食と文化を発信する、東京・秋葉原の「日本百貨店しょくひんかん」の催事スペースを当所で確保し、各地商工会議所とその会員事業者が一週間単位で商品を出品する「全国から毎週集まる!! 地域うまいもんマルシェ」を7月19日から開催。会員事業者等が首都圏での消費者ニーズを把握して商品改良に活かすテストマーケティングや首都圏での販路開拓、各地域のPRに活用できる場を創出し、平成29年3月27日までに27都道府県の39商工会議所が出店した。

⑤オリンピック・パラリンピック開催への機運醸成

東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備状況等を各地商工会議所へ周知することを目的として、定例会議等において大会組織委員会、内閣官房、東京都等による講演・情報提供を随時実施したほか、大会ポスター・ピンバッジを各地商工会議所へ配布した。また、「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」における地方自治体や地方企業との連携・協働に向けた検討に参画した。こ

のほか、さらなる機運醸成に向けた今後の課題について、自由民主党 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部地域活性化小委員会等において意見陳述した。

7月に京都市等で開催した「全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都」のテーマとして「2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けた交流文化・観光の創造」を掲げ、2020 年オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れた観光振興について、3 日間にわたる全体会議・全体交流会・分科会・エクスカージョンを実施した。

8月、東京商工会議所との合同視察団をリオデジャネイロオリンピックに派遣し、次回開催都市の経済団体として、東京大会の PR や大会実施状況の視察、現地大会関係者との意見交換等を行った。

⑥林業の活性化に向けた国産木材の利用促進や新商品開発・販路開拓への支援

「林業復活・地域創生を推進する国民会議」（会長：三村会頭、事務局：一般社団法人日本プロジェクト産業協議会）による、国産材需要の拡大や機械化による経営効率化等、産業界を挙げた提言書のとりまとめに積極的に参画した。

⑦社会資本整備専門委員会による「ストック効果」の最大化に向けた高速道路・空港・港湾等の活用事例の収集・提供

5月16日・17日、まちづくり特別委員会と合同で、和歌山県和歌山市および田辺市において第5回社会資本整備専門委員会を開催。ストック効果の発揮に向けた各地商工会議所の取り組みについて共有するとともに、田辺市における高速道路延伸による観光振興の取り組み等について現地視察を行った。また、12月14日に、石井国土交通大臣との懇談会を開催し、ストック効果の高いインフラ整備に優先的に取り組むこと等を求めた。

⑧各地商工会議所の地域活性化支援人材の育成に向けた研修会の開催

平成29年2月24日、各地商工会議所のまちづくり担当職員等を対象に「平成28年度まちづくり担当者研修会」を開催。中心市街地の空き地や広場の活用を通じた、まちの賑わい創出に向け、ワークショップやディスカッション等を交え、取り組みのポイントやノウハウを学ぶ場を設けた。

⑨ホームページ、メールマガジン等による情報発信強化

日商ホームページやCCI スクエアを通じ、まちづくりや観光に関する取組事例や、政府や関係機関の支援施策等に関する情報を発信した。

(3) コンパクトシティの形成促進

①空き地・空き店舗の利活用促進等に関する提言とその実現に向けた政府等への働きかけ

5月、「まちづくりに関する意見～地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築を～」をとりまとめ、空き地・空き店舗の利活用促進に向けた助成や制度の見直し、中小都市におけるコンパクトシティ形成の取組拡大への支援等について、政府・政党等に働きかけた。

②コンパクトシティの取り組みを支援する法制度（活用事例の共有、改正中心市街地活性化法、改正都市再生特別措置法、改正地域公共交通活性化・再生法等）の活用促進、先進事例の収集・提供
小規模都市を中心とする約20の商工会議所を事務局職員が訪問し、支援制度等について詳細な情

報提供を行い、その活用を促すとともに、さらなる支援措置の拡充・改善に向けた情報収集や意見交換を行い、提言等に反映した。

③まちづくり特別委員会による提言のとりまとめや視察の実施

まちづくり特別委員会を平成 28 年度に 2 回開催し、コンパクトシティ形成の大きな課題となっている、空き地・空き店舗の利活用促進に向けた意見のとりまとめや、先進地域の取組事例の共有、政府関係者との意見交換等を行った。5 月には、第 7 回委員会を和歌山県和歌山市・田辺市において社会資本整備専門委員会と合同で開催するとともに、10 月には、第 8 回委員会を東京都八王子市において開催し、商工会議所が主体となった中心市街地活性化や空き地・空き店舗の利活用の取り組みを視察した。

④各地商工会議所と地方自治体、まちづくり会社、商店街等の多様なまちづくりの関係者とのネットワークの構築・強化の推進

(独) 中小企業基盤整備機構・中心市街地活性化協議会支援センターが東京および全国各ブロックで開催する「中心市街地活性化協議会交流会」等に参画し、各地商工会議所、自治体、まちづくり会社、タウンマネージャー等、幅広いまちづくりの関係者との情報交換・連携の強化を図った。

⑤中心市街地活性化の取組みの普及・検討に向けた研修会の実施

平成 29 年 2 月に、「平成 28 年度まちづくり担当者研修会」を東京で開催し、各地商工会議所から 28 名が参加した。中心市街地の空き地や広場の活用を通じた、まちの賑わい創出に向け、ワークショップやディスカッション等を交え、ポイントやノウハウを共有するプログラムにより研修会を実施した。

5. 企業の海外展開への対応強化

(1) 貿易・投資・ビジネス環境の整備と交流促進

①中小企業のグローバル化を踏まえた、新興国への会頭ミッションの派遣

平成 29 年 1 月、東京商工会議所と合同でベトナムとミャンマーに三村会頭を団長とする総勢 95 名の経済ミッションを派遣した。ベトナムではフック首相、ズン計画投資大臣、ミャンマーではテイン・チョウ大統領、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめとした閣僚と懇談し、両国で現地進出日系企業が直面する投資環境の課題の改善を求める要望書を手交した。ベトナムのズン首相からは日本企業の直接投資に対する期待が寄せられた。ミャンマーでは、「①インフラ整備、②規制・制度改革、③中小企業・人材育成、④継続的な意見交換の仕組み」の 4 分野にわたる内容を求めた。

また、ベトナム商工会議所やミャンマー連邦共和国商工会議所連合会とダイアログを開催し、人材育成や中小企業支援等で意見交換を行った。

②円安対応・輸出促進につながる実務型ミッションの派遣、海外展開セミナーの開催

6 月、日本スリランカ経済委員会（関忠行委員長（伊藤忠商事(株)顧問））は、合同委員会会議にあわせてコロンボを訪問する 40 名のミッションを派遣した。日本大使館や JETRO、進出日系企業の訪問、港湾局長や投資庁幹部との面談、スリランカ企業との交流等を行った。

10月、日本メコン地域経済委員会（小林洋一委員長（伊藤忠商事㈱副会長）は、ベトナムとカンボジアにミッションを派遣し、23名が参加した。ベトナムではズン首相と懇談したほか、計画投資省との協議会に参加。カンボジアでは、商業大臣と懇談したほか、経済特区やつばさ橋の視察を実施した。

同月、日印経済委員会（飯島彰己委員長（三井物産㈱会長）は、デリーで開催した合同委員会会議にあわせて13名からなるミッションを派遣し、「ジャッジャール工業団地（ハリアナ州）」「ニムラナ工業団地・ギロット工業団地（ラジャスタン州）」を訪問、入居日本企業から運営の状況とビジネス環境について説明を受けた。

11月、台北で開催されたアジア商工会議所連合会設立50周年総会に際して、各地商工会議所の役員・会員等59名からなる日本代表団を組織して派遣した。日本代表団は台湾の陳副総統に面談し、熊本地震等に対する台湾からの支援に感謝の意を伝えた。

平成29年2月、訪ウズベキスタン現地事情視察団をタシケントとサマルカンドに派遣し、同国の経済事情や人材育成の現場を視察した。

3月、ドイツIoT現地事情視察会をハノーバー、デュッセルドルフに派遣した。ドイツのIoTへの取り組み等を調査するため、世界最大規模のITの国際見本市CeBITの見学を中心に、フォルクスワーゲン、高級家電メーカー・ミーレ、デジタルイノベーションハブ等を視察。また、JETRO・デュッセルドルフ事務所、デュッセルドルフ日本商工会議所、デュッセルドルフ商工会議所等の現地の支援機関とIoT導入支援等を含め意見交換した。

また、30期、中小企業の海外展開、輸出促進に向け、「中小企業輸出投資専門委員会」を新設した。

③第10回日韓商工会議所首脳会議を開催

11月、大韓商工会議所と「第10回日韓商工会議所首脳会議」を仁川で開催。日本側から三村会頭ら10名、韓国側から朴（パク）会長をはじめ大韓商工会議所の副会長他13名が参加した。

首脳会議では、両国の経済状況および今後の展望、日韓の民間協力の現状と課題、両国商工会議所事業のベストプラクティス等の説明・意見交換を行った。

④日豪・日ASEANをはじめ二国間・多国間経済委員会活動の活性化

日豪経済委員会（会長：三村会頭）は、日豪間の新たなビジネス分野やイノベーション連携の研究を行い、両国官民によるラウンドテーブル等を開催した。

4月、日西経済委員会（佐々木幹夫委員長（三菱商事㈱特別顧問）は、ハイメ・ガルシア＝レガススペイン経済競争力省副大臣が来日した機会をとらえて第25回日本・スペイン経済合同会議（兼投資セミナー）を開催し、約220名が出席した。

4月、日本バングラデシュ経済委員会（朝田照男委員長（丸紅㈱取締役会長）は、第2回日バングラデシュ官民合同経済対話を第18回日バ商業・経済協力合同委員会とあわせて開催、両国から91名が出席した。今後の定期的なフォローアップメカニズムとして、「税及び銀行サービス」「工業の多角化」「投資環境」の3つのワーキンググループを現地ベースで設置することに合意した。

5月、日本・カナダ商工会議所協議会（檜田松瑩会長（三井物産㈱顧問）は、カナダ・バンクーバーで開催された第2回合同会合（平成28年3月）での議論を踏まえ、両国が参加するTPP協定の早期発効や二国間の経済連携協定（EPA）交渉の継続等を求めた共同声明を発出し、両国首脳へ書簡として送付するとともに、関係大臣や関係省庁に提出した。

6月、日本マレーシア経済協議会（佐々木幹夫会長（三菱商事株式会社特別顧問））は、ハミディ副首相を迎え第34回合同会議を東京で開催。増加するムスリム観光客への対応を広めるためのセミナーを計4回開催し、142名の参加を得た。

6月、日本スリランカ経済委員会は、第19回日本・スリランカ経済合同委員会会議をコロンボで開催し、約120名が出席した。スリランカ側からIT、インフラ、観光、農業、製造業の5分野における日本からの投資期待が述べられた。

6月、ASEAN日本経済協議会（会長：三村会頭）は、バンコクで第3回新産業官民対話を開催したほか、2016年に東アジアビジネス協議会（EABC）の議長をつとめ、ASEAN+3の活動を牽引した。

10月、日印経済委員会（代表世話人：小林健氏（三菱商事㈱代表取締役会長）、朝田照男氏（丸紅㈱取締役会長）、片野坂真哉氏（ANAホールディングス㈱代表取締役社長））は、第41回日印経済合同委員会会議をデリーで開催。ラメシュ・アビシエク商工省産業政策促進局次官が「メイク・イン・インド：インドの経済政策」と題した基調講演を行った。合同会議後、アルン・ジャイトリー財務大臣、ニティン・ガドガリ道路交通・海運大臣等を表敬し懇談した。

平成29年2月、日比経済委員会は、第35回日比経済合同委員会を東京で開催し、約120名が出席した。国家経済開発庁長官のアーネスト・ペルニャ長官がフィリピンの経済成長の構造変化と今後5年間の開発計画について基調講演を行った。

⑤TPPの利用促進・普及啓発のための説明会を開催

10月、東京商工会議所と「TPPを含むEPA・FTA活用セミナー」を全5回にわたり開催し、経済連携協定の活用について、産業別（「自動車」「機械・電機・電子」「アパレル・繊維」「食品」「金属・化学・素材」）に解説した。

⑥RCEP（東アジア地域包括的経済連携）への産業界の意見反映に向けた政策要望

EABC（東アジアビジネス協議会）の2016年の議長国として、既存のFTAの利用状況や広域FTAに向けた企業ニーズ等を調査し、8月にラオスで行われたASEAN+3経済大臣会合において報告した。また、EABCはRCEP交渉官とのダイアログを4月にオーストラリア、12月にインドネシアで開催し、原産地規則における完全累積の導入、貿易円滑化措置、知財財産保護の重要性等について直接民間の意見を要望した。

⑦在外日本人商工会議所と各国政府との経済対話の一層の推進によりビジネス環境を整備

当所は昨年度に引き続き、経済産業省の補助事業「新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）」について、4カ国4地域（中国・北京、インド・チェンナイ、ブラジル・サンパウロ、メキシコ・メキシコシティ）に応募し採択された。平成26年度からチェンナイ日本商工会、ブラジル日本商工会議所、中国日本商会へ各1名派遣している専任職員については、平成28年度も継続して現地での事業に従事し、年度内に帰任した。

ブラジルにおいては、ビジネス環境改善のための提案書（AGIR）に基づくブラジル政府への政策提言を積極的に行った。このほか、中国における化学業界やライフサイエンス業界におけるロビー活動、インド・チェンナイにおける道路・港湾等の物流インフラの改善活動、メキシコにおけるIVA（付加価値税）還付の促進等の税務・通関分野における手続き改善活動等を行い、進出日系企業を取り巻くビジネス環境を整備するため、相手国政府に対して、各国の実情に応じたロビイング活動を行った。

⑧貿易、投資、ビジネス環境の改善・整備に向けた意見・要望活動

4月、第2回日バングラデシュ官民合同経済対話（兼 第18回日バ商業・経済協力合同委員会）において、日本側からインフラ整備、エネルギーの安定供給、海外投資誘致策等投資環境の改善を、バングラデシュ側からは投資分野の多様化や人材育成に対する日本の協力をそれぞれ要望した。

英国の欧州連合（EU）離脱決定を受け、経済産業省と英国に進出している企業ならびに当所を含む経済団体等との英国のEU離脱に関する官民意見交換会（第1回：6月、第2回：3月）が開催された。当所から、企業の懸念払拭のため、常に最新の情報を提供するように求めるとともに、関税率の維持や原産地規則の累積規定の適用、付加価値税や就労ビザの取り扱い、REACH規制等各種ライセンスの有効性等について、要望を伝えた。

7月、日亜経済委員会（小林健委員長（三菱商事㈱取締役会長））は「日本アルゼンチン投資協定の早期締結を求める」要望書を関係省庁に提出した。同要望書は「投資保護・自由化型」でかつ「サービス」「電子商取引」分野を含む高いレベルの内容のもの。11月、両国首脳により、「第24回日亜経済委員会」の開催が歓迎されるとともに、同協定の交渉加速が確認された。

8月、日智経済委員会（小林健委員長（三菱商事㈱取締役会長））は「第30回日智経済委員会」の議長総括において、TPP推進と日智租税条約の早期発効を求め、関係省庁に要望を伝えた。12月、同条約が発効した。

9月、日本ペルー経済委員会（宮村眞平委員長（三井金属鉱業㈱相談役））は「第12回日本ペルー経済協議会」において、TPPの早期発効と日秘租税条約の早期発効を求める共同コメントを採択し、関係省庁へ提出した。11月、両国首脳会談で同条約の協議開始が決定した。

10月、第41回日印経済合同委員会会議の閉会式において、共同声明を採択した。本共同声明の付属文書として、前回合同会議（2014年11月）以降に進展のあった日印間プロジェクトならびに隘路事項を添付、認識を共有した。合同会議後に中央政府の主要閣僚を表敬訪問し、上記共同声明ならびに付帯文書を提出して課題解決への取り組みを促した。

⑨JETRO等中小企業海外展開支援機関との連携による海外展開支援ニーズへの対応強化

TPP協定のメリットを最大限活用するため、中堅・中小企業の海外展開を総合的に支援する枠組みとして設立（平成28年2月）された「新輸出大国コンソーシアム」に、当所は設立時から構成機関の一つとして参加。各地から244商工会議所が参加した（北海道、島根、宮崎、長野、滋賀の5県連含む、3月30日現在）。

5月、日印経済委員会と東京商工会議所との共催により、海外展開支援機関（企業）担当者向けにインドセミナーを開催、15名が出席した。インド進出の留意点とビジネス機会、インド駐在経験に基づくインド人との付き合い方等を共有した。

11月、インドにおいて日本企業の特許、商標登録に実績を持つK&Sパートナーズ（インドの弁理士事務所）の協力を得てセミナー「インドの知財権保護と実施：実用的な提示と戦略」を開催、企業の知的財産権担当者を中心に約100名が参加した。セミナーでは「インド知的財産の概要」「インドの特許権」「商標権」の説明のほか、日印双方の弁護士によるパネルディスカッション「インド知財権の現場」を行った。

11月、平成26年9月の日印首脳会談に基づき、日本企業がインドで直面する課題を解決し、日本からの投資を促進するために、インド商工省内に設置された「ジャパン・プラス」に出向している日

本人担当者によるセミナー「インドにおける最新のビジネス環境と日系企業動向、ジャパン・プラスの活動」をJETRO等と開催、約20名が出席した。

12月、日本産農林水産物・食品の一層の輸出拡大を図るため政府がとりまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」(11月改訂)に基づき、オールジャパンでの輸出サポート体制強化のための連携協定に、当所はじめJETRO、経団連、JA全中等12機関・団体が署名した。

⑩諸外国からの経済ミッション受け入れと貿易・投資セミナー、商談会の開催

5月、マレーシアのハミディ副首相を迎えラウンドテーブルミーティングを開催。ベトナムからはドンナイ、イエンバイ、ビンズンの各省が訪問し、投資セミナーや商談会を開催した。

同月、日亜経済委員会は、経済産業省・JETROと共同で、アルゼンチンのミケティ副大統領を迎え、「日亜官民経済フォーラム」を開催した。同フォーラムでは、両国における貿易投資拡大の機会や投資協定等のビジネス環境整備に関するスピーチや討議が行われた。

9月、インド・チェンナイを本拠地とする印日商工会議所の代表団が訪日した機会を捉え、日印経済委員会の主催で「南インドのビジネス環境と日本工業団地」を開催、98名が参加した。チェンナイ近郊で日本企業専用工業団地を運営する4社からの説明後、印日商工会議所代表団と来場者間の交流会を開催した。

10月、「食品開発展2016」に参加するため来日したスリランカ一次産業省訪日団との懇談会を開催した。

同月、フィリピンのドゥテルテ大統領の初来日に際して、フィリピン経済フォーラム(JETRO、日本アセアンセンター等共催)や経済5団体主催歓迎昼食会を開催した。フォーラムには1,000人、昼食会には280人が出席した。

11月、ミャンマーのアウン・サン・スー・チー国家最高顧問を迎え昼食会を開催、あわせてセミナーを開催した。

12月、ゴラムホセイン・シャフェイ会頭率いるイラン商工鉱業農業会議所訪日団13名が来所し、石田専務理事を表敬訪問。日本・イランの経済関係について意見交換を行った。

平成29年3月、ムハンマド・ハメル・シャーケル・エルマルカビ エジプト電力・再生可能エネルギー大臣一行との昼食懇談会を日本・エジプト経済委員会の主催により開催、26名が参加した。

⑪中堅・中小企業の安全対策強化に係る取り組み

7月、岸田外務大臣と当所の会頭、副会頭との懇談会を開催した際、7月1日にダッカにおいて発生したテロ事件を受け、全国の中堅・中小企業の安全対策強化の方策を検討するべく、外務省と当所で「海外安全対策タスクフォース」を立ち上げた。同タスクフォースは、8月中旬から9月にかけて集中的に議論を重ねた結果、外務省が中心となり、日本企業の海外展開に関係する幅広い組織・機関が参加。海外における安全対策について協力するための「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」が発足。9月27日に第1回本会合が開催された。当所は、本ネットワークに参加するとともに、「定例会議や機関紙を通じての、各地商工会議所に対する安全対策情報の提供」「各地商工会議所を通じての、企業に対する安全対策情報の提供」「二国間経済委員会を通じた具体的アドバイスの提供」「外務省が新たに作成する、中堅・中小企業向けの海外安全対策マニュアル作成への協力」等、安全対策情報の提供等に取り組んだ。

⑫海外からの引き合い情報等掲載サイト「CCI-IBO」(CCI International Business Opportunity)の運営強化による中小企業の海外ビジネス機会の創出

平成26年11月に開設したWEBサイト「CCI-IBO」について、在京大使館や海外の企業、各地商工会議所会員等への周知活動を行う等PRに努めた結果、平成28年度の閲覧件数は54,853ページビューと、前年度の53,932ページビューを上回った。

(2) 経済連携協定の活用等、日本企業の海外展開力の強化

①特定原産地証明書利用者のニーズを踏まえたシステムの改修等の利便性向上と業務効率化の推進

特定原産地証明に関する研究会の検討を踏まえ、利便性向上および業務効率化を目的とした特定原産地証明書発給システムの各種改修を実施した。また、各地商工会議所が発給する非特惠原産地証明書の発給迅速化・電子化の検討を開始した。

11月11日と12月12日の2回、発給事業の効率向上および担当職員の資質向上を目的とした「特定原産地証明書発給事務担当者中堅者研修会」を開催し、合計21名の参加を得た。

特定原産地証明書の発給件数は266,697件となり、対前年比発給件数は13.8%増加した。

②経済連携協定の締約国増加を見据えた発給事務所の体制整備

10月3日、さいたま事務所(さいたま商工会議所内)を新設した。これにより、全国の発給事務所数は24事務所から25事務所へ増加した。

③中小企業の原産地証明書の取得促進に関する説明会の開催

特定原産地証明書発給手続きに係る説明会を各種機関と連携して全国で19回開催した。

④新規従事者を含めた貿易関係証明担当者向け研修会の開催

7月11日～13日と、11月7日～9日の2回、商工会議所が実施する貿易関係証明業務担当者を対象に、実務研修等を通じ、証明発給業務知識の習得および貿易実務に係る知識の向上を図ること等を目的に、「商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会」を実施し、合計110名が参加した。

6. 地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援

(1) 若者や女性が活躍する場の拡大

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定およびその実施は、女性を含む多様な人材の活躍促進に前向きな企業であることを表明する手段でもあり、人材獲得に役立つことに加えて、社内の実態を客観的に把握することにより、職場環境の改善や生産性の向上に向けた検討を進める機会になることも期待できることから、中小企業における同行動計画の策定を支援するツール(「行動計画策定ツール(商工会議所版)」)を作成し無料提供した。

また、若者・女性活躍推進専門委員会において、9月、東京で「若者・女性活躍推進フォーラム」を開催し、同ツールの周知をはじめ、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度や若い人材の育成や女性の活躍を推進する企業事例を紹介し、中小企業の取り組みを後押しした。

こうした取り組みや商工会議所の支援事例、国や関係機関の施策等は、「若者・女性の活躍促進～

中小企業のための情報ポータルサイト～」を通じ、タイムリーに情報発信するとともに、同サイト内の「光る！リーダーシップ！」において、先進的・継続的に若者・女性活躍推進に向けて取り組んでいる中小企業を個別に紹介した（総数 48 事例）。

(2) 地域中小企業への若者・女性の就業促進

① 中小企業に対するジョブ・カード制度の積極的な普及促進

ジョブ・カード制度を推進する組織として、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 111 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（64 カ所）をそれぞれ設置し、雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業（平成 28 年度より、従来の「ジョブ・カード制度推進事業」から名称変更。厚生労働省の委託事業）に取り組んだ。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会（1 回）と業務連絡会議（2 回）、全国 8 ブロックごとの会議（各 1 回）を開催して情報提供し、意見交換するとともに、ジョブ・カードセンター専用サイト（イントラネット）と「ジョブ・カード事業通信」（66 回送信）と名付けたメールを活用し、職業訓練を実施するための計画の作成と助成金の支給申請手続き、委託費の取り扱い等に関する問い合わせに対応する等、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）が本事業を円滑、かつ適正に実施できるよう、相談・指導に努めた。また、全国 34 カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）を訪問し、個別の業務指導と意見交換を行い、うち 9 カ所では、本事業の進捗状況と委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。あわせて、ジョブ・カード制度の職業訓練の置かれた現状を洗い出し、その課題の解決策を検討するために、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）の担当者と学識経験者等 17 人で構成する「ジョブ・カード制度推進会議」を設置した。3 回の会議での検討結果は、報告書にとりまとめたうえ、業務連絡会議で報告するとともに、ジョブ・カードセンター専用サイト（イントラネット）に掲載し、情報提供に努めた。

本制度を活用する企業にとってのメリットをはじめ、実際に活用した企業と訓練の終了後に正社員として採用された元訓練生の声、各種の申請手続きと助成金の概要を盛り込んだリーフレット（85.7 万部）とポスター（2,700 部）を作成し、各地商工会議所（連合会）に提供した。加えて、本制度の職業訓練の企業での活用事例（文字情報：8 社〈累計：169 社〉、動画：12 社〈累計：42 社〉）、助成金の概要等を掲載した専用のホームページでの情報提供や機関紙「会議所ニュース」、ビジネス情報誌「石垣」、全国紙への PR 広告の掲載等により、本制度の周知徹底に努めた。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）では、企業への個別訪問と業界団体等に対する説明をはじめ、企業に対する説明会、訓練の指導と職業能力の評価の担当者を対象とした講習会の開催等により、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援した。こうした活動の結果、ジョブ・カード制度に賛同するジョブ・カード普及サポーター企業数は 26,425 社、職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局長の確認（または、厚生労働大臣の認定）を受けた企業（＝確認済・認定企業）数は 8,892 社となった。さらに、職業訓練を終了した 2,958 社の訓練修了者 3,983 人のうち、3,102 人（80%）が正規雇用に結びついた。

②キャリア教育の推進等教育における産業界と教育機関との連携強化

i) 教育委員会・教育専門委員会等での教育再生に関する調査・研究および政府等への意見活動

教育専門委員会において、大学におけるキャリア教育の取り組み状況を中心に、インターンシップをはじめとした産学連携教育のあり方や、これまでのキャリア教育の効果・評価について調査・研究した。

中央教育審議会「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」に委員を派遣し、地方創生や地域経済の中核を担う中小企業の観点から商工会議所の意見を表明。5月、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」がとりまとめられた。

理工系人材の育成・活躍の促進方策等について、産学官の行動計画を策定するため、文部科学省・経済産業省に設置された「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」に、東商ものづくり推進委員会の横倉共同委員長が委員として参画し、商工会議所としての意見を表明。8月、「理工系人材育成に関する産学官行動計画」がとりまとめられた。

ii) 中小企業と学生（留学生含む）・学校を結ぶ仕組みづくりや、若者の職業観の養成等中小企業におけるキャリア教育に関する取り組みを推進（インターンシップ・職場体験、教育現場への社会人講師の派遣等）

3月、各地商工会議所におけるキャリア教育活動の先進事例や今後の課題等を「商工会議所キャリア教育活動白書」としてとりまとめ、各地における教育支援活動の促進に向けた普及・啓発を行った。調査に回答した386商工会議所のうち286商工会議所が教育支援・協力活動を実施しており、実施率は7割を超え、調査を開始した平成20年度（190か所）から96か所増加した。特に地区内人口5万人未満の小都市商工会議所において、教育支援・協力活動を実施している商工会議所数が毎年増加しており（平成24年度：72か所→平成26年度：87か所→平成28年度：91か所）、地元へ人材を定着させるための地方創生活動の一環として、商工会議所による教育支援・協力活動の輪が全国的な広がりを見せている。

商工会議所におけるキャリア教育活動は外部から高い評価を得ており、経済産業省が主催する「第7回キャリア教育アワード」において、東京商工会議所の「東商リレーションプログラム」が奨励賞を受賞した。経済産業省・文部科学省が共催する「第6回キャリア教育推進連携表彰」においても、日向商工会議所の「よのなか教室」が最優秀賞を受賞した。

(3) 少子化への取り組みの支援

各地商工会議所では、地域社会の活性化対策や地域社会の少子化対策として婚活支援事業（独身の男女を対象に、出会いの場を提供することを目的としたパーティー・イベント・街コン等を開催する事業）を実施した。

当所では、各地の婚活支援事業の開催情報・参加募集要項を「若者・女性の活躍促進～中小企業のための情報ポータルサイト～」へ掲載し周知に協力した。また、515商工会議所を対象に、「平成27年度商工会議所婚活支援事業実施状況調査」を実施し、開催実態を把握するとともに、好事例の詳細な紹介や成功要因に関するアンケート結果の公表等を通じ、好事例を発信した。（403商工会議所が回答（回答率78.3%）、全国170商工会議所で実施）

また、子ども子育て支援法に基づく事業主拠出金（平成28年度：3,351億円）を用いた、子ども

子育て支援政策が効果的かつ現実のニーズに応えるものとなるよう、内閣府・子ども子育て会議等の場を通じて積極的な意見表明を行った。

7. ネットワークを最大限に活用した「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進

(1) 第30期役員・議員改選への対応

①第30期役員・議員改選に関する事務・会議の円滑な運営

11月、第30期議員（任期：平成28年11月1日～平成31年10月31日）の選挙が、日本商工会議所議員選任規則に基づき北海道、東北、北陸信越、関東、東海、関西、中国、四国、九州の9選挙区で円滑に行われた。第30期役員は11月17日開催の第659回常議員会・第258回議員総会、第660回常議員会・第259回議員総会、臨時会員総会において選任された。

②各地商工会議所の役員・議員改選に関する各種相談の対応

多数の商工会議所が改選期を迎えたことを受け、各地商工会議所の役員・議員改選等に関する各種相談に対し、商工会議所法の解説を含めて対応し、円滑な改選を支援した。

③新任役員・議員研修会および新任専務理事研修会の開催

多数の商工会議所が改選期を迎えたことを受け、商工会議所の果たすべき役割と期待されることをテーマに、各地商工会議所における新任役員・議員および専務理事を対象とした研修会を開催した。平成28年度全国商工会議所専務理事研修会を平成29年1月18日～19日、全国商工会議所新任役員・議員研修会を平成29年2月16日に開催し、約220名の専務理事および新任役員・議員が出席した（全国商工会議所専務理事研修会：142名、全国商工会議所新任役員・議員研修会：78名）。

(2) 第30期行動計画（事業期間：平成29年度～31年度）の策定

11月17日に開催した臨時会員総会における、三村会頭の所信『成長する経済』を実現し、新たな未来を築く～民間の挑戦が持続的成長の原動力～』を基本方針として、KPI等の数値目標を盛り込んだ、平成29年度から31年度までの3カ年の行動計画を策定した。

第30期行動計画では、日本再出発から民間の挑戦による成長のステージに移行する中、「現場主義、双方向主義の徹底による全国515商工会議所との連携強化」「ネットワークの有効活用による各地商工会議所の活動効果の最大化」「地方創生とこれを担う中小企業の挑戦を後押しする政策提言と実現」「商工会議所活動の見える化による組織・財政基盤の強化」の4つの基本方針を設定。地方創生と中小企業の活力強化を両輪とした「成長経済の実現」に向け、商工会議所が民間の挑戦を強力に後押し、未来を切り拓いていくことを表明。全国515商工会議所と共有した。

8月から9月にかけて、全国9ブロックで議員選挙を実施。全国の声をしっかりと把握する「現場主義」と商工会議所の考え方に関するコンセンサス形成を図る「双方向主義」が実践可能な体制を整備するとともに、11月の臨時会員総会等において、会頭、副会頭、常議員、監事等の役員の選任を行った。

さらに、地域や中小企業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中において、新しい重要課題に的確に対応していくため、委員会、特別委員会、専門委員会の見直しを行うとともに、第30期から新

たに「規制・制度改革専門委員会」「中小企業輸出投資専門委員会」「IoT活用専門委員会」等を創設した。

(3) 全国の商工会議所が一体となった活動の推進

①会頭・副会頭会議、常議員会・議員総会、各種委員会において、重要政策課題等に関して各地商工会議所と双方向の対話を実施

会頭・副会頭会議、常議員会・議員総会を毎月開催し（5月、8月を除く）、各地商工会議所活動に極めて重要な政策課題等を取り上げ、具体的な対応策や意見・要望等について、質の高い活発な討議を行った。あわせて開催した各種委員会では、有識者や関係省庁等からの情報提供等のほか、他の商工会議所の範となる事例を有する商工会議所からの事例発表・意見発表を通じて情報共有を図り、各地商工会議所活動の活発化を推進した。

②広く現場の声を反映するため、夏季政策懇談会、各ブロックとの意見交換等を実施

7月、夏季政策懇談会を開催し、地方創生と持続的な経済成長の実現に必要な政策課題に関する認識の共有化を図るとともに、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の観点から、課題解決のための政策討議を行った。また、地方創生への各地商工会議所の先進的な取り組みや組織財政基盤の強化に向けた今後の商工会議所運営のあり方等について議論した。

三村会頭をはじめ役職員が各ブロックとの懇談会等に積極的に参画。地域の実態や直面する課題等について各地商工会議所会頭と丁寧に対話を重ね、現場の意見を当所の政策提言や事業活動に反映する等、現場主義・双方向主義を徹底した。

③重要政策課題に関する各地での説明会の開催および講師派遣の実施

重要政策課題に関する直近の動きや商工会議所の考え方等の共有化をはかるため、各地商工会議所が実施する各種会議等に当所役職員を派遣した。特に、各地商工会議所の多くが改選期を迎えたことから、新任役員議員をはじめ、広く事業者に対する説明に注力した。平成28年度税制改正等については56回、エネルギー・環境政策については15回行った。

④商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査、時宜を得た付帯調査の実施、各地商工会議所へのフィードバック等、調査結果の積極的な周知・活用促進、LOBO 調査対象企業の拡充

平成元年4月にスタートした商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査について、各地商工会議所の協力を得て、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行った。また、時宜に応じた付帯調査（設備投資や採用、所定内賃金の動向、英国 EU 離脱決定のビジネスへの影響等）もあわせて実施した。調査結果はそれぞれ、経済対策に関する政策提言・要望活動や、政府主催の会議等における中小企業の景況感・経営実態等に関する資料として活用した。

また、本調査を広く周知する観点から、平成28年度から四半期ごとに各地商工会議所へ本調査の活用状況についてフィードバックを行ったほか、本調査のホームページについて、利用者により分かりやすく活用しやすい仕様に変更するためのリニューアルの実施（平成29年4月に運用開始予定）、関係先への毎回の結果のメール等による周知を進め、新聞・テレビ等にて計63回取りあげられた。

さらに、中小企業の景況感や経営環境の実態について、より精度の高い調査結果を発信するとともに、今後の政策提言にこれまで以上に積極的に活用するため、調査実施商工会議所に対する調査対象

先の拡充・見直しを依頼した（平成 29 年 3 月末時点での調査対象先：423 商工会議所、2,979 企業等）。

⑤日本商工会議所役職員による全商工会議所訪問運動の継続実施（4 巡目、平成 28 年度～30 年度）

各地商工会議所や会員企業のニーズの把握、各地商工会議所とのネットワークの構築等を目的として、3 年間で全国 515 カ所の商工会議所を訪問する「全商工会議所訪問」を実施。平成 28 年度から 4 巡目を開始し、平成 29 年 3 月までに 336 商工会議所を訪問した。

⑥各地商工会議所の運営・会員増強に関する先進事例の発信

各地商工会議所が積極的に展開している会員増強活動を後押しし、組織基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取り組み事例のほか、商工会議所への入会勧奨事項が盛り込まれた条例の制定状況等について調査し、各地商工会議所にフィードバックした。

「会員増強研修会」については、東京と熊本でそれぞれ 8 月と平成 29 年 2 月に開催し、約 30 名が参加した。会員増強・退会慰留に係るスキル向上やノウハウ修得に加え、戦略的な会員増強計画の策定や日商で検討している会員増強対策についても議題として取り上げ、具体的な対応に繋がる内容とした。

(4) 小都市商工会議所等の運営支援の強化

平成 28 年 2 月から 3 月にかけて全国 9 ブロックごとに開催した「小都市商工会議所支援ワーキンググループ」での議論を踏まえ、4 月に「小都市商工会議所支援 WG 分科会報告」をとりまとめるとともに、10 月には今後のアクションプランや検討課題を整理した「小都市商工会議所支援 WG 報告書」をとりまとめ、小都市商工会議所へフィードバックし、課題および具体的な対応策の共有化を図った。

また、これらの報告書で整理した課題の多くは、小都市商工会議所のみならず、全国の商工会議所における課題と共通する部分も多いことから、これらの報告書等をベースに、運営専門委員会においても検討を重ね、第 30 期に向けた今後の対応や検討スケジュールを策定し、具体的な取り組みを開始した。

(5) 各地商工会議所会員の退会防止と会員増強運動を支援

①都市規模別や抱える課題別等、ニーズに合った実践的な会員増強研修会の開催、大型店等の入会促進をはじめ、会員増強における課題整理と新たな支援策等についての検討

過去に開催した会員増強研修会で出された意見や、平成 28 年 1 月に実施した「大型店（ナショナルチェーン等）の入会状況に関する調査」の回答等から、会員増強に係る課題として、①職員間でのスキルの格差、②非会員へのアプローチ履歴の管理、③各地商工会議所の会員情報の共有の 3 点を整理した。

こうした課題を克服するため、「会員増強研修会」を東京都と熊本県（被災地支援の一環）で 2 回開催し、全国から延べ 57 名が参加した。研修では、スキルの平準化や会員増強計画の策定に資する実践的な内容とするとともに、各地商工会議所にとって参考になる好事例の横展開を図った。

非会員へのアプローチ履歴の管理および会員情報の共有化、大型店等の入会促進策については、運営専門委員会において検討を重ね、第 30 期に向けたアクションプログラムを策定。事業所訪問マニュアルや事業所訪問管理システム（いずれも仮称）等、具体的な支援ツールの作成に着手した。

②「商工会議所ニュースかわら版」による事業紹介

各地商工会議所が事業所訪問に活用するためのツールとして、商工会議所の政策提言活動やその成果、「中小企業の活力強化」や「地域の活性化」に向けた商工会議所の取り組みを分かりやすくまとめた「商工会議所ニュースかわら版」を毎月発行した。各地商工会議所では、ホームページや会報に掲載する等、商工会議所活動の周知に利用された。

(6) 会員企業向け新サービスの提供と商工会議所財政基盤の強化

①「日商簿記再生アクションプラン」の拡充をはじめ、検定試験 PR・受験者拡大策の一層推進

検定事業については、「日商簿記再生アクションプラン」により、平成 27 年度は 5 年ぶりに簿記検定の受験者数が増加した。28 年度は受験者数拡大に向けた流れを持続的・本格的なものとするべく、引き続き同プランに取り組み「1. 簿記教育・学習の重要性・有用性・国際性について、企業、教育機関をはじめ広く各方面に周知」「2. 初学者向けに広く簿記学習・資格取得の機会を提供し、新たな受験者層を開拓」「3. 学習者の多くが受験まで円滑に到達するよう、ネット申込システムをはじめ受験申込受付の仕組みを整備し利便に供する」を核に活動を展開した(28 年度受験者数 56.4 万人、同プラン開始時比 5%回復)。

「1. 簿記教育・学習の重要性・有用性・国際性の周知」については、検定ホームページ(月平均訪問者数 90 万人)を活用し、簿記学習の重要性・必要性に関する有識者や資格取得者からのメッセージや簿記教育・学習に取り組む学校を紹介するページをより充実させるとともに、新たに簿記を学習する海外の学生や日本で簿記を学習する留学生のメッセージを紹介するページを作成し、簿記の国際性を訴える等、コンテンツの拡充を図った。また、全国紙に簿記学習を推奨する有識者からのメッセージを全面広告で掲載した(4 月以降 3 回掲載)。

「2. 初学者向けに広く簿記学習・資格取得の機会の提供」については、簿記の知識が業種・職種を問わず企業人すべてに必要とされており、企業や教育機関から短期間で学習でき、かつ、その進捗に応じて習熟度を確認できる資格の創設について要望が寄せられていたことを踏まえ、新たな簿記初学者向け試験の創設について研究・検討を行った結果、簿記初学者向けの入門級として小規模商店の経理事務を想定して施行していた 4 級を 28 年度末で終了し、新たに簿記の基本原則および企業の日常業務における実践的な簿記の知識の習得に資する内容で、学習の進捗にあわせて試験を実施できるネット試験方式による「簿記検定初級」を創設し、29 年度から施行することとした(日商簿記検定における新しい試験(級)の施行は、昭和 36 年以来、56 年ぶり)。これにより、企業人のほか、理系学生、主婦、派遣社員、職業訓練生等、新たな受験者層を開拓するとともに、各地商工会議所の事務負担、経費負担を軽減することが可能となる。

さらに、現行では 2 級から試験科目となっている工業簿記・原価計算に関する基本知識を問う、初学者向け試験の創設に向けて、製造業をはじめ企業現場の人材ニーズを踏まえた研究・検討を行った。

「3. 受験申込受付の仕組み」については、27 年度に人口 5 万人未満の商工会議所向けに検定ホームページ内に簿記検定申込案内ページを作成したが、28 年度は人口 10 万人未満の商工会議所についても拡充し、簿記学習者の受験申込の利便性向上を支援した。また、小都市商工会議所が費用負担なしで導入可能な簿記ネット申込受付システムを構築し、29 年度からの提供を開始した。

このほか、簿記資格取得に取り組む学校、企業等の大きな目標となるとともに、上位級合格を目指す受験者が学習を継続する励みになることを目的として、11 月の 1 級試験において、チーム(同一母体組織等に所属するに 3~5 人)の上位 3 名の合計得点を全国レベルで競う「日商簿記 - 1 グラン

プリ（日商簿記1級団体戦）」を初めて開催した（155チームが参加）。

さらに、教育機関等の指導者を対象に、28年度から30年度にかけて段階的に改定している簿記出題区分について周知するため、「簿記指導者セミナー」を全国3都市で開催（278名参加）するとともに、29年度から施行開始する簿記初級の早期普及を図るため、試験内容や活用方法等を紹介する「簿記検定初級説明会」を全国6都市で開催（計478名参加）した。

また、日商簿記をテーマに、学生を対象とした就職支援セミナー（136名参加）や働く女性を対象としたキャリア・アップセミナー（200名参加）を開催し、受験者の層拡大に努めた。

リテールマーケティング（販売士）検定試験については、28年度から簿記検定の考え方に合わせ、級別に異なっていた施行回数の統一を図った。また、各地商工会議所ごとに実施していた販売士資格更新業務について、ワンストップで更新手続きを可能とすることで更新者の利便性向上を図るとともに、更新制度の充実により販売士資格の価値を向上させることを目的に、29年度から日商で一元的に実施することとした。このほか、流通・小売業界の人材育成に資する検定であることを広く企業にPRしていくため、日本経済新聞社との共催により、BCP（事業継続計画）、オムニチャネル戦略、ヒット商品、生産性向上等、業界が直面する課題や話題をテーマとする「リテールマーケティングセミナー」を開催した（2回、計344名申込）。さらに、全国紙において販売士の技能と知識が実務に役立つことを周知する全面広告を掲載した（4月以降2回）。

ネット試験については、検定ホームページの施行機関リストをリニューアルし、都道府県別、検定別に試験実施会場の検索を可能にしたほか、会場までのアクセス、日商PC検定の受験可能なOfficeのバージョン等の情報を新たに追加し、受験者の利便性向上に努めた。日商PC検定については、ネット試験会場指導者や日商マスターを対象に「IT指導者セミナー」を開催し、若年者のパソコンスキルの実状や初等中等教育における今後の情報教育の方向性等について情報提供するとともに、他のネット試験会場におけるPC検定普及の取り組みに関する好事例を紹介した（計40名参加）。また、ネット試験会場における指導分野の拡充を目的に、①初学者向け簿記学習指導、②キャリア教育指導、③プログラミング学習指導について紹介する「新規人材育成事業に係る説明会」を開催した（計72名参加）。とりわけ、初学者向け簿記学習指導については、大人も子供も楽しみながら簿記の基本的な仕組みを理解でき、決算書まで作成できるスキルが身につく「社長BOKIゲーム」を活用し、「ゲーム」と「学習」をセットにした従来にはない簿記指導法を伝授する「簿記検定初級指導者養成研修会」を開催し（計44名参加）、ネット試験会場における初学者向けの学習指導と簿記検定初級の普及推進に努めた。このほか、各地商工会議所の産業人材育成の取り組みを支援するべく、各地商工会議所が運営している「商工会議所パソコン教室」を紹介するサイトを検定ホームページに開設した。

なお、EC（電子商取引）実践能力検定および電子メール活用能力検定は平成28年度末をもって終了し、29年度から日商PC検定に統合する。

②あらゆる事業リスクをカバーする「ビジネス総合保険制度」、中小企業の海外展開を支える「海外展開サポートプラン」（海外知財訴訟費用保険制度等）の普及・加入促進

当所では、会員企業の業務遂行時に発生するリスクを保険で補償するため、これまで7つの保険制度を運営しており、7月から、新たに事業者の業務遂行時のリスクに幅広く対応する「全国商工会議所ビジネス総合保険（総合補償型）」を開始した。本制度は、会員企業を取り巻く事業活動リスクを包括してカバーし、補償の漏れやダブリを解消し一本化して加入できることや、低廉な保険料を実現していることから、会員企業から広く支持を得て、初年度で加入件数が2万件を突破した。

これまで、中小企業海外 PL 保険、輸出取引信用保険制度により会員企業の海外展開をサポートしてきたが、海外知財訴訟リスクの高まりを受け、7月より「海外知財訴訟費用保険制度」を開始した。本保険では、海外で知財侵害による損害賠償訴訟等を受けた際に、係争費用の負担を保険でカバーする。特許庁からの補助を受け、中小企業は保険料の半額が補助される。

③各種保険制度と各地商工会議所共済制度の加入を推進するため全国紙での PR および加入推進好事例を横展開

各地における加入推進活動を支援し、また、本年度から新たに始まったビジネス総合保険制度の認知度を高めるため、共済・保険制度の広告を、全国紙（日本経済新聞、読売新聞）に掲載（11回）した他、当所機関誌「石垣」、機関紙「会議所ニュース」に広告を定期掲載。併せて掲載広報データを CCI スクエアにより提供し、各地商工会議所の会報等で活用された。

全国商工会議所共済・保険担当者研修会や運営委員会の場合等を通じて、各地商工会議所における加入推進取り組み事例を紹介。BCP セミナー、メンタルヘルスセミナー等の開催と併せた各種保険案内や、保険会社と連携した会員企業への保険紹介等について事例を横展開した。

④営業スキルの向上を目的とした研修会の開催

共済・保険制度の加入促進および脱退防止により商工会議所の組織・財政基盤を強化することを目的に、「商工会議所共済・保険担当者研修会」を開催。コンプライアンスの徹底・セキュリティ対策の強化等についての説明や、「特定退職金共済制度」の内容確認や中退共との違い、「生命共済制度」のセールスポイントや他の類似共済との違いを確認したほか、商工会議所保険制度の再確認を主旨とし、①中小企業 PL 保険、②情報漏えい賠償責任保険、③休業補償プラン、④業務災害補償プラン、⑤ビジネス総合保険、⑥海外 PL 保険・輸出取引信用保険・海外知財訴訟費用保険についての制度概要とセールスポイントに関する認識の共有化を図った。

⑤会員企業の経営に資する保険制度やサービス等を提供

会員企業の業務遂行時に発生するリスクを補償するため、①中小企業 PL 保険、②情報漏えい賠償責任保険、③休業補償プラン、④業務災害補償プラン、⑤ビジネス総合保険、⑥海外 PL 保険、⑦輸出取引信用保険、⑧海外知財訴訟費用保険と幅広い保険を提供。

通常の保険に比べ割安な保険料での加入が可能で、会員事業者の保険料負担を大きく軽減しているほか、保険制度の提供により企業のリスク対応意識を高め、対策をとることに貢献している。

特に本年度は、「ビジネス総合保険（総合補償型）」、「海外知財訴訟費用保険」が新たなメニューとして加わる等、企業の活動領域がより広く、多様化するなかで、新たに発生するリスクについてもカバーする保険サービスを開発・提供した。

(7) 商工会議所運営基盤の強化と危機管理への対応

①各地商工会議所の運営力強化への支援

i) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議等における商工会議所の組織・財政基盤強化等に資する意見交換・情報提供の実施

第70回全国商工会議所専務理事・事務局長会議を5月19日～20日に北海道函館市で開催し、303商工会議所・連合会から391名が参加した。

全体テーマを「地方創生の実現に向けて商工会議所が果たすべき役割と具体的な活動」とし、全体会議では、地方創生に向けて鍵となる観光振興策について情報共有を図るとともに、重要政策課題に係る商工会議所の考え方等の認識の共有を図った。

管内商工業者の規模毎にグループに分かれ「規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会」を開催。10 商工会議所からの先進的な事例発表を踏まえ、地方創生に向けた具体的な取り組みや、商工会議所の組織・財政基盤の強化策、商工会議所間連携の促進等について活発な意見交換を行った。

ii) TOAS（商工会議所トータル OA システム）の利用促進

各地商工会議所における TOAS の一層の普及促進と円滑な運用および効果的な活用を支援するため、導入商工会議所の担当者等を対象に、1 人 1 台の実機を用いた、TOAS の設定や運用等に関する研修を開催した（現在の導入商工会議所数は 351 商工会議所）。

iii) 全国の商工会議所と連携した共同購入、共同契約の実施

当所および各地商工会議所の経費の削減に寄与するため、当所では、平成 23 年度より全国のスケールメリットを活かした共同購入、共同契約を実施している。

平成 23 年度より開始した事務用品の共同購入は、平成 29 年 3 月現在で 68 商工会議所が利用登録を行っている。平成 24 年度より開始した給茶機サービスの共同契約事業は、平成 29 年 3 月現在で 11 商工会議所が利用登録を行っている。平成 25 年 1 月より開始した商工会議所マーク入り額の販売については、平成 28 年度において、延べ 291 商工会議所が購入した。

iv) Chambers カード事業の普及促進

Chambers カード事業については、全国 125 万の会員ネットワークを生かし、優待サービスを展開（平成 29 年 3 月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結している商工会議所数 151、カードの発行実績は口座数 18,245、枚数 25,694 枚）。個人カード、および企業を対象とした社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を広くカバーするカードとして認知されている。

②商工会議所におけるリスクマネジメント・コンプライアンス遵守の更なる徹底

i) 当所主催研修や、各地商工会議所・県連等が開催する研修会への講師派遣等を通じた商工会議所における円滑な対応の支援

常議員会、議員総会をはじめ、各地商工会議所の役職員を対象とした会議や研修会等のあらゆる機会を捉え、コンプライアンスの遵守について働きかけた。各地商工会議所でのコンプライアンスに係わる当所との連絡窓口、コンプライアンスの強化に向けた職員の意識改革、体制の整備等において中心的な役割を担う「商工会議所コンプライアンス責任者」との連携を深めるとともに（平成 29 年 3 月末現在、全 515 商工会議所が設置済）、コンプライアンス違反が生じた際の速やかな当所への連絡を依頼した。

また、災害等発生時に、当所および各地商工会議所連合会、経済産業省、中小企業庁が連携し、迅速かつ適切な対応をとるために、各連合会との緊急連絡体制を構築した（平成 29 年 3 月末現在、47 都道府県連が登録済）。

ii) 危機管理に関する研修会やBCPセミナーの開催等により各地商工会議所の「災害時対応マニュアル」「事業継続計画（BCP）」策定の促進

大規模な自然災害が増加する中、商工会議所が、危機発生時にいち早く事務局体制を整え、被災事業者の再建や地域の復旧・復興等に向けて中心的な役割を担う必要があるため、「商工会議所危機管理・BCP策定研修会」を開催。研修会では、地域の実情を踏まえた具体的なBCPの策定ワークショップや、すでにBCPを作成し危機に備えている商工会議所の先進事例等を紹介し、各地の実践的なBCP策定を支援した。

iii) 当所研修や、各地商工会議所職員のITパスポートおよび情報セキュリティマネジメント資格の普及による、全国商工会議所のサイバー・セキュリティ体制の整備・充実

各地商工会議所における情報セキュリティに対する意識向上、対策強化、体制整備を目的として、東京、大阪で職員研修会を開催。平成28年度は、独立行政法人情報処理推進機構と連携し、専門家による安全なウェブサイト管理手法や留意点について講義を受けるとともに、担当職員のITリテラシー向上・人材育成を目的とした、ITパスポートおよび情報セキュリティマネジメント資格の取得に向けた実践的な内容をテーマに掲げ、全国各地から93商工会議所、106名が参加した。

iv) 「商工会議所向けデータバックアップサービス」の普及促進

商工会議所自身のBCP対策の観点から、会員事業所データ等の基幹データの消失に備え、データバックアップ体制の構築を支援するサービス「CCI Backup」の普及を図った（平成29年3月末現在244商工会議所が導入）。

v) 商工会議所会計の標準化、税務実務の理解促進

商工会議所の会計処理は、昭和56年に制定した「商工会議所会計基準」を基本に実施することを推奨しているが、各地商工会議所では必ずしも同基準に準拠していないケースがあり、「商工会議所会計実務」とともに、平成26年9月にとりまとめた「商工会議所税務実務」を「経理担当職員研修会」のテキストとして活用し、正しい会計処理・実務と税務処理・実務の理解促進を図った。

9月、「商工会議所会計実務」を改正し（六訂版）、内容の整理と問い合わせの多い項目についての充実を図った。

「商工会議所税務実務」については、27年度経理担当職員研修会（10月～3月上旬を中心に、東京および各地域で開催）で参加者から寄せられた質問事項および回答内容を盛り込んだほか、消費税率10%への引き上げが平成29年4月から平成31年10月（予定）に2年半延期されたことを受けて加筆・修正を行った。

(8) メディアに取り上げられる回数増により商工会議所の認知度を向上

①全国のネットワークを活かした、ホームページによる情報発信力の強化

ホームページで意見・要望活動をはじめとした日商の活動を積極的に発信するとともに、各地商工会議所における観光振興、特産品開発、中心市街地活性化、広報支援活動等の事業活動やイベント情報を掲載した。また、官公庁、関係機関等の事業の周知にも協力した。

②「会議所ニュース」「月刊石垣」の内容拡充

先進的な取り組みを進める企業や商工会議所等を積極的に取りあげ、「会議所ニュース」「月刊石垣」の紙（誌）面の充実を図った。また、小都市商工会議所支援の一環として、小都市商工会議所の事業活動を積極的に紹介した。

③マスコミを通じた商工会議所活動のPR

マスコミを通じて活動を広く周知するため、積極的にプレスリリースした。プレスリリースの質を向上させたほか、テーマに応じて関係する記者クラブ等にアプローチした。加えて、活動内容の理解を深めるよう役職員による記者へのレクチャー機会を設ける等、記事掲載の拡大を図った。

報道機関との意思疎通の円滑化を図るため、三村会頭等と経済団体記者会加盟社記者との懇談会を年2回開催した。

④商工会議所を紹介するCMコンテンツの一層の活用促進

商工会議所の認知度を高めるため、当所が平成24年度に制作した「商工会議所CMコンテンツ」を、引き続き各地商工会議所・都道府県商工会議所連合会に提供した。地元テレビ局やケーブルテレビでのCM放映のほか、デジタルサイネージ、各種セミナー・イベント等、多様な媒体やシーンで活用された。CCI スクエアからのダウンロード等を通じ、制作時より累計55商工会議所、1県商工会議所連合会が活用した。

⑤会報編集担当者研修会の開催による各地商工会議所広報活動の支援

各地商工会議所の会報担当者の能力向上を図るため、5月に「会報編集担当者研修会」を開催し（54会議所、56名参加）、各地商工会議所の広報活動を支援した。各界の著名人が原稿を執筆し、それらを各地商工会議所会報で利用できる共通記事として配信する「所報サービス」（利用商工会議所数：341）を毎月配信した。

(9) 地方創生の中核を担う商工会議所職員の育成を強化

人口減少、地域の疲弊、IoT、IT等の情報化やグローバル化等、商工会議所会員企業や地域を取り巻く環境が大きく変化し、商工会議所が対応すべきテーマや課題は、急速に多様化、高度化、複雑化している。

こうした環境変化に対応するため、当所では、上記に対応できる人材を育成するため、また、商工会議所間のネットワーク構築の場として、階層別・業務別・テーマ別に各種研修会を実施した。平成28年度は、延べ110回実施し、4,836名の参加を得た。また、各地商工会議所や都道府県商工会議所連合会が開催する研修会やセミナー等に講師として役職員を派遣した。

(10) 商工会議所における若手・女性経営者の活躍の場の拡大

①日本 YEG や全商女性連全国大会等の開催を通じた若手経営者・女性経営者のネットワーク拡大

日本 YEG では、平成29年2月23日～27日にかけて、北海道岩見沢市等で「第36回全国大会北海道いわみざわ大会」を開催。全国から4,931人が参加した。ビジネスの見直しや自分の新しいビジネスを生み出すチャンスの創出を目的とした「第14回 YEG ビジネスプランコンテスト」の表彰式を開催し、受賞者には三村会頭から表彰状および記念品が贈呈された。また、全国の YEG の意見を集約し

た政策提言書を三村会頭に手交した。

全商女性連では、9月28日～30日にかけて、徳島市で「第48回全国商工会議所女性会連合会徳島総会」を開催。324女性会から2,358人が出席した。同総会では、第15回女性起業家大賞授賞式や女性連表彰が行われ、総会終了後には昭和女子大学学長（兼女性文化研究所所長）坂東眞理子氏を講師に迎え、「女性の経営—新しいビジネスの地平を拓く」と題して記念講演会が行われた。総会にあわせて開催された物産展には、徳島県内から43店舗が出店した。

②国の審議会や日商専門委員会委員等への若手経営者や女性経営者の積極的な登用促進

日本 YEG では、会長が当所常議員会や会員総会に参加した。専門委員会では、当所の第29期専門委員会（経済法規、科学技術・知財観光、中小企業政策、地域活性化、社会資本整備、税制、企業会計労働、若者・女性活躍推進、IT 経営推進、エネルギー・環境、社会保障、教育、地方分権・行財政改革、まちづくり、中小企業国際化支援）および第30期専門委員会（経済法規、知的財産、規制・制度改革、中小企業輸出投資、観光、中小企業経営、IoT 活用、まちづくり・農林水産資源活用、社会資本整備、税制、労働、女性等活躍推進、エネルギー・環境、社会保障）に日本 YEG 役員が委員として就任し、若手経営者の観点から積極的に意見を述べた。

全商女性連では、全商女性連会長が当所常議員会に参加するとともに、内閣府男女共同参画推進連携会議に参画し、女性経営者の視点から積極的に意見を述べた。専門委員会では、当所の第30期専門委員会（規制・制度改革、観光、中小企業経営、まちづくり・農林水産資源活用、社会資本整備、労働、女性等活躍推進、社会保障）に全商女性連役員が委員として就任し、政策提言・要望活動に参画した。

<日本 YEG>

平成28年度日本商工会議所青年部（日本 YEG）は、「YEG ベネフィット～YEG が成長と信頼を生み次（地）世代を支える力となる！～」をスローガンに「ビジネス支援」「提言活動」「震災等復興支援」「組織運営の強化」等、多岐にわたる活動を展開した。

「ビジネス支援」については、カンボジア王国の商業大臣等への表敬訪問や、台湾にて開催された CACCI 設立 50 周年総会への参加を通じた海外展開へのビジネスチャンス創出を図った。また、クラウドファンディングのプラットフォーム企業(株)キャンプファイヤーと連携し、クラウドファンディングサービスの特設サイトの開設や活用セミナー等の実施により、日本 YEG ビジネスプランコンテストの受賞プランや各地に潜在する事業の実現に向け、資金調達や事業 PR の側面支援を行った。

「提言活動」については、4～7月に全国9ブロックで開催した「会長会議」や日本 YEG 会長による各地 YEG 訪問事業等を通じて、全国の商工会議所青年部会長の意見を集約。「YEG の成長力と相互の信頼で地方創生と日本創生を実現させるための提言」としてとりまとめ、日本商工会議所に提出した。

「震災等復興支援」については、4月の熊本地震の発災直後から、九州商工会議所青年部連合会や熊本県商工会議所青年部連合会を中心に、他に先んじた復旧支援を展開。被害状況の情報収集や的確な情報発信に務めるとともに、行政では支援が行き届きにくい地域への物資搬入等を積極的に実施した。また、九州商工会議所青年部連合会を窓口とした義援金を募り、約2,406万円（平成29年3月現在）の義援金が集まった。このほか、「平成28年度 熊本・大分 被災地復興支援事業」を12月に熊本市で開催し、熊本県の復興状況等を内容とした講演会や、パネルディスカッションを実施し、

有事における青年経済人として果たすべき役割等について学んだ。

「組織運営の強化」については、岡村会長が日本 YEG 出向者の所属する 127 商工会議所青年部を訪問し、出向元商工会議所青年部の抱える課題や活動状況について、意見交換を実施。訪問の成果として、商工会議所青年部の事業活動等を発信する Web サイト「YEG ナビ」に訪問記録を掲載した。また、YEG の日（11 月 11 日）を一般社団法人日本記念日協会に記念日として登録し、YEG の日の認知度向上に努めた。そのほか、会員加入促進用の PR 動画を製作した。

また、全国 9 ブロックにおける秋のブロック大会（9～10 月、参加者合計 14,100 人）、「第 34 回全国会長研修会 播磨悠久の流れ かがわ会議」（11 月 24 日～26 日、兵庫県加古川市、参加者 1,521 人）、「第 36 回全国大会北海道いわみざわ大会」（平成 29 年 2 月 23 日～26 日、北海道岩見沢市ほか各所、参加者 4,931 人）を開催し、商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。さらには、経営者としての資質向上を目的とした「ビジネスモデル塾」や「翔生塾」、経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」を開催する等、商工会議所青年部およびメンバー企業の発展に資する活動を展開した。

なお、平成 29 年 3 月末現在の商工会議所青年部設置数は 463 カ所（515 商工会議所中の設置率 89.9%）、うち日本商工会議所青年部加入は 413 カ所（加入率 89.2%）となっている。

<全商女性連>

①「女性の活躍推進」「人口減少対策」「地方創生」等の各地域における取り組み事例の収集・提供
各地商工会議所女性会が取り組む「女性の活躍推進」や、「人口減少対策」「地方創生」等といった取り組み事例を、現状調査やヒアリング調査を通じて収集し、フィードバックを行った。

②「女性起業家大賞」を実施し、創業の観点から女性経営者を支援

第 48 回全国商工会議所女性会連合会徳島総会で表彰式を行い、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）の高橋陽子氏（ダンウェイ株式会社代表取締役社長）、優秀賞（全国商工会議所女性会連合会長賞）で、スタートアップ部門（創業 5 年未満）の仙田忍氏（株式会社ルカコ代表取締役社長）、グロース部門（創業 5 年以上 10 年未満）の片山結花氏（株式会社 Uca 代表取締役社長）に、それぞれ賞状と副賞を贈呈した。このほか、「女性起業家大賞」が実施第 15 回の節目の年を迎えたことを記念し、当所が発行する「石垣（月刊誌）」平成 29 年 4 月号の特集「女性起業家 成功への道筋」に、過去の受賞者へのインタビューや、これまでの応募者データ等を掲載した。

③女性会およびその役員・会員を対象とした全商女性連表彰の実施

第 48 回全国商工会議所女性会連合会徳島総会で表彰式を行い、特別功労者 40 名、会員増強等組織強化に取り組んだ 12 女性会を表彰した。また、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰では、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）に熊本商工会議所女性会（熊本県）の『くまもと未来イノベーションアワード—熊本の未来を築く講座—』の開催が輝いた。優秀賞（全国商工会議所女性会連合会長賞）には、尾鷲商工会議所女性会（三重県）の「ガイドブック『魅せます！尾鷲』」の発刊が選ばれた。

④「石垣」やホームページ等を活用した全商女性連および各女性会活動の情報提供

「商工会議所女性会パンフレット」を作成し頒布するとともに、女性会活動の活性化を図るため、

当所が発行する「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページでの記事掲載等を通じて、各地女性会活動を紹介した。

⑤女性会未設置商工会議所における新設促進、全商女性連未加入女性会に対する加入等促進

女性会未設置商工会議所に対する女性会設置や、未加入女性会の全商女性連への加入を呼び掛ける等、組織・財政基盤の強化に取り組んだ。平成 28 年度は越谷商工会議所女性会が新たに設立。同女性会のほか、稲沢商工会議所女性会、一宮商工会議所女性会が新たに全商女性連に加入した。平成 29 年 3 月末現在の女性会設置数は 326 カ所（設置率約 84.6%）、うち全商女性連への加入数は 417 カ所（加入率 95.6%）となった。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号

TEL (03) 3283-7823

FAX (03) 3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

当所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

当所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあっ旋を行なうこと。
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあっ旋を行なうこと。
- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと。

- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと。
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと。

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
国庫補助金等	国庫補助金	84,008	838,501	688,432
	その他（委託費）	171,365	177,985	182,835
	計	255,373	1,016,486	871,267
	一般会計	85,462	838,501	688,528
	特別会計	169,911	177,985	182,739
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政府出資金額		—	—	—
財政投融资		—	—	—
借入金等 （借入先）		0	0	0

2. 定款および規約等

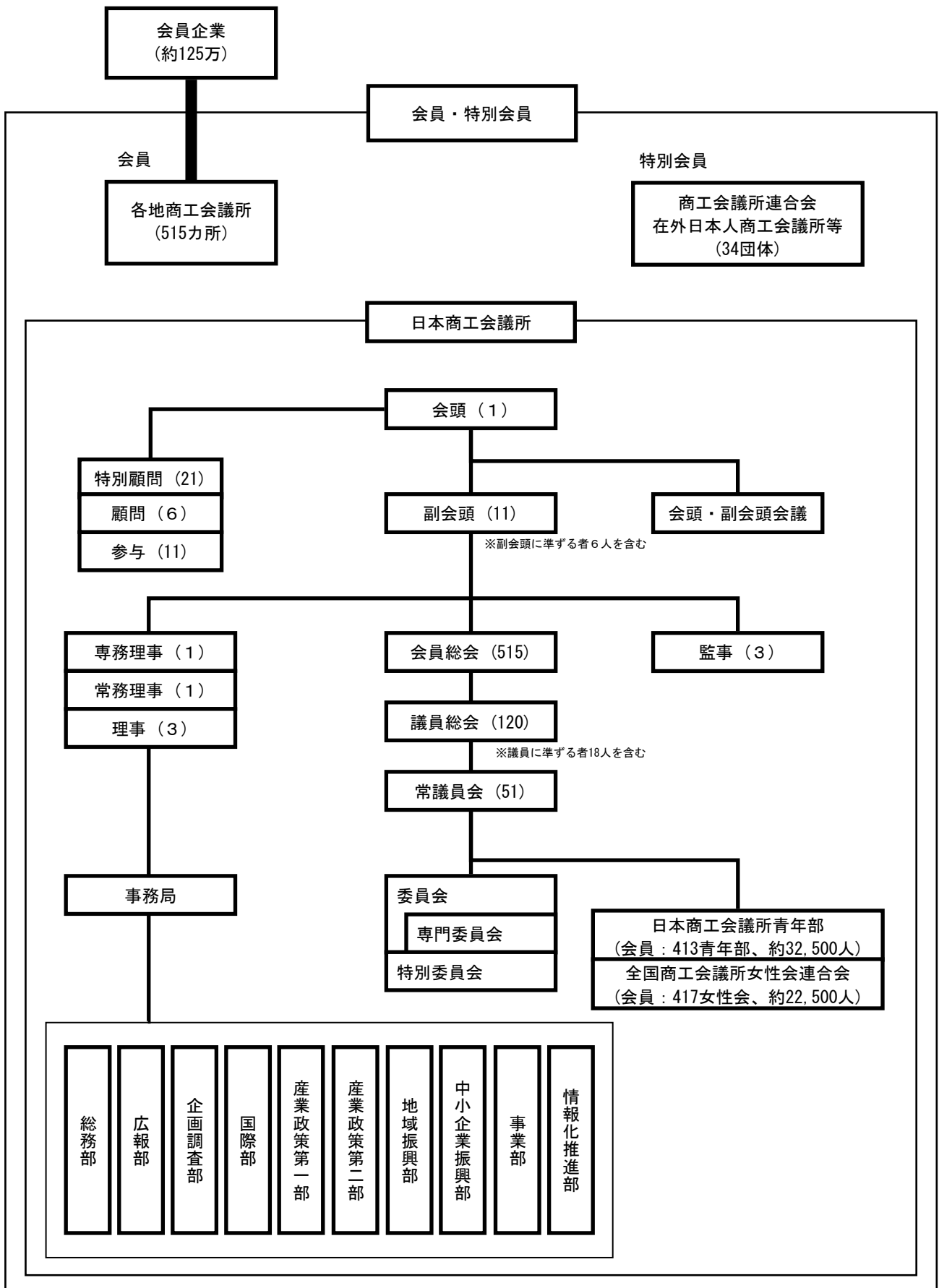
(1) 定 款

平成28年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成28年度においては、規約の変更は行われなかった。

3. 組 織



(1) 会 員 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

平成 28 年度末における日本商工会議所の会員数は、515 商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	12
東北地区	45	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	9	静 岡	15	四 国 地 区	27
宮 城	6	東 海 地 区	49	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	9
福 島	10	三 重	12	高 知	6
北陸・信越地区	49	関 西 地 区	71	九 州 地 区	78
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	8
長 野	18	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	102	兵 庫	18	大 分	10
茨 城	8	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	51	沖 縄	4
埼 玉	16	鳥 取	4		
千 葉	21	島 根	8	合 計	515

(2) 特別会員 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

平成 28 年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所 (国外) (16)	商工会議所連合会 (14)	その他団体・法人 (4)
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
ブラジル日本商工会議所	埼玉県	
シドニー日本商工会議所	千葉県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	神奈川県	
マレーシア日本人商工会議所	静岡県	
シンガポール日本商工会議所	三重県	
パラ一日系商工会議所	福井県	
在亜日本商工会議所	滋賀県	
メキシコ日本商工会議所	山口県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第30期<平成28年11月1日～平成31年10月31日>役員(平成29年3月31日現在)

役員の仕事、定数、氏名、経歴は次のとおりである。(敬称略)

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	三村明夫	(東京商工会議所会頭) 新日鐵住金(株)相談役名誉会長
副会頭 (非常勤)	5人	尾崎裕	(大阪商工会議所会頭) 大阪瓦斯(株)代表取締役会長
		山本亜士	(名古屋商工会議所会頭) 名古屋鉄道(株)代表取締役会長
		上野孝	(横浜商工会議所会頭) 上野トランステック(株)代表取締役会長兼社長
		立石義雄	(京都商工会議所会頭) オムロン(株)名誉会長
		家次恒	(神戸商工会議所会頭) シスメックス(株)代表取締役会長兼社長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	竹崎克彦	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行相談役
		鎌田宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		深山英樹	(広島商工会議所会頭) 広島ガス(株)代表取締役会長
		福田勝之	(新潟商工会議所会頭) (株)福田組代表取締役会長
		礪山誠二	(福岡商工会議所会頭) (株)西日本シティ銀行代表取締役副頭取
		岩田圭剛	(札幌商工会議所会頭) 岩田地崎建設(株)代表取締役社長
専務理事 (常勤)	1人	石田徹	平成25年6月 日本アルコール販売(株)取締役 平成26年6月 日本アルコール販売(株)取締役副社長 平成27年12月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	久貝卓	平成18年7月 近畿経済産業局長 平成20年7月 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 平成26年10月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	久保俊幸	(函館商工会議所会頭) 函館環境衛生(株)代表取締役
		山本秀明	(小樽商工会議所会頭) 協和総合管理(株)取締役社長
		岩田圭剛	(札幌商工会議所会頭) 岩田地崎建設(株)代表取締役社長
		新谷龍一郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設(株)代表取締役社長
		若井敬一郎	(青森商工会議所会頭) 青森魚類(株)代表取締役会長
		谷村邦久	(盛岡商工会議所会頭) みちのくコカ・コーラボトリング(株)代表取締役会長
		鎌田宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		清野伸昭	(山形商工会議所会頭) 山形パナソニック(株)代表取締役会長
		渡邊博美	(福島商工会議所会頭) 福島ヤクルト販売(株)代表取締役会長
		福田勝之	(新潟商工会議所会頭) (株)福田組代表取締役会長
		高木繁雄	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行特別参与
		安宅建樹	(金沢商工会議所会頭) (株)北國銀行代表取締役頭取
		北村正博	(長野商工会議所会頭) (株)システックス代表取締役社長
		井上保	(松本商工会議所会頭) (株)井上代表取締役社長
		大久保博之	(水戸商工会議所会頭) (学)学リリー文化学園理事長

北村光弘	(宇都宮商工会議所会頭)	(株)横倉本店代表取締役会長
曾我孝之	(前橋商工会議所会頭)	中屋商事(株)代表取締役社長
佐伯鋼兵	(さいたま商工会議所会頭)	(株)佐伯紙工所代表取締役
石井俊昭	(千葉商工会議所会頭)	(株)千葉銀行顧問
山田長満	(川崎商工会議所会頭)	(株)経理バンクホールディングス代表取締役社長
金丸康信	(甲府商工会議所会頭)	(株)テレビ山梨代表取締役社長
酒井公夫	(静岡商工会議所会頭)	静岡鉄道(株)代表取締役会長
大須賀正孝	(浜松商工会議所会頭)	(株)ハマキョウレックス代表取締役会長
村瀬幸雄	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行取締役頭取
神野吾郎	(豊橋商工会議所会頭)	(株)サーラコーポレーション代表取締役社長
豊島半七	(一宮商工会議所会頭)	豊島(株)代表取締役社長
岡本直之	(津商工会議所会頭)	三重交通グループホールディングス(株)代表取締役会長
川田達男	(福井商工会議所会頭)	セーレン(株)代表取締役会長
大道良夫	(大津商工会議所会頭)	(株)滋賀銀行取締役頭取
服部盛隆	(池田商工会議所会頭)	(株)池田泉州銀行特別顧問
齋木俊治郎	(姫路商工会議所会頭)	山陽色素(株)取締役会長
植野康夫	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行取締役会長
片山博臣	(和歌山商工会議所会頭)	(株)紀陽銀行取締役会長
藤縄匡伸	(鳥取商工会議所会頭)	日ノ丸産業(株)取締役会長
古瀬誠	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行代表取締役会長
岡崎彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス(株)取締役社長
深山英樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス(株)代表取締役会長
川上康男	(下関商工会議所会頭)	(株)長府製作所代表取締役会長
中村太一	(徳島商工会議所会頭)	社会福祉法人健祥会理事長
竹崎克彦	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行相談役
佐伯要	(松山商工会議所会頭)	伊予鉄道(株)代表取締役会長
青木章泰	(高知商工会議所会頭)	(株)四国銀行相談役
礪山誠二	(福岡商工会議所会頭)	(株)西日本シティ銀行代表取締役副頭取
利島康司	(北九州商工会議所会頭)	(株)安川電機特別顧問
井田出海	(佐賀商工会議所会頭)	(株)ミゾタ取締役会長
宮脇雅俊	(長崎商工会議所会頭)	(株)十八銀行代表取締役会長
田川憲生	(熊本商工会議所会頭)	ホテル日航熊本代表取締役会長
姫野清高	(大分商工会議所会頭)	(株)桃太郎海苔代表取締役社長
米良充典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業(株)代表取締役
岩崎芳太郎	(鹿児島商工会議所会頭)	岩崎産業(株)代表取締役社長
石嶺伝一郎	(那覇商工会議所会頭)	沖縄電力(株)代表取締役会長
三浦廣巳	(秋田商工会議所会頭)	秋田日産自動車(株)代表取締役会長
平松廣司	(横須賀商工会議所会頭)	かながわ信用金庫理事長

監事 3人
(非常勤)

		安 部 研 一 (宇部商工会議所会頭)	宇部マテリアルズ(株)顧問
理 事	4人	青 山 伸 悦	平成19年11月 日本商工会議所理事・産業政策部長
(常勤)	以內		平成21年4月 日本商工会議所理事・産業政策第一部長
			平成25年4月 日本商工会議所理事・事務局長
		朽 原 克 彦	平成23年7月 日本商工会議所企画調査部長
			平成24年4月 日本商工会議所理事・企画調査部長
		荒 井 恒 一	平成25年4月 日本商工会議所理事・産業政策第一部長

(4) 第30期<平成28年11月1日~平成31年10月31日>議員 (平成29年3月31日現在)

議員商工会議所名 (※印は議員に準ずる者)、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (7)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、※北見、※稚内
東 北 (9)	青森、※弘前、奥州、盛岡、仙台、※古川、秋田、山形、酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関 東 (23)	水戸、※日立、ひたちなか、宇都宮、※足利、日光、※大田原、高崎、前橋、桐生、川越 川口、さいたま、深谷、千葉、市川、館山、八千代、八王子、立川、川崎、相模原、甲府 静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、※瑞浪、各務原、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、常滑、四日市、津、伊勢
関 西 (14)	福井、※敦賀、大津、綾部、亀岡、※堺、※東大阪、※泉大津、池田、守口門真、箕面 和泉、姫路、尼崎、小野、宝塚、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、※鳴門、高松、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、※諫早、熊本、別府、大分、都城、宮崎 鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102 (※議員に準ずる者は18)

(5) 第30期<平成28年11月1日～平成31年10月31日>委員会(平成29年3月31日現在)

委員会名	委員長(商工会議所)	副委員長
<委員会>		
総合政策	小林栄三(東京)	[共同委員長]古川実(大阪) [共同委員長]渡辺佳英(東京) 名古屋、横浜
産業経済	立石義雄(京都)	[共同委員長]大島博(東京) 釧路、八戸、三条、上田、市川、静岡、松阪、 山口、中津
国際経済	上野孝(横浜)	[共同委員長]朝田照男(東京) 花巻、酒田、黒部、小松、富士、沖縄
観光	磯山誠二(福岡)	[共同委員長]須田寛(名古屋) 小樽、青森、足利、日光、袋井、鳥羽、松山、大牟田
中小企業	西村貞一(大阪)	[共同委員長]大久保秀夫(東京) 長岡、燕、前橋、太田、川口、立川、東大阪、大分
地域活性化	福田勝之(新潟)	[共同委員長]田辺隆一郎(八王子) 富良野、釜石、能代、会津若松、輪島、石岡、堺 松江、日南
税制	田中常雅(東京)	[共同委員長]井上裕之(東京) 江別、諏訪、大和、豊田、尼崎、福山、玉名
労働	伊藤一郎(東京)	[共同委員長]前田新造(東京) 室蘭、気仙沼、福島、佐久、古河、高崎、守口門真 櫃原
情報化	倉持治夫(大阪)	米沢、松本、土浦、青梅、横須賀、岡崎、豊中 北大阪、徳山
エネルギー・環境	竹崎克彦(高松)	[共同委員長]北村雅良(東京) [共同委員長]矢尾宏(東京) 北見、原町、柏崎、敦賀、草津、岩国、川内
国民生活	山本亜土(名古屋)	恵庭、大船渡、伊那、浦安、相模原、鈴鹿、亀岡 倉敷、呉、延岡
教育	岩田圭剛(札幌)	川越、流山、瀬戸、春日井、桑名、尾鷲、八尾、龍野 尾道、日向
運営	深山英樹(広島)	[共同委員長]川田達男(福井) 岩見沢、郡山、十日町、飯田、ひたちなか、越谷 丸亀、佐世保
<特別委員会>		
広報	鎌田宏(仙台)	苫小牧、弘前、高岡、日立、桐生、柏、沼津、西宮 今治、久留米
信用基金管理	家次恒(神戸)	石巻、いわき、上越、結城、小山、船橋、松戸、大垣 蒲郡、四日市
表彰	石田徹(日本)	

(6) 第30期<平成28年11月1日～平成31年10月31日>特別顧問(平成29年3月31日現在)

伊藤一郎(旭化成株式会社)

本庄八郎(榊伊藤園株式会社)

佐々木 隆 (株)ジェイティービー相談役	井上 裕之 (愛知産業(株)会長)
前田 新造 (株)資生堂相談役	渡辺 佳英 (大崎電気工業(株)会長)
釜 和明 (株)IHI 相談役	石井 卓爾 (三和電気工業(株)社長)
田中 常雅 (醍醐ビル(株)社長)	矢野 龍 (住友林業(株)会長)
北山 禎介 (株)三井住友銀行会長	小林 栄三 (伊藤忠商事(株)会長)
伊東 孝紳 (本田技研工業(株)相談役)	朝田 照男 (丸紅(株)会長)
垣内 威彦 (三菱商事(株)社長)	岡 素之 (住友商事(株)相談役)
中村 満義 (鹿島建設(株)会長)	飯島 彰己 (三井物産(株)会長)
清野 智 (東日本旅客鉄道(株)会長)	佐々木 幹夫 (三菱商事(株)特別顧問)
大久保 秀夫 (株)フォーバル会長	

(7) 第30期<平成28年11月1日～平成31年10月31日>顧問・参与(平成29年3月31日現在)

①顧問

榊原 定征 ((一社)日本経済団体連合会会長)	小林 喜光 ((公社)経済同友会代表幹事)
黒田 東彦 (日本銀行総裁)	石毛 博行 ((独)日本貿易振興機構理事長)
片桐 裕 ((株)損害保険ジャパン顧問)	中村 利雄 ((公財)全国中小企業取引振興協会会長)

②参与

高橋 淑郎	井川 博	植松 敏	守屋 一彦	西川 禎一
篠原 徹	宮城 勉	波田野 雅弘	佐々木 修	中島 芳昭
坪田 秀治				

4. 選挙および選任等

(1) 議員

第30期議員(任期:平成28年11月1日～平成31年10月31日)の選挙は11月、日本商工会議所議員選任規則に基づき北海道、東北、北陸信越、関東、東海、関西、中国、四国、九州の9選挙区において行われ、選任された。(沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」(昭和47.3.16制定)に基づく商工会議所法の一部改正に伴って増員された議員2名を、「日本商工会議所議員選任規則」第5項の規定に関わらず沖縄県内の商工会議所に割り当てることになっており、那覇商工会議所、沖縄商工会議が選任された)。

(2) 常議員

第30期常議員(任期:平成28年11月1日～平成31年10月31日)は、11月17日開催の第258回議員総会において選任された。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

第30期会頭・副会頭(任期:平成28年11月1日～平成31年10月31日)は、11月17日開催の臨時

会員総会において選任された。

②監事

第30期監事（任期：平成28年11月1日～平成31年10月31日）は、11月17日開催の臨時会員総会において選任された。

③特別顧問

第30期特別顧問（任期：平成28年11月1日～平成31年10月31日）は、11月17日開催の臨時会員総会において選任された。

④専務理事・常務理事・理事

第30期専務理事・常務理事・理事（任期：平成28年11月1日～平成31年10月31日）は、11月17日開催の第259回議員総会において選任された。

(4) 顧問・参与

第30期顧問・参与（任期：平成28年11月1日～平成31年10月31日）は、11月17日開催の第660回常議員会において委嘱することが決定した。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成29年3月31日現在）

①国内事務所

部	役職	氏名	部	役職	氏名
総務部	理事・事務局長	青山伸悦	産業政策第一部	理事・部長	荒井恒一
	部長	山内清行		副部長	平澤哲哉
	副部長	大内博		課長	清水繁
	課長	松本憲治		課長	宮沢伸
	調査役	米田千鶴子		課長補佐	小倉政則
	調査役	金井美奈		主任調査役	北村伸夫
	調査役	井上哲志		産業政策第二部	部長
広報部	部長	中村仁	担当部長		福田泰也
	副部長	丸山範久	副部長		市川晶久
	副部長	高山祐志郎	課長		高野晶子
	課長	向山理	課長		森挙一
	調査役	高取康	主任調査役		空岡正英
	企画調査部	理事・部長	柝原克彦		調査役
		担当部長	大井川智明	地域振興部	部長
副部長		原伸一	課長		新田大介
主任調査役		川井徹郎	課長		岡本大輔
主任調査役		福田康司	主席調査役		野上義彦
課長補佐		中村友樹	主任調査役		矢吹伸幸
調査役		鶴岡雄司	調査役		進藤圭輔

国際部	部長	赤木剛	中小企業振興部	部長	加藤正敏
	特任部長	小林恒行		課長	篠原崇
	担当部長	西谷和雄		主任調査役	鎌田藤胤
	担当部長	大下英和		主任調査役	新川哲也
	副部長	佐々木和人		調査役	皆藤寛
	課長	近野孝行		調査役	田鹿鈴子
	課長	松岡鉄也		部長	岩崎浩平
	課長	西澤正純		担当部長	佐藤健志
	課長	清水力		副部長	渡邊泰一
	課長	八田城之介		課長	木内洋一
	主任調査役	小林克昇		主席調査役	菊地敏義
	主任調査役	島岡弘毅		部長	小松靖直
	主任調査役	小野徹夫		課長	林大吾
	主任調査役	原島哲雄			
主任調査役	鈴木重則				
調査役	天野永				
		事業部			
		情報化推進部			

②駐在員事務所

・ソウル事務所

所長 関口正俊

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

12th fl, Young Poong Bldg, 41 Cheonggyecheon-ro, Chongro-ku, Seoul, 110-752, REPUBLIC OF KOREA

TEL 82-2-3210-2411

FAX 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数（平成29年3月31日現在）

平成27年度末	平成28年度末	増減
104	103	-1

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成29年3月31日現在）

平成28年度
158

（※うち、地方事務所所属職員は143）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4月	15,353	25	15,378	4月	3,693	649	4,342
5月	9,238	23	9,261	5月	3,539	615	4,154
6月	12,187	18	12,205	6月	3,503	681	4,184
7月	18,462	29	18,491	7月	3,683	686	4,369
8月	13,637	29	13,666	8月	2,793	557	3,350
9月	8,716	18	8,734	9月	2,445	451	2,896
10月	12,616	25	12,641	10月	2,703	581	3,284
11月	10,279	26	10,305	11月	3,804	555	4,359
12月	17,976	28	18,004	12月	4,388	525	4,913
1月	5,314	15	5,329	1月	4,081	586	4,667
2月	11,999	22	12,021	2月	2,810	619	3,429
3月	28,263	25	28,288	3月	4,380	738	5,118
計	164,040	283	164,323	計	41,822	7,875	49,697

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア. 春の叙勲（4月29日発令）

○旭日中綬章

東京商工会議所（元）副会頭 井上 裕之

○旭日小綬章

美唄商工会議所会頭 岸本 邦 宏 弘前商工会議所（元）会頭 新戸部 満男

秩父商工会議所（元）会頭 高橋 信一郎 館山商工会議所（元）会頭 高橋 弘之

八王子商工会議所会頭 田邊 隆一郎 上野商工会議所会頭 木津 龍平

浜田商工会議所会頭 岩谷 百合雄

○旭日双光章

岩見沢商工会議所（元）副会頭 田島 洋一 相馬商工会議所会頭 新妻 良一

伊東商工会議所会頭 海野 英夫 佐世保商工会議所副会頭 田中丸 善保

諫早商工会議所（元）会頭 高尾 茂 竹田商工会議所（元）会頭 高山 昇次郎

イ. 秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日小綬章

花巻商工会議所会頭 宮澤 啓祐 会津若松商工会議所（元）会頭 宮森 泰弘

水戸商工会議所（元）会頭 和田 光弘 太田商工会議所会頭 正田 寛

木更津商工会議所（元）会頭 荒井 弘導 藤沢商工会議所（元）会頭 田中 正明

可児商工会議所（元）会頭 日比野 義彦 春日井商工会議所会頭 松尾 隆徳
 宇治商工会議所会頭 山本 哲治 亀岡商工会議所会頭 渡邊 裕文
 豊中商工会議所（元）会頭 國貞 眞司 中津商工会議所（元）会頭 愛宕 久和
 日南商工会議所会頭 清水 満雄

○旭日双光章

岡崎商工会議所（元）会頭 古澤 武雄 堺商工会議所副会頭 堀畑 好秀
 大竹商工会議所（元）副会頭 福田 明久 荒尾商工会議所（元）副会頭 河部 啓宣
 別府商工会議所（元）会頭 千壽 健夫

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

宇都宮商工会議所副会頭 齋藤 高藏 日光商工会議所副会頭 佐藤 璋三
 上尾商工会議所副会頭 神田 博一 中津川商工会議所副会頭 杉本 潤

イ．秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

鹿沼商工会議所副会頭 上原 昭夫 岡山商工会議所（元）副会頭 前坂 正紀

③表彰

ア．第124回日本商工会議所表彰（平成28年9月15日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第1条 (商工会議所に特に功労のあった者)		1商工会議所	1名
規則第2条第2項 (永年勤続役員・議員)	50年	1商工会議所	1名
	40年	32商工会議所	38名
	30年	51商工会議所	88名
	20年	96商工会議所	267名
規則第2条第1項 (退任役員・議員)		111商工会議所	168名
規則第3条 (永年勤続職員)	40年	19商工会議所	26名
	30年	70商工会議所	109名
	20年	96商工会議所	139名
	10年	69商工会議所	110名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：19商工会議所

倶知安、芦別、むつ、米沢、流山、武蔵野、沼津、春日井、大阪、新宮、津山、備前、府中、庄原、山陽、今治、中村、松浦、別府

・検定事業推進：18商工会議所

白河、諏訪、川越、飯能、草加、市川、浦安、むさし府中、多摩、島田、近江八幡、吹田、池田、龍野、笠岡、広島、吉野川、阿波池田

- ・受験者数拡大：18 商工会議所
能代、黒部、小諸、市川、茂原、東京、岐阜、大垣、刈谷、東海、茨木、相生、三木、東広島、山陽、吉野川、阿波池田、久留米
- ・事業活動：7 商工会議所
大船渡、ひたちなか、桐生、三島、尾鷲、伊万里、竹田

○会員事業所表彰（1 事業所）

株式会社 丸広百貨店

イ. 第 125 回日本商工会議所表彰（平成 29 年 3 月 16 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条 (商工会議所に特に功労のあった者)		4 商工会議所	4 名
規則第 2 条第 2 項 (永年勤続役員・議員)	50年	2 商工会議所	2 名
	40年	16商工会議所	17名
	30年	46商工会議所	68名
	20年	84商工会議所	170名
規則第 2 条第 1 項 (退任役員・議員)		360商工会議所	1,964名
規則第 3 条 (永年勤続職員)	40年	3 商工会議所	3 名
	30年	25商工会議所	28名
	20年	38商工会議所	46名
	10年	42商工会議所	51名

○商工会議所表彰（組織強化関係・事業活動）

- ・会員増強-組織率向上：18 商工会議所
上砂川、古川、白山、下館、本庄、深谷、東京、武蔵野、瑞浪、境港、尾道、福山、竹原、松山、今治、玉名、川内、沖縄
- ・会員増強-会員数増加：18 商工会議所
山形、福島、伊勢崎、所沢、青梅、町田、横浜、三島、名古屋、四日市、伊勢、京都、北大阪、田辺、鳥取、下関、鹿児島、鹿屋
- ・高組織率：18 商工会議所
深川、奥州、郡山、滑川、岡谷、諏訪、伊那、鹿沼、甲府、島田、恵那、豊田、碧南、小牧、姫路、三次、山陽、新居浜
- ・事業活動：6 商工会議所
大曲、足利、浜松、高知、日向、日南

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	190件	25件
出 席	59件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第124回通常会員総会

○日 時 平成28年9月15日(木) 9時30分～11時50分

○場 所 帝国ホテル 3階「富士の間」

○来 賓

<政党>

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

経済産業大臣 世耕弘成 殿

自由民主党幹事長 二階俊博 殿

民進党代表 岡田克也 殿

公明党代表 山口那津男 殿

日本維新の会共同代表 片山虎之助 殿

○出席者 367 商工会議所・820 名

委任状による出席 148 商工会議所

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 盛岡商工会議所・谷村会頭、光商工会議所・藤井会頭

○表 彰

日本商工会議所第124回表彰(詳細は、表彰の項参照)

○議 事

石田専務理事の開会宣言により開会。三村会頭の挨拶の後、安倍晋三内閣総理大臣、世耕弘成経済産業大臣から祝辞が述べられた。その後、定款第30条の規定に基づき、三村会頭が本総会の議長に選任された。議長から、議事録署名人に盛岡商工会議所・谷村会頭ならびに光商工会議所・藤井会頭が指名された。

議事に先立ち行われた「被災地報告」では、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長(仙台・会頭)から、東日本大震災の被災地の現状等について、九州商工会議所連合会・磯山会長(福岡・会頭)から、平成28年熊本地震の被災地の現状等について説明があり、議長からは、被災地の復興に向けて、引き続きの支援が呼びかけられた。

(議案第1号)平成27年度事業報告(案)

(議案第2号)平成27年度収支決算(案)

まず、日本商工会議所の最近の活動をわかりやすくまとめた動画を放映し、その後、議案第1号の「平成27年度事業報告(案)」について石田専務理事から、議案第2号の「平成27年度収支決算(案)」について久貝常務理事からそれぞれ説明があった。平松監事(横須賀・会頭)の監査報告の後に審議に入ったところ、両議案とも異議なく承認された。

②臨時会員総会

○日 時 平成28年11月17日(木) 11時25分～11時50分

○場 所 品川プリンスホテル 5階「プリンスホール(富士・伊吹・大山)」

- 出席者 260 商工会議所・528 名
委任状による出席 246 商工会議所
- 議長 三村会頭
- 議事録署名人 長野商工会議所・北村会頭、筑後商工会議所・玉木会頭
- 議事

石田専務理事の開会宣言により開会。定款第 30 条の規定により、三村会頭が議長を務めることとなった。次いで議長が、議事録署名人に長野商工会議所・北村会頭、筑後商工会議所・玉木会頭を指名した。

(議案第 1 号) 第 30 期役員(会頭、副会頭、監事)の選任について

議長から、まず会頭の選任について諮ったところ、盛岡商工会議所・谷村会頭から、三村会頭に引き続き会頭をお願いしたい旨の発言があり、満場一致で三村会頭の再任を決定した。

その後、三村会頭より、所信表明があった。

次に、副会頭・監事の選任について諮ったところ、議長一任となり、副会頭として

大阪商工会議所	尾崎会頭
名古屋商工会議所	山本会頭
横浜商工会議所	上野会頭
京都商工会議所	立石会頭
神戸商工会議所	家次会頭

を指名し、決定した。

また、副会頭に準ずる者として、各ブロック商工会議所連合会会頭(会長)である、

高松商工会議所	竹崎会頭
仙台商工会議所	鎌田会頭
広島商工会議所	深山会頭
新潟商工会議所	福田会頭
福岡商工会議所	礪山会頭
札幌商工会議所	岩田会頭

を指名し、当所の事業活動全般に協力願うことで賛同を得た。

続いて、監事として

秋田商工会議所	三浦会頭
横須賀商工会議所	平松会頭
宇部商工会議所	安部会頭

の 3 名を指名し、決定した。

また、議長から日本商工会議所の副会頭、副会頭に準ずる者および監事である商工会議所の会頭が任期中で退任した場合、後任会頭にその役職をお願いすることを日本商工会議所会頭に予め一任された旨を諮り、承認された。

(議案第 2 号) 日本商工会議所定款第 29 条第 1 項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、定款第 29 条第 1 項但し書きの規定により、会員総会決議事項のうち同条第 9 号から第 12 号までの事項を議員総会に委任したい旨を諮り、了承された。

[報告事項]

- 第 30 期常議員等について

第 30 期常議員について、第 659 回常議員会・第 258 回議員総会において、下記のとおり決定した旨

が報告された。

常議員

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、津、福井、大津、池田、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

また、第 30 期専務理事、常務理事、理事、特別顧問、顧問、および参与について、第 660 回常議員会・第 259 回議員総会において、決定した旨が報告された。

さらに、第 30 期議員に準ずる者、委員長、共同委員長、副委員長、および委員についても、第 660 回常議員会・第 259 回議員総会において決定した旨が報告された。（詳細は、組織の項参照）

③第 125 回通常会員総会

○日 時 平成 28 年 3 月 16 日（木）14 時 30 分～17 時 00 分

○場 所 帝国ホテル 2 階「孔雀（東西）の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

経済産業副大臣 松村 祥史 殿

○出席者 413 商工会議所・955 名

委任状による出席 102 商工会議所

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 甲府商工会議所・金丸会頭、北九州商工会議所・利島会頭

○表 彰 日本商工会議所第 125 回表彰（詳細は、表彰の項参照）

○議 事

石田専務理事の開会宣言により開会。三村会頭の挨拶の後、安倍晋三内閣総理大臣、松村祥史経済産業副大臣から祝辞が述べられた。その後、定款第 30 条の規定に基づき、三村会頭が本総会の議長に選任された。議長から、議事録署名人として、甲府商工会議所・金丸会頭ならびに北九州商工会議所・利島会頭が指名され、了承された。

議事に先立ち行われた「被災地報告」では、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）から、東日本大震災の被災地の現状等について説明があり、議長からは、被災地の復興に向けて、引き続きの支援が呼びかけられた。

（議案第 1 号）第 30 期行動計画（案）および平成 29 年度事業計画（案）について

（議案第 2 号）平成 29 年度収支予算（案）について

まず、日本商工会議所の活動をまとめた動画を放映した後、議案第 1 号の「第 30 期行動計画（案）および平成 29 年度事業計画（案）」について石田専務理事から、「平成 29 年度収支予算（案）」について久貝常務理事からそれぞれ以下のとおり説明があり、両議案とも異議なく承認された。

「第 30 期行動計画（案）」について、「成長する経済の実現には、経営者がリスクテイクしながら新たな挑戦に取り組むことが重要であり、商工会議所は、こうした民間の挑戦を強力に後押しし、『潜在成長率の底上げ』や『地方創生の加速』、『地域間連携による経済成長』を目指す」という基本認識のもと、（1）現場主義・双方向主義の徹底、（2）連携・ネットワークによる活動効果の最大化、（3）政策提

言、(4) 商工会議所活動の見える化による組織基盤強化、の4つの活動方針に従って、「会員企業の繁栄」「地域の再生」「日本の成長」という商工会議所における3つのミッションを実現する。平成29年度事業計画(案)では、これらを実現するための具体的なアクションプランを盛り込んでいる。

「平成29年度収支予算(案)」について、一般会計・広報特別会計の収入は、平成28年度決算見込み比11億4,600万円減の、87億5,600万円となる。他方、支出の部では、平成28年度決算見込み比8億900万円減の、87億5,600万円としている。

[声かけ・サポート運動]

石田専務理事から、東京商工会議所が中心となって行っている「声かけ・サポート運動」について説明と、協力への呼びかけがあった。

- 記念講演 「iPS細胞がひらく新しい医学」
京都大学 iPS 細胞研究所所長・教授 山中 伸弥 氏

(2) 議員総会

①第255回議員総会

- 日 時 平成28年6月16日(木)10時00分～10時50分
- 場 所 鳳(ANAクラウンプラザホテル富山3階)
- 出席者数 110名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 青森商工会議所・若井会頭、大分商工会議所・姫野会頭
- 議 事

三村会頭が議長席につき、開会した。議長から、議事録署名人に、青森商工会議所・若井会頭、大分商工会議所・姫野会頭を指名した。

議事に先立ち、「平成28年熊本地震に関する報告」について、まず、熊本商工会議所・田川会頭の代理で谷崎専務理事から、被災地の現状等について以下のとおり説明があった。

全国からの心温かい支援・義援金、経営指導員の派遣に心から御礼申しあげる。地震発生から2か月を過ぎ、避難者は12万人から6千人に減少、全壊・半壊した14万棟の建物は、全国からのボランティアの協力を受け、片付けや処理が進められている。

事業再開に向けては、約半数の事業者が事業所の建替え等を進めている状況であり、国の補助金への期待は大きく広がっている。地元企業からは、事業再開や販路開拓、観光産業の復興支援に向けて、強い要望が出ている。九州観光支援旅行券の発行により、夏までに観光客が戻らなければ、非常に厳しい状況となる。

熊本商工会議所では、ザ・ビジネスモールへの参加や中古機械のマッチング事業、クラウドファンディングなど、新たな事業に取り組んでいく。「支え合おう熊本いま 心ひとつに」をスローガンに、創造的な復興に向けて、取り組んでいきたい。

続いて、大分商工会議所・姫野会頭から、被災地の現状等について以下のとおり説明があった。

全国の商工会議所から、特段の支援をいただいたことに、御礼申しあげる。地震から2か月が経過し、大分県内ではインフラがほぼ復旧し、避難者がゼロとなった。一方で、地震直後に実施した緊急アンケート調査では、最大で数億円の被害を受けた企業があるとの結果があり、観光・飲食業を中心に大きな打撃を受けている。九州全体で100万泊がキャンセルとなり、うち大分県内が3割であった。

大分県下の商工会議所では、商工会議所の支援内容をまとめた新聞広告を掲載したほか、県下経済5団体で、国交省・経産省・地元選出国議員等に訪問・要望。あわせて、被災事業者への金融支援体制を整えている。九州商工会議所連合会では、ブロック内の78商工会議所が一致結束して取り組むこととし、九商連・礪山会長、熊本・田川会頭がブロックを代表して菅官房長官、石井国交大臣に直接要望し、九州観光支援旅行券が実現した。「九州はひとつ」の信念のもと、スピード感を持った復興に取り組んでいきたい。

石田専務理事から、「平成28年熊本地震への商工会議所の対応」について、以下のとおり説明があった。

6月10日現在、433商工会議所から3億4,529万円の義援金がよせられた。皆様のご協力に、厚く御礼申しあげる。今後、被災商工会議所を通じて被災事業者へ渡し、事業再開や観光回復などに向けて活用いただく。配分については、九州商工会議所連合会、熊本県商工会議所連合会、大分県商工会議所連合会で配分を検討中であり、7月常議員会において報告予定。

日本商工会議所では、5月12日、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望」を取りまとめ、政府関係先へ提出。十分な復興予算の確保や、事業再開・販路回復・観光振興への支援等を要望。5月13日に、平成28年度補正予算が措置され、具体的な支援が動き出している。インフラ復旧65億円、グループ補助金400億円、旅行割引180億円など、商工会議所の意見を反映し、措置されている。

経営指導員の応援派遣は、九州商工会議所連合会の協力を得て、資料に記載の商工会議所から派遣いただいております。熊本商工会議所からの要請を受けて、7月末まで継続実施となった。特別相談窓口には1,000件を超える相談が寄せられている。今後も、全国515商工会議所のネットワークを最大限活用し、被災事業者の復旧・復興を支援していきたい。

議 案（1）まちづくりに関する意見について（追認）

田辺まちづくり特別委員長（八王子・会頭）から、「まちづくりに関する意見」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

本意見書は、まちづくり特別委員会等での審議・決議を経て、5月30日付でとりまとめ、まち・ひと・しごと創生本部をはじめ関係各所に提出したものです。

本意見書においては、「ひと・しごとを支える基盤である『まち』の再生・活性化なくしては、地方創生の実現はない」との認識のもと、地域の創意と発意に基づく官民協働のまちづくりの促進に向けて、空き地・空き店舗の利活用推進やまちづくりのリーダー・担い手育成等の必要性を主張している。

今後、日本商工会議所においては、本意見の実現に向けた関係各所への働きかけを進めるとともに、各地商工会議所向けの研修会開催・情報発信活動にも一層積極的に取り組んでいく。

（2）2016年度地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50について（追認）

石田専務理事から、「2016年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

日本商工会議所では、平成25年から毎年5月に、地域や中小企業が経済活動等を行ううえで障壁となっている規制・制度の改革に関する意見をとりまとめている。

今年も2月から3月にかけて、全国商工会議所にアンケートを実施し、回答をとりまとめ、4月開催の地方分権・行財政改革専門委員会に本意見書（案）を諮った。その後、

5月10日に規制改革会議の岡議長に本意見書を直接持参し、あわせて安倍総理をはじめ関係各方面に提出した。

意見書では、「患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向け医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること」、「農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること」、「タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件を緩和すること」といった項目を盛り込んでいる。

要望項目のうち、以前から要望していたいくつかの論点については、6月2日に閣議決定された「規制改革実施計画」に盛り込まれている。現在、要望項目のさらなる実現に向け、内閣府の規制改革推進室を通じて各省庁と折衝を行っているところであり、今後とも各地商工会議所のご協力をよろしくお願ひしたい。

(3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望について（追認）

久貝常務理事から、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

本要望は、5月12日付でとりまとめ、内閣府や中小企業庁などをはじめ政府関係各所に提出したもの。

本要望では、余震の影響もあり、被災事業者の事業再開の見通しが立たず、観光業にも深刻な影響が生じていることを踏まえ、生活・産業インフラの復旧を最優先としつつ、事業再開、地域経済の再生を、スピード感をもって強力に進める必要があるとの認識のもと、特別法の制定等による十分な予算確保や、インフラの早期復旧、被災事業者の施設・整備の改修等への支援を主張している。

今後、日本商工会議所においては、本要望の実現に向けた関係各所への働きかけを進めるとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に取り組んでいく。

(4) 地震災害等に係る会費減免（案）について

青山理事・事務局長から、「地震災害等に係る会費減免（案）」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

東日本大震災被災地区について、釜石、宮古、大船渡、塩釜、石巻、気仙沼、郡山、原町、相馬の9商工会議所から減免申請があり、5年間の震災復興進展を踏まえ、50%減免とする。また、平成28年熊本地震の発生を受け、熊本、玉名の2商工会議所より減免申請があり、会費減免基準に則り、熊本商工会議所は80%、玉名商工会議所は30%の減免とする。

報告事項（1）重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、「重要政策課題の動向」について、以下のとおり説明があった。

商工会議所にとって関心の高い政策のうち、重要政策を巡る今後の日程等の動向などについて、久貝常務理事より、説明があった。

5月13日、平成28年度補正予算が閣議決定。26日、27日にはG7首脳会議（伊勢志摩サミット）が開催。「G7伊勢志摩首脳宣言」が採択された。

6月1日に通常国会が閉会し、同日、安倍総理が消費税率引上げ延期を表明。増税延期について、安倍総理は、今般のG7による合意のもと、内需を腰折れさせかねない消費税率の引き上げは延期すべきである、2020年度の財政健全化目標はしっかり堅持する、

2019年10月には消費税率を10%に引き上げ、その際に軽減税率を導入する、2020年度のプライマリーバランス黒字化を目指す発言。三村会頭からは、消費税率10%への引き上げの再延期を表明されたことは残念である、商工会議所は消費税率の10%への引き上げが必要であると主張しており、平成31年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要であると述べた。

続いて、6月2日に経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議が開催され、同日、日本再興戦略2016、経済財政運営と改革の基本方針2016、ニッポン一億総活躍プラン、規制改革実施計画の4本が閣議決定。日本再興戦略では、GDP600兆円に向けたプロジェクトとして、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットなどを活用した第4次産業革命を掲げており、中堅中小企業への導入支援に向けて、小型汎用ロボの導入コスト2割減や中小企業1万社への専門家派遣を進めることとしている。経済財政運営と改革の基本方針2016では、経済・財政一体改革推進のなかで、2020年度財政健全化目標を維持している。ニッポン一億総活躍プランでは、「希望出生率1.8」に向けた取り組みとして子育て・介護人材の確保を進めるほか、介護離職ゼロを目標として掲げているが、財源の確保が課題。三村会頭から、これら経済政策をしっかりと実施するよう、指摘している。

中小企業政策では、5月24日に中小企業等経営強化法が成立。経営発達支援計画は、363商工会議所が申請、217商工会議所が認定を受けた。認定商工会議所には700万円が補助され、管内小規模事業者数に応じて、最大1,000万円まで増額される。

労働関係では、6月14日に中央最低賃金審議会が開催され、最低賃金に係る議論がスタート。最低賃金1,000円の実現が安倍政権の目標として掲げられているなかでの議論となる。

終わりに、叙勲・褒章制度について、企業経営者や団体役員等の産業分野への授与が減少しているとの認識のもと、現在、見直しが進められており、菅官房長官のもとに設置された有識者懇談会において、平成28年5月に提言がとりまとめられている。今後重視していくべき分野として、商工会議所における様々な功績や、成長に資する新たな産業分野の企業経営者、地域経済の活性化に貢献する中堅・中小企業経営者の功績等が挙げられている。

(2) 平成28年春の叙勲・褒章

議長から、「平成28年春の叙勲・褒章受章者」について報告がなされ、祝意が述べられた。今般、当所の推薦などにより、18名が受章した。

(3) 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション

議長から、「訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション」について、2017年1月開催との案内があり、広く参加を呼びかけた。

(4) 夏季政策懇談会（7月20日/帝国ホテル）

久貝常務理事から、「夏季政策懇談会（7月20日/帝国ホテル）」について、開催の案内があり、広く参加を呼びかけた。

②第256回議員総会

- 日 時 平成28年7月21日（木）13時00分～13時50分
- 場 所 ホール（JPタワー（KITTE）4階）

- 出席者数 110名
- 議長 三村会頭
- 議事録署名人 小樽商工会議所・山本会頭、高知商工会議所・青木会頭
- 議事

議案(1) 第124回通常会員総会への提案事項について

石田専務理事から、「平成27年度事業報告(案)」、久貝常務理事から、「平成27年度収支決算(案)」について、それぞれ説明とともに諮り、異議なく承認された。本承認を受け、9月の通常会員総会へ付議されることとなった。

(2) 平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望(案)について

西村中小企業委員長(大阪・副会頭)から、「平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望(案)」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

本要望は、来年度の政府予算の概算要求に向けて、中小企業政策専門委員会等で議論し、全国の商工会議所への意見照会を経て、とりまとめたもの。「中小企業の生産性向上」、「地方創生」、「熊本地震、東日本大震災の復興」の3点を基本的な考え方とし、人手不足への対応に向けたITの活用促進や創業・事業承継、消費税、農林水産業の成長産業化などを要望している。

中小企業庁長官を訪問し、直接要望するとともに、国会議員・関係省庁等に提出し、実現を求める。

(3) 提言「TPP協定の早期実現を求める」について(追認)

議長から、「TPP協定の早期実現を求める」について、以下の説明とともに諮り、異議なく追認された。

本提言は、7月13日(水)に、日本経済団体連合会、経済同友会、日本貿易会と連名でとりまとめ、安倍総理に手交した。大企業のみならず、中堅・中小企業や農林水産業においてもグローバル市場へビジネスが拡大している中、自由貿易体制の維持・強化に向けて、わが国がいち早く協定を承認し、米国をはじめとする各国の動きを促すことを求めた。

安倍総理からは、日本がリーダーシップを発揮し、早期発効の気運を高めていくとの意向が示された。

(4) 独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見について(追認)

久貝常務理事から、「独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見」について、以下の説明とともに諮り、異議なく追認された。

公正取引委員会では、本年2月に「独占禁止法研究会」を設置し、違反企業に対する課徴金制度の見直しを検討しているところであり、日本商工会議所では、経済法規専門委員会のもと、意見をとりまとめ、6月20日に東京商工会議所と連名で、公正取引委員会に提出した。

同意見では、優越的地位の濫用行為など厳格に処分されるべきとの基本的な考え方のもと、裁量制の導入は、企業の予見可能性を確保する観点から、明確な基準を策定し公表することなどを求めている。

(5) 日本商工会議所第30期議員選挙等について

石田専務理事から、「日本商工会議所第30期議員選挙等」について、以下の説明とと

もに諮り、異議なく承認された。

議員選任規則について、ブロック連合会の名称変更（近畿から関西に変更）に伴い、一部改正する。また、各ブロック選挙区の議員割当数について、商工会議所数などの基準に沿って計算した結果、第 29 期と同じ割当数となる。

(6) 第 124 回日本商工会議所表彰（案）について

久貝常務理事から、「第 124 回日本商工会議所表彰（案）」について、説明とともに諮り、異議なく承認された。表彰式は、9 月の通常会員総会で行われる。

(7) 平成 28 年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算（案）について

久貝常務理事から、「平成 28 年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算（案）」について、説明とともに諮り、異議なく承認された。

報告事項（1）「全国商工会議所観光振興大会 2016in 京都」の開催結果について

立石会頭（京都）から、「『全国商工会議所観光振興大会 2016in 京都』の開催結果」について、以下の説明があった。

7 月 11 日（月）～13 日（水）の日程で開催し、全国から 240 商工会議所、1,396 名が参加した。大会期間中は、「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式のほか、彬子女王殿下による特別講演、オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムについての基調講演、全体交流会、分科会などが催された。

(2) 平成 28 年熊本地震への商工会議所の対応について

石田専務理事から、「平成 28 年熊本地震への商工会議所の対応」について、義援金の配分や経営指導員の応援派遣実績などの報告があった。

また、九州商工会議所連合会の磯山会長（福岡・会頭）から、義援金へのお礼とともに、被災地および九州の状況などについて説明があった。

(3) 岸田外務大臣と日本商工会議所との懇談会について

石田専務理事から、7 月 21 日（木）に開催した「岸田外務大臣と日本商工会議所との懇談会」について、以下の報告があった。

懇談会の冒頭、三村会頭から、わが国を取り巻く国際環境が大きく変わる中、外務省の役割は一層重要になってきており、様々な課題について、民間とも連携を図りながら取り組んでいただきたいとの発言があった。

続いて、岸田外務大臣から、持続的な経済成長には中堅・中小企業の活躍が重要であり、経済外交を「日本外交の三本柱」の一つに位置付け、在外公館を中心とした海外展開支援のほか、進出先での安全確保や日本企業にとって有利なビジネス環境の整備、戦略的なビザ緩和などの取り組みを進めるとの発言があり、商工会議所に対して協力を求めた。

その後、尾崎会頭（大阪）、岡谷会頭（名古屋）、上野会頭（横浜）、立石会頭（京都）から、英国の EU 離脱や TPP を含めた中小企業の海外展開、米国の大統領選を巡る動き、テロへの対応と企業の安全対策、インバウンドの促進などについて、発言があった。

各会頭の意見に対し、岸田大臣からは、「EU 離脱に向けた交渉プロセスの基本方針の早

期確認と、英国政府との情報共有を図る」、「TPP について、経済界からの要望を踏まえ、早期発効に向けた機運を高めるほか、交渉中の他の経済連携協定についても積極的に推進する」、「大統領選について、どの候補が大統領になるにせよ、日本政府として、幹部を含めた米国チームとの意思疎通を図る」、「テロの問題について、これまで取り組んできた安全対策に関する各施策の再点検を行っており、来月中にも結果をとりまとめ、公表する」、「外国人観光客や外国企業の投資誘致、エネルギー外交などについて、関係省庁と連携しながら成果を出していく」などの発言があった。

最後に、深山会頭（広島）から、オバマ大統領の広島訪問を含めた、最近の広島の情報について報告があったほか、鎌田会頭（仙台）から、韓国における日本農産品の輸入規制問題について、韓国を訪問し、現地大使館と意見交換を行ったことなどの発言があった。

（４）夏季政策懇談会の結果概要について

石田専務理事から、7月20日（水）に開催した夏季政策懇談会について、「民間主導による地方創生（まち・ひと・しごと）実現への挑戦」を全体テーマとし、各地商工会議所の取り組み事例を交え、活発な政策討議や商工会議所のあり方に関する意見交換などが行われた旨の報告があった。

（５）その他

久貝常務理事から、「アジア商工会議所連合会設立50周年総会のご案内」および「重要政策課題の動向」について、報告があった。

③第257回議員総会

- 日 時 平成28年9月14日（水）11時30分～12時50分
- 場 所 ホール（JPタワー（KITTE）4階）
- 出席者数 110名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 旭川商工会議所・新谷会頭、佐賀商工会議所・井田会頭
- 議 事

議 案（１）平成29年度税制改正に関する意見（案）について

田中税制委員長から、「平成29年度税制改正に関する意見（案）」について、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

今年度の意見書では、政府の税制調査会等において中小企業の実態が殆ど理解されておらず、誤解や批判を招いていることから、改めて、地域経済を支える中小企業の特性等に関するデータを示したうえで、意見を取りまとめた。

具体的な内容として、（１）円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直し、（２）中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を、（３）消費税率引き上げ延期に伴う課題、（４）平成28年熊本地震からの復旧・復興、防災・減災に向けた取り組みへの支援、（５）女性の活躍促進・子育て世代の支援に向けた制度の見直し、（６）企業の活力強化・地域活性化に資する税制措置、の6項目を柱とし、非上場株式における配当重視への評価方法見直しや、設備投資促進税制などの延長・拡充、消費税率の軽減税率のゼロベースでの見直しなどを盛り込んでいる。

本案が承認された場合は、本日付で公表し、政府・与党への陳情活動を進めていくとともに、各地商工会議所においても、地元での陳情活動にご協力いただきたい。

報告事項（1）世耕経済産業大臣との懇談会の結果概要について

石田専務理事から、14日（水）に開催した「世耕経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会」について、以下の報告があった。

三村会頭から、中小企業における足元の景況感や賃上げ・設備投資の動向などを説明するとともに、人手不足・人口減少や地方創生の早期実現などについて、一部の人に痛みを伴う政策であっても構造改革を断行していただきたいとの挨拶があった。

世耕経済産業大臣から、IoTやロボット等の技術革新による「第4次産業革命」の実現や、税制措置の見直しなどによる事業承継の円滑化、TPPの早期発効、働き方改革などの重要政策課題について、中小企業の経営実態を踏まえつつ、しっかりと取り組み、アベノミクスの果実を全国津々浦々に届けるとの発言があった。

尾崎会頭（大阪）、立石会頭（京都）、磯山会頭（福岡）、鎌田会頭（仙台）から、人手不足に対応するための女性・若者・シニア等の活躍促進、IoT・ロボット技術など効率化を進める中小企業への支援、TPPの早期発効、規制改革の推進、地域中核企業への支援、事業承継、震災復興・福島再生などについて、発言があった。

各会頭からの発言に対し、世耕大臣から、「取引価格適正化について、原材料費や電力料金などのコスト増加分を価格に適切に転嫁できているか、という視点で取り組む」、「働き方改革や同一労働同一賃金について、現場が働きやすくなる柔軟な制度になるよう進めたい」、「TPPについて、米国・ケネディ駐日大使との懇談において、再交渉にせず、しっかりやることを確認した。厳しい国会日程の中でも着実にやりたい」などの発言があった。

福田会頭（新潟）から、最低賃金について、企業の収益力に関わらず一律の引き上げになることから、慎重に扱うべきであり、中小企業に対し、取引価格の適正化や生産性向上への支援が必要との発言があった。

高木副大臣から、福島再生に向けて、生業を取り戻すカギとなる販路拡大について、全国の商工会議所の協力を求めるとともに、除染対策や放射線に対する正しい知識の啓発にも取り組むとの発言があった。

最後に、世耕大臣から、IT活用による生産性向上をしっかり進めるとの発言があったほか、ロシア経済分野協力担当大臣としてロシアビジネスへの関心を持っていただきたいとのお願いがあった。

（2）重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、「重要政策課題の動向」について、以下の報告があった。

8月24日、2次補正予算が閣議決定。同月31日には、来年度概算要求の締め切り、9月26日からの臨時国会で2次補正予算や消費増税再延期の関連法案、TPP関連法案の審議が始まる。また、外交関係では、9月4、5日にG20首脳会議（中国）、同月8日には東アジア首脳会議が開催された。

11月8日にはアメリカ大統領選、同月19、20日はAPEC首脳会議、12月15日にはロシアのプーチン大統領が来日する。

地方創生では、8月31日に地域再生計画として、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などが認定された。また10月には地方創生インターンシップ推進会議が開催され

る予定で、日商からも委員を派遣する予定。地方から東京への人口流出を防ぐべく、新たな施策などが議論される予定である。

社会保障・労働関係では、9月下旬に働き方改革実現会議が開催される予定で、三村会頭も委員として参画することが決まっている。

続いて、未来投資を実現する経済対策ならびに2次補正予算は、8月24日に閣議決定され、4.5兆円の規模になった。平成29年度予算概算要求は、3年連続で100兆円を超える規模となった。平成29年度経済産業省概算要求は、1.4兆円規模となった。

規制改革では、9月2日に規制改革会議の後継として規制改革推進会議の設置が閣議決定され、同月12日に初会合が開かれた。規制改革については日商としても毎年意見要望をしており、地域において規制が厳しい状況があれば、紹介いただきたい。

中小企業関連予算では、ものづくり等補助金やIT専門家派遣・相談会の開催などが盛り込まれた。また小規模事業者持続化補助金も2次補正で措置され、創業支援事業者補助金なども29年度概算要求に盛り込まれた。中小企業経営強化法では、8月から経営向上計画の認定が始まっており、8月24日現在で482社が認定されている。

TPP 関連では、今秋の臨時国会で関連法案の審議が開始されると思われる。近日中にTPPの早期締結に向けて自民党本部へ陳情に行く予定としている。

終わりに、労働関係では、地域別最低賃金が決定され、その引き上げ額は全国平均で25円となった。最低賃金の上昇率は3%を超え、中小企業には影響が大きいと考える。安倍首相の発言でも、中小企業・小規模事業者の支援を明言しているが、三村会頭が委員として参画する働き方改革実現会議を通じて、対応策を強く求めていく予定。最賃引き上げに伴う支援策として政府からもキャリアアップ助成金や業務改善助成金などが提示されているため有効に活用いただきたい。

(3) 平成28年熊本地震への商工会議所の対応について

久貝常務理事から、「平成28年熊本地震への商工会議所の対応」について、以下の報告があった。

義援金について、9月7日時点で491商工会議所から、4億4,338万円のご協力をいただいた。

経営指導員の応援派遣について、5月～7月の3カ月で、28都道府県・52商工会議所から、延べ67名の経営指導員を熊本商工会議所に派遣いただいた。

政府の取り組みについて、8月24日に、グループ補助金や資金繰り支援、九州ふっこう割などを盛り込んだ「熊本地震からの復旧・復興支援事業」(4,139億円)を含む平成28年度第2次補正予算案が閣議決定された。

日商では、今後も全国商工会議所と連携し、熊本・大分・九州地域を支援していくので、引き続きご協力いただきたい。

(4) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について

日本商工会議所青年部(日本YEG)の岡村会長(京都YEG)および全国商工会議所女性会連合会(全商女性連)の山崎会長(東京女性会)から、それぞれ平成28年度上半期の活動について報告があった。

④第 258 回議員総会

- 日 時 平成 28 年 11 月 17 日（木）10 時 10 分～10 時 50 分
- 場 所 プリンズホール（大雪・岩木・浅間）（品川プリンズホテル 5 階）
- 出席者数 110 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 富山商工会議所・高木会頭、和歌山商工会議所・片山会頭
- 議 事

議案に先立ち、10 月 21 日に発生した、鳥取県中部を震源とする大規模な地震について、鳥取商工会議所の大谷専務理事から、以下の報告があった。

ライフラインは 2 日程度で復旧し、市民生活や中小・小規模事業者をはじめとした企業活動は、概ね落ち着きを取り戻している。他方で、今回の地震を機に、廃業を考える経営者が一部で見られ、県内商工会議所としては、金融機関等と連携し、事業継続を支援していく。

また、鳥取県の重要な産業の 1 つである観光においては、県全体が被災したという風評もあり、予約キャンセルが相次ぐなど、観光客が激減している。温泉地をはじめ、観光地の店舗は通常通り営業しており、各地商工会議所におかれては、ぜひ、鳥取にお越しいただきたい。

議 案（1）第 30 期常議員の選任について

議長から、第 30 期の常議員選任方法について諮ったところ、議長一任とされた。そこで、議長案として、以下 51 商工会議所の会頭からなる常議員（案）を諮り、異議なく承認された。

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、津、福井、大津、池田、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

なお、常議員である会頭が任期途中で退任した場合、次の議員総会まで欠員となり、運営上支障をきたすことから、議長より、後任の会頭に常議員に就任いただくことを日本商工会議所会頭に予め一任されたい旨の説明があり、諮ったところ、異議なく承認された。

⑤第 259 回議員総会

- 日 時 平成 28 年 11 月 17 日（木）10 時 10 分～10 時 50 分
- 場 所 プリンズホール（大雪・岩木・浅間）（品川プリンズホテル 5 階）
- 出席者数 110 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 富山商工会議所・高木会頭、和歌山商工会議所・片山会頭
- 議 事

議 案（1）臨時会員総会への提案事項について

①第 30 期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

②日本商工会議所定款第 29 条第 1 項但し書きによる議員総会への委任事項について
議長から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

第30期の会頭、副会頭、監事の選任は、後ほど開催する臨時会員総会において、選任したい。また、会員総会の決議事項のうち、定款第29条第9号から第12号までの事項については、定款に基づき、議員総会に委任することを、臨時会員総会へ提案したい。

(2) 第30期専務理事、常務理事および理事の選任について

議長から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

第30期の専務理事に石田徹氏、常務理事に久貝卓氏、理事に青山伸悦氏、朽原克彦氏、荒井恒一氏を選任したい。

(3) 第30期議員に準ずる者の選任について

(4) 第30期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について

(5) 第30期特別顧問、顧問および参与の委嘱について

議長から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

各議案について、配布資料に記載した方々に選任・委嘱を行いたい。なお、本件は一括での審議をお願いしたい。

(6) 「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」(案)について

石田専務理事から、以下の説明があったのち、議長が諮り、異議なく承認された。

本要望は、毎年、各都道府県で次年度の予算編成が始まるこの時期に、小規模企業対策予算の拡充について、全国知事会を通じて各都道府県に要望するもの。

要望の冒頭では、全国商工会議所の約3,500人の経営指導員による相談・支援実績や地域活性化への取り組みなどの実績を見える化するとともに、中小企業の稼ぐ力の強化に向けた、「連携支援」と「商工会議所の体制強化」の重要性を述べている。

そのうえで、小規模企業振興対策予算の拡充とその確実な執行、小規模企業振興条例の制定、独自の小規模企業支援施策の設立、地方創生推進交付金等を活用した商工会議所との連携による事業推進などを求めている。

本案が承認された場合は、全国知事会や全国市長会に提出する予定。

(7) 簿記初級の創設および平成29年度各種検定試験日程・受験料について

青山理事・事務局長から、以下の説明があったのち、議長が諮り、異議なく承認された。

現行の簿記4級は平成28年度をもって終了し、簿記の基本原理や実践的な知識の習得に資する内容に刷新したうえで、ネット試験方式の「初級」を創設する。

各地商工会議所における試験会場の賃料の上昇などの現状を踏まえ、平成29年度の受験料を改訂する。

報告事項(1) 第30期専門委員会の委員募集等について

久貝常務理事から、以下の説明があった。

第30期の専門委員会について、従来から設置されているもののほか、中小企業輸出投資専門委員会、観光委員会の下地域インバウンド推進ワーキング、IoT推進専門委員会などが新設された。

また、各委員会の下に設置された各専門委員会の委員長等については、事務局経由で、すでに親委員会の委員長や本人にも相談をしたうえで、内諾をいただいたところ。

おって、CCIスクエア等を通じて、専門委員会の委員募集を行うため、各地商工会議所

におかれては、積極的にご参画いただきたい。

(2) 重要政策課題の動向について

久具常務理事から、以下の説明があった。

11月10日に次期アメリカ大統領としてトランプ氏が当選した。これに伴い、トランプ氏が提唱していた大幅な減税やインフラ投資への期待感が強まり、ニューヨークのダウ工業平均が上昇しているほか、ドル買いが進み、円安ドル高が進行している。さらに、共和党が上院・下院とも半数を超え、政策運営なども効率的に進むものと思われる。

安倍総理は、11月17日に、ニューヨークでトランプ次期米国大統領との面談を予定している。その後、APEC 首脳会議（11月19日、ペルー）に参加し、日露首脳会談を行う予定。来月15日には、ロシアのプーチン大統領が来日予定になっている。12月中には、日中韓首脳会議の開催調整をしているようだが、韓国大統領の不祥事により、不透明な状況。

臨時国会の会期末は11月30日としていたが、TPPの審議状況により、会期延長の可能性も出ている。

成長戦略では、11月中旬から与党税制調査会で平成29年度の税制改正について議論が進み始めており、12月上旬に、与党税制改正大綱が出される予定。エネルギー関連では、11月4日にパリ協定が発効され、日本では11月8日に国会承認された。

社会保障・労働では、11月16日に、会頭が委員として参画する第3回働き方改革実現会議が開催され、今回は賃上げがテーマとなっている。

働き方改革実現会議では、政府は、中小企業に対しても賃上げを要請すると報道がある一方、三村会頭は、中小企業でも業績に応じた賃上げが適切な対応であると強調しており、また、日商調査では中小企業の6割は賃上げを行うと回答しているが、その理由は人材の流出防止等の防衛的賃上げの意味が強い。

経営発達支援計画では、現在363商工会議所が申請を行っており、230商工会議所が認定されている。申請が通れば、補助上限額700万円の補助事業を展開できる。

信用保証制度の見直しについては、企業のライフステージに応じた対応の観点から見直しの方向性案が提示され、次期国会への提出を視野に年内に取りまとめを行う予定である。

(3) コンプライアンスの徹底について

青山理事・事務局長から、以下の説明があった。

商工会議所は、地域活性化や企業経営を支援・指導する立場にあり、企業はもとより、行政、関係機関、市民に信頼される組織でなければならない。各地商工会議所におかれては、第30期のスタートを機に、改めて、コンプライアンスの徹底に努めていただきたい。

日商では、研修会やマニュアルの提供などを通じ、各地の取り組みを後押ししていく。とりわけ、重大なコンプライアンス違反が生じた際は、全国の商工会議所に影響が及ぶことから、日商コンプライアンス担当まで、速やかに連絡をいただきたい。

(4) その他

①平成28年秋の叙勲・褒章受章者について

議長から、秋の叙勲・褒章について、日商の推薦等により、計23名が受章された旨の

報告があった。

②第10回日韓商工会議所首脳会議について

石田専務理事から、以下の説明があった。

11月8日、韓国・仁川において「第10回日韓商工会議所首脳会議」を開催し、日本側からは、三村会頭をはじめ副会頭・特別顧問など10名、韓国側からは、大韓商工会議所の正副会長等13名が参加した。

会議では、冒頭、両国の経済情勢に関する報告があり、続いて、両国の民間ビジネス協力や、両商工会議所の事業紹介について、両国での事例を交えた説明・意見交換があった。

次回は、来年に北海道・富良野での開催を予定している。

⑥第260回議員総会

○日時 平成29年1月19日（木）13時00分～13時50分

○場所 ホール（JPタワー（KITTE）4階）

○出席者数 110名

○議長 三村会頭

○議事録署名人 前橋商工会議所・曾我会頭、大津商工会議所・大道会頭

○議事

議案（1）平成28年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算（案）について

久貝常務から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

一般会計について、鳥取県中部地震で被災した倉吉商工会議所の会費減免による「会費収入」の減額補正のほか、保険・検定等の「事業費」の減額補正、伴走型小規模事業者支援推進事業等の受託事業追加・予算変更に伴う「委託費・補助金」の増額補正を行う。また、持続化補助金について計上している小規模事業者支援パッケージ事業特別会計では、政府の平成28年度第2次補正予算において「小規模事業者販路開拓支援事業」が予算措置され、平成28年10月31日付の中小企業庁からの交付決定に伴い、金額が確定したことから、増額補正を行う予定。

報告事項（1）安倍首相訪豪に伴う同行経済ミッションについて

青山理事・事務局長から、以下の説明があった。

1月12日から17日にかけて、安倍首相がフィリピン、オーストラリア、インドネシア、ベトナムの4カ国を歴訪され、三村会頭は日豪経済委員会会長として、オーストラリアに同行された。今回の安倍首相による各国歴訪は、米国のトランプ次期政権発足を見据え、アジア太平洋諸国との経済・安全保障両面での連携強化を目的としている。

特に、オーストラリアについては、「価値観を共有する親密なパートナー」と位置づけられる両国の首脳による定期相互訪問の一環として実施され、「TPPなどの自由貿易推進」、「再生医療・人工知能分野での連携強化」などの重要性が確認された。

また、同行経済ミッションでは、日豪経済委員会のほか、イノベーション・ベンチャーや観光産業に関わる企業・大学のCEOクラス22名が参加し、イノベーションの連携、両

国相互の観光客増加策などについて、安倍首相、ターンプル首相を交え、官民で議論を深めた。

(2) 同一労働同一賃金ガイドライン案について

石田専務理事から、以下の説明があった。

昨年12月20日に第5回働き方改革実現会議が開催され、「同一労働同一賃金」のガイドライン案が示された。同ガイドライン案は、正規・非正規間で待遇差が存在する場合、いかなる差が不合理であるか、不合理でないかなどを示したもの。なお、今回の案では、問題となる事例、ならない事例が盛り込まれたが、グレーゾーンに関する事例は記載されていない。

具体的な待遇については、基本給のほか、賞与などの諸手当、福利厚生、教育訓練も対象となっており、例えば、「賞与は、一定の基準で非正規にも支給すること」、「通勤手当などは、原則として正規・非正規で同一の支給をすること」などが求められている。また、各企業においては、ガイドライン案が最終的に確定するまでに、待遇差の現状を踏まえた就業規則の見直しの必要性等について検討していくことも求められている。

商工会議所としては、ガイドライン案で示された方向性について、基本的に異論はないものの、「グレーゾーンの範囲が広く、判定が極めて困難であること」、「ガイドライン案についての理解が共有されていない段階では、労使間トラブルなどが懸念されること」などを指摘している。

また、こうした課題を踏まえ、「趣旨を丁寧に説明し、企業・労働者双方から意見を聞く相談窓口を設置すること」、「企業の予測可能性を高め、現場の実態に即した仕組みにするため、労働政策審議会などで丁寧に議論し、グレーゾーンを少なくすること」、「法律・ガイドライン確定までには、企業側の体制が整うまで十分な準備期間をとること」の3点を要望している。

(3) 重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、資料に基づき、以下の説明があった。

2017年の国外の主要予定について、1月20日に、米国・トランプ新大統領の就任式が行われる。また、EUでは、2月にドイツの大統領選、3月にオランダの議会選挙、4月にフランスの大統領選が行われる。なお、3月末日には、英国がEU離脱の通告を行うことが見込まれている。

国内では、1月20日に通常国会が開会し、2月上旬に平成28年度第3次補正予算案、3月末に平成29年度予算案が成立する見込みである。

中小企業政策について、昨年12月20日に開催した中小企業政策審議会（会長：三村会頭）の第11回会合において、信用保証制度の見直し内容を取りまとめた。具体的には、企業のそれぞれのライフステージに応じた保証割合が提示されており、見直し内容を盛り込んだ改正法案は今通常国会に提出予定となっている。

また、中小企業等経営強化法に関して、29年度税制改正において、認定を受けた事業者が利用できる固定資産税特例の対象が、商店・飲食店・サービス事業で使用する一定の器具備品、建物付属設備にも拡大される見通しとなった。

外国人技能実習制度の改正について、昨年11月28日に外国人技能実習新法が成立し、本年中に施行されることとなった。実習期間の延長（最大5年）や介護職種の追加があっ

たほか、管理団体の許可制化、法的指導権限を持った機関の設置などが行われる。

平成 29 年度予算における、商工会議所の経営支援・地域活性化事業等に利用可能な各省庁等予算について、「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」のほか、中小・小規模事業者に向けた IT 導入・活用支援を行う「IT100 カ所セミナー」、経営支援のノウハウを有する人材を都道府県連合会など複数の商工会議所グループに配置し、OJT 等を通じ経営指導員の支援能力向上を図る「スーパーバイザー事業」が盛り込まれた。

また、事業者向けの補助金については、中小事業者等が生産性向上等に係る計画を策定し、IT ツールを導入する際の経費を補助する「IT 導入補助金（サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）」等が予算化された。各地商工会議所におかれては、有効に活用いただきたい。

⑦第 261 回議員総会

- 日 時 平成 29 年 3 月 16 日（木）11 時 00 分～11 時 50 分
- 場 所 富士の間（帝国ホテル 3 階）
- 出席者数 110 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 一宮商工会議所・豊島会頭、岡山商工会議所・岡崎会頭
- 議 事

議 案（1）第 125 回通常会員総会への提案事項について

「第 125 回通常会員総会への提案事項」について、石田専務理事から「第 30 期行動計画（案）および平成 29 年度事業計画（案）」、久貝常務理事から「平成 29 年度収支予算（案）」に係る説明があり、異議なく承認され、同日午後開催される通常会員総会へ付議されることとなった。

（2）知的財産政策に関する意見（案）について

荒井知的財産専門委員長から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

政府では、知的財産戦略本部において「知的財産推進計画 2017」の検討を進めているところであり、このたび、当委員会では、中小企業のニーズや実態を踏まえた計画となるよう意見（案）をとりまとめた。

具体的には、知財や知財政策に関する基本的な考え方を整理したうえで、（1）地方創生実現に資する知財活用、（2）中小企業による知財活用促進、（3）わが国の産業競争力を強化する知財システムの構築、（4）コンテンツを活用した海外需要の取り込み、の 4 つの観点から、「都道府県における知財戦略の策定・見直し」、「積極的な知財権取得に向けた環境整備」、「納得感の高い紛争処理システム」、「コンテンツ輸出や模倣品対策」などについて意見している。

本案について承認いただけた場合は、内閣府や特許庁等に提出し、要望の実現を働きかけていく。

（3）2017 年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見（案）について

石田専務理事から、以下の説明とともに諮り、異議なく承認された。

当所では、平成 25 年から、規制・制度改革に関する意見を取りまとめ、政府に要望しているところであり、本案は、5 回目となる。昨年 5 月に行った要望では、「観光施設を

設置するための河川敷の占用許可期間の延長」など、政府が閣議決定した「規制改革実施計画」に盛り込まれ、実現したところ。

今回は、わが国や中小企業を取り巻く現状や課題などについて整理したうえで、(1) 経済成長の実現、(2) 一億総活躍社会の実現、の2つの観点から、要望項目をとりまとめた。

「経済成長の実現」では、ビッグデータのオープン化・一元提供化や、経営者が生前に営業譲渡する場合の手続き簡素化、農業分野での外国人材の活用推進、古民家等を活用した宿泊施設における最低客室数の規制緩和などを盛り込んだ。

「一億総活躍社会の実現」については、「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ労働基準法改正案の早期成立や、国家戦略特区で認められている「外国人医師による自国民以外の外国人に対する診療行為」の、希望地域への拡大等を求めている。

本案について承認いただけた場合は、規制改革推進会議など、関係先に提出する予定。

報告事項(1) 重要政策課題の動向について

久具常務理事から、資料に基づき、以下の説明があった。

国外の主要予定について、3月5日に中国において全国人民代表大会が開催され、2017年の経済成長率目標を昨年から引き下げ、6.5%前後とすること等を決定した。韓国においては、10日に朴大統領の弾劾審理結果が公表され、罷免されることとなった。一方、EUでは、今月末に予定されている英国による離脱通告のほか、4月以降、他の主要加盟国で大統領選、議会選などを控えている。

国内では、2月末に平成29年度予算が衆議院を通過。今月中に成立見込み。3月5日には自民党大会が開催され、総裁の任期を3期9年に延期する党則変更が行われた。4月中旬には、ペンス米国副大統領が来日し、麻生副首相との初会合を予定している。

成長戦略について、2月6日、23日に未来投資会議・構造改革徹底推進会合・ローカルアベノミクスの深化会合(農業)が開催され、三村会頭が出席された。3月24日には未来投資会議が予定されており、29日には行政手続簡略化の重点分野・削減目標が決定される見通し。

震災復興について、3月6日に三村会頭、鎌田会頭(仙台)、高橋会頭(原町)が、今村復興大臣を訪問し、要望を提出した。大臣からは、商工会議所の復興支援に対する謝意が示されるとともに、被災地産品の購入等を通じた風評対策や、インバウンドを含む東北への観光客の回復に向けたアピールなどへの協力のお願いがあった。

働き方改革について、3月13日に時間外労働の上限規制等に関する労使合意がなされた。労使合意では、(1) 上限規則について、原則(月45時間、年360時間)と特例を労基法に明記し、罰則付きで実効性を担保するとともに、時間外労働削減に向けた労使の自主的な努力規定を盛り込むこと、(2) 勤務間インターバル制度の検討、(3) 過労死等の防止対策の検討、(4) 労働政策審議会における上限規制に関する詳細についての検討、などが盛り込まれた。なお、合意に含まれなかった例外業種については、労働政策審議会において引き続き検討するとしている。

企業の健康経営について、三村会頭も参画する日本健康会議では、経産省、厚労省との連携のもと、「健康経営優良企業認定制度」を設け、2月21日に第1回目の認定企業

として、大規模法人部門 235 法人、中小規模法人部門 95 法人を公表した。同会議が昨年 7 月に発表した「健康なまち・職場づくり宣言 2020」では、健康経営に取り組む企業数などが数値目標として定められている。各地においても、同認定制度など健康経営の PR にご協力いただき、中小企業の取組を後押ししていただきたい。

農林水産業の競争力強化について、政府は、輸出促進を目的とした、新たな輸出プロモーション機関「日本版 SOPEXA（ソペクサ）」の創設を決定した。同機関は、フランス食品振興会（SOPEXA：ソペクサ）を参考としており、12 月 20 日には、今後の取組を促進するため、ジェトロ、経団連、日本商工会議所などの関係機関 12 団体が連携協定を結んだ。同機関では、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化し、事業を行うとしている。

(2) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について

今月末をもって 1 年間の任期満了により退任する日本 YEG の岡村会長（京都 YEG）から、「日本 YEG の活動」として、平成 28 年度の事業等の報告があった。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第654回 4月21日 13時～ 13時50分	JP タワー 出席者数58人（委任 状提出による代理出 席を含む） （水戸・和田会頭 豊橋・吉川会頭）	緊急議案 ○平成28年熊本地震への対応と支援について 議案 (1) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見（案）につ いて (2) 雇用・労働政策に関する意見（案）について (3) 「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見について（追認） (4) 中小企業の IoT 推進に関する意見（案）について 報告事項 (1) 商工会議所運営および事業におけるコンプライアンスの強化について (2) 伊勢志摩サミット開催に伴う警備および交通対策への協力依頼について (3) 重要政策課題の動向について (4) 日本商工会議所第30期議員選挙日程について (5) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について (6) 神社本庁主催平成28年伊勢神宮参拝ツアーのご案内 (7) その他 ※昼食懇談会 演題：「世界経済と金融市場の動向」について ゲストスピーカー：信州大学教授 真壁 昭夫 氏
第655回 6月16日 10時～ 10時50分	ANA クラウンプラザ ホテル富山 3 階 「鳳」 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （青森・若井会頭 大分・姫野会頭）	議案 (1) まちづくりに関する意見について（追認） (2) 2016年度地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50について（追認） (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望について（追認） (4) 地震災害等に係る会費減免（案）について 報告事項 (1) 重要政策課題の動向について (2) 平成28年春の叙勲・褒章 (3) 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション (4) 夏季政策懇談会（7月20日/帝国ホテル） (5) その他 ※特別講演 ゲストスピーカー：富山県知事 石井 隆一 氏

<p>第656回 7月21日 13時～ 13時50分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任状提出による代理出席を含む） （小樽・山本会頭 高知・青木会頭）</p>	<p>議案 (1) 第124回通常会員総会への提案事項について (2) 平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望（案）について (3) 提言「TPP協定の早期実現を求める」について（追認） (4) 独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見について（追認） (5) 日本商工会議所第30期議員選挙等について (6) 第124回日本商工会議所表彰（案）について (7) 平成28年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算（案）について</p> <p>報告事項 (1) 「全国商工会議所観光振興大会2016in 京都」の開催結果について (2) 平成28年熊本地震への商工会議所の対応について (3) 岸田外務大臣と日本商工会議所との懇談会について (4) 夏季政策懇談会の結果概要について (5) その他</p> <p>※昼食懇談会 演題：「X-Tech デジタル時代を創る IT のチカラ」 ゲストスピーカー：NTT データ 代表取締役社長 岩本 敏男 氏</p>
<p>第657回 9月14日 11時30分～1 2時20分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任状提出による代理出席を含む） （旭川・新谷会頭 佐賀・井田会頭）</p>	<p>議案 (1) 平成29年度税制改正に関する意見（案）について</p> <p>報告事項 (1) 世耕経済産業大臣との懇談会の結果概要について (2) 重要政策課題の動向について (3) 平成28年熊本地震への商工会議所の対応について (4) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について (5) その他</p>
<p>第658回 10月20日 13時～ 13時50分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任状提出による代理出席を含む） （福島・渡邊会頭 下関・川上会頭）</p>	<p>議事 (1) 臨時会員総会の招集について (2) 台風被害に係る会費減免（案）について</p> <p>報告事項 (1) 日本商工会議所第30期議員選挙結果について (2) 第54回日豪経済合同委員会会議の概要報告について (3) 「ヒラケ、セカイ ～THE STORIES TO THE GLOBAL CHALLENGE～（中小企業海外展開事例集）」について (4) 合同訪中団の結果概要について (5) 第30期日本商工会議所委員会・特別委員会・専門委員会編成について (6) 重要政策課題の動向について (7) その他</p> <p>※特別講演 演題：「認知症共生社会の実現にむけて」 ゲストスピーカー：公益社団法人日本医師会 副会長 今村 聡 氏</p>
<p>第659回 11月17日 10時10分～ 10時50分</p>	<p>品川プリンスホテル 出席者数59人（委任状提出による代理出席を含む） （富山・高木会頭 和歌山・片山会頭）</p>	<p>議案 (1) 第30期常議員の選任について</p>

<p>第660回 11月17日 10時10分～ 10時50分</p>	<p>品川プリンスホテル 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （富山・高木会頭 和歌山・片山会頭）</p>	<p>議案 (1) 臨時会員総会への提案事項について (2) 第30期専務理事、常務理事および理事の選任について (3) 第30期議員に準ずる者の選任について (4) 第30期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について (5) 第30期特別顧問、顧問および参与の委嘱について (6) 「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」（案）について (7) 簿記初級の創設および平成29年度各種検定試験日程・受験料について 報告事項 (1) 第30期専門委員会の委員募集等について (2) 重要政策課題の動向について (3) コンプライアンスの徹底について (4) その他</p>
<p>第661回 12月15日 13時～ 13時50分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （宇都宮・北村会頭 鳥取・藤縄会頭）</p>	<p>議案 (1) 第30期総合政策委員会副委員長・委員の委嘱について (2) 中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見（案）につ いて (3) 地震災害等に係る会費減免（案）について 報告事項 (1) 平成29年度税制改正の概要について (2) 「石井国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会」結果概要について (3) 「山本幸三地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会」結果概要につ いて (4) 重要政策課題の動向について (5) 第30期専門委員会の委員について (6) 商工会議所の組織・財政等の現状（速報版）について (7) その他 ※昼食懇談会 演題：「米国大統領選後の国際政治の動向について」 ゲストスピーカー：キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 宮家 邦彦 氏</p>
<p>第662回 平成29年 1月19日 13時～ 13時50分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （前橋・曾我会頭 大津・大道会頭）</p>	<p>議案 (1) 平成28年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケー ジ事業特別会計収支補正予算（案）について 報告事項 ○安倍首相訪豪に伴う同行経済ミッションについて (1) 同一労働同一賃金ガイドライン案について (2) 重要政策課題の動向について (3) その他 ※昼食懇談会 演題：「2017年の日本経済の動向について ーアベノミクス：引き続き信用はするが、引き続き確認もするー」 ゲストスピーカー：モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 チーフエコノミスト ロバート・アラン・フェルドマン 氏</p>

<p>第663回 2月16日 13時～ 13時50分</p>	<p>JPタワー 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （静岡・酒井会頭 鹿児島・岩崎会頭）</p>	<p>議案 （1）東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望（案）について （2）第125回日本商工会議所表彰（案）について</p> <p>報告事項 （1）訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション結果概要について （2）「自由民主党首脳と日本商工会議所との懇談会」結果概要について （3）働き方改革実現会議の検討状況について （4）プレミアムフライデーについて （5）重要政策課題の動向について （6）第30期総合政策委員会および専門委員会の概要等について （7）その他</p> <p>※昼食懇談会 演題：「基礎科学研究とそれを支える技術－宇宙線関連研究を例に－」 ゲストスピーカー：東京大学 特別荣誉教授・宇宙線研究所 所長 梶田 隆章 氏</p>
<p>第664回 3月16日 11時～ 11時50分</p>	<p>帝国ホテル 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （一宮・豊島会頭 岡山・岡崎会頭）</p>	<p>議案 （1）第125回通常会員総会への提案事項について （2）知的財産政策に関する意見（案）について （3）2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見（案） について</p> <p>報告事項 （1）重要政策課題の動向について （2）日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について （3）その他</p>

(4) 監事会

- 日 時 7月20日（水）10時45分～11時50分
- 場 所 帝国ホテル 本館4階 柏の間
- 出席者 6名（うち代理出席1名）
- 内 容 平成27年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事3名（うち代理出席1名）により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4月20日	第25回産業経済・第11回観光・第21回地域活性化・第13回労働・第16回エネルギー・環境合同委員会	131名	<p>(1) KIMONO PROJECT について 久留米商工会議所 専務理事 穴見 英三 氏 久留米商工会議所 議員・(一社) イマジン・ワンワールド代表 高倉 慶応 氏</p> <p>(2) グッドデザイン賞にみる「地域とデザイン」の動向について 日本デザイン振興会 グッドデザイン賞チームリーダー 蘆澤 雄亮 氏</p> <p>(3) 地球温暖化問題への対応について ①「地球温暖化対策計画(案)」について 経済産業省 産業技術環境局 審議官(環境問題担当) 三又 裕生 氏</p> <p>②「地球温暖化対策計画(案)」に対する意見について</p> <p>(4) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見(案)について 日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛 氏</p> <p>(5) 重要政策課題の動向について</p> <p>(6) 雇用・労働政策に関する意見(案)について</p> <p>(7) 商工会議所運営および事業におけるコンプライアンスの重要性について</p> <p>(8) 神社本庁主催平成28年伊勢神宮参拝ツアーのご案内について</p> <p>(9) その他</p>
4月20日	第24回中小企業・第11回情報化合同委員会	137名	<p>(1) 中小企業等経営強化法案について 中小企業庁 事業環境部 企画課長 石崎 隆 氏</p> <p>(2) ローカルベンチマークについて 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長 福本 拓也 氏</p> <p>(3) 創業支援(創業スクール)の取り組みについて 宮崎商工会議所 専務理事 倉掛 正志 氏 中小企業相談所長 川村 淳 氏</p> <p>(4) IoTに関する現在の動向について ①中小企業におけるIoT活用の課題と対策の方向性について 経済産業省 製造産業局長 糟谷 敏秀 氏</p> <p>②中小企業のIoT推進に関する意見(案)について</p> <p>(5) その他</p>
4月21日	第11回国際経済・第14回労働・第5回国民生活・第28回運営合同委員会	114名	<p>(1) 中小企業における健康経営の普及促進について 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課長 江崎 禎英 氏 東京商工会議所 サービス・交流部 担当部長 藤田 善三 氏</p> <p>(2) 「フェスタ in オオタ ～おおた de マチノミ 1000～」について 太田商工会議所 会頭 正田 寛 氏 太田商工会議所青年部 副会長 田村 政一 氏</p> <p>(3) 28年度における特許庁の地域・中小企業支援策の概要～海外知財訴訟費用保険制度について～ 特許庁 普及支援課長 武田 一彦 氏</p> <p>(4) 検定事業の動向と今後の取り組みについて</p> <p>(5) 新輸出大国コンソーシアムについて</p> <p>(6) その他</p>

6月15日	第26回産業経済・第22回地域活性化・第8回地方分権・行財政改革特別合同委員会	158名	<p>(1) 商工会議所と百貨店との連携による地域産品の発掘・開発について 株式会社そごう・西武 商品部 オムニチャネル商品プロジェクト部長 藤井 昇 氏</p> <p>(2) 地域産品の販路開拓に向けた本年度の新たな取り組みについて</p> <p>(3) 平成28年熊本地震に係る九商連アピールおよび要望について 九州商工会議所連合会 常任幹事 中村 仁彦 氏</p> <p>(4) 重要政策課題の動向について</p> <p>(5) まちづくりに関する意見について</p> <p>(6) 平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望について (追認)</p> <p>(7) 2016年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50について (追認)</p> <p>(8) その他</p>
7月21日	第12回国際経済・第25回中小企業・第23回地域活性化・第17回エネルギー・環境・第29回運営合同委員会	128名	<p>(1) 経営観点から行う省エネルギー活動推進の取り組みについて 前橋商工会議所 専務理事 中島 克人 氏 経営支援センター 課長補佐 今井 正和 氏 株式会社アリギス 代表取締役 須田 耕司 氏</p> <p>(2) 地方都市における「コンパクトなまちづくり」の推進に向けた取り組みについて 国土交通省 都市局 市街地整備課 課長補佐 杉田 牧子 氏</p> <p>(3) 貿易保険を通じた海外展開支援について 独立行政法人日本貿易保険 営業第一部 お客様総合支援グループ長 原田 由美子 氏</p> <p>(4) 平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望(案)について</p> <p>(5) 平成27年度事業報告(案)および平成27年度収支決算(案)について</p> <p>(6) 平成28年度一般会計収支補正予算(案)および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算(案)について</p> <p>(7) その他</p>
9月13日	第27回産業経済・第13回国際経済・第14回税制・第18回エネルギー・環境合同委員会	158名	<p>(1) 海外における安全対策について 外務省 領事局長 能化 正樹 氏</p> <p>(2) 容器包装リサイクル制度の現状と課題について 経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課長 高角 健志 氏</p> <p>(3) 「株主リスト」を添付書面とする改正商業登記規則について 日本司法書士会連合会 会長 三河尻 和夫 氏 日本司法書士会連合会 副会長 樋口 威作夫 氏</p> <p>(4) 重要政策課題の動向について</p> <p>(5) 平成29年度税制改正に関する意見(案)について</p> <p>(6) その他</p>
9月13日	第26回中小企業・第24回地域活性化・第12回情報化合同委員会	163名	<p>(1) 東京2020参画プログラムおよび2020年東京オリンピック・パラリンピックの機運盛上げについて (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 副事務総長 古宮 正章 氏 企画財務局 アクション&レガシー担当部長 佐々木 良 氏</p> <p>(2) 「中小企業世界発信プロジェクト2020」について (公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部長 兼 中小企業世界発信プロジェクト事務局長 村西 紀章 氏</p> <p>(3) 中小企業のIoT・ロボット導入の紹介について ソフトバンク株式会社 ソフトバンクロボティクス株式会社 首席エバンジェリスト 中山 五輪男 氏</p> <p>(4) その他</p>

9月14日	第27回中小企業・第13回情報化・第19回エネルギー・環境合同委員会	160名	<p>(1) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度改革について ～FIT法（固定価格買取制度）改正について～ 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長 藤木 俊光 氏</p> <p>(2) 平成28年度第2次政府補正予算案・平成29年度政府予算案概算要求における中小企業関連予算の概要について 中小企業庁 長官官房 参事官 桜町 道雄 氏</p> <p>(3) ITの活用（クラウド会計・フィンテック）による中小企業の生産性向上について 株式会社マネーフォワード 執行役員・MFクラウド事業本部長 宮原 崇 氏</p> <p>(4) その他</p>
10月19日	第15回労働・第6回国民生活・第30回運営・第2回広報特別合同委員会	132名	<p>(1) 「子供の未来応援国民運動」の現状等について 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付子どもの貧困対策担当 参事官 相川 哲也 氏</p> <p>(2) 多様な人材の活躍推進に向けた商工会議所の支援策について</p> <p>(3) 健康経営の推進に向けて 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課長 江崎 慎英 氏</p> <p>(4) 川口商工会議所の広報活動について 川口商工会議所 情報推進課 課長補佐 清水 康史 氏</p> <p>(5) ふるさと納税による地域と会議所の活性化 ～ふるさと納税 目指せ日本一！！～ 大館商工会議所 専務理事 木村 勝広 氏</p> <p>(6) その他</p>
10月19日	第28回産業経済・第25回地域活性化・第8回教育・第7回地方分権・行財政改革特別合同委員会	114名	<p>(1) 商工会議所事業における地域経済分析システム（RESAS）の活用について 東北経済産業局 総務企画部 企画室長 藁谷 尊 氏 地域経済分析システム普及活用支援調査員 菅原 恒 氏 （一関商工会議所経営支援課主事）</p> <p>(2) 地方創生インターンシップ推進事業について まち・ひと・しごと創生本部 事務局次長 高橋 淳 氏</p> <p>(3) 企業実証特例制度、グリーゾーン解消制度の活用事例および行政手続き簡素化に関する政府の取り組みについて 経済産業省 経済産業政策局 産業構造課長 蓮井 智哉 氏 内閣府 規制改革推進室 参事官 石崎 隆 氏</p> <p>(4) 重要政策課題の動向について</p> <p>(5) その他</p>
10月20日	第28回中小企業・第26回地域活性化合同委員会	113名	<p>(1) 農林水産業の成長産業化に向けた「農商工連携」の推進について ①浜松農商工連携研究会の取り組みについて 浜松商工会議所 専務理事 小杉 和弘 氏 工業振興課 係長 深津 正樹 氏</p> <p>②「6次産業化・農商工連携フォーラム」の開催等について 中小企業庁 経営支援課長 飯田 健太 氏</p> <p>(2) 国産農林水産物・食品への理解増進について 農林水産省 食文化・市場開拓課長 出倉 功一 氏</p> <p>(3) その他</p>

11月16日	第29回産業経済・第27回地域活性化・第15回税制・第14回情報化・第20回エネルギー・環境合同委員会	138名	<p>(1) 平成29年度税制改正の状況について 中小企業庁 事業環境部財務課長 吉村 直泰 氏</p> <p>(2) 気候変動を巡る現状と課題について ～地球温暖化問題をどうとらえるか～ 国際環境経済研究所 理事長 小谷 勝彦 氏</p> <p>(3) 「地方創生の本格的な事業展開に向けて～企業版ふるさと納税の活用～」について 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補 末宗 徹郎 氏</p> <p>(4) IoT・EDI 等の進展と中小企業のビジネスチャンスについて 法政大学 客員教授 (一社)クラウドサービス推進機構 理事長 松島 桂樹 氏</p> <p>(5) 重要政策課題の動向について</p> <p>(6) その他</p>
11月16日	第29回中小企業・第31回地域活性化・第31回運営合同委員会	134名	<p>(1) 「生活文化創造都市 札幌市の取組から」について 同志社大学 特別客員教授 佐々木 雅幸 氏</p> <p>(2) 簿記検定について ①簿記教育の推進による地域人材の育成について (一社)日本商業教育振興会 代表理事(公認会計士) 小島 一富士 氏</p> <p>②簿記初級の創設および平成29年度各種検定試験日程・受験料等について</p> <p>(3) 金融行政方針の動向について 金融庁 監督局 総務課長 伊野 彰洋 氏</p> <p>(4) 鳥取県および鳥取市からの「小規模企業対策予算の確保」に向けた取り組みについて 鳥取商工会議所 中小企業相談所長 林 浩志 氏</p> <p>(5) 「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」(案)について</p> <p>(6) その他</p>
12月14日	第1回税制・第1回情報化・第1回エネルギー・環境・第1回運営合同委員会	148名	<p>(1) グリーンリソースの促進について 国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課長 大澤 一夫 氏</p> <p>(2) 中小企業へのロボット導入促進施策等の概要について ～ロボット新戦略における取組～ 経済産業省 製造産業局 産業機械課 ロボット政策室室長 安田 篤 氏</p> <p>(3) 平成29年度税制改正の概要について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 吉村 直泰 氏</p> <p>(4) 第30期行動計画(骨子案)および平成29年度事業計画(骨子案)について</p> <p>(5) 第30期専門委員会等の設置状況報告について</p> <p>(6) その他</p>
12月14日	第1回産業経済・第1回地域活性化合同委員会	140名	<p>(1) 重要政策課題の動向について</p> <p>(2) コンテンツマーケティングを活用した販路開拓支援について 共同印刷株式会社 プロモーションメディア事業部営業推進部 営業開発課 主任 田河 毅宜 氏 営業企画部 営業企画第一課 プロデューサー 不破 貴計 氏</p> <p>(3) 「出雲“薬草×美活”プロジェクト」における商品開発と首都圏での販路開拓について(地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト) 出雲商工会議所 専務理事 糸原 直彦 氏</p> <p>(4) 中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見(案)について</p> <p>(5) その他</p>

12月15日	第1回中小企業・第1回労働合同委員会	120名	<p>(1) 大都市からの『右腕人材』の採用：経営課題の解決に向けて 株式会社日本人材機構 代表取締役社長 小城 武彦 氏</p> <p>(2) 犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助金 創設の経緯と取り組みについて 犬山商工会議所 中小企業相談所 経営支援課長 今瀬 昌樹 氏</p> <p>(3) 長岡商工会議所青年部（長岡 YEG）起業家育成支援事業について 長岡商工会議所 専務理事 山村 雅隆 氏 長岡商工会議所青年部 地域活性化委員長 鈴木 宏 氏 地域活性化副委員長 佐藤 敦 氏</p> <p>(4) その他</p>
平成29年 1月18日	第2回税制・第2回労働・第2回エネルギー・環境・第1回広報特別合同委員会	188名	<p>(1) 平成29年度税制改正について ①平成29年度税制改正（国税）について 財務省 主税局 税制第三課長 田原 芳幸 氏 ②平成29年度税制改正（地方税）について 総務省 自治税務局 企画課長 稲岡 伸哉 氏</p> <p>(2) ガスの小売全面自由化について 電力・ガス取引監視等委員会 総務課長 新川 達也 氏</p> <p>(3) 商工会議所活動の見える化について －横須賀商工会議所における組織改革と事例－ 横須賀商工会議所 専務理事 菊池 匡文 氏</p> <p>(4) 「働き方改革」の主なテーマに対する商工会議所の考え方について</p> <p>(5) その他</p>
1月18日	第2回産業経済・第2回中小企業・第2回情報化合同委員会	198名	<p>(1) 最近の中小企業・小規模事業者政策について 中小企業庁 長官官房参事官 桜町 道雄 氏</p> <p>(2) 中小企業向け IT 関連事業について 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課長 高倉 秀和 氏</p> <p>(3) 信用保証制度の見直しについて 中小企業庁 事業環境部 金融課長 小林 浩史 氏</p> <p>(4) 改正個人情報保護法の全面施行に係る中小規模事業者の対応について 牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰 氏</p> <p>(5) 重要政策課題の動向について</p> <p>(6) その他</p>
1月19日	第2回地域活性化・第2回運営合同委員会	178名	<p>(1) ストック効果の最大化に向けた社会資本整備の推進について 国土交通省 総合政策局 参事官（社会資本整備） 井上 誠 氏</p> <p>(2) 農業界と経済界の人材マッチングについて 農林水産省 経営局 経営政策課長 森田 健児 氏</p> <p>(3) 「プレミアムフライデー」について 経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 流通政策課長 林 揚哲 氏</p> <p>(4) 平成28年度一般会計収支補正予算（案）および小規模事業者支援パッケージ事業特別会計収支補正予算（案）について</p> <p>(5) その他</p>

2月15日	第1回観光・第3回地域活性化・第3回運営合同委員会	108名	<p>(1) beyond2020プログラムについて 内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会推進本部事務局 参事官 十時 憲司 氏</p> <p>(2) 「首都圏空港機能強化×地方創生」について 国土交通省 航空局 環境・地域振興課 東京国際空港環境企画調整室 室長 星 明彦 氏</p> <p>(3) 商工会議所会館の建替に利用可能な施策について 林野庁 林政部 木材産業課長 宮澤 俊輔 氏 経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課長 佐々木 啓介 氏</p> <p>(4) おもてなし規格認証について 経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課長 佐々木 啓介 氏</p> <p>(5) 平成29年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの公募について</p> <p>(6) その他</p>
2月15日	第3回産業経済・第3回中小企業・第3回情報化合同委員会	112名	<p>(1) FinTechの課題と今後の方向性について 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 課長補佐 村瀬 光 氏</p> <p>(2) FinTechの活性化に向けた金融庁の取り組みについて —XML 電文移行などの決済高度化の動向— 金融庁 総務企画局 企画課 信用制度参事官室 企画官 神田 潤一 氏</p> <p>(3) 中小企業の更なるIT化に向けて 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 会長 播磨 崇 氏</p> <p>(4) 重要政策課題の動向について</p> <p>(5) その他</p>
2月16日	第3回労働・第3回エネルギー・環境・第4回運営合同委員会	92名	<p>(1) 新たな外国人技能実習制度について 厚生労働省 職業能力開発局 海外協力課長 山田 敏充 氏</p> <p>(2) 水素サプライチェーン構築に向けた取り組みについて ～世界初の液化水素大量長距離輸送の実現へ～ 川崎重工業株式会社執行役員 技術開発本部 副本部長 原田 英一 氏 (技術研究組合COフリー水素サプライチェーン推進機構 理事長)</p> <p>(3) 営業サービス活動による共済制度加入促進への取り組みについて 長岡商工会議所 専務理事 山村 雅隆 氏</p> <p>(4) その他</p>
3月15日	第4回産業経済・第4回地域活性化・第4回エネルギー・環境・第1回国民生活合同委員会	152名	<p>(1) 健康経営優良法人の認定結果について 経済産業省 ヘルスケア産業課長 江崎 禎英 氏</p> <p>(2) 中小企業における地球温暖化対策(省エネ対策等)の取り組み促進について～実態調査結果を踏まえた取り組み促進策の提案～</p> <p>(3) ストック効果の最大化に向けた道路施策の展開について 国土交通省 道路局 企画課長 吉岡 幹夫 氏</p> <p>(4) 道路・鉄道・人のネットワークを活かした事業について 氷見商工会議所 専務理事 京田 賢 氏</p> <p>(5) 知的財産政策に関する意見(案)について</p> <p>(6) 2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見(案)について</p> <p>(7) その他</p>

3月15日	第4回中小企業・第5回地域活性化・第3回税制・第5回運営合同委員会	209名	<p>(1) 飯田地域における航空機システム産業の取り組みについて 多摩川精機株式会社 代表取締役副会長 萩本 範文 氏</p> <p>(2) 地域未来投資促進法案について 経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課長 畠山 一成 氏</p> <p>(3) 産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインについて 経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室 室長補佐 渡邊 雅士 氏</p> <p>(4) 事業承継の円滑化に向けた総合施策パッケージについて 中小企業庁 事業環境部 財務課長 吉村 直泰 氏</p> <p>(5) 「社長60歳『企業健康診断』～『オールすみだ』で取り組む事業承継支援～」について 東京商工会議所 墨田支部 事務局長 鳥光 周一 氏 東京商工会議所 ビジネスサポートデスク東京東 課長 奥津 裕介 氏</p> <p>(6) 第30期行動計画（案）および平成29年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について</p> <p>(7) その他</p>
-------	-----------------------------------	------	--

(6) 特別委員会

期 日	特別委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
5月9日	第4回中小企業国際化支援特別委員会	35名	<p>(1) 講演「TPP活用による中小企業の海外展開の可能性」について （独）日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済課長 椎野 幸平 氏</p> <p>(2) 今後の活動計画（案）について</p>
6月17日	第4回地方分権・行財政改革特別合同委員会	135名	地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50について（追認）
6月22日	第4回まちづくり特別委員会	26名	<p>(1) 報告：まちづくり関係の政府の動きについて</p> <p>(2) 報告：空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会における検討状況について</p> <p>(3) 討議：「平成28年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望」および「平成28年度税制改正に関する意見」への対応について</p> <p>(4) 意見交換</p> <p>(5) その他</p>
7月27日	第5回中小企業国際化支援特別委員会	31名	<p>(1) 講演「海外展開事例紹介」 ヤマトホールディングス(株) グローバル事業戦略担当執行役員 相川 広充 氏 黒部商工会議所 会頭（川端鐵工(株) 社長） 川端 康夫 氏</p> <p>(2) 報告「中小企業海外展開事例集（仮称）の進捗状況について」</p>
9月27日	第6回中小企業国際化支援特別委員会	36名	<p>(1) 報告「ヒラケ、セカイ～THE STORIES TO THE GLOBAL CHALLENGE～」について</p> <p>(2) 意見交換</p>
12月1日 ～2日	第5回まちづくり特別委員会	15名	<p>(1) 基地支援体制の強化とハウステンボスへのカジノ誘致について 佐世保商工会議所 中小企業振興部次長 大島 賢一 氏</p> <p>(2) 創業支援について 佐世保商工会議所 中小企業振興部長兼業務部長 白石 光春 氏</p> <p>(3) 「空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会」報告書（案）について</p> <p>(4) 意見交換</p> <p>(5) その他</p>

3月2日	第6回まちづくり特別委員会	25名	<p>(1) 講演：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 企画専門官 平山 翔吾 氏 同 係長 森 一将 氏 都市局 市街地整備課 課長補佐 石井 翔 氏</p> <p>(2) 報告：まちづくりに関する提言（仮称）のとりまとめについて</p> <p>(3) 報告：第29期まちづくり特別委員会の今後の活動について</p> <p>(4) 意見交換</p> <p>(5) その他</p>
------	---------------	-----	--

(7) 専門委員会等

期 日	専門委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
4月6日	日本商工会議所第9回 労働専門委員会・東京 商工会議所第7回労働 委員会合同委員会	44名	(1) 講演：「日本の経済政策と企業の雇用・賃金動向について」 法政大学大学院 政策創造研究科 教授 小峰 隆夫 氏 (2) 労働に関する意見書（案）について (3) その他
4月7日	第5回エネルギー・環 境専門委員会 第24回エネルギー・原 子力政策に関する研 究会	46名	(1) 講演「パリ協定の採択と今後の地球温暖化対策の展望について」 経済産業省 産業技術環境局 審議官(環境問題担当) 三又裕生 氏 (2) 討議「「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見（案）につ いて」
4月12日	第7回社会保障専門委 員会	17名	(1) 「介護保険外サービスの推進について」 厚生労働省 老健局 振興課 (2) その他
4月12日	第5回IT経営推進専 門委員会	13名	(1) 中小企業のIoT推進に関する意見書（案）について (2) 平成27年度活動報告と平成28年度事業計画について (3) その他
4月14日	第7回地方分権・行財 政改革専門委員会	17名	(1) 意見交換 日商「2016年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規 制・制度改革の意見」(案)について (2) 地方創生に係る政府機関の地方移転について(報告・説明) (3) 衆議院選挙制度改革の動向について(報告・説明) (4) その他
4月21日	第7回運営専門委員 会	21名	(1) 小都市商工会議所支援WG分科会の報告について (2) 大型店アンケート調査結果および今後の対応案について (3) その他
4月27日	第8回中小企業政策専 門委員会	13名	(1) 講演「中小企業の生産性向上に向けたIT・IoTの活用につ いて」 一般社団法人クラウドサービス推進機構理事長 法政大学大学院(デザイン工学研究科)客員教授 松島 桂 樹 氏 (2) 講演「中小企業の事業引継ぎ(M&A)の最近の動向につい て」 株式会社日本M&Aセンター コンサルタント戦略営業部 M&Aアドバイザー 山下 真司 氏 (3) 意見交換「平成29年度中小企業関係施策に関する意見・要望 の検討について」 (4) その他
5月31日	第9回中小企業政策専 門委員会	16名	(1) 講演「中小企業の生産性向上に向けたクラウド会計ソフトの活 用と 新たな金融サービスについて」 freee株式会社 事業開発部長 尾形 将行 氏 (2) 講演「ローカル企業の復活に向けて」 株式会社 経営共創基盤 ディレクター 梅原 美樹 氏 (3) 意見交換「平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・ 要望 (重点・骨子案)」について (4) その他

6月8日	第9回科学技術・知財専門委員会	10名	①「知的財産推進計画2016」の説明ならびに知財政策に関する意見交換について 説明者：内閣府 知的財産戦略推進事務局 局長 横尾 英博 氏 ②「平成28年度の中小要望(科学技術・知財分野)について」(仮)(日商) ③その他
6月13日	第7回若者・女性活躍推進専門委員会	13名	(1) 講演： 「ニッポン一億総活躍プラン」について 講師：厚生労働省 政策統括官(労働担当) 参事官 鈴木 英二郎 氏 (2) 議事 ①平成28年度商工会議所の若者・女性活躍推進支援策について ②意見交換 (3) 報告 ①雇用・労働政策に関する意見 ②結婚応援のための全国フォーラム(内閣府主催)
6月30日	第10回中小企業政策専門委員会	15名	(1) 講演「生産性の定義と計測の課題：中小サービス産業の生産性向上について」 独立行政法人 経済産業研究所 上席研究員 小西 葉子 氏 (2) 講演「今後の産業立地政策について」 一般財団法人 日本立地センター 参与 徳増 秀博 氏 (3) 審議「平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望(案)」 (4) その他
7月4日	第13回税制専門委員会	14名	(1) 中小企業の事業承継税制の今後の課題について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 吉村 直泰 氏 (2) 個人所得課税改革の論点について 財務省 主税局 総務課長 住澤 整 氏 (3) 協議 平成29年度税制改正に関する意見(素案)について (4) その他
7月22日	第6回教育専門委員会	12名	(1) 講演 「大学におけるキャリア教育の課題～企業への提言～」 法政大学 キャリアデザイン学部 教授 総長室付大学評価室 室長 児美川 孝一郎 氏 (2) 報告・協議 ① 「東商リレーションプログラムとインターンシップの取り組み推進」について ② 「東商学生サイト」について ③ 「インターンシップに関する検討会の動き」について ④ 「就職・採用活動のスケジュール」について ⑤ 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」について
7月25日	日本商工会議所労働専門委員会／東京商工会議所労働委員会委員長・共同委員長・副委員長会議合同会議～地方最低賃金審議会 商工会議所関係委員との意見交換会～	19名	(1) 最低賃金アンケート調査結果について(報告) (2) 中央最低賃金審議会における労使の意見について(報告) (3) 平成28年度中央最低賃金審議会への対応方針について(意見交換) (4) その他

8月29日	第14回税制専門委員会	18名	(1) 講演 「エコノミックガーデニングの手法を用いた地域の中小企業活性化について」 拓殖大学 政経学部 経済学科 教授 山本 尚史 氏 (2) 協議 平成29年度税制改正に関する意見(案)について (3) その他
9月5日	第8回若者・女性活躍推進専門委員会	14名	(1) 報告事項：平成28年度活動進捗状況について 1 女性活躍推進法に基づく「行動計画策定ツール」について 1 行動計画作成企業への支援としての具体案について (2) インターンシップに関する意見交換
9月20日	日本商工会議所第11回労働専門委員会・東京商工会議所第8回労働委員会合同委員会	39名	(1) 講演： 「我が国における時間外労働の現状と長時間労働の是正に向けた取組みについて」 講師：厚生労働省労働基準局労働条件政策課 調査官 中嶋 章浩 氏 (2) 講演： 「同一労働同一賃金について」 講師：厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課 雇用支援企画官 河村 のり子 氏 (3) 事務局報告 ・「働き方改革実現ワーキンググループ」について ・女性活躍推進法に基づく「行動計画策定ツール(商工会議所版)」のご案内
9月23日	第11回観光専門委員会	19名	(1) 今後の観光施策について (2) 「全国商工会議所観光振興大会2016 in 京都」の開催報告について (3) 「全国商工会議所観光振興大会2017 in 前橋」の準備状況について (4) 商工会議所における観光振興の取り組みに関する調査結果(概要)について (5) 第29期観光専門委員会の活動概況について (6) オリンピックを控えて 今後の観光施策の方向(試案) (7) その他
9月23日	第8回社会保障専門委員会	16名	(1) 「社会保障改革の状況と今後の方向性について」 講師：内閣府 大臣官房審議官 高橋 俊之 氏 (2) 「さあ、健康経営を始めよう！健康経営アドバイザー制度と健康企業宣言運動について」(報告) (3) その他
10月20日	第8回運営専門委員会	19名	(1) 小都市商工会議所支援WG報告書について (2) 第30期における検討課題について (3) その他
10月25日	第6回社会資本整備専門委員会	15名	(1) ストック効果の最大化に向けた国土交通省の取り組みについて 国土交通省 総合政策局 参事官(社会資本整備) 井上 誠 氏 (2) ストック効果を後押しする各地商工会議所の取り組みについて (3) 第29期社会資本整備専門委員会 活動報告について (4) 第30期社会資本整備専門委員会 検討課題について (5) 社会資本整備に関する日本商工会議所の考え方(案)について (6) 意見交換 (7) その他
平成29年 2月10日	中小企業輸出投資専門委員会 正副・共同委員長会議	7名	(1) 協議「今期の活動方針・検討テーマ(案)について

2月17日	第1回知的財産専門委員会	15名	(1) 講演：「中国における知的財産権の活用」 IP FORWARD グループ グループ総代表・CEO 分部 悠介氏 (2) 議題：「知的財産推進計画2017」に向けた知財政策に関する意見について (3) その他
2月20日	日本商工会議所労働専門委員会・女性等活躍推進専門委員会／東京商工会議所労働委員会・多様な人材活躍委員会 正副共同委員長・学識委員会議	24名	(1) 両委員長挨拶 (2) ご出席者ご紹介 (3) 報告事項 「働き方改革実現会議」への対応状況について (4) 付議事項 議題1：各委員会の活動方針案について 議題2：平成27年度商工会議所婚活支援事業実施状況調査結果について (5) 講演：「同一労働同一賃金」について 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課 雇用支援企画官 河村 のり子 氏
2月22日	第1回税制専門委員会	19名	(1) 講演 「平成29年度税制改正の概要および事業承継関連施策について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 吉村 直泰 氏 (2) 説明 第30期税制専門委員会の概要および今後のスケジュール、平成30年度税制改正に向けた主な論点（案）について (3) 意見交換 (4) その他
2月23日	第1回IoT活用専門委員会	21名	(1) IoT活用専門委員会の設置について (2) IoTに関する取り組みについて ①政府の進めるIoT支援施策 ②ロボット革命イニシアティブ中堅・中小企業AGの取り組み ③ドイツにおけるインダストリー4.0と中小企業 (3) IoT活用専門委員会の検討課題について (4) 意見交換 (5) その他
2月27日	第1回エネルギー・環境専門委員会	44名	(1) 講演 ①「我が国のエネルギー政策について」 資源エネルギー庁 資源エネルギー政策統括調整官 小澤典明 氏 ②「第五次環境基本計画の策定に向けた取組と社会・経済状況について」 環境省 総合環境政策局 環境計画課長 松本啓朗 氏 (2) 事務局説明 ①今期の活動方針・スケジュールについて（案） ②中小企業に対する地球温暖化対策（省エネ対策等）の取組促進のアプローチ策について ③「商工会議所環境行動計画」改訂の方向性について（たたき台）
3月2日	第1回社会資本整備専門委員会	24名	(1) 地政学的視点から見た国土政策・インフラ政策について 政策研究大学院大学 教授 家田 仁 氏 (2) 第30期社会資本整備専門委員会の検討課題（案）について (3) 意見交換 (4) その他 (1) 地政学的視点から見た国土政策・インフラ政策について 政策研究大学院大学 教授 家田 仁 氏 (2) 第30期社会資本整備専門委員会の検討課題（案）について (3) 意見交換 (4) その他

3月8日	柏崎刈羽原子力発電所視察および柏崎商工会議所会員との交流	20名	(1) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所視察 (2) 柏崎商工会議所「会員交流懇親会」参加
3月9日	第1回規制・制度改革専門委員会	23名	(1) 「政府における規制改革の取組について」 内閣府 規制改革推進室次長 刀禰 俊哉 氏 (2) 第30期の専門委員会の活動方針について (3) 意見交換「2017年度 経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見」(案)について (4) その他
3月16日	第1回運営専門委員会	29名	(1) 第30期運営専門委員会の検討課題について (2) 大型店等を含めた会員増強活動支援策について (3) 会員増強に資する保険制度の拡充について (4) その他
3月17日	第1回経済法規専門委員会	8名	(1) 講演：民法（債権法）改正が企業に与える影響について 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 氏 (2) 議題：今期の活動方針について (3) 報告・質疑応答・意見交換：経済法制の近時の動向について ※東京商工会議所経済法規委員会との合同開催
3月22日	第1回中小企業輸出投資専門委員会	39	(1) 講演「世界経済の展望～トランプ政権誕生と BREXITE を踏まえて～」 (2) 協議「今期の活動方針・検討テーマ(案)について」
3月24日	第1回観光専門委員会	23名	(1) 第30期観光専門委員会の活動について (2) 地域インバウンド推進ワーキンググループの設置について(報告) (3) 観光立国の実現に向けた緊急提案施策(案)について (4) 「全国商工会議所観光振興大会2017 in 前橋」の準備状況について (5) 平成29年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞の実施について (6) その他

(8) 総合政策委員会

期 日	委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
4月19日	第13回総合政策委員会	52名	(1) 「ツーリズムで地域を元気に」～地方創生としての観光振興の現状～ 一般社団法人日本旅行業協会 会長 田川 博己 氏
6月2日	第14回総合政策委員会	42名	(1) 「地方創生の取組と課題について -まち・ひと・しごと創生基本方針2016を中心として-」 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 末宗 徹郎 氏 (2) 「経済産業省における地方創生の取組について」 経済産業省 地域経済産業審議官 井内 摂男 氏 (3) 地方経済分析システム (RESAS) 利活用による自治体取組事例について」 経済産業省 地域経済産業調査室長 田岡 卓晃 氏

7月26日	第15回総合政策委員会	38名	(1)「林業・木材産業の成長産業化による地方創生 ～新たな森林・林業基本計画のポイント～」 林野庁 森林・林業基本計画検討室 調査官 上 練三 氏 (2)「木材・木質系産業の成長化について」 大建工業株式会社 取締役会長 澤木 良次 氏 情報業務部担当部長 長谷川 賢司 氏
10月24日	第16回総合政策委員会	42名	(1)「地方創生における和力とは ～良き競争を増やし、悪しき競争を排す～」 株式会社日本総合研究所 主席研究員 藻谷 浩介 氏
平成29年 2月27日	第1回総合政策委員会	55名	(1) 学識委員講話 ①「財政政策の課題と展望」 慶應義塾大学 経済学部 教授 土居 丈朗 氏 ②「国内経済の展望と課題」 独立行政法人 経済産業研究所 理事長 中島 厚志 氏 ③「世界経済と金融市場の動向」 信州大学 経済学部 教授 真壁 昭夫 氏

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議 題
467	4月21日	14名	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見（案）、ほか
468	6月16日	13名	2016年度地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50について（追認）、ほか
469	7月21日	15名	平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望（案）について、ほか
470	9月14日	13名	第124回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか
471	10月20日	15名	合同訪中団の結果概要について、ほか
472	11月17日	15名	臨時会員総会への提案事項について、ほか
473	12月15日	15名	中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見（案）について、ほか
474	1月19日	14名	同一労働同一賃金ガイドライン案について、ほか
475	2月16日	13名	東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望（案）について、ほか
476	3月15日	13名	第125回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか

(10) その他の会議

①加藤一億総活躍担当大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 4月21日 ○場 所 帝国ホテル 本館2階「蘭の間」

○出席者 19名

○内 容 (1) 開 会

(2) 三村日本商工会議所会頭挨拶

(3) 加藤一億総活躍担当大臣挨拶

(4) 出席者紹介

(5) 日本商工会議所側発言

(6) 自由懇談

(7) 閉 会

②規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月19日 ○場 所 函館国際ホテル

○内 容 「地方創生の実現に向けて商工会議所が果たすべき役割と具体的な活動」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 97名
- ・⑤グループ <出席者> 78名
- ・④グループ <出席者> 77名
- ・③グループ <出席者> 63名
- ・②①グループ <出席者> 60名

③第70回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月19日～20日 ○場 所 函館国際ホテル

○出席者 355名

○内 容 「地方創生の実現に向けて商工会議所が果たすべき役割と具体的な活動」

・5月19日

- (1) 開会挨拶
- (2) 挨拶・基調講演
- (3) 講演「地方創生と商工会議所の役割」

公益社団法人日本観光振興協会 常務理事・総合研究所長 丁野 朗 氏

「地方版総合戦略策定のポイントについて」

・5月20日

- (1) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の概要報告
- (2) 規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会 総括
- (3) 当所からの報告
- (4) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議 全体総括
- (5) 特別講演「街を活かすスペインで学んできた事」
レストランバスク オーナーシェフ 深谷 宏治 氏
- (6) 全国商工会議所観光振興大会 PR
- (7) 平成28年熊本地震関係
- (8) 第71回全国商工会議所専務理事・事務局長会議開催案内

④経済4団体主催「働き方・休み方改革セミナー」

○期 日 7月27日 ○場 所 経団連会館 2階「経団連ホール」

○出席者 450名

- 内 容
- (1) 開会挨拶
 - (2) 企業事例紹介
 - (3) 基調講演
 - (4) 来賓挨拶
 - (5) 経営トップによる働き方改革宣言の採択

(6) 閉会

⑤日本商工会議所夏季政策懇談会

○期 日 7月20日 ○場 所 帝国ホテル

○出席者 58名

○内 容 (1) まち・ひと・しごと創生の実現に向けた課題解決のための政策討議

①中堅・中小企業の成長に向けた後押し【しごとづくり】

－創業、生産性向上（IT化、ロボット化）、規制、観光、農林水産業等

②人手不足への対応と多様な人材の活躍推進【ひとづくり】

－若者・女性・高齢者の活躍推進、外国人材の活用、働き方改革等

③ひと・しごとを支える基盤となる地域の活性化【まちづくり】

－中心市街地活性化、インフラ整備、防災・減災対応等

(2) 商工会議所活動に関する討議

①地方創生に向けた各地商工会議所の取り組み事例

②組織財政基盤や活動基盤の強化に向けた今後の商工会議所運営のあり方

⑥岸田外務大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 7月21日 ○場 所 帝国ホテル 2階「蘭の間」

○出席者 22名

○内 容 (1) 開会

(2) 三村日本商工会議所会頭挨拶

(3) 岸田外務大臣挨拶

(4) 日本商工会議所側発言

(5) 自由懇談

(6) 閉会

⑦世耕経済産業労働大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 9月14日 ○場 所 帝国ホテル本館3階「鶴の間」

○出席者 32名

○内 容 (1) 開会

(2) 三村日本商工会議所会頭挨拶

(3) 世耕経済産業大臣挨拶

(4) 出席者紹介

(5) 日本商工会議所側発言

(6) 自由懇談

(7) 閉会

⑧日本銀行幹部と日本商工会議所との懇談会

○期 日 10月20日 ○場 所 帝国ホテル2階「蘭の間」

○出席者 21名

- 内 容 (1) 開会
- (2) 三村日本商工会議所会頭挨拶
- (3) 黒田日本銀行総裁挨拶および発言
- (4) 日本商工会議所側発言
- (5) 日本銀行側コメント
- (6) 懇談
- (7) 閉会

⑨石井国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 12月14日 ○場 所 ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階 「おり鶴 麗の間」
- 出席者 41名
- 内 容 (1) 開会
- (2) 三村日本商工会議所会頭挨拶
- (3) 石井国土交通大臣挨拶
- (4) 出席者紹介
- (5) 国土交通省施策説明
- (6) 日本商工会議所側発言①
- (7) 国土交通省側発言①
- (8) 日本商工会議所側発言②
- (9) 国土交通省側発言②
- (10) 自由懇談
- (11) 閉会

⑩山本幸三地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 12月15日 ○場 所 帝国ホテル 2階「孔雀東の間」
- 出席者 33名
- 内 容 (1) 開会
- (1) 三村日本商工会議所会頭挨拶
- (3) 山本地方創生担当大臣挨拶
- (4) 政府側説明
- (5) 日本商工会議所側発言
- (6) 自由懇談
- (7) 閉会

⑪東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会

- 期 日 2月3日 ○場 所 丸の内コンファレンススクエア エムプラス1階B
- 出席者 44名
- 内 容 (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 出席者紹介

(4) 意見交換

(5) 閉会

⑫自由民主党首脳と日本商工会議所との懇談会

○期 日 2月16日 ○場 所 帝国ホテル 2階「牡丹の間」

○出席者 25名

○内 容 (1) 開会

(2) 三村日本商工会議所会頭挨拶

(3) 高村自由民主党副総裁挨拶

(4) 二階自由民主党幹事長挨拶

(5) 出席者紹介

(6) 日本商工会議所側発言

(7) 自由民主党側発言

(8) 自由懇談

(9) 閉会

⑬代表専務理事会議

第663回・4月20日、第664回・5月20日、第665回・6月15日、第666回・7月20日
第667回・8月26日、第668回・9月13日、第669回・10月19日、第670回・11月16日
第671回・12月14日、第672回・1月18日、第673回・2月15日、第674回・3月14日

⑭各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
6月1日	第7回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9月1日	第8回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4月28日	産業懇談会
5月10日	五機関調査部門会議
5月31日	産業懇談会
6月30日	産業懇談会
7月29日	産業懇談会
8月4日	五機関調査部門会議
8月31日	産業懇談会
9月30日	産業懇談会
10月31日	産業懇談会
11月8日	五機関調査部門会議
11月30日	産業懇談会
12月28日	産業懇談会
1月31日	産業懇談会

2月6日	五機関調査部門会議
2月28日	産業懇談会
3月31日	産業懇談会

産業政策第二部

開催期日	会 議 名
1月16日	第1回 外国人材の受け入れのあり方に関するワーキング
2月13日	第2回 外国人材の受け入れのあり方に関するワーキング
3月24日	第3回 外国人材の受け入れのあり方に関するワーキング
4月7日	第24回エネルギー・原子力政策に関する研究会
9月15日	上関原子力発電所の開発に関する三者懇談会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4月26日	中小企業関係4団体連絡会議
5月30日	中小企業関係4団体連絡会議
7月5日	中小企業関係4団体連絡会議
9月6日	SBIR 推進協議会第22回幹事会
9月20日	中小企業関係4団体連絡会議
10月26日	中小企業関係4団体連絡会議
12月2日	中小企業関係4団体連絡会議
1月26日	中小企業関係4団体連絡会議
3月3日	中小企業関係4団体連絡会議

地域振興部

開催期日	会 議 名
2月3日	東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会と三村会頭との懇談会
3月29日	第1回地域インバウンド推進ワーキンググループ

情報化推進部

開催期日	会 議 名
4月4日	第3回中小企業 IoT・クラウド活用研究会
8月24～25日	第1回商工会議所ものづくり担当者連絡会議
10月12日	第4回中小企業 IoT・クラウド活用研究会
2月9～10日	商工会議所 IT 支援担当者連絡会
2月13～14日	第2回商工会議所ものづくり担当者連絡会議

事業部

開催期日	会 議 名
4月14日	日商簿記1級 団体表彰制度意見交換会
5月27日	第1回検定事業研究会
8月2日	第2回検定事業研究会
10月5日	第3回検定事業研究会
10月5日	平成28年度商工会議所検定担当国会議

各種検定関係会議等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会 1級満点合格審査会	4/10, 5/11, 6/1, 6/15, 6/22, 7/7, 8/21, 9/8, 9/29, 10/1 9, 10/25, 11/15, 12/4, 12/13, 12/20, 1/18, 1/24, 3/7 7/22, 11/17, 3/13
簿 記	簿記検定部会 第143回簿記検定試験1級審査会 第144回簿記検定試験1級審査会 簿記検定部会参与および部会委員打合せ 工業簿記・原価計算出題区分検討 ワーキンググループ	8/16, 8/23, 9/2, 9/9, 9/16, 9/30, 2/17, 2/24, 3/3, 3/1 0, 3/17, 3/24 7/8 12/16 12/16 5/17, 6/14, 11/18, 12/6, 1/17, 2/17, 3/28
販 売 士	中央検定試験委員会（1級合否判定会議） 試験問題検討会議、試験問題確定会議 販売士検定部会	3/9 4/8, 4/15, 4/21, 4/26, 4/28, 5/9, 5/13, 5/19, 5/23, , 5/ 24, 5/26, 6/7, 7/8, 7/11, 7/15, 7/21, 7/29, 9/5, 9/8, 9/1 3, 9/16, 9/23, 9/30, 10/20, 10/25, 10/28, 10/31, 11/7, 1 1/11, 12/8 6/30
D C ナ ー プ ラ ン	情報誌編集会議 1級レポート審査会	5/30, 12/22 12/12
日 商 P C	日商PC検定部会 日商PC検定作問ワーキンググループ 日商PC検定1級採点ワーキンググループ	10/17, 3/6 7/4, 7/11, 8/1, 8/2, 8/29, 11/1, 11/2, 12/12, 12/16, 1/ 6, 1/13 10/7, 10/12, 2/21, 2/22
ネ 日 ス 商 英 語 ビ ジ	日商ビジネス英語検定部会 日商ビジネス英語検定1級採点ワーキンググループ	6/27, 10/3, 12/5, 2/21 10/3, 2/21
実 会 電 務 計 子	電子会計実務検定試験問題検証ワーキンググループ	9/14
タ マ 日 ス 商	日商マスター部会	3/8

8. 事 業

(1) 各種事業活動

【復興の加速化と福島再生の早期実現】

1. 被災中小企業復興支援リース補助事業

本事業は、東日本大震災に起因する二重債務負担の軽減要望により、平成 23 年度第 3 次補正予算で決定したもので、経済産業省からの強い協力依頼で当所が事業の実施を受託することになった。

同事業は、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対して、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することで、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るもの。被災した中小企業の事業再開をさらに促進するため、平成 28 年 3 月 7 日の決定により、補助対象となるリース契約の範囲を一部縮小のうえ申請受付期間を 2 年延長し、平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結されるリース契約を補助対象として継続実施した。

なお、本事業は、平成 23 年度に中小企業庁から補助金の交付（100.5 億円）を受け、基金事業として実施しているが、この期間延長に際し、改めて、経済産業省において、各リース会社へのニーズ調査の結果を踏まえて今後見込まれる必要額を算定し、その結果、不用額と算定された 43.67 億円について、同庁長官からの指示により、平成 28 年 6 月に国庫返納した。

申請受付期間 平成 23 年 12 月 12 日～平成 30 年 5 月 31 日

(平成 30 年 3 月 31 日までに締結されたリース契約が対象)

補助金交付 7,392 件 (4,761,544,173 円) [平成 29 年 3 月 31 日現在]

2. 全国商工会議所からの職員の応援派遣

平成 28 年度は、自然災害等の被災地である熊本（熊本県）、久慈（岩手県）、糸魚川（新潟県）の各商工会議所への応援派遣を実施した。

熊本地震（平成 28 年 4 月）関係では、当所から熊本商工会議所に職員を派遣（出張）するとともに、5 月から 7 月にかけて、全国 52 商工会議所から延べ 67 名の経営指導員を派遣（滞在）し、巡回・経営相談等を支援した。

平成 28 年台風第 10 号（8 月）関係では、当所から久慈商工会議所に職員を派遣（出張）するとともに、11 月から 12 月にかけて、東北ブロック内 11 商工会議所から 12 名の経営指導員を派遣（滞在）し、同所に設置された特別相談窓口での経営相談および電話への対応を支援した。

糸魚川市の大規模火災（12 月）関係では、当所から糸魚川商工会議所に職員を派遣（出張）するとともに、平成 29 年 12 月から 1 月にかけて、新潟県内 5 商工会議所から 6 名の経営指導員を派遣（滞在）し、各種相談業務を支援した。

【デフレ脱却と地方創生を目指した政策提言活動を展開】

1. CCI-LOBO 調査事業

平成元年4月より、中小企業の景況感や直面する経営課題等を迅速かつ的確に把握し、政策提言・要望活動等に活用するため、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI-LOBO（Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook）」により景気調査を行っている。

毎月中旬に、調査参加商工会議所を通じて企業等に対し、足元の経営状況等についてヒアリングを実施。当月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言・要望活動の基礎資料や内閣総理大臣をはじめ関係閣僚との懇談会・政府主催の会議等における中小企業の景気動向に関する説明資料等に活用した。

また、同調査のホームページについて、利用者がより分かりやすく活用できるような仕様に変更するため、平成29年4月にリニューアルを予定。

平成28年度（平成29年3月現在）の参加状況は次のとおり。

対象商工会議所：423カ所

対象企業等：

建設業	458	製造業	720	卸売業	324
小売業	689	サービス業	788	合計	2,979企業等

2. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には152商工会議所、約8,000企業が参加している。

平成28年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

【新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援】

1. 消費税軽減税率対策窓口相談等事業

平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の引上げに伴う軽減税率制度の導入や価格転嫁対策への適切な対応に向け、全国の商工会議所および日本商工会議所において、軽減税率制度対策や価格転嫁対策に関する広報活動や幅広い相談に対応する支援体制の構築等による「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」を実施した。

全国の商工会議所においては、平成 25 年 4 月から設置していた消費税転嫁対策相談窓口を引き続き、平成 28 年 2 月から「消費税軽減税率対策相談窓口」を設置し、巡回・窓口相談や講習会・個別相談等を実施するなど中小企業・小規模事業者のニーズに応じた経営支援を展開、平成 28 年度は、講習会等を 2,918 回開催し、102,242 人が参加した。また、巡回・窓口相談等件数は 359,821 件となった。

当所でも、平成 29 年 4 月の消費税率 10%への引上げに対応するため、小冊子「中小企業のための消費税軽減税率対策（速報版）」を平成 28 年 4 月に発行した。また、消費税率の引上げならびに軽減税率制度の導入時期が平成 31 年 10 月へ延長されたことを受け、消費税率引上げ時期の延長に対応した小冊子の改訂版を平成 29 年 1 月に発行した。同小冊子は、合計 87 万部（速報版 55 万部、改訂版 32 万部）作成し、全国の商工会議所等へ提供した。

また、経営指導員の対応能力向上を目的とした研修会を 6 月から 7 月および平成 29 年 1 月から 2 月にかけて、全国 9 ブロックで計 19 回開催し、延べ 922 人が参加した。

<事業実施状況>

①講習会等 2,918 回開催／102,242 人参加

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
開催回数	164	217	252	287	239	373	
参加者数	3,470	5,109	10,502	9,955	10,660	10,355	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
開催回数	331	376	300	187	118	74	2,918
参加者数	14,379	13,375	9,566	6,491	6,357	2,023	102,242

②巡回・窓口等での相談件数（施策の普及等含む） 359,821 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
件数	20,562	28,043	29,811	29,264	27,371	28,455	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	32,026	33,941	41,052	30,727	29,120	29,449	359,821

<消費税軽減税率対策窓口相談等事業 経営指導員向け研修会 開催日程一覧>

① 6月から7月に10回開催。のべ498人が参加。

ブロック	開催地	開催日程
北海道	札幌	7月1日(金)
東北	仙台	6月14日(火)
北陸信越	上越	6月9日(木)
関東	東京	6月1日(水)
		7月5日(火)
東海	名古屋	6月24日(金)
関西	大阪	6月29日(水)
中国	広島	6月28日(火)
四国	高松	6月7日(火)
九州	福岡	6月23日(木)

②平成29年1月から2月に9回開催。のべ424人が参加。

ブロック	開催地	開催日程
北海道	札幌	2月7日(火)
東北	仙台	2月6日(月)
北陸信越	上越	2月14日(火)
関東	東京	2月8日(水)
東海	名古屋	2月3日(金)
関西	大阪	1月30日(月)
中国	広島	1月31日(火)
四国	高松	2月13日(月)
九州	福岡	2月1日(水)

<各種支援ツールの作成>

小冊子「中小企業のための消費税軽減税率対策(速報版)」(平成28年4月)

小冊子「中小企業のための消費税軽減税率対策(改訂版)」(平成29年1月)

2. 経営安定特別相談事業

全国商工会議所191カ所(平成29年3月末現在)に設置されている経営安定特別相談室では、経営再建に関する相談に対応し、専門家と連携して、経営改善計画策定や事業承継等各種の支援を行った。

① 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動

種類	作成部数(日商分)
ポスター	435枚
パンフレット	33,625部

② 平成 28 年度第 1 回経営安定対策事業研修会（経営再建計画策定および BCP 策定支援）

日 程：7 月 28 日（木）～29 日（金）

場 所：ビジョンセンター東京（東京都千代田区）

出席会議所、出席者数：37 商工会議所、37 人

③ 平成 28 年度第 2 回経営安定対策事業研修会（事業承継）

日 程：10 月 6 日（木）～7 日（金）

場 所：アジュール竹芝（東京都港区）

出席会議所、出席者数：31 商工会議所、32 人

3. 全国統一演習研修事業（経営指導員 WEB 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に、経営指導員向けに「e ラーニングによる WEB 研修システム」を開発し、運用を開始した。

平成 28 年度は、この WEB 研修の一層の普及・活用を図るとともに、平成 28 年度マル経総合研修会に運営会社である全研本社職員を招いて PR を実施したほか、平成 28 年度第 1 回経営安定対策事業研修会等のコンテンツの充実などにより、受講者の支援力向上を図った。

4. 小規模事業者持続化補助金事業

(1) 平成 27 年度補正予算「小規模事業者支援パッケージ事業」

政府の平成 27 年度補正予算にて措置された中小企業庁からの補助金（小規模事業者支援パッケージ事業費補助金。平成 28 年 2 月 19 日交付決定）を受けて、3 年目となる小規模事業者持続化補助金事業を実施した。

小規模事業者が、地域の商工会議所の支援を受けながら経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に係る費用を支援することを目的として、2 月 26 日に公募を開始した（5 月 13 日受付締切。なお、熊本地震により、熊本県および大分県の一部については、6 月 15 日まで締切延長）。

同補助金は、補助率を 2/3 以内として、補助上限額 50 万円（原則）までを補助するものであり、平成 27 年度補正予算事業では、雇用の増加、買い物弱者対策に取り組む事業者のほか、海外展開に取り組む事業者についても、補助上限額を 100 万円に引き上げることとしたほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化（生産性向上）に要する費用も補助対象経費として認めることとし、6,136 件（有効申請件数 18,533 件）を採択した（補助事業者の補助事業完了期限は 11 月 30 日）。

(2) 平成 28 年度第 1 次補正予算「熊本地震復旧等予備費・被災地域販路開拓支援事業」

政府の平成 28 年度第 1 次補正予算に盛り込まれた「熊本地震復旧等予備費」により措置された中小企業庁からの補助金（被災地域販路開拓支援事業費補助金。平成 28 年 5 月 31 日交付決定）を受けて、平成 28 年熊本地震による影響（事業用資産の直接被災または売上減による間接被害）を受けた、九州経済産業局管内の 7 県に所在する小規模事業者を対象として、小規模事業者持続化補助金の公募

を5月31日に開始した。

同事業では、補助上限額を熊本県・大分県の事業者については200万円、福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県の事業者については100万円（共同申請の場合は200万円～1,000万円）とした。1次受付分（6月24日締切）として484件（有効申請件数：791件）、2次受付分（7月29日締切）として121件（有効申請件数1,217件）を採択し、被災地域における小規模事業者の販路開拓を支援した（補助事業者の補助事業完了期限は12月31日）。

(3) 平成28年度第2次補正予算「小規模事業者販路開拓支援事業」

政府の平成28年度第2次補正予算にて措置された中小企業庁からの補助金（小規模事業者販路開拓支援事業費補助金。平成28年10月31日交付決定）を受けて、4年目となる「小規模事業者持続化補助金」の公募を11月4日に開始した。同事業では、①熊本県、大分県の一部地域に所在する、平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者を対象とした【熊本地震対策型】、②平成28年8月16日から9月1日にかけて、台風第7号、台風第11号、台風第9号および台風第10号による甚大な被害により、顧客や販路の喪失という状況に直面した、激甚災害（局激）の指定を受けた地方自治体（岩手県宮古市、久慈市等）に所在する小規模事業者を対象とした【台風激甚災害対策型】、③全国の小規模事業者を対象とした【一般型】、の3種類の公募を実施した。3つの型の概要は以下のとおり（いずれも補助事業者の補助事業完了期限は平成29年12月31日）。

①熊本地震対策型（補助上限額：200万円）

1次受付分（11月25日締切）－採択件数349件（有効申請件数：505件）

2次受付分（平成29年1月27日締切）－採択件数214件（有効申請件数369件）

②台風激甚災害対策型（補助上限額：100万円）

1次受付分（12月2日締切）－採択件数55件（有効申請件数：63件）

2次受付分（平成29年1月27日締切）－採択件数28件（有効申請件数：34件）

③一般型（補助上限額：原則50万円。従業員の賃上げ、雇用の増加、買い物弱者対策事業、海外展開事業は100万円）

*採択審査時の採点評価基準に「ITの有効活用」を追加して重点化

平成29年1月27日受付締切（平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災での被災事業者は2月28日まで締切延長）－採択件数6,402件（有効申請件数：13,855件）

引き続き、予算の残余额等を活用し、平成29年4月14日から追加公募を開始した（5月31日締切）。

5. 情報化推進事業

(1) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

当所ホームページで、「地域最前線」等のコンテンツの充実化を図り、当所および各地商工会議所に関する情報発信・提供に努めた。

特に、会員はじめ地域事業者および各地商工会議所に有益な情報をタイムリーに提供できる「電子ライブラリー」（ネット上の書庫）では、マイナンバー制度対策や改正個人情報保護法関連情報、ITの利活用等に関する経営に役立つ情報を提供した。

(2) TOAS（商工会議所トータル OA システム）の改善と活用支援

① 導入商工会議所数

TOAS は、平成 29 年 3 月末現在、351 商工会議所（うち、ASP 版は 198 商工会議所）で導入されている。

② TOAS に関する運用管理について

TOAS の開発、改善、マニュアルの作成等にかかる「TOAS 運用管理費」として、平成 28 年度においては 341 ユーザー商工会議所に負担いただいた

導入初年度の 2 商工会議所（留萌、越谷）は免除。また、東日本大震災および熊本地震の影響を考慮し、被災地 8 商工会議所は当所会費免除に準じて免除（釜石・大船渡・塩釜・石巻・気仙沼・原町・相馬：50%、熊本：80%）を行った。

③ ユーザー商工会議所、TOAS パートナーへの情報提供

TOAS ユーザー商工会議所、TOAS パートナーに対して、Web サイトならびにメーリングリストを通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOAS パートナーシップ制度」に登録している事業者は、全国で 33 社（平成 29 年 3 月現在）となっている。

④ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メールで 324 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑤ TOAS/Web 設定・操作研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や会員加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。また本年度より TOAS に蓄積された事業所情報を会員増強等に活用するための「事業所データ活用コース」を新設した。

- ・会員管理コース（於：当所芝大門事務所研修室）

- 5 月 17 日～18 日（参加者数：18 名）

- 5 月 19 日～20 日（参加者数：18 名）

- 6 月 16 日～17 日（参加者数：19 名）

- 11 月 29 日～30 日（参加者数：16 名）

- ・経理編（於：当所芝大門事務所研修室）

- 5 月 18 日（参加者数：18 名）

- 5 月 20 日（参加者数：18 名）

- 10 月 7 日（参加者数：18 名）

- 11 月 28 日（参加者数：10 名）

- ・事業所データ活用コース（於：当所芝大門事務所研修室）

- 6 月 17 日（参加者数：19 名）

- 11 月 30 日（参加者数：18 名）

(3) 商工会議所における情報セキュリティ対策の強化および体制整備支援

各地商工会議所における情報セキュリティに対する意識向上、対策強化、体制整備を目的として、東京、大阪で職員研修会を開催した。平成 28 年度は、安全なウェブサイト管理および情報セキュリ

ティ関連資格取得に関する実践的なテーマを掲げ、全国各地から 93 商工会議所、106 名の参加があった。

また、当所が松本商工会議所と情報セキュリティサービス事業者との技術連携をコーディネートし、平成 28 年 10 月から松本商工会議所が「商工会議所向け標的型攻撃メール訓練サービス」の提供を開始した。

さらに、平成 29 年 2 月には、中小企業の情報セキュリティ対策普及の加速化に向け、中小企業の自発的な取り組みを促す「SECURITY ACTION」を中小企業や情報セキュリティの関係団体と共に創設し、連携した諸活動を展開することを共同宣言として発表した。

(4) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、民間認証局と業務提携し、各地商工会議所と連携のもと、同局が発行する電子証明書の取次業務を行った。これにより、各地商工会議所会員企業に優待価格にて電子証明書を提供した（取次枚数 1,207 枚）。

(5) 専門委員会等における中小企業の IoT 等利活用に関する研究

IT 経営推進専門委員会のもとに設置した、「中小企業 IoT・クラウド活用研究会」において、今後の中小企業における IoT の導入や活用の支援に関する検討を行うとともに、その結果を IT 経営推進専門委員会において「中小企業の IoT 推進に関する意見」として取りまとめ、4 月に公表した。

第 30 期が始動した 11 月には、「IoT 活用専門委員会」を新たに設置（委員長：岩本敏男（株）NTT データ代表取締役社長）。ものづくり中小企業の経営課題を整理するとともに、身の丈に合った IT・IoT などについて研究、国内外の先進事例の視察、情報収集を行い、各地域での取り組みの支援策、政策提言を検討することとした（平成 29 年 2 月に第 1 回会合を開催）。

また、平成 29 年 3 月 18 日から 23 日に、各地商工会議所の役員・会員等 28 名による「ドイツ IoT 現地事情視察団」を派遣。国際情報技術見本市「CeBIT（セビット）2017」をはじめ、ドイツ国内企業の IoT・ロボット導入等の具体的な取り組みを視察するとともに、現地の支援機関等との意見交換を行った。

【地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進】

1. 観光振興大会等

(1) 全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、観光とまちづくりが一体となった持続可能な地域活性化を促す観光立地域の推進を目的に、7月11日から13日に、京都府京都市等において、13回目となる「全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都」を開催、全国の商工会議所会員や観光関係者ら、1,400人が参加した。

今大会は「2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けた交流文化・観光の創造」をメインテーマに、本大会・交流会・分科会・エクスカージョンを実施。京都府内等で活躍する地域づくりのキーパーソンとの交流を通じながら、観光まちづくりの取り組みを体感した。

7月11日（1日目）

① 全体会議

場所：ロームシアター京都「メインホール」

内容：

- ・オープニング 清水寺森貫主による揮毫と法話
- ・開会挨拶 日本商工会議所 会頭 三村 明夫
- ・歓迎挨拶 静岡商工会議所 会頭 立石 義雄
- ・来賓挨拶 京都市長 門川 大作 氏
- ・日商報告「商工会議所における観光振興の取り組みについて」
日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛
- ・「平成28年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・記念写真
大賞 長崎商工会議所
振興賞 結城商工会議所 日光商工会議所
観光立“地域”特別賞 岐阜商工会議所 一宮商工会議所
奨励賞 天童商工会議所 西宮商工会議所 岡山商工会議所
広域連携特別賞 仙台商工会議所（宮城県）、青森商工会議所（青森県）、
盛岡商工会議所（岩手県）、秋田商工会議所（秋田県）、
山形商工会議所（山形県）、福島商工会議所（福島県）
- ・パネルディスカッション「連携が生み出す地域のチカラ」
コーディネータ 日本商工会議所 観光専門委員会 学識委員／（公社）日本観光振興
協会総合調査研究所長 丁野 朗 氏
コメンテーター 日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛
パネリスト 長崎商工会議所 副会頭 里 隆光 氏
仙台商工会議所 専務理事 間庭 洋 氏
富山商工会議所 会頭 高木 繁雄 氏
- ・特別講演「文化の生きる街。文化を活かす街。」
彬子女王殿下
- ・基調講演「日本文化の再発見～各地から2020年オリンピック・パラリンピックに向けた
文化プログラムの提案～」

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 芸術・文化政策センター長
／主任研究員 太下 義之 氏

- ・平成 28 年熊本地震に関する報告 大分県商工会議所連合会 会長 姫野 清高
熊本県商工会議所連合会 専務理事 谷崎 淳一
- ・京都アピール採択 日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 早川 慶治郎
- ・次回開催地挨拶 前橋商工会議所
- ・閉会挨拶 日本商工会議所 副会頭・観光委員会委員長 磯山 誠二

② 全体交流会（18：00～19：50）

場所：みやこめっせ「第3展示場」

内容：

- ・開会挨拶 「全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都」
実行委員会 会長／京都商工会議所副会頭 柏原 康夫
- ・鏡開き 国土交通省 近畿運輸局長 若林 陽介 氏
京都府 副知事 山下 晃正 氏
日本商工会議所 会頭 三村 明夫
日本商工会議所 副会頭 磯山 誠二
日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 早川 慶治郎
京都商工会議所 会頭 立石 義雄 氏
京都商工会議所 副会頭 柏原 康夫 氏（大会実行委員会 会長）
全国商工会議所観光振興大会 2016 in 京都実行委員長 田中 誠二 氏
- ・歓迎挨拶 京都府 副知事 山下 晃正 氏
- ・乾杯 京都府 副知事 山下 晃正 氏
- ・アトラクション 先斗町芸妓衆
- ・閉会挨拶 前橋商工会議所 会頭 曾我 孝之

7月12日（2日目）

③ 分科会（9：30～11：30）

場所：みやこめっせ・平安神宮会館

- 内容：第1分科会「ツーリズムが地方を変える～オリパラムーブメントをチャンスに～」
第2分科会「『消滅可能性都市』脱却に向けた知恵～これからの地域振興のあり方～」
第3分科会「クールジャパンが目指すもの～日本の底力を世界へ～」
第4分科会「地域のタカラを日本のチカラへ～新たな発想が日本を元気にする～」
第5分科会「伝統と革新を重ねて～おもてなしの知恵と文化を育む～」

7月12日（2日目）～7月13日（3日目）

④ エクスカーション 全11コース

- ・コース①「貴船・鞍馬めぐりツアー」
- ・コース②「海と森の京都満喫ツアー」
- ・コース③「お茶とお酒の京都体験ツアー」

- ・コース④「夜と朝の京都体験ツアー」
- ・コース⑤「カリスマガイドが案内する京都名所めぐりツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑥「カリスマガイドが案内する祇園祭を楽しむツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑦「京都迎賓館参観ツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑧「京都の近代化の舞台・岡崎をめぐるツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑨「ニュースポット・梅小路探訪ツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑩「小学校跡地活用探訪ツアー」(※12日のみ)
- ・コース⑪「キラリと光る知恵を活かした京都企業訪問ツアー」(※12日のみ)

(2) きらり輝き観光振興大賞

観光立地域による観光立国の推進と地域活性化に資することを目的に、他の範となる観光振興の取り組みを行っている商工会議所を顕彰する「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」を実施。9回目となる今回は、「広域連携特別賞」を新設するとともに、平成27年5月26日から平成28年3月10日の期間で募集を行った。厳正な審査の結果、計14商工会議所を入賞案件として発表し、「全国商工会議所観光振興大会2016 in 京都」において表彰した。

【「平成28年度 全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

○大賞

長崎商工会議所（長崎県）世界一の夜景都市をめざして～青年部の提言を地域一体で実現～

○振興賞

結城商工会議所（茨城県）“結い”で繋がる広がる結城の心

日光商工会議所（栃木県）中心市街地を日光・鬼怒川へのゲートタウンに

○観光立“地域”特別賞

岐阜商工会議所（岐阜県）清流長良川に育まれた長良川流域文化に基づく「岐阜ブランド」の確立

一宮商工会議所（愛知県）地元繊維産業が育んだ、おもてなし文化「一宮モーニング」の魅力を発信

○奨励賞

天童商工会議所（山形県）天童織田藩をテーマとした統一観光プロジェクト事業 ODA

西宮商工会議所（兵庫県）酒ぐら地帯を中心とした産業と歴史を結びつけた産業観光の振興

岡山商工会議所（岡山県）昭和レトロの町並みを活かしたマルシェ事業を中心とする観光振興

○広域連携特別賞

仙台商工会議所（宮城県）、青森商工会議所（青森県）、盛岡商工会議所（岩手県）

秋台商工会議所（秋田県）、山形商工会議所（山形県）、福島商工会議所（福島県）

東北六魂祭

2. 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

平成18年度より実施している「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」（旧・地域資源∞全国展開プロジェクト）を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や新たな観光商品の開発等、地域の魅力をPRし、全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う試作品開発、商談会・展示会

の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成28年度は、調査研究事業、本体事業1、2年目の3事業を行い、66件のプロジェクトを実施した。

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記(1)から(6)の事業を実施した。

【調査研究事業】(22件)

北見、富良野、奥州、久慈、秋田、長井、天童、糸魚川、十日町、高崎、越谷、佐原、島田、高山、豊田、亀山、大津、伊丹、長門、飯塚、松浦、竹田

【本体事業1年目】(37件)

札幌、美幌、登別、盛岡、白石、酒田、鶴岡、新庄、小千谷、加茂、七尾、下諏訪、飯山、千曲、ひたちなか、佐野、深谷、甲府、富士吉田、三島、袋井、瑞浪、名古屋、彦根、泉大津、総社、福山、府中、須崎、宿毛、八女、柳川、小城、水俣、宇佐、奄美大島、那覇

【本体事業2年目】(7件)

佐原、富士吉田、岐阜、大府、鳥羽、彦根、防府

(1) 平成28年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナーの開催

実施商工会議所の担当者を集め、本事業の事務手続きに関する説明をはじめ、地域資源を活用した特産品、観光関連の商品開発や販路開拓に資するセミナーを実施した。

- ・日 程：5月30日～31日
- ・場 所：全国町村議員会館「2階会議室」
- ・参加者数：74名

(2) 事業基盤強化・専門家派遣事業の実施

条件付きの採択となった商工会議所と本事業に初めて取り組む商工会議所を中心に、専門家等を派遣し、プロジェクトを円滑に推進できるよう支援した。また、全採択プロジェクトの業務遂行をサポートするため、電話やEメール等で随時アドバイスを実施した。

さらに、過年度実施プロジェクトのフォローアップのため、ニーズ調査を実施し、調査結果に基づき、コンサルタントや専門家を派遣するなど、実践的な支援を行った。

(3) 販路開拓一貫支援事業（食・旅・技）の実施

本事業で開発された商品（食・旅・技）の販路開拓・拡大を目的に、それぞれの分野の専門家が商品の改良や販売戦略の立案、商談のアドバイスまでを一貫して支援するサポート事業を実施した。

① ヒット商品開発支援事業（食）

専門家チームを設置し、商工会議所（事業者）からエントリーのあった商品に関して、商品改良のポイントや販売戦略などに関する現地指導を行うため、事業説明会、販路獲得・マッチング講座、地域力発展サポート、バイヤー個別ミーティングを実施した。

さらに、東京での「テストマーケティング」や「スーパーマーケット・トレードショー2017」への共同出展を通じて、小売業などのバイヤーとの個別商談を行うなど、販路開拓を支援した。

【事業説明会】

- ・日 程： 札幌 平成 28 年 8 月 24 日
東京 平成 28 年 8 月 26 日
福岡 平成 28 年 8 月 27 日
- ・参加者： 札幌 3 団体
東京 13 団体
福岡 11 団体
- ・場 所： 札幌 札幌商工会議所 第 5 会議室
東京 イオンコンパス東京八重洲会議室
福岡 福岡商工会議所 406 会議室

【販路開拓・マッチング支援講座】

- ・日 程： 小樽 平成 28 年 11 月 2 日
東京 平成 28 年 11 月 22 日、平成 29 年 2 月 1 日
福岡 平成 28 年 10 月 14 日、11 月 8 日、12 月 21 日、平成 29 年 3 月 14 日
竹田 平成 28 年 10 月 18 日、11 月 7 日、平成 29 年 1 月 16 日、3 月 13 日
- ・参加者： 小樽 2 事業者
東京 2 事業者
福岡 5 事業者
竹田 7 事業者
- ・場 所： 小樽 小樽商工会議所
東京 (株)アール・ピー・アイ
福岡 福岡商工会議所
竹田 竹田商工会議所

【地域力発展サポート】

- ・日 程： 平成 28 年 11 月 8 日
- ・参加者： 14 事業者
- ・場 所： 竹田商工会議所 2 階ホール

【バイヤー別個別ミーティング】

- ・日 程： 平成 29 年 2 月 14 日
- ・参加者： 事業者 9 社、バイヤー 7 社
- ・場 所： 「イオンコンパス」幕張会議室

【テストマーケティング「ニッポンまるしい@となりに。日本百貨店」】

- ・日 程： 12 月 1 日～14 日
- ・出展数： 10 商工会議所 60 商品
- ・場 所： 日本百貨店（於：町田市）

【共同展示商談会ニッポンまるしい（「スーパーマーケット・トレードショー2017」への出展）】

- ・日 程： 平成 29 年 2 月 15 日～17 日
- ・出 展 数： 10 商工会議所 42 商品
- ・場 所： 幕張メッセ 9 ホール
- ・来場者数： 約 8 万 7,000 名（同時開催のイベント来場者含む）

② ヒット商品開発支援事業（旅）

旅行商品の改良、販路拡大を希望する 13 商工会議所が参加し、専門家による現地指導と商談シー
トの作成支援を行った。その後、旅行事業者などへの商談機会の創出、各プロジェクトの PR を目
的に、東京ビッグサイトで開催された「ツーリズム EXPO ジャパン 2016」に共同展示・商談ブ
ース「feel NIPPON」を出展した。

本共同展示商談会ブースでは約 87 の商談が行われ、当日の成約と継続商談が約 7 割強となった。
商談結果を踏まえ、参加商工会議所に対するフォローアップコンサルティングや、バイヤーへのヒ
アリングなどを実施し、商談成約に向けた継続支援を行った。

【feel NIPPON 共同展示商談会（「ツーリズム EXPO ジャパン 2016」への出展）】

- ・日 程： 9 月 23 日～25 日
- ・出 展 数： 13 商工会議所
- ・場 所： 東京ビッグサイト・東 2 ホール
- ・来場者数： 約 18 万 6,000 名（同時開催のイベント来場者含む）

③ ヒット商品開発支援事業（技）

エントリー商品の募集を行い、17 商工会議所が参加した。「まるごとにつぼん」で一般消費者向
けのテストマーケティングを実施し、その結果を踏まえ、専門家チームによる現地指導を行い、商
品改良や販路開拓に関する個別指導を行った。

また、バイヤーを対象とした展示会「IFFT/インテリア ライフスタイル リビング」に共同出展
した。本共同展示商談会ブースでは 493 件の商談が行われ、当日の商談結果は、ほぼ全件が継続商
談となった。

【技のヒット甲子園 2016@まるごとにつぼん】

- ・日 程： 9 月 9 日～11 日
- ・出 展 数： 9 商工会議所 104 アイテム
- ・場 所： まるごとにつぼん
- ・来場者数： 約 1,459 名

【技のヒット甲子園@IFFT（IFFT / インテリア ライフスタイル リビング 2016 への出展）】

- ・日 程： 11 月 7 日～9 日
- ・出 展 数： 13 商工会議所 182 アイテム
- ・場 所： 東京ビッグサイト 東 5 ホール
- ・来場者数： 約 2 万名（同時開催のイベント来場者含む）

(4) 共同展示商談会「feel NIPPON 春 2017」の開催

本事業で開発された商品の PR と販路拡大を目的に、東京ビッグサイトで行われた国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」に共同展示商談会「feel NIPPON 春 2017」を出展、50 商工会議所が参加した。

出展ブースでは、国内旅行業者の添乗員やインテリアコーディネーターなどによる、商品の企画展示も行った。プロならではの「消費者目線」は、来場バイヤーへの商品 PR となり、展示閲覧後にブースを回るバイヤーが多くいた。

また、本年は熊本県復興支援として「がんばるけん！くまもとけん！」エリアを設け、熊本県商工会議所連合会から 8 商工会議所が、熊本発の優れた地域産品を出品した。

イベント期間中の来場者は約 3 万人で、本共同展示商談会ブースでは約 1,100 の商談が行われ、成約と継続商談が約 75%となった。

【開催概要】

- ・日 程： 平成 29 年 2 月 8 日～10 日
- ・出 展 数： 50 商工会議所
- ・場 所： 東京ビッグサイト・東 3 ホール
- ・来場者数： 約 3 万名（同時開催のイベント来場者含む）

(5) 広報事業

平成 18 年度より実施している本事業の周知および認知度向上を目的に、これまでに実施したすべてのプロジェクト情報を公式ホームページに掲載。また、開発された全商品（食・工芸品・観光商品等）の販路拡大を目的に、商品データも掲載し、情報発信した。さらに、商品取引に必要な情報を盛り込んだ商品カタログを作成し、約 10,500 名のバイヤーに向け配布し、バイヤーへの PR を行うことで、商品マッチングの促進を図った。

- ① 公式ホームページへの商品情報掲載（Facebook の情報発信含む）
- ② 商品カタログ「Buyer's Guide～商談サポートシート～」(食・旅・技)の作成
- ③ 「食のショールーム・パルズ」(東京・六本木)での食品関連商品の常設展示・商談会
- ④ イベント情報の公式ホームページへの掲載（日商側面支援事業のついでレポート等）
- ⑤ 平成 28 年度本事業実施プロジェクト成果報告書の作成

(6) 事業評価事業の実施

平成 18 年度から平成 28 年度に実施したプロジェクトの取り組みについて調査・分析等を行い、成功要因や課題等の抽出、側面支援事業も含めた効果的な展開方法と、販路開拓の方策等を示した。

また、未実施商工会議所の中で、本事業の概要や来年度以降の応募を検討している商工会議所に専門家を派遣し、本事業の啓蒙を行うとともに、事業の実施に向けたサポートを行った。

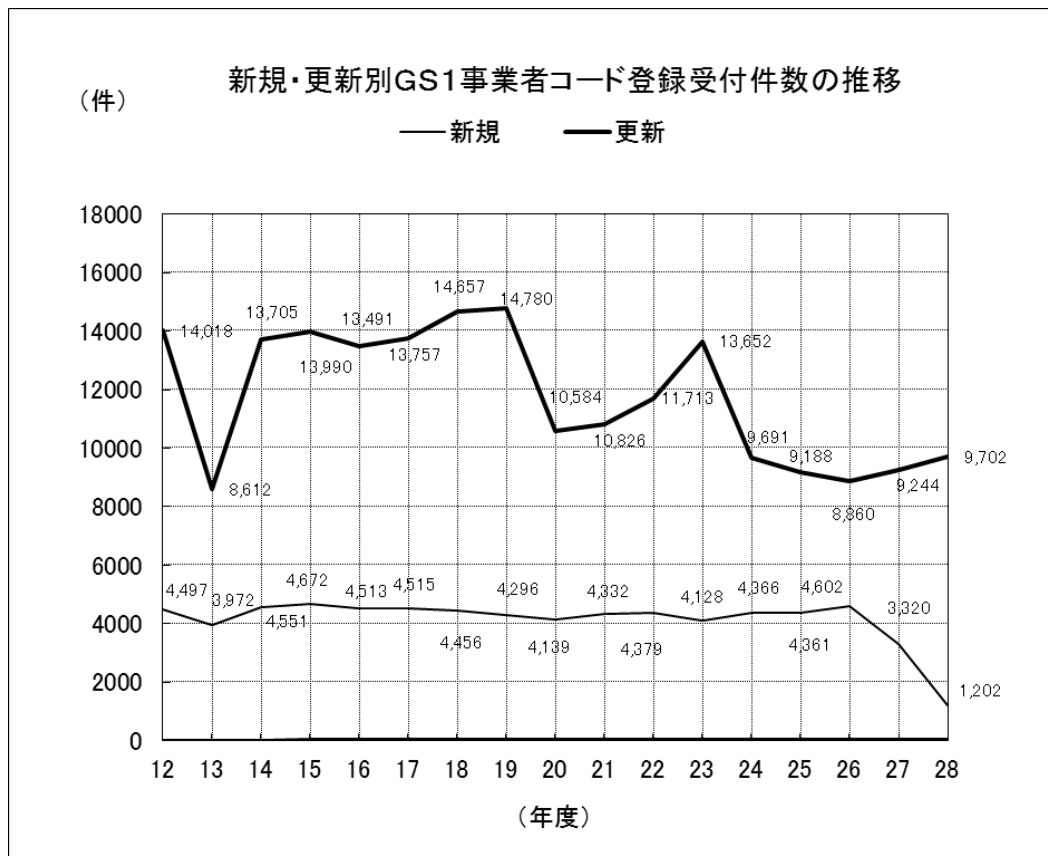
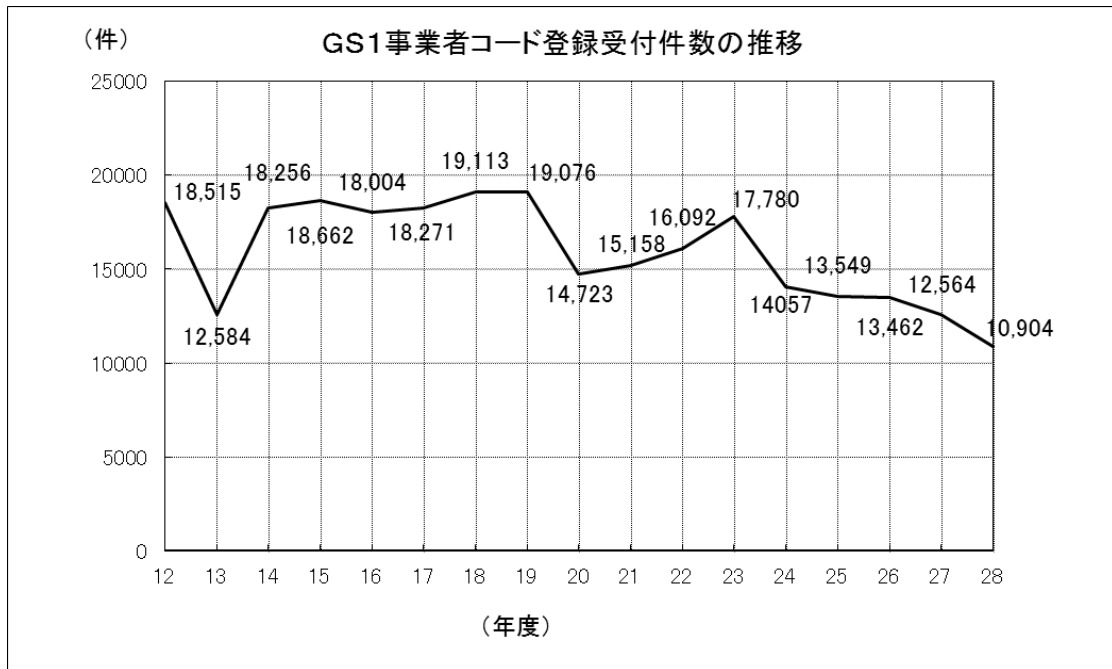
3. GS1 事業者コードの登録受付業務

昭和 60 年 8 月から一般財団法人流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたこと、インターネット販売等においても JAN コードの利用が進んだことなどに伴い、実施商工会議所は当初の 218

商工会議所から現在ほぼすべての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して一般財団法人流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

平成 28 年度の商工会議所の登録受付件数は合計 10,904 件で、受付開始以来の累計は、488,452 件に達している。

新規登録	更新登録	合計
1,202	9,702	10,904



【企業の海外展開への対応強化】

1. 国際会議等

(1) 世界商工会議所連合 (WCF)

i) 世界商工会議所連合 (WCF) 評議員会 (3月1日)

世界商工会議所連合 (WCF) 評議員会がフランス (パリ) で開催され、日本から評議員である石田専務理事が参加した。

(2) アジア商工会議所連合会 (CACCI)

i) アジア商工会議所連合会設立 50 周年総会視察ミッション (11月23日～25日)

設立 50 周年を迎えたアジア商工会議所連合会 (CACCI) が台湾 (台北) で開催した第 30 回総会を視察するミッションを派遣した。総会の開会式では、台湾の蔡英文総統が来賓挨拶した後、全日本空輸(株)の篠辺社長がアジアにおける観光産業と航空産業について講演を行った。総会出席者総勢 323 名のうち、日本からは団長の佐々木特別顧問 (三菱商事(株)特別顧問) をはじめとする 59 名 (うち中小企業の経営者 36 名) が参加した。

総会翌日には、台湾の陳副総統を表敬訪問し、佐々木団長と陳副総統の挨拶に続き、北九州商工会議所女性会の深町会長が先の熊本地震に対する台湾からの支援への感謝を述べた。

(3) ASEAN・日本経済協議会日本委員会

i) 平成 28 年度総会 (副会長選任並びに平成 27 年度収支決算 (案)・事業報告 (案) および平成 28 年度収支予算書 (案)・事業計画書 (案) の承認)

6月4日 (紙上総会)

ii) 第 3 回日 ASEAN 新産業官民対話

6月22日 (80名)

開催地: タイ/バンコク

a. 開会挨拶

タイ 商業副大臣 スウィット・メーシンシー 氏

経済産業省 大臣官房 審議官 前田 泰宏 氏

ASEAN 経済協議会 議長 ウーデット・ソウバナボン氏

ASEAN ビジネスクラブ 代表 タン・スリ・ムハマド・ムニール・アブドウル・マジッド 氏

CCS (Coordinating Committee on Services) 議長 ウマ・ムニアンディ 氏

b. 基調講演「サービス産業の生産性」

経済産業省 サービス政策課長 佐々木 啓介 氏

c. 討議

①サービス産業

②農業関連サービス

③高度人材の活用

d. 総括

日本・東京商工会議所 国際部 担当部長 大下 英和

iii) 第 7 回 ASEAN 経済協議会との懇談会

4月28日 (30名)

開催地：シンガポール

- a. ASEAN 経済協議会の活動報告
ASEAN 経済協議会 議長 ウーデット・ソウバナボン 氏
ASEAN 経済協議会フィリピン 委員 ジル・ゴンザレス 氏
- b. 議長国として EABC（東アジアビジネスカOUNシル）の活動報告
日本・東京商工会議所 国際部 課長 松岡 鉄也
- c. 今後の活動についての討議

iv) 第 8 回 ASEAN 経済協議会との懇談会

8月6日（30名）

開催地：ラオス／ビエンチャン

- a. ASEAN 経済協議会の活動報告
ASEAN 経済協議会 議長 ウーデット・ソウバナボン 氏
ASEAN 経済協議会フィリピン 委員 ジル・ゴンザレス 氏
- b. 議長国として EABC（東アジアビジネスカOUNシル）の活動報告並びに
ASEAN 経済大臣への提言書の総括報告
日本・東京商工会議所 国際部 部長 赤木 剛

v) 日 ASEAN 経済大臣会合

8月6日

開催地：ラオス／ビエンチャン

日本から釜和明副会長が出席し、第 3 回日 ASEAN 新産業官民対話について報告した。

vi) アジア経済統合勉強会・アジア広域 FTA 調査報告

9月14日（29名）

- a. 講演「我が国の今後の対外経済政策（アジアの経済統合を中心に）」
経済産業省 グローバル経済室長兼通商戦略室長 西川 和見 氏
- b. 報告「東アジアにおける望ましい地域 FTA に関するアンケート」調査結果
日本貿易振興機構 海外調査部アジア大洋州課 蒲田 亮平 氏
- c. 報告「日本商工会議所の広域 FTA への取組み」
日本・東京商工会議所 国際部 担当部長 大下 英和

(4) 東アジア・ビジネスカOUNシル（EABC）

i) 第 35 回会合

4月27日（30名）

開催地：シンガポール

- a. ASEAN+ 3 高級経済実務者（SEOM）との対話の結果について
- b. ASEAN+ 3 首脳・経済大臣との対話の準備について
- c. ASEAN+ 3 の財務省・中央銀行との対話の準備について
- d. EABC 日本より信用リスクデータベース（CRD）の事例共有について

ii) 第 36 回会合

8月3日（29名）

開催地：ラオス／ビエンチャン

- a. ASEAN+ 3 経済大臣との対話について
 - b. ASEAN+ 3 首脳との対話の準備について
 - c. ASEAN+ 3 の財務省・中央銀行との対話の準備について
 - d. ASEAN Business and Investment Summit2016 企画案の概要紹介
- iii) 第 37 回会合
- 2月14日 (54名)
- 開催地：バンコク／タイ
- a. 議長国日本からタイへの交代
 - b. ASEAN+ 3 経済大臣との対話報告
 - c. RCEP 交渉官 (TNC) との対話ならびにワークショップの報告
 - d. ASEAN+ 3 財務大臣・中央銀行副総裁との対話報告
 - e. 2017 年の取り組みテーマについて
- iv) ASEAN+ 3 経済大臣との対話
- 8月4日
- 開催地：ラオス／ビエンチャン
- EABC 議長国日本から赤木国際部長が議長代理として参加し、EABC の 2016 年度の活動の総括報告を行った。東アジア経済統合への産業界の意見反映、ASEAN の中小企業育成支援と東アジア域内のビジネス・インテグレーション促進、東アジア域内の経済活動の発展に寄与する電子商取引の普及支援の 3 点について要望した。
- v) ASEAN 高級実務者 SEOM+ 3 との対話
- 4月7日 (60名)
- 開催地：マレーシア／クアラルンプール
- a. ASEAN+ 3 首脳会議・経済大臣会合への活動・提言案の中間報告
- vi) RCEP 交渉官 (TNC) との対話
- 4月26日 (80名)
- 開催地：オーストラリア／パース
- a. 一年間の政府間交渉進捗状況のモニタリング結果の総括報告
 - b. 経済界からの提言「東アジアにおける望ましい地域 FTA に関するアンケート」
調査結果中間報告
- vii) ASEAN 経済協議会との合同 e コマースラウンドテーブル
- 4月27日
- 開催地：シンガポール
- 東アジア地域の有識者達による電子商取引を普及させる上での現場の課題と要望に関するディスカッションを実施した。
- viii) RCEP 交渉官 (TNC) との対話ならびにワークショップ
- 12月6日
- 開催地：インドネシア／ジャカルタ
- ワークショップを通じて RCEP 交渉参加各国で活動する企業の要望をとりまとめ交渉官との対話で報告した。日本からは ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) の福田理事長より原産地規則における完全累積の導入、貿易円滑化措置、知的財産保護の重要性につき発言いただいた。

ix) ASEAN+3の財務省副大臣・中央銀行副総裁との対話

12月10日

開催地：中国／貴陽市

EABC 日本より中小企業の経営支援金融制度の事例紹介を行った。清水力国際部課長からマル経融資制度、中小企業庁 事業環境部 金融課 浅井 祐哉氏から信用リスクデータベースについて説明した。

(5) アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）

3月15日（外務省側出席者33名・経済界側出席者44名）

a. 開会

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

b. 挨拶および大使紹介

外務省アジア大洋州局南部アジア 部長 梨田 和也 氏

c. 各国情勢の説明

在中国大使館特命全権大使 横井 裕 氏

在韩国大使館特命全権大使 長嶺 安政 氏

在インド大使館特命全権大使 平松 賢司 氏

在ベトナム大使館特命全権大使 梅田 邦夫 氏

在ミャンマー大使館特命全権大使 樋口 建史 氏

在フィリピン大使館特命全権大使 石川 和秀 氏

在アメリカ大使館特命全権公使 尾池 厚之 氏

d. 懇談

e. 閉会

日本経済団体連合会 副会長 永易 克典 氏

(6) 日印経済委員会

i) 10月17日 平成28年度日印経済委員会総会

（兼 第41回日印経済合同委員会会議 日本代表団結団式）（42名）

a. 開会挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰己

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課長 有吉 孝史 氏

経済産業省通商政策局 南西アジア室 室長補佐 高岡 洋彰 氏

c. 第41回日印経済合同委員会会議

(a) 日本側出席者

(b) インド側出席者

(c) 日程・議題

(d) 共同声明

(e) 共通経費

d. 平成28年度日印経済委員会総会

- (a) 委員の異動について
- (b) 平成 27 年度事業報告
- (c) 平成 27 年度収支決算
- (d) 平成 28 年度事業計画
- (e) 平成 28 年度収支予算
- e. その他
- ii) 第 41 回日印経済合同委員会会議
 - 10 月 24 日 (178 名：日本側 56 名、インド側 122 名)
 - 開催地：ニューデリー (ラリットホテル)
 - a. 歓迎挨拶
 - 日印経済委員会会長 オンカール・カンワール
 - b. 挨拶
 - 日印経済委員会会長 飯島 彰己
 - c. 来賓挨拶
 - 駐インド日本国大使 平松 賢司 氏
 - d. 講演「メイク・イン・インド：インドの経済政策」
 - 商工省産業政策促進局 (DIPP) セクレタリー ラメシュ・アビシェク 氏
 - e. 紹介「日印間の経済・投資関係の概要」
 - シャードウル・アマルチャンド・マンガルダス マネジングパートナー
パラヴィ・シュロフ 氏
 - f. 謝辞
 - 日印経済委員会共同会長 ロヒット・レラン
 - g. ビデオ上映「ベンガル・グローバル・ビジネス・サミット 2017～アミット・ミトラ西ベンガル州
商工大臣からのメッセージ」
 - h. 全体会議「新分野の開拓」
 - 常務執行役員南西アジア総代表 兼 インド三井物産株式会社社長 鈴木 徹 氏
 - NEC インド 社長 稲葉 孝之 氏
 - 富士電機株式会社 執行役員 営業本部副本部長 五嶋 賢二 氏
 - 日本貿易振興機構 対日投資部部長 仲條 一哉 氏
 - i. パネルディスカッション：「新分野の開拓」
 - モデレーター：BTVI コンサルティング・エディター ファティマ・カラン 氏
 - ソナ・コヨ・ステアリング・システムズ 会長 サンジャイ・カプール 氏
 - スブロス社 社長 シュラダ・スリ・マルワー 氏
 - j. インド有識者による講話
 - インド行政委員会 CEO アミターブ・カント 氏
 - マルチスズキ MD & CEO 鮎川 堅一 氏
 - k. 共同声明と付帯文書「Progresses and Bottlenecks of Projects between Japan and India」
の採択
 - l. 閉会挨拶
 - 日印経済委員会会長 飯島 彰己

印日経済委員会会長 オンカール・カンワール

m. 参加者への謝辞

インド商工会議所連合会 前会長 ジョスナ・スリ 氏

iii) 10月24日～25日

インド政府要人への表敬訪問

倉内常設委員長が団長を務め、下記要人を表敬訪問、懇談を行った

○アルン・ジャイトリー インド財務大臣兼企業大臣兼情報・放送大臣

○ニティン・ガドカリ 道路交通・海運大臣

○ラジェン・ゴヘイン 鉄道閣外大臣

○プラディープ・クマール・シンハ インド内閣次官

○ラメシュ・アビシェク インド商工省産業政策・振興担当次官

iv) 10月26日～27日

インド現地事情視察会

倉内常設委員長が団長を務め、下記工業団地を訪問。各工業団地の概要や現地で活動する日系企業を取り巻くビジネス環境、各社の取り組み等について説明を受けた

○ジャッジャール工業団地

○ニムラナ工業団地

○ギロット工業団地

v) セミナー等

5月12日(42名) 海外展開支援セミナー

(日印経済委員会、東京商工会議所共催)

6月1日(44名) アルン・ジャイトリー インド共和国財務大臣との朝食懇談会

(日印経済委員会主催)

7月6日(11名) インド共和国化学肥料省次官兼化学・石油化学局次官一行との懇談

(日印経済委員会主催)

9月27日(81名) セミナー「南インドのビジネス環境と日本工業団地」

(日印経済委員会、印日商工会議所共催)

11月7日(89名) セミナー「インドの知財権保護と実施：実用的な提示と戦略」

(日印経済委員会、東京商工会議所共催)

11月11日(156名) ナレンドラ・モディ インド首相歓迎昼食会

(日印経済委員会、日本商工会議所、日本経済団体連合会共催)

11月18日(18名) セミナー「最新のビジネス環境と日系企業動向、ジャパン・プラスの活動」

(日印経済委員会、日本商工会議所、日本貿易振興機構共催)

3月9日(63名) セミナー「インド：デリー・ムンバイ間の投資機会のご紹介」

(日印経済委員会、デリー・ムンバイ産業間大動脈開発公社(DMICDC)共催)

vi) 後援

7月20日～22日 「第27回インド家庭用品展・第37回インド衣料品展」

(インド貿易振興局主催)

9月24日～25日 「第24回 ナマステ・インディア 2016」

- (ナマステ・インド実行委員会、NPO 法人日印交流を盛り上げる会、在日インド大使館、インド政府観光局共催)
- 9月30日 「第2回 インド・トレンドフェア 2016」
(日印国際産業振興協会主催)
- 10月7日～21日 「インディアン・フィルム・フェスティバル・ジャパン 2016」
(ターティ・メディア株式会社主催)
- 11月21日 セミナー「中堅・中小企業のためのインド・自動車セミナー」
(国際協力銀行主催)
- 1月27日 「インド GST セミナー」
(日本貿易振興機構主催)
- 2月14日 「インド予算案セミナー」
(インド大使館、KPMG インド、KPMG ジャパン共催)
- vii) その他
- 9月30日 インド経営大学院ヴィンジャーカパトナム校学生の受け入れ研修
- 10月12日 マハラシュトラ州産業開発公社幹部の赤木事務総長への表敬
- 10月17日 夛賀政幸在コルカタ日本国総領事の倉内常設委員会委員長への表敬
- 10月18日 グジャラート州訪日団の倉内常設委員会委員長への表敬
- 10月20日 夛賀政幸在コルカタ日本国総領事の鈴木常設委員会副委員長への表敬
- 12月8日 インド経営大学院ベンガルール校学生の受け入れ
- 1月8日～12日 世耕経済産業大臣のインド訪問に際しての倉内常設委員会委員長、赤木事務総長の同行 (ヴァイブラント・グジャラート 2017 へ出席)
- 3月17日 平松賢司駐インド日本国大使の飯島会長への表敬
- viii) 常設委員会
- 5月10日 常設委員会、アドバイザーグループ 懇親会

(7) 日本・バングラデシュ経済委員会

- i) 4月15日 第2回日バングラデシュ官民合同経済対話
(兼 第18回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議)
(日本側：58人 バングラデシュ側：23人)
開催地：東京 (経済産業省内会議室)
※レセプション、投資セミナーは日本貿易振興機構 (JETRO) 内会議室
- a. 両国議長、民間代表からの挨拶
- b. 出席者の紹介
- c. 会議
- (a) ビジネス環境整備について
- 丸紅(株)ダッカ支店 支店長 富岡 彰久 氏
- (株)ヘリオス・ホールディングス 代表取締役 小野田 成良 氏
- 経済産業省 製造産業局国際プラント・インフラシステム・水プラント室長
吉川 尚文 氏

YKK(株)執行役員ファスニング事業本部事業推進部アパレル戦略推進室長

本田 孝一 氏

清水建設(株) 執行役員国際支店副支店長 北 直紀 氏

(株)光波 顧問 神山 秀夫 氏

(b) 投資分野の多様化について

本田技研工業(株) 執行役員アジア大洋州地域本部長 安部 典明 氏

(c) 人材育成と技能開発について

国際協力機構 (JICA) 南アジア部南アジア第四課長 竹内 卓朗 氏

(d) 投資関連情報の共有

日本貿易振興機構 (JETRO) 企画部海外地域戦略主幹 鈴木 隆史 氏

(e) フォローアップ・メカニズムについて

d. 日本側主催昼食レセプション (経済産業省、日本・Bangladesh 経済委員会主催)

e. Bangladesh 投資セミナー

(国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO) 主催)

ii) 行事

8月5日 (44名) 外務省領事局との意見交換会

10月21日 (29名) モハンマド・モザンメル・ホック・カーン内務省上級次官との意見交換会

11月21日 (28名) マハブブ・アメッド財務省上級次官率いるBangladesh 訪日団との懇談会

3月16日 (20名) Bangladesh の繊維産業に焦点を当てたラウンドテーブル

iii) 表敬

6月15日 渡邊 正人 駐Bangladesh 特命全権大使の朝田委員長表敬

12月21日 渡邊 正人 駐Bangladesh 特命全権大使の小林共同委員長表敬

12月22日 渡邊 正人 駐Bangladesh 特命全権大使の朝田委員長表敬

iv) その他

5月29日 ハシナ首相を囲む朝食会 (於: ホテルマンダリンオリエンタル東京)
(朝田委員長、小林共同委員長が出席)

(8) 日本・Pakistan 経済委員会

i) 行事

5月24日 ソヘイル・アメッド Pakistan・日本ビジネスフォーラム会長の朝田会長表敬

2月14日 (17名) シアルコット商工会議所訪日企業の受け入れ

ii) 後援

5月23日 Pakistan・Japan・ビジネスフォーラム

9月26日 Pakistan・スポーツ用品製造輸出組合来日商談会

2月13日 Pakistan・ビジネスセミナー&商談会

3月7日 IT ビジネスセミナー・Pakistan

(9) 日本・スリランカ経済委員会

i) 平成 28 年度総会 兼 第 19 回日本・スリランカ経済合同委員会会議結団式

6月8日(18名)

a. 開会挨拶

日本・スリランカ経済委員会委員長 関 忠行

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 南西アジア課長 有吉 孝史 氏

経済産業省 通商政策局 南西アジア室長 笹路 健 氏

c. 第 19 回日本・スリランカ経済合同委員会会議

日本側出席者

日程・議題(案)

共通経費(案)

d. 平成 28 年度日本・スリランカ経済委員会総会

委員の異動について

平成 27 年度事業報告(案)

平成 27 年度収支決算(案)

平成 28 年度事業計画(案)

平成 28 年度収支予算(案)

ii) 第 19 回日本・スリランカ経済合同委員会会議

6月15日(約160名)

参加者: 約 160 名(日本側 40 名、スリランカ側 120 名)

開催地: コロンボ(タージサムドゥラホテル)

a. 開会式

国歌斉唱

開会挨拶

スリランカ・日本経済委員会 委員長 ダヤ・ウェッテシンハ

日本・スリランカ経済委員会 委員長 関 忠行

祝辞

駐スリランカ日本国大使 菅沼 健一 氏

基調講演

特別事業大臣 サラット・アムヌガマ 氏

開発戦略・国際貿易大臣 マリク・サマラウィクラマ 氏

議長・共同議長の選出

b. 全体会議「両国協働の機会と可能性」

第 1 部

パネルディスカッション

IT/BPO hSenid Software CEO ディネシュ・サバラマドゥ 氏

インフラ/今後の見通し

Head of Investments メガポリス西部開発構想計画 ナヤナ・マビルマダ 氏

観光

スリランカ観光開発庁 長官 パディ・ウィタナ 氏
農業

Hayleys Agriculture Holdings

マネジング・ディレクター リズヴィ・ザヒード 氏
製造業

Kohoku Lanka ディレクター ウパナンダ・マンリカーラチ 氏
質疑応答

第2部

日本の経済情勢

伊藤忠商事(株)開発・調査部海外室 エリアマネージャー 堀田 幹長 氏
スリランカへの投資可能性

スリランカ投資庁 エグゼクティブ・ディレクター レヌカ・ウィーラコーン 氏

c. 閉会式

閉会挨拶

日本・スリランカ経済委員会 委員長 関 忠行

スリランカ・日本経済委員会 委員長 ダヤ・ウェッテシンハ

d. ネットワークレセプション（スリランカ・日本経済委員会主催夕食会）

(10) 日本エジプト経済委員会

i) 講演

3月16日 (26名) ムハンマド・ハメド・シャーケル・エルマルカビ 電力・再生可能エネルギー大臣との昼食懇談会

ii) 表敬

2月27日 モハメド・ホデール エジプト投資庁長官の西谷事務総長への表敬

iii) 後援・協力

5月4日～5日 (一財) 中東協力センター主催
「アラブエコノミックフォーラム」(協力)

2月17日 (独) 日本貿易振興機構、国際連合工業開発機構共催
「エジプト・ナイジェリア ビジネスセミナー」(協力)

3月6日 (一社) 海外邦人安全協会主催「最近のシリア情勢並びに関連する国際情勢」(協力)

3月15日 (一財) 中東協力センター主催 「エジプト電力大臣講演会および夕食会」
(後援)

(11) 日西経済委員会

i) 第25回日本・スペイン経済合同会議（兼 投資セミナー）

4月14日

参加者：約220名（日本側約170名、スペイン側50名）

開催地：東京（帝国ホテル）

a. 開会式

挨拶

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫

西日経済委員会 委員長 ホセ・マヌエル・エントレカナレス

祝辞

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 石原 伸晃 氏

経済産業大臣政務官 星野 剛士 氏

スペイン経団連 副会長 ホアキン・ガイ・デ・モンテジャ 氏

スペイン商業会議所 常務理事 インマクラダ・リエラ 氏

講演「スペイン・日本：戦略的グローバルパートナー」

スペイン経済競争力省 副大臣 ハイメ・ガルシア・レガス 氏

在日スペイン商業会議所の創設

在日スペイン商業会議所 会頭 ラファエル・モヤノ 氏

b. 第1回全体会議「インフラと製造業」

モデレーター：スペイン商業会議所 国際部長 アルフレッド・ボネット 氏

スピーカー：三菱商事/ACCIONA

三菱商事(株) 執行役員インフラ事業本部長 中川 哲志 氏

ACCIONA AGUA 社 社長 ホセ・ディアス・カネハ 氏

パナソニック/FICOSA INTERNATIONAL 社

パナソニック(株) 役員 上原 宏敏 氏

FICOSA INTERNATIONAL 社 CEO ハビエル・プジョール 氏

質疑応答

c. 第2回全体会議「消費財とサービス」

モデレーター：日本貿易振興機構 副理事長 赤星 康 氏

スピーカー：NTT データ/EVERIS

(株)NTT データ 取締役常務執行役員 西畑 一宏 氏

EVERIS 会長 フェルナンド・フランセス 氏

INDITEX 社 (ZARA)

INDITES (ZARA) 国際ディレクター (アジア) イヴァン・バルベラ 氏

IBERIA 社

イベリア航空 マネジャー (アジア) ミゲル・ナバロ 氏

質疑応答

d. 閉会式

挨拶

西日経済委員会 委員長 ホセ・マヌエル・エントレカナレス

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫

e. 日西経済委員会主催レセプション

ii) 共催

6月1日～3日 京都スマートシティエキスポ2016

主催：京都スマートシティエキスポ運営協議会（京都府、京都市、日西経済委員会他18団体）

iii) 表敬

6月21日 水上正史 駐スペイン日本国大使の三村会頭表敬

iv) その他

7月29日 (一社)ラテンアメリカ協会事務局主催 牧内博幸 前駐バルセロナ総領事講演会(協力)

(12) 日本マレーシア経済協議会

i) 平成28年度総会兼結団式

5月27日(30名)

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 講演

「最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係」

駐マレーシア日本国大使館 特命全権大使 宮川 眞喜雄 氏

「マレーシアの経済概況等について」

経済産業省通商政策局アジア大洋州課 課長 岩田 泰 氏

c. 第34回合同会議について

d. 平成28年度総会について

委員の異動

平成27年度事業活動報告(案)ならびに平成27年度収支決算(案)

平成28年度事業活動計画(案)ならびに平成28年度収支予算(案)

ii) 総会(副会長の選任について)

8月30日(紙上総会)

住友商事(株) 取締役会長 大森 一夫 氏(平成28年10月1日就任)

iii) 第34回合同会議

6月1日(183名)

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏

b. 祝辞

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

(代読) 駐マレーシア日本国大使 宮川 眞喜雄 氏

マレーシア首相 ダト・スリ・モハマド・ナジブ・ビン・トゥン・ラザク 氏

(代読) 駐日マレーシア大使 ダト・アハマッド・イズラン・ビン・イドゥリス 氏

c. 基調挨拶

マレーシア副首相 ダト・スリ・アーマド・ザヒド・ハミディ 氏

d. 第1回全体会議

「AEC、RCEP、TPPの最新状況について」

マレーシア国際貿易産業省 顧問 ダト・ヒスワニ・ハルン 氏

経済産業省 通商政策局 通商交渉官 坂本 敏幸 氏

e. 第2回全体会議

「マレーシア・ケダ州における投資機会」

・ケダ州の概要と紹介

ケダ州エグゼクティブ・カウンセラー

産業・投資・国内貿易・組合・消費者委員会委員長

ダト・ク・アブドゥル・ラフマン・ク・ビン・イスマイル 氏

・ケダ州における投資機会

インベスト・ケダ マネージング・ダイレクター

ダト・アーマド・シュクリ・ビン・タジュディン 氏

「東海岸経済地域における投資機会」

・東海岸経済地域の概要と紹介

東海岸経済地域開発委員会 ゼネラル・マネージャー

サイフォル・バーリ・モハマド・シャムラン 氏

・東海岸経済地域での投資について

カネカマレーシア マネージング・ダイレクター 坪内 福生 氏

・東海岸経済地域での投資について

トソー・アドバンスド・マテリアルズ ゼネラル・マネージャー 高原 俊也 氏

「マレーシアにおける日本企業の動向について」

マレーシア日本人商工会議所 貿易投資委員会副委員長 中山 昌邦 氏

f. 第3回全体会議

「日本での投資機会」

・日本における投資機会とビジネスの方法について

日本貿易振興機構 対日投資部長 仲條 一哉 氏

・対日投資の成功事例

(株)ブラヒムフードジャパン 代表取締役 清水 正昭 氏

・対日投資の成功事例

(株)アット・トヒバ・ジャパン 代表取締役 細川 進 氏

g. 閉会挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

会議終了後、歓迎夕食会を開催。

iv) 懇談 アーマド・ザヒド・ハミディ マレーシア副首相とのラウンドテーブルミーティング

6月1日 (38名)

a. 挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 挨拶

マレーシア副首相 アーマド・ザヒド・ハミディ 氏

c. 閉会

日本マレーシア経済協議会 事務総長 大下 英和

v) ムスリム観光客対応セミナー

10月26日 (34名) (基礎編)「重要なのは情報開示 一歩から始めるムスリムおもてなし」

ハラールメディアジャパン(株) 代表取締役 守護 彰浩 氏

11月10日(26名)(超実践編)

ハラールメディアジャパン(株) 代表取締役 守護 彰浩 氏
浅草すし賢 店長 伊藤 昌生 氏

2月17日(71名)(基礎編)「重要なのは情報開示 一歩から始めるムスリムおもてなし」

ハラールメディアジャパン(株) 代表取締役 守護 彰浩 氏

3月22日(11名)(超実践編)

ハラールメディアジャパン(株) 代表取締役 守護 彰浩 氏
(株)東京徳山物産 事務長 姜 美智 氏

vi) 表敬

4月12日 糸井清 在ペナン総領事館総領事の佐々木幹夫会長表敬訪問

vii) 関係機関への協力

11月16日(16名) モハマド・ナジブ・ビン・トゥン・ハジ・アブドゥル・ラザク首相歓迎昼食会(和泉首相補佐官主催)への佐々木幹夫会長出席

2月14日(120名) 駐日マレーシア大使を囲む「新春の集い」(公益社団法人日本マレーシア協会主催)への大森一夫副会長出席および挨拶

(13) 日比経済委員会

i) 第35回日比経済合同委員会日本代表団結団式

2月20日(25名)

a. 開会挨拶 日比経済委員会代表世話人 小林 健

b. 講演

①最近のフィリピン情勢について

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 松尾 裕敬 氏

②日・フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官(大洋州担当) 増井 国光 氏

c. 第35回合同委員会について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

ii) 第35回日比経済合同委員会

2月28日(117名)

日本側:56名

フィリピン側:52名

来賓:9名

開催地:東京/帝国ホテル東京

a. 開会挨拶 日比経済委員会 代表世話人 小林 健

日比経済委員会 委員長 ロベルト・ホセ・カスティージョ

b. 両国首脳メッセージ

c. 基調講演 フィリピン共和国 国家経済開発庁長官 アーネスト・ペルニャ 氏

d. 第1回全体会議「フィリピンの産業化と経済発展」

- (1) 「フィリピン側講演」
 - フィリピン共和国 貿易産業大臣 ラモン・ロペス 氏
- (2) 「日本側講演」
 - 株式会社三菱東京UFJ銀行 顧問 倉内 宗夫 氏
- e. 第2回全体会議「フィリピンにおける地域経済の発展」
 - (1) 「フィリピン側講演」
 - フィリピン共和国 バタンガス州知事 エルミランド・マンダナス氏
 - (2) 「日本側講演」
 - 独立行政法人国際協力機構 東南アジア・大洋州部
 - 東南アジア第5課参事役兼課長 上野 和彦 氏
- f. 第3回全体会議「フィリピンにおける農業事情について」
 - (1) 「フィリピン側講演」
 - アジア太平洋大学 教授 ローランド・ディー 氏
 - (2) 「日本側講演」
 - ヤンマー株式会社東京支社 企画室専門室長 松原 武夫 氏
- g. 閉会挨拶 日比経済委員会 代表世話人 小林 健
 - 比日経済委員会 委員長 ロベルト・ホセ・カスティーリョ
- iii) ドゥテルテ大統領来日記念 フィリピン経済フォーラム
 - 10月26日 (1,000名)
 - 開催地：東京/ザ・プリンスパークタワー東京
 - a. 歓迎挨拶
 - 日比経済委員会 代表世話人 朝田 照男
 - 日本貿易振興機構 理事長 石毛 博行
 - 国際機関日本アセアンセンター 事務総長 藤田 正孝
 - b. 講演
 - フィリピン共和国 財務大臣 カルロス・ドミンゲス 氏
 - フィリピン共和国 貿易産業大臣 ラモン・ロペス 氏
 - フィリピン共和国 国家経済開発庁長官 アーネスト・ペルニア 氏
 - フィリピン共和国 農業大臣 エマニュエル・ピニョール 氏
 - フィリピン経済区庁 長官 チャリート・プラーザ 氏
 - c. フィリピン側閣僚の講演に対する日本側からのコメント
 - 一般財団法人フィリピン協会 会長 関山 護 氏
 - d. フィリピン共和国大統領紹介
 - フィリピン共和国 官房長官 サルバドール・メディアルディア 氏
 - e. 基調講演
 - フィリピン共和国 大統領 ロドリゴ・ドゥテルテ 氏
- iv) 経済5団体主催 フィリピン共和国 ドゥテルテ大統領 歓迎昼食会
 - 10月26日 (280名)
 - 日本側：160名
 - フィリピン側：120名

開催地：東京／ザ・プリンス パークタワー東京

v) 後援

11月22日 「日本-フィリピン・ビジネス投資フォーラム」

2月28日 セミナー「フィリピン経済の最新動向とビジネス機会」

(14) 日豪経済委員会

i) 幹事会

6月29日 (21名)

a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 首席事務官 玉浦 周 氏

b. 「最近の豪州経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

c. 第54回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

d. EPA活用小委員会について

e. 次世代リーダーズプログラムについて

1月31日 (21名)

a. 「米中の中で揺れる豪州とその政治」

防衛大学校 人文社会科学群・国際関係学科 教授 福嶋 輝彦 氏

b. 第40回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

c. 第55回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

ii) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10月9日 (31名) <第39回>

日本側：12名

豪州側：19名

開催地：メルボルン／メルボルン・コンベンション・アンド・エキシビション・センター

a. 第54回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b. 第55回日豪経済合同委員会会議の日程

c. 第40回日豪／豪日経済委員会運営委員会 (TV会議) の日程

d. 日豪 EPA活用小委員会の活動と課題

e. エネルギー政策の課題

f. 両国の政治経済情勢

3月14日 (28名) <第40回>

日本側：12名

豪州側：16名

開催地：東京～メルボルン、シドニー (テレビ／電話会議)

a. 第55回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b. 第56回日豪経済合同委員会会議の日程

c. 「有望分野」一両国への投資・第3国展開など

d. 「イノベーション連携」一事例紹介など

e. 両国の政治経済情勢

iii) 平成 28 年度総会兼第 54 回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9 月 29 日 (59 名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル 3 階

a. 開会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局局长 金杉 憲治 氏

経済産業省 通商政策局 通商戦略担当審議官 中川 勉 氏

c. 第 54 回日豪経済合同委員会会議について

d. 日豪経済委員会平成 28 年度総会について

iv) 第 54 回日豪経済合同委員会会議

10 月 9 日～11 日 (440 名)

日本側：241 名

豪州側：199 名

開催地：メルボルン／メルボルン・コンベンション・アンド・エキシビジョンセンター

a. 開会式

開会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

祝辞

(豪州首相メッセージ代読) 駐日オーストラリア特命全権大使 ブルース・ミラー氏

(安倍首相メッセージ代読) 駐オーストラリア日本国特命全権大使 草賀 純男 氏

歓迎挨拶

ビクトリア州首相 Daniel Andrews 氏

b. 第 1 回全体会議 基調講演「不確実性が増すいまの世界で成功するために」

基調スピーカー：PwC Asia Pacific Chief Executive Officer of PwC Australia and Vice Chairman ルーク・セイヤーズ氏

「豪日ビジネス—この 1 年間の振り返り」

ANZ Japan, CEO グランド・ナッキー氏

丸紅(株) 副会長 太田 道彦 氏

c. 第 2 回全体会議「事例：経験に学ぶ (1) 豪州企業の日本への投資」

スピーカー：Challenger, CEO ブライアン・ベナリ 氏

Landlease Japan, CEO アンドリュー・ガウチ 氏

コメンテーター：日本生命保険相互会社 執行役員 中島 俊浩 氏

セキスイハウスオーストラリア ゼネラルマネージャー 瀬口 篤英 氏

d. 分科会

(a) 「資源・エネルギー」

スピーカー：Rio Tinto, Chief Executive-Iron Ore Chris Salisbury 氏

電源開発(株) 会長 北村 雅良 氏

Shinka Management, Senior Consultant Peter Cleary 氏

千代田化工建設(株) 副社長 中垣 啓一 氏

(b) 「金融サービス」

スピーカー：MLC, Chief Customer Officer, Consumer Banking & Wealth Management, and, CEO Andrew Haggart 氏

(株)三菱東京UFJ銀行 デジタルイノベーション推進部 上席調査役 柴田 誠 氏
Commonwealth Bank, Chief Economist Micheal Blythe 氏

(株)みずほフィナンシャルグループ インキュベーションPT 副PT長 金田 真人 氏

e. 第3回全体会議「事例に学ぶ(2) 日本企業の豪州への投資」

スピーカー：三井物産(株) 顧問 木下 雅之 氏

(株)はくばく 社長 長澤 重俊 氏

コメンテーター：AMP Capital, COO/CF0, Margaret Payn 氏

Head of Greenhill Australia, Managing Director, Roger Feletto 氏

f. 第4回全体会議「分科会の総括」

スピーカー：「資源・エネルギー分野」：BHP Billiton, President Marketing and Supply, Arnoud Balhuizen 氏

「金融サービス」：野村証券(株) 代表執行役副社長 森田 敏夫 氏

g. 第5回全体会議 次世代リーダーズセッション

(a) 次世代リーダーズからの報告

Allens, Managing Associate, Penny Alexander 氏

(株)三井住友銀行 国際統括部 部長代理補 海江田 ちさと 氏

(b) 基調講演

基調スピーカー：ELEVACAO Foundation, Inc CEO, Merisa Warren 氏

(株)コラボラボ 代表取締役 横田 響子 氏

h. 第6回全体会議 パネルディスカッション「有望分野」

スピーカー：Mesoblast, CEO, Silviu Itescu 氏

日本電気(株) 特別顧問 矢野 薫 氏

Aconex, CEO, Leigh Jasper 氏

三菱樹脂(株) 農業資材部担当部長 兼 KAITEKI FRESH AUSTRALIA 社 取締役

山口 祥司 氏

i. 最終全体会議

議長総括

閉会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

v) EPA 活用小委員会

7月12日(26名)第1回会合

a. 開会挨拶

EPA 活用小委員会 委員長 小島 順彦

EPA 活用小委員会 副委員長 赤星 康

b. 「豪州における日本食レストランの事業展開」

(株)プレナス 常務取締役 常務執行役員 外食事業本部長 田淵 豪 氏

c. 「無印良品 豪州ビジネスの取り組みと今後について」

(株)良品計画 取締役 執行役員 山本 祐樹 氏

d. 意見交換

8月22日(21名)第2回会合

a. 開会挨拶

EPA活用小委員会 副委員長 小島 順彦

b. 「豪州における乾麺事業について」

(株)はくばく 社長 長澤 重俊 氏

c. 「ビクトリア州におけるサステイナブル農業ビジネスについて」

三菱樹脂(株) 農業資材部担当部長 兼 KAITEKI FRESH AUSTRALIA 社 取締役
山口 祥司 氏

d. 討議・意見交換

9月6日(27名)第3回会合

a. 開会挨拶

EPA活用小委員会 委員長 小島 順彦

EPA活用小委員会 副委員長 赤星 康

b. 報告「2016年度 EPA活用小委員会 活動報告(案)」

(a) 「経済関係の緊密化に関する小委員会」への提案内容(案)

(b) 「第54回日豪経済委員会合同委員会会議」への提案内容(案)

c. 討議・意見交換

vi) 日豪次世代リーダーズプログラム

6月9日(16名) 日豪次世代リーダーズプログラム キックオフミーティング
開催地: 東京/丸の内二丁目ビル

8月25日(21名) 日豪次世代リーダーズプログラム第2回ミーティング
開催地: 東京/豪州大使館

9月7日(9名) 日豪次世代リーダーズプログラム第3回ミーティング
開催地: 東京/コンファレンススクエア M+

9月13日(9名) 電話会議
開催地: 東京/三井住友銀行本社

11月2日(22名) New Colombo Plan (NCP) (豪州政府の同国学生のインド太平洋地域への留学・
インターンシップ制度) 学生との合同セッション
開催地: 東京/東京都市大学 夢キャンパス

a. 合同セッション

b. 講評・総括、交流会会場

11月16日(5名) 電話会議
開催地: 東京/三井住友銀行本社

12月6日(11名) イベント
開催地: 東京丸の内二丁目ビル

a. Discuss the mission statement

- b. Action plan
- c. Japan-Based FL Team Structure
- d. Other matters
- e. Wrap up/confirm action items

1月12日（4名） 電話会議
開催地：東京/Rio Tinto Japan 本社

2月28日（10名） イベント
開催地：東京/豪州大使館

a. 開会挨拶

b. 「トビタテ！留学 JAPAN」の紹介

（独）日本学生支援機構 グローバル人材育成部 グローバル人材育成課
広報・ブランディングチームリーダー 西川 朋子 氏

c. 「新コロボ計画プログラム」の紹介

オーストラリア大使館 政治部 二等書記官 ジュリア・ウォード 氏

d. Discussion：JABCC からの feedback、AJBCC 調査の結果、10月合同会議のテーマ

e. Next steps

3月9日（7名） 電話会議
開催地：東京/Ashurst 東京事務所

vii) その他の会議・イベント

4月14日（33名） 日豪産業フォーラム豪州中小企業団歓迎レセプション（日豪経済委員主催）
開催地：東京/経団連会館

5月13日 太平洋諸島ビジネスセミナー（主催：JETRO&PIC）（日商・東商後援）

5月24日 みずほオーストラリアセミナー（日豪経済委員会 協力）

6月13日～17日 在京豪州大使館からのインターンシップ受入

9月26日 ブルース・ミラー豪州駐日大使主催昼食会（日豪経済委員会運営委員向け）

9月26日 豪州ビクトリア州ダニエル・アンドリュース首相主催夕食会

9月27日（27名） 日豪イノベーション・ラウンドテーブル

開催地：東京/TKP カーデンシティ竹橋

9月27日 豪州ビクトリア州アンドリュース首相来日主催昼食会（日豪経済委員会運営委員向け）

1月14日（50名） 安倍晋三首相訪豪に伴う財界同行ミッション

a. 豪日/日豪経済委員会主催晚餐会

開催地：オーストラリア/シドニー

2月21日～22日 在京豪州大使館からのインターンシップ受入

3月14日 リチャード・コート新駐日豪州大使主催昼食会（日豪経済委員会運営委員向け）

3月15日 アジア太平洋大使会議

3月21日～24日 在京豪州大使館での研修への職員派遣

viii) 表敬・懇談

4月12日 南オーストラリアビジネス会議所アントニー・ペニー理事の表敬訪問（事

	務局対応)
4月26日	豪州 Australian 誌の三村明夫会長への取材対応（外務省・海外有力メディアの記者招聘プログラム）
5月26日	ブルース・ミラー駐日豪州大使と三村明夫会長の懇談
6月7日	BCA スチュアート・アーバイン氏と青山伸悦事務総長との懇談
7月19日	豪州ビクトリア州フィリップ・ダリダキス中小企業・革新・通商大臣の三村明夫会長宛ご挨拶
7月20日	豪州ニューサウスウェルズ州スチュアート・エアーズ貿易・観光・大型イベント大臣兼スポーツ大臣の三村明夫会長表敬訪問
10月18日	竹若敬三シドニー総領事の三村明夫会長表敬訪問
12月28日	ブルース・ミラー駐日豪州大使の三村明夫会長との懇談
1月20日	豪州政府・外交白書タスクフォース責任者リチャード・モード氏の三村明夫会長表敬訪問
2月9日	リチャード・コート駐日豪州大使の三村明夫会長との懇談
3月13日	草賀純男駐豪日本大使の三村明夫会長表敬訪問
3月14日	オーストラリア連邦マット・キャナバン資源・豪北部大臣の三村明夫会長との懇談

(15) 日本ニュージーランド経済委員会

i) 幹事会

5月30日（14名）

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

a. 「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 課長 杉浦 正俊 氏

b. 「最近のニュージーランド経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

c. 第43回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題（案）について

ii) 平成28年度総会兼第43回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

11月11日（26名）

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

a. 開会挨拶

日 NZ 経済委員会 日本側委員長 進藤 清貴

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 局長 金杉 憲治 氏

経済産業省 通商政策局 通商戦略担当 参事官 増井 国光 氏

c. 第43回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 日本ニュージーランド経済委員会平成28年度総会

iii) 第43回日本ニュージーランド経済人会議

11月23日～25日（140名）

日本側：60名

NZ 側：80 名

開催地：ニュージーランド／ウェイントン

a. 開会式

開会挨拶

日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長 イアン・ケネディ 氏

日 NZ 経済委員会 日本側委員長 進藤 清貴

祝辞

駐日ニュージーランド特命全権大使 Stephen Payton 氏

ニュージーランド駐箚特命全権大使 高田 稔久 氏

b. 基調講演「パートナーシップと連結性」

Wellington Regional Economic Development Agency (WREDA) CEO Chris Whelan 氏

c. 第 1 回全体会議「両国経済情勢」

(NZ 側スピーチ) Senior Fellow at Motu Research, Adjunct Professor of Economics at Victoria University of Wellington, Board Member of The Financial Markets Authority, Chair of The Hugo Group, and former Chairman of the Reserve Bank Arthur Grimes 氏

(日本側スピーチ) 日本側副委員長・㈱三菱東京 UFJ 銀行 顧問 倉内 宗夫 氏

d. 第 2 回全体会議「環境・エネルギー」

(NZ 側スピーチ) Minister of Transport, Energy & Resources, and Associate Minister for Climate Change Issues Hon Mr Simon Bridges 氏

(日本側スピーチ) 長崎県 五島市長 野口 市太郎 氏

e. 第 3 回全体会議「大規模イベントと観光」

(NZ 側スピーチ) New Zealand Olympic Committee CEO Kereyn Smith 氏

(日本側スピーチ) ㈱ジェーティービー 本社工幹・国際部長 古澤 徹 氏

f. 第 4 回全体会議「TPP」

(NZ 側スピーチ) Sir Graeme Harrison Professional Chair in Grobal Value Chains and Trade, Department of Grobal Value Chains and Trade, Faculty of Agribusiness and Commerce, Lincoln University Professor Craeford Falconer 氏

(日本側スピーチ) (独) 日本貿易振興機構 理事 佐藤 百合 氏

g. 第 5 回全体会議「製造業」

(NZ 側スピーチ) Hydro-Wholesale, Mercury Energy General Manager, Phil Gibson 氏

(日本側スピーチ) ダイケン ニュージーランド リミテッド 社長 山崎 正弘 氏

h. 第 6 回全体会議「農林水産業」

(NZ 側スピーチ) Food Supply & Integrity Servisies, PricewaterhouseCoopers (PwC) Grobal Alliance Leader Bruce Baillie 氏

(日本側スピーチ) 住友林業㈱ 執行役員 資源環境本部副本部長 関本 暁 氏

i. 第 7 回全体会議「テクノロジー、イノベーション、クリエイティブ産業」

(NZ 側スピーチ) Owner, Albedo VFX, and Producer of Missu Peace Peter McCully 氏

(日本側スピーチ) NEC NZ Limited Managing Diretor 多田 崇 氏

j. 第 8 回全体会議「教育とスポーツ」

(NZ 側スピーチ) Lecture in Japanese, Department of Global, Cultural & Language Studies,
School of Languages, Social & Political Sciences, College of Arts,
University of Canterbury Masayoshi Ogino 氏

(日本側スピーチ) Baseball New Zealand, Assistant General Manager and Director of Player
Development 清水 直行 氏

k. 最終全体会議

日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長 イアン・ケネディ 氏

日 NZ 経済委員会 日本側委員長 進藤 清貴

iv) その他の会議・イベント

4月7日 NZ Business Connection

5月11日 ニュージーランド・インセンティブ・セミナー2016 (後援)

6月8日 ニュージーランド貿易経済促進庁レセプション
(トレードコミッショナー交代)

開催：東京/ニュージーランド大使館

11月15日 スティーブン・ペイトン駐日 NZ 大使主催 日 NZ 経済委員会正副委員長と
の晩餐会

開催地：ニュージーランド・ウェリントン/駐ニュージーランド日本国大
使公邸

11月22日 高田稔之駐 NZ 大使主催 日 NZ 経済委員会正副委員長との晩餐会

開催地：ニュージーランド・ウェリントン/駐ニュージーランド日本国大
使公邸

v) 表敬・懇談

4月4日 ニュージーランド大使館との RCEP に関する意見交換会 (事務局対応)

5月20日 ジャーナリスト・パトリック・スメリー氏 (NZ 大使館が招聘) と進藤清貴
日 NZ 委員長の会談

7月4日 イアン・ケネディ日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長と赤木剛日 NZ 事務総長との
懇談

9月23日 イアン・ケネディ日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長の進藤清貴日本側委員長へ
の表敬訪問・懇談

9月26日 高田稔之駐 NZ 大使の進藤清貴日 NZ 委員長への表敬訪問・懇談

9月30日 イアン・ケネディ日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長と赤木剛日 NZ 事務総長との
懇談

10月25日 スティーブン・ペイトン駐日 NZ 大使の三村明夫会頭 (当委員会顧問) への
新任挨拶

2月8日 ニュージーランド貿易大臣と経済3団体の昼食懇談会への三村明夫会頭
(当委員会顧問) 出席

(16) 日智経済委員会

- i) 平成28年度日智経済委員会日本国内委員会総会兼第30回日智経済委員会日本代表団結団式
8月3日 (34名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

a. 開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長 小林 健

b. 来賓ブリーフィング

外務省 中南米局長 高瀬 寧 氏

経済産業省 大臣官房審議官（通商戦略担当） 中川 勉 氏

c. 第30回日智経済委員会について

d. 日智経済委員会日本国内委員会平成28年度総会

ii) 第30回日智経済委員会

8月30日～31日（121名）

日本側：82名

チリ側：39名

開催地：東京／ホテルニューオータニ東京

a. 開会式

開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長 小林 健

日智経済委員会チリ国内委員会 委員等 フアン・エドゥアルド・エラスリス・オッサ 氏
祝辞

チリ製造業振興協会（SOFOPA）会長 ヘルマン・フォン・ムーレンブロック 氏

（安倍首相メッセージ代読）外務省 中南米局長 高瀬 寧 氏

（チリ大統領メッセージ代読）駐日チリ特命全権大使 パトリシオ・トーレス 氏

b. 第1回全体会議「イノベーション：現在と将来の両国ビジネスにおける協力の展望」

（日本側スピーカー）三菱総合研究所理事長、プラチナ構想ネットワーク会長、

東京大学第28代総長 小宮山 宏 氏

コメンテーター JX金属㈱ 取締役常務執行役員・チリ事務所長 三浦 章 氏

日本電気㈱ 米州 EMEA 本部中南米部長 前谷 謙二郎 氏

（チリ側スピーカー）クラブ・デ・イノベーション ファウンダー&社長 イヴァン・ヴェラ氏

c. 第2回全体会議（パネルディスカッション）「TPPと太平洋同盟：日智関係の進展」

モデレーター

JICA シニア・リサーチ・アドバイザー 元エルサルバドル大使 細野 昭雄 氏

パネリスト（チリ側）対内投資促進庁長官 カルロス・アルバレス氏

（日本側）法政大学兼任講師、ラテンアメリカ協会常務理事、元国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、国際貿易統合部課長 桑山 幹夫 氏

（チリ側）SOFOPA 国際通商部長 マヌエル・ホセ・プリエト 氏

（日本側）丸紅㈱南米支配人補佐（兼）丸紅チリ会社社長 尾崎 健二 氏

d. 閉会式

議長総括

日智経済委員会日本国内委員会委員長 小林 健

閉会挨拶

日智経済委員会チリ国内委員会委員長 フアン・エドゥアルド・エラスリス・オッサ 氏

日智経済委員会日本国内委員会委員長 小林 健

iii) 表敬・懇談

4月26日 チリ貿易振興局（PROCHILE）理事長と石田徹専務（当委員会委員）との会談

iv) その他の会議・イベント

8月29日～30日 日智経済委員会チリ国内委員会産業視察会

8月29日 チリ・ビジネスセミナー（後援）

8月29日 チリ練習船エスメラルダ号船上カクテル（主催）

11月16日 パトリシオ・トーレス駐日チリ大使をお招きしての懇親会

12月21日 駐中南米地域日本国大使との懇談会（事務総長出席）

12月26日 二階尚人チリ共和国駐箚特命全権大使任地最新事情報告会

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

1月30日～3月末 「日本・チリ修好120周年記念事業」への募金活動
（委員会企業主体、目標額1200万円）

(17) 日亜経済委員会

i) 平成28年度日亜経済委員会総会

11月10日（紙上総会）

a. 平成27年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに平成28年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b. 日亜経済委員会（日本側）規約の一部変更の件

ii) 第24回日亜経済合同委員会

11月21日（75名）

日本側：45名

アルゼンチン側：30名

開催地：アルゼンチン／ヒルトン ブエノスアイレス

a. 開会式

開会挨拶

亜日経済委員会 委員長 アンヘル・マチャード 氏

日亜経済委員会 委員長 小林 健

来賓挨拶

日本政府代表内閣総理大臣補佐官 長谷川 栄一 氏

b. 全体会議基調講演「アルゼンチンの新たな経済政策と今後の展開」

基調スピーカー：アルゼンチン投資輸出促進庁副総裁 ロドルフォ・ビジャルバ 氏

コメント（亜国、中南米地域のビジネス展開と貿易投資促進の方策を踏まえて）

スピーカー日本側参加企業幹部

亜国側コメント

c. 閉会式

共同コメントの採択 亜日経済委員会委員長 アンヘル・マチャード 氏

閉会の挨拶

日亜経済委員会 委員長 小林 健

閉会の挨拶

亜日経済委員会 委員長 アンヘル・マチャード 氏

iii) 日亜官民経済フォーラム

5月12日(75名)

開催地：東京／経済産業省

共催：経済産業省、(独)日本貿易振興機構

a. オープニング

経済産業審議官 上田 隆之 氏

アルゼンチン共和国工業生産副大臣 ミゲル・ブラウン 氏

b. 挨拶

アルゼンチン共和国副大統領 ガブリエラ・ミケティ 氏

駐アルゼンチン日本国大使 福寫 教輝 氏

(独)日本貿易振興機構 副理事長 赤星 康 氏

日亜経済委員会 委員長 小林 健

亜日経済委員会 副委員長 ダニエル・エレロ 氏

c. 二国間関係強化に関する取組 両国政府、関係機関

d. 産業界からの期待 三菱商事、三井物産、トヨタ自動車

e. クロージング 経済産業審議官 上田 隆生 氏

iv) 日亜経済委員会 実務レベル会合

6月17日(20名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル5階

a. 「アルゼンチンの概況及び投資協定について」

経済産業省 通商政策局 中南米室長 菅原 廣充 氏

経済産業省 通商政策局 経済連携課課長補佐 吉村 賢人 氏

v) 提言活動

7月4日 要望書「日本アルゼンチン投資協定の早期締結を求める」の関係省庁への提出

vi) その他の会議・イベント

4月19日 日亜経済委員会亜国側アンヘル・マチャード委員長と小林健委員長との会談

5月12日 アルゼンチン共和国ガブリエラ・ミケティ副大統領訪日レセプション出席

2月7日 「ブエノス・アイレス・ヘラルド」紙ジェームス・グレインジャー副編集長を招へい

2月10日 アンヘル・マチャード亜日経済委員会委員長、アラン・ベロー駐日亜国大使と大下英和事務総長の面談

(18) 日本ペルー経済委員会

i) 平成28年度総会兼第12回日本ペルー経済協議会日本代表团事前打合せ会

9月2日(34名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

a. 開会挨拶

日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平

- b. 来賓ブリーフィング
 - 外務省 中南米局長 高瀬 寧 氏
 - 経済産業省 大臣官房審議官（通商戦略担当） 中川 勉 氏
 - c. 第12回日本ペルー経済協議会について
 - d. 日本ペルー経済委員会平成28年度総会
- ii) 第12回日本ペルー経済協議会
- 9月12日（91名）
- 日本側：74名
- ペルー側：17名
- 開催地：東京／帝国ホテル
- a. 開会式
 - 開会挨拶
 - 日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平
 - ペルー日本経済委員会 委員長 ルイス・ベガ 氏
 - 祝辞
 - 岸田 文雄 外務大臣（代読：高瀬寧外務省中南米局長）
 - リカルド・ルナ・メンドーサ 外務大臣（代読：エラルド・エスカラ 大使）
 - （ビデオメッセージ）通商観光大臣 エドゥアルド・フェレイロス・クッペルス 氏
 - 株丹 達也 駐ペルー日本国大使（代読：西尾 昇治 日本ペルー経済委員会事務総長）
 - b. 第1回全体会議「両国経済の現状と展望」
 - （株）三菱東京UFJ銀行ボゴタ出張所／リマ出張所／カラカス駐在員事務所
 - 所長 小川 正義 氏
 - （ビデオメッセージ）ADEX（ペルー輸出業者協会） 会長 フアン・ヴァリリアス 氏
 - 日秘商工会議所会頭／ペルー三菱商事会社社長 堤 儀秀 氏
 - ペルー日本経済委員会 委員長 ルイス・ベガ 氏
 - c. 第2回全体会議「ペルーの食品・農産品」
 - （ビデオメッセージ）農業灌漑大臣 ホセ・マヌエル・エルナンデス・カルデロン 氏
 - ペルー輸出農産品生産者団体連合会（AGAP） 会長 リカルド・ポリス 氏
 - d. 第3回全体会議「産業（各分野の現状と今後の展望）」
 - (1) 鉱業
 - 住友金属鉱山(株) 取締役専務執行役員資源事業本部長 土田 直行 氏
 - （ビデオメッセージ）ペルー鉱業・石油・エネルギー協会（SNMPE）
 - 会長 カルロス・ガルベス 氏
 - (2) ペルーにおける事業展開
 - ペルー三井物産(株)社長 新井 健夫 氏
 - （ビデオメッセージ）ペルー工業協会会長 アンドレアス・フォン・ウェデマイヤー 氏
 - (3) インフラ
 - 三井住友銀行 アンデス総支配人 リマ出張所長 武内 靖雄 氏
 - (4) 生活産業
 - （有）中山商店取締役 中山 博之 氏

(ビデオメッセージ) ペルー工業協会漁業・養殖部会会長 アルフォンソ・ミランダ 氏

e. 第4回全体会議「新しいクリーンエネルギー、上下水、環境責任」

日本工営(株) 電力事業本部プラント事業部 エネルギーソリューション部

顧問 前川 哲也 氏

(株)国際協力銀行 インフラ・ファイナンス部門電力・新エネルギー第2部

部長 小川 和典 氏

公益財団法人地球環境産業技術研究機構 (RITE) システム研究グループ

主任研究員 和田 謙一 氏

f. 最終全体会議

議長総括

日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平

閉会挨拶

ペルー日本経済委員会 委員長 ルイス・ベガ 氏

日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平

共同コメント

日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平

iii) 表敬・懇談

4月4日 ペルー日本友好の日レセプション (ペルー大使館)

12月12日 エラルド・エスカラ大使と槍田委員長との昼食懇談会

iv) 提言活動

9月12日 日本ペルー経済委員会の共同コメント (日本ペルー間二重課税防止条約の早期締結の必要性を盛り込む) 採択・後日提出 (財務省への持ち届けを含む)

v) その他の会議・イベント

9月12日 (14名) 「ペルー輸出農産品生産者団体連合会」(AGAP) Ricardo Polis 会長と、日本の食品企業との懇談会

(19) 日本・カナダ商工会議所協議会

i) 平成28年度総会

5月20日 (紙上総会)

ii) 臨時総会 兼 第3回合同会合事前説明会

3月24日 (25名)

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長 槍田 松瑩

b. 来賓ブリーフィング

外務省 北米局 北米第二課長 高羽 陽 氏

c. 第3回合同会合事前説明会

d. 臨時総会

e. 閉会

iii) 面談・懇談

4月20日 槍田会長とカナダ商工会議所ペリン・ビーティー会頭との面談

- 4月22日 早野均 住友林業副社長とカナダ商工会議所ペリン・ビーティー会頭との面談
- 1月5日 檜田会長とロバート・ノールト下院議員との懇談
- iv) その他
 - 5月20日 第2回合同会合共同 声明発出
 - 5月23日 ジャスティン・トルドー首相来日レセプションへの参加
 - 5月30日 クリスティー・クラーク ブリティッシュ・コロンビア州首相との昼食会への参加
 - 11月28日 キャスリーン・ウィン オンタリオ州首相との昼食会および訪日レセプションへの参加
 - 1月12日 平成28年度在加公館長会議 日加経済関係フォーラムへの参加

(20) 日本・メコン地域経済委員会

i) 平成28年度総会兼第1回勉強会

5月24日 (57名)

a. 開会挨拶

日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一

b. 議事

共同委員長の交代について

委員異動一覧、委員・顧問名簿について

平成27年度事業報告(案)および平成27年度収支決算見込(案)について

平成28年度事業計画(案)および平成28年度収支予算(案)について

その他

c. 講演

「ミャンマー新政権の特徴と問題点」

大阪産業大学アジア共同体研究センター 名誉センター長

アジア経済研究所 名誉研究員

一般社団法人日本ミャンマー協会 理事

同協会ミャンマー総合研究所 所長 桐生 稔 氏

ii) 経済ミッション結団式

10月5日 (23名)

a. 開会挨拶

日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一

b. 講演

「ベトナム・カンボジア情勢と日越関係」

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 南東アジア第一課長 宮本 哲二 氏

「ベトナム・カンボジアの経済概況について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 岩田 泰 氏

c. 訪ベトナム・カンボジア経済ミッションについて

iii) 経済ミッション

10月16日～22日（23名）

訪問地：ベトナム社会主義共和国（ハノイ）/カンボジア王国（シェムリアップ、プノンペン）

iv) 第4回ベトナム計画投資省との協議会

10月18日（約80名）

a. 開会挨拶

ベトナム計画投資省 外国投資庁長官 ドー・ニャット・ホアン 氏
日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一

b. セッション1

「ベトナムにおけるビジネス環境整備上の課題について（日本企業の主要投資先国との比較から）」

日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一
ベトナム日本商工会 会長 柳井 泰司 氏

c. セッション2

「人材育成」

ベトナム日本商工会人材育成委員会 委員長 小林 裕一 氏
イトソーリューション&コンサルティング株式会社 代表取締役 伊藤 正 氏

d. 閉会

ベトナム計画投資省 副大臣 ダン・ファイ・ドン 氏
日本メコン地域経済委員会 共同委員長 猫島 明夫

v) 第12回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議 結団式

9月15日（29名）

a. 開会挨拶

b. 講演

「ミャンマーの政治・外交と日ミャンマー関係について」

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 南東アジア第一課長 宮本 哲二 氏

「ミャンマーの経済概況について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 岩田 泰 氏

c. 各社事業説明・政府への意見要望

d. 合同会議について

e. 閉会

vi) 第12回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

9月28日（82名）

a. 開会挨拶

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 小林 洋一
ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 テイン・ハン 氏

b. 祝辞・祝賀スピーチ

祝辞 日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

（代読）外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 審議官 滝崎 成樹 氏

祝賀スピーチ 駐日ミャンマー連邦共和国特命全権大使 トゥレイン・タン・ズイン 氏

c. 講演

「ミャンマー経済の現状と展望について」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務総長 カイン・カイン・ヌウェ 氏
「日ミャンマー両国間の人的交流の促進について」

国立大学法人 岡山大学 副理事 穴沢 一夫 氏

(一社) 海外産業人材育成協会 理事 下大澤 祐二 氏

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務総長 カイン・カイン・ヌウェ 氏
「ミャンマーにおける製造業、貿易、サービス業の可能性」

(株)大和総研 アジア事業開発グループ長 柏崎 重人 氏

鴻池運輸(株) 国際貨物部 担当課長 田中 康典 氏

王子ホールディングス(株) 取締役常務グループ経営委員 磯野 裕之 氏

d. 共同声明

e. 閉会挨拶

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 事務総長 モー・ミン・チョウ 氏

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 猫島 明夫

会議終了後、歓迎夕食会を開催

vii) 懇談会セミナー

- | | |
|-------------|--|
| 4月14日(200名) | ベトナム ドンナイ省投資セミナー |
| 4月22日(39名) | ベトナム イエンバイ省とのビジネス交流会 |
| 5月12日(56名) | ミャンマー国会議員団一行との懇談会 |
| 6月7日(154名) | ベトナム南部 投資環境・進出セミナー |
| 7月20日(204名) | 徹底解説セミナー ミャンマーの現状と今後のビジネスチャンスについて |
| 9月9日(27名) | ベトナム商工会議所視察団とのビジネス・ミーティング |
| 11月4日(103名) | メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム特別会合 |
| 11月4日(62名) | ミャンマー共和国アウン・サン・スー・チー国家顧問歓迎昼食会 |
| 3月7日(83名) | メコンビジネス最新事情セミナー(第1回)
「海外投資アンケートからみたメコン地域の現状と今後の見通し」 |
| 3月10日(76名) | メコンビジネス最新事情セミナー(第2回)
「ミャンマーのビジネス環境及び投資進出におけるリスク管理」 |
| 3月17日(94名) | メコンビジネス最新事情セミナー(第3回)
「メコン5か国の会社法及び投資法徹底比較—近年の改正状況を踏まえて」 |

viii) 表敬

- | | |
|--------|---|
| 7月19日 | グエン・バン・チュン ベトナム計画投資副大臣の小林洋一委員長表敬訪問 |
| 9月1日 | 小林洋一委員長のグエン・クオック・クオン駐日ベトナム大使表敬訪問 |
| 9月27日 | 小林洋一委員長のチア・キムター駐日カンボジア大使表敬訪問 |
| 10月6日 | 堀之内秀久駐カンボジア日本国特命全権大使の小林洋一委員長表敬訪問 |
| 10月28日 | 梅田邦夫駐ベトナム日本国特命全権大使の小林洋一委員長表敬訪問 |
| 11月4日 | ゾー・ミン・ウィンミャンマー商工会議所連合会会頭の三村会頭表敬 |
| 12月9日 | 小林洋一委員長のチョウ・ウィン ミャンマー計画・財務大臣表敬訪問 |
| 2月13日 | タン・ミン ミャンマー商業大臣の小林洋一委員長・石田日商・東商専務理事表敬訪問 |
| 2月23日 | トゥ・アウン・ミン ミャンマー商業省次官、ゾー・ミン・ウィン ミャン |

マー商工会議所

連合会会頭の三村会頭表敬訪問

ix) 日越大学構想推進への協力

- | | |
|------------|--|
| 5月11日(39名) | 第2回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会
小林洋一委員長、衣斐正宏共同委員長出席 |
| 6月17日(39名) | 第3回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会 |
| 8月2日(36名) | 第4回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会
小林洋一委員長、衣斐正宏前共同委員長出席 |
| 8月24日(48名) | 第2回総会、日越大学構想推進に関する有識者会議
小林洋一委員長、衣斐正宏前共同委員長出席 |
| 3月10日(38名) | 第5回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会 |

(21) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスを支援するため、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境および中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。(研究会登録メンバー数：426(3月末現在)。メールマガジン配信数：本年度15回、通算配信数192回)

12月には東商との共催で「中国拠点リストラ最新事情と法務対策セミナー」を開催した。

(22) 日韓商工会議所首脳会議

i) 第10回首脳会議

11月8日(23名)

日本側：10名

韓国側：13名

開催地：韓国／仁川

a. 開会挨拶

大韓商工会議所会長 朴 容晩

日本・東京商工会議所 会頭 三村 明夫

b. 議題1「両国の経済情勢」

(韓国側) 韓国経済のチャレンジ課題と今後の見通し

大韓商工会議所 副会長(釜山商工会議所 会長) 趙 成濟 氏

(日本側) 日本の経済情勢と展望

日本商工会議所 副会頭(仙台商工会議所 会頭) 鎌田 宏 氏

c. 議題2「両国の民間ビジネス協力」

(韓国側) 韓日未来新産業の協力

ソウル商工会議所 副会長(三星電子 社長) 朴 商鎮 氏

(日本側) 日韓の民間協力の現状と課題・展望～大阪の事例を中心に～

日本商工会議所 中小企業委員長(大阪商工会議所 副会頭) 西村 貞一 氏

d. 議題3「両国商工会議所の事業紹介」

(韓国側) 大韓商工会議所の最近の主な事業のご紹介

大韓商工会議所 副会頭(大邱商工会議所 会長) 陳 榮煥 氏

(日本側) 富良野市における地域活性化事業について

日本商工会議所 地域活性化副委員長 (富良野商工会議所 会頭) 荒木 毅 氏

e. 閉会挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 三村 明夫

大韓商工会議所 会長 朴 容晩

ii) 実務協議会

6月29日 (7名)

日本側: 4名

韓国側: 3名

開催地: 韓国/仁川

a. 第10回首脳会議等 (首脳会議、夕食会、昼食会) の全体日程・参加者について

b. 第10回首脳会議の議題について

3月8日 (7名)

日本側: 4名

韓国側: 3名

開催地: 富良野

a. 第11回首脳会議等 (首脳会議、夕食会、昼食会) の全体日程・参加者について

b. 第11回首脳会議の議題について

(23) 日本商工会議所と外務省との懇談会

7月24日 (外務省側出席者9名・日本商工会議所側9名)

a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

外務大臣 岸田 文雄 氏

b. 意見交換

c. 閉会

(24) アジア・大洋州地域大使との懇談会 (日本経済団体連合会との共催)

2月23日 (外務省側出席者23名・経済界側出席者36名)

a. 開会

(一社) 日本経済団体連合会 会長 榊原 定征 氏

b. 挨拶および大使紹介

外務省アジア大洋州局長 石兼 公博 氏

c. 各国情勢の説明

在韓国大使館特命全権大使 別所 浩郎 氏

在ベトナム大使館特命全権大使 深田 博史 氏

在インドネシア大使館特命全権大使 谷崎 泰明 氏

在タイ大使館特命全権大使 佐渡島 志郎 氏

在インド大使館特命全権大使 平松 賢司 氏

在ミャンマー大使館特命全権大使 樋口 建史 氏

- d. 懇談
- e. 閉会

日本商工会議所 特別顧問 釜 和明

(25) 使節団派遣訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション

- i) 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション連絡担当者事前打ち合わせ

12月14日 (27名)

- a. ミッションの準備状況について
- b. ミッション当日までのスケジュールについて

- ii) 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション結団式

1月16日 (56名)

- a. 開会挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 三村明夫

- b. 来賓ブリーフィング

「最近のベトナム・ミャンマー情勢と日・ミャンマー関係」

外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 審議官 滝崎 成樹 氏

「ベトナム・ミャンマーの経済情勢と日本との経済関係について」

経済産業省 通商政策局 通商機構部長 渡辺 哲也 氏

- c. 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッションについて

団長、副団長、顧問、事務総長について

日程等について

団費について

その他

- d. 閉会

- iii) 駐日ベトナム大使からのブリーフィング

1月11日 (15名)

- iv) 訪ベトナム・ミャンマー経済ミッション

1月22日～28日

メンバー三村明夫会頭 (団長)、上野孝日商副会頭・横浜商工会議所会頭 (以下、副団長)、佐々木隆日商特別顧問・東商副会頭、釜和明日商特別顧問・東商副会頭、伊東孝紳日商特別顧問・東商副会頭、朝田照男日商・東商特別顧問、石田徹日商・東商専務理事 (事務総長)

他、総勢95名

訪問先ベトナム (ハノイ)、ミャンマー (ヤンゴン、ネピドー)

内容

(ベトナム)

- a. グエン・スアン・フック首相表敬
- b. グエン・チー・ズン計画投資大臣表敬
- c. 日越経済ダイアログ

1月24日 (200名)

挨拶

ベトナム商工会議所 会頭 ヴ・ティエン・ロック氏
日本・東京商工会議所 会頭 三村 明夫
ハノイ市人民委員会 委員長 グエン・ドゥック・チュン氏
クアンニン省人民委員会 副委員長 グエン・ヴァン・タイン氏
ビンフック省人民委員会 副委員長 レー・ズイ・タイン氏
タインホア省人民委員会 副委員長 レー・ティ・ティン氏

セッション1 「中小企業支援・人材育成」

ベトナム商工会議所 事務総長 ファム・ティ・トゥ・ハン氏
日本メコン地域経済委員会共同委員長 猫島 明夫

セッション2 「経済統合」

ベトナム商工会議所 法務部副部長 兼 WTOセンター所長グエン・ティ・トゥ・チャン氏
ASEAN・日本経済協議会日本委員会 副会長 大森 一夫

閉会・記念品交換

d. 現地事情ブリーフィング

駐ベトナム社会主義共和国日本国特命全権大使 梅田 邦夫 氏
ベトナム日本商工会会長 柳井 泰司 氏

e. 梅田邦夫駐ベトナム日本国大使主催夕食会

(ミャンマー)

- a. アウン・サン・スー・チー国家最高顧問表敬
- b. テイン・チョウ大統領表敬
- c. チョウ・ウイン計画財務大臣表敬
- d. ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会との経済ダイアログ

1月26日(207名)

挨拶

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 会頭 ゴー・ミン・ウイン 氏
日本・東京商工会議所 会頭 三村 明夫

セッション1 「農業・食品」

「2016年以降のミャンマーにおける農業活性化」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 副会頭 シェ・ミン・アウン 氏
「ミャンマーにおける双日のビジネス展開」

双日(株) 代表取締役副会長 原 大 氏

セッション2 「インフラ」

「インフラ：ミャンマーの経済成長に向けた促進施策」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 エグゼクティブ・メンバー アウン・トゥラ氏
「ミャンマーでの金融インフラ整備」

(株)大和総研 専務取締役 小菅 栄修 氏

セッション3 「人材育成」

「ミャンマーでの民間企業発展に向けた人的資本の形成」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務総長 カイン・カイン・ヌエ氏
「ミャンマー航空業界の更なるレベルアップに向けて」

ANA ホールディングス(株) アジア戦略部 上席執行役員 芝田 浩二 氏
閉会・記念品交換

e. 現地事情ブリーフィング

ミャンマー連邦共和国日本国特命全権大使 樋口 建史 氏

ミャンマー日本商工会議所 会頭 隅 良太郎 氏

f. ティラワ経済特区視察

g. 樋口建史駐ミャンマー日本国大使主催夕食会

v) 駐日ベトナム大使とのフォローアップミーティング

1月11日 (15名)

(26) 訪ウズベキスタン現地事業視察団

2月27日～3月4日 (9名)

訪問地：ウズベキスタン (タシケント市、サマルカンド市)

団長：東京商工会議所議員 小池 隆彦 氏

内容：

i) 表敬訪問

a. アジズ・アブドゥハキーモフ労働大臣への表敬訪問 (2月28日)

b. アンバール・シャラポフ・ウズベキスタン国家観光開発委員会委員長 (3月3日)

c. ダダハノバ・ナジーラ・ウズベキスタン商工会議所副会頭への表敬訪問 (2月28日)

d. 伊藤伸彰駐ウズベキスタン日本大使主催ブリーフィング兼昼食会 (2月28日)

ii) 視察

a. 労働省対外労働移民庁ならびに同庁対外労働者研修施設 (2月28日)

b. 日本向け技能実習生訓練センター予定地 (2月28日)

c. ウズテックス社 (紡績工場) (3月3日)

d. サム・オート社 (伊藤忠商事・いすゞ出資のバス・トラック工場) (3月1日)

e. サマルカンド職業訓練学校 (3月2日)

f. サマルカンド市内公営分譲アパート建設現場 (3月2日)

iii) 夕食会

ウズベキスタン労働省主催タンジーラ・カマーロフ副首相・アブドゥハキーモフ労働大臣・シャイー
ホフ・ウズベキスタン商工会議所会頭出席の夕食会への参加 (2月28日)

2. レセプション・懇談会等

開催日	内 容
4月10日	日本・カナダ商工会議所協議会榎田会長とカナダ商工会議所ビーティー会頭の面談
4月12日	糸井清在ペナン総領事館総領事長の佐々木幹夫日本マレーシア経済協議会会長表敬
4月20日	クリストファー・ラフルアー 在日米商工会議所会頭の三村会頭表敬
4月22日	横井裕 新駐中国大使の三村会頭表敬訪問
4月22日	早野均 住友林業副社長とカナダ商工会議所ビーティー会頭の面談
4月25日	チャム・ウガラ・ウリヤトゥ 駐日エチオピア大使による石田専務表敬
5月10日	福嶋教輝駐亜大使と久貝卓常務の懇談
5月13日	ウズベキスタン共和国アブドゥハキモフ労働大臣の石田専務理事表敬
5月13日	木寺昌人駐フランス日本大使による三村会頭表敬
5月18日	シャーリー・ヨン香港特別行政区政府駐東京経済貿易代表部首席代表の三村会頭表敬
5月31日	本田悦朗 駐スイス国日本大使による三村会頭表敬
6月6日	徐兵 中国対外貿易中心副総裁の赤木国際部長表敬
6月14日	柳興洙 駐日韓国大使の三村会頭への離任前ご挨拶
6月21日	ミロス・ペトロヴィク セルビア共和国セルビア開発庁長官との懇談（事務局対応）
6月29日	ゾマホン・ドスー・シール・ルフィン ベナン共和国特命全権大使との懇談（事務局対応）
7月14日	山中伸一 駐ブルガリア日本大使の三村会頭表敬
8月1日	曾小華 中国広西壮族自治区投資促進局巡視員の赤木国際部長表敬
8月23日	別所浩郎 国際連合日本政府常駐代表の三村会頭表敬
9月5日	林景一 前駐英国日本大使の三村会頭表敬
9月6日	李俊揆 駐日韓国大使の三村会頭表敬
9月9日	タジキスタン共和国ザリフィ駐日大使の石田専務理事表敬
9月12日	謝長廷 台北駐日経済文化代表処代表の三村会頭表敬
10月3日	テキサス州訪日使節団との懇談会
10月13日	鶴岡公二 駐英国日本大使の三村会頭表敬
10月14日	エンタープライズ・リトアニア長官との懇談（事務局対応）
10月18日	竹若シドニー総領事の三村会頭表敬
10月19日	劉亜軍 駐日中国大使館経済商務公使の三村会頭表敬
11月4日	ゾー・ミン・ウィンミャンマー商工会議所連合会会頭の三村会頭表敬
11月7日	三村会頭と長嶺駐韓日本大使との懇談会（於：韓国／仁川）
11月21日	ピエール＝アントワーヌ・ガイイ 日仏経済交流委員会会長（パリ・イルドフランス地方商工会議所 名誉会頭）の三村会頭表敬
11月30日	小和田恆国際司法裁判所裁判官と UN Foundation 一行の三村会頭表敬
11月30日	国賓シンガポール国大統領夫妻のための宮中晩餐への三村会頭の出席
12月1日	高岡正人 在モンゴル日本大使の三村会頭表敬
12月7日	ゴラムホセイン・シャフェイ イラン商工鉱業農業会議所会頭の石田専務表敬

12月16日	ジェイソン・P・ハイランド駐日米国首席公使・臨時代理大使の三村会頭表敬
1月5日	日本・カナダ商工会議所協議会榎田会長とロバート・ノールト カナダ下院議員との懇談会
1月11日	グエン・クオック・クオン 駐日ベトナム大使への三村会頭表敬
1月12日	平成28年度在加公館長会議 日加経済関係フォーラムへの参加
2月8日	金杉外務省アジア大洋州局長の三村会頭表敬
2月15日	鶴岡公二 駐英国日本大使の三村会頭表敬
2月17日	宋耀明 駐日中国大使館経済商務公使の三村会頭表敬
2月17日	大江博 OECD 日本政府代表部大使による三村会頭表敬
2月20日	ナビンドラ・ラージ・ジョシ ネパール産業大臣との懇談（事務局対応）
2月21日	グエン・クオック・クオン 駐日ベトナム大使への三村会頭訪問
2月23日	トゥ・アウン・ミンミャンマー商業省次官、ゾー・ミン・ウィンミャンマー商工会議所連合会会頭の三村会頭表敬
3月13日	草賀駐豪大使の三村会頭表敬
3月13日	ジャンニ・マイバーグ 南アフリカ共和国 ケープ商工会議所会頭との懇談（事務局対応）
3月21日	韓永日 天津経済技術開発区日本事務所首席代表の赤木国際部長表敬
3月23日	デイビッド・ジャラガニア ジョージア外務副大臣との懇談（事務局対応）
3月31日	カザフスタン共和国バオダレベック駐日大使の三村会頭表敬
3月31日	谷崎泰明前インドネシア大使・石井正文インドネシア大使の三村会頭表敬

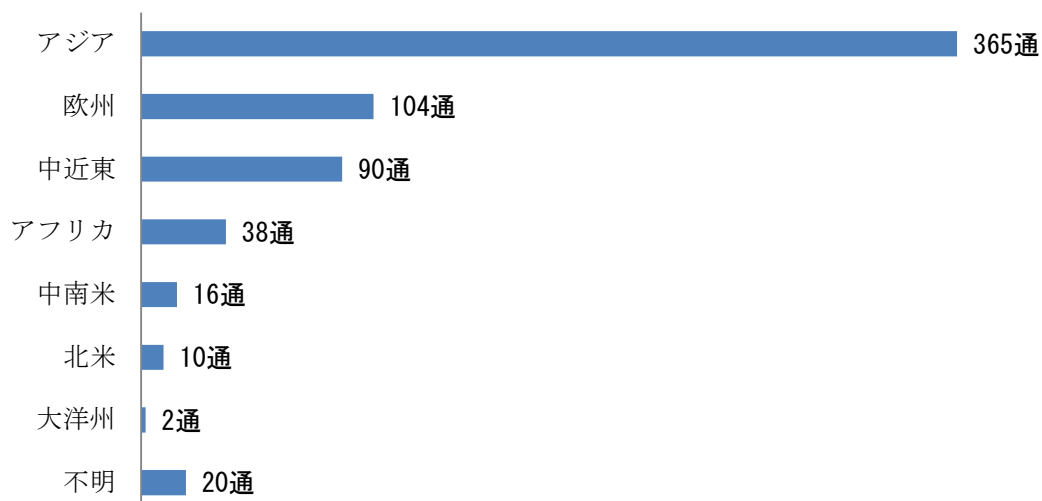
3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った。

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの当所ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの地域別内訳は次のとおり。

・地域別内訳



計 645 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（348 件）

－日本からの輸入希望－

	アジア	欧州	中近東	アフリカ	中南米	北米	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器			2	1	1				4
輸送用機器・部品	5	2		2	1				10
光学・精密器・医療機器	1	2	1					1	5
一般機械	2	1						1	4
鉄鋼・金属製品	3								3
化学製品・医薬品	2	1	1		1				5
繊維製品	2		1	1					4
皮革・ゴム製品	2		1						3
食料品・香辛料	2	1		1					4
宝飾品・雑貨				1					1
事務用品		1							1
その他	1	1	1		1	1			5
合計	20	9	7	6	4	1	0	2	49

－日本への輸出希望－

	アジア	欧州	中近東	アフリカ	中南米	北米	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器	1		2						3
輸送用機器・部品	2	1	1						4
光学・精密器・医療機器	1	1	1						3
一般機械	3	2	1						6
鉄鋼・金属製品	4	1	7					1	13
化学製品・医薬品	10	6	3	1		1			21
繊維製品	25	1	6		1		1		34
皮革・ゴム製品	3		2						5
木材・紙・パルプ	1	3	2	2	1			1	10
プラスチック・合成樹脂	1	3	2						6
セメント・土石・ガラス・窯業製品	2			2					4
食料品・香辛料	23	8	5	2	3	1		2	44
宝飾品・雑貨	2	1							3
運動用具	2								2
その他	1	1				1			3
合計	81	28	32	7	5	3	1	4	161

－その他の照会－

	AF	AS	EU	ME	NA	OC	SA	不明	合計
合併	2			1				1	4
投資		9	2	1					12
会社照会	1	5	1	1				2	10
技術協力	1	2		2					5
フェア	1	11	3	5			1		21
クレーム	1	2	1			1		1	6
入札	2	3	2	1					8
会社PR	3	12	8	3	1		2	3	33
就職		1						1	2
統計			2						2
トレーニング、セミナー等、その他		4	20	8	1			1	34
その他			1						1
合計	11	49	40	22	2	1	3	9	138

(2) 貿易証明業務

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給

10月3日にさいたま事務所を開設し、札幌、仙台、黒部、金沢、さいたま、千葉、東京、横浜、浜松、静岡、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、岡山、広島、福山、高松、福岡、北九州の各地商工会議所内（25ヵ所）に設置した日商の特定原産地証明書発給事務所において特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会を、各地商工会議所と協力して開催した。

なお、説明会の開催状況、ならびに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続き説明会

No.	期 日	開催地	No.	期 日	開催地
1	平成28年 4月25日	北九州	11	平成28年11月17日	北九州
2	平成28年 5月13日	下関	12	平成28年11月25日	岡崎
3	平成28年 5月27日	名古屋	13	平成28年12月13日	東京
4	平成28年 7月29日	横浜	14	平成28年12月15日	東京
5	平成28年 8月 8日	東京	15	平成29年 1月20日	名古屋
6	平成28年 8月23日	福岡	16	平成29年 1月26日	さいたま
7	平成28年 9月26日	さいたま	17	平成29年 2月17日	金沢
8	平成28年10月 6日	岡山	18	平成29年 2月20日	福岡
9	平成28年10月13日	広島	19	平成29年 3月 6日	京都
10	平成28年10月26日	福岡			

○特定原産地証明書発給件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
日メキシコ（平成17年4月発効）	6,035	5,241	5,058	6,378	8,006	8,554	10,395
日マレーシア（平成18年7月発効）	8,349	9,228	11,289	13,552	14,593	15,663	17,370
日チリ（平成19年9月発効）	4,788	4,356	4,695	4,310	3,948	4,102	3,850
日タイ（平成19年11月発効）	44,132	47,161	58,961	66,469	70,877	80,367	89,645
日インドネシア（平成20年7月発効）	23,672	30,096	33,914	41,464	45,626	45,894	52,428
日ブルネイ（平成20年7月発効）	13	30	21	36	32	39	35
日アセアン（平成20年12月発効）	4,490	4,653	5,288	7,575	9,344	12,644	15,078
日フィリピン（平成20年12月発効）	4,255	4,457	5,575	6,216	6,475	7,344	8,140
日スイス（平成21年9月1日発効）	3,065	3,507	3,557	3,081	3,796	4,118	4,290
日ベトナム（平成21年10月1日発効）	2,294	2,749	4,572	7,026	9,819	13,163	16,918
日インド（平成23年8月1日発効）		7,696	19,822	26,147	32,366	37,831	42,864
日ペルー（平成24年3月1日発効）		5	468	1,115	857	832	816
日オーストラリア（平成27年1月15日発効）					569	3,866	4,584
日モンゴル（平成28年6月7日発効）							284
計	101,093	119,174	153,220	183,369	206,308	234,417	266,697

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に係る事項については、国際経済委員会のもとに設置された「貿易関係証明専門委員会」、同専門委員会のもとに設置された「特定原産地証明に関する研究会」で審議・検討した。

【地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援】

1. 大学等との連携による人材育成支援事業の推進

企業、大学等と連携し、就職力、実務能力の向上を目的に、日商簿記、日商 PC、日商ビジネス英語の各検定の受験対策講座を開講し、368 名（簿記 203 名、PC156 名、ビジネス英語 9 名）が受講した。詳細は次のとおり。

企業・学校等	検定名・級	受講期間	受講者数（人）	合格者数（人）	対象者
株式会社リクルートスタッフフィンダ	簿記検定 3 級	平成28年 5月11日～ 5月28日（全6 回）	74	19	派遣スタッフ
		平成28年 10月1日～ 10月22日（全6 回）	64	19	
		平成29年 1月10日～ 2月4日（全6 回）	65	23	
東京経営短期 大学	PC 検定 （文書作成） 3 級	平成28年 8月8日～10日	10	9	同大学の学生
	PC 検定 （データ活用） 3 級			2	
	PC 検定 （プレゼン資料 作成） 3 級			10	
	PC 検定 （文書作成） 3 級	平成29年 1 月 17 日	19	2	
	PC 検定 （文書作成） Basic		14		
拓殖大学	PC 検定 （文書作成） 3 級	平成28年 8月22日～26日	13	13	同大学の学生
	PC 検定 （データ活用） 3 級			13	
	PC 検定 （プレゼン資料 作成） 3 級			13	
川越しごと支 援センター・尚 美学園大学	PC 検定 （文書作成） 3 級	平成28年 9月8日～9日	22	16	求職者、同大学 の学生
	PC 検定 （プレゼン資料 作成） 3 級			15	

	PC 検定 (文書作成) 3 級	平成 29 年 2 月 2 4 日	11	10	
	PC 検定 (プレゼン資料 作成) 3 級			8	
大正大学	PC 検定 (文書作成) 3 級	平成 28 年 9 月 12 日～15 日	35	34	同大学の学生
	PC 検定 (データ活用) 3 級			34	
	PC 検定 (プレゼン資料 作成) 3 級			34	
神奈川大学	ビジネス英語 3 級	平成28年 10月29日～ 12月10日(全 7回)	9	6	社会人
城西大学	PC 検定 (データ活用) Basic	平成29年2月10 日	46	37	同大学の学生

【ネットワークを最大限に活用した「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進】

1. 1級販売士資格更新講習会

リテールマーケティング（販売士）検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は当所主催で開催している（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

平成28年度の開催地、受講者数等は下表のとおり。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京A	平成28年11月28日（月）	日精ホール	176名
大阪A	平成28年12月9日（金）	大阪商工会議所	97名
福岡	平成29年1月13日（金）	福岡商工会議所	57名
大阪B	平成29年1月23日（月）	大阪商工会議所	67名
東京B	平成29年1月28日（土）	日精ホール	180名
合計			577名

※平成28年度の1級資格更新対象者数（有効期間が平成29年3月31日で満了）は1,013名。

なお、1級の「資格更新通信教育講座」は、（一社）公開経営指導協会で行っており、216名が受講した。

2. DCプランナー資格更新研修会

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新研修会（1級のみ）」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新研修会」は当所主催で開催している。また、1級と2級の「資格更新通信教育講座」は、㈱きんざいで行っている。

平成28年度の受講者数等は下表のとおり。

	更新方法	開催日	受講者数
1級	資格更新研修会	11月3日	98名
		11月12日	96名
		(小計)	(194名)
	資格更新通信教育講座	10月	851名
1級受講者合計			1,045名
2級	資格更新通信教育講座	10月（第1次募集）	541名
		平成29年1月（第2次募集）	376名
		平成29年4月（第3次募集）	93名
	2級受講者合計		
合計			2,055名

※平成28年度の資格更新対象者数（有効期間が平成29年3月31日で満了）は1級1,166名、2級1,316名。

3. 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業

当所では、平成 20 年度から、厚生労働省の標記事業を受託している（平成 28 年度より、従来の「ジョブ・カード制度推進事業」から名称変更）。本事業の推進する組織として、平成 28 年度も、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 111 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（64 カ所）を設置し、ジョブ・カード制度に賛同する企業（ジョブ・カード普及サポーター企業）を開拓・登録するとともに、職業訓練の実施を希望する企業に対しては、実施するための訓練計画の作成支援を中心とした事業を実施。併せて、ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価（職業能力評価制度）とキャリア・コンサルティングを実施（セルフ・キャリアドック制度）する企業に対する支援業務に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、827 回の企業に対する説明会（参加者数：15,235 人）と 2,839 回の訓練の指導と職業能力評価の担当者を対象とした講習会（参加者数：3,619 人）などを実施して企業を支援したほか、会報とホームページ、地元新聞、リーフレット、チラシ、ポスターなどの各種の広報媒体を活用した PR 活動を展開した。

このような活動の結果、地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局長（または、厚生労働大臣）に確認（または認定）された企業（確認済・認定企業）は、北海道から沖縄県までの全ての都道府県にわたり、ジョブ・カード普及サポーター企業数は 26,425 社、職業訓練を実施するための訓練計画の確認済・認定企業等数（職業能力評価制度とセルフ・キャリアドック制度の認定企業数を含む）は 11,893 社、いずれも、97%が中小企業）となった。当所の事業計画に盛り込んだジョブ・カード普及サポーター企業数の年間目標（19,000 社以上）と職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業等数の年間目標（10,000 社以上）を大きく上回っている。

また、職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業（8,892 社）のうち、2,958 社が職業訓練を終了し、訓練修了者は 3,983 人となった。この訓練修了者のうち、3,102 人が正規雇用に結びついており、正規雇用率は 80%にのぼっている。このように、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、中小企業に対する雇用支援だけではなく、若年層の非正規労働者（訓練生の 76%が 35 歳未満）の正規雇用の促進に貢献している。

<地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧>

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	釧路	滋賀県	滋賀県連	長浜
青森県	八戸	青森	京都府	京都	福知山
岩手県	盛岡	宮古、北上	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
宮城県	仙台	気仙沼	兵庫県	神戸	姫路、豊岡
秋田県	秋田	大館、横手	奈良県	奈良	(設置せず)
山形県	山形	(設置せず)	和歌山県	和歌山	(設置せず)
福島県	福島	(設置せず)	鳥取県	鳥取	米子
新潟県	新潟県連	上越	島根県	松江	浜田、出雲
富山県	富山	(設置せず)	岡山県	岡山	倉敷、津山
石川県	金沢	(設置せず)	広島県	広島	(設置せず)
長野県	松本	上田、長野、飯田、伊那	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山
茨城県	水戸	結城	徳島県	徳島	小松島
栃木県	宇都宮	足利、日光	香川県	高松	(設置せず)
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	愛媛県	松山	新居浜
埼玉県	埼玉県連	川越、熊谷、春日部	高知県	高知	須崎、土佐清水
千葉県	千葉	柏	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚
東京都	東京	八王子、立川、むさし府中、町田	佐賀県	佐賀	鹿島
神奈川県	横須賀	横浜、藤沢、相模原	長崎県	長崎	(設置せず)
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	浜松、沼津、富士	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	美濃加茂	(設置せず)	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、豊川、春日井	鹿児島県	鹿児島	鹿屋
三重県	四日市	(設置せず)	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島
福井県	敦賀	武生、勝山	合計	47カ所	64カ所

<ジョブ・カード普及サポーター企業数、訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数、就労状況>

ジョブ・カード普及サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)					
			正社員数(人)		非正規雇用者数(人)	訓練実施企業で採用検討中(人)	求職中(人)	
			訓練実施企業	他の企業				
26,425	8,892	2,958	3,983	3,100	2	814	0	67
				合計	3,102			

[参考] ジョブ・カード普及サポーター企業数、訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数、就労状況(平成20年度からの平成28年度までの累計)

ジョブ・カード普及サポーター企業数(社)	確認済・認定企業数(社)	訓練終了企業数(社)	訓練修了者数(人)					
			正社員数(人)		非正規雇用者数(人)	訓練実施企業で採用検討中(人)	求職中(人)	
			訓練実施企業	他の企業				
149,970	76,305	43,124	67,395	53,924	124	10,593	0	2,754
				合計	54,048			

4. 保険事業

各地商工会議所で実施している共済事業は、会員サービス事業の大きな柱であることから、商工会議所運営に欠かせない重要な事業である。また、保険事業も共済事業と同様に会員サービス事業の大きな柱であるが、とりわけ新規会員の獲得に有効な事業である。こうしたことから、両制度への加入推進を515商工会議所で展開するため、機関誌「石垣」、機関紙「会議所ニュース」のほか、全国紙への広告掲載などを積極的に実施した。

平成28年度は7月から新たに、事業者の業務遂行時の様々なリスクにトータルで対応する「全国商工会議所ビジネス総合保険制度(総合補償型)」を開始し、初年度で2万件を突破した(一部保険会社においては、平成28年3月に、賠償責任の補償に限定した「賠償補償型」を制度開始)。

その他に、海外での知財係争リスクの高まりを受け、進出先で現地企業から訴えられた場合等の備えとして、海外知財訴訟費用補償保険制度を平成28年7月にスタートさせた。この保険は、特許庁の補助を受け、中小企業を対象に保険掛金の半分が補助されるもので、中小企業海外PL保険制度や輸出取引信用保険制度と合わせ中小企業の海外展開を総合的にサポートするプランとなっている。

<各地商工会議所会員向け保険制度>

(1) 日商・情報漏えい賠償責任保険制度

本保険制度は、商工会議所の会員事業者を対象にしたもので、個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報漏えいにより、会員事業者が損害賠償請求され法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われる。個人情報だけでなく法人情報の漏えいにより、損害

賠償が生じた場合でも保険金が支払われる他、特約をつけることで、お詫び状作成費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品費用等の情報漏えい事故対応のために要した費用をカバーすることが可能。

マイナンバー制度の導入等企業においては厳格に管理すべき情報が増加する一方で、サイバー攻撃など情報流出の危険性は急速に高まっており、本保険に対する企業のニーズは今後も高まることが想定される。

なお、29年2月末で2損害保険会社（朝日火災海上、現代海上火災）が同保険の取り扱いを中止したため、29年3月始期分からの引受保険会社は、6社（あいおいニッセイ同和、共栄火災海上、損害保険ジャパン日本興亜、大同火災海上、東京海上日動火災、三井住友海上火災）となっている。

平成27年度および平成28年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
1,783件	1,751件	255,759,730円	252,279,680円

(2) PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」「中小企業海外 PL 保険制度」の3制度の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」「石垣」等への広告および記事掲載を通じて情報提供を行った。

平成28年度の加入状況を見ると「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」とも減少した。これは、7月からスタートした PL 保険を含んだ総合保障型の保険「全国商工会議所ビジネス総合保険制度」への移行などの原因が考えられる。

また、輸出関連中小企業等の海外での PL 事故を補償する「中小企業海外 PL 保険制度」は、近年の企業の海外進出の進展（輸出増）等を背景に、加入件数・保険料とも前年度を大きく上回る結果となった。

平成27年度および平成28年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
中小企業 PL 保険制度	34,238件	31,729件	2,607,847,238円	2,469,644,302円
全国商工会議所 PL 団体保険制度 (中堅・大企業向)	62件	60件	39,403,760円	36,076,270円
全国商工会議所中小企業海外 PL 保険制度	439件	711件	155,783,670円	260,810,390円

(3) 業務災害補償プラン

平成 22 年 10 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、就業中（通勤途上含む）に「ケガ」をした場合に必要となる費用（死亡・後遺障害、入通院、遺族への補償、葬祭費用等）や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金（慰謝料等）や争訟費用（弁護士費用等）も保険金の対象となることから、従業員の福利厚生の実充および企業経営の安定等に役立つ制度として浸透しつつある。また、商工会議所ならではのスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できることから、各地商工会議所における新規会員獲得のツールとして貢献していることを受け、全国 493 商工会議所（95.3%）で加入がみられ、加入件数は、前年度から約 9,718 件増加し、6 万 6,673 件を突破した。

本プランの取り扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和の 4 社である。

平成 27 年度および平成 28 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
56,955,490 47件	66,673件	16,695,141,585円	19,825,650,614円

(4) 休業補償プラン

平成 9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、従業員や経営者がケガや病気で就業不能となった場合の所得を補償する保険であり、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特長を有し、中小企業における従業員の福利厚生支援策として、広く全国の会員事業所に定着している。

加入件数と保険料は、近年減少傾向が続いている。「業務災害補償プラン」と合わせて加入の案内を行う保険会社が増えているおり、次第に浸透し始めていることから、ともに下げ止まりの兆しがみられる。本プランの取り扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和の 4 社である。

平成 27 年度および平成 28 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
19,833 件	20,278件	776,014,501円	801,784,342円

(5) ビジネス総合保険制度

本保険制度は、平成 28 年 7 月に創設され、賠償責任（PL、リコール、情報漏えい、施設、業務遂行等）リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化して加入できる保険。商工会議所ならではのスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できることから、各地商工会議所における新規会員獲得のツールとして貢献していることを受け、全国 504 商工会議所（97.8%）で加

入がみられ、加入件数は、初年度で2万件を突破した。

本保険制度の取り扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和の4社である。

平成28年度の本保険制度の加入件数および保険料（契約ベース）は、次のとおり。

加入件数	保険料
21,052件	8,088,136,000円

(6) 海外知財訴訟費用保険制度

海外での知的財産権の侵害訴訟件数が増加しており、日本企業が知財係争に巻き込まれるリスクが高まっている状況に対応するため、アジア地域において損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申し立てを受けた際に応訴する費用を補償するため、平成28年7月に創設した。本保険では、特に中小企業の加入促進を促す観点から、中小企業が加入する場合には掛金の2分の1が補助される。

本保険制度の取り扱い損保会社は、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、三井住友海上の3社である。

平成28年度の本保険制度の加入件数および保険料（契約ベース）は、次のとおり。

加入件数	保険料
10件	2,556,030円

(7) 各地商工会議所への制度普及費について

上記(1)～(5)の各保険制度は「団体保険」であることから、その保険料の集金は、保険会社との契約団体である当所が保険会社に代わって実施しており（集金代行）、取扱保険会社との契約により保険料の5%（休業補償プラン、ビジネス総合保険は3%）を「集金事務費」収入としている。

当所では、この「集金事務費」の一定割合を各地商工会議所における制度普及（PR等）にご活用いただくため「制度普及費」として、毎年度加入実績に応じて取扱い商工会議所に支払っている。

特に、「業務災害補償プラン」においては、前年度比で加入件数・保険料とも大幅に増加している（上記(3)ご参照）ことから、支払額は前年度比で1億4千193万円増加した。

平成27年度と平成28年度の支払会議所数と支払額（総額）は、次のとおり。

年度 制度名等	支払会議所数		支払額		支払差額 ②－①
	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度 ①	平成 28年度 ②	
情報漏えい賠償責任 保険制度	317	309	11,062,383円	11,029,233円	－33,150円
PL保険制度 (中小PL、中堅・大PL、海外PLの3制度合計)	514	515	118,698,775円	116,283,896円	－2,414,879円

輸出取引信用 保険制度	2	2	52,124	66,886 円	14,762 円
業務災害 補償プラン	480	488	695,221,529 円	837,151,230 円	141,929,701 円
休業補償 プラン	418	415	26,174,562 円	27,050,983 円	876,421 円
ビジネス総合 保険	-	504	-	54,020,241 円	54,020,241 円
合計金額			851,209,373 円	円	円

<各地商工会議所向け保険制度>

(1) 商工会議所向け情報漏えい賠償共済制度

本共済制度は、各地商工会議所等において、万一、情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。加入件数は、前年度比で 18 件増加した。

平成 27 年度および平成 28 年度の本共済制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
355件	373件	17,228,230円	18,706,640円

(2) 商工会議所向け業務災害補償プラン

「会員事業者へのサービスの充実」を目的として、平成 22 年度に「会員向け業務災害補償プラン」を創設したが、加入件数は、平成 28 年度実績で 64,000 件を超えるなど導入商工会議所のご協力のもと順調に推移している。こうした状況もあり、各地商工会議所から“商工会議所”向けの「業務災害補償プラン」の創設を求める声が寄せられており、「商工会議所会員向け業務災害補償プラン」の提案会社である東京海上日動火災保険株式会社を引き受け保険会社とする「商工会議所向け業務災害補償プラン」を、平成 24 年 10 月 1 日に創設し、本年度は 5 年度目となる。加入件数は前年度比で 3 件増加した。

平成 27 年度および平成 28 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成27年度
21件	24件	5,393,310円	5,144,660円

(3) 商工会議所イベント保険団体制度

商工会議所は、各地域の中核を担う立場から、地域活性化などを目的として様々なイベント等の事業を開催しているが、近年、自然災害（地震、竜巻、落雷、ゲリラ豪雨等）や人為的脅威（大量の観客による事故、危険な観客、経験や技能不足による怪我等）から生じるリスクが急激に高まっている。

また、事故が発生した場合（予期せぬ事故含む）、事業実施側に安全配慮義務違反等があり、参加者が怪我を被るようなことがあれば、被害者から民事上の損害賠償責任のほか、刑事責任が問われる可能性があることから、商工会議所が安全かつ安定的に事業を実施するには「リスクマネジメント」と「リスクファイナンス」の備えが必要となる。

上記のようなことから、当所では、各地商工会議所からの要請に基づき、商工会議所が地域の中核として、安心かつ安定的にイベント等の事業を実施・運営できるよう、商工会議所の事業の実態に即した使い勝手の良いそして包括的な商工会議所独自の保険制度「商工会議所イベント保険団体制度」を平成26年4月に創設した。今年度は3年度目となる。加入件数は前年度比で3件増加した。

平成27年度および平成28年度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
302件	305件	62,438,730円	65,433,748円

5. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

①「会議所ニュース」（新聞型）

創刊 昭和28年4月（平成29年3月現在通算2,565号）

サイズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ページ 平均6ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）、平成28年度発行回数32回（うちカラー版32回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

②「月刊石垣」（雑誌型）

創刊 昭和55年6月（平成29年3月通算442号）

サイズ 変型A4判

ページ 平均64ページ

発行頻度 月刊（毎月10日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月7本

利用商工会議所数：341商工会議所（平成29年3月現在）

④「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：60回 利用人数：1,133人（平成29年3月現在）

⑤「商工会議所CM」

◆商工会議所の認知度を高めるため、日商が平成24年10月に作成した全国共通で利用できるCMコンテンツ。各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会あてに提供。

◆「魅力を伝える・つなげる篇」（15秒）、「ビジネスはもっと繋がる篇」（15秒）の2パターン

◆作成時より 55 商工会議所、1 県商工会議所連合会が活用（平成 29 年 3 月現在）
 <活用例>TVCM、デジタルサイネージ、会員拡大セミナー等の各種イベント時など

(2) 記者会見

① 定例会頭記者会見

4 月 2 日（20 名）	景気認識/賃上げ/解雇の金銭解決/AIIB（アジアインフラ投資銀行）/設備投資
4 月 16 日（16 名）	エネルギー問題/賃上げ・取引価格の適正化/TPP/民間企業の設備投資/株価の中小企業への影響
5 月 14 日（9 名）	安保関連法制/財政健全化計画/中小企業数の減少/シャープ株式会社の減資について/日韓関係/温室効果ガス削減国際枠組み交渉
5 月 27 日（18 名）	経済団体訪中団/株価・為替水準/賃上げ/景気動向/消費税の複数税率導入について/新銀行東京と東京 TY フィナンシャルグループの経営統合/政府の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）/川内原発の再稼働/新国立競技場建設問題
6 月 5 日（18 名）	日本創成会議提言（地方移住）/ドイツ G 7 サミットでの温室効果ガス削減目標の公表/企業の設備投資/為替動向/日本年金機構個人情報漏えい問題/マイナンバー制度/原油価格の下落/骨太方針 2015/安保関連法制/労働者派遣法改正案
6 月 18 日（15 名）	アベノミクスの地域経済への波及/群馬県経済に関する認識/東京商工会議所個人情報漏えい問題/改正電気事業法成立/労働者派遣法改正/企業経営/ギリシャ問題/骨太の方針
7 月 2 日（19 名）	ギリシャ情勢/春季労使交渉/民法改正/新卒採用/財政健全化/為替水準/自民党代議士の発言/配偶者控除の見直し
7 月 15 日（15 名）	夏季政策懇談会/地方創生/中国経済/イランの核協議合意/新国立競技場/安保関連法案の衆院特別委員会での採決/所得税改革/人口減少問題への対応/就職・採用活動開始時期
8 月 31 日（19 名）	国内外の経済情勢/就職・採用活動/人手不足問題/東芝の不適切会計問題/戦後賠償/マイナンバー制度
9 月 16 日（17 名）	消費税軽減税率/安全保障関連法案/就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/景気動向/経済対策/中国経済/豪雨災害
10 月 1 日（18 名）	日銀短観/安倍首相の経済政策/追加金融緩和・財政出動/就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/防衛装備庁/企業献金/TPP 閣僚会合
10 月 15 日（23 名）	就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/消費税軽減税率/官民対話
11 月 10 日（18 名）	就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/官民対話（賃上げ・設備投資）/TPP
11 月 19 日（17 名）	消費税軽減税率/フランスにおけるテロの日本経済への影響/就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/環太平洋パートナーシップ（TPP）協定/GDP 成長率/法人税減税/中村専務理事退任挨拶
12 月 3 日（18 名）	法人税減税・外形標準課税/消費税軽減税率/賃上げ/設備投資
12 月 17 日（16 名）	要望「混乱なく消費税の軽減税率を導入するため、政府・与党が取り組む

- べき対策について」/米国の利上げ/今年1年を振り返って/消費税軽減税率/ASEAN 共同体/夫婦別姓/東京の再開発/政治と経済の関係/産経新聞前ソウル支局長の裁判
- 1月14日（16名） 株価下落/賃上げ/厚生年金の未加入事業所/中国の対日貿易/原子力発電所の再稼働/原油価格の下落/機械受注統計結果・設備投資の動向/消費税率の引き上げ/中国経済
- 1月22日（15名） 株価下落/日銀の金融緩和/中国経済/春季労使交渉/イランに対する経済制裁解除/甘利経済再生担当大臣の政治資金疑惑/スキーバス事故
- 2月9日（15名） 株価・為替の動向、マイナス金利/春闘/経団連副会長人事/報道に対する総務大臣発言/同一労働同一賃金
- 2月18日（16名） 春闘/株式市場/財政出動/マイナス金利/採用活動/復興支援/原発再稼働/消費増税
- 3月4日（16名） 経済情勢・景気の先行き/東日本大震災からまもなく5年の所感/辺野古を巡る訴訟の和解/中国経済/同一労働同一賃金/消費増税/参院選
- 3月16日（18名） 春闘/国際金融経済分析会合/消費増税/財政出動/新卒採用選考活動
- ②その他記者会見
- 1月5日（53名） 経済三団体長共同記者会見
- 2月2日 タイにおける記者会見（訪タイ・マレーシア経済ミッション）
日本・タイ経済フォーラム 等
- 2月4日 マレーシアにおける記者会見（訪タイ・マレーシア経済ミッション）
日本・マレーシア経済フォーラム/ナジブ首相との会談 等

(3) 会頭コメントの発表

- 6月25日 米議会上院におけるTPA法案の可決について
- 6月30日 骨太の方針ならびに日本再興戦略改訂の閣議決定について
- 8月1日 TPP ハワイ閣僚会合の結果について
- 8月11日 九州電力・川内原子力発電所1号機の再稼働について
- 8月14日 戦後70年内閣総理大臣談話について
- 9月7日 小林陽太郎氏のご逝去にあたって
- 9月8日 自由民主党総裁選について
- 9月9日 参議院における労働者派遣法改正案の可決について
- 9月19日 安全保障関連法の成立について
- 10月5日 TPP交渉の大筋合意について
- 10月7日 第3次安倍改造内閣の発足について
- 10月7日 相次ぐ日本人のノーベル賞受賞決定について
- 12月13日 COP21「パリ協定」採択について
- 12月16日 平成28年度与党税制改正大綱について
- 12月24日 平成28年度政府予算案の閣議決定について
- 3月11日 東日本大震災から5年を迎えて

(4) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）

- 4月8日 雑誌「THEMIS（月刊テーマス）」（「挑戦者登場 『50年後の日本』」）
4月9日 朝日新聞（第二次安倍政権の評価）
5月26日 雑誌「経済界」（「デフレマインドを転換する時がきた」）
9月8日 日本経済新聞（「アベノミクス第2ステージ」）
10月16日 NHKスペシャル（「TPPは日本に何をもたらすか」）
11月13日 日刊工業新聞創刊100周年記念シンポジウム講演
11月25日 雑誌「財界」新春ワイド座談会
12月16日 日刊工業新聞「広角」
12月21日 産経新聞新春インタビュー
1月29日 テレビ和歌山「きのくに21」（仁坂 吉伸 和歌山県知事との対談）
※和歌山県広報番組
1月20日 ロイター通信（2016年世界経済・日本経済について）
3月28日 共同通信社きさらぎ会講演「日本経済の行方」

(5) 会頭共同インタビュー（囲み取材等）

- 4月2日 経済の好循環に向けた政労使会議後
4月16日 甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談後
4月20日 宮沢経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談後
6月30日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議後
7月10日 「日本健康会議」発足式後
9月16日 塩崎厚生労働大臣と日本商工会議所との懇談後
10月8日 民主党と日本商工会議所との懇談後
10月13日 経済三団体長による総理訪問後
10月16日 官民対話後
10月29日 第1回一億総活躍国民会議後
10月17日 甘利経済再生担当大臣との懇談後
1月21日 林経済産業大臣との懇談会後
1月28日 甘利経済再生担当大臣の辞任発表後
1月29日 第4回一億総活躍国民会議後
2月23日 第5回一億総活躍国民会議後
3月4日 第4回官民対話後
3月17日 自由民主党首脳と日本商工会議所との懇談後
3月22日 首都圏外郭放水路の視察後

(6) 報道機関との懇談

- 4月23日（24名） 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・中村専務理事等との懇談会
12月10日（21名） 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・石田専務理事等との懇談会

(7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月1日	資料配布	事業/取材案内	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」(東京開催)について
4月1日	資料配布	事業/周知	第14回『女性起業家大賞』の募集を開始
4月1日	資料配布	事業/ 周知・取材案内	日本商工会議所 柏崎刈羽原子力発電所の視察について
4月10日	資料配布	政策/周知	「マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望」について
4月14日	資料配布	政策/取材案内	甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
4月16日	資料配布	政策/周知	中長期的なエネルギーミックス策定に向けた基本的考え方について
4月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO (早期景気観測) 調査結果 (4月分) 今月の付帯調査:「2015年度の採用動向」
4月30日	資料配布	その他	平成27年5月の主な行事予定について
5月12日	資料配布	事業/周知	“海外展開サポートプラン”「輸出取引信用保険制度」の立ち上げについて
5月13日	資料配布	政策/周知	提言「国と地域の再生に向けた観光振興について」
5月18日	記者レク	政策/周知	『地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50』について
5月20日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所常議員会等の開催について
5月22日	資料配布	政策/取材案内	マレーシア ナジブ首相とのラウンド・テーブル・ミーティング 懇談会の開催のお知らせ
5月29日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO (早期景気観測) 調査結果 (5月分) 今月の付帯調査:「2015年度の設備投資動向」
5月29日	資料配布	その他	平成27年6月の主な行事予定について
6月1日	資料配布	政策/取材案内	フィリピン共和国アキノ大統領歓迎昼食会の開催について
6月2日	資料配布	事業/周知	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参加申込者アンケート結果
6月2日	資料配布	事業/取材案内	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」(追加開催)について
6月5日	資料配布	政策/周知	「骨太方針2015」の策定に向けた被用者保険関係5団体の意見
6月10日	資料配布	事業/取材案内	平成26年度「各種検定試験最優秀者表彰式」の開催について

6月11日	資料配布	事業/周知	平成27年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト ー特産品・観光商品開発など66件のプロジェクトを採 択ー
6月12日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所常議員会等の開催について【第2報】
6月24日	資料配布	事業/周知	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参 加者アンケート結果
6月29日	資料配布	政策/取材案内	平成27年度 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催に ついて
6月30日	資料配布	政策/取材案内	メコン5か国首脳歓迎昼食会の開催について
6月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（6月分） 今月の付帯調査：「2015年度の所定内賃金の動向」/ 「経営上望ましい為替水準」
6月30日	資料配布	その他	平成27年7月の主な行事予定について
7月10日	資料配布	事業/取材案内	日本商工会議所 昼食懇談会における日産自動車 カ ルロス・ゴーン社長の講演（7/16）について
7月16日	資料配布	政策/周知	「平成28年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・ 要望」について
7月17日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会に ついて
7月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（7月分） 今月の付帯調査：「コスト増加分の価格転嫁の動向（B toC/BtoB）」
7月31日	資料配布	事業/周知	平成27年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 地域の食を活用した着地型観光商品の開発など13件 を追加採択
7月31日	資料配布	その他	平成27年8月の主な行事予定について
8月18日	資料配布	事業/周知	「中小企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査 （第3回）調査結果」について
8月25日	資料配布	事業/取材案内	学生対象「簿記がもっと好きになるセミナー」初開催 について
8月26日	資料配布	事業/周知	「人手不足への対応に関する調査結果」について
8月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（8月分） 今月の付帯調査：「円安への対応状況」、「インバウン ド需要獲得に向けた対応状況」
8月31日	資料配布	その他	平成27年9月の主な行事予定について
9月4日	資料配布	政策/取材案内	第122回通常会員総会・会員大会、懇親パーティーの開 催について
9月10日	資料配布	事業/周知・取 材案内	旅の展示会「ツーリズム EXPO ジャパン2015」に「fee 1 NIPPON～ここにしかない、ニッポンの旅がある」が 出展 ー全国18カ所の観光商品をPRー

9月14日	資料配布	事業/周知・取材案内	feel NIPPON 「技のヒット甲子園2015」開幕！全国各地域の素材・伝統技術から生まれた工芸品が集結
9月14日	資料配布	政策/取材案内	塩崎厚生労働大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
9月16日	資料配布	政策/周知	「女性の働きたい意志を尊重した税・社会保険制度に関する提言」について
9月16日	資料配布	政策/周知	「平成28年度税制改正に関する意見」について
9月16日	資料配布	政策/取材案内	第122回通常会員総会・会員大会について
9月18日	資料配布	事業/周知	第14回女性起業家大賞受賞者決定について
9月18日	資料配布	事業/取材案内	第53回日豪経済合同委員会会議の開催について
9月28日	資料配布	事業/取材案内	第40回日印経済合同委員会会議等の開催について
9月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（9月分） 今月の付帯調査：「2015年度の所定内賃金の動向」
9月30日	資料配布	その他	平成27年10月の主な行事予定について
10月6日	資料配布	政策/取材案内	民主党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会の開催について
10月13日	資料配布	政策/周知	「第三次安倍改造内閣に望む」について
10月14日	資料配布	事業/ 周知・取材案内	11月に静岡で開催される全国商工会議所観光振興大会について－「歴史・文化資源の『再発見』と『学び』による観光振興」をテーマに－
10月14日	資料配布	事業/周知	「平成27年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」が決定 全国9カ所を表彰、大賞は富山商工会議所の産業観光
10月15日	資料配布	その他	専務理事の内定について（石田徹専務理事）
10月15日	資料配布	政策/周知	「地方創生に向けた『第5期科学技術基本計画』のあり方に関する7つの提言」について
10月29日	記者レク	政策/周知	複数税率が導入された場合に想定される負担増について
10月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（10月分） 今月の付帯調査：「2015年度設備投資動向」
10月30日	資料配布	その他	平成27年11月の主な行事予定について
11月17日	資料配布	政策/取材案内	森山農林水産大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
11月18日	資料配布	事業/ 周知・取材案内	展示会「IFFT（インテリアライフスタイルリビング）」に共同出展（11月25日～27日）－地域に受け継がれる伝統と匠の「技」を活かした約190の工芸品が集結－

11月20日	資料配布	事業/ 周知・取材案内	地域が開発したグルメ商品の販売イベント「ニッポンまるしい」を開催
11月20日	資料配布	事業/周知	「全国商工会議所ビジネス総合保険制度」の創設について
11月24日	資料配布	事業/周知	平成27年度（第56回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
11月27日	資料配布	事業/取材案内	「訪タイ・マレーシア経済ミッション」派遣について
11月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（11月分） 今月の付帯調査：「マイナンバーへの対応について」
11月30日	資料配布	その他	平成27年12月の主な行事予定について
12月4日	記者レク	政策/周知	インボイスに関するプレスブリーフィングを実施 ーインボイスの導入は広範囲な事業者に影響ありー
12月4日	資料配布	政策/取材案内	林経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会の開催について
12月4日	資料配布	事業/取材案内	石井国土交通大臣との日本商工会議所三村会頭の面会について
12月15日	資料配布	政策/取材案内	甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
12月16日	資料配布	事業/取材案内	オーストラリア首相マルコム・ターンブル閣下歓迎昼食会等の開催について
12月17日	記者レク	政策/周知	要望「混乱なく消費税の軽減税率を導入するため、政府・与党が取り組むべき対策について」
12月21日	資料配布	事業/周知	平成28年「三村会頭年頭所感」について
12月24日	記者レク	政策/周知	「空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会 報告書」を公表
12月28日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（12月分） 今月の付帯調査：「2015年度の所定内貸金の動向」
12月28日	資料配布	その他	平成28年1月の主な行事予定について
1月19日	資料配布	政策/取材案内	林経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
1月26日	資料配布	事業/周知	共同展示商談会「feel NIPPON 春 2016」を開催 全国41商工会議所が「食」「旅」「技」のオリジナル商品を出展
1月29日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（1月分） 今月の付帯調査：「2015年度の新卒採用の動向」、「経営上望ましい為替水準」
1月29日	資料配布	その他	平成28年2月の主な行事予定について

2月1日	資料配布	事業/取材案内	展示会「スーパーマーケットトレードショー」に、地域が開発したグルメ商品のあつめた共同ブース「ニッポンまるしい」を初出展
2月12日	資料配布	事業/周知	「商工会議所婚活事業 実施状況調査」(平成26年度分)結果
2月18日	記者レク	政策/周知	「今後の観光振興策に関する意見」
2月18日	資料配布	政策/周知	「東日本大震災からの復興に関する意見・要望」
2月25日	資料配布	事業/周知	第13回「YEG ビジネスプランコンテスト」受賞者決定について
2月25日	資料配布	事業/取材案内	第10回日本・エジプト経済合同委員会会議(兼投資セミナー)の開催について
2月29日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO(早期景気観測)調査結果(2月分) 今月の付帯調査:「コスト増加分の価格転嫁の動向(BtoC、BtoB)」
2月29日	資料配布	その他	平成28年3月の主な行事予定について
3月1日	資料配布	事業/周知	第15回「女性起業家大賞」の募集を開始
3月7日	資料配布	政策/取材案内	第123回通常会員総会の開催について
3月10日	資料配布	事業/周知	「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」を発行
3月15日	資料配布	政策/取材案内	自由民主党首脳と日本商工会議所との懇談会の開催について
3月17日	資料配布	政策/周知	「知的財産政策に関する意見」について
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について(4月1日付)
3月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO(早期景気観測)調査結果(3月分) 今月の付帯調査:「所定内貸金の動向(2015年度実績、2016年度見通し)」
3月31日	資料配布	その他	平成28年4月の主な行事予定について

6. 青年部関係事業

<日本商工会議所青年部の組織>

会 長 岡村 寅嗣(京都商工会議所青年部)
 会 員 数 413 青年部 32,510名(平成29年3月31日現在)
 特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45(同上)
 新入会員 札幌(北海道)、稚内(北海道)、延岡(宮崎県)

(1) 会員総会

① 第77回会員総会(WEB)

期 日:平成28年7月29日(金)～8月4日(木)

場 所：日本商工会議所青年部が使用している IT 連絡ツール

「エンジェルタッチ」を使用し WEB 上で開催

出 席：412 商工会議所青年部（総会員数 412 商工会議所青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 27 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 27 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）平成 28 年度補正予算（案）について（議案第 3 号）
- (3) その他

報告事項

- (1) 第 37 回（平成 29 年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第 35 回（平成 29 年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) その他

② 第 78 回臨時会員総会（WEB）

期 日：平成 28 年 10 月 5 日（水）～10 月 11 日（火）

場 所：日本商工会議所青年部が使用している IT 連絡ツール

「エンジェルタッチ」を使用し WEB 上で開催

出 席：412 商工会議所青年部（総会員数 412 商工会議所青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 28 年度理事の選任（案）について（議案第 1 号）
- (2) その他

③ 第 79 回会員総会

期 日：平成 28 年 11 月 25 日（金）13：00～14：00

場 所：加古川市立総合体育館（兵庫県加古川市）

出 席：345 商工会議所青年部（総会員数 412 商工会議所青年部）

（うち委任状出席 98 商工会議所青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 29 年度役員を選任（案）について（議案第 1 号）
- (2) その他

報告事項

- (1) 平成 28 年度日本 YEG 新規加入単会について
- (2) 第 35 回（平成 29 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (3) 第 37 回（平成 29 年度）全国大会開催地・開催日について
- (4) 平成 29 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (5) 第 36 回（平成 30 年度）全国会長研修会開催地について
- (6) 第 38 回（平成 30 年度）全国大会開催地について

- (7) 平成 27 年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (8) 平成 28 年度ブロック代表理事活動報告
- (9) 平成 28 年度理事活動報告
- (10) 平成 28 年度各委員会活動報告
- (11) その他

④ 第 80 回会員総会

期 日：平成 29 年 2 月 24 日（金）13：00～15：00

場 所：まなみーる（北海道岩見沢市）

出 席：323 商工会議所青年部（総会員数 413 商工会議所青年部）
（うち委任状出席 133 商工会議所青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 30 年度会長候補者選任（案）に関する件（議案第 1 号）
- (2) 平成 29 年度役員の選出（案）に関する件（議案第 2 号）
- (3) 平成 29 年度事業計画（案）に関する件（議案第 3 号）
- (4) 平成 29 年度収支予算（案）に関する件（議案第 4 号）
- (5) その他

報告事項

- (1) 平成 28 年度日本 YEG 新規加入単会について
- (2) 平成 28 年度ブロック活動報告
- (3) 平成 28 年度理事活動報告
- (4) 平成 28 年度委員会活動報告
- (5) その他

(2) 第 36 回全国大会北海道いわみざわ大会

主 催 日本商工会議所青年部

主 管 北海道商工会議所青年部連合会

期 日 平成 29 年 2 月 23 日～26 日

場 所 岩見沢市民会館まなみーる（北海道岩見沢市） 他

参加者 4,931 名

主なプログラム 分科会・物産展・ビジネス交流会 他

記念講演（講師 元スピードスケート選手 清水宏保氏
コーディネーター 元水泳選手 田中雅美氏）

(3) ブロック大会

① 第 29 回東海ブロック大会（愛知県岡崎市）

期 日 9 月 2 日～3 日

場 所 岡崎中央総合公園 他

参加者 1,919 名

主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念講演（講師 株式会社 A and live 代表取締役
株式会社ジャパネットたかた創業者 高田 明氏）

② 第 36 回北陸信越ブロック大会（富山県富山市）

期 日 9月9日～11日
場 所 富山国際会議場大手町フォーラム 他
参加者 1,419名
主なプログラム 式典、分科会、物産展

③ 第 35 回東北ブロック大会（岩手県盛岡市）

期 日 9月16日～18日
場 所 盛岡市民文化ホール 他
参加者 1,629名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念講演（講師 オガール紫波株式会社 取締役事業部長 岡崎正信氏
一般社団法人 エリア・イノベーション・アライアンス
代表理事 坂口裕昭氏）

④ 第 33 回四国ブロック大会（香川県多度津市）

期 日 9月23日～24日
場 所 金剛禅総本山少林寺 他
参加者 800名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念事業（四国を繋ぐ、YEG EXPRESS on the Rail プロジェクト）

⑤ 第 34 回近畿ブロック大会（京都府城陽市）

期 日 9月30日～10月1日
場 所 文化パーク城陽 他
参加者 1,662名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念講演（講師 元大相撲力士 貴乃花光司氏、同氏夫人 花田景子氏）

⑥ 第 29 回北海道ブロック大会（北海道砂川市）

期 日 10月7日～9日
場 所 砂川市ふるさと活性化プラザ 他
参加者 661名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念講演（講師 慶應義塾大学法学部教授 片山善博氏）

⑦ 第36回九州ブロック大会（福岡県久留米市）

期 日 10月14日～16日
場 所 久留米シティプラザ 他
参加者 1,824名
主なプログラム 式典、分科会、物産展

⑧ 第34回中国ブロック大会（岡山県玉野市）

期 日 10月21日～22日
場 所 ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル 他
参加者 1,420名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
特別講演（講師 はるやま商事株式会社 代表取締役社長 治山正史氏）

⑨ 第36回関東ブロック大会（静岡県藤枝市）

期 日 10月28日～29日
場 所 静岡県武道館 他
参加者 2,766名
主なプログラム 式典、分科会、物産展
記念講演（講師 元なでしこジャパンコーチ 佐々木則夫氏）

(4) 第34回全国会長研修会 播磨悠久の流れ かこがわ会議

期 日 11月24日～26日
場 所 加古川プラザホテル（兵庫県加古川市） 他
参加者 1,521名
主なプログラム 式典、物産展

全体研修（コメンテーター 元衆議院議員 杉村太蔵氏、
株式会社 CARITY 代表取締役 高井洋子氏）
対象者別研修会（第一分科会～第四分科会）

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
250	4月22日	ウェスティン都ホテル 京都（京都府京都市）	78名	255	10月13日	大川市民文化センター （福岡県大川市）	77名
251	6月24日	ホテルクラウンパレス 浜松（静岡県浜松市）	77名	256	11月24日	加古川プラザホテル（兵 庫県加古川市）	78名
252	7月23日	釧路センチュリー キャッスルホテル （北海道釧路市）	77名	257	1月21日	秋田キャッスルホテル （秋田県秋田市）	78名
253	8月20日	恵那文化センター （岐阜県恵那市）	78名	258	2月23日	いわなび （北海道岩見沢市）	78名
254	9月8日	長岡商工会議所 （新潟県長岡市）	77名	259	3月11日	成田ビューホテル （千葉県成田市）	78名

(6) 理事別会議・ブロック別会議・各委員会の活動状況

① 理事会議

1. 第36回全国大会（いわみざわ）、第34回全国会長研修会（加古川）支援、協力
2. 各地区のブロック大会支援、協力
3. 単会、道府県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各道府県連間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

② ブロック別会議

1. 第36回全国大会（いわみざわ）、第34回全国会長研修会（加古川）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、道府県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

③ 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本 YEG 諸会議の運営
2. 総務委員会事業の企画・実施
3. 日本 YEG 窓口業務の対応
4. 会員拡大（青年部設置促進、日本 YEG 加入促進）に向けた活動の実施
5. 各地 YEG や日本 YEG におけるの交流事業の実施
6. 規約、規程等の見直し
7. 会長アカウントの引継ぎ
8. その他、組織の運営に関する事項の実施

イ. 企画委員会

1. 全国大会、全国会長研修会、ブロック大会の候補地、日程等に関する事項の実施
2. 全国大会、全国会長研修会の運営及び主管地との調整
3. 平成30年度全国大会及び全国会長研修会の現地視察
4. ブロック大会開催地連絡会議の運営方法の検討と運営
5. 全国会長研修会及び全国大会開催地連絡会議の運営
6. ブロック大会用日商会頭挨拶の DVD 作成
7. 各ブロックにおける会長会議の事業実施
8. 企画委員会事業の実施

ウ. 研修委員会

1. 研修事業の企画、運営
2. 会員カード事業の検証
3. 全国会長研修会における研修事業に関する企画、運営及び主管地との調整

4. 各種会議と役員会併設事業の運営

エ. 広報委員会

1. プレスリリースによる日本 YEG 情報の発信
2. 月刊石垣への記事掲載と購買促進
3. 日本 YEG ホームページ「翔生」の企画・運営
4. YEG パブリックコメントの実施
5. YEG の日事業の推進と記念日登録
6. IT ツールの統合と改善
7. ソーシャルメディアを活用した情報発信
8. 名刺・会員手帳・名札のデザイン

オ. 日本創生委員会

1. 政策提言の立案・策定
2. 官民の人脈づくりに資する事業の実施
3. 各種会議と役員会併設事業の運営
4. 全国青年友好団体との交流事業の企画・運営

カ. 本気でビジネス革命委員会

1. 新規ビジネス事業（ビジネスプランコンテスト）企画・運営
2. ビジネス革命事業の企画・運営

キ. 交流委員会

1. 会員交流事業の実施
2. 海外交流事業の実施
3. 各種会議と役員会併設事業の運営
4. 日本 YEG 年忘れ勉強会の企画、設営

ク. 日本ネットワーク委員会

1. 日本 YEG 出向者所属 YEG の訪問・連携
2. 役員会併設事業の運営

7. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組織

- 会長 藤沢 薫（東京商工会議所女性会会長）
- 会員数 417 商工会議所女性会（平成 29 年 3 月 31 日現在）
- 新入会員 越谷商工会議所女性会（埼玉都）
- 稲沢商工会議所女性会（愛知県）
- 一宮商工会議所女性会（愛知県）

(2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第 48 回全国商工会議所女性会連合会徳島総会

期 日：9月28日（水）

場 所：アスティとくしま（徳島県徳島市）

参加者：324 女性会 2,358 名

○主な次第：(1) 第 15 回女性起業家大賞授賞式

(2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式

(3) 次回開催地（北海道）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 「女性の経営—新しいビジネスの地平を拓く」

昭和女子大学学長（兼女性文化研究所所長） 坂東 眞理子 氏

② 会長・副会長会議（4回）

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：15 名

9 月 28 日（於：徳島市） 出席者：16 名

12 月 1 日（於：丸の内二丁目ビル） 出席者：16 名

平成 29 年 3 月 2 日（於：コンファレンススクエアM+） 出席者：13 名

③ 常任理事会（4回）

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：31 名

9 月 28 日（於：徳島市） 出席者：29 名

12 月 1 日（於：丸の内二丁目ビル） 出席者：21 名

平成 29 年 3 月 2 日（於：コンファレンススクエアM+） 出席者：25 名

④ 理事会（4回）

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：105 名

9 月 28 日（於：徳島市） 出席者：104 名

12 月 1 日（於：丸の内二丁目ビル） 出席者：61 名

平成 29 年 3 月 2 日（於：コンファレンススクエアM+） 出席者：76 名

⑤ 監事会

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：5 名

⑥ 委員会

ア．総務委員会

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：36 名

イ．政策委員会

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：20 名

ウ．広報委員会

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：16 名

エ．企画調査委員会

平成 28 年 6 月 30 日（於：仙台市） 出席者：24 名

⑦ その他会議

「第 15 回女性起業家大賞」本審査会

8 月 12 日（於：丸の内二丁目ビル） 出席者：15 名

(3) 女性の活躍推進の支援

「第 46 回全国商工会議所女性会連合会神戸総会」で採択された「神戸アピール」に基づき、各地域において、女性が生き活きと活躍し、その高い潜在力を地域経済社会の活性化のために最大限発揮できる環境整備（地域における子育て支援等）に向けて取り組む女性会の支援に努めた。

「第 48 回全国商工会議所女性会連合会徳島総会」では、女性会山崎会長（当時）は主催者挨拶において、「最近の女性会を取り巻く環境は大きく変わり、政府が女性の活躍推進を成長の柱と位置付けるなど、女性会への期待が日増しに大きくなってきている」と述べるとともに、本年度は女性起業家大賞が第 15 回の節目を迎えたことから、これまでの活動実績を踏まえ、政府主催の意見交換会などの場で、これらの調査結果を公表することで、女性起業家に対する環境作りや、関連政策の実現を働きかけていくと説明した。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

行動する女性会を積極的に展開するため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行っており、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、熊本商工会議所女性会（熊本県）の「『くまもと未来イノベーションアワード—熊本の未来を築く講座—』の開催」が輝いた。

熊本の「街・人・産業・文化・社会」のイノベーション（革新）に取り組むイノベーターによるトークセッションや交流会を内容とする「くまもと未来イノベーションアワード—熊本の未来を築く講座—」を開催。若手後継者の人財育成、新たな事業展開やビジネスチャンスのきっかけづくり、地域・産業の活性化を図ることを目的としている。

さらに同女性会では、平成 18 年から、郷土熊本を支え、勇気を持って前進している女性起業家を「輝女（テルージョ）」と称して表彰し、女性起業家の支援を継続して実施してきた。こうした実績を活かし、女性起業家との融合も積極的に促進することで、その効果をさらに高めている。

女性起業家支援を長年継続しつつ、さらに発展させた事業展開であるとともに、革新的な力や女性起業家との融合により、地域にとって重要な若手後継者の人財育成に力を入れていることが高く評価された。優秀賞（全国商工会議所女性会連合会会長賞）には、尾鷲商工会議所女性会（三重県）「ガイドブック『魅せます！尾鷲』の発刊」が選ばれた。

(5) 女性起業家を支援

「第 15 回女性起業家大賞」を実施した。表彰式は、徳島総会（9 月 28 日）で行った。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 高橋 陽子（ダンウェイ株式会社 代表取締役社長）

<スタートアップ部門（創業 5 年未満）>

優秀賞 仙田 忍（株式会社ルカコ 代表取締役社長）

奨励賞 中野 敬子（DLS ダイヤモンドランゲージスクール 代表取締役）

光枝 茉莉子（一般社団法人アプローズ 代表理事）

特別賞 草刈 美智子（オーダーメイドジュエリー工房リパッティ 代表）

岩見 尚見（代表取締役）

林 かおり（ブレストケア京都合同会社 代表社員）

尾田 美和子（tsutaeru 代表）

<グロース部門（創業5年以上10年未満）>

優秀賞 片山 結花（株式会社Uca 代表取締役社長）

また、女性の創業・起業の促進、女性起業家支援のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当しており、平成28年度は、1件の利用があった。

(6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。（贈呈女性会数8カ所）

<作文部門>全商女性連会長・単会女性会会長連名賞2点

<絵画部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞8点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞20点

(7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、「商工会議所女性会パンフレット」を作成して頒布（実績：108女性会、6,146冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、当初が発行する「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページに活動記事を掲載することで、対外的な広報に取り組んだ。

(2) 意見活動

- 第1号 (4月13日) 地球温暖化対策計画(案)に対する意見
- 第2号 (4月21日) 雇用・労働政策に関する意見
- 第3号 (4月21日) 中小企業のIoT推進に関する意見
- 第4号 (4月21日) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見
- 第5号 (5月10日) 2016年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50
- 第6号 (5月12日) 平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望
- 第7号 (5月30日) 「まちづくりに関する意見 ー地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築をー」
- 第8号 (6月20日) 独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見
- 第9号 (7月13日) TPP協定の早期実現を求める要望
- 第10号 (7月14日) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見
- 第11号 (7月21日) 平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望
- 第12号 (8月29日) 「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に対する意見(パブリックコメント)
- 第13号 (9月14日) 平成29年度税制改正に関する意見
- 第14号 (12月20日) 中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見
- 第15号 (2月10日) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令案等」に対する意見
- 第16号 (2月16日) 東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望 民間活力を喚起する継続的な取り組みを
- 第17号 (3月16日) 知的財産政策に関する意見
- 第18号 (3月24日) 2017年度経済成長・一億総活躍社会の実現のための規制・制度改革の意見
- 第19号 (3月29日) 規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進について(経済3団体共同提言)

「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見

平成28年4月13日

日本商工会議所

昨年12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で合意された「パリ協定」および「COP21決定」（以下、「パリ合意」という。）では、これまでわが国が提唱してきたボトムアップ型のプレッジ&レビュー方式（※1）が採用され、世界の温室効果ガス排出削減に向けて、すべての国が参加する2020年以降の新たな国際枠組みが構築されることとなった。

今回、政府から提示された「地球温暖化対策計画（案）」（以下、「本計画」という。）は、新たな国際枠組みである「パリ合意」を踏まえつつ、「日本の約束草案」で示された2030年度の中期目標（2013年度比▲26%削減）の達成に向けた道筋を明らかにするための計画と位置づけられており、政府にはこの基本的方向に向けて着実に取組みを進めていただきたい。

気候変動問題は地球規模の課題であり、世界全体で気温上昇を抑えることが大前提である。このため、新たな国際枠組みには、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての主要排出国が参加して温室効果ガス削減に取り組むことを強く求めたい。わが国も今後、パリ合意と約束草案に基づき、下記事項に留意して、世界全体での地球温暖化対策の推進に貢献していくべきと考える。

（※1）『プレッジ&レビュー方式』：先進国・途上国を問わず、すべての国が自主的に温暖化対策の目標を掲げて国連に登録し、その進捗について透明な手続きのもとで、定期的に報告・検証していく仕組み。

記

1. 「地球温暖化対策計画」に対する基本的考え方

（1）わが国は、昨年7月、「エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）」と統合的なものとなるよう「日本の約束草案」を策定し、技術的制約やコスト面の課題などを検討のうえ、裏付けのある対策・施策・技術の積み上げによる実現可能な目標として「2030年度に2013年度比▲26%削減」を国連に提出した。本計画は、国際公約した「▲26%削減」目標の着実な達成に向けて具体的な施策を政府として示すものであることから、約束草案の積み上げ基礎とはなっていない対策や施策を本計画に盛り込むべきではない。

（2）本計画の期間は「2030年度まで」を設定しており、それ以降の今世紀半ばの長期目標については、パリ合意で世界全体での目標を掲げているものの、定量的な温室効果ガスの削減率は明記されておらず、気候感度に関する科学的議論も収斂していない状況である。このため、現段階で国内でも国際的にも十分議論が尽くされていない「2050年の削減率」を、わが国が率先して明記する拙速は避けるべきである。それでも「2050年までに温室効果ガス80%削減を目指す」（6頁）ことを明記するのであれば、約束草案と同様、時間をかけて十分に議論し、産業界を含めコンセンサスを得た“積み上げ根拠”を同時に示すべきである。科学的な裏付けがないのであれば、「長期的に目指す指針」や「努力目標」といっ

た表記に変えて、長期目標が中期目標の延長線上にあるのではなく、両者が明確に異なるものであることを理解できるように記述すべきである。

- (3) わが国は、優れた技術の開発や普及を積み重ねていくことによって、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献し、技術イノベーションを更に進化させていくことによって地球温暖化対策と経済成長を両立させる必要がある。これこそが日本の進むべき道である。そのためにも、政府においては、エネルギーミックス実現に向けた戦略（『エネルギー革新戦略』）と、抜本的な排出削減が見込める革新的技術戦略（『エネルギー・環境イノベーション戦略』）とを早急に策定し、これらを踏まえた「地球温暖化対策計画」にすべきである。
- (4) 「国内排出量取引制度」（53頁）は、CO₂排出者に削減のインセンティブを与える仕組みである。しかしながら、われわれ事業者の立場から見ると、実態としては民間における研究開発投資の原資を奪うことにもつながりかねず、また投機的なクレジット取引の発生で市場から購入する炭素価格の予見性が失われ、長期的な投資計画への影響やエネルギー効率の低い海外への生産拠点の移転により、更にCO₂排出量が増加してしまうのではないかと懸念がある。研究開発を加速し、革新的エネルギーや環境技術のイノベーションを進め、国内投資を促し、国際競争力を高めていく観点からも、本計画には同制度を盛り込むべきではない。
- (5) 何よりも、電力コストの高騰が中小企業や地域経済に甚大な悪影響を及ぼしていることから、本計画の策定にあたっては、コストを無視した温暖化対策とならないよう十分配慮願いたい。

2. メリハリのある地球温暖化対策・施策を

- (1) 産業部門の大宗を占める中小企業にとって省エネ対策は、エネルギー消費量の減少のみならずコスト削減に伴う経営改善効果も見込めるため、その取組みを積極的に進めていく必要があるが、実際には人員を割くことは難しく、ノウハウに乏しい場合が多い。こうした厳しい環境におかれた中小企業に対し、今回、本計画に「中小企業の排出削減対策の推進」（22頁）が明確に位置づけられたことを高く評価する。ここに掲げられた6項目の支援策（※2）や、「国民運動の展開」（48頁）の中で示された中小企業の環境経営を支援するためのセミナーなどを着実かつ継続的に実施するとともに、必要に応じて支援の拡充を図られたい。今後、6項目に加え、目標達成に必要な措置があればハード・ソフト両面で支援策を積極的に展開すべきである。

（※2）『中小企業の排出削減対策』：①省エネ意識向上のための広報／②省エネ診断やCO₂削減ポテンシャル診断等／③企業のエネルギー管理担当者に対するきめ細かな講習の実施／④省エネ対策のベストプラクティスの横展開等／⑤原単位の改善への着目と中小企業等の排出削減設備導入の支援／⑥中小企業の省エネの取組みを地域においてきめ細かく支援するためのプラットフォーム構築

- (2) 地球温暖化対策の推進にあたっては、各部門の役割と責任を明確にしつつ、官民あげて連携し取り組んでいかれるよう、政府においては広報普及活動に努め、国民理解の促進を図っていく必要がある。

(3) 中でも「家庭部門」においては、これまでも国民運動などに取り組んできたが、十分な成果が上がっておらず(27頁)、今後は一歩踏み込んだ効果的なアプローチが、国民運動を実効あるものとする重要なカギとなる。また、事務所ビルなど「業務その他部門」(23頁)についてもCO₂排出量が増加していることに鑑み(※3)、削減余地の大きい「家庭部門」とあわせて明確な目標を掲げるとともに、国民運動のPDCAサイクルを回して、政府が責任をもって両部門の目標実現に取り組むためのアクションプログラムを本計画に明記すべきである。

(※3) 『家庭部門』 : 【1990年】131百万 t-CO₂ ⇒ 【2014年】189百万 t-CO₂ (+44.3%増)

【2014年】189百万 t-CO₂ ⇒ 【2030年】122百万 t-CO₂ (▲35.4%減)

『業務その他部門』: 【1990年】134百万 t-CO₂ ⇒ 【2014年】265百万 t-CO₂ (+97.8%増)

【2014年】265百万 t-CO₂ ⇒ 【2030年】168百万 t-CO₂ (▲36.6%減)

[出典: 環境省「2014年度(平成26年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について」]

(4) 商工会議所としても、会員企業等の低炭素経営とコスト削減の両立を実現するため、自社のエネルギー使用量やCO₂排出量を“見える化”できるツールとして当所が提供する『CO₂チェックシート』の活用促進を通じて、更なる省エネの周知普及・好事例の横展開に努めていく所存である。

以上

「地球温暖化対策計画(案)」に対する意見

<提出先>

環境省

<実現状況>

- ◆平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、主に以下の点について当所の意見が反映された。

○新たな国際的枠組みへのすべての主要排出国の参加

⇒意見書において、「新たな国際的枠組みには、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての主要排出国が参加して温室効果ガス削減に取り組むことを強く求めたい」と主張した結果、計画の本文に「主要排出国を含む全ての国が地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要である」と明記された。

○温室効果ガス排出削減の長期目標の位置付け

⇒意見書において、「現段階で国内でも国際的にも十分議論が尽くされていない2050年の削減率を、わが国が率先して明記する拙速は避けるべき」であり、長期目標が中期目標の延長線上にはないことを理解できるよう記述すべき旨を主張した結果、ゴールとしての「長期目標」から、方向性・ビジョンを示す「長期的目標として目指す」にトーンダウンした

○「国内排出量取引制度」について

⇒意見書において「地球温暖化対策計画に盛り込むべきではない」と主張した結果、計画の本文に、わ

が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響等を見極め、「慎重に検討を行う」と記載された。

○中小企業の取り組みに対する支援

⇒意見書において「ハード・ソフト両面で支援策を積極的に展開すべき」と主張した結果、パブリックコメントで寄せられた意見に対する政府の考え方を記載した文書に、「ハード・ソフトの両面で中小企業等の温暖化対策の取組を支援してまいります」と明記された。

雇用・労働政策に関する意見
～人手不足を解消し、中小企業の活力を高めるために～

2016年 4月 21日
日本商工会議所
東京商工会議所

わが国経済は、アベノミクスによる構造改革に向けた取組みが進むなか、長く産業界の足かせとなっていた超円高や高い法人税等の六重苦が解消の方向に向かい、輸出型企業を中心に好業績を示してきた。しかしながら、景気回復の波は地域経済を支える中小零細企業にまで波及しているとは言い難く、足元では海外経済の減速懸念の高まり等から、先行きの不透明感が高まっている。

このような中で、雇用環境を示す数値については、有効求人倍率や完全失業率ともに、リーマンショック前の数値を取り戻している。こうした状況は、好況感を示すものというよりも、建設業や医療・介護業など需要の伸びが大きく専門技能者が必要な業種をはじめ、あらゆる業種における供給力不足を示し(※1)、実際、事業拡大をするうえで人手不足がネックになっているという声が多く企業の経営からあがっている。この問題は、防衛的な賃上げや社会保険料増加などのコスト増などもあいまって企業の収益向上の妨げとなり、地域経済に景気回復の恩恵が及ばない一つの要因ともなっている。

少子高齢化による労働力の減少という構造的な問題を抱えるなか、人手不足を解消し、今後の経済規模の縮小を防ぐためには、労働力の量(労働者数増加、労働参加率上昇)、質(労働生産性向上)の両面から、労働市場の改革に取り組まなければならない。

なお、国が進めている経済の持続的成長や社会保障の拡充に向けた取組みは極めて重要ではあるが、その一方で、景気回復の恩恵を受けていない中小企業では依然として厳しい経営環境が続いており、施策の具体的検討にあたっては中小企業の実態を十分配慮することが必要である。

そこで、まず緊要性の高い政策課題を中心に当所の考えを示すとともに、多様な働き手の労働参加や労働生産性の向上、そのほか中小企業の活力強化に向けた環境整備について以下のとおり意見する。

(※1)「人手不足への対応に関する調査(2015年)」(日本商工会議所)

1. 緊要性の高い政策課題に関する意見

(1) 同一労働同一賃金に関する検討のあり方

多様な働き方の一つである非正規雇用に関し、正規雇用との間に処遇差があるという観点から同一労働同一賃金という概念が採りあげられている。ただし、その定義は明確でなく、どこまでの処遇差が違反になるかの判断は難しい。さらにもし「処遇差を設けることについての合理的な理由」の立証責任が企業側に課せられることになれば、中小企業における労務対策上の負担は過大となり、経営の予見可能性を失することにもなる。わかりやすい具体的な基準を示すとともに、わが国の雇用慣行や中小企業の労務管理への影響などを十分に配慮した検討を望む。

(2) 賃上げ・最低賃金の引上げが可能な環境づくり

経済の好循環を実現するため、政府から産業界に対する賃上げの期待が高まっている。しかし、賃上

げはあくまでも、その原資となる企業業績や見通しを前提に行われるものである。中小企業において賃上げが可能な環境づくりとして、取引価格の適正化や労働生産性向上の取組みへの支援を図るべきである。

また、一般的な賃上げが利益を上げた企業から実施するものであるのに対し、最低賃金は業績が低迷している企業も含め、賃金を一律に強制的に引き上げる性質であるため、最も厳しい状況に置かれた地域の中小企業の状況、特に最低賃金法にも規定されているとおり企業の賃金支払い能力に目を向け、慎重に判断するべきである。

(3) 待機児童問題と「103万円・130万円の壁」の早期解消

子育て期の女性の就労拡大に伴い、都市部を中心に待機児童数が上昇している状況は、さらなる女性の就労拡大を阻害する要因となるとともに、出産した女性の円滑な復職に支障が出るなど、企業活動においても人材確保や人員配置上の支障になっている。この点については、政府による待機児童解消加速化プランが図られているところであり、着実な実施が求められる。

また、税や社会保険の本人負担が発生する「103万円・130万円の壁」は、女性の就労調整の分岐点となりやすい。税制上の103万円の壁については配偶者特別控除により手取り収入の逆転が解消されているが、子育て世帯が多い低所得世帯では高所得世帯に比べ税負担の軽減効果が小さいという指摘がある(※2)。また、社会保険上の130万円の壁については、今後実施される助成措置(※3)の効果をよく検証するとともに、女性が納得して就労拡大できるよう、少なくとも手取り収入の減少が急激に生じる不合理を解消させる施策が必要である。

(※2) 38万円の所得控除に対して、年収2,000万円の世帯では所得税率33%で約13万円の軽減、年収300万円の世帯では、所得税率5%で約2万円の軽減となる。

(※3) 2016年10月から「壁」による就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進めるものとして、短時間労働者の賃金引上げや労働時間の延長を行った事業主に対する助成(キャリアアップ助成金における処遇改善コース及び短時間労働者の週所定労働時間延長コース)が図られる。

2. 働き手の拡大

今後のわが国の労働力人口は、単に人口動態の変化から推計すると、2020年には2014年比で労働者数は約280万人、これが2025年には約460万人減少する(※4)。労働力人口の減少は構造的な問題として重くのしかかってくる。

その一方、働く希望がありながら、何らかの理由で仕事に就いていない人が数多く存在する。具体的には育児・介護を抱えるため仕事ができない女性や適した仕事が無いなどマッチングの問題で仕事に就けない女性が約200万人、また、現在無業であるが就業を希望する65歳以上の高齢者が約200万人規模で存在すると推計される(※5)。

今後の人手不足解消のためには、女性、高齢者、若年層といった多様な働き手が労働市場に参加できるよう、個々の意欲・能力の向上と働きやすい環境づくりが不可欠である。

なお、企業にとって多様な働き手が活躍できる環境をつくることは、単に人材確保という面だけでなく、企業内に新たな価値の創造や創意工夫をもたらすなど、企業価値の向上につながるものであることは言うまでもない。それぞれの主体ごとに望まれる施策を以下に整理する。

(※4) 「労働力調査(2014年)」(総務省)をもとに日本商工会議所・東京商工会議所にて試算。

(※5)「就業構造基本調査(2012年)」(総務省)、「男女共同参画白書(2015年)」(内閣府)をもとに日本商工会議所・東京商工会議所にて試算。

(1) 若年者

若年者は今後の企業活動の担い手であるとともに、わが国の社会・経済全体の将来にわたる成長の源泉である。若年者の活躍推進を図るうえで職業生活の入り口はとりわけ重要である。現在、高卒以上の新卒者の就職状況は極めて良好であるが、入社3年以内の離職率をみると従来と同様の水準のままとなっており、若年者の早期離職の防止に向けて、早期離職者の実情や志向を把握・分析し、公的な支援制度を含めて、効果的な枠組みを構築すべきである(※6)。

そのうえで、まずは、2015年9月に成立した若者雇用促進法において企業情報の提供などが講じられることになったことを受け、学生・企業双方においてミスマッチ防止に向けた更なる取組みが進むよう、インターンシップを有効活用すべきである。

インターンシップは学生の職業意識向上にとって効果の高い手法であるとともに、企業側にとっても自社の魅力を外部に伝える機会でもあるが、インターンシップで得た学生情報の使用制限や、実施日数の定め等、課題も多く山積している(※7)。東京商工会議所が行ったキャリア教育に関する調査では、企業において教育支援活動を実施しない理由として「人的な負担が大きい」「採用に直結しない」「企業側のメリットがない、少ない」と回答した割合が高い結果となった(※8)。今後、インターンシップのより一層の普及を進めるためには、障壁となる人的負担を解消すべく、人的・経済的支援やノウハウの提供が求められる他、各種規制については、中小企業を対象外とするなどの緩和が求められる。

また、専門高校の一部で採り入れられている企業実習型の職業教育についてはインターンシップよりも長期、かつ、より実践的となっている。この取組みが広く進むようノウハウや地域企業と学校とのネットワークづくりへの支援が望まれる。

若年無業者(ニート)(※9)も依然として60万人前後で推移している。若年無業者の就労を支援することは人手不足解消への一助となるばかりではなく、所得格差の是正や将来の社会保険給付のあり方全体に影響を与える。既に各種施策が講じられているところではあるが、各々の支援策(※10)を効果的に結びつけるなど、労働意欲を高める工夫を更に進めるべきである。

なお、大学新卒については2015年度よりいわゆる就職・採用活動の後ろ倒しが行われたが、採用選考開始前の水面下での活動や、中小企業と大企業の採用時期の逆転現象による内定辞退の増加等の問題点が指摘され、2016年度から2か月程度前倒しされることとなった。これにより課題が解消されることが期待されるが、今後も動向を注意深く見守っていく必要があり、新たな課題が明らかになった場合には、再度、検証を行うことも必要である。

(※6) 2012年3月新規大学卒業者の3年目離職率は32.2%であり、3年連続3割超となっている。

(※7)「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)、「採用選考に関する指針(手引き)」(日本経済団体連合会)では、インターンシップで得た学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用しない、期間については5日以上を持って実施と規定している

(※8)「企業における教育支援活動等に関する調査(2015年)」(東京商工会議所 若者・産業人材育成委員会)によると、インターンシップを実施していない理由として「人的負担が大きい(55.9%)」「採用に直結しない(39.3%)」「企業側のメリットがない、少ない(36.0%)」となっている。

(※9) 無業者(ニート: Not in Education, Employment or Training)とは、統計上は「15~34歳の

非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」を指す。

(※10) 働くことに悩みを抱く若者に対し、キャリア相談やコミュニケーション訓練、就労体験等を行う地域若者サポートステーションが代表例である。

<東京商工会議所の取組み例>

『東商リレーションプログラム』

就職活動の始まる大学3年生からではなく、早い段階で学生の職業観の醸成や企業についての理解を深め、入社後のミスマッチを防ぐことを狙いに2015年から実施。東京商工会議所は目的に賛同する企業と大学との仲介役を担っている。

(受入企業27社、連携大学13大学、学生数228名)

(2) 女性

女性の就労状況については、都市部における待機児童問題等の制約要因も残っているが、女性の労働意欲の高まりの中、データ上では2014年の25～44歳の女性の就業率は70.8%と、2004年に比べ4.0ポイント向上し、いわゆる「M字カーブ」の底も緩やかなものに改善されてきている(※11)。

こうした女性の活躍推進は社会全体で気運を盛り上げるべきものであるが、業種・職種の特性や企業独自の事情もあり、取組みの進捗はさまざまである。より広範囲に活躍推進を広げていくためにも、女性が働きやすい職場環境づくりを目指す中小企業に向け、ハード対策の負担軽減等の経済的支援を図るべきである。

また、女性活躍の姿には成果の創出や職域の広がりなどさまざまな形があり、働く女性の価値観も多様である。国としては女性管理職の登用率といった形式的な目標を一律に課すだけでなく(※12)、さまざまな活躍のあり方を示し普及に努めるべきである。

なお、本年4月1日に施行された女性活躍推進法において、従業員301人以上の企業に対し、女性の職業生活における活躍を推進する行動計画を策定することが義務化されたが、300人以下の企業においても努力義務とされ、対応を進めていくことが期待されている。中小企業が行動計画の策定について自発的に取組むにあたり、ノウハウの支援やインセンティブが付与されることが望ましい。

(※11) 「労働力調査(2014年)」(総務省)

(※12) 2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、民間企業的女性登用率について「課長相当職15%、係長相当職25%」(ともに2020年まで)としている。ちなみに2014年の管理職比率は課長相当職9.2%、係長相当職16.2%である。(「労働力調査」)

<日本・東京商工会議所の取組み>

『女性活躍推進ハンドブック』

日本商工会議所と東京商工会議所では、女性が入社してから退職するまでの各キャリア・ステージと結婚や出産などのライフ・イベントごとに、女性と企業が抱えやすい課題と取組みのポイントを解説したハンドブックを2016年3月に発行した。

(3) 高齢者

日本商工会議所の調査において、65歳以上まで働ける仕組みとしている企業が7割を超えていることから、中小企業では高齢者の活躍が進んでいることがうかがわれる。高齢者の更なる活躍推進に向け、

事業活動の中核を担い技能継承の伝え手でもある熟練労働者・専門技能者のみならず、それ以外でも就労を希望するより多くの高齢者が自らの職業経験や社会経験を活かし労働参加できるよう、企業とのマッチング機能の強化や公的職業訓練の拡充を進めていくことが必要である。

最近、関係法令が改正され、公益財団法人産業雇用安定センターの機能拡充やシルバー人材センターの要件緩和（※13）などが図られた。制度が広く活用されるよう、十分な周知活動が必要である。

また、年金制度については、高齢者の就労意識や購買行動等に密接に関係することから、その他の社会保障制度との兼ね合いも含めた総合的な観点に立ち、高齢者本人の就労意欲を維持・向上させ、なおかつ企業に対しては高齢者を積極的に多数雇用することへの後押しとなるような方向で検討を進めるべきである。

なお、高齢者は体力面や健康面での個人差が大きいのも事実である。企業では高齢者各人の事情に応じ、よりフレキシブルな勤務日や勤務時間の設定が求められるとともに、体力面や健康面での配慮が必要となる。企業が高齢者向けに行う健康管理や安全管理に関するソフト・ハード両面での対応について支援が図られるべきである。

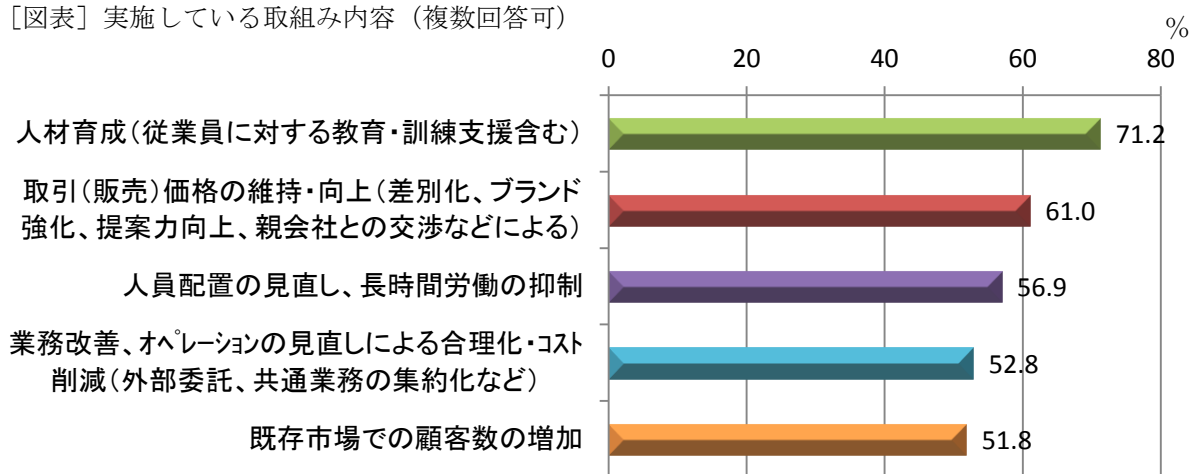
（※13）（公財）産業雇用安定センターでは高齢者の人材移動に特化し、65歳前の高年齢者の人材情報を保持して65歳を超えた継続雇用が可能な企業への橋渡しをする機能を設けている。また、シルバー人材センターは、これまでの「臨時的・短期的・軽易」の要件を緩和し、日数制約なく週40時間までの就労（業種・職種ごとに指定）を可能としている。

3. 労働生産性の向上

労働力人口減少という構造的な課題を抱える中、わが国経済の供給力を労働投入量の拡大のみから高めていくことには限界がある。企業が競争力を高め、持続的な成長をしていくためには労働生産性向上に向けた取組みが不可欠である。

日本商工会議所の調査では、半数以上の中小企業が労働生産性向上のための取組みを行っており、その内訳としては人材育成、取引価格の維持向上、人員配置の見直しと長時間の労働抑制等が挙げられている。

[図表] 実施している取組み内容（複数回答可）



出所：「人手不足の対応に関する調査(2015年)」(日本商工会議所)

(1) 人材育成

人材育成に関しては、わが国ではOJT(On-the-job Training)をベースとする企業内人材育成が主と

なっており、各社各様の取組みがなされている。しかし、自社内の指導人材の不足を挙げる中小企業も多く（※14）、それを補強するための指導ノウハウの提供などの支援が望ましい。

公的職業訓練については、訓練効果を職場の生産性向上や成果の創出に直結させるべく、産業界のニーズに重きを置いた訓練メニューの開発を更に進めていくことが必要である。

なお、非正規雇用労働者についてはこれまで能力開発の機会が少ないとされてきたが（※15）、労働の付加価値を高め、本人の処遇改善につなげるためにも、非正規雇用労働者の能力向上につながる職業訓練の充実が図られるべきである。

また、OJTとOff-JTを組み合わせた職業訓練を通じ、非正規雇用労働者の正規雇用への移行を促進する役割を果たしているジョブ・カード制度は、従来からの求職者のみならず、在職者も活用できるように対象が拡充され（※16）、関係法令で制度の位置付けが明確にされたところだが、今後とも、企業での人材育成を支援していくため、政府広報でのPRをはじめ、都道府県労働局やハローワークでの求職者に対する職業訓練への積極的な誘導など、一層の普及拡大に向けた制度の周知、広報の強化が必要である。

（※14）「能力開発基本調査（2014年）」（厚生労働省）では、人材育成に関する問題点の内訳として、「指導する人材が不足している」が最も高く（52.2）、次いで「人材育成を行う時間がない」（48.8）となっている。

（※15）「能力開発基本調査（2014年）」（厚生労働省）では、計画的なOJTを実施した事業所の割合として、正社員向けの実施が62.2に対し正社員以外向けの実施は31.1と低位であり、OFF-JTについても正社員向けの実施が72.4に対し正社員以外向けの実施が34.0となっている。

（※16）ジョブ・カードは、2015年10月から、生涯を通じたキャリア・プランニングとしてのツールと職業能力証明ツールとしての機能をもったものに改められた。2016年1月末現在のジョブ・カード取得者は、2008年からの累計で約143万人（2014年度：約20万人）。

<商工会議所の取組み>

ジョブ・カードを用いた職業訓練の支援（2016年3月末現在）

全国各地の商工会議所の支援によって3.5万社が職業訓練を終了。5.6万人が職業訓練を修了し、このうち、4.5万人が正規雇用されている（正規雇用率は2008年からの累計で80%）。

（2）長時間労働の抑制

恒常的な長時間労働については最優先で是正に取組まなければならない。その取組みにあたっては実際の企業現場での具体的な創意工夫が必要であるが、それを促すためにも、成功事例の共有や業務改善のノウハウの提供等の支援が望ましい。なお、業界独自の取引慣行見直しなど、一企業だけでは取組めない課題の改善に向けた支援を図るべきである。

また、人手不足や労働時間の長さに関心する中小企業が労働生産性の向上を図るためには、ITやロボットの活用が鍵となる。しかしながら、中小企業の場合、ITなどを活用できる人材が社内にはいない、また、導入のイニシャルコストが高いといったことが、IT化の推進を妨げている。このため、ITやロボットの活用を支援する人材の増加、IT化による労働生産性向上の好事例の積み上げなど基盤強化に努め、意欲ある中小企業に幅広く支援が行き届くよう、有効かつ持続性のある支援体制を構築すべきである。

なお、生産性向上を促す働き方への改革やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働者の多様なニーズに対応し働き方の選択肢を広げる労働基準法等改正案（※17）の早期の成立を期待する。

(※17) 労働基準法等改正案においては、健康確保措置の実施や本人の同意などを前提に、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離し、労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする高度プロフェッショナル制度や、企画業務型裁量労働制の対象業務の見直し、フレックスタイム制度の清算期間の延長等が盛り込まれている。

(3) 「健康経営」の普及促進

各世代の働き手が十分に力を発揮するためには、健康であることが大前提となる。社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルである「健康経営」は、労働生産性向上に大きく寄与する経営戦略であるとの認識が徐々に広がっている。

しかしながら、東京商工会議所が経済産業省と行った調査(※18)によると、「健康経営」の内容を知っている(実際に取組んでいるを含む)という回答は全体の10%程度であり、現時点では、中小企業経営者における認知度は低い。また、多くの中小企業経営者は「健康経営」は必要と認識しながらも、具体的にどのようなことに取組めばよいのか、どのような人材が必要なかわからない状況にある。このようなことから、取組み内容の具体化、ノウハウの共有化、「健康経営」に関する専門家の養成・派遣に対する助成など、中小企業に「健康経営」が一層普及し、取組みが促進されるような環境整備に努めるべきである。

(※18) 「健康経営の啓発と中小企業の健康投資増進に向けた実態調査」(調査期間：2015年8月1日～2016年2月下旬、調査対象：全国10都道府県の中小企業約1万社)

4. 中小企業の活力強化に向けた環境整備

(1) 働き手と企業双方のニーズに応える雇用環境の整備

多様な働き手の労働参加を促すためには、個々の働き手が、家庭や育児・介護との両立、加えて、自身の健康管理等、さまざまな事情のなかで仕事との調和を図るワーク・ライフ・バランスの取組みが不可欠となっていく。

特に今後重視すべきは介護と仕事との両立である。既に政府からは一億総活躍社会の実現に向けて「介護離職ゼロ」が打ち出されたところであるが、介護離職者は今も年間約95,000人(※19)を数え、更なる増加が懸念されている。介護問題については、国全体としてハード・ソフトの施策を進めることとされており(※20)、その着実な実施が求められる。また、育児・介護休業法等の改正は、成立から施行までの期間が短いことから、その内容の周知に努め、現場の混乱を極力抑えることが重要である。

労働需給の調整機能に関しては、企業の求人意欲が強まっている中、ハローワークに対する期待も高まっている。特にものづくり分野における専門技能者などの即戦力のニーズに応えるためにも、ハローワークにおいては今後とも地域産業や地元企業の事業形態等についての動向把握や、専門技能のある求職者を積極的に把握する等の取組みを図られたい。

なお、経済のグローバル化の進展の中で、日本に関心を持つ留学生を増やし、育成し、雇用する仕組みを早期に構築することが急務である。中小企業においても海外への販路拡張などを図る必要から、即戦力としての外国人材に対する求人ニーズが高まっている。このような人材を雇用し、定着させるノウハウについての支援が求められる。また、外国人留学生が日本に留まり就職できる、もしくは海外の現地日系企業に就職できるよう、マッチングの支援が必要である。外国人留学生向けのインターンシップは、日本企業の文化や風土の理解に役立ち、日本企業への就職や定着へのきっかけになる。日本の雇用

慣行に馴染んでいない留学生のスムーズな就職活動を支援するためにも、外国人留学生向けのインターンシップについては、就職のプロセスとしての意味付けを認めることも検討すべきである。

(※19) 「就業構造基本調査 (2012年)」(総務省)による。

(※20) 政府が示した「一億総活躍社会・緊急対策」では、ニーズに見合った介護施設・在宅サービスの整備、介護人材の育成・確保・待遇改善等が盛り込まれている。

(2) 適正な財源負担

今後の少子高齢化を考えれば、子育て支援の重要性は言うまでもないが、その費用負担については安定的に財源を確保するためにも税による恒久財源で行うべきであり、現行の事業主拠出金はあくまで時限的かつ限定的な対応と捉えるべきである。2016年度と2017年度は拠出料率が引き上げられることとなったが、2018年度以降は、速やかに本則に戻し、税を基本とした他の財源の道筋をつけ、最終的には廃止に向けた取組みを進めるべきである(※21)。

また、雇用保険の財源に関しては、労使による負担のほか一定割合の国庫負担が設けられている(※22)。保険事故である失業は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を負うべきと考えられ、雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づき措置を講じて本則に戻すか、それが難しい場合であっても、少なくとも現行水準の国庫負担は今後も維持すべきである。

(※21) 2015年度の拠出料率は標準報酬月額および標準賞与額の0.15%であるが、2016年度0.20%、2017年度0.23%と段階的に引き上げられることとなった。2018年度以降は実施状況をみて協議のうえ決定とされている。

(※22) 雇用保険の国庫負担割合は、求職者給付では1/4、日雇労働求職者給付金・広域延長給付では1/3、雇用継続給付では1/8、職業訓練受講給付金では1/2となっており、かつ、当分の間は暫定措置としてそれぞれの負担割合の55%とされている。

(3) 雇用に関するルールほか

2012年度の労働契約法改正に基づき2013年4月より施行された有期雇用の無期転換申込権については、その後特例として認められた一定の高度専門労働者や高齢者を除き、施行後5年後の2018年頃から無期転換申込み権の行使が多く発生することになる。各企業において取組みの濃淡があり、「対応方針は未定・わからない」とする企業が2割以上という調査結果もある(※23)。各企業での雇用トラブルの頻出や混乱などをきたさないよう十分な周知が必要である。

障害者雇用に関しては、2016年4月から改正障害者雇用促進法が施行され、施行後5年をかけて法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることになる。障害者の求職が大企業に集まりやすく、中小企業は雇いたくても雇えないという実態があるなか、法定雇用率が大幅に上昇し、かつ、法定雇用率を達成できないときの納付金支払義務の対象が拡大されていくことは、中小企業に対する影響が大きいため配慮が必要である。

メンタルヘルス不全による労災認定は増加傾向であり(※24)、足許の人手不足ともあいまって、負荷増大に起因する心身の不調者の増加が懸念される。2015年12月よりストレスチェック制度が導入されているが、メンタルヘルス対策を広く進展させていくために、効果の検証とともに更なる打ち手がないかについても検討を続けるべきである。また、メンタルヘルス対策が小規模事業場にも広く普及するよう、地域産業保健センター等の相談体制の整備や対策に要する経済的支援を進めるべきである。

また、社会保険の手續についてより一層の効率化が進むことが期待されるとともに、各種助成金については制度に沿った活用が広く行き渡るためにも、利用者目線での申請手續の簡素化が図られるべきである。

(※23) 「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」結果概要
(2015年) (労働政策研究・研修機構)

(※24) 「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況 (2014年)」 (厚生労働省)

以 上

「雇用・労働政策に関する意見」

<提出先>

内閣府

厚生労働省

経済産業省

文部科学省

<実現状況>

- ◆平成 28 年 9 月、政府において安倍内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が立ち上げられ、当所、三村会頭が参画し同意見書の趣旨を主張した。その結果、同一労働同一賃金の導入に当たっての考え方や時間外労働規制等について働き方改革実行計画に明記されるなど、当所の多くの主張が反映された。

中小企業の IoT 推進に関する意見

平成28年 4月21日

日本商工会議所

【基本認識】

中小企業は、人口減少・労働力減少などを背景とする人手不足の状況にあり、今後その趨勢がさらに強まるものとみられる。このため中小企業においては、人手不足を補うために、一層の経営の効率化を図り日本全体の生産性を向上させることが不可欠となる。

近年、情報通信技術の発展はとどまるところを知らず、情報処理能力の拡大を背景として、ITやインターネットを活用したビジネスは、日本はもちろん発展途上国に至るまで世界的な広がりを見せている。ITサービスは世界中いたるところで、様々なユーザーに提供されつつある。さらに、生産性を飛躍的に高めるビッグデータ処理、IoT (Internet of Things)、人工知能といった新しい IT 技術が誕生し、日米欧はじめ世界中の広範な分野の産業がすでに取り組みを始めており、各国政府も競って IoT 等の政策立案を進めている状況にある。(ここでは、IoT を「デジタル技術」とものづくりを含めた「生産技術」の融合により生産性を向上させる取り組みと理解する。)

このような状況において、わが国の中小企業においても人手不足や販路拡大、長時間労働などのさまざまな経営課題に対応するため、IoTをはじめとする、新しい IT 技術の導入・活用により、経営力強化・生産性向上に積極的に取り組むことが課題となっている。しかしながら、中小企業は、人材・資本・情報の経営資源に制約があり、特に IT を活用できる人材が社内でも不足している。このため、中小企業の IT を活用した「攻めの経営」の取り組みを後押しするために、税制・予算措置をはじめ、多様できめ細やかな国の支援が必要である。

商工会議所としては、中小企業の IT 導入・活用については、これまでも IT 関連セミナー・講習会、相談事業等を実施しているが、中小企業には一層の経営力強化や生産性向上が求められることから、政府の IT 関連施策と連携して、中小企業の IT 導入・活用のさらなる後押しに取り組む所存である。

以上の基本認識にもとづき、下記のとおり意見を述べる。

記

1. 製造業分野の中小企業の IoT・ロボット等の導入・活用支援

(1) 導入・活用を支援する拠点の整備について

製造業分野の中小企業の IoT・ロボット等の導入を支援するためには、複数の領域（経営カイゼン、IT、機械、電気等）にまたがる知識が求められる。については、個人ではなく各専門分野のコンサルタントと、適切な IT の導入を指導できるコーディネーターを擁するチーム制の「ものづくり」支援拠点が必要である。

すでに、商工会議所の工業部会等を中心として、産学官連携のチーム制による「ものづくり」支援拠点が実績をあげている先進地域がある。これらの先進地域を含め、最先端の IT (IoT 等) の導入をチーム制で支援する「スマートものづくり」(仮称) 支援拠点を、全国に相当数整備すべきである。

上記コンサルタントやコーディネーターについては、地域に専門人材が不足していることから、カイゼン活動の実績のある大手製造業 OB や、地域の IT ベンダー等の活用を検討すべきである。

(2) IoT ツールやシステム開発等への支援について

中小企業の身の丈やニーズに合った、日頃の経営課題等に対応する簡易な IoT ツール（機器やソフトウェア）が不足しており、その開発を支援すべきである。特に、中小企業の「ものづくり力」を喚起し参画意識を高めるために、全国的なアイデア・コンテスト（アイデアソンなど）の実施は有効であると考えられる。

中小企業では、1社単独でシステムの開発コストや時間を負担することが過大となることから、地域別・業種別に必要とされるモデル開発プロジェクトを行うことが必要である。また中小企業のみならず、小規模事業者が低事務負担・低費用負担で利用できる環境整備が最重要課題である。

特に、中小企業共通で利用できる「電子受発注システム」（国際標準規格に準拠した EDI）、「生産管理システム」および「売掛金管理・決済業務システム」のシステム構築については、金融決済との連動による中小企業・小規模事業者の資金回収の早期化が期待されるとともに、IT 導入・活用の後押しとなることから優先的に検討すべきである。

中小企業向けの有用かつ安価な IoT ツール・システム情報を共有（シェア）できる仕組みや、中小企業向け IoT ポータルサイトの構築が求められる。

(3) IoT 推進のための顕彰制度の創設について

中小企業では、IoT 等に対する関心はあるものの、現時点では、自社での必要性が実感できない現状にある。このため、IoT 等に先進的に取り組んでいる中小企業を対象とする顕彰制度を創設し、受賞企業に対しては、公的金融機関等による低利融資等を設けることで、中小企業に広く IoT 投資の必要性をアピールする普及広報を行うべきである。

2. 中小企業・小規模事業者への IT 導入・活用支援

中小企業・小規模事業者では、社内 IT 人材の不足、導入効果の判断の困難さ、高いイニシャルコストなどの課題により、IT の導入・活用が進んでいない。経営者に IT 導入・活用の気づきをもたらし、継続的な利用を促すためには、現場の課題を一緒に考え、解決に導いてくれる外部人材が不可欠である。

このため、製造業はじめ、非製造業分野の中小企業・小規模事業者への IT 導入・活用支援のため、次のような方策が必要である。

(1) 中小企業・小規模事業者に対する IT 専門家の派遣等について

政府が、IT の導入・活用に外部人材を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、重点期間を設け、IT コーディネータ等の IT 専門家による 1 万社支援計画を打ち出したことを評価したい。

施策の具体化にあたっては、1 万社支援で終わることなく、意欲のある中小企業に幅広く支援が行き渡るよう、有効かつ持続性のある仕組みとすることが必要である。商工会議所としても、これまで以上に全国の経営指導員約 3,400 名のネットワークを活用して、中小企業・小規模事業者と IT 専門家との橋渡しに全面的に協力する。

なお、上記 1 万社支援計画を実行するうえで、経営指導員の IT 支援力の強化のため、IT コーディネー

タをはじめ IT パスポート、情報セキュリティマネジメントの資格取得などについて支援していただきたい。

(2) IT 導入・活用相談会等による支援について

中小企業・小規模事業者に対して、IT の導入・活用の意義と効果を普及するための事例の紹介と、IT コーディネータ等の IT 専門家による相談コーナーを一体化した相談会を開催すべきである。特に地方の中小企業・小規模事業者にとっては、有用な製品・サービスに実際に「見て・触れる」ことができる「見本市・展示会」に参加する機会が少ないことから、地域でより多く継続的に開催すべきである。

またインターネットショップサイトを使った販路開拓・拡大、クラウドファンディングを利用した資金調達など、地域で好評を得ている取り組みを支援していただきたい。

(3) 情報セキュリティ対策の周知徹底について

昨今のサイバー攻撃の激増に対応するために、中小企業・小規模事業者に対する情報セキュリティ対策の周知徹底が不可欠である。またマイナンバーや個人情報、営業秘密漏えい事故等の損害に備えた保険制度もあわせて普及する必要がある。

(4) KPI にもとづく着実な施策の推進について

中小企業・小規模事業者の IT の導入・活用は、政府において長年取り組まれてきた課題であるが、企業自身の自立的な取り組みに至るまでには、引き続き継続的な支援が必要である。成果を着実に達成するためには、IT の導入・運用の目標値 (KPI) を設定し、PDCA サイクルを回すべきである。

3. IoT 推進に関する中期的な課題

中小企業が、IoT 関連機器等を導入する際に、個々では対応できない課題については、国もしくは然るべき機関等において対応策を検討いただきたい。

(1) データ・フォーマットや通信方式の標準化について

IoT の導入にあたっては、設備・機器間の接続が必要となるが、現状では少なくとも、データ・フォーマットや通信方式が統一されていないことから、標準化が急がれる。

(2) データ所有権ルールの明確化について

インターネットを通じてデータ (機器の稼働データや、営業秘密・特許情報) のやり取りが行われるようになると、国内のみならず国外までデータが流通することとなる。このため、現行の法制度では、データの所有権の特定が難しい領域が想定されることから、所有権ルールの明確化が必要である。

以上

中小企業のIoT推進に関する意見

<提出先>

経済産業省、中小企業庁 等

<実現状況>

◆1. 製造業分野の中小企業のIoT・ロボット等の導入・活用支援

(1) 導入・活用を支援する拠点の整備について

○スマートものづくり応援隊事業（経済産業省・平成29年度16.7億円の内数）

中小製造業がロボット、IoT等について相談できる「スマートものづくり」拠点の整備を平成28年度から開始。

平成28年度は5ヶ所（商工会議所は、大阪、北九州の2箇所）、平成29年度は21ヶ所（商工会議所は、足利、大阪、佐賀の3箇所と商工会議所関係で長岡、北九州の2ヶ所）を選定。コンサルタントやコーディネーターとして企業等OBが活用できる。

(2) IoTツールやシステム開発等への支援について

○中堅・中小製造業向けの106個のIoTツール（スマートものづくり応援ツール）を公表（ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI））。

第1回 中堅・中小製造業向けIoTツール募集イベントを実施。106ツールを公表。

また、約250点におよぶIoTユースケースを紹介したマップをネット上で紹介。英語と日本語の表記で、海外の企業からも参照できる内容となっている。

◆2. 中小企業・小規模事業者へのIT導入・活用支援

(1) 中小企業・小規模事業者に対するIT専門家の派遣等について

○「2年で1万社」のIT導入・活用支援に向けた専門家派遣等の拡充

IT関連の専門家等派遣事業（中小企業庁・平成28年度2次補正予算）

○ITシステム導入等費用の一部補助

サービス等生産性向上IT導入支援事業（中小企業庁・平成28年度2次補正・100億円）

○ITスキル向上等研修（1日）の新設（中小企業庁）

商工会議所や商工会の経営指導員等を対象とし、47都道府県で開催している「経営指導員向け小規模事業者支援研修」内に新設。

(2) IT導入・活用相談会等による支援について

○プラスITセミナー（IT活用に向けた地域で実施するセミナー、ワークショップ、相談会、ミニ展示会）の開催（100拠点）

経営力向上・IT基盤整備支援事業（中小企業庁・平成28年度2次補正・1.4億円の内数）

○プラスITフェア（IT活用に向けた大規模なセミナー、ワークショップ、相談会、展示会）の開催（ブ

ブロック単位・10カ所)

経営力向上・IT基盤整備支援事業（中小企業庁・平成28年度2次補正・1.4億円の内数）

○ITシステム導入等費用の一部補助（再掲）

サービス等生産性向上IT導入支援事業（中小企業庁・平成28年度2次補正・100億円）

(3) 情報セキュリティ対策の周知徹底について

○「プラスITフェア」（ブロック単位・10カ所）および「プラスITセミナー」（100カ所）において、改正個人情報保護法の周知およびセキュリティ対策セミナーを実施。

◆3. IoT推進に関する中期的な課題

(1) データ・フォーマットや通信方式の標準化について

○4月28日、日本の経済産業省とドイツ経済エネルギー省は、IoT/インダストリー4.0協力に係る共同声明への署名を行った。今後この分野で連携し、毎年、IoT/インダストリー4.0協力に関する局長級対話を毎年実施することを決定。7つある共同テーマの中の「国際標準化」で議論される予定。

(2) データ所有権ルールの明確化について

○(1)の共同声明への署名に基づき、今後この分野で連携し、毎年、IoT/インダストリー4.0協力に関する局長級対話を実施する。7つある共同テーマの中の「規制改革」で議論される予定。

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見

平成28年4月21日

日本商工会議所

日本商工会議所では、本年2月、「今後の観光振興策に関する意見～『新たな観光ビジョン』策定への期待～」を取りまとめ、政府に提言を行った。

同提言では、観光は地方創生、日本再生の切り札であるとの基本認識を示し、自らが暮らす地域に旅行者を呼び込むという目的において、国内観光とインバウンドの取り組みは同一であり、車の両輪として進める必要があることを指摘した。急増するインバウンドへの取り組みを強化することは、宿泊施設の新設や更新、外国人の目線を踏まえた日本の魅力の磨き上げなど、国内観光の回復に寄与する。そのため、政府に対しては、地域や民間の観光への積極的な取り組み・投資を促す具体的な数値目標の設定や、特定都市に集中する外国人旅行者を全国各地に分散・拡大するための方策、観光需要の平準化や体験型観光の促進に向けた取り組みの促進を求めた。

他方、政府は、本年3月、観光先進国の実現へ向け、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人、同年の日本人国内旅行消費額21兆円などの新たな目標を設定し、①観光資源の磨き上げによる地方創生、②観光産業の革新と基幹産業化、③全ての旅行者に快適な観光環境の整備の3つの視点による、種々の観光振興への取り組みの方針を「明日の日本を支える観光ビジョン」として策定した。また、現在、同ビジョンを踏まえた当面の取り組み策として「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016」のとりまとめを行っている。

商工会議所では、毎年、全国商工会議所観光振興大会を開催し、観光の重要性を強くアピールしている。また、平成26年度には、全国514商工会議所すべてに観光連絡担当を設置し、地域連携による広域観光を推進している。日本商工会議所は、インバウンドの拡大や地域の観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に貢献していく所存であり、観光ビジョンにおいては必ずしも数値目標の根拠として具体的に示されていない施策や、早急に必要な取り組みについて、下記のとおり意見を申しあげる。

記

I. インバウンドのさらなる拡大に向けた各地の誘客体制・能力の強化

1. 訪日外国人旅行者の受入拡大に向けた観光基盤づくり

(1) 訪日ビザ発給要件の戦略的緩和、トランジット旅客の取り込み推進

訪日ビザの発給要件の緩和については、経済成長が著しいアジア諸国やその他訪日旅行が拡大する可能性の高い国を優先して、緩和や免除を進めることが重要である。未だビザが必要とされる中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアをはじめ、ミャンマー、カンボジア、ラオスを対象とした戦略的な緩和を進めていただきたい。併せて、旅行者の利便性向上を図るため、インターネット上で発給する電子ビザの導入が望まれる。

また、国際線通過旅客（トランジット旅客のうち日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった者）が、乗り継ぎ時間を利用して日本国内で観光ができるよう、寄港地上陸許可制度（ショアパス）の積極活

用を図るとともに、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度の導入を検討していただきたい。

なお、被災地を含め東北地域が一体となってインバウンド増加に取り組むために、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次ビザの発給について、青森県・秋田県・山形県をその対象に追加していただきたい。さらに、復興・創生期間にあわせて5年の延長が決定した「被災地3県を訪問する外国人に対する査証料の免除」についても、同様に対象の拡大を望む。

(2) CIQ (税関・入管・検疫) 体制の整備・強化

訪日外国人旅行者が、1年で約2倍に急増する中、従来の出入国手続きの体制では対応しきれない状況が生じている。円滑かつ快適な出入国手続きが行われるよう、空港・港湾における顔認証等最先端技術の導入のための予算の拡充やOB人材の活用等による人員の確保を図り、CIQに係る体制強化を促進していただきたい。

特に、海外臨船審査(前寄港地等から入国審査官がクルーズ客船に乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対して審査)は、着岸後の審査時間の短縮、観光時間の確保に効果的な方策であり、旺盛なクルーズ需要への対応という面からも、さらなる拡充が必要である。

また、食品類は、諸外国の検疫条件によって当該国への持ち込み禁止商品が異なっており、国内小売店の現場では、外国人旅行者への販売に際し、持ち込み禁止の対象食品であるか否かの判断、説明ができず対応に苦慮するケースがある。小売業者をはじめ、生産者、卸売業者等の関係者に対し、検疫制度の周知・徹底を図り、検疫条件等を図示した外国語併記のポスターを配布するなど、分かりやすい情報提供を行っていただきたい。

(3) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散

空路による訪日外国人旅行者の約85%がゴールデンルートの出入口となる空港を含む特定の空港に集中しており、これに伴い、滞在先も主として空港が所在する特定都市に集中している。また、日本人による海外旅行は、約9割が成田、羽田、中部、関西の4空港の利用によるものである。

地域において、好調なインバウンド需要を取り込んでいくために、全国の地方空港を通じて外国人旅行者を直接呼び込み、地方創生につなげていくことが重要である。

地方自治体は、海外との地域間交流を促進するとともに、地方空港への外国エアライン、特にLCCの就航を促進すべく、着陸料の軽減や空港からの二次交通整備、地域住民の空港利用促進などの取り組みを積極的に推進する必要がある。

また、国は、こうした地方自治体の活動を支援すべく、CIQの体制強化のみならず、着陸料軽減制度の拡充や空港からの二次交通整備等に関する支援策のさらなる強化を図っていただきたい。併せて、「大都市圏と地方」、「地方と地方」を結ぶ国内線の拡充や鉄道・バス等の共通パスの普及、地方空港における外貨両替所設置に対する支援についても、推進する必要がある。

【参考】

- ・静岡県では、富士山静岡空港への国際路線誘致に向け、イン・アウト双方の需要拡大に努めている。平成23年に県内企業向けに「企業サポーターズクラブ」(入会金・年会費無料)を立ち上げ、空港利用した際に旅費の一部をキャッシュバックする制度を設けた。また、地元旅行会社と連携しチャーター便の運航を促進。首都圏へのアクセス、富士山、温泉、食といった魅力と初年度の

着陸料免除等をPRすることで、22年に2だった国際路線が27年には16に拡大。

- ・東アジアからの訪日外国人旅行者が多い要因として、日本各地への豊富な航空路線があることが挙げられる。例えば、韓国は14空港、台湾は17空港、香港は7空港に直行便があり、今年に入ってもそれぞれの訪日客は48.0%、35.0%、40.4%増加している。
- ・地域の国際交流を支援する制度として、JETROの「地域間交流支援事業(RIT事業:Regional Industry Tie-up Program)」や自治体国際化協会(クレア)の「国際交流支援事業」などがある。

(4) 「交流拠点都市」の特区認定等による地域観光圏の形成促進

各地への旅行者の分散化を図るには、その拠点となる都市・地区が必要であり、そこに重点的な支援策を講じることが求められる。

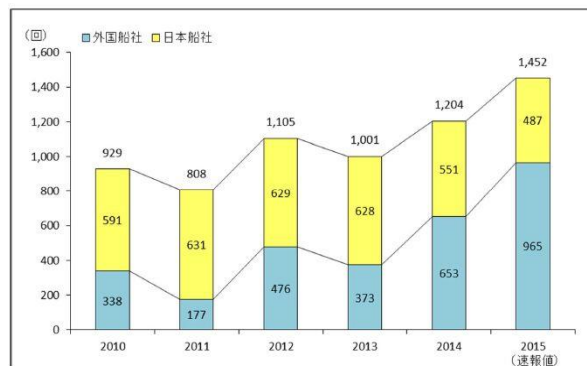
日本商工会議所が、かねてから提案している「交流拠点都市」は、優れた観光資源を有し、地方空港や高速鉄道、高速道路等の交通インフラを備えつつ、地域鉄道やバス等の二次交通(地域公共交通)が整備され、海外と双方向の送客システムの構築が見込まれる都市を想定している。こうした都市とその周辺地域を特区として認定し、宿泊、道路利用、通訳案内など観光関連の規制緩和を行うとともに、交通インフラ整備や海外プロモーション事業に対する財政支援を行うことで、地域での観光圏形成を促進する必要がある。

(5) クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進

クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、クルーズ船の大型化(乗客4,000人超)など、さらなる訪日外国人旅行者の拡大や各地への誘客促進が期待される。

今後、より多くのクルーズ客船が全国各地に寄港できるよう、受入体制の強化が必要であり、政府は、CIQ手続きの一層の迅速化のみならず、旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、ソフト・ハード両面での対応への支援を強化いただきたい。

わが国港湾へのクルーズ船の寄港回数



出所：国土交通省

【参考】

- ・近年、世界のクルーズ人口は急速に増加し、10年前の約2倍になっている。特にアジア域内では、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことにより、クルーズ市場が急成長している。
- ・わが国への大型クルーズ客船の寄港も増加し、2015年の訪日クルーズ旅客者数は、約111.6万人(速報値)となっており、特に、中国からのクルーズ船の寄港増加に伴い、九州における寄港数が急増している。

(6) 貸切バスの需給逼迫への対応と路上混雑の解消

訪日外国人旅行者向け貸切バスは、今後も旺盛な需要が見込まれることから、平成28年9月末まで

延長されている営業所の隣接県を臨時営業区域とする特例措置のさらなる緩和や恒久化など、貸切バスの営業区域制度を緩和していただきたい。

また、バス事業者の課題となっているのが運転手の担い手不足である。法令を遵守している優良な事業者には、バス乗務員の確保に向けて、女性の活用、大型2種免許取得要件の条件付き緩和等、様々な方策の検討が必要である。一方、貸切バス利用者の安心・安全を確保するために、貸切バス事業者に対する国の監査体制を強化するとともに、日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進が求められる。

さらに、都市部においては、貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者等より対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、まちなかにおいても貸切バス専用の乗降スペースや駐車場の確保が必要である。

【参考】

- ・貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付国自旅第139号通達)により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置が、28年9月末まで延長されている。

(7) 多様な宿泊施設の提供による宿泊供給能力の拡大

訪日外国人の急増によって、大都市におけるホテルを主とした宿泊施設の需給が逼迫している。宿泊施設の供給制約が訪日の阻害要因とならないよう、宿泊施設に対する民間投資を促進するため、税制上の優遇措置や REVIC(地域経済活性化支援機構)、日本政策投資銀行等による地域活性化ファンドを活用した金融上の支援措置を拡充していただきたい。

また、多様な宿泊ニーズに対応した受入環境の整備を進めることが重要である。宿泊施設の多様化は、旅行者の選択肢を増やし、新たな需要創出につながるほか、古民家や空き家、別荘等の遊休施設の活用は社会課題解決にも有効である。

旅館は、大都市においても未だ宿泊者受入の余地が大きく、旅館ならではのおもてなしが評価されつつある中で、外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修、外国語の案内表記、無料無線LANの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応等に取り組むことで、新たな需要を獲得し、増大するインバウドの受け皿となることが期待され、こうしたイノベーションに積極的に取り組む事業者への重点的支援が求められる。

また、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断・改修に対する支援を継続・拡充していただきたい。

自宅等を宿泊施設として活用する民泊は、大都市圏のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。そのため、官民一体となって、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる制度設計の検討を進める必要がある。

なお、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者は、現在、旅行業法や旅館業法の登録等の義務はなく、その責任は明確になっていない。仲介事業者については、部屋の貸し手が旅館業法や国家戦略特区などの関連法規に基づき適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求

め、違法なサービスの仲介を禁止するなど一定のルールが求められる。

【参考】

- ・政府では、民泊を活用するため、旅館業法の政令を改正し、4月1日より施行した。民泊を旅館業法上の簡易宿所に位置付けることで、民泊サービスを繰り返し提供する貸し手は、営業許可の取得が義務化される。行政側が民泊の実態を把握することが容易になり、衛生・安全の確保や近隣住民とのトラブル防止、既存の宿泊施設等との競争環境の整備が期待される。
- ・国家戦略特区の特例措置である短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外（外国人滞在施設経営事業）は、国家戦略特区法施行令の規定により、指定区域における条例制定が必要。現在、東京都大田区と大阪府・大阪市で条例が制定され、1月から大田区で事業が開始されている。
- ・青森市では、昨年の規制緩和により認められたイベント民泊（開催自治体の要請を受け、期間を限定して自宅を旅行者の宿泊施設として提供）を、ねぶた祭り開催時に実施。今後、各自治体での取り組みの普及が求められる。

（現行制度上、実施可能な民泊）

民泊の種類	対 象	旅館業法との関係
国家戦略特区 （外国人滞在施設経営事業）	一定の要件を満たす特区内の施設を賃貸借契約に基づき条例で定めた期間（7～10日）以上、外国人旅客に提供するもの	適用除外
農林漁業体験民宿業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの	適用あり 構造設備基準の特例（簡易宿所の客室延床面積33㎡以上の基準を適用除外）
イベント民泊	年1回（2～3日程度）のイベント開催時に、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの	適用なし（反復継続性がなく「業」に当たらないと判断。旅館業に該当しない）

2. 訪日外国人旅行者の利便性向上に向けた取り組みの推進

（1）多様なニーズに対応した通訳ガイドサービスの提供

訪日外国人旅行者の急増に伴い、各地における通訳ガイド不足と多様なニーズへの対応が課題となっている。そのため、現在、観光庁で進めている通訳案内士制度の見直しにあたっては、総合特別区域法や構造改革特別区域法等で認められている特例ガイドを全国に拡大し、地方自治体が地元のニーズに沿った通訳案内士サービスを提供できるよう制度の見直しを行なっていただきたい。

また、多様化するニーズへの対応については、通訳案内士の資格取得後の研修・更新制度を導入し、質の向上と業務内容の明確化を図る必要がある。

【参考】

- ・政府では、通訳案内士の確保に向けた取り組みとして、試験合格を要せず、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイド行為を可能とする「特例ガイド制度」を下記により導入している。

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	特例ガイド						
			地域特措法				中心市街地 活性化法	総合特区法	構造改革 特区法
			福島復興 再生特措法	沖縄振興 特措法	奄美群島 振興開発 特措法	小笠原諸 島振興 開発 特措法			
役割	高度な語学能力、案内知識を備え、幅広いニーズに対応	一定レベルの語学力、各県内に関する知識を備え、各県の観光振興等に貢献	各地域の個別のニーズに対応するための語学力、知識を備え、簡易な手続きで資格付与						
取得条件	国の試験	都道府県の試験	地方公共団体の研修						
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日	平成24年 4月1日	平成27年 9月1日
対象地域 (主体)	全国	外客来訪促進計画を策定した地域(都道府県)	福島県	沖縄県	鹿児島県	小笠原村	中心市街地活性化基本計画を策定した地域 →極めて限定された地域	総合特別区域計画を策定した地域(都道府県又は市町村) →今後、新規認定はしない	構造改革特別区域計画を策定した地域(都道府県又は市町村)
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語						
登録者数	19,033名	379名(6道県) ※現在は沖縄県のみ実施	651名(平成27年6月1日)						
			84名	199名	—	—	—	368名 (6地域)	—

(資料) 観光庁

(2) 観光案内等の多言語対応推進に向けた支援強化

訪日外国人旅行者の増加に適応すべく、地域における多言語対応の推進強化が重要である。政府は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、英語表記、ピクトグラムの普及を軸に、国において統一した共通の外国語表示の整備への支援策を強化とともに、多言語音声翻訳システムなど、地域におけるICTの有効活用を推進していただきたい。

【参考】

- ・政府は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定したほか、東京都では多言語対応協議会を設置し、国・関係地方公共団体・民間の参画のもと、多言語対応を官民一体で推進している。

(3) 公共交通機関の共通パスの発行等による旅行者の利便性の向上

公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、外国人旅行者にとって煩雑である。旅行者の利便性向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系ICカードを活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を推進していただきたい。その際、施設側で設置が必要となる端末機器の導入に対する支援策が望まれる。

また、交通系ICカードと旅行者のパスポート情報等を紐付け、免税手続きやホテルチェックインでの活用など、様々な活用策を検討していただきたい。

【参考】

- ・わが国の公共交通におけるICカードは、Suica等の10種類が全国で相互利用が可能であり、カード1枚で電車、バス、タクシー、買い物ができるなど利便性が高い。

・スイスでは、スイス国鉄をはじめコンソーシアムに加盟する鉄道会社の路線、湖上汽船、主要都市のトラムや市バス等の公共交通機関で利用でき、かつ 400 ヶ所以上ある博物館や美術館の入場ができるトラベルパスとして「スイスパス」が発行されている。

(4) 訪日外国人旅行者に対する決済システムの整備

訪日外国人旅行者の消費行動における利便性を向上させるため、全国で海外発行のカード対応 ATM の設置を促進するとともに、ATM の場所や利用方法について、外国人旅行者への周知を行なっていたきたい。

また、政府は、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している旅館や鉄道・タクシー、美術館・博物館等においても、クレジットカードの利用が進むよう普及啓発や導入への支援を行なっていたきたい。

(5) ムスリム・ベジタリアンなどの文化・習慣の異なる旅行者の受入対応の向上

訪日外国人旅行者の受入拡大と安定的な確保を推進するためには、ムスリムやベジタリアン・ビーガンなど、多様な人種、宗教、文化、食事等の生活習慣に配慮した受入環境の整備を進める必要がある。政府は、「国別接客マニュアル」などを作成し、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等での普及啓発を図っていただきたい。

(6) 旅行者の安心・安全の確保に向けた取り組み

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時における交通・宿泊・食事等の安全確保やそれらに関する情報提供、事業者との連携、治安維持、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要があり、以下の対応が求められる。

- ① 地方自治体・事業者・自治会等との連携による災害時情報提供ポータルサイトの構築と普及、的確な災害情報発信システムの整備
- ② 宿泊施設や観光施設の災害時の初期対応を含む危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICT を活用した緊急時外国語災害情報の発信
- ③ 災害時における通信手段確保のための、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設における無料公衆無線 LAN 環境の整備
- ④ 在日公館や運輸機関との連携による大規模災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全（避難・誘導・供食対策）かつ確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向けた計画策定、およびその実施体制の整備

【参考】

- ・沖縄県は、台風や地震などの災害発生時に、県内関係者が連携して観光客の支援や観光産業の回復を図ることを目的に、「県観光危機管理基本計画」を取りまとめ、平成 27 年度に、この基本計画に基づき、実行計画を策定した。
- ・箱根町は、平成 27 年 3 月に、観光客や住民等の命を守るための対策を最優先することを基本方針

にした、「箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」を作成。

- ・観光庁では、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」に基づき、外国人旅行者が日本滞在中に不慮のケガ・病気になった際の対応として、本年より、①訪日外国人旅行者受入可能な医療機関約 320 のリストの JNTO ホームページに掲載、②日本滞在時の医療機関利用ガイドの作成、③訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入促進プロモーションの実施、④観光庁および地方運輸局観光部等に自治体向け「安心・安全対応相談窓口」を設置、の 4 つの取り組みを開始。

3. 訪日外国人旅行者拡大のための国際的プロモーション

(1) オールジャパン体制による戦略的な訪日プロモーションの展開

政府は、日本政府観光局（JNTO）とクールジャパン機構、日本貿易振興機構（JETRO）との連携を強化し、一元的かつ責任を持って訪日プロモーションを促進する体制を構築していただきたい。

また、日本の地方テレビ局が制作した観光番組をはじめ日本のコンテンツを、海外のメディアで放送することは、日本への送客プロモーションや、映画等のロケーション誘致に非常に有効であるが、民間ベースでは実現が困難な状況にある。政府は、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と JNTO 等との連携を強化しつつ、海外メディアの放送枠の確保と地域発の観光情報・コンテンツの供給を強力に推進していただきたい。

【参考】

- ・大手商社では、1990 年代からシンガポール地上波放送局と連携して「Japan Hour」の放送を実施。現在、アジア・オセアニアを中心に 24 の国・地域向けに毎週土日曜日に、日本のテレビ局制作の「土曜スペシャル」（日本の各地観光名所、名物料理等を紹介する番組）を配信。
- ・東北六県商工会議所連合会は、J-LOP を活用して、昨年ミラノで開催された国際博覧会（万博）のジャパンデーに、「東北六魂祭パレード」を実施した。東北県都の 6 祭と福島県内の 4 祭に加え、海外でも人気の高い日本のキャラクターが参加したパレードを一目見るべく、沿道には 6 万人もの観客が詰めかけた。



「Japan Hour」のホームページ

(2) 日本の魅力を発信していくための世界遺産登録のさらなる促進

ユネスコの世界遺産に登録されている日本国内の文化・自然遺産は19件（文化遺産：15件、自然遺産：4件）あり、そのほとんどが大都市圏以外の地域にある。世界遺産は、国内外の旅行者の訪問動機につながり、訪日外国人旅行者の各地への分散にも有効である。国や地方自治体は、世界遺産登録時のみならず、登録後の当該施設・自然等の保全・維持および観光客の受け入れ体制の整備を強力に支援いただきたい。

Ⅱ. 地域資源を活用し、まちづくりと一体となった国内観光の促進

1. 観光客を呼び込む魅力あるまちづくりの推進

(1) 持続的な観光地経営の実現に向けたDMOの形成支援の拡充

観光を地方創生につなげていくためには、各種データを収集・分析し、明確なコンセプトを持った観光戦略を作成した上で、地域が自ら魅力ある観光資源開発を行い、受入環境整備を進め、他地域等との連携による魅力の多様化や広域・周遊化を図り、効果的・継続的な情報発信を行い、一定の収入を確保し観光振興を事業として確立することが必要である。こうした持続的な観光地経営を実現するためには、自治体や観光協会、観光関連事業者、地域経済団等を一体化した体制づくりが必要であり、そのために政府はDMOを推進し、昨年12月に登録制度をスタートした。しかし、未だDMOについては理解が進んでおらず、わかりやすい名称を決め、引き続き、DMOに対する地域の理解醸成のための活動を実施していただきたい。また、DMOが地域における観光振興の牽引役となるためには、体制の構築とともに、自治体による目的税の導入など事業遂行に必要な財源の確保が不可欠である。

政府は、新型交付金による財政支援や関係府省庁で構成される連携チームによる支援体制を強化し、DMOの形成・確立を強力に支援していただきたい。また、マーケティングに基づく戦略策定、関係者の合意形成、商品造成など、専門技能が求められるDMOの人材の育成支援の仕組みを構築していただきたい。

なお、DMOについては、現在、機関の設置に関心が集中しているが、重要なことは、どのような組織を形成するかではなく、DMOが観光地経営の司令塔として、いかに地域の多様な関係主体との連携を図り、具体的な取り組みを推進していくかということであり、各地DMOに対する支援策を明確化し、強化していただきたい。

【参考】

- ・観光庁は平成27年12月から、DMOの候補となり得る法人（地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人）の登録制度をスタート。28年2月26日現在、24の候補法人が登録されている。

(2) まちの賑わい創出に向けた空間整備の推進

① まち歩きに適した歩行者空間の整備の促進

歩行者優先の都市空間整備は、世界的な潮流となっている。旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れあい地域の生活・文化を感じることができる賑わい空間の整備は、魅力的な観光まちづくりを進める上で重要である。

地域は、道路を活用したイベントやオープンカフェの設置、景観に配慮した案内表示の配置等を促進することで、まちなかの賑わい創出、まち歩き観光を促進することが必要である。その際、道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であり、許可の柔軟化や手続きの簡素化を図っていただきたい。

また、都市公園や海上公園等におけるイベントの実施やオープンカフェ等の設置、歴史的建築物や文化施設をレストラン、カフェ等として活用する取り組みについても、行政手続きの簡素化が求められる。

【参考】

- ・横浜市の日本大通り活性化委員会は、平成 18 年 4 月から道路の占有・使用許可を受け、「日本大通りオープンカフェ」事業をスタート。このエリアは歴史的建造物が多い官公庁街であり、横浜市の観光スポットともなっている。様々な個性を持つ店舗がオープンカフェに参加しており、日本大通りの魅力が向上している。



日本大通りのオープンカフェ（横浜市）

- ・高崎商工会議所（群馬県）と高崎市は、都市再生特別措置法の改正を受け、25 年から中心市街地の道路空間を利用した「高カフェ」をスタート。約 15 店舗の店先にオープンカフェが設置された。また、自転車無料貸し出しサービス「高チャリ」事業も実施し、26 年度の中心市街地の通行量調査では、24 年度比 10.6%増の延べ 17 万 5,288 人となった。



統一パラソルでまちなかの景観向上（高崎）

②景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進

電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保をはじめ、災害の防止、良好な景観の形成、歴史的まちなみの保全などの観点から、一層推進していただきたい。

(3) 歴史的建築物や「空き建築物」など既存ストックの有効活用

①歴史的建築物の利活用促進

わが国には、観光にとって魅力的な資源となる特別史跡や古民家・町屋、武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているが、関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国に比べ、その活用が進んでいない。

日本文化の発信や、増加する外国人旅行者のニーズへの対応を図るため、国家戦略特区で認められている建築基準法、消防法の規制緩和や旅館業法の特例措置を、広く全国に拡大していただきたい。

また、こうした施設を地域資源として有効活用できるよう、観光ファンド等を通じた地域金融機関による投資促進や支援制度の創設、PPPの促進などを図る仕組みづくりが必要である。

【参考】

- ・スペインでは、古城や地方特有の建築など文化財としての建築物を国営のホテルとして提供するパドールという仕組みがある。この制度は、文化財の保存や修復の費用を生み出すとともに、旅行者には高い満足を与え、国の歴史と文化への興味を促すものとして評価されている。また、イタリア・アルベロベッロでは世界遺産であるトゥルツリと呼ばれる地方特有の伝統的家屋に宿泊することができる。
- ・国家戦略特区として指定された兵庫県養父市においては、古民家等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することが、特例として認められている。
- ・国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡島など全国に 61 カ所あり、特別史跡内に観光客向けの食

事処や土産店などの施設を新たに設置するには、文化財保護法（第 125 条第 1 項）の規定によって、文化庁長官の許可が必要となる。また、史跡の重要性や所在地によって、許可申請先が文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会など異なる（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項）。

- ・奈良県は、東日本大震災の被災地である東北地方以外で、唯一、訪日外国人・日本人宿泊者のいずれもが震災前よりも減少している県である。これには様々な要因が考えられるが、多大な地下埋蔵の歴史・文化遺産が、新たな宿泊施設建設のネックとなっており、民家や寺社関連施設の有効活用が、宿泊容量拡大のひとつの有効な方策と考えられる。
- ・㈱日本政策投資銀行および㈱地域経済活性化支援機構等は、「観光活性化マザーファンド」を設立し、地域金融機関等との連携により、観光産業を通じた地域経済の活性化を支援。ファンドによる出資で、担保資産になりにくい古民家を再生し、宿泊・飲食・婚礼施設として運営する事業体への投融資などの実績がある。

②商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」の再利用促進

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」を、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大を図ることができる。しかしながら、建築基準法上、用途変更を行う場合は、建築基準に適合させるための改修を行ったうえで建築確認を行う必要があり、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

耐震性の確保など一定の安全基準を満たすことを前提に、地域に眠る空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制の見直しとともに、その支援策を講じていただきたい。

【参考】

- ・東京都豊島区では、空き建築物の大規模改修（リノベーション）を核としたまちづくりを展開。行政が空き家活用の条例化や認証制度に基づいた融資制度などの環境整備を行なうことで、民間事業者が空き家を店舗や子育て世帯向けの住居に再生することを促す。

（４）水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築による賑わい創出

水辺の周辺には歴史的な観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値がある。新たな舟運ルートの開発に対する支援、運行に係る届出手続きの簡易化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用に関する仕組みづくりを推進する必要がある。

また、近年、河川法の運用の弾力化が図られているが、現状では水辺の観光施設等の整備が遅れ、水辺の活用が進んでいない。水辺空間の賑わい創出に向けて民間利用を促進するために、河川敷地の利用に関する規制緩和を進めるとともに、市町村等と河川管理者が連携して、賑わいづくりに資する施設整備およびその活用について「かわまちづくり支援制度」を利用して積極的に推進をされたい。

加えて、河川空間における景観の統一、緑化の推進を図ることで、水上からの景観向上に取り組むことも重要である。

【参考】

- ・静岡県島田市には、大井川に架かる世界一長い木の橋「蓬萊橋」がある。地元行政や商工会議所

などでは、その周辺に、観光施設等を整備し、賑わい空間の創出を目指し、河川管理者共々計画を進めている。

- ・「かわまちづくり支援制度」は、市町村等が水辺の整備・利活用計画に基づき行う取り組みに対し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行うもの。ハード支援の内容は、治水上および河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備に限られており、賑わいづくりに資するレクリエーション性の高い設備は自治体が整備する必要がある。



蓬莱橋（静岡県島田市）

（５）地域交通の観光への活用促進

①二次交通の観光資源化

新幹線等、高速交通インフラの整備は、広域ネットワークの強化、交流人口の増加につながる一方で、ストロー現象を生む可能性を有している。新幹線の停車駅等と周辺地域とを接続する地域鉄道、バス等の二次交通網の整備とミッシングリンクの解消を促進し、地域への誘客につながる観光ルートの整備・構築を推進することが必要である。また、国による整備への強力な支援が求められる。

特に、全国に91ある地域鉄道は、地域住民の足であるばかりでなく、地域の経済活動の基盤でもあり、観光列車としての活用など、その維持・活性化を図る取り組みを促進する必要がある。

【参考】

〔イベント列車による観光振興と鉄道の維持（岐阜県恵那市）〕

- ・明知鉄道はイベント列車「急行大正ロマン号」の通年運行を通じて、地域の観光振興と地域公共交通インフラとしての鉄道路線の維持とを両立させている。
- ・「急行大正ロマン号」は通常車両に食堂車を増結して、地域の食材を使った季節ごとのお弁当を提供。乗客の復路乗車券をフリー切符にして、沿線地域への周遊を促進。平成23年度と同車両の売上は、年間乗車人数・収入とも前年比10%強の増加となった。鉄道路線の維持に経営面から寄与している。



〔小型プロペラ機による離島観光の促進（鹿児島県奄美群島）〕

- ・(株)ジャルパックでは、沖縄と鹿児島間の離島を結ぶ、地域交通の担い手となっている日本エアコミューターの小型プロペラ機に乗り、奄美群島の離島を飛び回る旅を実施、2日間で16回搭乗。離島を結ぶ飛行機は、住民の重要な生活の足、物資補給の交通インフラとして欠かせないが、国からの援助が切れると、就航を維持することは極めて難しい状況。
- ・本ツアーは離島に就航する飛行機の乗客者数を増やし、離島就航便を盛り上げようと実施されているもの。



②自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車を、生活に密着した交通手段としてだけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割として位置付け、自転車専用レーンの整備や駐輪場の確保など、安全で快適な自転車走行空間の形成を推進する必要がある。また、自転車シェアリング事業のさらなる利便性の向上を図るため、国道等への専用駐輪施設の設置に積極的に取り組むとともに、現状において設置が困難である都市公園においても設置が可能となるよう、規制緩和が求められる。

【参考】

- ・自転車シェアリングによって、自動車から自転車への転換による環境負荷の低減、回遊性の向上による地域・観光の活性化が期待できる。群馬県高崎市や石川県金沢市、兵庫県姫路市、福岡県北九州市など、その動きが全国に広がっている。
- ・広島県尾道市と愛媛県今治市が連携し、全長 70km の海の道をサイクリングできるよう、「しまなみ海道」に 15 カ所のレンタルサイクルターミナルを設置し、乗り降り自由のレンタサイクルを運営している。

(6) スポーツ・文化芸術資源を活用した観光振興の推進

従来、文化財行政は、文化財の保存、継承を主眼としてきたが、昨今、文化庁では、地域の歴史、文化、伝統に関する「日本遺産」認定制度を設けるとともに、重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区などの公開を促進する支援事業を行っている。また、昨年10月には、スポーツ庁が設置され、「地域スポーツコミッション」への支援等、スポーツによる地域・経済活性化への取り組みを強化している。

全国各地の魅力ある文化芸術や郷土芸能、祭り、スポーツイベントは、地域の貴重な観光資源であり、有効に活用することで、交流人口の拡大につなげることができる。特に、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年ワールドマスターズゲームは、日本にとって、スポーツイベントを通じた観光振興への取り組み強化の契機となることが期待される。

特に、欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、祭り・郷土芸能・文化芸術を観光資源として活用することは、各地への誘客を促し、新たな日本のファンづくりにつながる。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとして活用することも有効であり、国・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興の相互発展を強力に推進していくことが求められる。

また、世界遺産については、観光庁、文化庁、外務省が密接に連携し、登録を強力に支援いただきたい。

【参考】

- ・「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的の魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としている。平成 27 年度に認定されたストーリーは 18 件。
- ・ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会では、大会の 4 年前から演劇や音楽、ダンス、

美術、文学、映画、ファッション等の多角的な文化や英国の魅力を紹介する文化プログラムが企画され、参加者数は延べ4,340万人、総事業費は220億円にのぼり、ロンドンだけではなく英国全土1,000カ所以上で実施された。わが国においても、日本各地の文化資源を積極的に活用し、日本の文化芸術によって、世界の人々を魅了し、様々な人が参画できるイベントやプロジェクトが実施されることが期待される。

- ・スポーツ庁と文化庁、観光庁は、本年3月に包括的連携協定を締結。当面の連携・協力の観点として、「2020年オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの推進」や、「文化・スポーツ資源の融合による観光地域の魅力向上」「訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進」などを掲げている。

(7) 参加体験型のレジャー需要の高まりを踏まえた新たな観光ニーズの掘り起し

国内のレジャー市場では、遊園地、テーマパークやライブ、エンターテインメントなどの参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・林業体験をテーマとしたエコツーリズム、グリーンツーリズム、そして各地の祭りにおいても、「見る観光」から「体験する観光」へのシフトの動きがある。

これらに加え、世界遺産や産業観光、街道観光など、様々なテーマによる観光の振興が各地で図られており、より付加価値の高い観光プログラムが必要とされている。各地がそれぞれに行っている取り組みについて、テーマごとに地域のネットワーク化を図り、共同プロモーションを図ることで、新たな旅行需要を掘り起こすことが必要である。

(8) 誰もが安心して旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して、旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進は、増大する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、2020年パラリンピック大会の受入体制の整備にも資する。平成28年度より、観光案内所にバリアフリー相談窓口の機能を付加するモデル事業が始まるが、既存の受入拠点と観光案内所の連携や、バリアフリー情報の発信強化を着実に進めていただきたい。

2. 観光ニーズの掘り起こしに向けた取り組みの促進

(1) 将来の観光市場拡大のための若者の旅行促進

① 観光教育と教育旅行の促進

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられており、シニア層を対象とした公共交通の割引制度や旅行商品が充実している。一方で、旅行市場を活性化し、地域を訪れる旅行者を増やすには、未来を担う若年層の旅行を促進する必要がある。

年齢が若い旅行者ほど、地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど、今後もさらに旅行したいという意向を持つという調査結果もある。政府には、小学校から大学までの学校教育における観光に関するプログラムの導入を検討いただき、地方自治体においては、観光部局と教育部局の連携を強化し教育旅行の一層の促進を図っていただきたい。

また、東日本大震災により被災した地域への教育旅行の推進により、震災・津波の脅威を体感し、震災の教訓と防災や復興への取り組み等を学ぶ機会を広げていただきたい。

②若者のパスポート取得等の軽減

若者による国際交流の促進、グローバル人材の育成という観点からも、若年層がパスポートを取得する際の発給手数料の減額等の措置を講じていただきたい。また、民間においては、若者向けの旅行商品やフリーパス型の優遇商品の造成などの取り組みが必要である。

【参考】

- ・日本のパスポートの取得費用は通常、10年間有効な旅券（20歳以上）が16,000円、5年間有効な旅券（12歳以上）が11,000円、同（12歳未満）が6,000円。なお、20代のパスポート取得率は、平成元年の8.6%に対して26年は5.9%（前年比▲2.7%）となっている。
- ・日本のパスポート保有率約24%に対して、米国が約40%、カナダが約60%、オーストラリアが約50%、NZが約75%、英国が約80%となっている。
- ・新潟空港整備推進協議会（会長：泉田新潟県知事、事務局：新潟商工会議所）では、新潟空港の利用拡大と県民の出国率の増加を図るため、学生等の団体が新潟空港国際線等を利用して海外への修学・研修旅行を行う場合のパスポートの取得費用の一部を助成する事業を、平成28年4月より時限的に行っている。また、袋井商工会議所では、国際社会で活躍する人材育成に貢献すること等を目的に、平成28年1月、静岡県立袋井商業高校（静岡県袋井市久能）にパスポートの取得費を提供する事業を行っている。

（2）特定時期に集中する旅行需要の平準化を図る休暇取得の促進

日本における有給休暇の取得率は他の先進国と比べて低く、1カ月程度の長期休暇を取得する文化・慣習がない。このため、日本人の旅行需要は、ゴールデンウィークやお盆、年末年始に偏在し、結果として公共交通機関、高速道路、観光地等の混雑や旅行費用の高額化が生じている。また、こうした季節的・時期的な需要偏在（波動性）は、観光産業の安定雇用や生産性向上の阻害要因となっている。

国内観光の活性化のためには、長時間労働の削減や健康経営の普及を進め、官民一体となって休暇取得と観光に対する国民の意識の向上を図り、旅行者が自分の希望する時期に旅行することができ、結果として観光需要の平準化につながる取り組みを推進していく必要がある。

（3）大都市市場に対する各地域からの観光プロモーションの促進

現在、東京都内には約90のアンテナショップが設置されており、常時、東京では各地の催事や観光プロモーションが行われている。

東京は、国内外から多くの旅行者が集う地域であり、国内外の交通ネットワークの拠点として、各地への送客地としての役割も担っている。地方自治体は、東京を各地への観光誘客のためのプロモーションの場として積極的かつ効果的に活用していくことが求められる。

また、国・東京都・地方自治体は連携して、地域情報を効果的に発信していくための仕組みを構築していただきたい。

Ⅲ. 観光産業のイノベーションと他産業との連携による人材と投資の獲得

1. 観光産業の「稼ぐ力」の強化と人材の確保・育成

(1) ICT の活用による観光産業の生産性向上

日本の飲食・宿泊業は、諸外国や他業種と比較して労働生産性の低さが指摘されているが、業界の特性として、小規模事業者が多いという特徴がある。政府は、既存の飲食・宿泊業などが取り組むクラウドサービス等を活用した予約・顧客管理や、SNS によるプロモーションなど、ICT 導入のための支援を大幅に拡充していただきたい。

(2) 地域経済に観光消費を取り込むショッピング・ツーリズムの振興

免税制度の拡充や外国人旅行者の増加によって、大都市では免税カウンターを備えた大型店やチェーン店等で売上の伸びが目立つ。今後、多くの中小小売店や地域の小売店等がインバウンド需要を取り込むことができるよう、中小規模の事業者・商店街に対する免税制度の周知を徹底し、免税手続き帳票類の簡素化・電子化とあわせて免税手続きに対応する効率の良いレジシステムの導入につき支援していただきたい。

また、シンガポールや韓国、台湾は国を挙げてショッピング・ツーリズムを振興し、グローブショッパーと呼ばれる買い物に旅行の重点を置く海外富裕層の取り込みを図っている。ショッピングを食・まち歩きに並ぶ観光の重要なコンテンツと位置付け、海外でのプロモーションを強化していただきたい。

【参考】

- ・2015年10月時点の免税店舗数は29,047店。このうち、三大都市圏（東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・大阪・京都・兵庫）を除く地域における免税店は11,137店で、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させるという目標が現実的に。
- ・平成28年度税制改正によって免税の対象となる最低購入額が5,000円以上に引き下げられた。
- ・観光庁と地方運輸局は、訪日外国人旅行者の地方での消費拡大を図るため、日本各地で地域の名産品等の買い物を楽しめる全国46コースを策定し、本年3月からJNTOのホームページで情報発信している。

(3) ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けMICEの促進

世界全体の国際会議の開催件数は年々増加傾向にあるが、特にアジア・中東・オセアニア地域では急速な経済成長を背景に、過去10年間で約1.6倍に増加している。アジア各国では、国家戦略として大規模なMICE施設を整備するとともに、MICEの誘致・開催への支援強化や、専門人材の育成、そして誘致において重要な要素となる新たな観光資源開発を進めており、MICE誘致競争が激化している。

こうした中、わが国のMICEデスティネーションとしての地位が相対的に低下している。世界のMICE誘致競争に勝つために、海外MICE専門見本市への出展やメディアの招請等のプロモーションを強化・拡大するとともに、コンベンションビューローの取り組みに対する支援の強化が必要である。また、レセプション等の会場として、歴史的建築物、文化施設をユニークベニューとして活用できることは、MICE誘致の競争力強化に効果的であることから、鋭意推進していただきたい。

なお、政府では、「グローバルMICE戦略都市」を認定して支援しているが、認定を受けた都市はい

ずれも大都市であり、実際の国際会議もほとんどが大都市での開催となっている。地方都市でも地場産業に関連する国際会議の誘致や、地元旅館を活用した宿泊対応、周辺地域を巡るアフターコンベンションなど、地域ならではの取り組みが展開されている。

政府においては、政府主催の国際会議の地方開催をはじめ、大都市での MICE 開催後の地方でのアフターコンベンションやインセンティブツアーを実施するなど、大都市と地方都市との連携や、地方都市が進める MICE 誘致への支援強化が必要である。

【参考】

- ・政府は、平成 25 年 6 月に「グローバル MICE 戦略・強化都市」（現「グローバル MICE 都市」）を 7 都市（東京、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市）選定し、MICE 誘致力向上のための支援事業を実施してきた。
- ・アクション・プログラム 2015 を受け、グローバルレベルの MICE 誘致力を有する都市の裾野の拡大を図るため、27 年 6 月、新たに「グローバル MICE 強化都市」として、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市の 5 自治体を選定した。
- ・地場産業を活かした取り組みとして、29 年に「第 8 回世界盆栽大会」がさいたま市で開催の予定。誘致にあたっては、盆栽産業の歴史をはじめ、盆栽を授業に取り入れている地元小学校の様子などを紹介し、地域に盆栽文化が強く根付いていることをアピール。
- ・22 年 8 月に、「第 9 回国際計算機情報科学会」が、山形県上山市の「かみのやま温泉」で開催。参加者 200 人のうち半数近くが訪日外国人。旅館文化体験など、旅館ならではの「おもてなし」が好評。

（４）観光統計の整備とビックデータの利活用の促進

地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確な基礎データの整備が不可欠である。政府は、こうした観光統計を早急に整備し、地域に対して一元的に提供していただきたい。

また、地域においては、観光産業の生産性向上に向け、ビックデータを活用して外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報を収集・分析し、マーケティング等に活用することが重要である。

（５）観光産業を支える人材の育成と確保

①外国人留学生の活用

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方で、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのは半数程度である。観光産業での外国人留学生の採用・定着を促進するため、国においては、留学生の就労ビザの要件緩和を進めるとともに、関係機関と連携して、日本語やビジネスマナーなどの各種研修や中小企業との就職マッチング事業など総合的な支援策を講じていただきたい。

②MICE 分野の人材育成

MICE 分野における人材育成は、業界では十分に対応することのできず、政府による支援が求められる。MICE 誘致における重要なキーパーソンとなる ミーティングプランナーや PCO (Professional Congress Organizer : 会議運営者) と呼ばれる MICE 関連の専門家の育成、さらに

は、MICE に関する経験・ネットワークを有する専門的な人材を集めた組織づくりを促し、人材の育成を図っていただきたい。

③観光関連の人材育成プログラムの整備

地域は、それぞれの産業特性を踏まえつつ、観光を通じた様々な産業の協働・補完体制を構築し、工場視察、農作業体験など、それぞれの産業に観光の要素を加えた取り組みを推進していくことが重要である。こうした地道な活動を通して、地域内の雇用の拡大、投資の促進につなげていくことが必要である。

加えて、地域内のインフラ整備、都市機能強化という観点から、地元自治体、関係団体、住民の協働による、まちづくりと一体となった観光振興の取り組みが重要である。

こうした観光関連産業の育成や観光を通じた多様な産業の協働・補完体制の構築には、人材が不可欠であり、政府には、地方自治体、大学、専門学校、企業などが一体となった人材育成の仕組みづくりを支援していただきたい。

【参考】不足している観光人材・職種等

- ・交通インフラ（バス乗務員、飛行機操縦士・整備士等）
- ・宿泊施設（フロント、厨房、客室係等）
- ・ガイド（通訳案内士等）
- ・MICE（ミーティングプランナー等の専門人材）
- ・DMO（マーケティング等の専門人材）

2. 規制・制度改革の推進

(1) 地域資源の活用・観光産業の担い手確保に向けた規制緩和

①河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法に係る手続きの簡素化

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、海上運送法に係る手続きを簡素化していただきたい。

②地域限定旅行業への参入促進

アクション・プログラム2015では、国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートの多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直すことが盛り込まれたが、未だ措置されていない。DMOを推進する観点からも、ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を早期に取りまとめ、実施していただきたい。

【参考】

- ・地域アクション・プログラム 2015 では、「国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートの多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直し、事業参入を促進することで、地域限定旅行業を『地域の旅のコンシェルジュ』へと活性化させる」と記載されている。

- ・平成26年4月現在、第1種旅行業者は696、第2種旅行業者は2,777、第3種旅行業者は5,625、地域限定旅行業者は45事業所。
- ・政府では、着地型旅行の促進を図る観点から、平成19年5月に「旅行業法施行規則」を改正し、これまで第3種旅行業で認められていなかった募集型企画旅行を「営業所が所在する市町村および隣接する市町村」において行えるようにした。また、平成25年4月には同施行規則を改正し、地域における旅行業への参入を容易にするため、「地域限定旅行業」を創設し、営業保証金や基準資産額を引き下げた。
- ・地域限定旅行業は、第3種旅行業同様、実施する区域を限定（出発地、目的地、宿泊地および帰着地が営業所のある市町村、それに隣接する市町村、および観光庁長官の定める区域内に収まっていること）して、国内の募集型企画旅行の企画・実施を行うことができる。また、受注型企画旅行についても、募集型企画旅行が実施できる区域内で実施が可能で、同様の区域内の手配旅行も取り扱える。

③留学生の就労ビザ要件の緩和、ワーキング・ホリデー制度の拡充について

訪日外国人旅行者数が急増するなか、外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル等での接遇の向上が求められている。現在、ホテル分野の専門学校で学ぶ留学生在が、卒業後に国内のホテルに就職する場合の「在留資格変更許可」の対象業務がフロント、通訳、コンシェルジュなどに限定されているが、飲料部門やロビーサービス、客室部門なども含めたホテル業務全般の職種で採用できるよう要件を緩和していただきたい。

また、ワーキング・ホリデー制度については、宿泊施設だけでなく、訪日旅行需要につながる幅広い産業分野での外国人材の獲得の一助となる。さらに、青少年を対象に、両国間の歴史・文化などの相互理解・交流の拡大に有効な制度であり、リピーターの確保にもつながるため、対象国の拡大を図っていただきたい。

【参考】ワーキング・ホリデー制度の対象国

《欧州》英国、フランス、ドイツ、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、ポーランド、《オセアニア》オーストラリア、ニュージーランド、《アジア》韓国、台湾、香港、《北米》カナダ

④職業実践専門課程在籍の留学生による資格外活動許可手続きの緩和

専門学校に在学している留学生在が、企業実習を行う際に、留学生の就業制限（週28時間以内）に関する「資格外活動許可」の申請が必要とされている。文部科学省が認定する職業実践専門課程に在学する留学生については、在籍する教育機関が発行する「資格外活動届出書」の提出で、資格外活動ができるよう手続きを緩和していただきたい。

（2）新たな観光ニーズに対応する法制度の整備

政府は、訪日外国人旅行者の急増などにより浮かび上がった、既存の法制度では対応しきれない問題を整理し、グローバル化に対応した観光産業のあり方について、抜本的な見直しを図る必要がある。その際、安心安全、清潔など、日本が保持し続けている公共価値や公正な競争環境が損なわれないよう、十分な配慮が必要である。

①インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーターの質の向上

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格重視の低品質ツアーが増え、日本での旅行に対するマイナスのイメージを外国人に与えている例も見られる。政府は、訪日旅行の一層の品質向上と、安全確保の観点から、優良なツアーオペレーターについての登録制度の検討が必要である。

【参考】

- ・海外の旅行会社が、自国から日本への旅行商品を企画・販売する場合、日本での地上手配を行うランドオペレーターは、旅行業法の制約を受けずに、手配を行うことができる。
- ・アジア（特に中国）からの格安ツアーにおいて、添乗員が旅行者を特定のお土産屋等に案内し、人気化粧品等を市中よりも不当に高額な値段で、または効用の不明な薬品を購入させ、業者からのキックバックにより多額の利益を得ている問題が顕在化。しかし、こうした事業者を取り締まる制度的な規制はない。
- ・平成27年度の訪日外国人旅行消費額3兆4,771億円のうち、旅行関係消費額〔宿泊費（8,974億円）、交通費（3,678億円）〕は36.4%の1兆2,652億円。このうち日本旅行業協会（JATA）会員等の取扱高は12.8%の約1,618億円であり、ほとんどが外資系旅行会社の取り扱いとなっている。

②訪日外客の急増やニーズの多様化を踏まえた国際観光ホテル整備法の見直し

昭和24年に制定された国際観光ホテル整備法は、戦後間もなく数少ない訪日外国人旅行者をもてなすためにつくられた施設および接遇基準であり、その後、改定が行われているものの、旅行者増、ニーズの多様化の現状にあっては、登録制度が有効に機能しているとは言い難い。

については、利用者が目的・予算に応じて良質のサービスを提供する施設を選択できる新たな設備・サービス基準を策定するとともに、登録施設に対する新たなインセンティブの検討や登録に関する相談体制の強化など、制度の活用を促す環境整備が必要である。

【参考】

- ・全ホテル・旅館に占める本制度の登録割合は、わずか5%（2,624軒/5万4,540軒〈平成24年値〉）。また、「外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視」（総務省、平成26年7月公表）によると、国際観光ホテル整備法に基づき登録された調査回答ホテル（55軒）のうち、4割が課された義務を遵守せず、登録制度が誘客に寄与するとした施設はなかった。

IV. 観光立国の実現に向けた推進体制の構築・強化

1. 観光振興に関する予算の拡充

平成28年度観光庁関係予算については、前年比2.4倍の245億円（平成27年度補正を含め301億円）に拡充され、政府全体の観光関連予算（平成27年度：3,003億円）も年々増加傾向にある。観光立国の早期実現に向けて、今後も予算の拡充が続くことを期待する。

また、各地方自治体が地域のニーズに応じて、効果的な観光振興の取り組みが行なえるよう、ワンストップの相談・情報提供体制の構築を進めていただきたい。

文化予算（平成28年度：1,039億円）については、ここ10年以上横ばいであり、フランスや英国はもとより、中国・韓国に比べても少ない。文化による観光振興への波及効果をさらに高めるためにも、文化庁予算をはじめとする文化関連予算のより一層の拡充を求める。

2. 観光関係省庁および国と地方自治体のさらなる連携強化

観光は文化、まちづくり、スポーツ、医療、農業、震災復興や風評被害対策など、幅広い関係府省庁が関与することから、さらなる連携を強化することが重要である。観光庁は、内閣官房と連携して観光振興策の総合調整を行うことが望まれ、観光に関して各府省庁が実施する施策、予算、それらの効果等について、例えば無料公衆無線 LAN やカード決済設備、免税店等の設置について2020年のオリンピック・パラリンピックまでの間、年ごとにロードマップを作成するなど具体的な数値目標（KPI）の設定を行い、毎年、施策の推進状況の見える化を図る必要がある。

多くの地方自治体は、観光を地方創生の切り札として捉えて、取り組みを進めているが、地域によって対応に温度差があり、結果に差が出ているのも事実である。観光庁は、観光振興の旗振り役として、意欲ある地域の挑戦を促すことはもちろんのこと、観光振興への取り組み段階に応じたきめ細かな地方自治体への支援を行うことが期待される。

以上

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」改定への意見

<提出先>

国土交通省・観光庁はじめ関係機関

<実現状況>

平成28年5月13日に閣議決定された「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）において、当所要望事項の多くが盛り込まれた。

2016年度
地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた
規制・制度改革の意見 50



平成28年5月10日
日本商工会議所

目 次

基本的考え方	231
I. 中小企業の活力強化・生産性向上 (10件)	
1. 創業・起業・ベンチャーの支援 (6件)	232
2. 科学技術・知的財産の活用 (4件)	237
II. 地方創生 (26件)	
1. 観光産業の振興 (9件)	240
2. 強い農林水産業づくり (7件)	248
3. 地域の安心・安全を支えるまちづくり (6件)	254
4. 対日投資の促進 (4件)	258
III. 一億総活躍社会の実現 (10件)	
1. 労働力不足対策への対応 (7件)	261
2. 子育て世代、高齢者、障害者が活躍する社会への環境整備 (3件)	267
IV. 規制・制度改革の推進 (4件)	270
V. 「地方版規制改革会議」の設置促進 (1件)	273

基本的考え方

- 現在、わが国は、「人口減少」と「地方の疲弊」という極めて深刻な構造的な課題に直面している。わが国経済を持続的な成長軌道に乗せ、名目 GDP600兆円を実現するためには、潜在成長率が0%台半ばまで低下している現実を直視し、人口減少による供給制約を乗り越える強力なサプライサイド政策・構造改革を、腰を据えて粘り強く断行していくことが不可欠である。
- 規制・制度改革は、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進、生産性向上などに繋がる最も有効な手段であるが、医療、農業、労働等の分野では、未だ“岩盤規制”が残り、成長の障害となっている。また、わが国の煩雑で時間がかかる行政手続きは、内外からの投資拡大、生産性向上を阻害している。
- また、地方に目を転じると、地方創生が、これまでの計画段階から実行段階に移り、全国各地で具体的な挑戦がスタートしているが、地方分権の進展に伴い地方自治体の自治事務が増え、国の関与が及ばない条例等による独自規制が足かせとなるケースもある。これらの規制は、現在、政府が設置を推奨している「地方版規制改革会議」による解決が効果的であり、今後全国の地方自治体での設置が期待されている。
- このため、国と地方が連携し、規制・制度改革や行政手続きの効率化を、定量目標を持って計画的に進め、安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスがしやすい国」の実現に向けた環境を整備する必要がある。
- 以上の認識に立ち、今年度の意見書は、過去3回に亘り要望してきた項目のうち未だ実現していない項目に、事業者へのヒアリングによる新規項目を加え、さらに「地方版規制改革会議」において取り扱うべき項目の事例をとりまとめた。国および地方自治体においては、地域経済の中核的な役割を担う中小企業や地域の挑戦の足かせとなっているこれらの規制について早期に見直す必要がある。
- 日本商工会議所は、中小企業が全国津々浦々で力強く事業に挑戦できる環境整備が、“地方創生”ひいては“一億総活躍社会”の実現に繋がると考える。今後も、中小企業や地域の生の声を収集し、規制・制度改革について具体的な意見を申し述べるとともに、中小企業、地域、ひいては日本経済の発展のために尽力していく所存である。

【参考】世界における日本のビジネス環境の競争力

【世界銀行 ビジネス環境ランキング (OECD34ヶ国内順位)】

○日本再興戦略における KPI 目標 = 「**2020 年までに 3 位以内**」

○実績順位

2015年版	2016年版
19位	24位

- ① ニュージーランド
- ② デンマーク
- ③ 韓国
- ④ 英国
- ⑤ 米国
- ⑬ ス페인
- ⑭ **日本**
- ⑮ チェコ

(注)【要望内容】の末尾にある略号は以下を表す。

新規：新規の要望項目（21件）

㉗：平成27年度の意見書に記載した項目（27件）

㉖：平成26年度の意見書に記載した項目（3件）

I. 中小企業の活力強化・生産性向上

1. 創業・起業・ベンチャーの支援

①患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること

【要望内容】

希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化【厚生労働省】（新規）

【理由】

希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。

(注) 新薬の開発プロセスには、①基礎研究2～3年、②非臨床試験（動物実験など）3～5年、③臨床試験（治験）3～7年、④承認申請と審査1～2年の計9～17年の年月が必要（出典：テキストブック製薬産業2012）

(注) 希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例：甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症

②再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること

【要望内容】

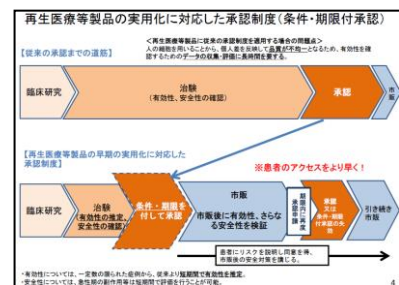
再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設【厚生労働省】（㉗）

【理由】

医薬品や医療機器の開発は、承認までに相当な時間とコストを要するため、特に中小企業においては資金難に陥ることが多い。また、希少疾病の場合はそもそも患者数が少なく対象患者を集めることが難しいことから、開発を途中で断念せざるを得ないケースが多い。

中小企業による医療機器や医薬品開発を促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。

(注) 平成26年11月の薬事法改正で、再生医療等製品については、安全性が認められ有効性が推定されれば、一定の条件・期限を付して製造販売許可を与える「条件・期限付き承認制度」が創設された。



再生医療等製品における条件・期限付き承認制度（厚生労働省 HP より）

③高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準の地方自治体向けガイドラインを国が作成すること

【要望内容】

「理・美容車」に関する国による統一基準の設定【厚生労働省】(㉗)

【理由】

理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。

(注)「規制の簡素合理化に関する調査」(平成26年10月14日、総務省)によれば、調査を行った11都道府県等のうち9都道府県等で、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準を、そのまま理・美容車にも適用している。また、4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンクおよび給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている。

区分	都道府県等数	床面積の最低基準	
		店舗型	理・美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1～5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0～9.9㎡	6.0～9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡

11都道府県の条例における理・美容車の床面積の最低基準(厚生労働省調査より)

(注)平成27年12月7日の規制改革会議投資促進等ワーキンググループにて、本意見が取り上げられており、引き続き検討されているため、今年度も継続して要望する。

(注)「理・美容車」の実例(2tトラック、広さ約10㎡)



(写真提供：NPO法人日本理美容福祉協会三重県中部センター きれいや)

④ゴルフバーを風営法の対象外とし、深夜0時以降の営業を認めること

【要望内容】

ゴルフバーを風営法の対象から除外とすること【警察庁】（新規）

【理由】

シュミレーションゴルフを設置したゴルフバーは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）の8号営業に該当するとされ、深夜0時（条例で定められている地域は深夜1時まで）以降の営業が禁止されている。

しかし、8号営業は「本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊戯に用いることができるもの」とされているが、シュミレーションゴルフは、スロットマシンやゲーム機等とは異なり、ゴルフ以外には使えず、「射幸心をそそる」ものではない。

増加するインバウンド需要を取り込み、飲食業の売上増加に繋げるためにも、ゴルフバーを風営法の対象外とし、深夜0時以降の営業を認めるべきである。

(注) 平成27年6月24日改正風営法が公布され、客にダンスをさせる営業（ダンスホール等）が風営法の対象外となった（平成28年6月23日施行）。

(注) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

～略～

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

～略～

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(注) 「新たな形態の8号営業の扱いについて」（警察庁生活安全局生活環境課長）により、シュミレーションゴルフを導入したゴルフバーは風営法における8号営業に該当する（ただし遊戯面積が客席面積に対して10%を超えない場合は風俗営業の許可は不要）旨通知され、各管区警察局、警視庁、各都道府県警はそれに基づき運用をしている。

**⑤個人事業主であるスナック、パブ等が切れ目なく営業しながら事業拡大のために法人化できるよう、
風俗営業の許可の手続きを見直すこと**

【要望内容】

スナック、パブ等が切れ目なく営業しながら、法人化できるようにすること【警察庁】（新規）

【理由】

風営法の許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合、一度個人事業主としての営業を廃止し、改めて法人としての許可を取り直さなければならない。

また、警察庁は、風俗営業許可の標準処理期間の目安を「55日以内」としており、この目安どおりの期間で処理している都道府県において法人化しようとするれば、約2ヶ月間営業ができず、大きな売り上げの減少となってしまう。

個人から法人に名義が変わるだけで、提供するサービスや店舗の内装・外装が変わらないにもかかわらず、約2ヶ月間営業できないことは不合理である。例えば、法人名義の新規営業許可申請を提出し、許可がおりてから個人名義の事業所の廃業届を提出することが可能な通常の飲食店と同様に、スナック、パブ等についても切れ目なく営業しながら法人化できるようにするべきである。

(注) 自治体によって異なるものの、通常の飲食店の場合は概ね、保健所にて法人名義の新規営業許可申請を提出し、許可がおりてから個人名義の事業所の廃業届を提出することで、切れ目なく営業ができる。

(注) 警察庁 HP に「モデル審査基準又は標準処理期間等が作成されている許認可等一覧表」（平成24年4月1日現在）が示されており、各都道府県公安委員会は、これに基づき風俗営業許可等の審査基準を定めている。同一一覧表にて、風俗営業許可の標準処理期間の目安を「55日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める」と示している。

⑥地域における創業促進のため、開業手続きのワンストップセンターを全国に設置すること

【要望内容】

開業手続きに関する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行うワンストップセンターを、全国各地に設置【法務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省】(27)

【理由】

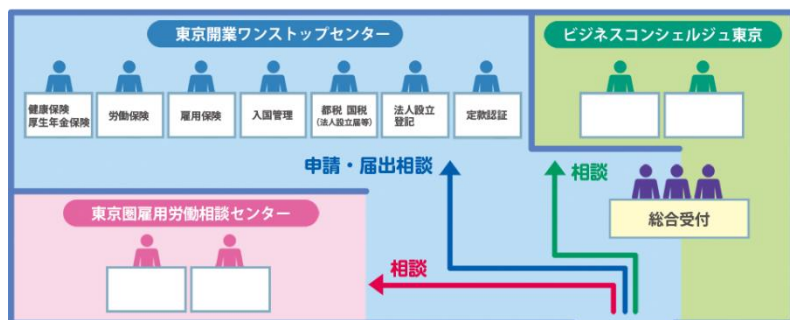
地域における創業は、地域に仕事と雇用を生み、疲弊する地域経済の活性化を実現する。しかし、開業手続きが煩雑であることが、地域における創業が低迷する一因となっている。

国家戦略特区として指定された東京都には、平成27年4月1日、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」および、東京での事業展開を目指す外国企業等のビジネスマッチングや生活面の相談等にバイリンガルの相談員がワンストップで対応する「ビジネスコンシェルジュ東京」が設置された。

地方における創業を活性化させるためにも、地方にもこのような「ワンストップセンター」を設置する必要がある。

(注) 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、国家戦略特区内においてはその要件が緩和されており、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能となっている。

(注) 「東京開業ワンストップセンター」見取り図および内部の様子



(東京都 HP より)

2. 科学技術・知的財産の活用

①自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度を整備すること

【要望内容】

自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度の整備【警察庁・国土交通省】（新規）

【理由】

交通事故の削減、高齢化の進展に伴う高齢者の安心・安全な移動や、農業の競争力強化等のために、自動走行システムの実現が期待されている。同システムの実現に向け、国際的な議論の動向を踏まえつつ、道路交通法等わが国の法制度を整備する必要がある。

(注) 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング（平成27年3月13日）資料

自動走行システムの分類と法制度の関係性について（抜粋）

レベル1：加速・操舵・制動のいずれかの操作を自動車が行う状態

レベル2：加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に自動車が行う状態

レベル3：加速・操舵・制動を全て自動車が行う状態（緊急対応時：ドライバー）

レベル4：加速・操舵・制動を全て自動車（ドライバー以外）が行う状態

準自動走行システム（レベル3まで）については、現行法令や国際法に抵触することなく導入が可能であると考えられている。一方、完全自動走行システム（レベル4）については、これまで世界的に理解されている「自動車」とは全く異なるものとなることから、その導入に当たっては、自動車が道路を無人で走行することについての社会受容面の検討がなされるとともに、国際的な議論の動向も踏まえ、法制度面について検討していく必要がある。

(注) 道路交通法

第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(注) 「日本再興戦略」改訂2015では「自動走行システムについては、グローバル市場での競争力強化、交通事故の削減、高齢化の進展への対応等の我が国の抱える課題を踏まえ、2020年代後半以降に完全自動走行の試用開始を目指す」とされている。



公道での自動運転



テスト車両

写真：国土交通省「国内外における最近の自動運転の実現に向けた取組概要（トヨタ自動車）」

②中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること

【要望内容】

ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免

イ. 特許料の減免制度の対象拡大

・資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業

→従業員300人以下の企業を一律対象に

ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること【特許庁】（アは新規、イウは㉗）

【理由】

ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するべきである。

また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするべきである。

さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入するべきである。

(注) 平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料（1～10年分）、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。

(注) アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。

③知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること

【要望内容】

出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請【特許庁】（㉗）

【理由】

知的財産権の取得手続きを簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓（注参照）に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。

(注) アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。

④模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること

【要望内容】

模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間の短縮化【特許庁】 (27)

【理由】

模倣品の差止めには、輸入差止申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。

(注) 輸入差止申立制度とは、知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止めに求め、「認定手続」を執るべきことを申し立てる制度。《関税法第69条の13》

(注) 判定制度とは、特許発明や実用新案の技術的範囲、登録意匠や類似意匠の範囲、商標権の効力の範囲に対して、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、厳正・中立的な立場から判断を示す制度。特許庁が判定請求書を受理した後、判定書送達まで6ヶ月（最短で3ヶ月）とされる。

Ⅱ. 地方創生

1. 観光産業の振興

(1) 観光資源の開発・活用

①地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること

【要望内容】

「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること【文化庁】（新規）

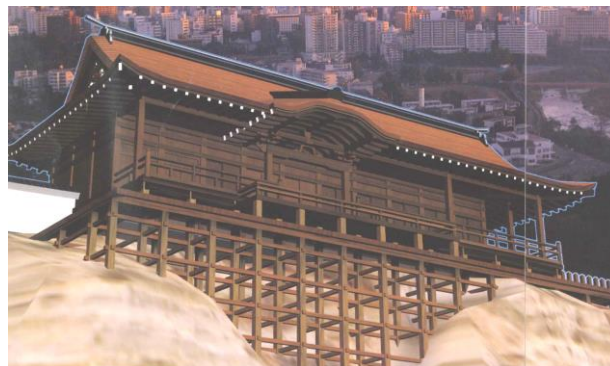
【理由】

国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（非公開）」に基づきその可否を判断しているが、自治体等からは、文化庁が同基準に基づき行う指導（復元しようとする建造物の「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が不可欠）が厳格であるため、地域の歴史的建造物の復元ができない、との声があがっている。

例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな損失となっている。

したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。

（注）遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、徳島城は天守の復元ができない。



仙台城の懸造の復元イメージ
（仙台商工会議所作成「仙台城復元基本計画」よ）

②地域資源を活用したユニークなデザインの歩行者用信号機の設置を認めること

【要望内容】

地域資源を活用したデザインの歩行者用信号機の設置を認めること【警察庁】（新規）

【理由】

道路交通法により、歩行者用信号機の形は「人の形の記号を有する」とされているが、地域資源（例えば、地元出身の人物、有名なキャラクター、名産品）に由来した信号機のデザインを可能にすることで、地域の知名度向上と、それに伴うインバウンドをはじめとする観光客の増加が期待できる。

(注) 道路交通法施行令

(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項 に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

(以下、抜粋)

人の形の記号を有する 青色の灯火……

人の形の記号を有する 青色の灯火の点滅……

人の形の記号を有する 赤色の灯火……

(注) 「忠犬ハチ公（秋田犬）」の故郷は秋田県大館市であることから、大館商工会議所および大館市は「忠犬ハチ公」を地元の観光資源として活用している。取り組みの一環として、「ハチ公」を信号機のデザインにすることを希望している（写真左および中央参照）。

また、平成26年11月、神奈川県は「さがみロボット産業特区」の周知広報を目的として、特区内の公園（公道ではない）に、特区のイメージキャラクターである「鉄腕アトム」を使用した歩行者用信号機を設置（写真右参照）。



ハチ公信号機のイメージ
(大館商工会議所、大館市作成)



鉄腕アトム信号機
(神奈川県 HP より)

なお、映画「ハチ公物語」は、2009年に「HACHI 約束の犬」（原題：Hachi: A Dog's Tale）」としてアメリカ版にリメイクされヒットしたことから、大館市にインバウンドを呼び込む起爆剤となることが期待できる。

(注) 市区町村が交付する原動付き自転車等のナンバープレートは、観光振興などのため、市区町村の条例で独自のデザインを決定することができる。

<市区町村が独自にデザインしたナンバープレートの例>



羽田空港とボブスレーをPR
(大田区 HP より)



桃や梨などの果物の産地であることをPR
(福島市 HP より)

③国家戦略特区で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく指定区域における古民家等を活用した宿泊施設への特例措置に関して、以下の対策を講じること【厚生労働省】(27)

- ・最低客室数（現行：旅館5室以上、ホテル10室以上→1室以上）について追加の緩和措置を講じること
- ・すでに講じられている特例措置（玄関帳場の設置義務の適用除外）を含め、希望する地域へ適用拡大すること

【理由】

国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになった。

新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、措置の拡充（最低客室数の撤廃）を行ったうえで、希望する全国へ適用拡大するべきである。

(注) 旅館業法第3条において、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならないとされている。また、同法第4条において旅館業の営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされている。

(注) ホテルおよび旅館は、旅館業法施行令第1条により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められているが、国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外となっている。



兵庫県養父市における古民家を活用した旅館の例

④観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間の延長（現行3年→10年）を早期実現すること

【要望内容】

民間事業者による河川占用許可期間の延長（現行3年→10年）の早期実現【国土交通省】(27)

【理由】

河川区域内に、観光施設として不可欠なオープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が3年以内と定められているため、長期の利用を想定した営業ができない。民間事業者の創意工夫により河川空間を魅力的な観光資源とするため、現在、国土交通省で検討が進められている、河川法の河川占用許可期間を公益物件（公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等）並みの10年以内に延長することについて、早期に実現するべきである。

(注) 河川敷地の継続的な利用にあたっては、河川法（第24条）に基づき、河川管理者の許可を受けることが必要であり、その審査基準が河川敷地占用許可準則（第12）である。河川敷地の占用については、公共性または公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであり、占用の特例として営業活動を行う事業者に占用を許可することとなることを踏まえ、3年以内を許可の期間としている

(注) 国土交通省は、平成28年3月2日～31日、民間事業者等の河川占用許可期間を10年以内に変更する準則の改正案に対するパブリックコメントを実施するなど、前向きに取り組んでいる。



2013年10月に隅田川の河川敷に
店舗をオープンしたコーヒーショップ

〔2〕観光業の担い手確保

①第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域を拡大すること

【要望内容】

第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域の拡大 **【観光庁】（新規）**

【理由】

地域の観光振興には、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者が旅行商品を提供していくことが重要である。しかし、登録業者数が最も多い第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる範囲は隣接市区町村等に限定されている。広域観光による魅力向上と関連産業への波及効果を高めるため、実施範囲を営業所が所在する都道府県内に拡大する必要がある。

（注）平成26年4月現在、第一種旅行業者は696、第二種旅行業者は2,777、第三種旅行業者は5,625、地域限定旅行業者は45事業所。

（注）第1種旅行業： 海外・国内の募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

第2種旅行業： 国内のみの募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

第3種旅行業： 営業所のある市町村およびこれに隣接する市町村に設定されている場合に限り、募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

地域限定旅行業： 営業所のある市町村およびこれに隣接する市町村に設定されている区域に限り、企画旅行、手配旅行等を行うことが可能。営業保証金の最低額、基準資産額は100万円。

②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること

【要望内容】

民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備 **【観光庁・厚生労働省】（新規）**

【理由】

民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、部屋の貸し手が旅館業法や国家戦略特別区域法に基づき適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるなど、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。

また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。

（注）訪日外国人が無保険のまま日本の医療機関にかかり、治療費を支払わぬまま帰国するというケースが多いため、訪日外国人に対して保険加入を義務付けるといったことも検討する必要がある。

③構造改革特区法等で認められている「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を全国展開すること

【要望内容】

「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を全国展開すること【観光庁】(27)

【理由】

ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を企画・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、旅行業法における「地域限定旅行業」への参入促進を図る必要がある。そのため、旅行業法で定められる「旅行業務取扱管理者」が、旅行者等の他業種との兼任でも、「地域限定旅行業」への登録が可能となる特例措置を、特区等に限定することなく全国展開することが求められる。

(注) 旅行業法において、旅行者は、各営業所ごとに、「旅行業務取扱管理者」の国家試験に合格した者を1名以上選任し、一定の管理および監督業務を行わせることが義務付けられている。

(注) 旅行業法第十二条の二 4において、旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることできないとされ、常勤専従する必要がある。

(注) 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者については、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと地方公共団体が認め、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し認定された場合には、認定された区域内に存する地域限定旅行者の営業所においては、選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任が認められる措置が講じられている。

(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、国土交通省より、「～略～希望する地方公共団体が申請を行い、これについて所定の要件（営業所への出勤状況や不在時の連絡体制の構築等に鑑み、兼任を認めても支障がないと認められること）を満たすものとして内閣総理大臣の認定を受けることで適用されるものであるため、既に、【要望内容】にある「希望する全国へ適用拡大」は実現しているものと考えております。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国展開することが求められる。

④構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること

【要望内容】

通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること【観光庁】(㉗)

【理由】

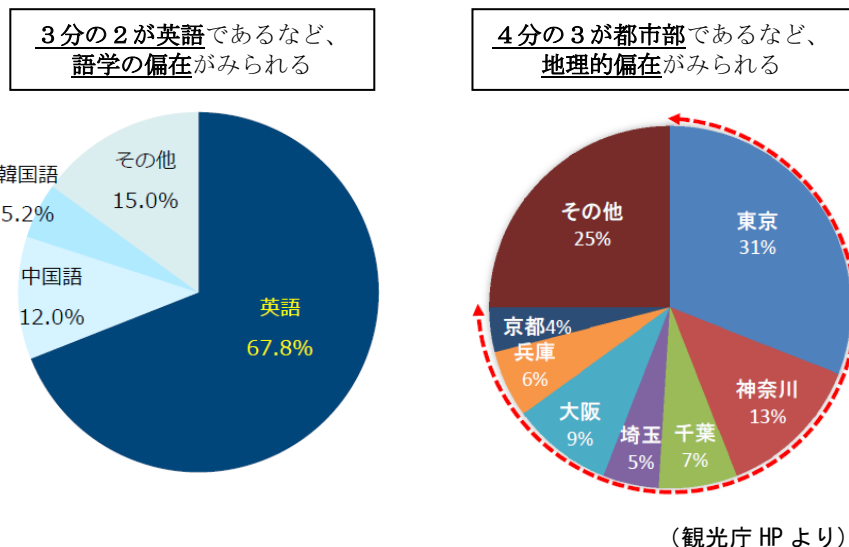
通訳案内士は、特に地方において不足しており、そのうち中国語、韓国語、タイ語といった言語を話せる者はさらに少ないため、増加する外国人旅行者に対して十分な観光ガイドを提供できていないとの声がある。

地域での“街歩き”や“食べ歩き”等、外国人旅行者の訪日観光に対するニーズも多様化しており、地域の地理・歴史・文化をよく知る人物による“地域限定”の観光ガイドを確保することで、急増するインバウンドにも対応できると考えられる。そのため、構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を、特区等に限定することなく全国に展開する必要がある。

(注) 通訳案内士法では、外国人に対し外国語により有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県に登録しなければならないとされている（無資格者の有償ガイドは認められていない）。

(注) 通訳案内士の登録者数は19,033人（平成27年12月24日観光庁資料より）。一方、政府は、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人数の目標を掲げている。

(注) 登録案内士の言語別割合と都市部・地方部別割合



(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、国土交通省より、「～略～地域の実情に応じたきめ細かな案内を行う「地域ガイド」が全国で導入できるよう、地方公共団体の研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイドを行うことを可能とする特例措置を盛り込んだ「構造改革特例区域法」の改正法案を今国会に提出しており、今年度中の施行を予定しております。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国に展開する必要がある。

⑤訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置を恒久化すること

【要望内容】

道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置の恒久化【国土交通省】(㉗)

【理由】

訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が平成28年9月末まで再々延長されたが、政府の掲げる訪日外国人数の目標の達成に向け、本特例措置は恒久化する必要がある。

(注) 観光バスは道路運送法で貸切バスに分類されており、出発地・到着地いずれかに都道府県単位の営業区域を有する事業者しか運行できず、加えて営業区域には必ず営業所と車庫がなければならないと定められている。

(注) 貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付国自旅第139号通達)により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置が平成26年4月17日～27年3月31日まで講じられた。その後、27年9月末、28年3月末、28年9月末までと延長されている。

(注) 上記のとおり本特例措置は3回延長されている。また、平成28年3月31日に到来する期限の延長が公表されたのは平成28年3月30日であったが、期限到来の直前では準備期間がなく、受注のチャンスを取り逃がす事態となっていることから、特例措置の延長ではなく恒久化を望む声が多い。



2. 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【要望内容】

「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること【農林水産省、財務省、総務省】(㉗)

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。



高糖度で付加価値の高い
町田市の水耕栽培メロン

(注) 平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13経営第6953号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

(注) オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること

【要望内容】

株式会社による農地の直接所有【農林水産省】(㉗)

【理由】

リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、株式会社に農地の直接所有を認める必要がある。

(注) 平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになった(農地法第3条)。

(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より、「企業の農業参入については、平成21年(2009年)の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後10年間(2023年まで)で農業法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」とされたが、2014年の実績は15,300法人(2013年実績は14,600法人)で、前年比700法人の増にとどまった(目標を達成するには年平均3,540法人の増が必要)。

③農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること

【要望内容】

農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること【農林水産省】(㉗)

【理由】

民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員の大過半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまおうという問題もある。

そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めるべきである。

(注) 農地法の改正により、平成28年4月1日より農地所有適格法人の要件が下記のとおり変更された。

	改正前	改正後
役員要件	・ 役員の大過半数が大過半数が農作業に従事	・ 役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事
構成員要件	・ 農業関係者が原則3/4以上 ・ 農業関係者以外(継続的取引関係者)は原則1/4まで	・ 農業関係者が1/2以上 ・ 1/2未満は制限を設けない

(注) 今通常国会に提出される予定の国家戦略特区改正法案では、国家戦略特区内において農業生産法人の農業者以外の構成員50%超の出資が認められる予定である。

(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より、「企業の農業参入については、平成21年(2009年)の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後10年間(2023年まで)で農業法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」とされたが、2014年の実績は15,300法人(2013年実績は14,600法人)で、前年比700法人の増にとどまった(目標を達成するには年平均3,540法人の増が必要)。(※再掲)



④国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく、農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること【農林水産省】(26)

【理由】

国家戦略特区に指定された地域においては、農用地区域内であっても、農家自らが生産した野菜や地元で収穫した作物を中心に調理し提供するためのレストランを設置できるようになった。農業の6次産業化を全国で一層推進するため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域に拡大することが求められる。

(注) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成25年10月18日、日本経済再生本部決定)で 地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件が緩和された。

(注) 国家戦略特区として指定された新潟市や兵庫県養父市において、農用地区域内への農家レストランの設置が認められている。



国家戦略特区の規制緩和を活用した全国発の農家レストラン「La Bistecca」(ラ・ビステッカ)(新潟市HPより)

(注) 平成26年8月18日、ホットラインを通じ、農林水産省より「平成25年12月に閣議決定された『事務・権限の移譲等に関する見直し方針について』において、農家レストランについては、効果を検証し、全国に適用することも検討することとされたところ……」との回答があったとおり、効果の検証と全国への展開を早期に検討するべきである。

⑤商工業者の農業参入を後押しする「国家戦略特別区域農業保証制度」を全国展開すること

【要望内容】

「国家戦略特別区域農業保証制度」の全国展開【中小企業庁】（新規）

【理由】

近年、商工業者が農業に参入し、生産から加工、販売までを一貫して行うといったケースが増えている。そのような商工業者が資金調達のために信用保証協会に相談しても、農業生産の部分は断られるケースがあり、その場合は信用保証協会からの紹介を受けて農業信用基金協会に再度相談しなければならないなど面倒な手順を踏んでいる。

国家戦略特区には、例えば、食品加工業者が果樹栽培を営む場合、果樹栽培にかかる資金を借りる際に信用保証協会の保証を受けられる「国家戦略特別区域農業保証制度」がある。商工業者の農業への参入促進と農業の成長産業化を図るため、この制度を全国展開する必要がある。

（注）本保証制度は、国家戦略特区である新潟市、養父市のみで実施している。

（注）養父市における「アグリ特区保証融資制度」の概要

対象者：商工業とともに養父市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人

資金用途：商工業とともに養父市内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）（商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む）

※資金用途において融資対象者の認定基準を設けている（下記（注）参照）。

融資限度額：8,000万円以内

融資期間：①運転資金10年以内（うち据置2年以内）、②設備資金15年以内（うち据置2年以内）

融資利率：融資期間10年以内年1.60%、10年超年1.85%（固定）

保証料補助：支払った保証料の全額（上限20万円、3,000万円を超える融資は対象外）

利子補給：借入金額に対し0.8%、3年間交付

＜（参考）農商工連携によって生まれた商品の例＞



＜えびすかぼちゃでスイーツ開発＞
恵庭市の代表的な特産物、えびすかぼちゃを使用したペーストを開発。かぼちゃプリン、スイートポテト、かりんとう饅頭といったスイーツを次々に生み出す。

（恵庭商工会議所（北海道））



＜かんぴょううどんの開発＞
生産量日本一を誇る地元栃木産かんぴょうを活用し、粉末化したかんぴょうと地元産小麦を使ったうどんを開発。年間800万円程度の売上で、かんぴょうの生産事業者の育成支援にもつながっている。パッケージデザインが海外のデザイン賞を受賞するなど、うどん本体以外の面でも高い評価。また、小山市桑地区の桑畑を守り育てるために「桑の葉」の栄養成分の分析を行い、「桑の葉」を活用した加工食品の開発も進めている。

（小山商工会議所（栃木県））



＜「あまおう」を使った紅茶の開発＞
大川の特産品であるイチゴ「あまおう」を利用して、生産農家との二人三脚でリキュール酒を開発し、大ヒットさせた。その一方で、その際に大量のイチゴが破棄されていたことから、このイチゴを活用して、オリジナルのイチゴの紅茶を誕生させた。

（大川商工会議所（福岡県））

（日商「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」より）

⑥林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと

【要望内容】

山林の所有・利用に関する制度の抜本的見直し【林野庁】(㉗)

【理由】

所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化や道路整備などの公共事業、災害対策や災害からの復旧・復興事業等を進めるうえでの阻害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。

(注) 平成23年に施行された森林法の一部を改定する法律により、売買又は相続等の原因如何に関わらず、新たに森林の土地の所有者となった者は、事後、市町村にその旨を届け出なければならないこととされた(森林法10条の7の2)。

(注) 農林水産省が行ったアンケートによれば、農地・森林の所有地以外に居住しながら農地・森林を相続した人のうち、1～2割は、不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農協への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定の届出のいずれの手続きもしていない。

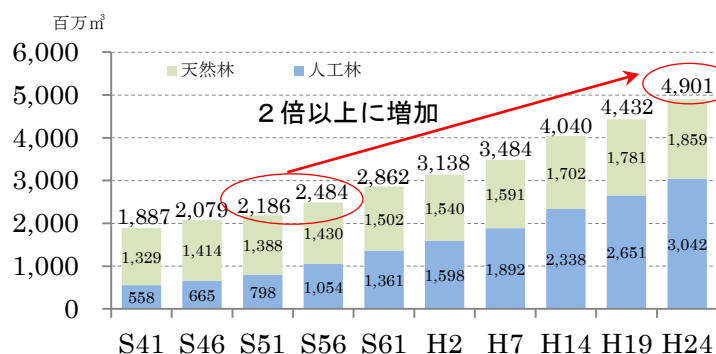
【ネットアンケート：相続時の届出状況】

	必要な手続きを1つもしなかった	必要な手続きを一部した	必要な手続きを全てした
森林	17.9%	76.0%	6.1%
農地	12.9%	76.0%	10.5%

「農地・森林を相続したら」土地届け解説書(平成24年3月 国土交通省)より

(注) 林業の成長産業化を実現するため、共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける、「森林法等の一部を改正する法律案」が現在国会に提出されている。

(注) 森林蓄積の推移



(林野庁 HP より)

⑦畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などのイコルフットィングを確保すること

【要望内容】

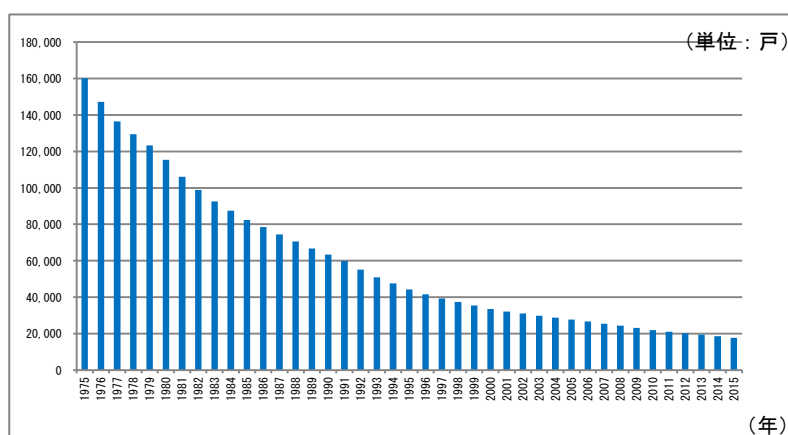
独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業について、中小企業に対する農協などのイコルフットィングを確保すること【農林水産省】(26)

【理由】

畜産・酪農業への株式会社など多様な事業主体の参入を促進し、担い手の確保と競争力の強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業に応募できる農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等（イコルフットィング）になるように支援制度を整備する必要がある。

(注) 独立行政法人農畜産業振興機構が実施する畜産振興事業に応募できる団体等は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条に規定されているが、「畜産業を営む株式会社」は記載がなく、当該事業に応募できない。

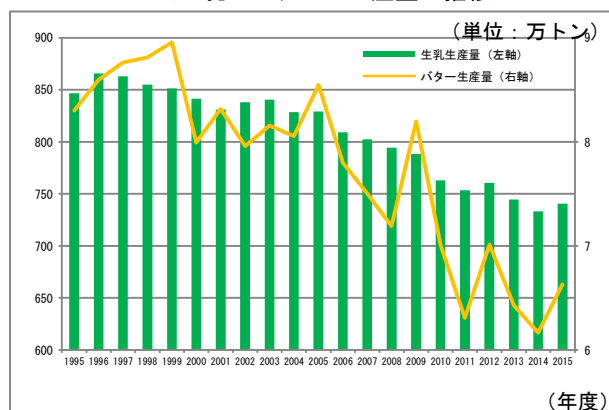
(注) 酪農家戸数の過去40年間の推移（全国）



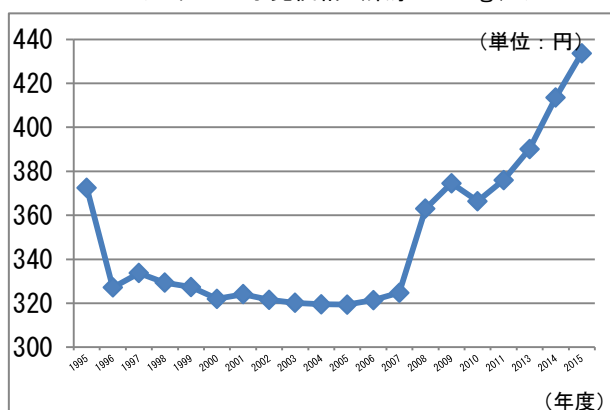
(総務省「畜産統計」)

(注) 昨今の生乳とバターの生産量の減少（以下グラフ参照）に伴うバター不足を解消すべく、平成28年4月8日、規制改革会議は「指定生乳生産者団体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコルフットィング確保を前提とした競争条件を整備するため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」等を盛り込んだ提言を公表した。

＜生乳とバターの生産量の推移＞



＜バターの小売価格（東京・200g）＞



(農林水産省「牛乳乳製品の生産動向」を元に事務局作成) ((独) 農畜産業振興機構 HP より (総務省「小売物価統計調査」))

3. 地域の安心・安全を支えるまちづくり

①区分所有法における建替え決議の成立要件を緩和すること

【要望内容】

区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和【法務省・国土交通省】（新規）

【理由】

老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。居住者の安心・安全のため、区分所有法における「建替え決議」の成立要件を緩和する必要がある。

（注）区分所有法

（建替え決議）

第六十二条 集会においては、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議（以下「建替え決議」という。）をすることができる。

②区分所有法の建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること

【要望内容】

建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること【法務省・国土交通省】（新規）

【理由】

老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。そのため、区分所有法における「建替え決議」を、借地借家法における賃貸借契約の解除の正当事由に位置付ける必要がある。

（注）借地借家法

（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人（転借人を含む。以下この条において同じ。）

が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の

明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められる場合でなければ、することができない。



③土地・建物の所有者情報を明確化するため、被相続人の住所証明書類の保存期間を延長すること

【要望内容】

被相続人の住所証明書類の保存期間の延長【法務省】（新規）

- ・保存期間：5年→150年

【理由】

空き地・空き店舗の利活用促進のためには土地・建物の所有者情報を明確化する必要があり、そのためには相続登記を活用することが重要である。

しかし、相続登記手続において必要となる被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）の保存期間は、住民基本台帳法施行令に基づき5年間とされていることから、登記手続時に当該書類が存在しないというケースが発生しており、これが、登記手続の停滞要因の一つとなっている。そのため、住所証明書類を閉鎖戸籍類の保存期間と同じ150年間とすることが求められる。

(注) 住民基本台帳法施行令

(保存)

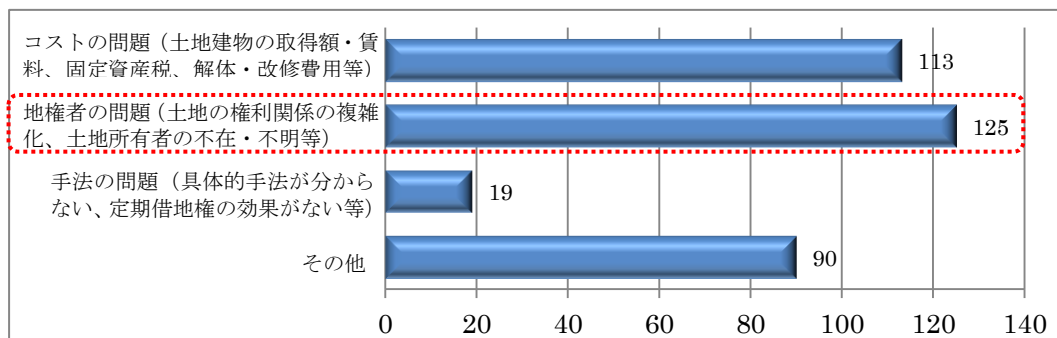
第三十四条 市町村長は、第八条、第八条の二、第十条若しくは第十二条第三項の規定により削除した住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、全部を削除したものに限り。）又は第十九条の規定により全部を削除した戸籍の附票を、これらを削除した日から五年間保存するものとする。第十六条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

(注) 平成22年の戸籍法施行規則の改正により、閉鎖戸籍類の保存期間が80年から150年に伸長された。

戸籍法施行規則

第五条 4項 除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

(注) 空き地・空き店舗の利活用が進まない理由



(平成27年6月 日本商工会議所「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実態調査結果」)
(※全国商工会議所を対象に調査、n=219、複数回答)



④薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること

【要望内容】

薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること【厚生労働省】(26)

【理由】

薬局の店舗まで行って購入することが困難であったり、視力が弱くカタログ注文ができなかったり、インターネットが使えなかったりする高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため、薬局による車両（ワゴン車や宅配バイクなど）を使った一般用医薬品の移動販売を認める必要がある。

(注) 薬事法では、インターネット等の通信販売や、店舗で購入した商品の配達は認められている。また、富山の置き薬など訪問販売は配置薬のみ認められている（身分証携行、後払いなどの制約あり）。

(注) 平成26年6月12日に施行された改正薬事法により、一般用医薬品については適切なルールの下、全てインターネットでの販売が可能となった。

(注) 平成26年11月21日、規制改革ホットラインを通じ、厚生労働省より、「～略～（薬事法）で定められたルールでは、実際の店舗において販売することが求められており、提案の販売方法は認められておりません。～略～カタログ等を利用して自宅にしながら電話等で注文し、店舗にいる薬剤師等による確認や情報提供等を行った上で販売行為を完結させ、その後当該薬局の職員が購入者宅に医薬品を届けることは可能です。」との回答があった。

⑤経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること

【要望内容】

株式会社による医療機関への直接参入【厚生労働省】(27)

【理由】

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。

(注) 医療法（第46条の3）では、医療法人の理事長については原則、医師・歯科医師に限っているが、都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できるとしている。また平成27年9月1日に施行された改正特区法では、医療法の特例として政令で定める基準を満たす場合で、医師・歯科医師ではない理事を理事長に選任する申請があった場合、都道府県知事はこれを認可するとされている。

(注) 医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている（医療法第7条第5項）。

(注) 平成27年7月31日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「①患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、②利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、③利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあることなどの理由から困難」との回答があった。一方、平成27年9月16日、改正医療法が成立し、一定の基準を満たした一般社団法人を都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定し、医療法人や介護事業を手がける非営利法人などを同法人の傘下に置くことを認める「地域医療連携推進法人制度」が創設されるなど、一定の進捗がなされている。この流れを進めていただきたい。

⑥路線バス事業者が路線バスの上限運賃の引き上げを柔軟に行えるようにすること

【要望内容】

路線バス事業者が路線バスの上限運賃の引き上げを柔軟に行えるようにすること【国土交通省】(新規)

- ・許可制→届出制
- ・標準処理期間の短縮化（3ヶ月→1ヶ月へ）

【理由】

地域の路線バス事業は人口減や高齢化による乗客の減少に直面しており、特に、東日本大震災の被災地における事業者は大変厳しい経営状況におかれている。そのようななか、運賃改定により利幅を確保し、ドライバーの待遇改善や、低燃費車両、バリアフリー対応車両の導入など、前向きな設備投資を図りたいと思う事業者も多い。しかしながら、手続きの煩雑さや新運賃が認可されるまでの期間の長さから、運賃改定を見送る事業者も多く、これを見直す必要がある。

(注) 道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(注) 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針」（国土交通省自動車局長）により、上限運賃料金の認可の標準処理期間は3ヶ月を目安に各地域で定めることとされている。

4. 対日投資の促進

①対日投資家や高度人材に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を短縮化すること

【要望内容】

永住権の取得に必要な滞在年数の短縮化【法務省】（新規）

【理由】

対日直接投資を促進し、国内のイノベーションを図るためにも、日本に投資したいと思う海外の富裕層や高度人材に対する永住資格について、要件となっている日本滞在年数を短縮化すべきである。

（注）永住許可を受けるには原則として引き続き10年以上日本に在留していることが必要である。また、高度人材外国人の場合は特例で5年間となっている。

②日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること

【要望内容】

- ・訪日ビザ発給要件の緩和
- ・投資家ビザの創設【法務省】（㉗）

【理由】

日本への投資が見込まれる国々に対しては、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、「ビジット・ジャパン事業」の重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5カ国（中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア）の緩和を進めていく必要がある。また、昨年12月に発足したASEAN 経済共同体（AEC）のミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。

また、グローバル経済が進展する中、安全な日本に投資したいと思う海外の富裕層も増えていることから、諸外国で導入が進んでいる「投資家ビザ」を創設することが考えられる。

（注）投資家ビザが存在する国

ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ

③外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証（ビザ）のオンライン申請を導入すること

【要望内容】

外国人による査証（ビザ）のオンライン申請の導入【法務省】(27)

【理由】

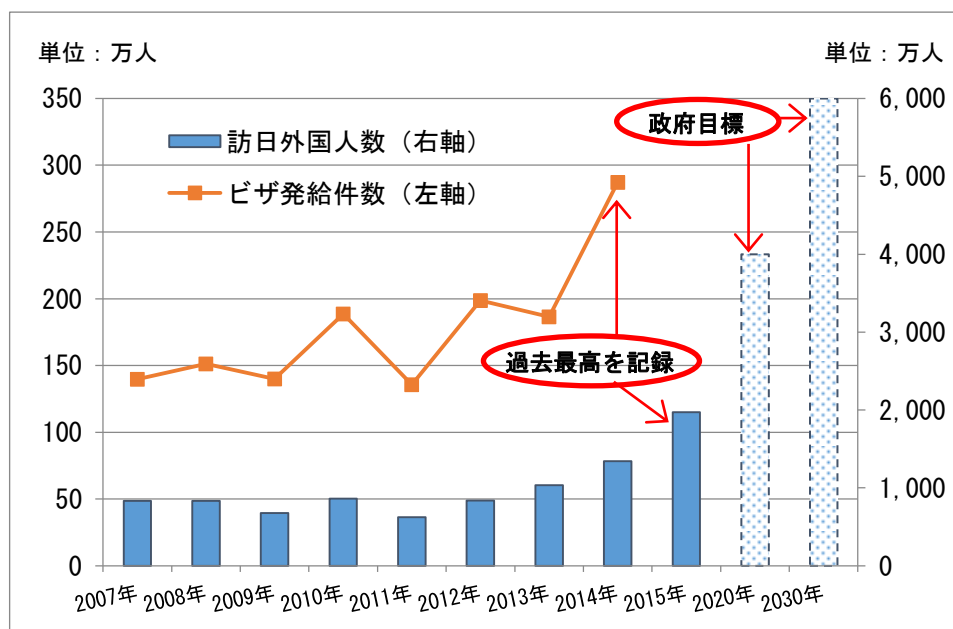
日本国外において、外国人が査証（ビザ）を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。

(注) 出入国管理及び難民認定法において、日本国に入学しようとする外国人（乗員を除く。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。

(注) 外務省設置法第4条、第7条において在外公館・領事館等が査証発給事務を行うこととされている。

(注) ビザのオンライン申請導入国：アメリカ、イギリス、カナダ、ブラジル、インド、オーストラリア、カンボジア、スリランカ、ネパール、ベトナム、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム等

(注) ビザ発給件数と訪日外国人数の推移と目標



(外務省および日本政府観光局発表資料を元に事務局作成)

④外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること

【要望内容】

「社会保障協定締結国」の締結促進【厚生労働省】(㉗)

【理由】

日本国内で働く外国人は、出身国と日本国の社会保障制度に加入を行う必要があり、社会保険料を二重に負担する必要がある。日本は「保険料の二重負担」を防止するための社会保障協定を一部の国と締結しているが、外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、社会保障協定締結国を拡充する必要がある。

(注) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に伴う法律により、社会保障協定を締結した二か国間での医療保険制度や年金制度の重複適用の回避や、年金給付を受けるために必要とされる期間の通算に関する事項が定められている。

(注) 社会保障協定発効済国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー

社会保障協定署名国（未発効）：イタリア、インド、ルクセンブルク、フィリピン

政府間交渉国：スウェーデン、中国、トルコ、スロバキア

(注) 日本の EPA 締結国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪、モンゴル

署名済：TPP（環太平洋パートナーシップ）

交渉中等：カナダ、コロンビア、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、TPP（環太平洋パートナーシップ）、トルコ、GCC（湾岸協力理事会）、日韓

Ⅲ. 一億総活躍社会の実現

1. 労働力不足への対応

① タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件（現行21歳以上で免許取得3年以上）を緩和すること

【要望内容】

第二種自動車免許の受験資格の要件（現行21歳以上で免許取得3年以上）の緩和【警察庁】（㉗）

【理由】

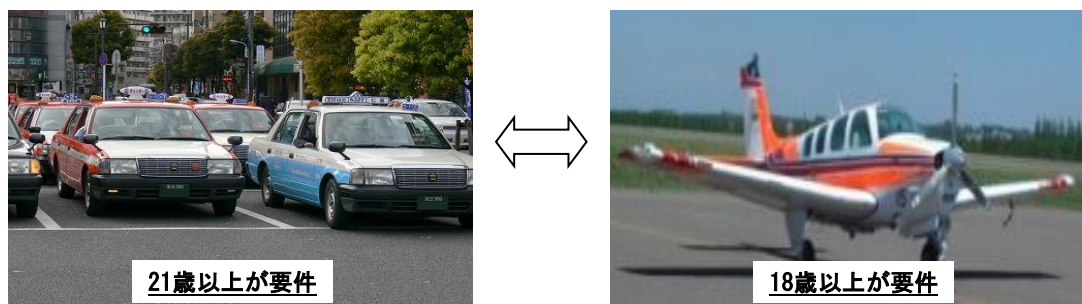
自動車運転における新技術の導入（オートマチック車、GPSカーナビゲーションシステム、衝突防止装置）により、タクシー運転手が利用できる技術は格段に進歩している。また、成長戦略でも「完全自動走行の早期の実現を目指す」こととされている。

これら技術の進歩を勘案し、タクシー業界における人手不足を解消するため、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。

（注）乗務員となる資格要件である普通自動車第二種免許の受験資格の年齢が、道路交通法第96条第5項1号及び道路交通法施行令第34条第3項2号により、「21歳以上の者で、普通自動車免許を取得してから通算して3年以上の者」とされている。

（注）平成27年11月10日、平成28年1月27日の規制改革会議投資促進等ワーキンググループにて、本要望が取り上げられ、引き続き検討されていることから、今年度も継続して要望する。

（注）“地上のタクシー”に対し、“空のタクシー”である事業用飛行機の操縦士免許は、総飛行時間200時間の訓練を行うことを要件に18歳で取得できる。



（写真：国土交通省 HP）

（注）平成27年11月10日の規制改革会議投資促進ワーキンググループでは、「年齢」と「経験年数」の両方を要件として求めていることについて、「経験年数」の要件を満たせば必然的に「年齢」の要件も満たす場合がほとんどであることから、「年齢」の要件には意味がないのではないかといった指摘がなされている。

②トラックやバスのドライバー不足を解消するため、大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件（現行21歳以上で免許取得3年以上）を緩和すること

【要望内容】

大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件の緩和【警察庁】
（新規）

- ・年齢要件：21歳以上→20歳以上
- ・免許保有年数：通算3年以上→通算2年以上

【理由】

現在、トラックやバスのドライバー不足が深刻化している。ドライバー不足を補おうと高校新卒者を採用しているが、受験年齢に達するまでに時間がかかるため、すぐにドライバーとして活躍してもらうことができない。

物流ネットワークの安定化と増加するインバウンド需要に対応するためにも、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策を徹底することを前提に、必要に応じて条件付き（例えば適正検査により習熟度が高いと認められた者は特例として認めるなど）も検討したうえで、大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件を、中型自動車免許（20歳以上で免許取得2年以上）程度に見直す必要がある。

（注）免許の種類と受験年齢

第一種免許	車両総重量	年齢要件	免許経歴（停止期間除く）
普通	～ 3.5t 未満	18歳	—
準中型	3.5t 以上～7.5t 未満	18歳	—
中型	7.5t 以上～11t 未満	20歳	普通免許等保有 通算2年以上
大型	11t 以上～	21歳	普通、中型免許等保有 通算3年以上

※平成29年6月17日までに施行

第二種免許	車両総重量	年齢要件	免許経歴（停止期間除く）
普通	～ 5t 未満	21歳	普通、中型、大型免許等保有 通算3年以上 または他の二種免許を取得している者
中型	5t 以上～11t 未満	21歳	
大型	11t 以上～	21歳	

③国家資格を持たない者が建設業の主任技術者になる場合の実務経験年数要件を短縮化すること

【要望内容】

国家資格を持たない者が建設業の主任技術者になる場合の実務経験年数要件の短縮化【国土交通省】（新規）

- ・指定学科を卒業していない場合：10年以上→3～5年以上

【理由】

国家資格取得を持たない者が建設現場に必要な主任技術者になるには、一定期間の実務経験が必要であるが、特に、指定学科を卒業していない者が主任技術者になるには、10年という長い実務経験が必要となる。技術者の確保と、やる気と能力のある若者の雇用促進を実現するため、実務経験が必要な期間を短縮化すべきである。

(注) 主任技術者の要件

(1) 下記の実務経験を有する者	
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上
②高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上
③大学の指定学科卒業後	3年以上
④上記①～③以外の学歴の場合	10年以上
(2) 1級および2級国家資格取得者等	

④公共工事の経営事項審査について技術者1人につき3業種以上の申請を認めること

【要望内容】

経営事項審査について技術者1人につき申請できる業種数の拡大【国土交通省】（新規）

- ・申請できる業種：2業種→3業種以上

【理由】

技術者不足を補う企業努力や個人の向上心を促し、建設業の生産性の向上や経営の効率化に向けた取り組みを後押しするためにも、経営事項審査において、技術者1人につき3業種以上申請することを認めるべきである。

(注) 経営事項審査とは、建設業法第四章の二に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことであり、同法第27条の23第1項で「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」とされている。

(注) 審査項目は、X（経営規模）、Y（経営状況）、Z（技術力）、W（その他の審査項目）から構成され、このうちZ（技術力）は、在籍する技術職員で監理技術者または主任技術者としての資格を有する者の数などが評価対象となる。これについて、平成19年度までは1人の技術者を複数の業種でカウントできていたが、「一人の技術者を異業種間で重複して評価しているのは、業種毎の実際の技術力を反映していないのではないか」（平成19年3月5日 中央建設業審議会第1回経営事項審査改正専門部会会議資料より）との指摘から、平成20年度から技術職員の重複カウントが1人当たり2業種までに制限されている。

国土交通省告示第八十五号（平成二十年一月三十一日）

三 技術力

- 1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類 の数は二までとする。）

⑤人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすくなるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること

【要望内容】

中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること【文部科学省・厚生労働省・経済産業省】（新規）

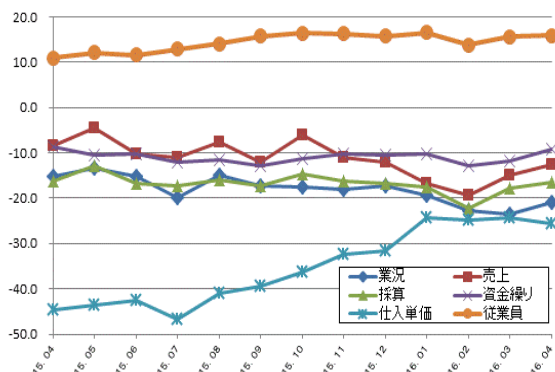
【理由】

中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。加えて、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。

そのため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。

(注) 人手不足の状況

<業況、売上、採算、資金繰り、仕入単価、従業員DIの推移>



(日商 LOBO 調査)

(注) 企業における職場体験（インターンシップ等）の実施状況

	全体		大企業		中小企業	
	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)
①実施している	147	25.0%	123	45.2%	24	7.6%
②実施したことがない	340	57.9%	115	42.3%	225	71.4%
③過去に実施していたが、現在はしていない	57	9.7%	24	8.8%	33	10.5%
無回答	43	7.3%	10	3.7%	33	10.5%
合計	587	100.0%	272	100.0%	315	100.0%

(東京商工会議所「企業における教育支援活動に関するアンケート調査結果(2015年8月)」)

(注) インターンシップについては、平成9年9月に文部省・通商産業省・労働省(当時)が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を示しており、その中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性が失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。」と記載された。その後、平成26年4月8日に「学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない」が加筆・明示された。

⑥医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること

【要望内容】

看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施【厚生労働省】（㉗）

【理由】

医療分野や、今後の成長分野である介護分野では離職が多く、深刻な人手不足状態にある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じるべきである。

(注)「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(平成27年6月24日 厚生労働省)によれば、2025年度(平成37年度)における介護人材の需給見込みは、需給見込み(約253万人)に対し、供給見込み(約215万人)となり、約38万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。

(注) EPA で受け入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

(注) 国家試験合格者・合格率の推移(平成27年度の介護福祉士国家試験においては、EPA に基づいて来日した外国人の合格率が初めて50%を超えた)

受験年度	看護師国家試験												日本人を含めた全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	82	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	82	0	0.0%	89.9%
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	-	-	-	254	3	1.2%	89.5%
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	-	-	-	398	16	4.0%	91.8%
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	-	-	-	415	47	11.3%	90.1%
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	-	-	-	311	30	9.6%	88.8%
平成25年度	151	16	10.6%	150	16	10.7%	-	-	-	301	32	10.6%	89.6%
平成26年度	174	11	6.3%	163	14	8.6%	20	1	5.0%	357	26	7.3%	90.0%
平成27年度	203	11	5.4%	192	22	11.5%	34	14	41.2%	429	47	11.0%	89.4%

受験年度	介護福祉士国家試験												日本人を含めた全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.0%
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.2%
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.3%
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100.0%	-	-	-	95	36	37.9%	63.9%
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	-	-	-	322	128	39.8%	64.4%
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	-	-	-	215	78	36.3%	64.6%
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	-	-	-	174	78	44.8%	61.0%
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	-	-	-	161	82	50.9%	57.9%

(厚生労働省資料等を元に事務局作成)

⑦外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）を対象職種に追加すること

【要望内容】

外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）の追加【法務省・厚生労働省・経済産業省】（⑦）

【理由】

高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。

また、わが国の観光分野における人材確保に資するとともに、開発途上国等の人材に日本の優れたホスピタリティを身に付けてもらうことで、日本の「おもてなし」文化を世界に広めることにも繋がることから、外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加える必要がある。

（注）外国人技能実習制度における「技能実習2号」への移行対象職種・作業は、平成27年12月28日現在で72職種131作業。このうち、職業能力開発促進法に基づく技能検定によるものが53職種83作業で、技能実習評価試験触手（旧 JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）認定職種）が19職種48作業。

（注）平成27年8月31日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。」との回答があった。

2. 子育て世代、高齢者、障害者が活躍する社会への環境整備

①「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること

【要望内容】

株式会社等の特別養護老人ホームへの参入【厚生労働省】(㉗)

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がることから、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体が参入できるよう緩和する必要がある。

(注) 特別養護老人ホームの入所申込者は、約52.4万人（平成26年3月25日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より）。前回調査（平成21年）より約10万人増加。

(注) 平成26年2月28日、規制改革会議は、「介護・保育事業等におけるイコールフティング確立の更なる論点」のなかで、「①特別養護老人ホーム等への参入：法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうか。」との問題提起を行ったが、平成26年4月16日、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティング確立に関する意見」では、1. 事業者のガバナンスとして、①財務諸表の情報開示、②補助金等の情報開示、③役員報酬等の開示、④内部留保の明確化、⑤調達公正性・妥当性の確保、⑥経営管理体制の強化、⑦所轄庁による指導・監督の強化、の7つの事項、2. 経営主体間のイコールフティングとして、①多様な経営主体によるサービスの提供、②補助金の実態把握と地方公共団体への要請、③社会貢献活動の義務化、の3つの事項を提案するにとどまり、参入規制の廃止は盛り込まれなかった。

(注) 平成27年7月31日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「～略～社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、①剰余金の配当は禁止され、②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。一方、株式会社については、①剰余金の配当が認められ、②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっておりません。また、株主会社について、社会福祉法人と同様、①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと、②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。」との回答があった。

②子育て支援に取り組む事業所に対する認定制度の導入促進等、社会総がかりで子育てを支援する環境づくりを進めること

【要望内容】

- ・ 公共的施設でのベビーベッドやベビーチェアの設置
- ・ 子育て支援に取り組む事業所に対する認定制度等の導入促進【厚生労働省】（新規）

【理由】

子育て支援には、保育所の数を増やしたり、待遇改善によって保育士を増やすことも重要であるが、財源の問題もあり、それだけでは十分な効果が期待できない。多額の費用をかけず、官民が地域総がかりで取り組んでいくことも必要である。

そのため、例えば公共的施設（役所、警察署、税務署、図書館等）にベビーベッドやベビーチェアを設置し、子供と一緒に来ることができる、いわゆる「赤ちゃんの駅」などの環境づくりを進めることが考えられる。

また、従業員が子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定する制度を普及・促進することが考えられる。

政府においては、ガイドラインの策定などを通じて、こうした取り組みを後押ししていくことが求められる。

(注) 板橋区役所は、平成18年6月より、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中、オムツ替えや授乳などが必要な時に立ち寄ることができるよう区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定する制度を開始。平成28年4月1日現在で164施設が指定されている。



(注) 船橋商工会議所では、平成17年度より「子育て支援優良事業所認定制度」を実施。子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を、毎年度認定・表彰し、事業所における子育て支援の推進と啓蒙を図っている。これまで11回実施し認定企業は42社、表彰企業は27社となっている。認定企業は、右記「子育て支援優良事業所認定マーク」を自社ホームページや名刺、商品などに掲示・印刷することができる。



(注) 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画における目標を達成した企業は厚生労働大臣認定「くるみん認定」を受けことができ、より高い水準の取組を行っている企業は「プラチナくるみん認定」を受けすることができる。認定企業数は「くるみん」2,398社、「プラチナくるみん」53社（ともに平成27年12月末時点）。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業は、平成28年4月より厚生労働大臣認定を受けことができ、認定マーク「えるぼし」を使用することができる。



(厚生労働省認定マーク (左から、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし))

③車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと

【要望内容】

側車付き二輪自動車（トライク型）を元に開発した「車椅子専用トライク」の構造の実態に合わせ、「側車付き二輪自動車」の保安基準から「またがり式の座席」「運転者席の側方が開放された」の要件を外すこと【国土交通省・警察庁】（27）

【理由】

側車付き二輪自動車（トライク型）を元に新たに開発された、車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」は、障害者の利便性向上に寄与する有用な車両となり得る。

一方で、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示において、側車付二輪自動車（トライク型）は、「またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車」と定められている。

しかし、本来座席のある位置に車椅子のまま乗車する「車椅子専用トライク」に、「またがり式の座席」は不要であり、また、「側方を開放」しても車椅子では側方から乗車できないだけでなく、側方が開放されていない方が転倒した際のリスクも小さい。

このような健常者のみを想定した基準は不合理であるため、これを改善し、健常者・障害者ともに自由に二輪車を運転できる環境を整えとともに中小企業の独創的・革新的なアイデアの実用化を促すべきである。

（注）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第2条四

「側車付二輪自動車」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪（以下「側車輪」という。）を備えた自動車

ロ またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車

（※）上記イをサイドカー型、ロをトライク型と呼んでいる。

（注）平成27年6月30日、規制改革ホットラインを通じ、警察庁より、「三輪自動車の保安基準を満たすことにより公道走行が可能」との回答があったが、当該企業は地元の当局より「側車付き二輪自動車を元に開発されているため、三輪自動車としては登録できない」との指摘を受けていることから、側車付き二輪自動車としての規制緩和を求めている。

（注）平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」、「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、



「車椅子専用トライク」の試作車

観念その他一切のものの除去に資することを旨として（～略～）行わなければならない」と記載されている。また、平成28年4月施行の「障害者差別解消法」では、**「全ての障害者が、障害者でない者と等しく（～略～）生活を保障される権利を有する」、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人**

格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」と記載されている。

IV. 規制・制度改革の推進

①投資拡大・生産性向上を阻害する行政手続きについて、定量目標を定め計画的に効率化すること

【要望内容】

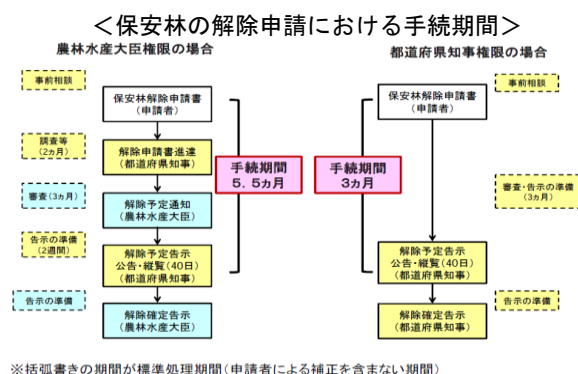
行政手続きの効率化（新規）

【理由】

日本の行政手続きは、いたずらに手間がかかり、国内における投資拡大・生産性向上を阻害している。思い切った定量目標を定め、計画的に行政手続きの効率化を図ることは、単に対内投資促進の観点にとどまらず、生産性の向上を進める成長戦略として極めて重要であることから、これを強力に進める必要がある。

◆企業等にとって煩雑もしくは時間がかかっている行政手続きの例

- 例 1. 公共事業の入札手続き（公告から入札までの手続きに時間がかかる。例えば一般競争入札の場合、価格競争方式で49日、総合評価方式（価格だけでなく技術やノウハウといった要素を含めて評価する方式）で79日を要する）
- 例 2. 申告先が異なる税務申告手続き（法人税の場合は税務署、事業税の場合は都道府県税事務所など）
- 例 3. 飲食店、建設業、運輸業、古物商等の営業許可手続き（申請に必要な書類の種類が多く、その作成や取り寄せに手間と時間がかかる。例えば建設業の場合、許可申請書、誓約書、管理責任者証明書など約30種類の書類が必要）
- 例 4. 特殊車両を通行させる場合の道路通行許可申請（経路が2以上の道路管理者に跨る場合で、その道路管理者が国・都道府県・政令指定都市の場合はいずれかに申請すればよいが、2以上の道路管理者がいずれも市町村の場合は、それぞれの市町村に申請が必要）
- 例 5. 鳥獣保護区や保安林の指定や解除申請（害獣による作物被害の防止や、森林資源の有効活用をする際、手続きに手間と時間がかかる（下記参照））



（平成 26 年 9 月 11 日 林野庁森林整備部治山課「保安林制度に関する提案について」より）

（注）外資系企業が日本でビジネスを行う上での阻害要因トップ 5

	2013年調査	2015年調査
1位	ビジネスコストの高さ	行政手続き・許認可等の複雑さ
2位	日本市場の特殊性	人材確保の厳しさ
3位	外国語によるコミュニケーションの厳しさ	外国語によるコミュニケーションの難しさ
4位	行政手続き・許認可等の複雑さ	日本市場の特殊性
5位	人材確保の厳しさ	ビジネスコストの高さ

（ジェトロ対日投資報告 2015「日本の投資環境に関するアンケート」より（一部事務局加工）

②許認可等の規制について、行政が定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）を導入すること

【要望内容】

許認可等の規制について定期的、自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の導入（㉗）

【理由】

許認可等の規制については、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。そのため、国の規制については、所管府省がその見直しを定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

（注）許認可等の総数は14,908件（平成27年4月1日現在）。

③複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

【要望内容】

特区制度等の整理・体系化（㉘）

【理由】

規制・制度改革は、わが国の潜在成長率を引き上げ、持続的な経済成長を果たすための有力な手段である。本来、特区制度は、平成14年に創設された構造改革特区のように、特区における成功事例を全国展開することを原点とした制度である。その後、総合特区（平成23年）や国家戦略特区（平成25年）が創設されたほか、直近では「近未来実証特区」や「地方創生特区」が相次いで設けられた。このほか、企業実証特例制度やグリーンゾーン解消制度などもあり、制度が複雑になっている。構造改革特区で全国に適用拡大されていないものもあるし、また、東京ではアジアヘッドクォーター特区と国家戦略特区の指定が重複し、わかりづらいとの声もある。

各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進するべきである。

（注）構造改革特区で認定された区域計画は、累計1,261件。そのうち877件のメニューを全国展開している。

（注）総合特区は、国際戦略総合特区として7区域、地域活性化総合特区として41区域が指定されている。

（注）国家戦略特区は、1次指定で6区域、2次指定で3区域、3次指定で1区域が指定されている。

④地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底すること

【要望内容】

全ての地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底【総務省】(27)

【理由】

地方自治体の財政健全化と行政の生産性向上のためには、発生主義・複式簿記による財務諸表は必要不可欠である。

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月）において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成基準を示し、また、平成27年1月には地方自治体向けの統一的な基準によるマニュアル（地方公会計マニュアル）を示しているが、未だ導入していない自治体も見られる。

総務省は平成29年度までにすべての地方自治体において作成することとしているが、この取り組みを加速化させ、全ての地方公共団体において本マニュアルによる会計制度を早期に導入・徹底することが求められる。

(注) 総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところ。

(注) 総務省は、平成27年1月23日、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめるとともに、総務大臣名で、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を発信。当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用することとしている。

(注) 地方公共団体における平成25年度決算に係る財務書類の作成状況（調査日：平成27年3月31日）

(単位:団体)

区分	合計	都道府県	市区町村			
			指定都市	指定都市を除く市区町村		
作成済	1,239 (69.3%)	44 (93.6%)	1,195 (68.6%)	16 (80.0%)	1,179 (68.5%)	
基準モデル	224 (12.5%)	4 (8.5%)	220 (12.6%)	5 (25.0%)	215 (12.5%)	
総務省方式改訂モデル	989 (55.3%)	35 (74.5%)	954 (54.8%)	11 (55.0%)	943 (54.8%)	
旧総務省方式	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.8%)	
その他のモデル	13 (0.7%)	5 (10.6%)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)	
作成中	436 (24.4%)	3 (6.4%)	433 (24.9%)	3 (15.0%)	430 (25.0%)	
基準モデル	48 (2.7%)	0 (-)	48 (2.8%)	1 (5.0%)	47 (2.7%)	
総務省方式改訂モデル	374 (20.9%)	3 (6.4%)	371 (21.3%)	2 (10.0%)	369 (21.4%)	
旧総務省方式	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)	
その他のモデル	8 (0.4%)	0 (-)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)	
作成済又は作成中	1,675 (93.7%)	47 (100%)	1,628 (93.5%)	19 (95.0%)	1,609 (93.5%)	
未着手	113 (6.3%)	0 (-)	113 (6.5%)	1 (5.0%)	112 (6.5%)	
合計	1,788 (100%)	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)	

※「基準モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に示された、個々の取引等について発生の日度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデル。

※「総務省方式改訂モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に示された、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデル。

※「旧総務省方式」とは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成13年3月）等に示された方法で作成するもので、総務省方式改訂モデルの基礎となったモデル。

(総務省「地方公共団体における統一的な基準による財務書類の作成予定」（平成27年7月7日）)

V. 「地方版規制改革会議」の設置促進

①国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

【要望内容】

「地方版規制改革会議」の設置促進 (㉗)

【理由】

国の「規制改革会議」は企業のイノベーションや新市場の創出等に大きな成果をあげているが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。

国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、これを加速させ、地方創生の障害となっている規制・制度を取り除く必要がある。

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)の記載内容

○地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

(注) 平成28年3月末における各自治体の意向状況は以下のとおり。

ア. ぜひ設置を検討したい：9自治体

イ. 更に詳細を確認した上で要否を検討したい：353自治体

ウ. **設置検討の予定はない：277自治体**

エ. その他：34自治体

(具体的事案があれば検討したい、必要に応じ既存組織で対応、都道府県や複数市町村で設置すべき等)

(注) 徳島県は、平成28年4月中に「徳島版・規制改革会議」を設置。それに先立って3月1日から、規制改革に関する具体的な提案を県民から募集している。また茨城県では、平成28年4月1日、「茨城県行財政改革推進懇談会設置要綱」を改正し「規制改革部会」を設置。さらに奈良県葛城市では、平成28年4月1日より「葛城市規制改革相談窓口」を設置するとともに、規制等の見直しに関する意見募集を開始、5月に「葛城市規制改革会議」の設置を予定している。

◆「地方版規制改革会議」にて検討すべき項目の例

全国商工会議所の会員等から寄せられている規制・制度改革に関する声のなかには、都道府県、市区町村の自治事務とされている規制・制度も多い。

そのため以下に、全国の地方自治体で早期設置が期待される「地方版規制改革会議」にて取り扱うべき項目を例示する。

例 1. 物流業の実態に合わせた駐車規制への見直しと駐車環境の整備

【内容】

物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し

【理由】

中心市街地ではトラックの積み降ろし場所を確保することが難しい中で、ドライバーが放置駐車違反の取締まりを受けることが多く、交通環境と取締りの実態がかい離している。また、頻繁に違反した場合は企業が車両の使用制限の処分を受けるなど、物流業の事業継続に支障をきたしている。そのため、公設の荷さばき場を設置したり、札幌市などの事例を参考に、荷さばき車両に配慮した駐車規制に見直すことが必要である。

(注) 道路交通法第45条第2項により、貨物の積み降ろしを行う場合で運転者がその車両を離れないときや、運転者がその車両を離れても直ちに運転に戻ることができる状態にあるときは駐車禁止の例外となるが、運転者1名で貨物の積み降ろしをする際に違法駐車となるケースがある。また、2004年の同法改正によって、車両の使用者義務が強化され、放置違反車両の運転者が特定できない場合には、車両の使用者に対して支払が命ぜられるようになった。

※放置駐車とは、違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。

※過去6ヵ月以内に納付命令を3回受けている車両は、普通車で2ヵ月内、大型車・中型車で3ヵ月の範囲内で車両への使用制限が課される。

(注) 札幌市では、地元警察署と協議し、札幌商工会議所等の協力の下、場所や時間を指定した上で荷さばきや集配作業中の普通貨物車両に対して、20分以内の駐車を取締りの対象外としている。また、札幌商工会議所、北海道トラック協会では、違法車両と区別し、集配中であることを宣言する「荷さばきルールを守ろう宣言カード(右)」を作成し、会員に配布している。

(注) 姫路市では、道路法の特例(占用許可基準の緩和)を活用し、歩道に駐輪場を設けている。



(内閣府 HP より)

例2. 警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

【内容】

警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

【理由】

訪問看護・訪問介護等の現場において、重度の要介護者の介護は予定した時間どおりには済まないため、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせることが必要である。

なお、今後、介護サービスを必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の往診などと同様に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。

(注) 道路交通法で、日時と場所等についてその都度警察署長の許可を得て駐車可能な「駐車許可車両」と、一定期間・エリアで駐車禁止場所に駐車可能な「駐車禁止除外車両」とがある。「駐車許可車両」である訪問介護等は、介護サービスの提供時間の延長や変更ごとに許可を申請し直す必要があるなど、多大な手間がかかっている。

(注) 現行の駐車禁止除外車両として認められているのは、郵便車、電気・ガス・水道工事者などの「公共性が高く緊急に広範かつ不特定な場所に対応する用務に使用する車両」と「身体障害者等で歩行が困難な方」が対象となっている。一方「駐車許可車両」は「冠婚葬祭」「引っ越し」「訪問看護・訪問介護等に使用中の車両」などが対象となっている。

例3. 文化財保護法における史跡等の現状変更をしやすいこと

【内容】

文化財保護法における史跡等の現状変更をしやすいこと

【理由】

文化財保護法における史跡等の現状変更の許可権限事務については、一部、自治体に移譲されているが、現実にはなかなか許可されなかったり、自治体との調整に多くの時間・手間がかかっている。

地域の観光資源を世界にアピールし、インバウンドを取り込むためにも、例えば、大阪城公園内の現状変更をしやすい、大規模な土産店、商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などを設置することを推進していくべきである。

(注) 当所が平成25年度意見書にて提案した「特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること」については、平成27年6月30日、規制改革ホットラインを通じ、文部科学省より以下の回答があった。

「(略) 基本的に、このような文化財における保存や管理、活用方法（施設の設置などの現状変更含む）の方針は、その文化財を有する地域が定めます。特別史跡大坂城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大坂城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画にのっとり、大坂城跡の保存や管理、活用が行われます。今回、例として御提案いただいた「大規模な施設」は、史跡への重大な影響を与える可能性があることから、ただちに全国的な対応となる政令改正を行うことは困難ですが、現行の施行令の制度下においても、市が「管理のための計画」を定めることにより、個々の史跡等の固有の性質に応じた権限移譲を行うことは可能となっております（文化財保護法施行令第5条第4項又）ので、**まずは大阪市とよく協議していただければと存じます。**」

(注) 政府は、日本の国立公園を世界にアピールし、外国人を惹きつける国立公園の活用プロジェクト（ショッピング施設等を公園の付帯として認める基準を明確化する等）を今年度内に策定するとしているが、国立公園だけでは効果は限定的であるため、これを特別史跡や全国の公園にも広げるべきである。



例4. 歴史的建築物の活用を進めるため、歴史的建築物について建築基準法の適用除外とする条例を制定すること

【内容】

歴史的建築物を建築基準法の適用除外とする条例の制定

【理由】

史跡、古民家、武家屋敷といった歴史的建築物は、観光振興による地方創生の切り札として積極的に活用していくことが望まれる。

これら歴史的建築物は建築基準法で既存不適格建築物となる場合が多いが、建築基準法では、各自治体の条例により現状変更の規制および保存のための措置が講じられている建築物で特定行政庁が指定したものは同法の適用除外とされている。各自治体にて歴史的建築物を同法の適用除外とする条例の制定を進める必要がある。

(注) わが国には、特別史跡や古民家、武家屋敷などの歴史的建造物が数多く残されており、これらを観光資源に、宿泊施設やレストラン、オフィスなどとして地域固有の魅力創造に活用していくことが重要である。しかし、これら建造物の宿泊施設としての活用や、敷地内での飲食・販売施設等の設置については、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

(注) 建築基準法

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

～略～

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

(注) 古民家等の歴史的建築物の保存活用に向け、国は、上記建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用に関して、地方自治体が基準を定め、当該基準についてあらかじめ建築審査会の包括了承を得ることにより、別途設ける委員会等において同基準に適合することが認められた建築物は、建築審査会の同意があったものとみなすことができる制度を発足（「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）」（平成26年4月1日国土交通省住宅局建築指導課長））。



京都市は平成24年4月、建築基準法の適用除外を可能とする条例を制定
（写真は条例適用第1号となった町屋（現在は龍谷大学のキャンパス）
（内閣府HPより）

例 5. 立地場所の実態に合わせ、工場緑地面積を緩和すること

【内容】

立地場所の実態に合わせた工場緑地面積の緩和

【理由】

工場立地法の緑地面積率規制に関連する事務の多くは工場やその周辺地域の実態をより把握している地方自治体としての判断が必要になるとの考えから、地方自治体の自治事務とされている。

緑地制限については、地域が国の全国一律の基準に関わらず立地場所周辺の自然環境等の実態に合わせて地域自らが定めることができる「地域準則制度」があるが、同制度を活用した緑地面積率の緩和は進んでいない。

(注) 工場立地法第4条の2の規定に基づき、都道府県（または政令市）は、「緑地面積率等について、国の準則に変えて適用する他の準則を適用することが適当である場合には、条例で、国が定めた緑地面積率等に関する準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。」とされている。



宮崎県西都市は平成26年9月、「地域準則制度」を活用し、緑地面積率の緩和等を定めた条例を制定（写真は西都市内の工場）（内閣府HPより）

例 6. 高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準を定めること（再掲（P. 3参照））

【内容】

「理・美容車」の許可基準の設定

【理由】

美容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっている。国から統一的な基準を示すガイドラインが示された場合には、当該ガイドラインに基づき、各都道府県にて「理・美容車」の許可基準を定めるべきである。

例7. 地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度を導入すること（再掲（P. 42参照））

【内容】

地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度の導入

【理由】

地方自治体の財政健全化と行政の生産性向上のためには、発生主義・複式簿記による財務諸表は必要不可欠である。

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月）において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成基準を示し、また、平成27年1月には地方自治体向けの統一的な基準によるマニュアル（地方公会計マニュアル）を示しているが、未だ導入していない自治体も見られる。

総務省は平成29年度までにすべての地方自治体において作成することとしていることから、まだ導入していない地方公共団体においては、本マニュアルによる会計制度を早期に導入・徹底することが求められる。

以 上

【本件担当】日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>

<提出先>

規制改革推進会議、経済財政諮問会議、未来投資会議、働き方改革会議等

<実現状況>

I. 中小企業の活力強化・生産性向上

1. 創業・企業・ベンチャーの支援

- ③高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の強化基準の地方自治体向けガイドラインを国が作成すること
 - ・平成 28 年 12 月 26 日、厚生労働省から「自動車を使用した理容所・美容所の取扱いについて」とする通知が都道府県等に出された。
- ⑤個人事業主であるスナック、パブ等が切れ目なく営業しながら事業拡大のために法人化できるよう、風俗営業の許可の手続きを見直すこと
 - ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）にて、個人事業主であるスナックやバー等が法人化する場合、個人事業主として営業を廃止した後、法人として営業許可を再取得するという運用を改め、切れ目なく営業ができるようにすることについて、平成 29 年度に検討し、結論を出すことが示された。

II. 地方創生

1. 観光業の振興

(1) 観光資源の開発・活用

- ④観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間の延長（現行 3 年→10 年）を早期実現すること
 - ・平成 28 年 6 月 2 日、「河川敷地占用許可準則」が改正され、民間企業等による占用許可期間が「3 年以内」から「10 年以内」へと延長された。

(2) 観光業の担い手確保

- ②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること
 - ・民泊を行う者に対する届出制度創設等を盛り込んだ在宅宿泊事業法案が第 193 回国会（常会）に提出され、平成 29 年 6 月 9 日に可決した。
- ④構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること。
 - ・平成 29 年 5 月 26 日、外国人に観光案内を行う「通訳案内士」の資格がなくても、有償でガイドできることとする改正通訳案内士法が成立した。

2. 強い農林水産業づくり

- ①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること
 - ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に、農地について、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いについて、平成 29 年に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置することが記載された。
- ⑥林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと
 - ・平成 28 年 5 月 13 日、森林法等の一部を改正する法律が成立。森林伐採後の造林の状況報告を義務付け、共有林の所有者が不明でも伐採・造林ができる裁定制度の導入、林地の境界情報等の整備が実現した。

4. 対日投資の促進

①対日投資家や高度人材に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を短縮化すること

- ・永住許可に関するガイドライン（平成 29 年 4 月 26 日）に、一定の要件を満たす者に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を最短 1 年に短縮することが記載された。

Ⅲ. 一億総活躍社会の実現

1. 労働力不足対策への対応

①タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車運転免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得後 3 年以上）を緩和すること

- ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に、21 歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方について、平成 29 年に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置することが記載された。

Ⅳ. 規制・制度改革の推進

①投資拡大・生産性向上を阻害する行政手続きについて、定量目標を定め計画的に効率化すること

- ・第 14 回規制改革推進会議（平成 29 年 3 月 29 日）で、行政手続簡素化の 3 原則（行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）、書式・様式の統一）に基づき、9 つの重点分野（①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）について、2020 年までに 20%のコスト削減を行うことが決定された。また、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）にも、その旨記載された。

Ⅴ. 「地方版規制改革会議」の設置促進

①国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

- ・平成 29 年 3 月 31 日現在、徳島県、静岡県、茨城県、奈良県葛城市、群馬県前橋市で地方版規制改革会議が設置されている。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

平成28年5月12日

日本商工会議所

4月14日に発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。今なお余震が続く中、約1万2千人の住民が避難を余儀なくされている。

地震は、住宅や水道、電気、ガスなど生活インフラを破壊したのみならず、幹線道路や鉄道をはじめとする交通網に大きな被害をもたらした。これらについては、着実に回復しており、早期復旧に向けた国、全国の自治体、関係事業者等の強力な支援に対して深謝申しあげたい。

一方で、地域の経済と雇用を支える中小企業をはじめ多くの事業者は多大な被害を被っており、事業再開の見通しが立っていない。また、被災地域は、わが国有数の観光資源を有する地域であり、観光業への深刻な影響も危惧される。

今次震災は、長引く余震の影響もあり、先行きの見通しが立たない中で、当初の地震による直接的被害のみならず間接的、二次的被害は大きく、九州全域にその影響が波及しており、日本経済の持続的成長にも極めて大きな影響が生じつつある。

については、生活・産業インフラの復旧を最優先としつつ、単なる復旧だけでは地域経済の再生はなし得ないことから、従来型の復旧を前提とした支援策を見直し、事業再開、地域経済の再生をスピード感をもって強力に進めるべく、早急に下記の措置を講じていただきたい。

記

1. 特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保を

東日本大震災以来の未曾有の大災害に対しては、当面の復旧・復興対策はもとより、将来の都市再生・産業再生に向けた施策が必要であり、特別法の制定等による十分な予算確保と柔軟な運用を実施していただきたい。

具体的には、被災者の生活再建、インフラ復旧・整備、被災事業者の事業再開支援など、緊急対応として多額の経費を要する復旧・復興事業に取り組む自治体に対し、その着実な事業遂行を支援するため、特別交付税を措置されたい。

2. 生活・産業インフラの早期復旧・復興を

地域が復旧・復興するためには、何よりもその土台となる生活の基盤、そして経済活動の基盤となるインフラの早期復旧が不可欠である。したがって、以下の施策を早急に実施していただきたい。

(1) 水道等のライフラインの完全復旧および避難者の住宅確保の早急な実現を、強力に支援していただきたい。

(2) 南阿蘇村周辺で発生した斜面崩壊による土砂崩れや落石等により損壊した国道57号、国道325号を

はじめとする幹線道路や、落下した阿蘇大橋をはじめとする橋梁および俵山トンネル等について、早期に復旧していただきたい。

特に、今なお復旧の見通しが立っていない JR 豊肥本線（肥後大津～豊後萩間）および南阿蘇鉄道高森線の早期復旧を強力に支援していただきたい。

なお、これら復旧整備については、速やかに復旧時期を明示することが重要である。

(3) 一次産業の生産回復は、熊本をはじめ九州地方の復旧・復興に極めて重要である。中でも、農業の物流基盤となる集荷・選果場等の物流の核となる機能は、早期に回復する必要がある。

(4) 被災建築物の解体、家屋損壊等により生じた災害廃棄物および、処理場の損壊等により堆積した一般廃棄物の早急な撤去・処理に向けた財政的支援や、他の自治体等による広域処理を促進していただきたい。

3. 事業再開や販路回復等に向けた強力な支援を

被災した事業者にとっては、早期に事業再開を実現しなければ、販路を失うなど、大きな影響が及ぶ。余震が続く中、思い切った決断ができないとする経営者も多く、廃業を懸念する事業者もいる。こうした事業者の事業継続を後押しし、雇用の維持と技術等の継承のためにも、以下の措置を講じていただきたい。

(1) 被災事業者の施設・設備等や商店街のアーケード等の建替え・補修、仮設店舗の建設など、事業再開に向けた財政的支援を講じていただきたい。

また、地震災害の影響を直接的・間接的に受けた事業者の販路回復に向けた展示会・商談会等への出展に対しても支援（出張・出展費、販促費用等）いただきたい。

(2) 事業再開に向けて、新たな資金借入を必要とする被災事業者を支援するため、二重ローン対策や無利子・低利融資など、迅速かつ万全な金融支援を講じていただきたい。

また、被災事業者との取引関係にあるなどにより、地震災害による影響を間接的に受けた事業者に対する金融支援を講じていただきたい。

(3) 被災事業者の雇用維持・安定に向け、雇用調整助成金について、以下の措置を講じていただきたい。

① 現行の中小事業者に対する助成割合（2／3）の引き上げ

② 中堅事業者に対する中小事業者並みの助成割合の適用

③ アルバイト、パート従業員等への支給対象の拡大

(4) 各種補助金・助成金の申請について、申請期限の延長、申請書類や手続きの簡素化など柔軟な対応を図っていただきたい。また、申請代行を行う専門家への委託費用についても支援していただきたい。

(5) 被災中小事業者に対し、以下のとおり税制上の負担軽減措置を講じていただきたい。

- ①法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
- ②震災損失について、前事業年度（個人の場合は平成27年分）の損金（必要経費）への算入の容認
- ③欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
- ④復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
- ⑤事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例

(6) 経営相談等による事業再開や販路回復への支援、地域の観光プロモーションなどにより、地域経済の中核的な役割を担う経済団体が、復興に向けた事業を円滑に実施できるよう、会館施設の復旧・補修や経営相談等に対応する経営指導員等の応援派遣について支援していただきたい。

4. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援を

被災地域は、わが国でも有数の観光資源を有し、国内のみならず、韓国、中国をはじめとする訪日外国人も数多く訪れる地域である。同地域では、通常通り営業を続けているホテルや旅館等がある一方、風評被害によるキャンセルが生じているケースもある。

観光先進国の実現のためにも、以下の措置を講じていただきたい。

(1) 九州地方全域における風評被害を防ぐため、被災地を除く地域における安全性等に関する国内外への的確かつ継続的な情報発信を実施していただきたい。

訪日外国人旅行者への対策としては、余震の発生状況などの正確な情報発信を各国政府に呼びかけられたい。

(2) 九州地方に関するPR活動（各種プロモーション、テレビ放映等）、特に、夏期の観光プロモーションに対する強力な支援を講じていただきたい。とりわけ、域外からの訪問客を促進するための旅行券等の発行への支援について検討いただきたい。

(3) 今次震災により損壊等の被害を受けた熊本城や阿蘇神社等をはじめとする観光資源について、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界大会が開催される2019年までの復旧を目指し、強力に支援していただきたい。

(4) 被災地域が実施する物産展、商談会をはじめ、全国各地で実施される応援物産展、商談会等について支援していただきたい。

5. 今後の震災対策の促進を

今回の地震は、中越地震と同様に、震源が浅く、今後の他地域における直下型地震発生等の可能性が指摘されている。

鉄道、道路など、震災後の復旧は、全国からの支援もあり、極めて迅速に実現されているが、今回の教訓も活かし、近い将来の地震発生が予測されている地域など、他地域での大震災への対応を早期かつ着実に進めていただきたい。

以 上

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

<提出先>

内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣をはじめ政府・政党など関係各方面

<実現状況>

それぞれの要望項目について、以下の措置が講じられた

(●=平成 28 年度補正予算、○=平成 29 年度予算、◆=予算以外の措置)

1. 特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保を

復旧・復興事業に取り組む自治体に対する特別交付税措置

- 熊本地震復旧等予備費（新設） 7,780 億円
 - ・被災者の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めるための支援。
- グループ補助金 183.0 億円
 - ・熊本県、大分県を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づき、施設復旧等の費用を補助。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置等に要する費用も補助。
- 土地区画整理事業等による被災市街地の復興 [防災・安全交付金 (12,927 億円) の内数]
 - ・市街地の早期復興、公共公益施設や都市機能施設の復旧を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による支援を実施。

2. 生活・産業インフラの早期復旧・復興を

(2) 国道 57 号、国道 325 号等の幹線道路や阿蘇大橋をはじめとする橋梁、JR 豊肥本線および南阿蘇鉄道高森線の着実な復旧

- ◆国道 57 号については、北側ルート（全長約 13 km）が整備中（平成 32 年完工予定）。国道 325 号の阿蘇大橋については、平成 32 年 9 月までに元の場所から 600m 下流に架け替えられる見込み。
- ◆南阿蘇鉄道高森線は、高森－立野間のうち、高森－中松間は運行再開。

3. 事業再開や販路回復等に向けた強力な支援を

- 小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）において、【熊本地震対策型】の公募を実施（105 億円（第 2 次補正）の内数）。

(5) 被災中小事業者に対する税制上の負担軽減措置

①法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免

- ◆「平成 29 年度税制改正」において、震災等により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、4 年間 2 分の 1 減額する措置が講じられた。
- ◆「平成 29 年度税制改正」において、震災等により滅失等に遭った建物に代わるものとして新築等をした建物に対する登録免許税を免税とする措置が講じられた。

②震災損失について、前事業年度（個人の場合は平成 27 年分）の損金（必要経費）への算入の容認

- ◆「平成 29 年度税制改正」において、前事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する金

額の還付請求を行うことができる措置が講じられた。

⑤事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例

→◆「平成 29 年度税制改正大綱」において、震災等により事業の用に供することができなくなった建物、構築物若しくは機械装置の代替資産の取得等をした場合に特別償却できる措置が講じられた。

4. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援を

→◆「九州ふっこう割」（宿泊費・交通費の割引、国費 180 億円を充当）を利用した延べ宿泊者数について、目標（150 万人）の 1.8 倍にあたる約 271 万 9 千人を達成。

→○熊本城の早期復旧と耐震化の推進〔防災・安全交付金（12,927 億円）の内数〕

- ・天守閣等の早期復旧を支援するとともに、観光施設としての安全性を確保するため、天守閣の耐震化の取組を支援。

まちづくりに関する意見
— 地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築を —

平成28年 5月30日

日本商工会議所

I. 基本的考え方

日本商工会議所は、平成25年5月に、提言「まちづくりに関する意見～コンパクトシティの実現と地域商業の再生との融合によるまちづくりの推進を～」をとりまとめ、人口減少・高齢化が進む中、「今後、10年がまちづくりの最後のチャンス」との認識のもと、官民協働のまちづくりの仕組みの構築や、コンパクトシティ形成の隘路である空き地・空き店舗の利活用促進に向けた具体的な方策を提示するとともに、政府に対し、その支援措置を早急に講じるよう求めた。

平成26年には、中心市街地活性化法、都市再生特別措置法、地域公共交通活性化・再生法が改正され、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、関連施策のアクションプランや成果目標等が盛り込まれた。

しかし、日本商工会議所の調査によれば、改正後の中心市街地活性化法に対する評価については、制度が活用しやすくなった等の声がある一方で、認定のハードルが高い、メリットが少ない等の指摘があり、実績としても中心市街地活性化の取り組みが増大しているとは言い難い。また、都市再生特別措置法の改正により新設された立地適正化計画制度については、200を超える地方自治体で活用が検討されているものの、同計画策定への商工会議所の関与は非常に低く、官民一体となった取り組みは進んでいない。加えて、空き地・空き店舗等の所有者の不在・不明や、まちづくりのリーダー・担い手の不在が、まちづくりへの取り組みの大きな課題となっている。

「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化なくしては、地方創生の実現はない。前述のような諸課題を早期に解決し、地域の創意と発意に基づく官民協働のコンパクト+ネットワークのまちづくりを、今こそ加速しなければ、消滅都市の発生が現実味を帯びてくることにもなりかねない。

政府におかれては、こうした点を十分に踏まえたうえで、下記の措置を講じ、全国各地のまちづくりに向けた取り組みを支援されたい。

Ⅱ. まちの活性化に向けて政府が対応すべき事項

1. 「コンパクト」なまちづくりのさらなる後押しを

平成26年の都市再生特別措置法・中心市街地活性化法の改正によって、コンパクトシティの形成に向けた枠組みが再整備された。

しかし、一方で、特に地方圏においては、空き地・空き店舗の利活用が進まず、コンパクトなまちづくりの取り組みが停滞する事例も多い。コンパクトなまちづくりを一層進めるために、助成制度の創設や制度改革をはじめ、以下の対応を図りたい。

(1) 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直しを

日本商工会議所が各地商工会議所を対象として実施した調査では、人口規模に関わらず、多くの地域で空き地・空き店舗の存在がまちづくりを進めるうえでの課題となっている。空き地・空き店舗の問題を放置することは、生活機能低下に伴う居住人口の減少、消費の域外流出に伴う事業活動の停滞をもたらし、都市機能の維持を困難なものとしかねない。空き地・空き店舗の継続的な利活用に向け、以下の措置を講じられたい。

①老朽店舗の解体・更地化に係る助成制度の創設

空き店舗や老朽化した店舗の解体・更地化を希望する所有者に対し、地方自治体が解体費用等を助成する制度を創設することが求められる。その際、更地化した土地の用途が確定するまでの間は、公的な土地利用（公園や緑地指定等）に供する、もしくは地方自治体が借り上げる仕組みとする等の措置も必要である。

②商業地区において空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する税制優遇措置等の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域あるいは商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、改修費用の一部補助や固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じることが求められる。

③地籍調査の推進による土地の流動化の促進

地籍調査は、土地の所有者や境界・面積等を一筆ごとに明らかにするものであるが、平成27年3月末時点における全国の地籍調査進捗率は、51%にとどまっており、とりわけ都市部（人口集中地区）では、24%と極めて低い。地方自治体の地籍調査に係る民間専門人材の積極的な活用促進等により、地籍調査を推進することによって、土地に係る基礎的情報を整備し、土地の利活用を促すことが必要である。

④登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化

被相続人が亡くなり、長期間が経過しているにも関わらず、相続登記がなされないことにより、土地・建物の所有者が特定できず、権利調整・移転などに困難をきたし、土地等の利活用促進が阻害されている。相続登記を促進することによって、空き地・空き店舗の所有者情報を明確化し、権利調整などを円滑化することが重要である。具体的には、登記制度において以下の措置を講じる必要がある。

- ・中心市街地活性化基本計画区域もしくは立地適正化計画の誘導区域において、都市機能の集積等に資すると認められる土地等の相続が生じた際の、一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減、手続き費用の軽減措置
- ・住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）の保存期間の戸籍法施行規則に基づく閉鎖戸籍類の保存期間（150年間）との統一化
- ・相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担制度の導入

⑤土地収用法の適用対象の見直し

東日本大震災の被災地においては、所有者不明や相続登記未了等により事業用地の取得が遅滞したことを踏まえ、土地収用法において申請書類の簡略化や事業認定の迅速化などの特例措置が講じられた。被災地以外でも、すでに所有者不明等の問題が深刻化しており、都市機能の集積等に資すると認められる土地等に関しては、こうした手続き上の軽減措置が求められる。

また、土地収用法においては、収用または使用することができる事業として、都市計画法に基づく都市計画事業等が位置づけられているものの、中心市街地活性化法や都市再生特別措置法に基づく一部事業は規定されていない。これらの法律に基づき実施する事業（民間事業者が実施する事業を含む）についても、公共の利益に資するという観点からすれば、収用または使用することができる事業とすることが合理的である。また、収用事業認定においては、事業実施に伴う地域への経済的・社会的波及効果を重視することが求められる。

⑥空き地・空き店舗の利活用促進に資する支援の拡充

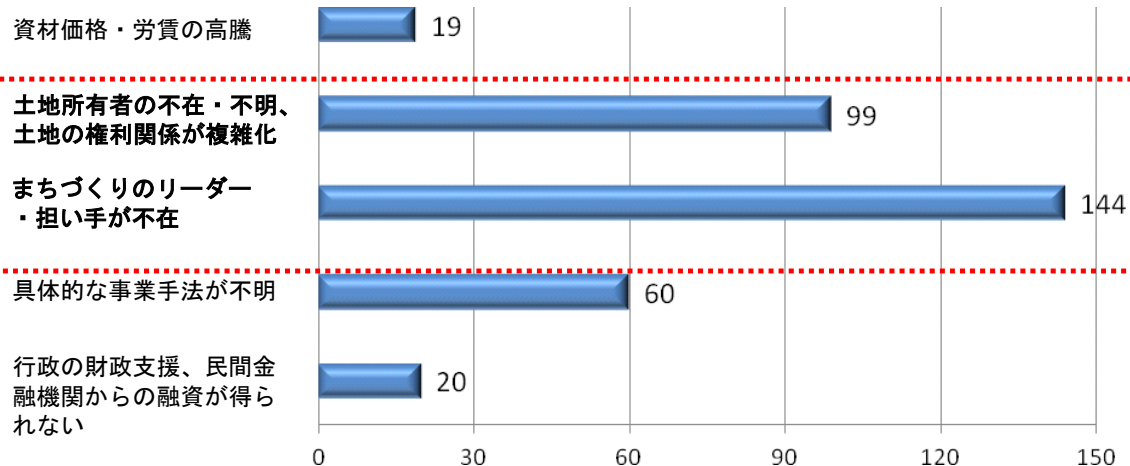
空き地や空き店舗を活用した交流施設等の整備やリノベーション事業等に関するノウハウの普及啓発を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の拡充が求められる。

《参考》空き地・空き店舗の実態

(1) まちづくりに関する事業を実施する際の課題

○事業に取り組む際の課題としては、事業の推進役となる「担い手の不足」や「土地の権利調整」をあげる声が多い。【図－1参照】

【図－1】まちづくりの取り組みに関する課題

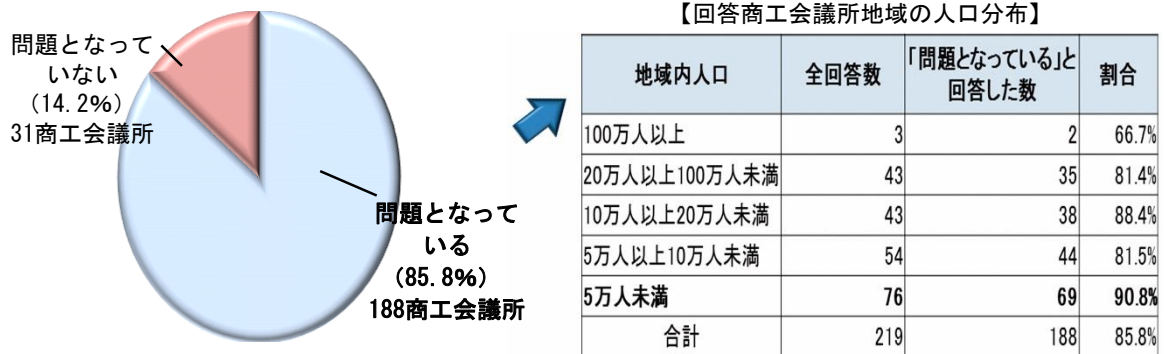


出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取り組みに関する実態調査結果（中間集計）」
（平成28年4月・n=207、複数回答）

(2) 中心市街地の空き地・空き店舗の発生状況

○各地商工会議所を対象とした調査では、人口規模に関わらず、ほとんどの地域で中心市街地の空き地・空き店舗の問題が顕在化していると回答。特に、人口5万人未満の地域では、9割超で問題となっている。【図-2参照】

【図-2】中心市街地における空き地・空き店舗の問題発生状況



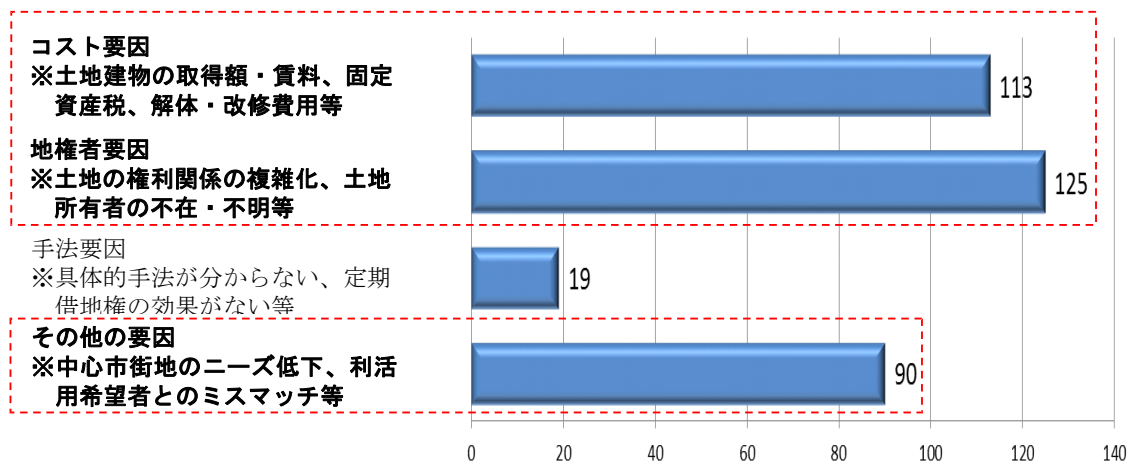
出典：日本商工会議所「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実態調査結果」
(平成27年6月・n=219)

(3) 空き地・空き店舗の利活用が進まない理由

○利活用が進まない理由としては、空き地・空き店舗の取得費用や解体・改修費用等の負担、土地建物の所有者の権利調整の煩雑さ、中心市街地自体のニーズ低下等をあげる声が多い。

【図-3参照】

【図-3】中心市街地の空き地・空き店舗の利活用が進まない理由



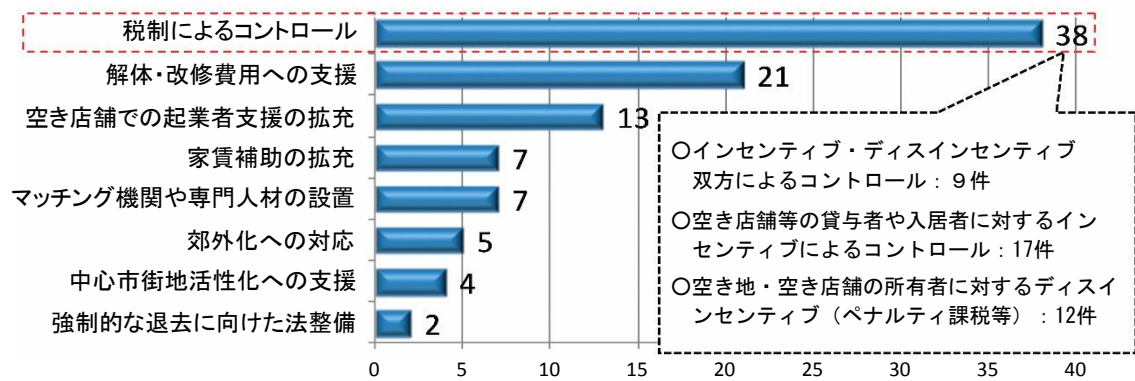
出典：日本商工会議所「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実態調査結果」
(平成27年6月・n=219、複数回答)

(4) 空き地・空き店舗の利活用促進のために必要な対応

○各地商工会議所からは、利活用促進のために「税制によるコントロール」や「建物等の解体・改修費用への支援」「開業・創業支援」等が必要との声が多い。

○税制によるコントロールとしては、利活用に協力的な所有者に対するインセンティブ措置を求める声がある一方で、非協力的な者に対するディスインセンティブ措置（ペナルティ課税等）を求める声もある。【図-4参照】

【図－４】空き地・空き店舗の利活用促進に向け、法制度・支援策で見直すべきこと



出典：日本商工会議所「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実態調査結果」（平成27年6月・n=137、複数回答）

（２）中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大を

①中心市街地活性化に関する法制度の周知と効果的な取組事例等の普及

平成26年の法改正（※）では、中心市街地活性化の取り組みの裾野拡大が目指されたところであるが、法改正から約2年が経過した現在、その目的が十分に達成されているとは言い難い。小規模都市における取り組み促進に向け、制度活用の具体的なメリット等に関するより一層の分かりやすい周知を図るとともに、立地適正化計画制度などの他の支援制度を併用した効果的な取組事例等を全国に普及する必要がある。

（※）平成26年の中心市街地活性化法改正により、「民間投資を喚起するための新たな重点支援制度の創設」「認定を受けた中心市街地活性化基本計画に対する道路占用許可の特例等の創設」「中心市街地活性化基本計画の認定要件の緩和」等の措置が講じられた。

②中心市街地におけるプロジェクト事業の認定要件緩和

平成26年の中心市街地活性化法の改正により創設された「特定民間中心市街地経済活力向上事業」（※）の認定要件（「年間来訪者数が中心市街地居住人口の4倍以上」「年間平均雇用人数が50人以上」等）について、地域の実情に応じた柔軟な基準とすることが求められる。

（※）中心市街地への来訪者や就業者、小売業の売上高を相当程度増加させる等の効果が高い民間プロジェクト事業（経済産業大臣が認定）。認定された事業には、予算措置の拡充や税制優遇措置等が講じられる。

③商店街の施設整備、空き店舗対策に関する支援策の拡充

民間の関与を高め、官民協働による中心市街地活性化を促すため、中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備事業や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の事業対象の拡大など拡充が必要である。

④官民協働による立地適正化計画策定の促進

平成26年の都市再生特別措置法改正により創設された立地適正化制度については、既に多くの自治体で計画策定が進められているが、計画策定に関与している商工会議所は極めて少ない。立地適正化

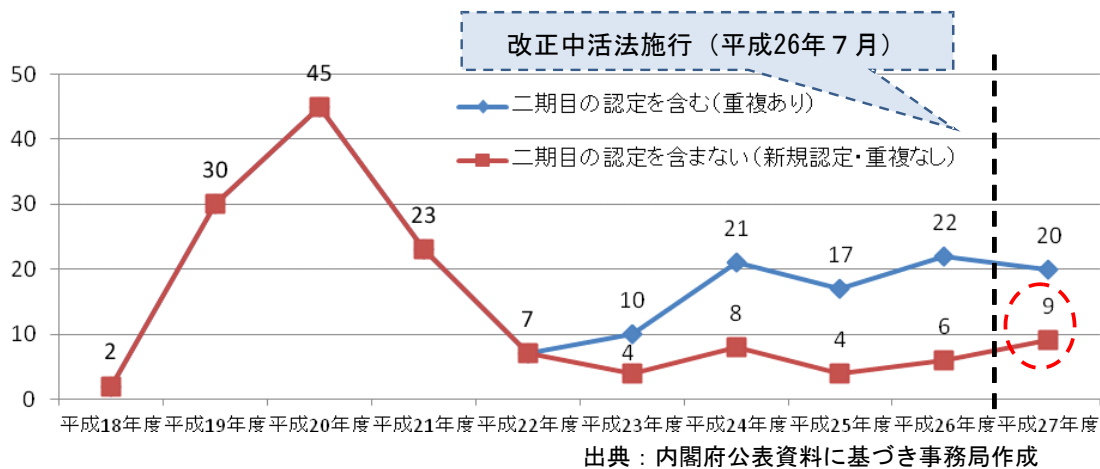
計画に基づく都市機能の集積等をもたらす経済的、財政的、社会的効果を明らかにする指標を開発するなど、見える化を推進することで、施策への理解を促すとともに、商工会議所をはじめとする地域のステークホルダーが、積極的に計画策定や事業の検討・実施等の各段階に参画できる仕組みを構築されたい。

《参考》まちづくり関連法制度の活用状況

(1) 中心市街地活性化法制度の活用状況

○中心市街地活性化法は、「民間投資の喚起、取り組みの裾野拡大」を目的として、平成26年7月に法改正が行われた。改正後、新たに認定を受けた地域は微増しているものの、二期目の認定を含む全体では横ばい傾向。【図-5参照】

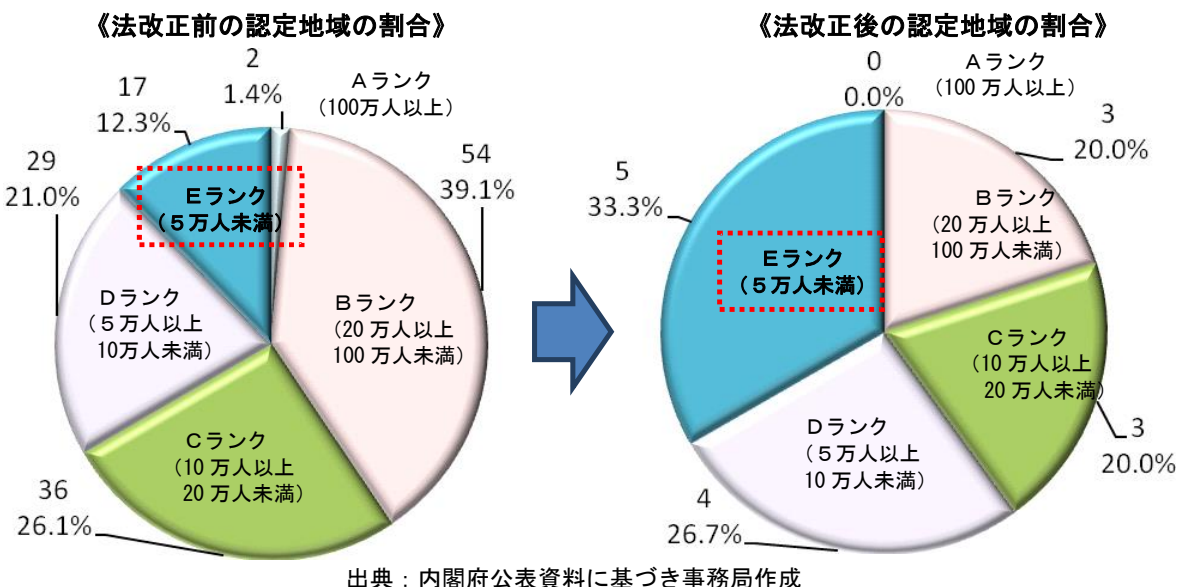
【図-5】法改正前後における認定地域件数の動向



○法改正前後の人口規模別認定地域の割合を比較すると、法改正後は人口20万人以上の地域の認定割合が大幅に縮小する一方、人口5万人未満の地域の認定割合が大幅に拡大し、中小都市での認定が浸透しつつある。【図-6参照】

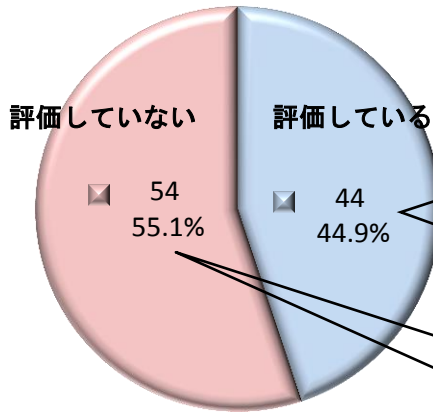
【図-6】法改正前後における人口規模別認定地域の割合変化

※二期目の認定を除く。計画期間が満了となった地域を含む。



○改正中心市街地活性化法に対する評価については、4割超の商工会議所が「評価している」と回答する一方、「評価していない」との回答は6割近い。【図-7参照】

【図-7】改正中心市街地活性化法に対する評価



《各地商工会議所の声》

- 認定要件が緩和されたことで、計画認定を受けやすくなった。
- 通訳ガイドについて、中活エリアでの特例ガイドが認められたことから、活用しやすくなった。
- 民間投資を喚起する方向性が打ち出された。
- 協議会の権限が強化され、行政に対して具体的な提言がしやすくなった。

《各地商工会議所の声》

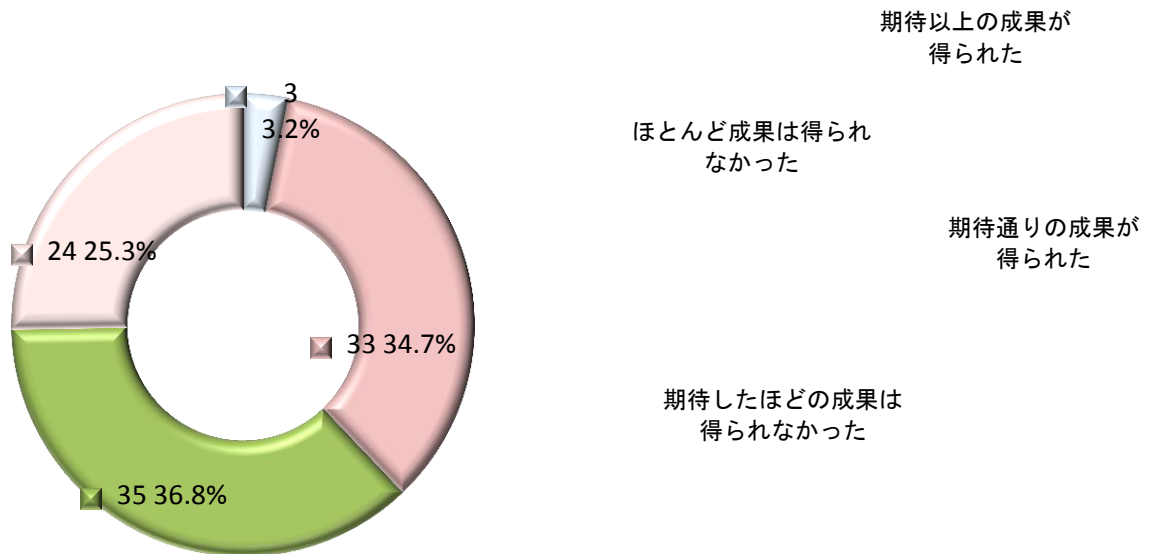
- 特定民間中心市街地経済活力向上事業のハードル（認定要件や手続き）が高い。
- 基本計画認定のメリットが少ない。

出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取り組みに関する実態調査結果（中間集計）」
（平成28年4月・n=98）

○中心市街地活性化法制度の活用による成果については、6割超の商工会議所が「期待したほどの成果ではなかった」「ほとんど成果は得られなかった」と回答。

【図-8参照】

【図-8】中心市街地活性化法制度の活用成果



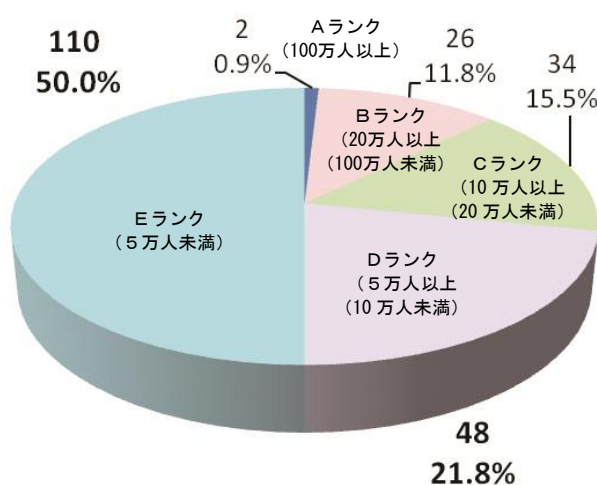
- 行政自己負担の問題
- 事業を進め
- 財源と
- 認定ま
- までに
- ※「期待
- んど効
- 別回答

出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取

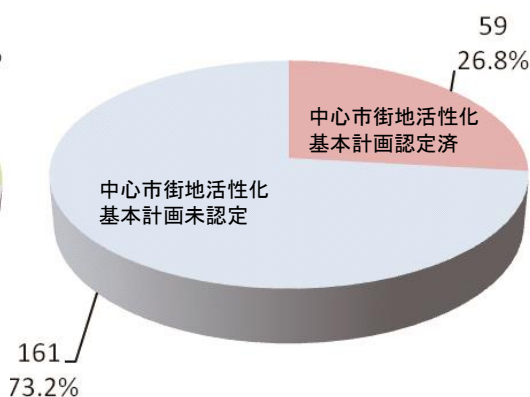
(2) 立地適正化計画制度の策定状況と商工会議所の関与

○平成 26 年 7 月の都市再生特別措置法改正により創設された立地適正化計画制度については、平成 27 年 12 月末時点で 220 の市町村が制度利用の意向を表明しており、そのうちの 7 割超が人口 10 万人未満の地域。また、中心市街地活性化法制度の認定を受けている地域との相関関係は薄い。なお、平成 26 年 7 月の中心市街地活性化法改正後、中小都市における同法の認定地域の割合が拡大したこと（人口 5 万人未満の地域の認定割合：33.3%）は、前述のとおりだが、立地適正化計画は、さらに中小都市での活用割合が高い。【図-9・図-10 参照】

【図-9】立地適正化計画制度の活用意向を表明している市町村の人口規模割合



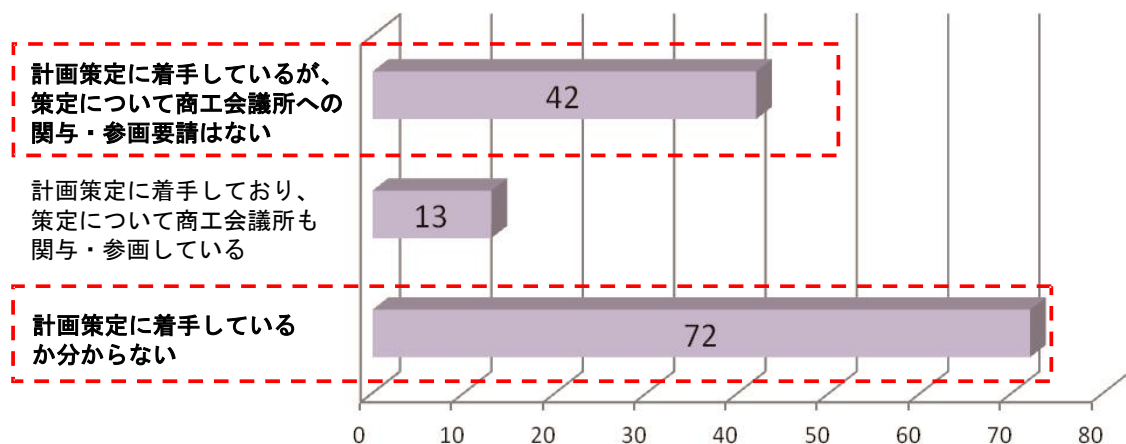
【図-10】立地適正化計画制度の活用意向を表明している市町村に占める中心市街地活性化基本計画認定地域の割合



出典：国土交通省公表資料に基づき事務局作成

○立地適正化計画の策定に着手している地域において、商工会議所が計画策定に関与している割合は極めて低い。また、策定に着手しているか不明との回答も多い。【図-11 参照】

【図-11】立地適正化計画の策定への商工会議所の関与状況



出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取り組みに関する実態調査結果（中間集計）」（平成28年4月・n=127）

2. 交通「ネットワーク」の整備・再構築の推進を

本格的な人口減少・高齢社会においては、各都市がコンパクト化を目指す（個別最適）のみならず、各都市による都市機能の連携・分担（全体最適）を進めることも極めて重要となる。

このためには、まず、大中小、様々な規模のまちづくりの拠点（点）と拠点（点）を結び付け、人と物の流れをうみ出すハード面でのインフラ整備が不可欠であることから、以下の措置を講じられたい。

（1）まちづくりや観光振興と一体となったインフラ整備

高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きく、コンパクト+ネットワークの構築や観光振興、交流人口の拡大に資する社会資本整備を促進されたい。

（2）コンパクトなまちづくりに資する地域公共交通、二次交通の活性化

平成26年の地域公共交通活性化・再生法の改正においては、まちづくりと連携した計画のもとで、地域公共交通や二次交通の活性化、再生を図る施策が打ち出されたところであるが、地域の実情に応じた鉄道、路線バス、コミュニティバスなどの活性化、再生に向け、同法に基づく支援を積極的かつ着実に実施されたい。

（3）災害時の緊急避難やサプライチェーンの持続に資するインフラ整備

近年発生している大規模地震では、道路や鉄道等のインフラに多大な被害が生じ、住民の避難経路やライフライン、サプライチェーンが寸断されるなど、都市機能と住民生活の維持に大きな影響を及ぼしている。今後想定される大規模災害の発生に備え、安全・安心の確保を担う道路や鉄道等のインフラについては、多重性・代替性の観点からも早期かつ着実に整備することが不可欠である。

3. 関連施策との連携によるコンパクト+ネットワークのさらなる深化を

コンパクトシティの形成推進は、拠点（点）のみの取り組みで実現できるものではなく、郊外部や近隣市町村等との連携・機能分担を踏まえた「面」の取り組みにより、実現するものである。コンパクト+ネットワークによる都市全体の活性化に向けて、上記インフラ整備に加え、以下の措置を講じられたい。

（1）連携中枢都市圏制度等の活用による都市機能の連携・分担の促進

各地域による都市機能の連携・分担（全体最適）を促進する観点から、連携中枢都市圏制度（※）等の活用を促進されたい。その際、日本商工会議所が旅行者の各地への分散のための重要な方策として提唱している交流拠点都市を、同制度における連携中枢都市として選定・活用することも有効である。

また、人口減少等に対応し、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化、集約化さらにはその後の利活用の促進を図っていくことが必要である。

（※）相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための制度。市町村間で連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、財政措置等が講じられる。

(2) 都市と農地の一体的な利用に向けた法制度整備

都市部と郊外農地等の土地利用を一体的に運用するため、都市再生特別措置法において、農業振興地域の整備に関する法律の対象となる地域を包括したより広い区域についての規定を設け、その中でコンパクトシティの形成に向けた取組を重点的に支援する制度を創設することが求められる。

4. まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充を

まちづくり関連法制度を活用し、官民協働のまちづくりを促すためには、その推進役として中核的な役割を担う人材や、当該人材の活動を支援するまちづくり会社等の事業基盤を強化する必要があることから、以下の措置を講じられたい。

(1) 地域の多様な主体がまちづくりの取り組みを支援する仕組みの構築

中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画等の内容や事業の進捗管理等について、地域の大学やシンクタンク、観光関連事業者、NPOなどが知見に基づき、タウンマネージャーやまちづくり会社等の事業推進主体をサポート、協働する仕組みを構築することが必要である。

(2) 地域のニーズに応じた柔軟な専門人材派遣の仕組みの構築

不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースを構築し、地域のニーズにマッチした専門人材を、適切に紹介、派遣する仕組みを構築することが求められる。

(3) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化

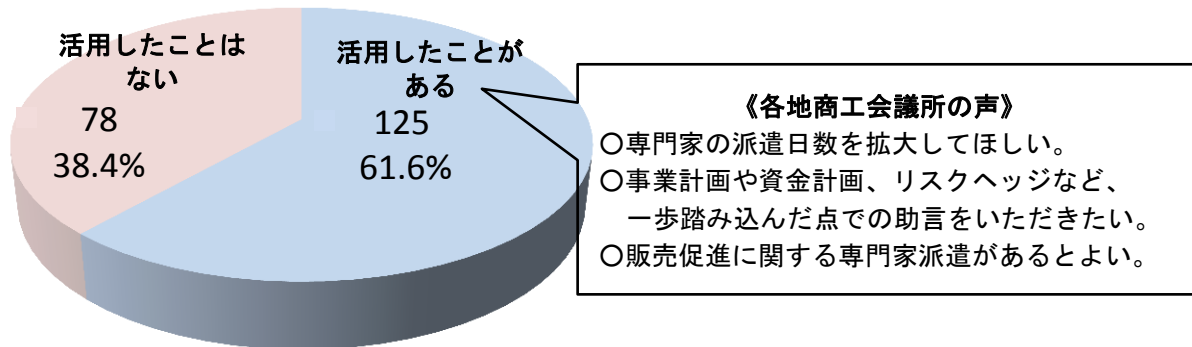
地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社の活動基盤強化に向け、以下の措置を講じることが求められる。

- ・中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画等に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税や登録免許税等の減免措置
- ・まちづくり会社の活動基盤強化に資する「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」「地域・まちなか商業活性化支援事業」等の継続・拡充

《参考》まちづくりに関する人材支援策の活用状況、推進組織の課題

- (1) (独) 中小企業基盤整備機構や(株)全国商店街支援センターによる専門家派遣制度等の活用状況
○6割超の商工会議所で制度活用の経験があるが、活用した商工会議所からは「専門家の派遣日数の拡大」「事業に対する踏み込んだ助言」等を望む声がある。【図-12参照】

【図-12】まちづくり等に関する専門家派遣制度の活用経験の有無



出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取り組みに関する実態調査結果（中間集計）」
（平成28年4月・n=203）

（2）まちづくり会社の運営や事業実施面での課題

○まちづくり会社を設立している地域では、専従職員の不足や収益事業の欠如などを財政基盤の脆弱性が指摘されており、事業継続が困難であるとの声が多い。

《各地商工会議所の声》

- ・商工会議所の職員が Outreach 業務支援しているが、業務量に対してマンパワーが圧倒的に不足している。
- ・収益事業を実施しないため、出資金から人件費等を拠出しており、財源が不足している。
- ・まちづくり会社の業務が多岐に渡っており人手不足の状況。など

出典：日本商工会議所「商工会議所におけるまちづくりの取り組みに関する実態調査結果（中間集計）」より抜粋
（平成28年4月）

以上

まちづくりに関する意見 — 地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築を —

<提出先>

内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣をはじめ政府・政党など関係各方面

<実現状況>

それぞれの要望項目について、以下の措置が講じられた

（●＝平成28年度補正予算、○＝平成29年度予算、◆＝予算以外の措置）

1. 「コンパクト」なまちづくりのさらなる後押しを

(1) 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直しを

①老朽店舗の解体・更地化に係る助成制度の創設

→○景観まちづくり刷新支援事業 25.0 億円

- ・地方公共団体等が行う、建築物の外観修景、歴史的建造物の保存など、景観資源の保全・活用に関する事業等に対し、国が2分の1を補助。

→○まちづくりファンド支援事業 4.0 億円

- ・民間都市開発推進機構と地域金融機関が出資するまちづくりファンドを立ち上げ、当該ファンドが、民間事業者が行うリノベーション事業等に出資・融資するスキームを構築。

②商業地区において空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する税制

→○土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

- ・土地の流動化を促進するため、土地の所有権移転登記に係る登録免許税の特例措置（本則：2%、特例：1.5%）を2年間（平成31年3月31日まで）延長

③地籍調査の推進による土地の流動化の促進

→○民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

- ・民間事業者、地方公共団体の公共事業部局等が作成する測量成果を地籍整備に活用することを促進するための支援

→◆内閣府経済財政諮問会議がとりまとめた「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針）に、「官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る」旨が盛り込まれた

④登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化

→○地図整備体制の強化及び相続登記の促進 46.0 億円

- ・地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等

→◆内閣府経済財政諮問会議がとりまとめた「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針）に、「登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題について、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告する」旨が盛り込まれた

⑥空き地・空き店舗の利活用促進に資する支援の拡充

→○民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 0.92 億円

- ・民間が主体となった施設整備等の実証事業や、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業を支援。

(2) 中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大を

③商店街の施設整備、空き店舗対策に関する支援策の拡充

→○地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8 億円

- ・コンパクトシティに資する商業施設等の整備や、商店街における買物機能の維持・強化に向けた取り組み、商店街の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発等を支援。

④官民協働による立地適正化計画策定の促進

→○コンパクトシティ形成支援事業 4.3 億円

- ・立地適正化計画や公不動産（PRE）活用計画の策定や医療、福祉施設等の集約地域への移転促進等を支援。平成29年度からは、PRE活用計画策定の支援対象に、地方公共団体と商工会議所等を含む「PRE

活用協議会」を追加。

2. 交通「ネットワーク」の整備・再構築の推進を

(1) まちづくりや観光振興と一体となったインフラ整備

→○整備新幹線の着実な整備 754.5 億円

・整備新幹線について、平成 27 年 1 月の政府・与党申合せ（※）等に基づき、着実に整備。

※政府・与党申合せ

➤北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）

・完成・開業時期を平成 47 年度から 5 年前倒しし、平成 42 年度末の完成・開業を目指す。

➤北陸新幹線（金沢・福井・敦賀間）

・完成・開業時期を平成 37 年度から 3 年前倒しし、平成 34 年度末の完成・開業を目指す。

➤九州新幹線（武雄温泉・長崎間）

・フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒しする。

→●リニア中央新幹線の整備加速 財政投融资計画額：15,000 億円

・東海旅客鉄道株式会社が進めている品川・名古屋間の工事に対し、財投の長期・固定・低利の貸付を活用し、全線開業までの期間を、最大 8 年間前倒すことを目指す。

→○国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 10.0 億円

・クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度を創設。

(2) コンパクトなまちづくりに資する地域公共交通、二次交通の活性化

→○地域公共交通ネットワークの再構築等 245.0 億円

・地方路線バスの利便性向上等のためのバス路線再編、ノンステップバス導入、ホームドア整備等のバリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備更新等を支援。

(3) 災害時の緊急避難やサプライチェーンの持続に資するインフラ整備

→○ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策の推進

➤水害対策や土砂・火山災害対策の推進 4,735.0 億円

➤南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進 1,622.0 億円

・河川・海岸堤防等の嵩上げ・耐震化等の推進

・津波浸水等を軽減するための海岸堤防・防波堤等の整備推進

・基幹的交通ネットワークを保全するための土砂災害対策の推進 等

➤火山、地震、津波、台風、集中豪雨等に対する観測・監視体制の強化 57.0 億円

➤災害時における人流・物流の確保 4,517.0 億円

・広域交通への影響を回避する代替性確保のためのミッシングリンク等の整備推進

・大規模災害に備えた道路の防災（斜面・盛土等）・震災対策（耐震補強等）の推進等

3. 関連施策との連携によるコンパクト+ネットワークのさらなる深化を

(1) 連携中枢都市圏制度等の活用による都市機能の連携・分担の促進

→○連携中枢都市圏の形成等 1.3 億円

- ・中核都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し、社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成する取組を支援。

4. まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充を

(3) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化

→○地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8 億円

- ・認定中心市街地活性化基本計画に記載された民間事業者（まちづくり会社等）が行う、コンパクトシティに資する商業施設等の整備を支援。

独占禁止法研究会における課徴金制度の 在り方検討に関する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

公正で自由な競争が促進され、市場メカニズムが正しく機能することは経済成長の大前提であり、カルテル、私的独占、不公正な取引方法は厳しく排除されなければならない。規制緩和が進む中、競争政策はさらに重要性を増しており、独占禁止法の的確な執行を望む一方、企業経営の影響を予測できる調査プロセスの透明性も高めるべきと考える。

このような中、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為は、中小企業をはじめとする取引先に不当な損害を与えることになるため、厳格に処分されなければならないことは当然である。

また、制度の改正にあたっては、企業によるコンプライアンスの遵守や企業統治の一層の推進など、違反の未然防止を促す観点も重要である。企業自身も、社内体制の整備、専門家との相談、わが国や諸外国の競争政策に関する従業員教育などの努力が求められるが、これらの取り組みには人材の確保・育成などにコスト負担が発生することから、二の足を踏む企業も少なくない。このため、企業の自主的な取り組みを後押しする支援策の更なる充実が望まれる。

課徴金制度の在り方については、すでに平成16年6月25日付の日本商工会議所『「独占禁止法改正（案）の概要」に対する意見』において、「刑事罰併科制度を維持するのであれば、違反事業者の個々の不当利得を算定し、その範囲内で、違反行為の悪質性、重大性、有責性等、個別具体的な事情を考慮して裁量によって課徴金を決定すべきである。」と表明した経緯があるが、現在も基本的な認識は概ね変わっていない。

最近の国際的な潮流等を踏まえつつも、わが国の競争政策が、個別案件の調査も含め公正取引委員会の行政権限により実施されている一方で、米国の反トラスト法、EUの競争法などでは、司法による捜査・調査が行われる点などにおいて根本的な違いがあり、単純な比較が難しいことは踏まえる必要がある。その上で、課徴金制度の在り方の検討にあたり、以下の点について意見を申し述べる。

1. 裁量型課徴金制度の導入について（総論）

- 裁量型課徴金制度の主な導入目的が、現在の画一的・硬直的な課徴金制度により、市場競争のルールを遵守せず賦課を免れている企業に対する適用強化と考えられることから、**裁量型課徴金制度の導入については、基本的には理解することができる**が、「現行制度で裁量型の課徴金制度を導入していないことから、公正取引委員会が違反行為の十分な抑止、および取り締まりができておらず、本制度の導入が不可欠である。」との立法事実の立証や、詳細な制度設計については、更に十分な議論を尽くしていく必要がある。
- 特に、仮に新制度が、賦課基準の明示や説明がないままに、行政の裁量で課徴金が決定される仕組みとなる場合、企業側から見た課徴金制度は、賦課されるか否か、およびその金額等がすべてブラックボックスとなるため、企業経営における予測可能性や企業間での公平性が著しく毀損される恐れ

がある。

- そこで、新制度の導入にあたっては、課徴金額を決定する基準（基本的な算定率の範囲、算定率を増減させる要素とその増減率の範囲、減免要素とその減免率の範囲等）を明確にし、定性的ではない分かりやすい指針や業務取扱要領等を公表すべきである。

2. 中小企業に関する算定率について

- 企業の収益力を表す売上高営業利益率は、企業規模が小さくなるほど低い傾向を示すことなどから、中小企業に対する課徴金算定率を軽減している現行制度の趣旨は、今日においても引き続き非常に重要であると考えられる。したがって、裁量型課徴金制度が導入された場合であっても、中小企業に対して課徴金を軽減する制度は維持すべきである。具体的には、大企業に対する中小企業の算定率の軽減割合を維持した上で調査協力の程度等により加減算を行う方法、あるいは計算された課徴金の金額全体に対して中小企業に対する上限を設定する方法などが考えられる。
- ただし、中小企業に対する課徴金の軽減を行う制度趣旨から乖離している場合（例えば、資本金や従業員数が形式的に中小企業に該当する大企業の連結子会社等）については、上記の限りではない。

3. 調査協力へのインセンティブ、非協力・妨害へのディスインセンティブについて

- 違反行為を抑止し、効率的に取り締まる目的での制度の適正化・運用強化に対しては特に反対しない。ただし、どのような場合に『非協力』とみなされ課徴金が増額されるのかについて、予見可能性を確保するためにも、該当要件等を指針や業務取扱要領等を公表すべきである。
- 一方で、価格カルテルや優越的地位の濫用などの行為により、被害企業となる可能性もあることから、調査協力へのインセンティブの導入にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

4. 国際的な課徴金制度との整合化

- 日本企業の海外ビジネス展開はますます進んでおり、国際展開を行う場合に海外の競争法規定の適用を受ける機会も多い。従って国際的な制度との整合化は理解できるものの、複数国にまたがった事案では、国際カルテルといった行為に対して複数国の競争当局から課徴金を課される可能性もあり、関係国間での課徴金の算定に関する調整が必要と考える。
- 一方で、国際カルテルといった違反行為により、被害企業となる可能性もあることから、関係国間での課徴金の算定に関する調整にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

5. 審査の手続保障（適正化、透明化、明確化）、事業者の防御権

- 2015年12月に「独占禁止法審査手続に関する指針」が策定・公表されたことについて、審査手続がこれまでよりも適正化されるものであると評価している。
- 課徴金制度は、当局による違反行為の察知、立入検査、供述聴取、違反事実の認定、課徴金賦課金額の決定、支払いという一連の手続きにより執行されるものである。企業に対する審査手続、および企業への手続保障も、課徴金制度の一部を構成するため、同時に議論すべきである。
- 今回検討されている裁量型課徴金制度が導入される場合、強化される行政権限と企業の適正な防御権との均衡を考慮する必要がある。裁量型課徴金制度や、調査協力へのインセンティブ・非協力へ

のディスインセンティブ導入を検討するのであれば、それらの制度と深く関係する論点について、カルテル等の独占禁止法における違反行為によって侵害される中小企業等の利益保護のために、審査の強化がなされる一方、審査を受ける側の権利も保障されるよう、検討すべきである。

以上

独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見

<提出先>

公正取引委員会

<実現状況>

- ◆平成 29 年 1 月に公表された「独占禁止法研究会報告書（案）」において、本意見について多く記載されるとともに、課徴金に対する中小企業の軽減算定率の維持や課徴金の減免、加算に対する基準を明確化すべきことが明記されるなど、本意見の趣旨が反映される見込み。

TPP 協定の早期実現を求める

2016年 7 月13日

一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所
公益社団法人 経 済 同 友 会
一般社団法人 日 本 貿 易 会

TPP 協定は、世界の GDP の約40%を占め、8億の人口を有する成長著しいアジア太平洋地域に高度なバリュー・チェーンを構築するための制度インフラであり、21世紀型の画期的な経済連携協定である。また、同協定は、自由、民主主義、法の支配、市場経済という共通の価値観・原則に基づく経済秩序作りの一環であり、貿易や投資に関する広範かつ高度な水準のグローバルなルール作りをリードする取り組みとして、今後の FTA/EPA のモデルたりうるものである。

今や大企業だけでなく、中堅・中小企業や農林水産業も TPP 協定を積極的に活用して、グローバル市場へビジネスを拡げようとしている。このようなモメンタムを活かして、わが国経済を本格的な成長軌道に乗せることこそ、成長戦略の要である。

反グローバリズム・保護主義の伝播を断ち切るためにも、今こそ、メガ FTA の嚆矢として、アジア太平洋地域に自由で開かれた予見可能性の高い経済圏を実現する TPP 協定を速やかに承認し、自由貿易投資体制という、これまで築き上げてきた成長と繁栄のメカニズムを維持・強化すべきである。

臨時国会における早期の審議を通じて、アジア太平洋地域の安定と繁栄という TPP 協定の本質的な意義や効用を国民各層に対して丁寧に訴えとともに、わが国として率先して承認することで、米国をはじめとする他の参加国の国内手続を促すべきである。このため、各党には、大局的見地に立ち、速やかな国会承認を求めたい。また、TPP 協定の早期実現に向けて、総理の強力なリーダーシップを期待する。

以 上

TPP 協定の早期実現を求める要望

<提出先>

内閣総理大臣、TPP 担当相

<実現状況>

2016年12月9日に TPP 協定及び関連法案が可決。

※2017年1月23日に米国が TPP 離脱を表明。米国を除いた11カ国での発効をめざして協議中。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

平成28年 7月14日
日本商工会議所

1. 調達価格等算定委員会への中小企業経営者等の委員追加を (P1)

【意見】

調達価格等算定委員会委員（現行：5名）に、電力ユーザーのうち中小企業経営者等を加えるべきである。

【理由】

再生可能エネルギー固定価格買取制度は、事業者を含めた国民が負担する賦課金を原資に運営されている制度であり、今般の制度改正ではその目的の一つとして「国民負担の抑制」が明示されている。現在の調達価格等算定委員会には、賦課金を負担している電力ユーザーのうち、企業の経営実態を踏まえた視点から検討を行うことのできる委員が含まれておらず、こうした状況を是正すべきである。

2. 発電事業者の連絡先掲示により管理責任を明確に (P4)

【意見】

事業を実施する事業者名に加え、当該発電所に関する問い合わせに責任をもって対応することが可能な担当者が勤務する拠点の所在地、および電話番号も掲示すべきである。

【理由】

再生可能エネルギー発電事業者（以下、発電事業者）が「発電所の管理責任」を果たすためには、設備の保守点検・保全是もちろんのこと、周辺地域の関係者からの問い合わせに対し責任を持って対応することが必須である。そのためには、周辺地域の関係者による問い合わせに対し真摯に対応できる体制を整備するとともに、その連絡先を明示することが必要である。

3. 発電事業にかかる情報の真偽を確認するためのエビデンス提出を義務化に (P4)

【意見】

発電事業者が政府に対し発電事業に関する情報を提供する際には、当該内容の事実確認ができるエビデンスの提出（添付）を義務化すべきである。

【理由】

発電事業者が政府に対し提供した情報に虚偽が含まれていた場合、例えば、その内容が調達価格の算定に使われるものであれば、根拠に乏しい国民負担の増加に繋がる恐れがある。そのため、虚偽報告を未然に防止するとともに、提供後に虚偽の有無を確認することが可能な仕組みが必要である。

また、発電事業者が毎年提出している「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」についても、現状では各費用項目に関する証憑書類の提出が不要とされており、虚偽報告を防ぐことは極めて難しいと言わざるを得ない。

4. 発電設備の処分を確実に行わせる仕組み構築を (P5)

【意見】

事業計画に記載した発電設備の処分が適切に行われる計画になっているかどうかを厳しく審査するとともに、事業終了後に当該処分計画を確実に実施させるための仕組みが必要である。

【理由】

発電事業終了後に設備をそのまま放置したり、森林等へ廃棄するなど不適切な処分が行われた場合、当該地域の住環境や自然環境に悪影響を及ぼし、再生可能エネルギー全体への信頼も損なわれ、わが国のエネルギー源の選択肢を狭めることにもなりかねない。

5. 事業用太陽光発電の運転開始期限（3年）の前倒しを (P5)

【意見】

事業用太陽光発電を対象に導入される運転開始期限について、「認定取得から3年以内」という期限の前倒しを行うべきである。

【理由】

運転開始期限の設定は、未稼働案件の発生防止に加え、実際に要する費用と調達価格算定の際に想定したコストとの乖離が発生する仕組みを是正して、国民負担の必要以上の増加を防ぐ効果も期待できる。

一方、資源エネルギー庁作成資料（※）によると、事業用太陽光では認定から運転開始まで、2年以内に運転を開始している割合が6割を超えている。期限設定の効果を更に高めるため、期限の前倒しによって更なる早期の運転開始を促し、この割合を上昇させることが重要である。

（※）6月7日 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第9回）／省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会（第16回） 資料1 4ページ

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/pdf/009_01_00.pdf

6. 発電開始時期の厳密な審査を (P5)

【意見】

認定申請時の事業計画に記載する発電事業開始日については、土地や設備の確保に要する期間等を念頭に合理的な実施日となっているかどうか、厳密に審査すべきである。

【理由】

今回の改正で、実際には3年の期限を待たずに運転開始できる発電事業者がいた場合でも、発電事業開始日を認定から最大3年後とすることが制度上可能となる。このため、認定案件の中で、認定から運転開始期限までの間、認定時の調達価格を維持したまま、よりコストの安い設備への変更を繰り返し、利益幅を拡大するケースが出ることも想定される。そのような案件が存在することで、国民負担の抑制が図れなくなり、制度改正の趣旨に反する事態に陥る恐れがある。

7. 認定申請書類にかかるエビデンス提出を義務化に (P7)

【意見】

認定申請の際に提出する事業計画書などの書類に、当該書類の記述内容の正確性を担保するエビデンスの提出（添付）を義務化すべきである。

【理由】

「申請書類に虚偽がないことを認定要件として明示的に位置づけます」と記載されているが、虚偽の有無を厳密に審査するためには、記載内容が正しいかどうかを確認するエビデンスが必要である。

8. 「270日ルール」の継続適用を (P8)

【意見】

本改正省令の施行日以降においても、土地と設備を確保する期限を規定した現行の「270日ルール」の適用を継続すべきである。

【理由】

「一定期間内に土地と設備を確保することを求め」と記載されているが、事業実施の確実性を担保するため、現行の「270日ルール」の継続適用を行うべきである。

9. 賦課金の使途明確化による透明性向上を (P9)

【意見】

事業を実施する事業者名に加え、買取対象となった電力量、買取金額等の情報を公開すべきである。

【理由】

再生可能エネルギー固定価格買取制度は、事業者を含めた国民が負担する賦課金を原資に運営されている制度であり、上記の情報を公開することで賦課金の使途を明確にし、制度の透明性を高めることが必要である。

10. 公表する認定情報への連絡先揭示により管理責任を明確に (P9)

【意見】

事業を実施する事業者名に加え、当該発電所に関する問い合わせに責任をもって対応することが可能な担当者が勤務する拠点の所在地、および電話番号も揭示すべきである。

【理由】

発電事業者が「発電所の管理責任」を果たすためには、設備の保守点検・保全はもちろんのこと、周辺地域の関係者からの問い合わせに対し責任を持って対応することが必須である。そのためには、周辺地域の関係者による問い合わせに対し真摯に対応できる体制を整備するとともに、その連絡先を明示することが必要である。

11. 事業主体変更による調達価格維持の対象を限定すべき (P10)

【意見】

「事業主体変更に伴う変更認定によって調達価格が変更されることはない」のは、親から子などへの事業承継や倒産等やむを得ない場合に限定すべきであり、対象に該当するかどうか厳格に審査することが必要である。

【理由】

事業主体変更の理由を厳密に審査せず、一律に「事業主体の変更に伴う変更認定によって調達価格が変更されることはない」というルールを適用すると、高い調達価格を維持したまま転売し、利益を獲得しようとする事業者が現れかねない。今般の制度改正の目的として「国民負担の抑制」が掲げられていることから、制度上、発電事業者が過大な利益を得ることができる仕組みは排除しておくべきである。

12. 価格変更ルールを変更する理由の明示を (P11)

【意見】

運転開始期限を過ぎていない運転開始前の認定案件について、パネルメーカーやパネル種類の変更時に調達価格を『変更なし』とする理由を明示すべきである。

【理由】

運転開始期限を過ぎていない運転開始前の認定案件について、パネルメーカーや種類の変更等を行っても認定時の調達価格を変更しないというルールに変更する場合、認定から運転開始までの間、最長で3年間は、よりコストの安い設備への変更を繰り返し、利益幅を拡大するケースが出ることも想定される。そのような案件が存在することにより、国民負担の抑制が図れなくなり、制度改正の趣旨に反する事態に陥る恐れがある。

また、本ルール変更については、国民負担とも関係のある軽視できない制度変更であるにも関わらず、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会において具体的な議論が行われておらず、ルール変更に合理的な理由があるのかどうかについて、電力ユーザーに明示されていないのは問題である。

以上

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

<提出先>

資源エネルギー庁

<実現状況>

- ◆再生可能エネルギー特別措置法の改正法が成立したことを受け、法改正後の新認定制度における認定基準や認定情報の公表に係る事項等について定めた省令案のパブリックコメントが行われ（6月15日～7月14日）、省令は7月29日に公布された。
- ◆当所要望事項のうち、主に以下の点について当所の意見が反映された。

○「発電事業者の連絡先掲示により管理責任を明確に」

⇒太陽光など電源毎に策定された「事業計画策定ガイドライン」に、発電設備の外部から見えやすい場所へ設置する標識に再生可能エネルギー発電事業者または保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を必ず記載することとされた。

○「発電設備の処分を確実に行わせる仕組み構築を」

⇒電源毎に策定された「事業計画策定ガイドライン」に、「関係法令及び事業計画に基づいて、事業終了後、確実かつ適切な撤去及び処分を実施し、廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合には、確実かつ適切な撤去及び処分を実施する事業者を選定することが求められる」と明記された。

平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

平成28年 7月21日

日本商工会議所

基本的な考え方

わが国経済は一進一退の状況にあり、持続的な成長軌道に乗せるためには、潜在成長率を引き上げるサプライサイド政策（成長戦略）の実行が鍵となる。一方、人口減少による人手不足、地域経済の疲弊という大きな構造的課題に直面しており、これらの課題を克服するには、国全体で、生産性向上、地方創生に取り組む必要がある。特に、雇用の7割を担い、付加価値の5割を生む中小企業の実産性向上・経営力向上の取り組みを後押しすることは、持続的な成長と地方創生において重要である。

また足下の課題として、英国のEU離脱の国民投票結果など世界経済の情勢変化が、わが国経済や中小企業に与える影響を注視し、経済対策・補正予算など、必要な対策を果敢に講じる必要がある。

【中小・小規模企業の実産性向上・経営力強化】

中小企業が、業務の効率化により人手不足を克服し、既存商圏を超えた販路開拓・付加価値向上に取り組むには、ITの導入・活用が不可欠である。これまでITになじみの薄かった中小・小規模企業がITの効果を実感できる機会を創出し、あらゆる施策を通じて、IT導入・活用を促していく必要がある。

また、創業、事業承継・引継ぎ、事業再生等による、優れた技術・サービスの創出・発展を促すことは、わが国全体の生産性向上にも寄与する。創業・ベンチャー支援については、「日本再興戦略」に盛り込まれた「開業率10%台」の実現に向け、支援策を継続的に充実させる必要がある。また、経営者の高齢化が一層進む中、事業承継・引継ぎ、事業再生の取り組みを加速する施策を早急に講じるべきである。

過大な企業負担の軽減も、生産性向上には不可欠であり、行政手続きの効率化や規制改革の推進、電力コストや社会保険料負担の軽減等を図るべきである。また中小企業が適正な利益を確保するための取引適正化の推進も重要である。

消費税10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度確立のために必要であり、平成31年10月の引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。軽減税率制度の導入については、今般の引き上げ延期を受け、再検討すべきであるとする。また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

【地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立】

農林水産業・観光関連産業など、地域資源を活用した産業の育成は、地方創生の切り札である。農林水産業については、産業界・商工業者との連携を一層推進し、中小企業等の技術・ノウハウを生産現場の効率化・生産性向上に活かすことなどにより、地域経済全体の底上げ・好循環を図ることが重要である。

また、「中小企業等経営強化法」（平成28年7月1日施行）において、「資本金10億円以下」または「従業員数2,000人以下」が「中堅企業」として支援対象に新たに位置付けられたほか、平成28年度熊本地震復旧等予備費の「中小企業等グループ補助金」において、「資本金10億円未満」の企業が補助対象とされるなど、政府の施策において中堅企業の重要性が増している。地域経済を牽引する中堅企業のさらなる成長・強化に向け、研究開発や人材確保、非常事態発生時の対応等、中堅企業においてもハードルの高い課

題に対し、政府の支援を充実させることが必要である。

【熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島の復旧・復興の加速に向けた継続的支援】

4月に震度7の地震が2度発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。長引く余震の影響により、未だ事業再開の見通しが立たない事業者も多く、また、わが国有数の観光資源を有する被災地域では、観光業への深刻な影響も生じている。震災からの復興には、地域経済・雇用を支える被災中小企業の早期事業再開に向け、強力な支援を講じることが必要である。

また、発生から5年が経過した東日本大震災の被災地では、地域間・業種間で復興の進捗に大きな差が生じており、福島県は、依然として、他の被災地域とは異なる深刻な課題に直面している。復興・創生期間において、被災事業者の自立を実現するため、これまで以上に、地域の実情にきめ細かく対応した効果的な支援を講じ、本格的な復興および福島の復旧・復興の加速に向けた取り組みを継続していくことが重要である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「未来への投資の加速」に向けた経済対策・補正予算や、平成29年度予算等における中小企業・地域活性化施策に関し、下記事項の実現を強く要望する。

＝ 目 次 ＝

I. 中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化

【重点要望1】 中小・小規模企業（製造業・サービス業）の業務効率化や販路開拓に向けたIT等の活用促進 p313

【重点要望2】 創業、事業承継・引継ぎ、再生等による優れた技術・サービスの創出・発展 p315

【重点要望3】 消費税率引き上げ延期を受けての課題 p319

【要望項目】

- (1) 中小企業のTPP・EPA等活用など、海外展開支援の強化 p320
- (2) 中小企業の高付加価値化に向けた、研究開発促進、知的財産権取得・活用・保護の支援 p320
- (3) 中小企業の人材確保、わが国の労働力不足への対応 p322
- (4) 小規模企業の経営力強化を促す経営支援体制等の強化 p323
- (5) 生産性向上を妨げる過大な企業負担の軽減 p324
- (6) 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保 p325
- (7) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の官民一体での普及・推進 p325

II. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

【重点要望1】 農林水産業の成長産業化に向けた連携の促進等 p326

【重点要望2】 地域経済を牽引する中堅企業の強化 p327

【要望項目】

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした経済効果の全国的な波及 p328
- (2) インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進 p329

- (3) 地域資源を活用した事業の創出・育成への支援 …………… p330
- (4) 地域中核企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積・産学官金連携の促進…… p330
- (5) 地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化に向けた仕組みの再構築…………… p331
- (6) ストック効果を重視した社会資本整備の推進、地域公共交通の維持・再生…………… p332
- (7) 地方創生に向けた RESAS（地域経済分析システム）の活用促進…………… p332

Ⅲ. 熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島再生に向けた継続的支援

- 1. 熊本地震からの復旧・復興 …………… p333
- 2. 東日本大震災からの本格復興と福島の復旧・復興の加速に向けた継続的支援…………… p334

※平成 29 年度税制改正については、別途、意見・要望する。

※本意見・要望に関連する日本商工会議所の主な提言等は以下のとおり。

- ① 「独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見」（平成 28 年 6 月 20 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0620140000.html>
- ② 「まちづくりに関する意見― 地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築を―」（平成 28 年 5 月 30 日）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/2016/0530160951.html>
- ③ 「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望」（平成 28 年 5 月 12 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0512211253.html>
- ④ 「2016 年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見 50」（平成 28 年 5 月 10 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0510194208.html>
- ⑤ 「『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』改定への意見」（平成 28 年 4 月 21 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0421190014.html>
- ⑥ 「中小企業の IoT 推進に関する意見」（平成 28 年 4 月 21 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0421174633.html>
- ⑦ 「雇用・労働政策に関する意見」（平成 28 年 4 月 21 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0421160042.html>
- ⑧ 「地球温暖化対策計画（案）に対する意見」（平成 28 年 4 月 13 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0413182029.html>
- ⑨ 「知的財産政策に関する意見」（平成 28 年 3 月 18 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0318103550.html>
- ⑩ 「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）における平成 28 年度新規参入者向け調達価格等に対する意見」（平成 28 年 3 月 7 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0308135726.html>
- ⑪ 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望」（平成 28 年 3 月 3 日）
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0303103135.html>
- ⑫ 「今後の観光振興策に関する意見～『新たな観光ビジョン』策定への期待～」（平成 28 年 2 月 18 日）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2016/0218160000.html>
- ⑬ 「東日本大震災からの復興に関する意見・要望」（平成 28 年 2 月 18 日）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2016/0218154834.html>

I. 中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化

【重点要望1】 中小・小規模企業（製造業・サービス業）の業務効率化や販路開拓に向けた IT 等の活用促進

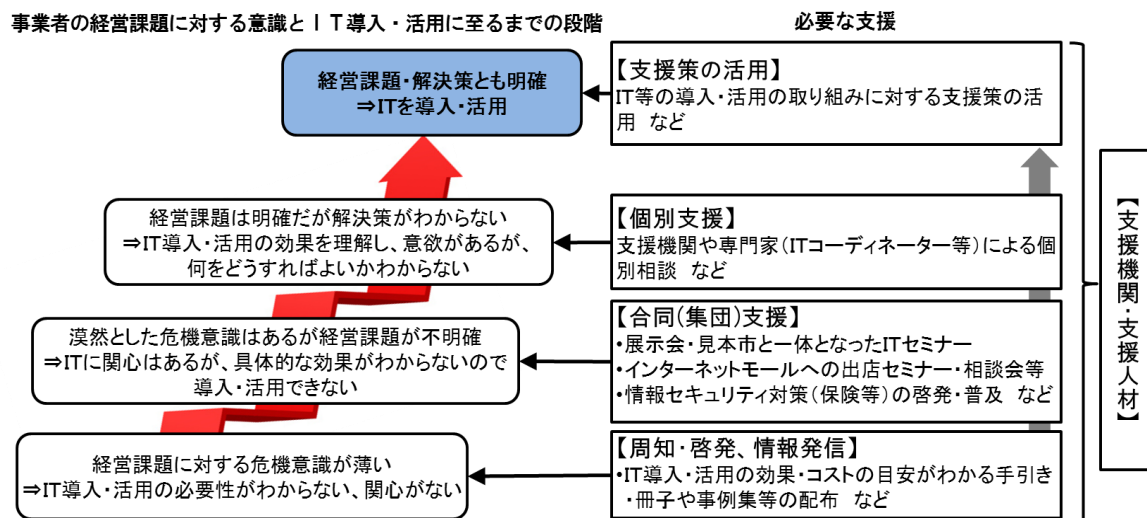
（主要要望先：経済産業省、総務省、金融庁）

人口減少・労働力人口減少を背景とする人手不足、既存商圏の需要縮小を克服するため、中小・小規模企業においても、IT を導入・活用し、業務の効率化や新たな販路開拓に取り組み、生産性を向上させることが必要である。しかし、中小・小規模企業では、社内の IT 人材の不足、導入効果の判断の困難さ、コスト等がネックとなり、導入・活用が進んでいない。

これまで IT になじみの薄かった中小・小規模企業が IT を導入・活用するには、自ら IT による生産性向上の効果に気づき、実感する機会が必要である。IT 導入の効果やコストの目安がわかる手引き・冊子、事例集等による周知・啓発や、IT セミナー・相談会等の開催、IT 導入・活用を促す支援策の拡充などが有効である。加えて、情報セキュリティ対策の推進も重要である。また、中小ものづくり企業の現場におけるカイゼン・5S（品質・生産管理）などの経営支援と一体でロボット・IoT 等の導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の取り組みを推進すべきである。

さらに、中小企業が低事務負担・低費用負担で金融決済の高度化（XML 電文移行）を利用できる環境を整備することも、中小企業の IT 化促進に効果的である。

◆事業者の経営課題に対する意識と IT 導入・活用に至るまでの段階、必要な支援（イメージ）



◆参考：商工会議所の中小・小規模企業の IT 導入・活用支援事例

<p>IT リテラシー向上に向けた情報発信、専門家派遣、事例集作成 東京商工会議所（東京都）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大に向けた WEB 広告・ショッピングサイト活用や、業務効率化、情報セキュリティ・マイナンバー対策など、経営課題に対応した実践的なセミナーを実施。27年度の参加者数は約3,000人、受講満足度は約90%。 ・実際に IT を導入し成功した中小企業の成功例を収集した事例集を作成、3,000部発行。 	<p>IT ワンストップ相談拠点、クラウドファンディング活用支援 豊中商工会議所（大阪府）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「IT コンシェルジュ」を設置し、HP 作成、クラウドの活用方法など幅広い相談に対応。出張相談も実施。 ・民間企業と連携し、クラウドファンディングによる資金調達を支援。出資者に PR するための事業計画策定から、税務・会計、人材育成まで、商工会議所が伴走支援。
<p>IT を活用した販路開拓・拡大支援 横須賀商工会議所（神奈川県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産品モール「おもてなしギフトショップ」を開設、出店まで支援。商工会議所のネットワークを活かし、全国181事業者・690商品を掲載。年間訪問客数12万人。 ・GIS（地理情報システム・潜在顧客層を地図表示）を商工会議所に導入、事業者がチラシ配布・商圏分析等に活 	<p>受発注業務効率化（中小企業共通 EDI の普及） 豊田商工会議所（愛知県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域中小企業の受発注業務効率化のため、国際標準規格による「中小企業共通 EDI」の実証実験を実施。 ・決済インフラの改革（XML 電文方式への移行により、企業の決済情報と受発注データを連携させる金融 EDI）が実現すると、金融決済の効率化も可能になる。

用。

(1) 中小企業が、ITの効果・必要性を実感できる機会の創出と導入・活用に向けた支援

- ① IT導入の効果やコストの目安がわかる手引き・冊子や事例集の作成・配布、ITの効果的な活用に取り組む中小企業経営者（「攻めのIT経営中小企業百選」の受賞企業など）の事例発表・フォーラム等による、周知・啓発、情報発信
- ② タブレット等の機器や、クラウドサービス（会計、レジ・決済、社内グループウェア、顧客管理、資金調達など）をデモ体験できる、展示会・見本市と一体となったITセミナー・個別相談会の実施
- ③ インターネットモールなどITを活用した販路開拓・拡大の取り組みへの支援、インバウンド需要獲得のためのHP等の多言語化等の取り組みへの支援
- ④ IT専門家による「1万社支援計画」の実行および、1万社にとどまらず、意欲ある中小企業を幅広く支援するための、「ミラサポ」の専門家派遣事業の大幅拡充（ITに関する相談の別枠化等）およびIT専門家の育成推進
- ⑤ 経営支援人材のITリテラシー向上に向けた、国が実施する経営指導員等向けの研修（集合研修、WEB研修等）におけるIT支援分野の充実、経営指導員等のITコーディネータ等の資格取得にかかる費用（*）の補助等

*：ITコーディネータは、経営者の立場に立った助言・支援を行い、IT経営を実現する人材。2001年に資格制度が創設。資格保有者は約6,500名。資格取得費用は、試験の受験料19,440円（税込）、研修受講料216,000円（税込）、資格認定登録料21,600円（税込）。資格維持のため、毎年、更新手数料21,600円（税込）が必要。

(2) 情報セキュリティ対策の啓発強化

- ① ITセミナー、展示会・見本市等での、情報セキュリティ対策の啓発、中小・小規模企業が低費用負担で加入できる情報セキュリティ保険の普及
- ② IPA情報セキュリティ安心相談窓口の拡充・強化
- ③ 情報セキュリティ対策ソフトの導入費用の補助制度の創設

(3) 5S・カイゼンなど経営支援と一体でIT・IoT、ロボット等の導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の全国展開

- ① 「スマートものづくり応援隊」に参画する大企業OB、地域ITベンダー等の人材の確保・育成
- ② ロボット・IoT等の最新機器等を見聞できる「ショーケース」の整備
- ③ IoT等を活用した先進的なプロジェクトの事業化を支援する「IoT推進ラボ」との連携強化
- ④ 「ロボット導入・実証事業」の継続・拡充

(4) 「ものづくり補助金」「サポイン事業」や「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、IT等の設備投資・技術開発、活用に対する重点的な支援

- ① 「ものづくり補助金」（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）、「サポイン事業」（戦略的基盤技術高度化支援事業）、「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、およびIT等を活用した取り組みに対する重点的な支援

- ② 上記の補助金を活用し、IT等を導入・活用した取り組み事例集の作成・周知

(5) 金融決済の高度化 (XML 電文移行) を低事務負担・低費用負担で利用できる環境整備

- ① 中小企業が、低事務負担・低費用負担で、金融決済の高度化 (XML 電文移行) を利用できる環境の整備
- ② 「金融 EDI に記載する商流情報の標準化」や「銀行システムの API (接続口) 公開」、「ロー・バリュー国際送金の提供」等による、利用者利便の向上に向けた金融 EDI・商流 EDI の促進および多様な金融サービスの創出のための環境整備

[重点要望2] 創業、事業承継・引継ぎ、再生等による優れた技術・サービスの創出・発展

(主な要望先：経済産業省、金融庁、内閣府)

創業者・ベンチャー企業は、新たな技術・サービスを生み出す源泉であり、わが国の成長に不可欠な存在である。政府は、「日本再興戦略」の KPI として「開業率 10% 台」を掲げているが、その実現のためには、予算を大幅に拡充し、創業支援策を継続的に充実させるとともに、開業数・開業率を正確に把握することが必要である。

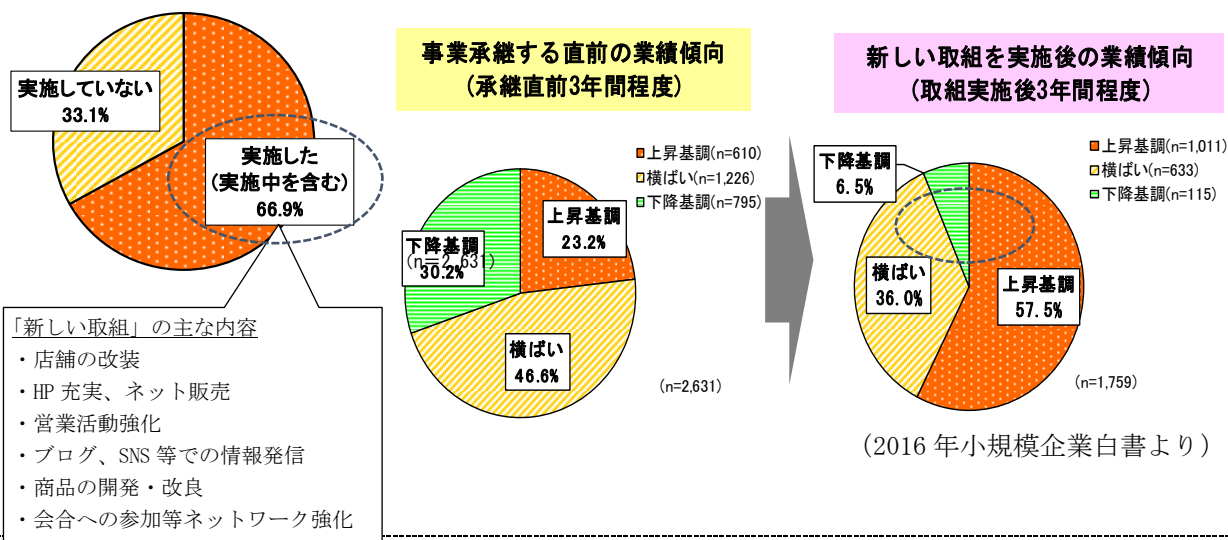
また、現在、わが国の経営者の平均年齢は約 60 歳であり、特に個人経営事業主 (自営業主) では 70 代以上が最も多く、約 80 万人に上る (2016 年小規模企業白書より)。こうした企業が事業承継できずに廃業に追い込まれれば、雇用はもとより、優れた技術・サービスやノウハウが失われ、わが国経済にとって大きな損失である。後継者あるいは M&A 等により円滑に承継・引継ぎができるよう支援するとともに、経営者が早めに自社の経営を見直すよう促し、必要に応じ、経営改善や事業再生につなげることも重要である。また、廃業を選択する経営者に対する円滑な廃業の支援も必要である。

特に、事業承継後の企業や、経営者が若い企業ほど、IT 導入・活用などの新たな取り組みや、事業拡大・発展に向けた取り組みを行っていることから、事業承継の促進はわが国全体の生産性向上・付加価値向上に寄与することが期待される。

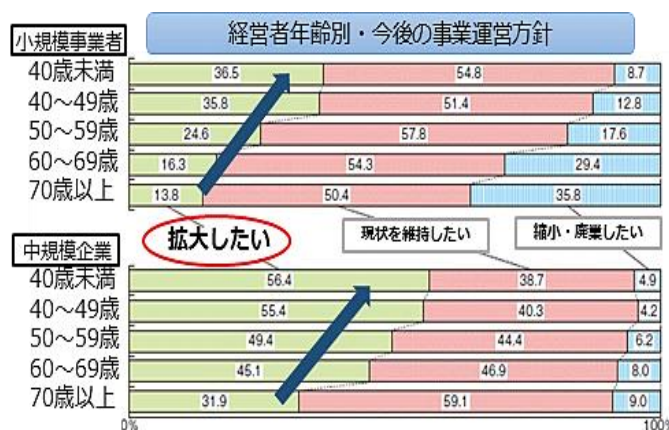
◆事業承継が、新しい取り組みの実施や、業績上昇につながる場合が多い

事業承継後の「新しい取組」実施の有無

事業承継する直前の業績傾向と新しい取組を実施後の業績傾向



◆経営者の若返りは、事業拡大・発展につながる場合が多い



(2013年中小企業白書より)

経営者の若返りによる事業発展の事例

老舗旅館を承継した若手経営者が英語版HPを開設し、訪日外国人客が増加（大分県・別府市）

- ・創業100年超の老舗旅館を、20代の息子が承継。商工会議所の支援を受けながら、「小規模事業者持続化補助金」を活用し、HPリニューアルと英語版の開設、旅館のWi-Fi整備などに取り組んだ。
- ・週20組前後の訪日外国人宿泊者が来館し、平日の稼働率が2割増。



(2015年小規模企業白書より)

(1) 「開業率10%台」実現に向けた創業・ベンチャー支援の継続的な充実

- ① 「創業・第二創業補助金」、「創業支援事業者補助金」、「創業スクール事業」の継続・拡充（*）、「創業・第二創業補助金」の補助対象となる創業時期（現状：公募開始日～補助事業期間完了日）・第二創業時期（現状：公募開始日前後6カ月）の拡大、「創業支援事業計画」認定制度および関連する支援策の平成30年3月末以降の継続（産業競争力強化法の延長）

*：上記の国の創業支援施策の平成28年度予算は8.5億円で、前年度（26年度補正予算50.4億円、27年度予算12.0億円）に比べ、8割以上減。28年度「創業・第二創業補助金」の採択率は4.7%（参考：27年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の採択率は32.2%）。

- ② 上記の国の創業支援施策や各市区町村の「創業支援事業計画」の成果を正確に把握し検証するため、開業届・廃業届による開業数・廃業数データ（*）を開示するとともに、RESAS（地域経済分析システム）において、商工会議所など創業支援事業者（民間機関）も含め、市区町村単位で閲覧・活用できるようにすること

*：「日本再興戦略」において、わが国の開業率は「雇用保険事業年報」から算出されている。そのため、雇用のない創業（開業して間もない時期など）は「開業」として算入されず、正確な開業数が把握できない。また、「経済センサス」（個人企業+会社企業の数）は毎年の調査ではないこと、「民事・訟務・人権統計年報」（会社設立登記件数）は会社法人以外は対象外などの課題がある。

- ③ 開業手続きのワンストップセンター（*）の全国での設置

*：国家戦略特区として指定された東京都には、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」が設置されている。

- ④ 「新創業融資制度」の要件見直し（「現に雇用されている企業に『6年』以上勤務」要件の見直し等）、同制度の「女性小口創業特例」（*）の抜本的見直し（性別要件撤廃等）

*：貸付限度額300万円以内に限り、新創業融資制度の各種要件（勤務経験等）は満たすものとみなされる。

- ⑤ 創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするための、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免措置の創設
- ⑥ 予算比率の設定、予算の増額、多段階選抜方式の導入等、米国の例を参考にしたSBIR制度の抜本的な強化・見直しによる、ベンチャー企業の資金調達支援の強化

(2) 事業承継・引継ぎ支援の充実

- ① 事業引継ぎ支援センターの機能強化（人員増強、事業承継・引継ぎを必要とする企業の掘り起こしに向けた金融機関・支援機関との連携強化等）、および「『事業承継・』事業引継ぎ支援センター」への名称変更（現センター名に『事業承継』という文言を追加）
- ② 基礎自治体と商工会議所等の支援機関、地域金融機関などが連携して事業承継・引継ぎ等を支援する体制の構築（ニーズ発掘調査、事業承継セミナー・相談会や後継者向け経営塾の実施、相談窓口設置等）
- ③ 創業希望者と後継者不在企業とのマッチング事業（後継者バンク）の全国展開
- ④ 普及啓発ツールとなる「事業承継自己診断（仮称）」の作成、活用促進
- ⑤ 事業承継計画策定支援にかかる専門家費用等に対する補助の創設
- ⑥ 事業承継を契機とした新分野進出等を支援する「第二創業補助金」（*）の拡充
*：平成28年度「創業・第二創業補助金」の採択率は4.7% [再掲]、「第二創業補助金」の採択は全国で2件。
- ⑦ 事業承継予定者が行う新規事業への支援（専門家によるアドバイス、表彰・コンテストの実施等）
- ⑧ 円滑な事業承継のために必要な資金（後継者による自社株式や事業用資産の取得費用等）に対する低利融資・保証の一層の充実

(3) 経営改善・事業再生の促進に向けた環境整備、円滑な廃業の支援

- ① 中小・小規模など企業規模に応じた、早期の事業再生や、日頃からの経営改善への企業としての取り組み、金融機関としての取り組みを促す指針（中小企業の健全化に関するガイドライン）の整備
- ② 情報開示など誠実に金融機関との対話に取り組む企業へのインセンティブ付与による、「経営者保証に関するガイドライン」の利用推進と早期事業再生、日頃からの経営改善の取り組みに対する気付きの促進
- ③ 「ローカルベンチマーク」を活用し企業診断を行った企業への、各種補助金等支援策や融資制度での重点的な支援
- ④ 中小企業再生支援協議会による中小企業の経営改善への対応強化、暫定的にリスケジュールを行っている中小企業への抜本的な対応を含めた見極めの促進とその実施のために必要となる人的な機能拡充
- ⑤ 経営改善、事業転換・再生等の取り組みを促すための、経営のプロ人材とのマッチング事業（プロフェッショナル人材事業）の推進
- ⑥ 金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進（㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援業務や事業再生ADR、特定調停など多様な手法による事業再生を促すとともに、経営改善計画の策定支援に取り組むよう、金融庁行政方針において一層徹底すること）
- ⑦ 廃業を選択する経営者向けの、円滑な廃業に必要な事項をまとめた「廃業マニュアル」の作成、国のセーフティネット施策（小規模企業共済制度、経営者保証に関するガイドライン等）の周知強化

(4) 新事業展開等を促す金融支援

- ① グローバルニッチトップ企業等への政府系金融機関による融資制度について、特色ある製品・サービスを通じて世界に存在感を示す中小企業への対応の拡充
- ② 地域中核企業等への政府系金融機関等による融資制度について、将来的な地域経済への貢献を含めた候補企業への対応の拡充
- ③ 地域資源の活用により地域活性化を図る中小企業組合等への政府系金融機関等による融資制度について、女性活躍推進や防災対策の推進により地域の活性化・強靱化を図る組合等への対応の拡充
- ④ 債権譲渡を活用した中小企業の資金調達円滑化に向けた仕組みの構築（*）

*：譲渡禁止特約付債権の譲渡は法的に無効とされているが、民法改正法案では、中小企業が保有する、大企業を債務者とした譲渡禁止特約付債権を金融機関に担保として譲渡する場合は、債務者である大企業の承認がなくとも譲渡が法的に有効になる予定。これを機に、債権譲渡を活用した中小企業金融の活性化を図ることが重要。

- ⑤ 官民の金融機関が連携したエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等による、中小企業にリスクマネーを積極的に供給する取組みの一層の促進
- ⑥ クラウドファンディングの推進（国や都道府県等が主体となったクラウドファンディングのプラットフォーム構築の促進、クラウドファンディングを活用する事業者が負担するイニシャルコストや運営会社への手数料（*）への補助等）

*：成功報酬型で目標額の10～20%程度が多い。

(5) セーフティネット機能の拡充と金融仲介機能の一層の強化

- ① 民間金融機関における、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った融資の一層の推進、および保証や担保に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透促進
 - (i) 停止条件付保証契約（*1）、または解除条件付保証契約（*2）に基づく融資
 - *1：経営情報の定期的な開示等非財務コベナント（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約
 - *2：コベナントを充足する場合は保証債務が解除される保証契約
 - (ii) ABL（動産・売掛金担保融資）
 - (iii) 電子記録債権（でんさい）融資
 - (iv) 知的財産の適正な評価をもとにした融資（知財金融）（「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」の拡充）
- ② 中小企業の資金繰りの万全な対策
 - (i) 世界経済減速の影響や熊本地震、燃費測定方法の問題等の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関の「セーフティネット貸付」の十分な予算措置
 - (ii) 英国のEU離脱の国民投票結果の影響を受ける企業等に対する資金繰り支援など万全の対策、英国・EUなど世界経済の動向の注視と適時適切な情報提供
- ③ 信用補完制度の見直しにかかる中小企業の資金繰りへの悪影響回避、小規模事業者への十分な配慮
- ④ バーゼル銀行監督委員会「信用リスクにかかる標準的手法の見直し」に対する意見表明などの適切な対応の実施
- ⑤ ゆうちょ銀行の預入限度見直しにかかる預金動向のモニタリングと、地域経済への悪影響回避の

ための十分な配慮

[重点要望3] 消費税率引き上げ延期を受けての課題

(主要要望先：財務省、経済産業省)

(1) 平成31年10月の消費税10%への引き上げを確実に実施できる経済環境の整備

商工会議所は、予てから、社会保障制度の持続のためには消費税率の10%への引き上げが必要であると主張してきた。わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税の引き上げは必要である。

社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、平成31年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 今般の消費税引き上げ延期を受けた、軽減税率制度の導入再検討

商工会議所は、予てから、軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきと主張してきた。今般の消費税引き上げ延期を受け、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は再検討すべきであるとする。

(3) 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、すべての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

平成31年10月に軽減税率制度導入は延期されたが、軽減税率制度の導入から平成33年4月に導入予定のインボイス制度の導入までの期間は1年半しかない。消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証することが法律で規定されていることから、インボイス制度は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け慎重に検討すべきである。

まずは、消費税10%への引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。その上で、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

(4) 転嫁対策特別措置法を延長し、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法を延長し、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(5) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、消費税の転嫁ができた事業者では「外税取引や外税表示のため、税額分を引き上げることが可能であった」との回答が5割を超すなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総

額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所に寄せられている。

消費税引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

[要望項目]

(1) 中小企業の TPP・EPA 等活用など、海外展開支援の強化

(主な要望先：経済産業省、外務省、財務省、農林水産省)

中小企業の海外展開を促進するためには、国ごとに異なる貿易・投資手続きの簡素化や透明性の確保など、TPP をベースとした中小企業が輸出しやすい制度の整備と、中小企業の海外展開を後押しする支援の拡充が不可欠である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 中小企業の海外展開を後押しする TPP 協定を早期に国会で承認し、早期発効につなげること
- ② 日 EU・EPA、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、日中韓 FTA などの広域的な経済連携をはじめ、交渉中の二国間 EPA を早期に締結すること。特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における参入障壁の撤廃、査証手続の迅速化、電子商取引に係るルール整備など、中小企業にとって利便性の高い協定を実現すること。また、投資協定、租税条約、社会保障協定を戦略的に推進すること。
- ③ 中小企業が利用しやすい原産地証明制度の整備
 - (i) 各 EPA の原産地規則の統一および最新版の HS コード (関税分類番号) への統一
 - (ii) 現在交渉中の広域的な経済連携協定では、中小企業の利便性を考慮し、自己証明と第三者証明の併用を採用すること
 - (iii) 中小企業の TPP 活用等を支援するため、主な支援機関 (商工会議所等) の相談窓口で専門家を派遣すること
- ④ 中小企業が抱える課題や支援ニーズが多様化している中、「新輸出大国コンソーシアム」の活用に向け、参加支援機関での情報共有体制を整備・拡充するとともに、成功事例を迅速に発掘し、それを積み重ね、中小企業へ横展開すること
- ⑤ 衛生環境改善など途上国の課題の解決等に資する技術を有する中小企業の ODA 事業への参入機会を拡大するため、中小企業向けの枠を拡大するとともに、ニーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業 (現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など) も支援対象として拡充すること
- ⑥ 「海外ビジネス戦略推進支援事業」の事業化可能性調査 (F/S) 支援事業を拡充するとともに、1 事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図ること
- ⑦ 地域の中小企業が、産業集積やブランド力を活用し、グループで取り組む海外販路開拓を支援する「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」(地域間交流支援事業：RIT 事業) を継続・拡充するとともに、取り組みによる成功事例を積極的に PR すること

(2) 中小企業の高付加価値化に向けた、研究開発促進、知的財産権取得・活用・保護の支援

(主な要望先：内閣府、内閣官房、経済産業省)

中小企業が、技術や文化を生み出し、ビジネスの高付加価値化に結び付けられるよう、研究開発および知的財産の創造・保護・活用を促進することが重要である。については、以下を講じられたい。

① 中小企業の研究開発の促進

(i) 中小企業向けの小口の研究開発予算枠の設定、自由なテーマ設定を認めるなど、SIP（*1）やImPACT（*2）の使いやすい制度に向けた改善

*1：戦略的イノベーション総合プログラム（SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program）は、「総合科学技術・イノベーション会議」が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要と判断・選定した研究課題の公募制度。平成26年度から開始。平成28年度は500億円を計上。

*2：革新的研究開発推進プログラム（ImPACT：Impulsing Paradigm Change through disruptive Technologies）は、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進することを目的としたプログラム。平成25年度から開始。平成25年度補正予算で550億円を計上。

(ii) 研究開発・ものづくり産業を支える理工系人材の育成・確保（㊟初等教育における理科教育の強化とプログラミング教育の実施、㊟職業観・就業観醸成のためのキャリア教育の充実、㊟IoT・ロボット等成長分野での女性の活躍促進、㊟女性ポスドクと中小企業のマッチング等）

② 知的財産権取得・活用・保護の支援

(i) 国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。また、特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知的財産権にも導入すること。

(ii) 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続きの負担を軽減するため、出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請を認めること。また、申請様式についても、該当事項にチェックを入れる方式などに工夫するとともに、申請要件等については宣誓に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

(iii) 中小企業が保有する特許の戦略的な活用に向けた民間企業によるコンサルティングの費用について、負担軽減のため必要な支援を講じること。また、中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を整備すること。

(iv) 権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含むトータルな知的財産戦略を立案・推進できる人材の育成カリキュラムを開発し、中小企業向けに提供すること。

(v) 「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」を拡充し、知的財産の適正な評価をもとにした融資（知財金融）を一層推進すること〔再掲〕

(vi) 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。

(vii) 地域団体商標制度の活用促進に向け、特許料の減免制度と同様の減免制度を商標にも導入し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。

(viii) コンテンツの海外発信について、現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）を設けること。

(ix) 模倣品・海賊版等の知的財産侵害について、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおいて、在外公館やジェトロは積極的に関与するなど、対応を強化すること。また海外の模倣品・海賊版対策費用への補助（「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等）を拡充すること。

(x) 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学の特許開放モデルの展開）

(xi) 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等の技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。また国際標準等に関する活動は、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度を拡充し、補助対象範囲を拡大すること。EU 基準適合を示す CE マークなど海外の標準規格の認証取得費用に対しても補助を行うこと。

(3) 中小企業の人材確保、わが国の労働力不足への対応

(主な要望先：文部科学省、経済産業省、厚生労働省、内閣府)

雇用環境を示す数値については、有効求人倍率や完全失業率の改善ともに、リーマンショック前の数値を取り戻しているが、こうした状況は好況感を示すものというよりも、あらゆる業種における供給不足を示し、実際に人手不足であるとの声が企業から多く挙がっている（*1）。

人手不足問題は、防衛的な賃上げや社会保険料増加などのコスト増などあいまって、中小企業の収益向上の妨げとなり、地域経済に景気回復の恩恵が及ばない一つの要因ともなっている。中小企業の人材確保、従業員育成等による労働生産性向上を支援するとともに、わが国の労働力不足に対応するため、以下を講じられたい。

- ① 最低賃金の引き上げについては、厳しい環境にある中小企業の賃金支払い能力を考慮し慎重に判断すること
- ② インターンシップ等の活用促進
 - (i) 中小企業に限り、インターンシップで得た学生情報を、広報・採用選考活動に使用することを認めること（*2）
 - (ii) 中小企業への人的・経済的支援やノウハウの提供
 - (iii) 地域経済団体が地域活性化を目的に行っている、地域企業と地元の高校・大学等と連携したインターンシップへの財政的支援の創設（*3）
- ③ ジョブ・カード制度の一層の普及拡大に向けた周知・広報強化
- ④ 女性が納得して就労拡大できるよう、社会保険加入（*4）による手取り収入の減少が急激に生じる不合理を解消させる施策を講じること
- ⑤ 雇用関係助成金について、自社で活用できる制度を検索できるポータルサイトの整備など周知・活用促進を図るとともに、申請書類・手続きを簡素化すること。また、雇用関係助成金に関する中小企業等向け説明会・相談会等について、行政機関等が連携し、積極的に開催すること
- ⑥ 「同一労働同一賃金」について、「同一労働」の定義の明確化、終身雇用・年功序列との関係の整理、キャリアコースや勤続年数の違いなどによる「不合理ではない」賃金格差等のガイドラインでの具体的整理など、中小企業経営の実態を踏まえ、慎重に検討すること（*5）
- ⑦ 女性の活躍促進のためには、待機児童問題を早期に解消することが重要であるが、子育て支援のための費用負担は、安定的な財源確保のためにも税による恒久財源で行うべきであり、現行の事業

主拠出金はあくまで時限的・限定的なものとして、平成30年度以降は廃止すること（*6）

⑧ 優れた技術・サービスを有する中小企業等の表彰による、知名度向上・人材獲得の後押し

- *1：当所調査「人手不足等への対応に関する調査（平成28年6月29日公表）」では、人員が「不足している」と回答した企業が55.6%（前年調査50.3%）と、半数以上の企業で人手が不足している。
- *2：文部科学省、厚生労働省、経済産業省の「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」では、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用しないものとされている。
- *3：桑名商工会議所（三重県）では、平成8年から桑名工業高校の生徒が地域企業に出向く「産業現場実習（インターンシップ）」を実施。高い技術力を持つ社員の指導を仰ぎ、現場実習を通じて日頃学んだ技術をより高め、地域企業の重要性を知ることによって職業観・勤労観を醸成する取組みは「桑名方式インターンシップ（デュアルシステム）」と呼ばれ、商工会議所・企業・学校が一体となった事業として注目を集める（現在は、三重県商工会議所連合会の下、9地域に拡大して実施）。
- *4：平成28年10月施行の年金機能強化法により、週20時間以上勤務、年収106万円以上、従業員501人以上の企業等の条件を満たす短時間労働者が社会保険の加入対象となる。
- *5：当所調査「人手不足等への対応に関する調査」では、賃金決定の際に考慮する項目で「合理性がある」と考えられる項目としては、「責任（76.9%）」、「本人の生産性（76.7%）」が多い。一方、賃金差の理由を求められた場合「立証が難しい」と考えられる項目は、「本人の生産性（47.0%）」が最も多く、「将来の役割への期待（43.3%）」、「責任（37.5%）」と続き、「合理性がある」項目と「立証が難しい」項目が重なっている。
- *6：従前の料率は0.15%。平成28年3月31日成立の改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の料率は28年度+0.05%（0.2%）、29年度+0.08%（0.23%）、30年度以降は実施状況を踏まえ協議の上決定、とされている。

（4）小規模企業の経営力強化を促す経営支援体制等の強化

（主な要望先：経済産業省）

地域の人口減少・需要縮小に直面する小規模企業が経営力を強化するには、これまでのビジネスモデルを見直し、新たな計画に基づく経営を行うことが重要である。経営資源の乏しい小規模企業の取り組みを伴走型で後押しするため、小規模支援法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律・平成26年9月施行）に基づき、商工会議所等を中核とした支援体制と支援策を充実させることが必要である。ついては、以下を講じられたい。

① 小規模企業の経営計画の策定・実行支援の充実

- (i) 小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、IT等を活用した取り組みへの重点的な支援〔再掲〕
- (ii) 商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模企業の経営計画策定、販路開拓支援事業に対する支援の拡充（「経営発達支援計画」の認定数増に応じた予算の拡充等）
- (iii) 経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への強力な働きかけ、地方交付税等国の支援の拡充
- (iv) 商工会議所等の支援力向上に向けた、地域の枠を超えた経営指導員派遣や経営指導員同士の協力体制、商工会議所と地域金融機関・大学等との連携体制の構築・奨励

② マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の一層の活用促進

(i) マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充（適用利率の上昇抑制）

(ii) 現在講じられている特例措置（*）の恒久化

*：融資金額：1,000万円→2,000万円、融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年、据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年（いずれも平成29年3月31日まで）

(iii) サービス業のうち、特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などについて、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（5人以下）を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大すること

③ 施策の周知、活用促進の取り組み強化

(i) 国の施策を広く中小企業・小規模事業者に届けるための十分な予算確保、周知の強化

(ii) 事業者向けの補助事業における十分な公募期間の確保

(iii) 国の中小企業向けポータルサイト「ミラサポ」上の「施策マップ」に掲載される国・都道府県・市区町村の施策情報の充実

④ 「ミラサポ」における専門家派遣について、派遣回数（1企業年間3回）・専門家謝金上限（1時間5,150円、日額上限30,900円）の拡充、ITに関する相談の別枠化等〔再掲〕

(5) 生産性向上を妨げる過大な企業負担の軽減

（主な要望先：経済産業省、厚生労働省、財務省、内閣府）

生産性向上には、個々の企業の取り組みだけでなく、過大な企業負担の軽減など事業環境の整備も不可欠である。ついては、以下を講じられたい。

① 定量目標の設定による、行政手続きの計画的な効率化、規制改革の推進

（例：希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化、公共事業の入札手続きの短縮化、申告先が異なる税務申告手続きの簡素化、飲食店・建設業・運輸業・古物商等の営業許可手続きの簡素化等）

② 電力コストの軽減

(i) 安全が確認された原子力発電については、順次速やかに運転を再開すること。

(ii) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）見直しに係る具体的な制度設計に際しては、国民負担の抑制を確実に実現する内容（未稼働案件への厳格な対応、買取価格低減のための入札制導入、安価で安定出力が可能な水力や地熱の積極導入等）とすること。また、再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発を支援すること。

(iii) 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に盛り込まれた「中小企業の排出削減対策の推進」のため、中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面の支援を拡充すること。

③ 国力の源泉たる産業活力や国民の安定した社会生活を守るための、自然災害に備えた電力・ガス・石油を含むエネルギーインフラの強靱化

④ 社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速、および高齢者の応能負担割合を高めるなど、「世代間の負担の適正な分配」を軸にした社会保障改革による、企業の社会保険料負担の軽減

⑤ 中小企業の健康投資・健康経営の推進に向けた環境整備（健康経営計画策定の手引書の作成・周知、健康経営アドバイザーの全国展開）、インセンティブ創設（健康経営計画を策定した企業の労働保険料率軽減、公共調達での優遇、健康経営に資する資産の割増償却等）

- ⑥ マイナンバー制度について、すべての事業者が対応できるよう、必要に応じガイドラインを改正するとともに、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等で相談体制を充実し、中小企業の情報セキュリティ対策への支援も含め、引き続き十分な対応策を講じること。また、制度の普及を阻害しないよう、マイナンバーカード発行の大幅な遅れについて、早急に改善すること。
- ⑦ 平成29年9月までに全面施行される改正個人情報保護法について、新たに「個人情報取扱事業者」となる個人情報数5千以下の中小・小規模企業に対し十分な周知・準備期間を確保するため、早期に、中小・小規模企業に配慮した簡易でわかりやすいガイドライン等を策定するとともに、セキュリティ対策も含めた普及セミナー・相談会の開催等により、周知を徹底すること。
- ⑧ 独占禁止法違反行為に対する「裁量型課徴金制度」の導入は、行政権限の強化につながることから、これに均衡する企業の適正な防御権を検討するとともに、課徴金額を決定する基準を明確化し、わかりやすい指針等を公表すること。また、中小企業の課徴金軽減制度は維持すること。

(6) 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

(主な要望先：公正取引委員会、経済産業省)

中小企業が生産性向上を実現するには、製品・サービスの内容に見合った適正な価格で取引し、付加価値を確保することが必要である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 下請代金法・独占禁止法の運用強化・徹底
- ② 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の一層の充実、普及啓発、実効性の確保
- ③ 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること [再掲]
- ④ 官公需における、中小企業・創業間もない企業の受注機会の十分な確保、および地方自治体での中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注の促進

(7) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の官民一体での普及・推進

(主な要望先：経済産業省)

- ① 自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上など、中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- ② 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- ③ 各省庁の計画認定や補助金等公募における、中小会計要領に従った計算書類提出の奨励

Ⅱ. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

〔重点要望1〕 農林水産業の成長産業化に向けた連携の促進等

(主な要望先：経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、内閣官房)

政府は、「日本再興戦略」において、「農林水産業の成長産業化」を掲げ、生産現場の強化に向けた農業界と産業界との連携強化を図ることとしている。中小企業等の知見や技術・ノウハウを、農林水産業の生産性向上に活かし、地域経済全体を底上げするには、農商工連携、特に、「農工連携」を重点的に支援し、農林水産業者と商工業者との連携・マッチングを促す取り組みを、全国に広げていくことが重要である。

また、TPPの発効などを見据えた農林水産物・食品等の輸出促進に向け、農林水産物・食品等の付加価値向上や海外販路開拓への支援も重要である。

◆参考：浜松商工会議所（浜松農商工連携研究会）の取り組み

～農業者の具体的な機械化ニーズに対し、地域のものづくり企業が提案～



園芸農家（農業法人）が、鉢植えの土入れ現場作業の軽減を図るため、浜松商工会議所の農商工連携研究会に参加し、各工程の機械化ニーズを解決できる技術について、地域のものづくり企業の参加を募ったところ、食品加工機など製造するものづくり企業が手を挙げ、プロジェクトが始動。土入れ機械が完成し、作業が大幅に効率化された。

◆参考：商工会議所と農林水産業団体との連携状況



◆コメ偏重脱却に向け冷凍枝豆を商品化(秋田)



季節に左右されない出荷体制を確立

◆県産材を活用し、解体可能なオフィスを開発(鹿沼)



ハイブリッドオフィス空間システム

◆漁業協同組合と共同で新名物を開発(枕崎)



不安定な魚価と燃料費のリスク低減のため新商品を開発

(1) 農林水産業の成長産業化・生産性向上に向けた連携の促進

- ① 「農工連携」による、農林水産業者の作業効率・生産性向上に資する機械化・IT化の取り組みへの支援（「農商工等連携事業計画」の認定事業者が取り組む「農工連携」への重点支援）
- ② 農林水産業者と商工業者との連携促進に向けた支援（マッチング等に取り組む支援機関等の活動に対する支援）
- ③ 農商工連携・6次産業化の取り組みの核となる人材の育成（食の6次産業化プロデューサー等）とネットワーク化への支援

(2) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた支援

- ① 「JAPAN ブランド育成支援事業」の継続・拡充
- ② 農林水産物・食品の海外展開に向けた、生産・加工・流通・海外販売における課題解決の取り組みを支援する「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業」の継続・拡充

(3) 林業・水産業の振興に対する支援

- ① 国産木材の高付加価値化、利用拡大に向けた施策の一層の推進（中高層建築物の木造化に向けた CLT（*1）等の新製品・技術の開発・普及への支援、2020年オリンピック・パラリンピック東京競技大会の競技場・選手村の木造・木質化の推進等）
- ② 漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化（冷凍冷蔵・加工処理・荷捌き施設等の HACCP（*2）対応、省エネ・省人化等）

*1：Cross Laminated Timber の略。直交集成板。板の繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した大判のパネル。非常に強固で、コンクリートよりも軽量。

*2：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。安全で衛生的な食品を製造するための管理手法。原材料の受入～最終製造の各工程における汚染・異物混入等の危害要因を分析し、危害防止につながる重要工程を継続的に監視・記録するシステム。

[重点要望2] 地域経済を牽引する中堅企業の強化

(主要要望先：経済産業省、厚生労働省、内閣府)

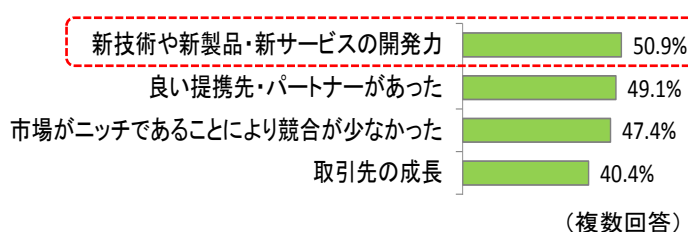
「中小企業等経営強化法」（平成 28 年 7 月 1 日施行）において、「資本金 10 億円以下」または「従業員数 2,000 人以下」の企業が「中堅企業」として支援対象に位置付けられた。

東京商工会議所の「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」（平成 27 年 5 月実施）によれば、中堅企業が成長する大きな要因の 1 つは、「新技術や新製品・新サービスの開発」である。しかし研究開発には莫大な費用が必要である一方、確実に利益につながると言えるものではないことから、中堅企業においても後押しが必要である。また、優良な中堅企業であっても、大企業に比べると知名度が低く、「人材の確保」等は重要な経営課題となっていることから、人材確保・育成・定着の支援策を充実させることが必要である。

さらに、大規模災害・経済危機など非常事態発生時における中堅企業向けの措置について、平成 28 年度熊本地震復旧等予備費の「中小企業等グループ補助金」において、「資本金 10 億円未満」の企業が補助対象とされたが、こうした措置が、非常事態発生時に迅速に実施されるよう、予め規定することが重要である。

◆東京商工会議所「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」結果より

<中堅企業の成長の要因（抜粋）>



東京商工会議所「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」より抜粋
(平成27年5月実施、資本金1億円超10億円以下かつ従業員100人～999人の企業114社が回答)

<中堅企業の内部課題（5段階評価）>

内部課題	平均点
優秀な人材の確保・育成	4.38
販路の開拓・拡大	3.89
新製品・サービスの開発	3.76
組織の運営(内部統制・コンプライアンス)	3.47
ブランド力の向上	3.39
設備投資(新規・更新)	2.82
事業承継・事業引き継ぎ	2.76
海外需要の取り込み	2.72
知的財産の保護・活用	2.60
資金調達	2.27

(1) 研究開発等の支援

- ① さらなる成長に向けた研究開発等の取り組みを後押しする支援策（例：人工知能・ロボット、各種システム等の研究開発・導入の補助・委託事業等）について、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた「中堅企業」に対し、重点的に支援すること
- ② 「中堅企業向け SBIR」（国の研究開発のための補助金・委託費等の中から、中堅企業が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを指定する制度）の創設
- ③ 中堅企業向けの小口の研究開発予算枠の設定、自由なテーマ設定を認めるなど、SIP や ImPACT の使いやすい制度に向けた改善

(2) 人材確保等の支援

- ① 人材確保・育成・定着に資する雇用関係助成金（キャリア形成助成金、キャリアアップ助成金）について、中堅企業に対し、中小企業並みの助成を講じること
- ② 優れた技術・サービスを有する中堅企業を表彰し、知名度向上・人材獲得を後押しすること
- ③ 経営改善、事業転換・再生等の取り組みを促すための、経営のプロ人材とのマッチング事業（プロフェッショナル人材事業）の推進 [再掲]

(3) 非常事態発生時の支援

大規模災害・経済危機など非常事態発生時における金融措置・補助施策等を、中堅企業まで含めた幅広い企業を支援対象として迅速に実施できる規定・仕組みを予め構築すること。

[要望項目]

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした経済効果の全国的な波及

（主な要望先：内閣官房、文部科学省、経済産業省、農林水産省）

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後は、次の開催地である東京に世界の期待と注目が一気に集まることから、東京大会の成功に向けた全国的な気運の盛り上げが、ますます重要となることが予想される。

東京大会を、東京のみならず日本全体の大会とし、成功させるためには、全国各地域の企業・団体等の積極的な参画を得ることが不可欠である。各地域の経済活性化につながる参画の意義付け・インセンティブを明確に示すため、以下を講じられたい。

- ① 「中小企業世界発信プロジェクト」の主要な要素であるビジネス情報ポータルサイトに、大会組織委員会の調達情報をあまねく掲載するなど、同プロジェクトの積極・効果的な展開による、全国の中小企業等の受注機会拡大
- ② 事前キャンプの誘致に関する情報のタイムリーかつ積極的な発信
- ③ 地域の気運盛り上げや訪日外国人観光客増加への寄与が期待される文化プログラムについて、各地域が主体的かつ積極的に取り組むための早急な環境整備（文化プログラムの要件明示等）
- ④ 気運盛り上げ活動を実施する際のルールの特示や認証基準の構築など、非スポンサーの企業・団体等が、大会に関連した活動に参画しやすい環境整備
- ⑤ 「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」により開発された新たな特産品や観光商品などの地域・文化資源の、大会関連事業における積極的活用
- ⑥ 競技場・選手村の、国産木材活用による木造・木質化の推進 [再掲]

(2) インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進

(主な要望先：国土交通省、法務省、経済産業省)

観光は、地方創生の切り札となるものであり、特にインバウンドへの期待は大きい。国と地方自治体、官と民とが協力して、受入体制を早急に強化することが不可欠である。また、インバウンドの強化は、宿泊施設の新設や更新、日本の観光資源の再発見など、国内観光の回復にも寄与することから、インバウンドと国内観光は車の両輪として取り組むべきである。ついては、以下を講じられたい。

① 訪日外国人旅行者受入拡大の環境整備

- (i) 旅行者の利便性向上に向けた、インターネット上で発給する電子ビザの導入
- (ii) 国際線通過旅客の日本観光を促すための、寄港地上陸許可制度（ショアパス）の積極活用、乗継客向けの無査証入国制度の導入

② 全国各地域へのインバウンド需要の呼び込み

- (i) クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進（旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、CIQ（税関・出入国管理・検疫・動植物検疫）手続きの一層の迅速化）
- (ii) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散に向けた、着陸料軽減や空港からの二次交通整備等に対する支援のさらなる強化
- (iii) 「大都市圏と地方」・「地方と地方」を結ぶ国内線の拡充や鉄道・バス等の共通パスの普及、地方空港における外貨両替所設置に対する支援の創設
- (iv) 交流の拠点となる都市を核とした、周辺地域を含む広域観光を促進するための交通インフラ整備の促進
- (v) インバウンド需要獲得のためのHP等の多言語化等の取り組みに対する支援〔再掲〕、宿泊施設の外国人観光客への対応を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（Wi-Fi整備、HPの多言語化、トイレの洋式化、客室の和洋室化等に対する補助）の継続、拡充（建物の建替えの補助対象への追加）
- (vi) 宿泊供給能力の拡大に向けた、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断・改修に対する支援（耐震対策緊急促進事業）の継続・拡充
- (vii) 交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入推進と、施設側で設置が必要となる端末機器の導入に対する支援策の創設
- (viii) 日本政府観光局（JNTO）や放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）が行う海外プロモーション事業に対する財政支援の強化、コンテンツの海外展開に必要な字幕や吹替え、国際見本市への出展やPRイベント実施などを支援する「ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成金（J-LOP）」、「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金（J-LOP+）」等の継続・拡充

③ まちづくりと一体となった国内観光促進

- (i) 景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進
- (ii) 地域に眠る空き建築物の再利用を促すための、建築基準法上の規制の見直しおよび支援策の創設

④ 観光振興に関する予算の拡充（各地方自治体が地域のニーズに応じて、効果的な観光振興の取り組みが行なえるようにするための、ワンストップの相談・情報提供体制の構築など）

⑤ 観光関係省庁および国と地方自治体のさらなる連携強化（各府省庁が実施する施策、予算、効果

等について、2020年までの年ごとのロードマップを作成するなど具体的な数値目標（KPI）の設定を行い、毎年、施策の推進状況の見える化を図ること等）

- ⑥ 地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境などの観光統計を早急に整備し、地方自治体や観光振興に携わる民間機関（商工会議所、観光協会等）に提供するとともに、RESASに取り込み、一元的に閲覧・活用できるようにすること

（３）地域資源を活用した事業の創出・育成への支援

（主な要望先：経済産業省、農林水産省）

地方創生の具体的な取り組みを進めるには、地域資源を活用した新商品・サービス開発から販路開拓、地域ブランド化までの一貫した支援が不可欠である。あわせて地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援も重要である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓、地域ブランド化に向けた支援（「地域産業資源活用事業計画」の認定促進（特に観光資源活用の促進）、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業〔再掲〕、地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業、共同販売拠点による地域産品等の販路開拓支援事業の継続・拡充等）
- ② 地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援（地理的表示保護制度の対象となる農産品の範囲の拡大、伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品への対象拡大、地域団体商標制度の活用促進に向け、特許料の減免制度と同様の減免制度を商標にも導入し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること〔再掲〕など）
- ③ 「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」により開発された新たな特産品や観光商品などの地域・文化資源の、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業における積極的活用〔再掲〕
- ④ 地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取り組みや、地域の工芸・特産品・観光資源を活用した新規事業開発など、地域経済の活性化につながる事業を支援するファンド等の充実

（４）地域中核企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積・産学官金連携の促進

（主な要望先：経済産業省、内閣府）

地域の中核となる中堅・中小企業をハブとした地域内の企業グループが連携して取り組む、航空・医療などの成長分野への参入を支援するため、以下を講じられたい。

- ① 地域の中堅・中小企業グループと大学、高等専門学校、研究機関、公設試験研究機関、金融機関や支援機関等が連携し、新製品・サービス開発、販路開拓を推進する体制（「産学官金連携コンソーシアム（仮称）」等）の全国各地での整備、および地域の中堅・中小企業が必要とするニーズや技術の橋渡しから商品化、販路開拓までを長期にわたって伴走して支援するコーディネーター人材（プロジェクトマネージャー）の確保・育成
- ② 大学や大企業等の未活用特許等を地域の中堅・中小企業が有効に活用できるようにし、それで生じた利益を大学や大企業等がさらなる研究開発に再投資するような好循環の仕組みを各地域で構築していくため、例えば、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学の特許開放モデルの展開）〔再掲〕

(5) 地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化に向けた仕組みの再構築

(主な要望先：内閣府、国土交通省、経済産業省、法務省、総務省、農林水産省、財務省)

多くの地域では、空き地・空き店舗の存在やリーダー・担い手の不足が、依然としてまちづくりの大きな課題となっている。また、平成26年に改正された中心市街地活性化法等に基づく制度は、十分に活用されているとは言い難い。消滅都市の発生を現実のものとしないうるためにも、「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化に向け、以下を講じられたい。

① 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直し

- (i) 老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の創設
- (ii) 商業地区における空き地・空き店舗の利活用に関する、建物改修費用の補助や固定資産税等の減免など、不動産所有者への支援措置の創設
- (iii) 民間専門人材の活用等による地籍調査の推進
- (iv) 登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化等
 - ・一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減、手続き費用の軽減措置の創設
 - ・住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）の保存期間の、戸籍法施行規則に基づく閉鎖戸籍類の保存期間（150年間）との統一化
 - ・相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担制度の創設
- (v) 土地収用法の適用対象の、中心市街地活性化法や都市再生特別措置法に基づき実施する事業（民間事業者が実施する事業を含む）への適用拡大
- (vi) 空き地・空き店舗の活用による交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の継続・拡充

② 中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大

- (i) 中心市街地活性化法制度の活用による具体的なメリット等に関する、より一層の分かりやすい周知、立地適正化計画制度等の他の支援制度を併用した効果的な取組事例等の普及
- (ii) 中心市街地活性化法に基づく「特定民間中心市街地経済活力向上事業」の認定要件緩和
- (iii) 中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の継続・拡充
- (iv) 都市再生特別措置法に基づく立地適正計画の策定や事業の検討・実施等に、商工会議所等が積極的に関与する仕組みの構築

③ 関連施策との連携による「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化

- (i) 各地域による都市機能の連携・分担を支援する、連携中枢都市圏制度の活用促進
- (ii) 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化、集約化、その後の利活用の促進
- (iii) 都市再生特別措置法において、農業振興地域の整備に関する法律の対象となる地域を包括したより広い区域を規定し、同区域内でコンパクトシティの形成に向けた取組を重点的に支援する制度の創設

④ まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充

- (i) 不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースと派遣制度の構築
- (ii) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化

- ・中心市街地活性化基本計画に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用に向けた事業を実施するまちづくり会社に対する、不動産取得税等の減免措置の創設
- ・まちづくり会社の活動基盤強化に資する「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」「地域・まちなか商業活性化支援事業」等の継続・拡充

(6) ストック効果を重視した社会資本整備の推進、地域公共交通の維持・再生

(主な要望先：国土交通省、観光庁、内閣府)

本格的な人口減少・高齢社会においては、各都市のコンパクト化のみならず、都市間での機能分担・連携を進めることが極めて重要である。このためには、まず、様々な規模の都市の拠点と拠点を結びつけ、人と物の流れを生み出す、ストック効果(*)を重視した社会資本整備や地域公共交通が不可欠であることから、以下を講じられたい。

*：当該社会資本整備がもたらす経済的・社会的波及効果

- ① 高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線・リニア中央新幹線等の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の促進
- ② 地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上による活性化に向けた、地域公共交通活性化・再生法等に基づく支援の着実な実施
- ③ 大規模災害時に、多重性・代替性確保の観点から安全・安心の確保を担う道路や鉄道等の早期かつ着実な整備
- ④ 社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況（渋滞・混雑状況）等のデータについて、RESASにおいて、一元的に閲覧・活用できるようにすること

(7) 地方創生に向けた RESAS（地域経済分析システム）の活用促進

(主な要望先：経済産業省、内閣府、財務省、国土交通省)

地方創生に向け、地域の現状・実態を正確に把握し、自発的・効率的な政策立案と実行を促すために開設された RESAS について、その機能を十分活かすため、以下を講じられたい。

- ① 各省庁が保有する各種統計データ等を RESAS に取り込み、閲覧・活用できるようにすること
- ② 産業マップのうち、全産業花火図・産業別花火図や、経営者平均年齢など、個社情報に該当しないデータについては、地方創生の取り組みにおいて産業界として中心的な役割を果たす商工会議所など民間機関等が、早期に、閲覧・活用できるようにすること
- ③ 国の創業支援施策や各市区町村の「創業支援事業計画」の成果を正確に把握し検証するため、開業届・廃業届による開業数・廃業数データについて、RESAS において、商工会議所など創業支援事業者（民間機関）も含め、閲覧・活用できるようにすること [再掲]
- ④ 地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境などの観光統計を早急に整備し、地方自治体や観光振興に携わる民間機関（商工会議所、観光協会等）に提供するとともに、RESAS に取り込み、一元的に閲覧・活用できるようにすること [再掲]
- ⑤ 社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況（渋滞・混雑状況）等のデータについて、RESAS において、一元的に閲覧・活用できるようにすること [再掲]

Ⅲ. 熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島再生に向けた継続的支援

1. 熊本地震からの復旧・復興

(主な要望先：内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、財務省、環境省、文部科学省、観光庁)

4月に震度7の地震が2度発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。政府においては、平成28年度補正予算（5月13日閣議決定）、熊本地震復旧等予備費（5月31日閣議決定）により、被災者の生活再建支援や、中小企業等の事業継続・施設復旧・販路開拓支援など迅速に対応されたことを高く評価する。今後必要に応じ、追加的な措置を講じられたい。

熊本県・大分県をはじめ九州地方では、未だに事業再開の見通しが立たない事業者も多く、観光業への深刻な影響も生じている。熊本地震により被災した地域経済・雇用を支える中小企業の早期復旧・復興に向け、以下を講じられたい。

- ① 特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保（復旧・復興事業に取り組む自治体に対する特別交付税の措置）
- ② 避難者の住宅確保の早期実現、災害廃棄物・一般廃棄物の早急な撤去・処理に向けた支援
- ③ 国道57号、国道325号等の幹線道路や阿蘇大橋をはじめとする橋梁、JR豊肥本線および南阿蘇鉄道高森線の着実な復旧
- ④ 被災中小事業者に対する支援の継続・拡充（被災地域販路支援事業小規模事業者持続化補助金の継続・予算増額等）
- ⑤ 被災中小事業者に対する税制上の負担軽減措置
 - (i) 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
 - (ii) 震災損失について、前事業年度（個人の場合は平成27年分）の損金（必要経費）への算入の承認
 - (iii) 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
 - (iv) 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
 - (v) 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- ⑥ 九州地方全域における風評被害を防ぐための、被災地を除く地域における安全性等に関する国内外への的確かつ継続的な情報発信と、「九州ふっこう割」を活用した九州への観光の推進
- ⑦ 熊本城や阿蘇神社をはじめとする観光資源の早期復旧

2. 東日本大震災からの本格復興と福島の復旧・復興の加速に向けた継続的支援

(主な要望先：内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、財務省、環境省)

東日本大震災の被災地では、発災から5年が経過し、地域間・業種間で復興の進捗に大きな差が生じており、これまで以上に、地域の実情にきめ細かく対応した効果的な支援が求められる。特に、今なお除染の問題や深刻な風評被害などに直面している福島県は、他の被災地域とは異なる状況にある。被災地域の本格的な復興、福島の復旧・復興の加速に向け、以下を講じられたい。

(1) インフラの着実な復旧・整備の促進

- ① 防潮堤やかさ上げ道路、復興道路・復興支援道路の早期かつ着実な整備
- ② JR山田線・常磐線の早期運転再開、JR大船渡線・気仙沼線において導入されているBRT（バス高速輸送システム）の利便性向上

- ③ ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保等、重要港湾における物流機能の整備・強化

(2) 観光振興など交流人口拡大に向けた支援策の拡充

- ① 東北で取り組む MICE（大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行等）の誘致に向けたプロモーションや、受け入れ体制整備等のインバウンド拡大事業への支援
- ② 中国人観光客に対する数次査証（ビザ）発給対象の青森県・秋田県・山形県への拡大、5年間とされている「被災地3県を訪問する外国人に対する査証料の免除」の東北6県への対象拡大
- ③ 子ども農村漁村交流や、防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズムなど、教育旅行の誘致に向けた取り組みへの支援

(3) 国際競争力を備えた農林水産業の再生

- ① 放射性物質や空間放射線量に関する国内外への正確な情報発信、輸入規制の早期撤廃等に向けた取り組みの強化
- ② 汚染水の海洋流出を防ぐための、国の主導による汚染水処理施設等の整備・管理
- ③ 水産業共同利用施設復興整備事業補助金の継続と基準（水産加工品の場合、原料の2分の1以上が国産であることが条件等）の緩和
- ④ HACCP 対応のため事業者が機器や設備を高度化する際の支援の拡充

(4) 被災企業の事業再開、販路回復・開拓を通じた自立促進への支援

- ① グループ補助金の継続および新分野需要開拓等を見据えた取り組みへの支援拡充
- ② 「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による二重ローン対策をはじめとする資金繰り支援の継続・強化
- ③ 商談会等に参加する被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）双方への交通費、宿泊費に対する補助等の助成
- ④ 被災地の水産加工品等の販路回復に向けた取り組みへの継続的な支援
- ⑤ 地域産業の復興を担う商工会議所に対する財政支援および商工会議所会館等の大規模改修等への財政支援の拡充、会館建設への寄附金の全額損金算入措置の延長

(5) 国の主導による、以下の取組を通じた福島の復旧・復興の加速

- ① 追加除染を含めた迅速な除染の完全実施
- ② 早急かつ確実な汚染水処理の実施
- ③ 安全性確保と周辺地域への配慮を前提とした中間貯蔵施設の早期本格稼働、最終処分場の早期設置
- ④ 早急かつ確実な廃炉の実現
- ⑤ 放射線リスクに関する科学的知見の周知、福島県産品の安全性の周知強化などを通じた風評被害の払拭
- ⑥ 個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額の確保、きめ細かな対応を通じた公正かつ着実な損害賠償の完全実施
- ⑦ 域外からの先端産業分野の企業誘致と、高いものづくり技術を有する地元企業の参画・連携による「イノベーション・コースト構想」の推進
- ⑧ 福島県を再生可能エネルギー・水素社会のモデル地域とする「福島新エネ社会構想」の推進
- ⑨ 帰還者向けの住宅整備など、住民の生活環境向上や健康不安払しょくに資する「福島再生加速化

交付金」の継続・拡充

- ⑩ 産業集積の形成や雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充

以上

平成 29 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

<提出先>

政府、各党

<実現状況>

それぞれの要望項目について、以下の措置が講じられた。

(●=平成 28 年度補正予算、○=平成 29 年度予算、◆=予算以外の措置)

I. 中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化

[重点要望 1] 中小・小規模企業（製造業・サービス業）の業務効率化や販路開拓に向けた IT 等の活用促進

(1) 中小企業が、IT の効果・必要性を実感できる機会の創出と導入・活用に向けた支援

- ① IT 導入の効果やコストの目安がわかる手引き・冊子や事例集の作成・配布、IT の効果的な活用に取り組む中小企業経営者（「攻めの IT 経営中小企業百選」の受賞企業など）の事例発表・フォーラム等による、周知・啓発、情報発信
- 経営力向上・IT 基盤整備支援事業（にっぽん全国 IT 経営力強化塾運営事業） 3 億円（中小企業庁）
- 「プラス IT フェア」を全国 10 地域で開催。さらに「プラス IT セミナー」を全国 100 地域で開催。
- ② タブレット等の機器や、クラウドサービス（会計、レジ・決済、社内グループウェア、顧客管理、資金調達など）をデモ体験できる、展示会・見本市と一体となった IT セミナー・個別相談会の実施。
- 経営力向上・IT 基盤整備支援事業（にっぽん全国 IT 経営力強化塾運営事業） 3 億円（中小企業庁）
- 「プラス IT フェア」を全国 10 地域で開催。さらに、「プラス IT セミナー」を全国 100 地域で開催。
- ③ IT 専門家による「1 万社支援計画」の実行および、1 万社にとどまらず、意欲ある中小企業を幅広く支援するための、「ミラサポ」の専門家派遣事業の大幅拡充（IT に関する相談の別枠化等）および IT 専門家の育成推進
- ◆ミラサポ専門家派遣について、年間派遣件数約 2.6 万件のうち 4 千件が IT 関係。また、IT・情報処理の専門家 1,100 人（約 6,700 人中）が登録。
- ④ 経営支援人材の IT リテラシー向上に向けた、国が実施する経営指導員等向けの研修（集合研修、WEB 研修等）における IT 支援分野の充実、経営指導員等の IT コーディネータ等の資格取得にかかる費用の補助等
- 「IT スキル向上等研修」小規模事業者支援人材等育成事業 2 億円の内数（中小企業庁）
- 昨年度の内容から、経営指導員の身近な業種・業態での IT 活用事例を増やし、すぐに役立つ情報、スキルの向上に重点をおく内容に改善。

(2) 情報セキュリティ対策の啓発強化

①ITセミナー、展示会・見本市等での、情報セキュリティ対策の啓発、中小・小規模企業が低費用負担で加入できる情報セキュリティ保険の普及企業経営者の事例発表・フォーラム等による、周知・啓発、情報発信
→●経営力向上・IT基盤整備支援事業（にっぽん全国IT経営力強化塾運営事業） 3億円（中小企業庁）
➤ 「プラスITフェア」を全国10地域で実施。さらに、「プラスITセミナー」を全国100地域の内、一部で実施。

②IPA情報セキュリティ安心相談窓口の拡充・強化

→○サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 21.6億円（経済産業省）
➤ （独）情報処理推進機構（IPA）サイバレスキュー隊が、高度標的型サーバー攻撃を受けた企業等に対し、被害状況の把握や被害拡大を防ぐための初期対応支援を実施。

③情報セキュリティ対策ソフトの導入費用の補助制度の創設

→●サービス等生産性向上IT導入支援事業 100億円（中小企業庁）

(3) 5S・カイゼンなど経営支援と一体でIT・IoT、ロボット等の導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の全国展開

①「スマートものづくり応援隊」に参画する大企業OB、地域ITベンダー等の人材の確保・育成企業経営者の事例発表・フォーラム等による、周知・啓発、情報発信

→●平成28年度中小企業経営支援等対策費補助金（カイゼン指導者育成事業） 2千万円（経済産業省）
→○平成29年度スマートものづくり応援隊事業 1.8億円（経済産業省）
→◆中堅・中小製造業向けの106個のIoTツール（スマートものづくり応援ツール）を公表（ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI））。また、約250点におよぶIoTユースケースを紹介したマップをネット上で紹介。英語と日本語の表記で、海外の企業からも参照可能。

②ロボット・IoT等の最新機器等を見聞できる「ショーケース」の整備

→●平成28年度中小企業経営支援等対策費補助金（カイゼン指導者育成事業） 2千万円（経済産業省）
→○平成29年度スマートものづくり応援隊事業 1.8億円（経済産業省）
→◆中堅・中小製造業向けの106個のIoTツール（スマートものづくり応援ツール）を公表（ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI））。また、約250点におよぶIoTユースケースを紹介したマップをネット上で紹介。英語と日本語の表記で、海外の企業からも参照可能。

③IoT等を活用した先進的なプロジェクトの事業化を支援する「IoT推進ラボ」との連携強化

→◆平成29年3月、日本商工会議所としてIoT推進コンソーシアムへの登録およびIoT推進ラボへの参加登録を行い、情報の共有などをスタート。

④「ロボット導入・実証事業」の継続・拡充

→○平成29年度も継続実施（3/31をもって公募期間は終了）。

(4) 「ものづくり補助金」「サポイン事業」や「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、IT等の設備投資・技術開発、活用に対する重点的な支援

①「ものづくり補助金」（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）、「サポイン事業」（戦略的基盤技術高度化支援事業）、「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、およびIT等を活用した取り組みに対する重点的な支援

→●小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金） 105億円（中小企業庁）

➤ このうちの【一般型】公募（全国対象）において、採択審査時の採点評価基準に「ITの有効活用」を追加して重点支援化（平成29年4月14日公募開始の【追加公募】においても同様）。

→●革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 763.4億円（中小企業庁）

➤ 中小企業者等の第四次産業革命に向けた、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を新たに追加。

→●サービス等生産性向上IT導入支援事業 100億円（中小企業庁）

➤ 中小企業等の生産性向上の実現のため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するIT導入を支援。

②上記の補助金を活用し、IT等を導入・活用した取り組み事例集の作成・周知

→◆これまでに、「小規模事業者持続化補助金」を活用して、経営計画に基づく販路開拓に取り組んできた小規模事業者や、支援を行った経営指導員等が一同に会し、成果発表会を、平成29年4月21日に開催した。事業者の取り組みや成果等をまとめたパネルを会場内に展示したほか、後日ミラサポにて掲載予定。

（5）金融決済の高度化（XML電文移行）を低事務負担・低費用負担で利用できる環境整備発、活用に対する重点的な支援

①中小企業が、低事務負担・低費用負担で、金融決済の高度化（XML電文移行）を利用できる環境の整備

→◆経済産業省、金融庁、全銀協の会議で検討中。いずれも会議の場で意見として発言済。

②「金融EDIに記載する商流情報の標準化」や「銀行システムのAPI（接続口）公開」、「ロー・バリュー国際送金の提供」等による、利用者利便の向上に向けた金融EDI・商流EDIの促進および多様な金融サービスの創出のための環境整備

→◆「銀行システムのAPI（接続口）公開」については、銀行法改正済。他は、経済産業省、金融庁、全銀協の会議で検討中。

[重点要望2] 創業、事業承継・引継ぎ、再生等による優れた技術・サービスの創出・発展

（1）「開業率10%台」実現に向けた創業・ベンチャー支援の継続的な充実

①「創業・第二創業補助金」、「創業支援事業者補助金」、「創業スクール事業」の継続・拡充（*）、「創業・第二創業補助金」の補助対象となる創業時期（現状：公募開始日～補助事業期間完了日）・第二創業時期（現状：公募開始日前後6カ月）の拡大、「創業支援事業計画」認定制度および関連する支援策の平成30年3月末以降の継続（産業競争力強化法の延長）

→○創業・事業承継支援事業 11億円の内数（中小企業庁）

ー創業補助金、事業承継補助金（第二創業を伴う場合、上限500万円に拡充）

ー創業支援事業者補助金

ー潜在的創業者掘り起こし事業

・国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを「認定創業スクール」として公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援。

・創業スクール選手権と連携するビジネスプランコンテスト募集し、専用HP等へ「連携コンテスト」として掲載し、PRを推進。

(2) 事業承継・引継ぎ支援の充実

- ①基礎自治体と商工会議所等の支援機関、地域金融機関などが連携して事業承継・引継ぎ等を支援する体制の構築（ニーズ発掘調査、事業承継セミナー・相談会や後継者向け経営塾の実施、相談窓口設置等）
→○事業承継ネットワーク事業開始。
- ②普及啓発ツールとなる「事業承継自己診断（仮称）」の作成、活用促進
→◆「事業承継ガイドライン」にて公表。
- ③事業承継を契機とした新分野進出等を支援する「第二創業補助金」（*）の拡充
→○平成 29 年度「事業承継補助金」において、事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合、補助上限額を 500 万円に拡充（事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴わない場合は 200 万円が上限）。
- ④円滑な事業承継のために必要な資金（後継者による自社株式や事業用資産の取得費用等）に対する低利融資・保証の一層の充実
→◆改正信用保険法が 6 月 7 日に成立（平成 30 年 4 月 1 日施行予定）。事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を信用保険の対象とする。

(3) 経営改善・事業再生の促進に向けた環境整備、円滑な廃業の支援

- ①中小・小規模など企業規模に応じた、早期の事業再生や、日頃からの経営改善への企業としての取り組み、金融機関としての取り組みを促す指針（中小企業の健全化に関するガイドライン）の整備
→○早期経営改善計画策定支援事業の開始。
- ②情報開示など誠実に金融機関との対話に取り組む企業へのインセンティブ付与による、「経営者保証に関するガイドライン」の利用推進と早期事業再生、日頃からの経営改善の取り組みに対する気付きの促進
→◆金融庁が中心となり、「経営者保証に関するガイドライン Q & A」の改訂作業中。
- ③「ローカルベンチマーク」を活用し企業診断を行った企業への、各種補助金等支援策や融資制度での重点的な支援
→◆労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）について、ローカルベンチマークの財務分析結果が「B」以上である等を要件に、平成 28 年 10 月から優遇助成が措置された。
- ④金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進（㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援業務や事業再生 ADR、特定調停など多様な手法による事業再生を促すとともに、経営改善計画の策定支援に取り組むよう、金融庁行政方針において一層徹底すること）
→◆金融行政方針にて徹底。
- ⑤廃業を選択する経営者向けの、円滑な廃業に必要な事項をまとめた「廃業マニュアル」の作成、国のセーフティネット施策（小規模企業共済制度、経営者保証に関するガイドライン等）の周知強化
→◆日商が冊子「未来へつづく経営をめざして」を発行し、全国商工会議所へ配布済。

(4) 新事業展開等を促す金融支援

- ①グローバルニッチトップ企業等への政府系金融機関による融資制度について、特色ある製品・サービスを通じて世界に存在感を示す中小企業への対応の拡充
→○商工中金による長期リスク資金の供給 240 億円の内数（経済産業省）
➤ 平成 28 年度予算比 10 億円拡充。
- ②地域中核企業等への政府系金融機関等による融資制度について、将来的な地域経済への貢献を含めた候補企

業への対応の拡充

→○商工中金による長期リスク資金の供給 240 億円の内数（経済産業省）

➤ 平成 28 年度予算比 10 億円拡充。

③地域資源の活用により地域活性化を図る中小企業組合等への政府系金融機関等による融資制度について、女性活躍推進や防災対策の推進により地域の活性化・強靱化を図る組合等への対応の拡充

→○商工中金による長期リスク資金の供給 240 億円の内数（経済産業省）

➤ 平成 28 年度予算比 10 億円拡充。

④債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みの構築

→◆平成 29 年 5 月 26 日民法改正が参議院で可決、成立。法案成立後、3 年程度の期間において 2020 年を目途に施行の見込み。資金調達のための債権譲渡は、譲渡禁止特約があっても可能となる。

⑤官民の金融機関が連携したエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等による、中小企業にリスクマネーを積極的に供給する取組みの一層の促進

→○日本政策金融公庫による資本金劣後ローン 400 億円（経済産業省）

（5）セーフティネット機能の拡充と金融仲介機能の一層の強化

①中小企業の資金繰りの万全な対策

（i）世界経済減速の影響や熊本地震、燃費測定方法の問題等の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関の「セーフティネット貸付」の十分な予算措置

→●危機対応融資制度にて対応済。

（ii）英国の EU 離脱の国民投票結果の影響を受ける企業等に対する資金繰り支援など万全の対策、英国・EU など世界経済の動向の注視と適時適切な情報提供

→●危機対応融資制度にて対応済。

②信用補完制度の見直しにかかる中小企業の資金繰りへの悪影響回避、小規模事業者への十分な配慮

→◆信用保険法等の改正が衆議院で可決され、参議院に付託済。

〔重点要望 3〕消費税率引き上げ延期を受けての課題

（1）平成 31 年 10 月の消費税 10%への引き上げを確実に実施できる経済環境の整備

→◆「消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置」において、関連する税制上の措置等について見直しが行われた。

（2）適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

→◆「平成 28 年度税制改正大綱」において、軽減税率制度導入後 3 年以内を目途にインボイス制度導入に係る事業者の準備状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるとされている。

（3）転嫁対策特別措置法を延長し、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

→◆「消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置」において、転嫁対策特別措置法を平成 33 年 3 月 31 日まで延長するとされた。

[要望項目]

(1) 中小企業の TPP・EPA 等活用など、海外展開支援の強化

① 中小企業の海外展開を後押しする TPP 協定を早期に国会で承認し、早期発効につなげること

→◆2016 年 7 月 13 日に日本経済団体連合会、経済同友会、日本貿易会と共同で「TPP 協定の早期実現」を安倍総理および石原 TPP 担当相へ提出。

→◆2016 年 12 月 9 日に TPP 協定及び関連法案が可決。

※2017 年 1 月 23 日に米国が TPP 離脱を表明。米国を除いた 11 カ国での発効をめざして協議中。

② 中小企業が抱える課題や支援ニーズが多様化している中、「新輸出大国コンソーシアム」の活用に向け、参加支援機関での情報共有体制を整備・拡充するとともに、成功事例を迅速に発掘し、それを積み重ね、中小企業へ横展開すること

→●新輸出大国コンソーシアム：1001.3 億円の内数

→◆日本商工会議所から各地商工会議所へ本コンソーシアムへの参加募集を行い、平成 29 年 3 月 30 日現在、244 商工会議所・県連（日商、北海道県連、長野県連、滋賀県連、島根県連、宮崎県連含む）が参加

→◆平成 28 年 10 月 20 日、日本商工会議所・東京商工会議所共同で、「中小企業海外展開事例集『ヒラケ、セカイ ～ THE STORIES TO THE GLOBAL CHALLENGE ～』」を発行。

→◆平成 29 年 1 月 20 日、「ワールド・ビジネス・フェスタ 2017～海外進出・輸出 セミナー&相談会～」を JETRO 主催、日本商工会議所・東京商工会議所共催で開催。

③ 衛生環境改善など途上国の課題の解決等に資する技術を有する中小企業の ODA 事業への参入機会を拡大するため、中小企業向けの枠を拡大するとともに、ニーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業（現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など）も支援対象として拡充すること

→○中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業：1,530 億円の内数

④ 「海外ビジネス戦略推進支援事業」の事業化可能性調査（F/S）支援事業を拡充するとともに、1 事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図ること

→○「海外ビジネス戦略推進支援事業」単体での予算は非公表。

⑤ 地域の中小企業が、産業集積やブランド力を活用し、グループで取り組む海外販路開拓を支援する「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」（地域間交流支援事業：RIT 事業）を継続・拡充するとともに、取り組みによる成功事例を積極的に PR すること

→○「地域間交流支援事業（RIT 事業）」単体での予算は非公表。

(2) 中小企業の高付加価値化に向けた、研究開発促進、知的財産権取得・活用・保護の支援

① 中小企業の研究開発の促進

(i) 研究開発・ものづくり産業を支える理工系人材の育成・確保（㉓初等教育における理科教育の強化とプログラミング教育の実施、㉔職業観・就業観醸成のためのキャリア教育の充実、㉕IoT・ロボット等成長分野での女性の活躍促進、㉖女性ポスドクと中小企業のマッチング等）

→○情報活用能力の育成に関する実践研究や、キャリア教育・職業教育の充実、理系女性活躍促進支援事業等に対して予算措置が講じられた。

→◆平成 29 年 3 月に公示された学習指導要領において、2020 年から小学生のプログラミング教育が必修となった。

②知的財産権取得・活用・保護の支援

(i) 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続きの負担を軽減するため、出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請を認めること。また、申請様式についても、該当事項にチェックを入れる方式などに工夫するとともに、申請要件等については宣誓に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

→◆政府の「知的財産推進計画 2017」において、「中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する」と明記された。

(ii) 中小企業が保有する特許の戦略的な活用に向けた民間企業によるコンサルティングの費用について、負担軽減のため必要な支援を講じること。また、中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を整備すること。

→◆(マッチング支援について)政府の「知的財産推進計画 2017」において、「国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する」と明記された。

(iii) 権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含むトータルな知的財産戦略を立案・推進できる人材の育成カリキュラムを開発し、中小企業向けに提供すること。

→◆政府の「知的財産推進計画 2017」において、「ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する」と明記された。

(iv) 「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」を拡充し、知的財産の適正な評価をもとにした融資(知財金融)を一層推進すること【再掲】

→○政府は地域金融機関が行う「知財ビジネス評価書」の作成支援等を通じて、中小企業等の知財を活用した資金調達の支援を拡充。29年度予算 1.3 億円(28年度 1.0 億円)

(v) コンテンツの海外発信について、現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点(ジャパン・チャンネル)を設けること。

→◆株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が出資するジャパンチャンネル整備事業等を通じて、地域の魅力の海外発信と併せて、物販の実施や我が国への観光PR等の機会を提供。

(vi) 模倣品・海賊版等の知的財産侵害について、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおいて、在外公館やジェトロは積極的に関与するなど、対応を強化すること。また海外の模倣品・海賊版対策費用への補助(「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等)を拡充すること。

→○中国等の新興国において、わが国の知財が適切に保護されるように、相手国の税関職員を対象とした研修を実施。平成 29 年度予算 4.3 億円(28年度 3.8 億円)

→○日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣等を通じ、知的財産侵害について、その対策強化に向けた要請や協力を実施。

(vii) 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること(山口大学の特許開放モデルの展開)

→◆国立大学法人徳島大学では、平成 28 年 10 月から徳島大学が維持している特許の一部を無料開放(一定期間)した。

(viii) 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等の技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。また国際標準等に関する活動は、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度を拡充し、補助対象範囲を拡大すること。EU 基準適合を示す CE マークなど海外の標準規格の認証取得費用に対しても補助を行うこと。

→◆「新市場創造型標準化制度」を活用した国内標準（JIS）化が推進された。また、「標準化活用支援パートナーシップ制度」について、全国 47 都道府県にパートナー機関が設置された。認証機関の「新輸出大国コンソーシアム」への参加や、海外の規制や認証に関する情報提供体制の整備がなされた。

(3) 中小企業の人材確保、わが国の労働力不足への対応

①最低賃金の引き上げについては、厳しい環境にある中小企業の賃金支払い能力を考慮し慎重に判断すること
→●中央最低賃金審議会において、最低賃金の引き上げに際し、中小・小規模事業者の生産性向上や取引価格改善が図られるよう、強く求めた。その結果、最低賃金の引上げの環境整備として、①キャリアアップ助成金の支給要件緩和、②業務改善助成金の支給要件緩和・拡充が図られた。

②インターンシップ等の活用促進

(i) 中小企業に限り、インターンシップで得た学生情報を、広報・採用選考活動に使用することを認めること

→◆平成 28 年 5 月に提出された「規制改革に関する第 4 次答申」において、「インターンシップの活用推進」が盛り込まれ、「学生が自ら希望する場合には、企業がインターンシップで取得した学生情報を使用できる旨を明確にすべきである」旨、記載された。これを受け、文部科学省において、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」が組織され、当所を含め、経済界、大学、関係省庁が参画、インターンシップで得た学生情報の取り扱い等について議論を行った。その結果、「インターンシップが就職・採用活動そのものとして行われることのないようとする現在の取り扱いは維持するものの、インターンシップと就職・採用活動との関係については、学生の学修環境を確保することを前提としたうえで、幅広い観点から関係者間で中期的課題とする」とされた。

(ii) 中小企業への人的・経済的支援やノウハウの提供

→◆(独) 学生支援機構が毎年実施している「全国キャリア・就職ガイダンス」において、次年度（平成 29 年度）のプログラムに中小企業支援ブース（新設）を新たに設け、中小企業の魅力の発信を行う予定。

③ジョブ・カード制度の一層の普及拡大に向けた周知・広報強化

→◆ジョブ・カード制度総合サイトにより、ジョブ・カードの様式、使用方法および関連制度を周知

④女性が納得して就労拡大できるよう、社会保険加入（*4）による手取り収入の減少が急激に生じる不合理を解消させる施策を講じること

→◆昨今の賃上げや、人手不足を反映した労働時間の増加により、非正規雇用労働者の収入が増加し、事業主の社会保険料の負担が増している。そのため、平成 28 年 4 月より、厚生労働省では、「キャリアアップ助成金」の助成内容を変更し、非正規雇用者に対する賃上げや所定労働時間延長により新たに社会保険を適用した事業者に対する助成金が拡充された。

⑤雇用関係助成金について、自社で活用できる制度を検索できるポータルサイトの整備など周知・活用促進を図るとともに、申請書類・手続きを簡素化すること。また、雇用関係助成金に関する中小企業等向け説明会・相談会等について、行政機関等が連携し、積極的に開催すること

→◆雇用関係助成金の統廃合を行い、従前 27 種類から、平成 29 年度では 23 種類まで再編した。また、生産性向上の観点から、新たに生産性要件を設け、支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- その3年前に比べて6%以上伸びていること または、その3年前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること）を満たした場合、助成金が上乘せされることとなった。

⑥「同一労働同一賃金」について、「同一労働」の定義の明確化、終身雇用・年功序列との関係の整理、キャリアコースや勤続年数の違いなどによる「不合理ではない」賃金格差等のガイドラインでの具体的整理など、中小企業経営の実態を踏まえ、慎重に検討すること

→◆働き方改革実現会議において、同一労働同一賃金のガイドライン案が示された。また、同会議での実行計画では、同一労働同一賃金に係る法改正については、「中小企業を含め、本制度改正は企業活動に与える影響が大きいものとなるため、施行に当たっては、周知を徹底するとともに、十分な法施行までの準備期間を確保する」旨が、反映された。

⑦女性の活躍促進のためには、待機児童問題を早期に解消することが重要であるが、子育て支援のための費用負担は、安定的な財源確保のためにも税による恒久財源で行うべきであり、現行の事業主拠出金はあくまで時限的・限定的なものとして、平成30年度以降は廃止すること

→◆子ども・子育て支援法第七十条4項（全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる）に基づき、経団連とともに内閣府子ども・子育て本部との意見交換を実施。30年度以降の拠出金料率について、継続的に議論を行っている。

⑧優れた技術・サービスを有する中小企業等の表彰による、知名度向上・人材獲得の後押し

→◆「はばたく中小企業・小規模事業者300社」を平成29年3月23日に公表。

（4）小規模企業の経営力強化を促す経営支援体制等の強化

①小規模企業の経営計画の策定・実行支援の充実

（i）小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、IT等を活用した取り組みへの重点的な支援【再掲】

→●小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金） 105億円（中小企業庁）

- このうちの【一般型】公募（全国対象）において、採択審査時の採点評価基準に「ITの有効活用」を追加して重点支援化（平成29年4月14日公募開始の【追加公募】においても同様）[再掲]

（ii）商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模企業の経営計画策定、販路開拓支援事業に対する支援の拡充（「経営発達支援計画」の認定数増に応じた予算の拡充等）

→○伴走型小規模事業者支援推進事業 28億円（継続）（中小企業庁）

- 経営発達支援計画の経済産業大臣認定を受けた商工会議所等が、認定された計画に基づいて実施する小規模事業者支援に要する経費に係る補助事業。

（iii）商工会議所等の支援力向上に向けた、地域の枠を超えた経営指導員派遣や経営指導員同士の協力体制、商工会議所と地域金融機関・大学等との連携体制の構築・奨励

→○小規模事業者経営力向上支援事業（スーパーバイザー事業） 2億円（新規）（中小企業庁）

- 経営支援のノウハウや実績等を有する人材（スーパーバイザー）が、都道府県内の「複数の商工会議所のグループ」において、グループ内の商工会議所の経営指導に従事する職員の支援力・資質向上に取り組む委託事業。申請のあった12商工会議所・連合会が採択された。

③施策の周知、活用促進の取り組み強化

（i）国の施策を広く中小企業・小規模事業者に届けるための十分な予算確保、周知の強化

→◆ミラサポや省庁ホームページにより、情報発信がなされた。

（ii）国の中小企業向けポータルサイト「ミラサポ」上の「施策マップ」に掲載される国・都道府県・市区町

村の施策情報の充実

→◆「新着の施策」コーナーの適時・適切な更新による情報発信がなされた。

④「ミラサポ」における専門家派遣について、派遣回数（1企業年間3回）・専門家謝金上限（1時間 5,150円、日額上限 30,900円）の拡充、ITに関する相談の別枠化等【再掲】

→●創業に係る専門家派遣については、派遣数を5回に増加。また、IT関連の専門家等派遣事業を別枠とされた。（1001.3億円の内数・中小企業庁）

（5）生産性向上を妨げる過大な企業負担の軽減

①定量目標の設定による、行政手続きの計画的な効率化、規制改革の推進

→◆平成29年3月29日の規制改革推進会議において、行政手続の簡素化を行う9つの重点分野と20%の削減目標が決定され、各省庁において平成29年6月末までに基本計画を策定し、原則3か年で取り組むこととなった。

②電力コストの軽減

（i）安全が確認された原子力発電については、順次速やかに運転を再開すること。

→◆原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査を申請した原子力発電所の状況（平成28年度の進捗状況）

- 四国電力・伊方原子力発電所3号機は、4月に原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査を終え、9月に営業運転を再開。その後、広島地裁は29年3月に運転差止仮処分申請を却下。
- 関西電力・美浜原子力発電所3号機は、稼働開始後40年超の運転に向け、10月に原子炉設置変更許可と工事計画認可、11月に運転期間延長認可を獲得。安全対策工事は32年に完了見込み。
- 稼働開始後40年超の運転を目指す関西電力・高浜原子力発電所1・2号機は、4月に原子炉設置変更許可、6月に工事計画認可と運転期間延長認可を獲得。安全対策工事は1号機が31年、2号機が32年にそれぞれ完了見込み。
- 関西電力・高浜原子力発電所3・4号機は3月に大津地裁が運転差止仮処分を決定したが、大阪高裁が29年3月に大津地裁決定を取り消し。
- 関西電力・大飯原子力発電所3・4号機は29年2月に審査書が決定され、3月にパブリックコメントが終了。29年5月に審査書が決定。
- 九州電力・玄海原子力発電所3・4号機は、29年2月に審査書が決定され、2月に玄海町議会、3月に玄海町長、4月に佐賀県知事が運転再開に同意し、地元同意獲得の手続きが終了。

（ii）再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）見直しに係る具体的な制度設計に際しては、国民負担の抑制を確実に実現する内容（未稼働案件への厳格な対応、買取価格低減のための入札制導入、安価で安定出力が可能な水力や地熱の積極導入等）とすること。また、再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発を支援すること。

→◆改正再生可能エネルギー特別措置法の成立（5月）、本格施行（29年4月～）

- 5月に再生可能エネルギー固定価格買取（FIT）制度の根拠法である再生可能エネルギー特別措置法の改正法が成立し、その後、未稼働案件の排除と新たな未稼働案件発生を防止するための新認定制度や入札制度などコスト効率的な導入策の詳細な制度設計に関する議論が行われた。その結果概要は以下のとおり。
- 未稼働案件の排除について、FITの買取対象として認定を取得したにもかかわらず、29年3月31日までに電力系統への接続契約を締結していない案件は、原則として認定失効。資源エネルギー庁が試算

したところ、29年4月1日現在、45.6万件（2,766万kW）が認定を失効。

- ▶ 新認定制度の概要は、適切に保守点検および維持管理するために必要な体制を整備し実施すること、電力系統へ接続することについて電気事業者の同意を得ていること等が認定基準として規定された。
 - ▶ 入札制度について、入札対象電源→2,000kW以上の太陽光発電。入札の実施回数→原則、上期と下期の年2回実施（29年度は年1回）。FIT認定申請期限の設定→落札結果の公表から1カ月以内のFIT認定申請、同3カ月以内のFIT認定取得を義務付け。運転開始期限の設定→落札後の認定取得から3年とし、期限を超過した場合には超過した期間分だけ調達期間を月単位で短縮
 - ▶ 複数年度の調達価格等の設定について、中小水力や地熱などリードタイムの長い電源について、予見可能性を高めて事業を進めやすくする観点から、あらかじめ複数年度の調達価格を設定することとされた。
- 新エネを普及拡大するための研究開発の実施について、風力や太陽光、地熱に関するコスト低減低減等に向けた技術開発を行う予算が措置された。
- ▶ 洋上風力発電等のコスト低減に向けた研究開発事業（63.2億円）
 - ▶ 太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業（54.0億円）
 - ▶ 地中熱などの再生可能エネルギー熱利用のコスト低減低減に向けた技術開発事業8.0億円
 - ▶ 地熱発電の導入拡大に向けた技術開発事業（22.0億円）

(iii)「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に盛り込まれた「中小企業の排出削減対策の推進」のため、中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面の支援を拡充すること。

→○省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 672.6億円（資源エネルギー庁）

→●省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 100億円（資源エネルギー庁）

- ▶ 工場・事業場における省エネ効果の高い設備への入れ替えを支援する。29年度は新たに「エネルギー原単位改善」に寄与する取組みや、省エネ効果が高い設備単体の更新を支援。また、複数事業者間でのエネルギー使用量の削減の取組みを重点的に支援。

→○中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金 10億円（資源エネルギー庁）

- ▶ 中小企業等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出など診断事業を実施。また、全国に「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築し、きめ細かな省エネ相談等を通じて省エネの取組みを促進。

③国力の源泉たる産業活力や国民の安定した社会生活を守るための、自然災害に備えた電力・ガス・石油を含むエネルギーインフラの強靱化

→○石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業費 140.0億円（資源エネルギー庁）

→●石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業費 61.0億円（資源エネルギー庁）

- ▶ 首都直下型地震等の災害時にも石油供給能力を維持するため、石油精製業者が行う製油所等の耐震・液状化対策等に対して支援。

→○災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 24.5億円（資源エネルギー庁）

- ▶ 自家発電機を備え、災害時に地域の石油製品供給拠点となる「住民拠点SS」を31年度頃までに8,000カ所整備。

→○災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 7.3億円（資源エネルギー庁）

- ▶ 避難所や病院など社会的重要なインフラ等において、災害時に自家発電機等を稼働させるための燃料備蓄を推進するため、災害対応型LPガスタンクや石油製品貯槽等の設置を支援。

④社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速、および高齢者の応能負担割合を高めるなど、「世代間の負担

の適正な分配」を軸にした社会保障改革による、企業の社会保険料負担の軽減

→◆【医療】高額療養費制度における70歳以上の所得区分の細分化と負担上限の引き上げ、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しなど、高齢者負担の適正化につながる改革が実施された。

→◆【介護】介護保険法等改正法（平成29年2月閣議決定）および政令改正によって、高齢者負担の介護利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の一部上限引き上げが盛り込まれた。

⑤中小企業の健康投資・健康経営の推進に向けた環境整備（健康経営計画策定の手引書の作成・周知、健康経営アドバイザーの全国展開）、インセンティブ創設（健康経営計画を策定した企業の労働保険料率軽減、公共調達での優遇、健康経営に資する資産の割増償却等）

→◆健康経営優良法人制度の2017年度の認定法人として、中小規模法人部門は95法人が認定された。また、自治体による表彰制度や、地銀、信金等民間企業による低利融資など、企業による従業員の健康増進に関わる取組みに対し、インセンティブを付与する自治体、銀行、機関が増加。

⑥マイナンバー制度について、すべての事業者が対応できるよう、必要に応じガイドラインを改正するとともに、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等で相談体制を充実し、中小企業の情報セキュリティ対策への支援も含め、引き続き十分な対応策を講じること。また、制度の普及を阻害しないよう、マイナンバーカード発行の大幅な遅れについて、早急に改善すること。

→◆2016年11月末現在で、全ての市区町村でマイナンバーカード交付に係る滞留状況が解消し、標準的な期間（1カ月以内）で発行される状況となった。

⑦平成29年9月までに全面施行される改正個人情報保護法について、新たに「個人情報取扱事業者」となる個人情報数5千以下の中小・小規模企業に対し十分な周知・準備期間を確保するため、早期に、中小・小規模企業に配慮した簡易でわかりやすいガイドライン等を策定するとともに、セキュリティ対策も含めた普及セミナー・相談会の開催等により、周知を徹底すること。

→◆個人情報保護委員会は、当所からの要望・要請を受け、平成28年11月に公表されたガイドラインを、小規模な事業者（従業員数が100人以下の事業者（ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除く。））に最大限配慮されたものとして策定した。

→◆個人情報保護委員会は、当所からの要望・要請を受け、各地商工会議所での説明会やセミナー開催時の講師の派遣や、中小企業向けのチェックリストの策定と配布（商工会議所には37,500枚配布）、中小企業向けのホームページ開設などの周知に取り組んだ。

→●経営力向上・IT基盤整備支援事業 1.4億円（中小企業庁）

➢ 「プラスITフェア」（ブロック単位・10カ所）および「プラスITセミナー」（100カ所）において、改正個人情報保護法の周知およびセキュリティ対策セミナーを実施。

⑧独占禁止法違反行為に対する「裁量型課徴金制度」の導入は、行政権限の強化につながることから、これに均衡する企業の適正な防御権を検討するとともに、課徴金額を決定する基準を明確化し、わかりやすい指針等を公表すること。また、中小企業の課徴金軽減制度は維持すること。

→◆平成29年1月に公表された「独占禁止法研究会報告書（案）」において、課徴金の減免や加算に対する基準を明確化すべきことなどが明記される見込み。

（6）中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

①下請代金法・独占禁止法の運用強化・徹底

→◆業種別自主行動計画のフォローアップを実施（平成29年9月～10月頃）。また、発注方式等取引条件改善調査（平成30年1月頃）や取引調査員（下請Gメン）による訪問調査（平成29年4月より年間2,000

件)を実施。

②「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の一層の充実、普及啓発、実効性の確保

→◆下請運用基準、下請振興基準、手形の通達を改正済。

(7)「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の官民一体での普及・推進

①自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上など、中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動

→◆中小基盤整備機構と商工会議所をはじめとした支援機関が連携し、「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催。平成28年度は262回の開催で5,924人が参加。

→◆平成28年12月に中小企業庁が公表した「事業承継ガイドライン」において、「中小会計要領を活用した経営状況の見える化等は、結果として経営者保証ガイドラインの求める対応につながる」との見解が示された。また、同じく「事業承継ガイドライン」に「公認会計士や税理士において、中小会計要領の導入支援等が期待される」旨が盛り込まれた。

②民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ

→◆中小会計要領に係る信用保証制度の割引制度は、平成29年度から各信用保証協会の独自の判断で実施することとなった。

③各省庁の計画認定や補助金等公募における、中小会計要領に従った計算書類提出の奨励

→◆「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用した場合、ものづくり補助金など8事業で加点。

Ⅱ. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

[重点要望1] 農林水産業の成長産業化に向けた連携の促進等

(1) 農林水産業の成長産業化・生産性向上に向けた連携の促進

①「農工連携」による、農林水産業者の作業効率・生産性向上に資する機械化・IT化の取り組みへの支援(「農工商等連携事業計画」の認定事業者が取り組む「農工連携」への重点支援)

→○農工商連携促進事業(ふるさと名物応援事業) 13.5億円の内数(経済産業省)

➢ 農工商等連携事業計画に基づき、商工業者・農林漁業者等の連携体が行う新商品開発やITを活用した機械化等の取組を支援。

→●産地パワーアップ事業 570億円(農林水産省)

➢ 農業の高効率、高収益化を目的とした、ICT活用による高性能機械の導入等を支援。

→○森林・林業再生基盤づくり交付金(次世代林業基盤づくり交付金) 70億円の内数(農林水産省)

➢ 国産材の安定供給に向けた、高性能林業機械の整備等を支援。

→●水産業競争力強化緊急事業 255億円(農林水産省)

➢ 水産業の競争力強化に資する漁業用機器の導入等を支援

②農林水産業者と商工業者との連携促進に向けた支援(マッチング等に取り組む支援機関等の活動に対する支援)

→○農工商連携促進事業 13.5億円〔ふるさと名物応援事業〕の内数(経済産業省)【再掲】

➢ 農工商連携による新事業創出を目的に、商工業者、農林漁業者等により構成される農工商連携体の組成(マッチング支援等)の取組を支援。

③農工商連携・6次産業化の取り組みの核となる人材の育成(食の6次産業化プロデューサー等)とネットワー

ク化への支援

→○6次産業化ネットワーク活動交付金 19.1億円（農林水産省）

- 農林漁業、商工業、金融等の関係機関で構成される協議会を通じた、6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援。

→○6次産業化サポート事業 3.8億円（農林水産省）

- 広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等を支援。

（2）農林水産物・食品等の輸出促進に向けた支援

①「JAPAN ブランド育成支援事業」の継続・拡充

→○JAPAN ブランド育成支援事業（ふるさと名物応援事業） 13.5億円の内数（経済産業省）

- 地域産品のブランドコンセプト確立に向けた戦略の策定や、海外展示会への出展等の海外販路開拓に取り組む事業を支援。

②農林水産物・食品の海外展開に向けた、生産・加工・流通・海外販売における課題解決の取り組みを支援する「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業」の継続・拡充

→○輸出総合サポートプロジェクト 16.0億円（農林水産省）

- 輸出サポート・プロモーション・ブランディング機関を創設し、輸出相談窓口のワンストップ対応や海外での商談、マーケティング拠点での販売促進等を継続的かつ一貫して支援。

（3）林業・水産業の振興に対する支援

①国産木材の高付加価値化、利用拡大に向けた施策の一層の推進（中高層建築物の木造化に向けたCLT（*1）等の新製品・技術の開発・普及への支援、2020年オリンピック・パラリンピック東京競技大会の競技場・選手村の木造・木質化の推進等）

→●新たな木材需要創出総合プロジェクト 12.0億円（農林水産省）

- 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、地域産材の利用拡大等を支援。

→●CLT利用促進総合対策 10.0億円（農林水産省）

- CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造サインの整備を支援。

②漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化（冷凍冷蔵・加工処理・荷捌き施設等のHACCP（*2）対応、省エネ・省人化等）

→●水産業競争力強化緊急事業 255億円（農林水産省）【再掲】

- 水産業の競争力強化に資する漁業用機器の導入等を支援

→○水産物の加工・流通・輸出対策 14.0億円（農林水産省）

- HACCP認定の促進等を通じた輸出環境の整備や、消費者ニーズ・産地情報の共有化等を支援。

〔重点要望2〕 地域経済を牽引する中堅企業の強化

(1) 研究開発等の支援

①さらなる成長に向けた研究開発等の取り組みを後押しする支援策（例：人工知能・ロボット、各種システム等の研究開発・導入の補助・委託事業等）について、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた「中堅企業」に対し、重点的に支援すること

→●革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 763.4 億円（中小企業庁）

→●中小企業 IT 経営力向上支援事業（地域未来投資促進事業） 1001.3 億円のうち数（中小企業庁）

(2) 人材確保等の支援

①優れた技術・サービスを有する中堅企業を表彰し、知名度向上・人材獲得を後押しすること

→◆「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」を平成 29 年 3 月 23 日に公表。

(3) 非常事態発生時の支援

→●中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金） 400 億円（中小企業庁）

➢ 熊本地震で被災した中小企業等グループの復興事業計画に基づくグループが行う施設復旧事業に対して補助する。また、商業機能回復のための、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も対象。

〔要望項目〕

(1) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした経済効果の全国的な波及

①「中小企業世界発信プロジェクト」の主要な要素であるビジネス情報ポータルサイトに、大会組織委員会の調達情報をあまねく掲載するなど、同プロジェクトの積極・効果的な展開による、全国の中小企業等の受注機会拡大

→◆「ビジネスチャンスナビ 2020」の本格利用の開始（東京都）

➢ 平成 28 年 12 月、大会組織委員会より平成 29 年 4 月以降の設備・機器・備品等の物品やサービスの調達に「ビジネスチャンスナビ 2020」を活用することが公表されたことから、受注企業の登録が大幅に増加（平成 29 年 4 月末時点の登録数は 19,936 社）。

③地域の気運盛り上げや訪日外国人観光客増加への寄与が期待される文化プログラムについて、各地域が主体的かつ積極的に取り組むための早急な環境整備（文化プログラムの要件明示等）

→◆「東京 2020 参画プログラム」の創設（大会組織委員会）

➢ 国・地方自治体・スポンサー企業・非営利団体（商工会議所等）による様々なイベント・事業等に対して、大会組織委員会等が認証・マークの付与等を行い、東京大会 2020 大会への参画を推進する仕組みを創設。

④気運盛り上げ活動を実施する際のルールの特示や認証基準の構築など、非スポンサーの企業・団体等が、大会に関連した活動に参画しやすい環境整備

→◆「東京 2020 参画プログラム」の創設（大会組織委員会）

➢ 国・地方自治体・スポンサー企業・非営利団体（商工会議所等）による様々なイベント・事業等に対して、大会組織委員会が認証・マークの付与等を行い、東京大会 2020 大会への参画を推進する仕組みを創設。

→◆「beyond2020 プロプログラム」の創設（内閣官房）

➢ 国・地方自治体・スポンサー／非スポンサー企業・非営利団体（商工会議所等）による様々なイベント・事業等に対して、内閣官房等が認証・マークの付与等を行い、東京大会 2020 大会への参画やその後

のレガシー形成を後押しする仕組みを創設。

(2) インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進

①全国各地域へのインバウンド需要の呼び込み

(i) クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進（旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、CIQ（税関・出入国管理・検疫・動植物検疫）手続きの一層の迅速化）

→○港湾整備事業 2,175.6 億円の内数（国土交通省）

▶ 既存岸壁の改良等を実施。

(ii) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散に向けた、着陸料軽減や空港からの二次交通整備等に対する支援のさらなる強化

→○空港整備事業 1,551.7 億円の内数（国土交通省）

▶ 国際拠点空港（羽田空港、成田空港、関西空港・伊丹空港、中部空港）における航空保安施設・CIQ 施設・連絡道路等の整備、一般空港等（那覇空港、福岡空港、新千歳空港等）における滑走路増設・ターミナルの機能強化を実施。

→◆首都圏空港の機能強化（国土交通省）

▶ 羽田空港の飛行経路の見直し等により、2020 年までに羽田・成田両空港の空港処理能力を約 8 万回拡大することを目指した取り組みを実施。

→○広域観光周遊ルート形成促進事業 16.1 億円（国土交通省）

▶ 外国人旅行者の周遊促進に向けた取組（滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等）への支援を実施。

(iii) インバウンド需要獲得のための HP 等の多言語化等の取り組みに対する支援【再掲】、宿泊施設の外国人観光客への対応を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」（Wi-Fi 整備、HP の多言語化、トイレの洋式化、客室の和洋室化等に対する補助）の継続、拡充（建物の建替えの補助対象への追加）

→●訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業 155.0 億円（国土交通省）

→○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 85.3 億円（国土交通省）

▶ 訪日外国人旅行者の受入環境の面的な整備を加速に向けて、ハード事業（観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良等）、ソフト事業（公衆無線 LAN 環境の整備、トイレの洋式化等）への支援を実施。

(iv) 日本政府観光局（JNTO）や放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）が行う海外プロモーション事業に対する財政支援の強化、コンテンツの海外展開に必要な字幕や吹替え、国際見本市への出展や PR イベント実施などを支援する「ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成金（J-LOP）」、「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金（J-LOP+）」等の継続・拡充

→●地方誘客のための緊急訪日プロモーション 45.0 億円（国土交通省）

▶ 欧米豪や東アジア市場等を対象として、旅行博出展や招請等のプロモーションを集中的に実施。

→○訪日プロモーションの強化 8.9 億円および 78.2 億円の内数（国土交通省）

▶ 既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場開拓を実施。

→●東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 8.0 億円（国土交通省）

→○東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 32.7 億円（国土交通省）

▶ 東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じた復興促進を実施。

→○JNTO（日本政府観光局）による訪日プロモーション（復興枠） 10.0 億円（国土交通省）

▶ インバウンドを呼び込むための取組に対する支援（メディアや旅行会社の招聘、送客促進等）を実施。

→○福島県における観光関連復興支援事業 3.0 億円（国土交通省）

▶ 福島県が実施する国内向け風評被害対策としての観光関連事業（教育旅行の再生等）への支援を実施。

③まちづくりと一体となった国内観光促進

(i) 地域に眠る空き建築物の再利用を促すための、建築基準法上の規制の見直しおよび支援策の創設

→◆開発許可制度運用指針の一部改正（国土交通省）

▶ 市街化調整区域における建築物の用途変更について、古民家等の既存建築物を地域資源として、既存集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用する場合に、許可の運用が弾力化されるよう、地方公共団体に技術的助言を发出（開発許可制度運用指針の一部改正）。※注）建築基準法の規制の見直しとは異なる

④観光振興に関する予算の拡充（各地方自治体が地域のニーズに応じて、効果的な観光振興の取り組みが行なえるようにするための、ワンストップの相談・情報提供体制の構築など）

→○ユニバーサルツーリズム促進事業 0.2 億円（国土交通省）

▶ 宿泊施設のバリアフリー評価制度の検討及びより使い勝手の良いバリアフリー相談窓口の整備促進を実施。

→○観光地域ブランド確立支援事業 2.1 億円（国土交通省）

▶ 認定された観光圏を対象に、当該地域の関係者が連携して行う滞在交流観光の推進に向けた取組（地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築、ブランド戦略に基づく各種事業の実施等）への支援を実施。

→○地域資源を活用した観光地魅力創造事業 2.7 億円（国土交通省）

▶ 単一の市町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品の造成や名産品開発等への支援を実施。

→○テーマ別観光による地方誘客事業 1.5 億円（国土交通省）

▶ 全国各地に点在するテーマ毎の観光資源のネットワーク化による情報発信力の強化等への支援を実施。

⑤観光関係省庁および国と地方自治体のさらなる連携強化（各府省庁が実施する施策、予算、効果等について、2020 年までの年ごとのロードマップを作成するなど具体的な数値目標（KPI）の設定を行い、毎年、施策の推進状況の見える化を図ること等）

→◆「観光ビジョン実現プログラム 2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016）の改定

▶ 2017 年 5 月 30 日に、アクションプログラムの改定（2017 年度版の策定）が実施された。

⑥地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境などの観光統計を早急に整備し、地方自治体や観光振興に携わる民間機関（商工会議所、観光協会等）に提供するとともに、RESAS に取り込み、一元的に閲覧・活用できるようにすること

→○観光統計の整備 5.2 億円（国土交通省）

▶ 外国人・日本人旅行者の全国レベルの消費動向等に加え、都道府県レベルの入込客数・消費額を明らかにし、今後の観光地域づくりへの支援を実施。

→◆FF-Data（訪日外国人流動データ）（国土交通省）

▶ 秋期 1 週間に限って作成していた訪日外国人流動表を拡充し、訪日外国人の都道府県を越える国内流動に関して、四半期、年間での流動量の分析を行うことができるデータを新たに作成・公表。

→◆「観光予報プラットフォーム」の創設（観光予報プラットフォーム推進協議会）

- （公社）日本観光振興協会等が中心となり、全国各地における外国人観光客の入込予測情報等の提供サービスを開始。

（3）地域資源を活用した事業の創出・育成への支援

①地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓、地域ブランド化に向けた支援（「地域産業資源活用事業計画」の認定促進（特に観光資源活用の促進）、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業、JAPAN ブランド育成支援事業【再掲】、地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業、共同販売拠点による地域産品等の販路開拓支援事業の継続・拡充等）

→○ふるさと名物応援事業 13.5 億円（国土交通省）

- 各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化などを支援。具体的には、①中小・小規模事業者が地域資源の活用や農林漁業者との連携によって行う商品・サービス開発・販路開拓、②海外展示会出展等を通じたブランド確立や海外販路開拓等を支援。

（4）地域中核企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積・産学官金連携の促進

①地域の中堅・中小企業グループと大学、高等専門学校、研究機関、公設試験研究機関、金融機関や支援機関等が連携し、新製品・サービス開発、販路開拓を推進する体制（「産学官金連携コンソーシアム（仮称）」等）の全国各地での整備、および地域の中堅・中小企業が必要とするニーズや技術の橋渡しから商品化、販路開拓までを長期にわたって伴走して支援するコーディネーター人材（プロジェクトマネージャー）の確保・育成
→○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業が措置された。130 億円（中小企業庁）

②大学や大企業等の未活用特許等を地域の中堅・中小企業が有効に活用できるようにし、それで生じた利益を大学や大企業等がさらなる研究開発に再投資するような好循環の仕組みを各地域で構築していくため、例えば、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学の特許開放モデルの展開）【再掲】

→◆国立大学法人徳島大学では、平成 28 年 10 月から徳島大学が維持している特許の一部を無料開放（一定期間）した。再掲

（5）地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化に向けた仕組みの再構築

①空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直し

（i）老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の創設

→○景観まちづくり刷新支援事業 25.0 億円（国土交通省）

- 地方公共団体等が行う、建築物の外観修景、歴史的建造物の保存など、景観資源の保全・活用に関する事業等に対し、国が 2 分の 1 を補助。

→○まちづくりファンド支援事業 4.0 億円（国土交通省）

- 民間都市開発推進機構と地域金融機関が出資するまちづくりファンドを立ち上げ、当該ファンドが、民間事業者が行うリノベーション事業等に出資・融資するスキームを構築。

（ii）商業地区における空き地・空き店舗の利活用に関する、建物改修費用の補助や固定資産税等の減免など、不動産所有者への支援措置の創設

→○土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

- 土地の流動化を促進するため、土地の所有権移転登記に係る登録免許税の特例措置（本則：2%、特

例：1.5%)を2年間(平成31年3月31日まで)延長

(iii) 民間専門人材の活用等による地籍調査の推進

→〇民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

- ▶ 民間事業者、地方公共団体の公共事業部局等が作成する測量成果を地籍整備に活用することを促進するための支援

(iv) 登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化等

→〇地図整備体制の強化及び相続登記の促進 46.0億円

- ▶ 地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等

(v) 空き地・空き店舗の活用による交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の継続・拡充

→〇民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 0.92億円(国土交通省)

- ▶ 民間が主体となった施設整備等の実証事業や、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業を支援。

② 中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大

(i) 中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の継続・拡充

→〇地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8億円(国土交通省)

- ▶ コンパクトシティに資する商業施設等の整備や、商店街における買物機能の維持・強化に向けた取り組み、商店街の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発等を支援。

(ii) 都市再生特別措置法に基づく立地適正計画の策定や事業の検討・実施等に、商工会議所等が積極的に関与する仕組みの構築

→〇コンパクトシティ形成支援事業 4.3億円(国土交通省)

- ▶ 立地適正化計画や公不動産(PRE)活用計画の策定や医療、福祉施設等の集約地域への移転促進等を支援。平成29年度からは、PRE活用計画策定の支援対象に、地方公共団体と商工会議所等を含む「PRE活用協議会」を追加。

③ 関連施策との連携による「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化

(i) 各地域による都市機能の連携・分担を支援する、連携中枢都市圏制度の活用促進

→〇連携中枢都市圏の形成等 1.3億円(国土交通省)

- ▶ 中核都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し、社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成する取組を支援。

(ii) 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化、集約化、その後の利活用の促進

→〇社会資本整備総合交付金 1.8兆円の内数(国土交通省)

- ▶ 隣接市町村による病院等の誘導施設の共同整備や、都道府県有地を市町村に低廉な価格で貸与する場合の支援など公的不動産の有効活用を促進。

④ まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充

(i) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化

→〇地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8億円(国土交通省)

- ▶ 認定中心市街地活性化基本計画に記載された民間事業者(まちづくり会社等)が行う、コンパクトシティに資する商業施設等の整備を支援。

(6) ストック効果を重視した社会資本整備の推進、地域公共交通の維持・再生

① 高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線・リニア中央新幹線等の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の促進

→○整備新幹線の着実な整備 754.5 億円 (国土交通省)

- ▶ 整備新幹線について、平成 27 年 1 月の政府・与党申合せ (※) 等に基づき、着実に整備。

※政府・与党申合せ

- ▶ 北海道新幹線 (新函館北斗・札幌間)

完成・開業時期を平成 47 年度から 5 年前倒しし、平成 42 年度末の完成・開業を目指す。

- ▶ 北陸新幹線 (金沢・福井・敦賀間)

完成・開業時期を平成 37 年度から 3 年前倒しし、平成 34 年度末の完成・開業を目指す。

- ▶ 九州新幹線 (武雄温泉・長崎間)

フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒しする。

→●リニア中央新幹線の整備加速 財政投融资計画額：1.5 兆円 (国土交通省)

- ▶ 東海旅客鉄道株式会社が進めている品川・名古屋間の工事に対し、財投の長期・固定・低利の貸付を活用し、全線開業までの期間を、最大 8 年間前倒すことを目指す。

→○国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 10.0 億円 (国土交通省)

- ▶ クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度を創設。

② 地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上による活性化に向けた、地域公共交通活性化・再生法等に基づく支援の着実な実施

→○地域公共交通ネットワークの再構築等 245.0 億円 (国土交通省)

- ▶ 地方路線バスの利便性向上等のためのバス路線再編、ノンステップバス導入、ホームドア整備等のバリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備更新等を支援。

③ 大規模災害時に、多重性・代替性確保の観点から安全・安心の確保を担う道路や鉄道等の早期かつ着実な整備

→○ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策の推進

- ▶ 水害対策や土砂・火山災害対策の推進 4,735.0 億円

- ▶ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進 1,622.0 億円

・河川・海岸堤防等の嵩上げ・耐震化等の推進

・津波浸水等を軽減するための海岸堤防・防波堤等の整備推進

・基幹的交通ネットワークを保全するための土砂災害対策の推進 等

- ▶ 火山、地震、津波、台風、集中豪雨等に対する観測・監視体制の強化 57.0 億円

- ▶ 災害時における人流・物流の確保 4,517.0 億円

・広域交通への影響を回避する代替性確保のためのミッシングリンク等の整備推進

・大規模災害に備えた道路の防災 (斜面・盛土等)・震災対策 (耐震補強等) の推進 等

④ 社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況 (渋滞・混雑状況) 等のデータについて、RESAS において、一元的に閲覧・活用できるようにすること

→○ストック効果の見える化のためのポータルサイトを開設

国土交通省は、平成 28 年 12 月にストック効果を分かりやすい形で提供・共有するためのポータルサイトを開設。

Ⅲ. 熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島再生に向けた継続的支援

1. 熊本地震からの復旧・復興

- ①特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保（復旧・復興事業に取り組む自治体に対する特別交付税の措置）
- 熊本地震復旧等予備費 7,780 億円（新設）（国土交通省）
 - 被災者の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めるための支援。
 - 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）400 億円（中小企業庁）
 - 熊本地震で被災した中小企業等グループの復興事業計画に基づくグループが行う施設復旧事業に対して補助する。また、商業機能回復のための、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も対象
 - 土地区画整理事業等による被災市街地の復興〔防災・安全交付金（12,927 億円）の内数〕（国土交通省）
 - 市街地の早期復興、公共公益施設や都市機能施設の復旧を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による支援を実施。
- ②国道 57 号、国道 325 号等の幹線道路や阿蘇大橋をはじめとする橋梁、JR 豊肥本線および南阿蘇鉄道高森線の着実な復旧
- ◆熊本市と阿蘇市を結ぶ国道 57 号では、平成 32 年完了を目指し北側ルート（全長約 13 km）を整備中。国道 325 号の阿蘇大橋について、国土交通省は、平成 32 年 9 月までに元の場所から 600m 下流に架け替える方針を決定。
 - ◆JR 豊肥線は、依然肥後大津駅～阿蘇駅間で不通。南阿蘇鉄道高森線は、高森－立野間のうち、高森－中松間は運航再開。
- ③被災中小事業者に対する支援の継続・拡充（被災地域販路支援事業小規模事業者持続化補助金の継続・予算増額等）
- 小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）105 億円（第 2 次補正）の内数で、【熊本地震対策型】の公募を実施（中小企業庁）
- ④被災中小事業者に対する税制上の負担軽減措置
- (i) 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
- ◆「平成 29 年度税制改正」において、震災等により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、4 年間 2 分の 1 減額する措置が講じられた。
 - ◆「平成 29 年度税制改正」において、震災等により、滅失等をした建物に代わるものとして新築等をした建物に対する登録免許税を免税とする措置が講じられた。
- (ii) 震災損失について、前事業年度（個人の場合は平成 27 年分）の損金（必要経費）への算入の容認
- ◆「平成 29 年度税制改正」において、前事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する金額の還付請求を行うことができる措置が講じられた。
- (iii) 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- ◆「平成 29 年度税制改正大綱」において、震災等により事業の用に供することができなくなった建物、構築物若しくは機械装置の代替資産の取得等をした場合に特別償却できる措置が講じられた。
- ⑤九州地方全域における風評被害を防ぐための、被災地を除く地域における安全性等に関する国内外への的確かつ継続的な情報発信と、「九州ふっこう割」を活用した九州への観光の推進
- ◆「九州ふっこう割」（宿泊費・交通費の割引、国費 180 億円を充当）を利用した延べ宿泊者数について、

目標（150万人）の1.8倍にあたる約271万9千人を達成。

⑥熊本城や阿蘇神社をはじめとする観光資源の早期復旧

→○熊本城の早期復旧と耐震化の推進〔防災・安全交付金（12,927億円）の内数〕（国土交通省）

- ▶ 天守閣等の早期復旧を支援するとともに、観光施設としての安全性を確保するため、天守閣の耐震化の取組を支援。

2. 東日本大震災からの本格復興と福島への復旧・復興の加速に向けた継続的支援

（1）インフラの着実な復旧・整備の促進

①防潮堤やかさ上げ道路、復興道路・復興支援道路の早期かつ着実な整備

→○住宅再建・復興まちづくり 7,698億円（国土交通省）

- ▶ 復興道路・復興支援道路の整備および災害復旧事業（漁港施設、海岸堤防、農地・農業用施設、学校等の復旧）を支援。

②ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保等、重要港湾における物流機能の整備・強化

→○住宅再建・復興まちづくり 7,698億円（国土交通省）

- ▶ 復興道路・復興支援道路の整備および災害復旧事業（漁港施設、海岸堤防、農地・農業用施設、学校等の復旧）を支援。

（2）観光振興など交流人口拡大に向けた支援策の拡充

①東北で取り組むMICE（大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行等）の誘致に向けたプロモーションや、受け入れ体制整備等のインバウンド拡大事業への支援

→○観光復興関連事業 51億円（国土交通省）

- ▶ 地域の発案に基づくインバウンドを呼び込む取組や福島県の観光振興等を支援。

②中国人観光客に対する数次査証（ビザ）発給対象の青森県・秋田県・山形県への拡大、5年間とされている「被災地3県を訪問する外国人に対する査証料の免除」の東北6県への対象拡大

→◆平成29年4月21日に外務省から「東北三県数次ビザの六県へ拡大」が発表。5月8日から開始された

（3）国際競争力を備えた農林水産業の再生

①放射性物質や空間放射線量に関する国内外への正確な情報発信、輸入規制の早期撤廃等に向けた取り組みの強化

→○福島県農林水産業再生総合事業 47億円（新規）（復興庁）

- ▶ 福島県の農林水産業の再生に向けた、風評の払しょくを総合的に支援。

②汚染水の海洋流出を防ぐための、国の主導による汚染水処理施設等の整備・管理

→○放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,851億円（環境省）

- ▶ 放射性物質に汚染された指定廃棄物処理の着実な推進、市町村等が行う稲わら、牧草等の農業系廃棄物処理を支援。

→○中間貯蔵施設の整備等 1,876億円（環境省）

③HACCP対応のため事業者が機器や設備を高度化する際の支援の拡充

→●HACCP対応のための施設改修等支援事業 20億円（農林水産省）

- ▶ 輸出先国のHACCP基準を満たすための水産加工・流通施設の改修等を支援

(4) 被災企業の事業再開、販路回復・開拓を通じた自立促進への支援

①グループ補助金の継続および新分野需要開拓等を見据えた取り組みへの支援拡充

→○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金） 210 億円（中小企業庁）

- 岩手、宮城、福島各県の津波浸水地域および福島県の避難指示区域等を対象に、被災中小企業者等の施設復旧等を支援。

②「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による二重ローン対策をはじめとする資金繰り支援の継続・強化

→○東日本大震災復興特別貸付等 68.0 億円（経済産業省）

- 東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、政府金融機関が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を行うために、必要な財政支援を行うことで、被災事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図る。

③被災地の水産加工品等の販路回復に向けた取り組みへの継続的な支援

→○復興水産加工業等販路回復促進事業 15 億円（復興庁）

- 被災地の水産加工業の販路回復のための個別指導、セミナー等の開催や販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援。

④地域産業の復興を担う商工会議所に対する財政支援および商工会議所会館等の大規模改修等への財政支援の拡充、会館建設への寄附金の全額損金算入措置の延長

→○商工会議所会館建設への寄附金の全額損金算入措置について、平成 31 年 3 月 31 日まで延長となった。

(5) 国の主導による、以下の取組を通じた福島の復旧・復興の加速

①追加除染を含めた迅速な除染の完全実施

→○除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 2,854.6 億円（復興庁）

→●除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 3,294.5 億円（復興庁）

- 面的除染終了後の取り組みとして、除去土壌等の適正管理・搬出、除染廃棄物の減容化、面的除染後のフォローアップ除染を実施するとともに、地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置を講じる。

②早急かつ確実な汚染水処理の実施

→●廃炉・汚染水対策事業 28 年度 161.0 億円（復興庁）

- 中長期ロードマップに基づき、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発等を支援。

③安全性確保と周辺地域への配慮を前提とした中間貯蔵施設の早期本格稼働、最終処分場の早期設置

→○中間貯蔵施設の整備等（1,875.6 億円）（復興庁）

- 福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を整備。用地の取得や管理運営、輸送等に加え、最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術開発を実施。

④早急かつ確実な廃炉の実現

→◆廃炉・汚染水対策事業を活用した、中長期ロードマップに基づき、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発等を支援。

⑤放射線リスクに関する科学的知見の周知、福島県製品の安全性の周知強化などを通じた風評被害の払拭

→○福島県農林水産業再生総合事業（47億円）（復興庁）

- ▶ 福島県農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売にいたるまで、以下の主な取り組みを通じて風評被害の払拭を総合的に支援。
- ▶ 流通実態調査事業
国が福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査。
- ▶ 販路拡大タイアップ事業
生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言
- ▶ 戦略的販売促進事業
量販店での販売コーナーの設置、オンラインストアにおける特設ページの開設、ポイントキャンペーンの実施

⑥個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額の確保、きめ細かな対応を通じた公正かつ着実な損害賠償の完全実施

→◆経済産業省は「東京電力改革・1F問題委員会」が12月にまとめた「東電改革提言」において、福島復興のための事業の一つとして「賠償の迅速かつ着実な実施」を掲げ、以下のポイントについて国が関与する必要があると記述。

- ▶ 実施状況の管理（被害者対応の状況等の確認・指導、支払方針等の確認・指導、支払状況のモニタリング）
- ▶ 賠償に必要な一時的な資金援助
- ▶ 円滑な費用回収に必要な制度の整備（負担金制度の活用）

⑦域外からの先端産業分野の企業誘致と、高いものづくり技術を有する地元企業の参画・連携による「イノベーション・コースト構想」の推進

→○福島イノベーション・コースト構想関連予算（経済産業省）

- ▶ ロボットテストフィールド・研究開発拠点整備事業（13.1億円）
ドローン、陸上・災害ロボット、水上・水中ロボットの開発を加速するうえで必要な、実証試験や性能評価を行うテストフィールドを整備する費用を補助。
- ▶ 共同利用施設（ロボット技術開発等関連）整備事業（12.8億円）
福島県浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設・設備を整備・導入。
- ▶ 福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興実用化開発等促進事業。69.7億円）
廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクルなどイノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に寄与する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の早期の産業復興を実現するため、地元企業または地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援。

⑧福島県を再生可能エネルギー・水素社会のモデル地域とする「福島新エネ社会構想」の推進

→○福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（25.0億円）（経済産業省）

- ▶ 「福島新エネ社会構想」の実現に向け、阿武隈山地や福島県沿岸部における再エネ導入拡大のための共用送電線の整備、太陽光など発電設備や蓄電池の導入に加え、福島県内における再エネ関連技術の実用化・事業化のための実証研究を支援。

⑨帰還者向けの住宅整備など、住民の生活環境向上や健康不安払しょくに資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充

→○福島再生加速化交付金（807億円）（経済産業省）

- ▶ 復興の動きを加速するため、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援。交付金の対象は、被災 12 市町村における生活拠点等の整備、復興公営住の整備や道路などインフラ整備、コミュニティ交流員の配置をはじめとする復興公営住宅での生活支援など。

⑩産業集積の形成や雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充

→○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（54.2 億円）（経済産業省）

- ▶ 事業再開に要する設備投資等の費用、新規創業や被災 12 市町村外からの事業展開等に要する設備投資等の費用等に対する補助のほか、人材マッチングによる人材確保支援、6 次産業化に向けた事業者間マッチング支援等を行うとともに、官民合同チームによるコンサルティング支援の対象を市役所や町村役場へ拡大。

「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に対する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

公正で自由な競争が促進され、市場メカニズムが正しく機能することは経済成長の大前提であり、カルテル、私的独占、不公正な取引方法は厳しく排除されなければならない。規制緩和が進む中、競争政策はさらに重要性を増しており、独占禁止法の的確な執行を望む一方、企業経営の影響を予測できる調査プロセスの透明性も高めるべきと考える。

このような中、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為は、中小企業をはじめとする取引先に不当な損害を与えることになるため、厳格に処分されなければならないことは当然である。

また、制度の改正にあたっては、企業によるコンプライアンスの遵守や企業統治の一層の推進など、違反の未然防止を促す観点も重要である。企業自身も、社内体制の整備、専門家との相談、わが国や諸外国の競争政策に関する従業員教育などの努力が求められるが、これらの取り組みには人材の確保・育成などにコスト負担が発生することから、二の足を踏む企業も少なくない。このため、企業の自主的な取り組みを後押しする支援策の更なる充実が望まれる。

課徴金制度の在り方については、すでに平成16年6月25日付の日本商工会議所『「独占禁止法改正（案）の概要」に対する意見』において、「刑事罰併科制度を維持するのであれば、違反事業者の個々の不当利得を算定し、その範囲内で、違反行為の悪質性、重大性、有責性等、個別具体的な事情を考慮して裁量によって課徴金を決定すべきである。」と表明した経緯があるが、現在も基本的な認識は概ね変わっていない。

最近の国際的な潮流等を踏まえつつも、わが国の競争政策が、個別案件の調査も含め公正取引委員会の行政権限により実施されている一方で、米国の反トラスト法、EUの競争法などでは、司法による捜査・調査が行われる点などにおいて根本的な違いがあり、単純な比較が難しいことは踏まえる必要がある。その上で、課徴金制度の在り方の検討にあたり、以下の点について意見を申し述べる。

1. 裁量型課徴金制度の導入について（総論）

- 裁量型課徴金制度の主な導入目的が、現在の画一的・硬直的な課徴金制度により、市場競争のルールを遵守せず賦課を免れている企業に対する適用強化と考えられることから、**裁量型課徴金制度の導入については、基本的には理解することができる**が、「現行制度で裁量型の課徴金制度を導入していないことから、公正取引委員会が違反行為の十分な抑止、および取り締まりができておらず、本制度の導入が不可欠である。」との立法事実の立証や、詳細な制度設計については、更に十分な議論を尽くしていく必要がある。
- 特に、仮に新制度が、賦課基準の明示や説明がないままに、行政の裁量で課徴金が決定される仕組みとなる場合、企業側から見た課徴金制度は、賦課されるか否か、およびその金額等がすべてブラックボックスとなるため、企業経営における予測可能性や企業間での公平性が著しく毀損される恐れがある。
- そこで、新制度の導入にあたっては、**課徴金額を決定する基準**（基本的な算定率の範囲、算定率を増減させる要素とその増減率の範囲、減免要素とその減免率の範囲等）**を明確にし、定性的ではな**

い分かりやすい指針や業務取扱要領等を公表すべきである。

2. 中小企業に関する算定率について

- 企業の収益力を表す売上高営業利益率は、企業規模が小さくなるほど低い傾向を示すことなどから、中小企業に対する課徴金算定率を軽減している現行制度の趣旨は、今日においても引き続き非常に重要であると考えられる。したがって、裁量型課徴金制度が導入された場合であっても、中小企業に対して課徴金を軽減する制度は維持すべきである。具体的には、大企業に対する中小企業の算定率の軽減割合を維持した上で調査協力の程度等により加減算を行う方法、あるいは計算された課徴金の金額全体に対して中小企業に対する上限を設定する方法などが考えられる。
- ただし、中小企業に対する課徴金の軽減を行う制度趣旨から乖離している場合（例えば、資本金や従業員数が形式的に中小企業に該当する大企業の連結子会社等）については、上記の限りではない。

3. 調査協力へのインセンティブ、非協力・妨害へのディスインセンティブについて

- 違反行為を抑止し、効率的に取り締まる目的での制度の適正化・運用強化に対しては特に反対しない。ただし、どのような場合に『非協力』とみなされ課徴金が増額されるのかについて、予見可能性を確保するためにも、該当要件等を指針や業務取扱要領等を公表すべきである。
- 一方で、価格カルテルや優越的地位の濫用などの行為により、被害企業となる可能性もあることから、調査協力へのインセンティブの導入にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

4. 国際的な課徴金制度との整合化

- 日本企業の海外ビジネス展開はますます進んでおり、国際展開を行う場合に海外の競争法規定の適用を受ける機会も多い。従って国際的な制度との整合化は理解できるものの、複数国にまたがった事案では、国際カルテルといった行為に対して複数国の競争当局から課徴金を課される可能性もあり、関係国間での課徴金の算定に関する調整が必要と考える。
- 一方で、国際カルテルといった違反行為により、被害企業となる可能性もあることから、関係国間での課徴金の算定に関する調整にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

5. 審査の手続保障（適正化、透明化、明確化）、事業者の防御権

- 2015年12月に「独占禁止法審査手続に関する指針」が策定・公表されたことについて、審査手続がこれまでよりも適正化されるものであると評価している。
- 課徴金制度は、当局による違反行為の察知、立入検査、供述聴取、違反事実の認定、課徴金賦課金額の決定、支払いという一連の手続きにより執行されるものである。企業に対する審査手続、および企業への手続保障も、課徴金制度の一部を構成するため、同時に議論すべきである。
- 今回検討されている裁量型課徴金制度が導入される場合、強化される行政権限と企業の適正な防御権との均衡を考慮する必要がある。裁量型課徴金制度や、調査協力へのインセンティブ・非協力へのディスインセンティブ導入を検討するのであれば、それらの制度と深く関係する論点について、カルテル等の独占禁止法における違反行為によって侵害される中小企業等の利益保護のために、審査の強化がなされる一方、審査を受ける側の権利も保障されるよう、検討すべきである。

以上

「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に対する意見（パブリックコメント）

<提出先>

公正取引委員会

<実現状況>

- ◆平成 29 年 1 月に公表された「独占禁止法研究会報告書（案）」において、本意見について多く記載されるとともに、課徴金に対する中小企業の軽減算定率の維持や課徴金の減免、加算に対する基準を明確化すべきことが明記されるなど、本意見の趣旨が反映される見込み。

平成29年度税制改正に関する意見

平成28年9月14日

日本商工会議所

基本的な考え方

わが国経済がデフレからの脱却と経済再生実現への正念場を迎える中、持続的な経済成長を実現するには、0.3%程度にまで落ち込んだ潜在成長率の引き上げを図ることが必要である。サプライサイド政策に腰を据えて粘り強く取り組まなければならない。

とりわけ、中小企業の利益率や従業員一人あたりの付加価値額は、大企業の1/2以下で推移していることから、中小企業における資本蓄積、労働力確保、生産性向上を強力に推進して、中小企業の競争力の向上を図り、付加価値を増大させていくことが重要である。

(中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を)

中小企業は、わが国の雇用の7割を担い、特に三大都市圏を除いた地域で見れば、中小企業の雇用は8割以上を占めている。中小企業は最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤である。

しかしながら、わが国の中小企業は、廃業の増加などにより、1999年から2014年までの15年間で約100万者減少（1999年：484万者→2014年：381万者）している。中小企業の約9割は同族企業であり、事業を継続していく中で、経営者の世代交代に直面することになるが、中小企業が収益を上げ、資本を充実させるほど、自社の株式評価額が上昇し、相続税負担が増加することになる。このことは、中小企業の財務基盤を毀損させ、事業継続・成長の足かせになっている。経営者の高齢化が進む中で、このままでは中小企業の減少はさらに加速し、地域の雇用は失われ、地域経済の衰退に拍車がかかることになる。

中小企業は、一般に資本・経営・労働が一体であり、機動的な経営判断や、地域社会への高い貢献などの特徴を有している。また、中小企業は必ずしも全てが大企業になることを目指して事業展開を行っているわけではなく、地域に密着した小規模企業をはじめ、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業、創業100年を越す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様な中小企業の事業活動を積極的に後押しする税制の整備が重要である。中小企業の活力強化の観点からは、一律に大企業との比較やグローバル標準を適用するべきではなく、中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制を実現すべきである。

(「人口急減・超高齢社会」の克服に向けた社会保障改革の断行を)

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障制度の持続および少子化対策の実行のために、消費税率10%への引き上げは必要である。平成31年10月に税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

社会保障制度改革の遅れは社会保険料負担の一層の増大を招き、企業経営を圧迫するとともに、将来不安による消費マインドの低下にもつながっている。高齢世代から現役、子育て世代に対する思い切った資源の再分配を進めなければならない。その財源の確保には、社会保障給付の重点化・効率化のみならず、高齢者の応能負担の割合を高めるなど、「負担の分配」を軸とした社会保障制度改革の断行が必要である。

【目次】

基本的な考え方	362
I. 円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直し	
1. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進	364
2. 事業承継税制の抜本的な見直し	365
3. 事業承継税制の活用に向けた改善	366
4. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	367
5. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）	367
6. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）	368
II. 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を	
1. 中小法人課税の見直しに対する考え方	368
2. 中小企業の生産性向上を実現する税制	370
3. 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対	370
4. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	371
III. 消費税率引き上げ延期に伴う課題	
1. 平成31年10月の消費税率10%への引き上げは確実に実施を	372
2. 消費税率引き上げ延期を受け、軽減税率の導入はゼロベースで見直すべき	372
3. 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき	372
4. 円滑な価格転嫁の実現	373
5. 二重課税の見直し	373
IV. 平成28年熊本地震からの復旧・復興、防災・減災に向けた取り組みへの支援	
1. 平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた被災中小企業への支援	374
2. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置	374
V. 女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し	
1. 働きたい女性の意思を尊重した税制・社会保険制度の見直し	374
2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充	375
3. 企業の子育て支援に資する税制措置	375
VI. 中小・中堅企業の活力強化、地域活性化に資する税制措置	
1. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充	376
2. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止	379
3. 企業の活力強化を促す税制	380
4. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置	381
5. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み	382
6. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	383
7. 納税環境整備の拡充（納税協力負担の軽減）	384
VII. 経済活動・国民生活に資する税制	386

I. 円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直し

わが国の中小企業数が1999年から2014年までの15年間で約100万者減少し、中小企業経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を余儀なくされる中小企業も少なくない。このままでは、サプライチェーンの崩壊、雇用や高度な技術、ノウハウの喪失を招き、地域経済の衰退に拍車をかけ、わが国経済の成長に悪影響を及ぼしかねない。

わが国経済が持続的成長を図るためには、中小企業が成長し、保有する経営資源を次代へ円滑に繋いでいくことが重要である。若手経営者は、IT活用・販路開拓など事業発展に向けた投資を積極的に行う傾向があり、経営者の世代交代の円滑化によって、生産性向上、新事業展開（第二創業）の促進など経済の好循環にも寄与することが期待される。また、中小企業の約9割を占める同族企業（ファミリービジネス）は、長期的な視点での経営、機動的な経営判断、永年にわたり事業を継続するための革新性、地域社会への高い貢献などの特徴を有しており、地方創生の観点からも、地域経済と雇用の中核を担う中小企業の事業承継は極めて重要である。

しかしながら、取引相場のない株式は、当該企業の清算価値（純資産価額方式）で評価されるため、事業を継続し、企業価値を高めるほど、評価額が上昇し、その結果、事業承継の際、換金性のない自社株式に対する過大な相続税負担を強いられている。このため、中小企業の中には、相続税資金のねん出のための借入や事業用資産の売却などを余儀なくされるケースも少なくない。

中小企業の成長に必要な経営基盤を損なうことなく、円滑な事業承継を実現するためには、取引相場のない株式の評価方法は、会社の清算価値ではなく、ゴーイングコンサーンを前提とした評価方法に見直すべきである。

また、事業承継税制は、直近では利用件数は増加しているものの、依然として使い勝手の改善を望む声強いことから、制度活用に向けた一層の見直しが必要である。とりわけ、早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られることから、生前贈与に対するインセンティブの強化により、早期かつ計画的な事業承継を促すことが重要である。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現すべきである。

1. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進

(1) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本の見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

(2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

① 類似業種比準価額方式の見直し

上場企業の株価上昇に伴い、類似業種比準価額方式による非上場株式の評価額が、評価会社の業績に関わらず、想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。上場企業におけるグローバル連結経営の進展を踏まえた比準要素（配当、利益、純資産）の見直し、類似業種の平均株価の対象期間の拡大、利益比準3倍の見直し等、中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から類似業種比準価額方式の見直しが必要である。

② 純資産価額方式の見直し

- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。
- ・評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき。
- ・評価会社が所有する上場株式の評価は、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは、不合理である。課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

③ 同族株主判定の範囲の見直し

同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。また、会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがゆえ株式の相続税評価が高額となり、当該株主ににかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべき。

(3) 分散株式の集中化のための税制措置

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的评价方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

2. 事業承継税制の抜本的な見直し

(1) 発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の撤廃

納税猶予の対象となる自社株式は、発行済議決権株式の総数の2/3までとする上限があるが、納税猶予割合とあわせると、結果として猶予効果は半分（約53%）にとどまり、効果が薄いことが事業承継税制の利用の進まない原因の1つとなっている。

また、現行制度では、納税猶予の対象とならない残り1/3の株式が分散する恐れがある。実際、納税猶予の対象株式の上限が2/3であることを理由に、後継者の株式の保有割合を決める会社は少なくない。会社法上、1株株主でも株主代表訴訟の提起が可能であることも踏まえ、事業承継税制の目的である、「株式の分散の防止と株式の集中による安定的な事業継続」を促進する観点から、納税猶予の対

象となる発行済議決権株式総数に係る上限は撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

(2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

現行の事業承継税制では、贈与税から相続税の納税猶予に切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税として納税しなければならない。円滑な事業承継の実現には、生前贈与による早期かつ計画的な取り組みが重要であるが、結果的に相続税が発生する現行の仕組みでは、生前贈与に取り組むインセンティブが働かないことから、相続税の猶予割合も100%に引き上げるべきである。

(3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材に限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。東京商工会議所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は3割強であり、約5割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの結果であった。現行制度では後継者を1人に選定しなければ納税猶予制度を利用することはできないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

3. 事業承継税制の活用に向けた改善

(1) 雇用要件の緩和

日本の人口は減少局面を迎え、労働力人口割合も低下する中で、人手不足が深刻化し、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しい状況にある。中小企業の採用・雇用を巡る状況を鑑み、雇用要件緩和に向けた見直しが必要である。また、大規模な災害やリーマンショックのような急激な経済の悪化により、雇用継続が困難となるケースも想定されることから、予測困難な経済環境の変化による要件緩和措置を平時から規定すべきである。

(2) 筆頭株主要件（被相続人・後継者）の見直し

現行の事業承継税制では、先代の配偶者が多数の株式を持っている場合、被相続人と後継者の関係に当たらないため、税制措置の対象にならない。このため、被相続人・後継者の筆頭株主要件は緩和すべきである。

(3) 事前確認制度の利用促進に向けた措置

中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与える措置を講じるべきである。

(4) 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が付加されるた

め、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

(5) 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の創設

東京商工会議所の調査では、事業承継税制を利用しての使いづらい点として、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられた。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、また、提出期限も書類によって異なっていることから、大きな負担となっている。

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すべきである。

(※) 宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

(6) 支援措置に係る認定等の都道府県への移譲にあたっての情報共有の徹底

第5次地方分権一括化法により、平成29年度から事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されることとなったが、都道府県によって認定に格差が生じることのないよう、情報共有等の徹底が必要である。

(7) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(8) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

4. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

5. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

6. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成25年度税制改正において小規模宅地等の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約6割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地等の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

II. 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を

1. 中小法人課税の見直しに対する考え方

(1) 中小企業は雇用を通じて、地域経済や財政に大きく貢献

厳しい経済状況の中、中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。

中小企業は全体の雇用の7割の約3,300万人を抱え、社会保険料の事業主負担分は民間事業主拠出分の約5割の約12兆円を負担している。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達し、地方税においても約4割を負担している。

(2) 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制が必要

平成28年度与党税制改正大綱において、「大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う」とされている。

中小企業は、高度な技術力を保有し、地域に密着した小規模企業、サプライチェーンの一端を担う企業や、創業100年を超す老舗企業など、多種多様な存在であり、必ずしも全てが大企業に成長する前提ではない。

中小企業の約9割を占める同族企業は、経営者自らが資金を集め、経営を行い、その労働の対価を得る、つまり、資本・経営・労働が一体的な関係にあるのが特徴である。中小企業の資金調達手段は、金融機関からの借入が中心であり、その際に重視されるのは、企業の財務基盤および経営者個人の信用力（個人保証や個人資産の担保提供）である。内部留保は、長期資金として設備投資等に活用される他、経営環境の急激な変化に備えるための運転資金の原資となる。特に、中小企業にとって内部留保（利益剰余金）の蓄積は、借入の返済や次の投資の原資として必要であり、資金繰りの悪化等に陥りやすいことも踏まえれば、大企業以上にその充実は不可欠といえる。内部留保が増加することは、企業が成長して自ら稼ぎ出した利益で取得した資産が増えていることにほかならず、必ずしも現預金等の形で保有されているとは限らない。内部留保に対する課税については、自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害することから、強く反対する。

また、取引相場のない中小企業の株式は、企業の清算を前提として評価されるため、経営努力で企業価値を向上させるほど自社株式の評価額が上昇し、事業承継の際には、後継者の相続税負担が増加することになる。事業承継時の相続税負担の増加は、中小企業の収益拡大の意欲の抑制や経営基盤を毀損す

る事態を招きかねず、事業継続・成長の足かせになっている。

今後の中小法人課税の見直しにあたっては、一律に大企業との比較やグローバル標準を適用するのは必ずしも公平ではない。こうした中小企業の特性に着目し、円滑な事業承継の実現、資本蓄積による財務基盤の強化、生産性向上など、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体となった税制を構築すべきである。その際、女性や高齢者など多様な人材を雇用・育成し、まちづくり、地域コミュニティを支えるなど、地域活性化の担い手としての役割も評価すべきである。

(3) 中小企業税制の適用範囲を示す指標について

平成28年度与党税制改正大綱において、中小企業税制については、「資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する」とされている。

現在まで、税法上で資本金基準が用いられてきた理由として、日常の企業活動では変動せず、毎年度安定している点や、中小企業基本法において、業種別に資本金と従業員数を基準としていることから、中小企業の経営者にとって明確な指標であった点が挙げられる。長年、企業規模を図る基準として活用され、中小企業基本法など多くの法律で用いられている「資本金」基準は維持すべきであると考えられる。

基準の見直しの検討にあたっては、本来、中小企業税制の適用を受けるべきではない企業のみを除く仕組みとすべきである。ごく一部の企業のケースを取り上げて基準を設け、本来、中小企業税制を適用すべき企業を対象から除外することはあってはならない。

政府税制調査会等而言及があった「純資産」については、過去の利益の蓄積であり、企業の単年度の担税力を示すものではなく、特に、地域の中核となっている中堅・中小企業や、長年にわたり法人税を納税し、国・地方の税収に貢献をしてきた業歴の長い企業、製造業や倉庫業など土地や設備などの資産を保有する企業ほど、その金額が大きくなることから、特定の企業群に対象が偏るため、適切な指標とは言えない。

(4) 個人事業主に近い中小事業者（いわゆる法人成り）について

節税目的で法人形態を選択した個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、そもそも個人事業者が法人形態を選択する動機は、信用力の向上、資本の充実、雇用の確保など、経営基盤の強化のためである。また、法人形態を選択することにより、個人と企業の会計を分離することで会計の透明性が高まるうえ、中小企業に浸透しつつある中小企業会計要領等の会計基準を利用することで、明瞭な会計方法を選択することが可能となる。

個人事業主と法人の負担の差を、給与所得控除など税負担の軽重のみに着目するのは実態に即していない。法人化には、急速に進む高齢化を背景に、年々増加する社会保険料負担、さらには申告・記帳の負担なども含めて総合的な判断が必要である。実際、日本商工会議所において、個人事業主と法人化した場合の手取り収入を比較したところ、所得税等の税負担と社会保険料負担を含めれば、事業所得1,800万円までは、法人化する場合より、個人事業主のほうが手取り収入は多くなる（※）との結果が得られている。

企業の成長には、経営基盤の強化を促す法人制度が不可欠であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、法人制度をゆがめるべきではない。

(※) 個人、法人ともに事業主（社長）1人で事業を行っている（従業員は雇用していない）。自分に給与を払うことで法人に利益が残らないものと仮定して計算。配偶者、扶養者はおらず、介護保険

は支払っていないものとする（40歳未満）。

2. 中小企業の生産性向上を実現する税制

(1) 中小法人の軽減税率は税率15%を維持したうえで延長すべき

中小法人の800万円以下の所得に係る軽減税率は、本則19%から15%へ引き下げられている中で、本税制措置の平成26年度の適用件数は80万件に上るなど、中小企業の財務基盤を支えている税制であると言える。

わが国経済が、世界経済リスク等を背景に先行き不透明な状況にある中で、仮に、本税制措置が延長されない場合、地域の雇用を支える中小企業から、設備投資や従業員の賃上げに影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられていることから、本税制措置は、税率15%を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

(2) 中小企業の生産性向上を実現する設備投資の促進

わが国経済の好循環の実現に向け、最低賃金の大幅な引き上げが予定されているが、国内市場の縮小、労働人口の減少に直面する中小企業が賃上げの原資を生み出すためには、一層の効率化・付加価値向上による生産性向上が不可欠である。

一方、中小企業の生産性向上の実現には、省力化・能力増強・新分野進出等のための設備投資が必要になるが、中小企業の設備投資額は、未だリーマンショック前の水準までは戻っていない。また、中小企業の従業員一人あたり付加価値額は大企業の1/2以下と、中小企業の生産性が伸び悩んでいる。

こうした中で、中小企業投資促進税制は、平成26年度の適用件数が6万件を超え、特に上乗せ措置である即時償却を利用する企業における設備投資額の伸び率が通常の企業に比べて約4割高い結果となるなど、設備投資の判断の後押しや生産性向上を促す施策として極めて重要である。

中小企業の生産性向上を実現する「攻め」の設備投資を後押しする観点から、中小企業投資促進税制は、上乗せ措置も含め延長するとともに、特に人手不足が深刻な中小サービス業の一層の効率化・付加価値向上を支援するため、対象設備に、ロボット、省エネ空調設備等の器具備品、建物、建物附属設備などを追加し、税制措置の拡充を図るべきである。同様の観点から、平成28年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく償却資産に係る固定資産税の減免措置においても、対象設備に器具備品、建物、建物附属設備を追加すべきである。また、資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象に加えるべきである。

3. 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対

(1) 中小企業への法人事業税の外形標準課税の適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人172万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国におい

ても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約94万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 同族会社の留保金課税は廃止すべき。中小企業への拡大は断固反対

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金は必ずしも現預金や有価証券等の形で保有されているとは限らない。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金1億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行する。そのため、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

4. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模・中小企業とその従業員や家族を支えている。一方で、資本金1億円超10億円以下の中小・中堅企業は利用可能な租税特別措置が少なく、実質的な法人税の負担率は全法人の中で最も高い。こうした地域の中核的な役割を果たす企業が、今後も地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししてい

くことが極めて重要であり、税制上では以下の措置を講じるべきである。

①中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

②地域の中核的な役割を果たす中堅企業の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業の事業拡大のための設備投資を促すなど「未来投資」を促進するための税制の創設や、研究開発税制の深掘り部分（12%）など成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大等を講じるべきである。

Ⅲ. 消費税率引き上げ延期に伴う課題

1. 平成31年10月の消費税率10%への引き上げは確実に実施を

商工会議所は、予てから、社会保障制度の持続のためには消費税率の10%への引き上げが必要であると主張してきた。わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税の引き上げは必要である。

社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、平成31年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

2. 消費税率引き上げ延期を受け、軽減税率の導入はゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

消費税率引き上げ延期を受け、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考えます。

3. 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されていることから、インボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

まずは、消費税率10%へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

4. 円滑な価格転嫁の実現

(1) 転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、転嫁対策特別措置法に基づき、国民に対する徹底した広報や、転嫁拒否の取り締まりの推進等、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(2) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果では、約5割の事業者が外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であるとの声が寄せられている。

また、小売業や卸売業の事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、商工会議所に寄せられている。

消費税率引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を深め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

(3) 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

平成26年4月の消費税率引き上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、商工会議所の調査では、売上高1千万円以下の事業者は転嫁できた割合が5割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

- ① 消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ② 消費税率引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③ 滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④ 消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

(4) 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活

平成24年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。

5. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

- ③ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

IV. 平成28年熊本地震からの復旧・復興、防災・減災に向けた取り組みへの支援

1. 平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた被災中小企業への支援

4月に震度7の地震が2度発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。長引く余震の影響により、未だ事業再開の見通しが立たない事業者も多く、また、観光業への深刻な影響も生じている。

スピード感をもって、事業再開、地域経済の再生を強力に進める観点から、被災中小事業者に対し、以下の税制上の負担軽減措置を講じることが必要である。

- ① 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
- ② 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
- ③ 震災損失について、前事業年度の損金への算入の容認
- ④ 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
- ⑤ 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- ⑥ 災害損失特別勘定における支出期間の拡充

2. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

V. 女性の活躍促進・子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

1. 働きたい女性の意思を尊重した社会保険・税制の見直し

(1) 配偶者控除の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現在、税制上の103万円の壁は、配偶者の所得に応じて夫の控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、世帯単位で見た手取り額の逆転は発生せず、解消されている。

しかし、現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。例えば、38万円の所得控除に対して、年収2千万円の世帯では、所得税率33%で約13万円の軽減、年収300万円の世帯では、所得税率5%で約2万円の軽減となっている。

このため、配偶者控除見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの

所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(2) 社会保険制度の見直しに関する考え方

～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、平成28年10月から施行される短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

(3) 企業による扶養手当の見直し

社会保険のみならず、約5割の企業が103万円、2割の企業が130万円を基準として扶養手当を支給しており、世帯単位での手取り額の逆転に拍車をかけている。これも社会保険と同様、なだらかな支給に変えていく必要がある。

あるいは、扶養手当を廃止、子育て手当に支給を重点化する等の検討も必要であり、政府はそうした企業の取り組みを後押しするインセンティブを設ける等の検討を行っていくべきである。

2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

3. 企業の子育て支援に資する税制措置

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」（くるみん認定）まで取得する企業は依然として少なく、現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子育ての両立支援を強力に推進するため、くるみん認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者1人あたり一定額を税額控除可能な措置を創設すべきである。

また、待機児童の解消に向け、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、事業所内保育施設の設置・運営費用にかかる税額控除や固定資産税の減免等の税制優遇措置を講じるべきである。

VI. 中小・中堅企業の活力強化、地域活性化に資する税制措置

1. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充

(1) 研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

第4次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下の措置を講じるべきである。

- ① 中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるべき。
- ② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乘せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。
- ③ オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
- ④ IoTの進展による「モノ」と「サービス」が融合した新たなビジネスモデルの開発を後押しする観点から、サービス開発を目的とした研究開発も支援対象に追加すべき。
- ⑤ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべき。
- ⑥ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、プレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

(2) 所得拡大促進税制の拡充

人手不足が深刻化する中、多くの中小企業において、人材の確保・定着のために防衛的な賃上げをせざるを得ない状況にある。労働分配率が約8割にも上る中小企業は、賃上げ余力に乏しく、賃金上昇や社会保険料の増加により、企業の収益が圧迫され、生産性向上に資する設備投資を妨げる一因になっている。このため、所得拡大促進税制を大幅に拡充し、地域の中堅・中小企業の収益改善を通じて、「成長と分配の好循環」の実現を図るべきである。

(3) 商業・サービス業活性化税制の拡充・延長

地域経済の疲弊が深刻化する中で、中小企業の8割を占める商業・サービス事業者の高付加価値化、収益確保は喫緊の課題である。また、深刻化する人手不足を補完するために、効率化の取り組みも不可欠である。このため、商業・サービス業を営む中小企業等の経営改善に資する設備投資を後押しする観点から、償却率（30%）および税額控除率（7%）の大幅な引き上げ、対象設備の拡大を行った上で、商業・サービス業活性化税制の延長が必要である。

(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

売掛金等の債権が貸倒れた場合のリスク軽減に寄与していることから、事業協同組合等に対する中小企業等の貸倒引当金の特例については、適用期限を延長すべきである。

(5) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長

中小企業の担保保証費用の負担を軽減し、資金繰りの円滑化に寄与していることから、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置については、適用期限を延長すべきである。

(6) 経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益力を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(7) 新規創業・ベンチャーを支援する税制

① 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるべきである。

② 研究開発型ベンチャー企業の支援に資する、パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すべきである。

③ 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠（1,000万円）の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

④ 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、リスクマネーの確保が必要である。一方で、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、M&Aを活用するケースが増加している。現行のベンチャー投資促進税制は、産業競争力強化法に基づき認定を受けたファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業の新事業分野への進出（第二創業）を後押しする観点から、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

⑤ エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引き上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

(8) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

外国子会社合算税制については、平成28年度与党税制改正大綱において、BEPSプロジェクトを踏まえ

た見直しを行うことが示されたが、租税回避の防止に向けた制度の見直しを検討する意義は認めるものの、見直しを行った結果、さらに制度が複雑化するとともに予見可能性が低下することになれば、乏しい経営資源の中、限られた人員で外国子会社の管理を行っている中小企業では対応が困難となり、中小企業の海外展開が阻害される恐れがある。

現行の外国子会社合算税制は、課題を抱えながらも実務において既に定着していることから、制度の見直しを検討する際は、租税回避の防止の視点のみならず、トリガー税率の維持など既存制度との接続や事務負担等、中小企業の実態を十分に踏まえ、合理的で簡素な制度とするべきである。

(9) 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

① 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③ 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

④ 海外投資リスクを軽減する税制措置

中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

(10) 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

① 協議会関与の下での事業再生における過年度減価償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過年度減価償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

② 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人

となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、一定の要件の下、譲渡所得を非課税としているが、平成28年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役又は業務を執行する社員」の要件を「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主及びこれらの親族）」としたうえで、この規定を恒久化し、「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、この規定の適用ができることとすべきである。

③ 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

④ 青色繰越欠損金の繰越期限の停止

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。

⑤ 期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意日以前10年間に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

⑥ 一体型経営者保証ガイドラインによる無資力判定の明確化

「再生支援協議会による保証債務の整理手順」に従って経営者保証ガイドラインによる保証債務の整理手続を行っている場合は、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難であり、所得税法第9条1項10号の適用を受けることが可能とし、これを明確化すべきである。

2. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

(1) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。一方で、平成28年7月に「中小企業等経営強化法」が施行され、機械・装置に係る固定資産税の軽減措置が講じられたところであるが、中小企業の約8割を占める中小サービス業の生産性向上を後押しする観点から、対象設備を拡充し、器具備品、建物、建物附属設備を追加すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(2) 企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となってい

る。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

3. 企業の活力強化を促す税制

(1) 環境関連税制の強化には反対

平成27年12月の「パリ協定」採択を受け、一部先進国だけが数値目標を伴った温室効果ガス排出削減義務を負う従来の仕組みから、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての国が協調して地球温暖化対策に取り組む公平かつ実効的な国際枠組みへと転換した結果、わが国企業等がいたずらに「高い環境対策コスト」を負担する制約が解消されることとなった。こうした状況下で環境関連税制を強化することは、わが国企業等にとって革新的技術のイノベーション追求や国内投資の意欲を削ぎ、国際競争力を高めながら経済成長と地球温暖化対策の両立を目指す流れを妨げかねない。

- ① 平成28年度与党税制改正大綱において、地球温暖化対策税については、エネルギー起源 CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとされており、これ以上の用途拡大は行うべきでない。
- ② また、平成28年度与党税制改正大綱で示された、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める森林環境税（仮称）等の新たな仕組みについては、検討時期を適切に判断すると整理された。現下の経済情勢において、今後、家庭部門（国民）だけでなく、徹底した省エネ推進に取り組まなければならない産業・運輸・業務部門の中小企業にも新たな税負担として課税対象を広げることは、企業の設備投資意欲を削ぐのみならず国際競争力低下を招き、国内での事業存続を更に困難なものとしかねないため、極めて慎重に検討すべきである。
- ③ カーボンプライシングとして取り上げられている炭素税については、国際的に公正で統一的な枠組みが確立できた場合は、理論的には CO₂排出者に削減のインセンティブを与える仕組みとされている。しかし、実態としては民間企業における成長投資や研究開発投資の原資を奪うことにもつながりかねず、企業の長期的な成長力や国際競争力に悪影響を及ぼす懸念がある。また、環境対策コストが安くかつエネルギー効率が低い海外に生産拠点や雇用を移転することにより、世界全体で見れば CO₂排出量が増加してしまう懸念もある。このため、炭素税など新たに規制的なカーボンプライシングの仕組みは導入すべきでない。

(2) 役員給与の全額損金算入化、期中の役員給与引き下げを柔軟に認めるべき

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされている

が、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引き下げは柔軟に認めるべきである。

(3) 企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拋出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

(4) 印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

4. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

(1) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の恒久化

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化すべきである。少なくとも、平成28年度末に適用期限が到来することから延長すべきである。また、平成24年度改正で措置された買換え特例における事業所等の面積要件や、平成27年度改正で措置された圧縮率の一部見直しは、特に、都市部での利用を阻害していることから、撤廃すべきである。

(2) 内需拡大に資する住宅税制の延長

① 土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税率の軽減措置は延長すべきである。

② 住宅の登録免許税の軽減措置の延長

住宅用家屋の所有権の保存ならびに移転登記に係る登録免許税の軽減措置は延長すべきである。

③ 土地譲渡益に対する追加課税制度（重課）の課税停止期限の延長

④ Jリート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の拡充・延長

(3) 都市再生・再開発に資する都市再生促進税制の延長

認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等を減免する都市再生促進税制を延長すべきである。

(4) 不動産流通課税の見直し

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、

含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直す必要がある。

(5) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑かつ過重な負担を課しているわが国の自動車関係諸税は、個人消費を喚起し、経済の好循環を実現する観点から、抜本的に見直し、簡素化・負担軽減を図るべきである。具体的には、自動車税の税率引き下げを最優先で行い、自動車重量税は、将来的な廃止に向け、まずは「当分の間税率」を廃止すべきである。

また、適用期限が到来する自動車重量税のエコカー減税および自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は延長すべきである。その際、自動車取得税のエコカー減税は、昨年決定された自動車税・軽自動車税の環境性能割と同じ水準に見直したうえで、延長すべきである。

5. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み

(1) 空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

① 空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域あるいは商機能が集積している地区において、一定期間内(10年間程度)に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

② 土地・建物の権利調整・移転の円滑化に資する税制優遇措置の創設

被相続人が亡くなり、長期間が経過しているにも関わらず、相続登記がなされないことにより、土地・建物の所有者が特定できず、権利調整・移転などに困難をきたし、土地等の利活用促進が阻害されている。

中心市街地活性化基本計画区域もしくは立地適正化計画の誘導区域において、都市機能の集積等に資すると認められる土地等の相続が生じた際の、一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減を図るべき。

③ 事業推進主体であるまちづくり会社の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社の活動基盤強化が必要である。

中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画等に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

(2) 特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを後押ししていくため、中心市街地活性化の核となる民間事業に措置されている、土地・建物、設備等の取得時の割増償却制度を延長すべきである。

(3) 企業の地方拠点強化税制の見直し

平成27年度税制改正で、「地方拠点強化税制」が創設され、本社機能の地方移転や拡充に対する税制優遇措置が講じられたが、本税制措置で支援対象外とされている首都圏、中部圏、近畿圏の中には、企業の転出超過や廃業等により、企業数が減少している地域が含まれている。地域経済の衰退の深刻化は、全国的な課題であることから、一律に対象外地域を設けるのではなく、地域の実態に即して、対象地域を見直すべきである。

(4) ふるさと納税の拡充

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄付金が増加する等、納税者の自由意思による納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、地域の特産品等の発送による地域資源のPRや、地域経済への好影響も期待できる。地域活性化に寄与するふるさと納税制度は拡充すべきである。

6. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人172万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(3) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

(4) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

平成28年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方法人税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

(5) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

7. 納税環境整備の拡充（納税協力負担の軽減）

(1) 中小企業の納税負担軽減措置による生産性の向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである
- ② 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである
- ③ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである
- ④ 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである
 - e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること

- (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること

(イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
 - 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること
 - 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
 - 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
 - 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること
 - 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること
 - 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること
 - 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
 - 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ⑤ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である
- ⑥ 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである

(2) 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する

(3) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

(4) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

(5) 地方創生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

東日本大震災の被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されている。

今後、大規模な災害が生じた際には、早期の地域経済社会の復旧・復興を後押しする商工会議所等への寄附金は指定寄附金とすべきである。

商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として地域活性化に取り組んでおり、地方創生の新たな担い手としての期待はかつてないほど高まっている。社会的な要請から新たに対応が求められている、行政が担いきれない経済社会維持に必要な商工会議所が実施する公益目的事業等への寄附等は、指定寄附制度等の活用により、全額損金算入できるようにすべきである。

(6) 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成25年1月より2.1%の復興特別所得税が25年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって1円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

VII. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）の拡充。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。
- (4) 中小企業において従業員の健康は重要な経営資源であることから、企業の健康経営に資する、個人の健康増進・疾病予防推進のための税制措置を創設すること。

2. 法人税関係

- (1) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。
- (2) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金や電話加入権等の損金算入を認めること。
- (3) 予備自衛官等になっている従業員が招集された際の損失等について、損金算入できる準備金制度を創設すること。
- (4) 観光振興のためのイベントなどに対する寄附金の全額損金算入を認めること。

3. 地方税関係

- (1) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に

係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人や NPO 法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充すること。
- (3) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。

以上

平成 29 年度税制改正に関する意見

<提出先>

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣をはじめ政府・政党など関係各方面

<実現状況>

- ◆「平成 29 年度税制改正の大綱」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）に盛り込まれた主な実現項目は以下のとおり。（「所得税法等の一部を改正する等の法律案」として、第 193 回通常国会に提出され、平成 28 年 3 月 27 日成立、31 日公布、4 月 1 日施行）

【投資促進税制の拡充】

- 中小企業経営強化税制の創設、固定資産税の減免措置の拡充等
 - ・中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制（特別償却、税額控除）の延長（2 年間）
 - ・中小企業投資促進税制の上乗せ措置に代えて、中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とした「中小企業経営強化税制」を創設し、対象設備を拡大（器具備品、建物附属設備）
 - ・固定資産税の減免措置の対象設備を拡大（器具備品、建物附属設備）
- 中小法人の法人税の軽減税率の延長
 - ・中小法人の年 800 万円以下の所得に係る法人税率を 15%に軽減する措置を延長（2 年間）
- 地域未来投資促進税制の創設
 - ・地域の中核企業が行う先端ものづくり、インバウンド観光などの投資に対する減税措置（税額控除、特別償却）の創設（対象設備：機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物）
 - ・事業者が策定し、国・都道府県が認定する地域中核事業計画（仮称）に基づいて行う設備投資に対する減税措置
- 特定の事業用資産の買換え等の特例の延長
 - ・長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した際の譲渡益の課税繰延を認める制度を延長（3 年間）

【事業承継税制の拡充、非上場株式の評価の見直し】

- 事業承継税制の拡充
 - ・自然災害や取引先の倒産、事業活動縮小などに対応するセーフティネット規定を創設

- ・小規模事業者を中心とした雇用維持要件の緩和
- ・株式を後継者に生前贈与した後に猶予取消となった場合のリスク軽減

○非上場株式の評価の見直し

- ・上場企業のグローバル連結ベースの業績を算定式に反映し、非上場株の過大な評価を是正。上場企業の株価について、2年間平均を選択可能
- ・収益を上げるほど株価が高く算定される計算方式の一部是正および利益圧縮など過度な株価対策防止のため、株価算定基礎である「利益」のウェイトを軽減
- ・評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社、中会社の適用範囲の拡大

【賃上げ、働き方改革に向けた税制措置】

○所得拡大促進税制の拡充

- ・前年度と比べて2%以上の賃上げを行った中小企業は、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの増加額について、22%の税額控除を上乗せ

○所得税（配偶者控除、配偶者特別控除）の見直し

- ・所得税の配偶者控除の対象となる配偶者の年収を150万円にまで拡大、最大201万円まで控除を段階的に縮小。世帯主の年収が1,220万円を超える場合、適用除外

【研究開発税制の拡充】

○研究開発税制の延長・拡充

- ・大企業は試験研究費の増減に準じて控除率にメリハリ（6～14%）をつける。中小企業については、控除率を拡充（12～17%）
- ・IoTなどを活用したサービス開発についても、研究開発税制の対象に追加

【事業環境整備】

○外国子会社合算税制の見直し

- ・外国子会社の所得を日本国内の所得とみなして合算する制度について、租税回避防止の観点から税負担基準に代えて金融資産等が一定以上の場合に合算する制度に移行

【車体課税】

○車体課税の見直し

- ・エコカー減税（自動車取得税、自動車重量税）、グリーン化特例（自動車税、軽自動車税）について、燃費の向上に応じた重点化を図った上で、適用期限を延長（2年間）
- ・平成31年度税制改正までに、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討、必要な措置を講ずることとされた

【住宅税制】

○住宅税制の延長

- ・土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限の延長（2年間）
- ・住宅用家屋の所有権の保存ならびに移転登記に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長（3年間）
- ・法人の土地譲渡益に対する追加課税制度に係る適用停止措置及び適用除外措置の延長（3年間）

- ・信託会社等が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる不動産にヘルスケア施設を加えた上で、適用期限を延長（２年間）

【その他】

○中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

- ・事業協同組合等が損金算入できる貸倒引当金の繰入限度額の割増率を引き下げた（12%→10%）上で、適用期限を延長（２年間）

○信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長

- ・信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律 1.5/1,000 に軽減する措置の適用期限の延長（２年間）

○中小企業向けの租税特別措置の要件の見直し

- ・中小企業向けの法人税関係の租税特別措置について、大企業並みの所得（３年平均で 15 億円超）がある企業は平成 31 年度以降適用を停止

○森林吸収源対策

- ・市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得るとされた

中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見

平成28年12月15日

日本商工会議所

【基本認識】

わが国経済は、アベノミクスの大膽な金融政策と機動的な財政政策により、需給ギャップの縮小によるデフレからの脱却まであと一歩というところまで来ている。一方、成長力は欧米その他の先進国と比較して力強さを欠いており、労働力の減少という構造的な問題を抱える中、わが国が持続的に成長するためには、イノベーションと構造改革により、「0%台で低迷を続ける潜在成長率の底上げ」が急務となっている。

とりわけ、わが国企業の大宗をなす中小企業の労働生産性は、大企業の約2分の1に止まっていることに加え、特に「宿泊・飲食」、「介護・看護」、「運輸」、「建設」等の労働集約型産業では人手不足が深刻な状況にある。このため、生産性の向上と働き方改革に同時に取り組んでいくことが不可欠であるが、生産性向上の障害や長時間労働の原因として、規制や行政手続の煩雑さを挙げる声も多い。

そこで当所では、労働生産性を低下させる要因となっている行政手続の実態を把握しその改善に繋げるため、会員企業にアンケート調査およびヒアリングを行い、現場の“生の声”を収集した。その結果、企業が日常的に行う「社会保険」、「補助金・助成金」、「税務」、「許可・認可」、「公共調達」等の分野における行政手続が、事務負担およびコストの両面で負担感を持たれていることが明らかとなった。このような負担を、幅広い範囲で思い切って一定量削減できれば、その効果は全国に及び、わが国全体の生産性向上、ひいては働き方改革にも大きく寄与するものと考ええる。

現在、政府は、「日本再興戦略2016」において「生産性革命を実現する規制・制度改革」を掲げ作業をスタートしているところであり、国と地方とが連携し、行政手続の簡素化を重点分野と削減目標を定めて計画的に進め、安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスがしやすい国」を確実に実現していく必要がある。

以上の基本認識に基づき、行政手続の簡素化について下記のとおり意見を述べる。なお当所では、別途、規制・制度改革についての意見をとりまとめ、提出する予定であることを申し添える。

記

1. 重点的に簡素化すべき行政手続分野

当所が中小・小規模事業者の会員を対象にアンケート調査を行ったところ、回答企業の約5割が「社会保険」、「補助金・助成金」、「税務申告」の3分野の手続に負担を感じており、以下、「許可・認可」、「公共調達」、「貿易・輸出入」の順で続く結果となった【図表1】。

また、内閣府と共同で会員企業を対象に実施したアンケート調査では、「事業継続・拡大時」に負担とを感じる事務は、「税務」、「補助金・助成金」、「社会保険」、「許可・認可」、「行政による調査」との回答が多かった。また、「事業開始時（創業時）」に負担とを感じる事務は「社会保険」、「事業終了・承継時」に負担とを感じる事務は「登記」との回答が一番多かった【図表2】。

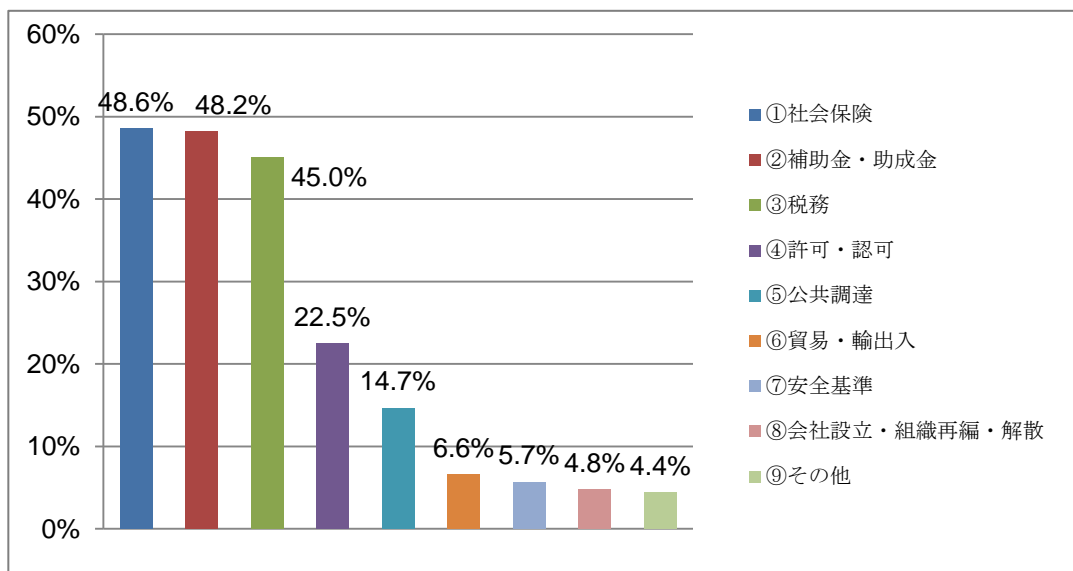
行政手続簡素化の効果を全国に波及させるためには、出来る限り大きな分野をターゲットにする必要が

あるため、上記調査結果に基づき、以下の8分野を「重点的に簡素化すべき行政手続分野」として削減目標を定め、計画的な取り組みを推進すべきであると考えます。

これらの分野における行政手続を簡素化することは、企業のみならず行政側の負担軽減にも繋がり、企業・行政双方の「生産性向上」と「働き方改革」を同時に実現することができると考えます。

重点的に簡素化すべき行政手続分野	
(1) 社会保険	(5) 公共調達
(2) 補助金・助成金	(6) 貿易・輸出入
(3) 税務	(7) 登記
(4) 許可・認可	(8) 行政による調査

【図表1】行政手続簡素化に関するアンケート調査



※商工会議所会員へのアンケート調査（2016年10月実施）

※回答者数 1,091

※「行政手続で負担と感じる分野」を選択（複数回答）

【図表 2】事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査

事業の段階	分野	回答数	負担と感ずる手続
事業継続 ・事業拡大時	税務	496	従業員の納税(151)、国税(147)、地方税(129)、従業員への各種証明書類(69)
	補助金・助成金	273	補助金・助成金の申請(189)、補助金・助成金の事後手続(84)
	社会保険	251	社会保険(165)、従業員の労務管理(86)
	許可・認可	211	営業の許可・認可(211)
	行政による調査	182	調査・統計への協力(182)
	公共調達	81	行政への入札・契約(81)
	貿易・輸出入	56	税関(25)、個別品目の輸出入の許認可(24)、港湾(7)
事業開始時 (創業時)	社会保険	124	従業員の労務管理(71)、社会保険(53)
	税務	113	国税(64)、地方税(49)
	許可・認可	103	事業開始の許可・認可(98)、事業開始以外に事業に必要な許可・認可(5)
	登記	97	商業登記(39)、定款認証(35)、不動産登記(23)
事業終了 ・承継時	登記	96	法人解散・清算登記(40)、商業登記(32)、不動産登記(24)
	社会保険	50	承継時の社会保険(35)、廃業時の社会保険(15)
	税務	39	地方税(23)、国税(16)
	許可・認可	32	営業の許可・認可(32)

2. 行政手続簡素化を進めるための手法

国および地方自治体における行政手続や調査は数が多く、全ての負担の内容を把握することは困難である。また、ヒアリング等で把握できた個々の事案のみを簡素化しても効果は限定的である。一方、先進諸国において、政府主導で行政手続の簡素化に取り組み、コスト削減に成功した先進事例がある。

これらを踏まえると、わが国において「行政手続簡素化」を実現するためには、これまでに前例のない革新的な取り組みが不可欠であり、政府が取り組みを進める際の具体的な手法として、以下のとおり提案する。

(1) 行政自らが手続の総量を把握したうえで一律の削減目標（メルクマール）を設定する

○イギリス等では、全省庁一律で行政手続コスト25%削減という目標を掲げて推進し、成果をあげている。

これら海外の先進事例を参考として、「全省庁一律で20%削減」という目標（メルクマール）を定める。その際、行政自らが、手続の数、手続にかかるコスト、手続に要する時間、行政が実施している調査の数等について調査し、手続の総量を把握する。

○行政手続の簡素化を図る分野ごとに KPI と工程表を定め、PDCA サイクルをしっかりと回す。

(2) 「原則」と「例外」を逆転する発想で削減する

○中小企業庁は、補助金の申請書類を「原則 3 枚以内」としている。補助金の申請書類は「原則 3 枚以内」とし、必要があれば例外的にそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとする。

○許可・認可は、出来る限り規制緩和を行い、原則、届出制とし、必要最低限のものに限り、登録制や許可・認可制とする。

○入札は、初期段階では簡易な応募様式とし、選考が進むにつれて精査をしていく多段階選抜方式とすることも考えられる。

(3) 書類の提出先をワンストップ化する

○税務申告や社会保険の手続等は、記載内容がほぼ同じでも、税務署と都道府県税事務所、ハローワークと年金事務所など提出先が複数にわたる。類似の書類の提出先については、ワンストップ化を目指していくべき。

○国家戦略特区に指定された東京都には、開業時に必要な手続きをワンストップで行うことができる「東京開業ワンストップセンター」が設置されている。こうした優れた制度は全国に展開すべき。

(4) 国が地方自治体向けの統一様式を作成し、その使用を徹底する

○地方自治体がそれぞれ、提出書類の種類や様式を定めているため、自治体の枠を超えて活動している企業は、自治体ごとに書類を作らざるを得ない。このことが ICT 化や eLTAX（地方税の申告システム）の使いづらさの一因となっている。このため、国が地方自治体向けに統一の様式を作成し、その使用を徹底する。

(5) ICT、マイナンバーの情報連携機能を活用して効率化する

○e-Tax（国税の申告システム）と、eLTAX（地方税の申告システム）は互換性がなく、また、両者とも、利用するためには IC カードリーダ等の購入コストがかかる。加えて、eLTAX は、自治体ごとに登録が必要で不便である。こうした一連の使いづらさを改善する。

○登記等の申請時の添付書類が多く、登記事項証明書など未だ電子化されていない書類もある。申請書類は、原則、電子化する。また、マイナンバーの情報連携機能を活用して証明書等の添付書類を削減するなど、行政手続の ICT 化と添付書類の大幅削減を加速する。

(6) 手続期間を均一化・短縮化する

○同じ手続を同じ窓口でする場合でも、担当者によって審査や書類返却に要する時間に格差がある。担当者の資質向上を図り、手続期間の均一化・短縮化を図る。

(7) 行政手続の簡素化が図られた分の手数料を引き下げる

○行政手続の簡素化が図られた場合は、実費として徴収している証明料や審査料等の手数料から、削減された事務量に見合う金額を差し引く。

以上

(参考) 事業者が負担と感じている行政手続の事例

前述のアンケート調査と合わせて、会員事業者に個別のヒアリングを行ったところ、以下のとおり具体的な指摘があった。

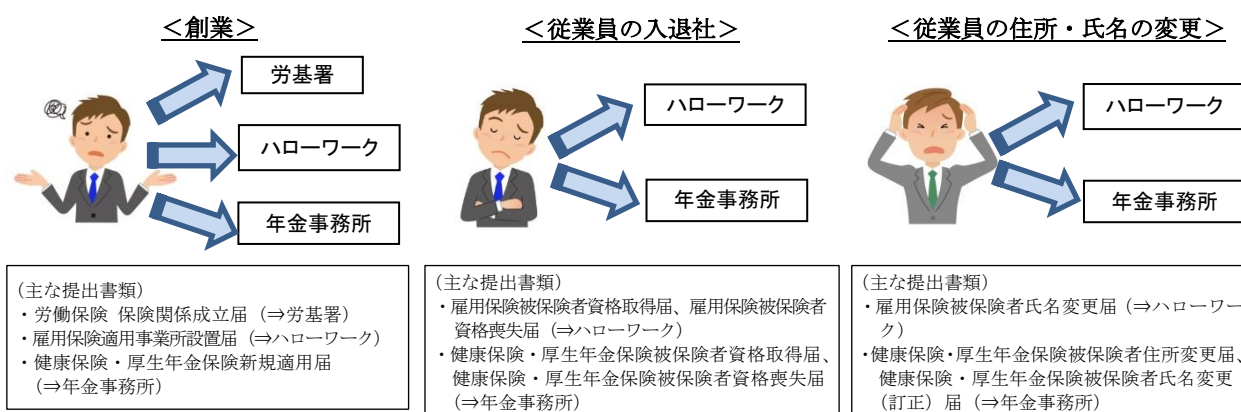
(1) 社会保険分野

事例① 書類の提出先が複数存在する。また、従業員の入退社や住所・氏名の変更の都度、手続が必要

創業した際は、まず労働保険の保険関係成立届等を出しに労基署に行き、そこで受領印を得てから、雇用保険適用事業所設置届等を出しにハローワークに、また、健康保険・厚生年金保険新規適用届等を出しに年金事務所等に行く必要がある（郵送は不可。実態を調べるため、事務所の賃貸借契約、登記簿謄本、貸金台帳、労働者名簿、出勤簿等も必要）。

その後、従業員の入退社や、結婚による住所・氏名の変更、出産等の度にハローワークや年金事務所等に書類を提出しなければならない。

(注) 創業、従業員の入退社時の手続（協会けんぽ適用事業所の場合）



(2) 補助金・助成金分野

事例① 利用できる助成金がどれなのかがわかりづらく、提出資料も多い

雇用関係の助成金は種類が多く、どれを利用できるか（すべきか）を把握するのは専門家でなければ困難である。また、例えばキャリア形成に係る助成金申請では、従業員一人一人の教育計画や、効果確認のための報告書、評価シート等を逐次提出しなければならない。

(注) 主な雇用関係助成金の一覧

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金	5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金
雇用調整助成金	障害者作業施設設置等助成金
2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金	障害者福祉施設設置等助成金
労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	障害者介助等助成金
労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/早期雇入れ支援)	障害者雇用安定奨励金(訪問型職場適応援助促進助成金)
労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/人材育成支援)	障害者雇用安定奨励金(企業在籍型職場適応援助促進助成金)
労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援奨励金/生涯現役移籍受入れ支援)	重度障害者等通勤対策助成金
労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援奨励金/移籍人材育成支援)	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金	障害者職場復帰支援助成金
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)	6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金
特定求職者雇用開発助成金(高齢者雇用開発特別奨励金)	両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)
障害者トライアル雇用奨励金	出生時両立支援助成金
障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)	介護支援取組助成金
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース))
障害者雇用安定奨励金(障害者職場定着支援奨励金)	両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース))
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	女性活躍加速化助成金
地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金)	7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金
地域雇用開発助成金(冲縄若年者雇用促進奨励金)	キャリア形成促進助成金
トライアル雇用奨励金	キャリアアップ助成金
三年以内既卒者等採用定着奨励金	キャリア形成促進助成金
生涯現役起業支援助成金	キャリア形成促進助成金
4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金	建設労働者確保育成助成金
職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)	障害者職業能力開発助成金(障害者職業能力開発訓練施設等助成金)
職場定着支援助成金(個別企業助成コース)	障害者職業能力開発助成金(障害者職業能力開発訓練運営費助成金)
キャリアアップ助成金	8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金
高齢者雇用安定助成金(高齢者活用促進コース)	職場意識改善助成金
高齢者雇用安定助成金(高齢者無期雇用転換コース)	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)
建設労働者確保育成助成金	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
通年雇用奨励金	受動喫煙防止対策助成金
	退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成

出典：厚生労働省HP

事例② 補助事業の手續に必要な書類が多い

補助事業への応募、交付申請、実績報告等、補助事業の実施に必要な書類が大変多い。例えば、応募申請の際に「事業計画書」を提出し、採択後「交付申請書」を提出する補助金では、「事業計画書」と「交付申請書」の記載内容が重複している場合も多い。また、事業への応募書類や交付申請書に株主等一覧表や経営状況表を記載するにもかかわらず、別途、定款（もしくは登記事項証明書）と決算書の提出が求められる場合もある。

(注) 中小企業庁は、平成 25 年度補正予算事業より、補助金申請書類のひな形を「原則 3 枚以内」に削減している。

事例③ 実績報告書等の保存期間が長い

補助事業の実績報告書・関係証憑書類等は、補助事業終了後 5 年間保存しなければならない

(注) 「行政文書の管理に関するガイドライン」別表第 1 「行政文書の保存期間基準」により、「補助事業等実績報告書」の保存期間は「交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後 5 年」とされている。



事例④ 毎年、事業の成果報告の義務がある

順調に事業が進捗している場合でも、補助事業終了後 5 年間、毎年、事業の成果を報告しなければならない補助金がある。

(注) 平成 26 年度に事業開始、平成 27 年度中に事業終了を迎えた補助金の報告対象期間と提出期限

報告対象期間	提出期限
交付決定日～H28/3/31	H28/6/30
H28/4/1～H29/3/31	H29/6/30
H29/4/1～H30/3/31	H30/6/30
H30/4/1～H31/3/31	H31/6/30
H31/4/1～H32/3/31	H32/6/30

※現在の資本金、従業員数、総売上、事業化状況、試作開発等の所要経費の推移等をネット経由で報告

(3) 税務分野

事例① 税目により申告書の提出先が異なる

法人税は税務署、法人事業税は都道府県税事務所、法人住民税は市町村と、税目により申告書の提出先が異なっており、事業者の負担感が大きい。

(注) 企業が納付する主な税金と申告先

	国税	地方税	
税目	法人税	法人事業税・法人都道府県民税	法人住民税
申告先	税務署	都道府県税事務所	市町村

事例② 特別徴収に係る書類の様式・通知時期がバラバラであり、市区町村にとっても特別徴収にかかる事務は大きな負担である

個人住民税については、特別徴収という形で事業所が従業員の住民税を給与から天引きし、各市区町村に納付しているが、給与支払報告書（総括表）や、特別徴収税額通知等の様式が市区町村ごとにバラバラであり、それらの記載・確認作業だけでも非常に煩雑となっている。また、市区町村ごとに特別徴収税額通知が届く時期が異なるため、書類が到着しているかどうかのチェック作業が必要である。

他方、特別徴収事務は市区町村にとっても負担が大きく、各市区町村がそれぞれで様式を工夫して効率的な事務に努めているところだが、むしろそうした工夫が企業にとっては事務手続きの煩雑さにつながっている。

（注）事業者と市区町村の双方の事務負担を軽減するため、例えば、事業者からの申告受付や市区町村の特別徴収事務等を一元的に行う「納税一括管理センター（仮称）」を創設することが考えられる。

事例③ 申告に必要な書類が多い

法人税の申告には、申告書、別表、財務諸表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、会社事業概況書等が必要であるが、税金の計算に必ずしも関係のない書類があるなど、種類・枚数ともに煩雑である。また、税務署によっては、法人税や消費税について資本金等に応じて申告書類を2～3部提出する必要がある。

（注）資本金1億円、従業員約2,000名の機械製造業の法人税申告に係る書類の枚数の例

種類	枚数
申告に係る届出書	33枚
比較財務諸表	10枚
株主資本等変動計算書	1枚
勘定科目内訳明細書	34枚
会社事業概況書	3枚
合計	81枚

（注）税務署によっては、税務署を通じて申告書を国税局や会計検査院にも提出するため、資本金等に応じて下記のとおり複数提出することとなっている。

法人税		消費税		
要件	部数	要件		部数
資本金1億円以上	3部	資本金1億円以上	課税標準5億円以上	3部
資本金9,000万円以上または法人税額5,500万円以上	2部		〃 5億円未満	2部
上記以外	1部	上記以外	〃 5億円以上	2部
			〃 5億円未満	1部

※法人税、消費税とも、上記に加え別途OCR用紙1枚を提出

事例④ 電子申告を利用する際、電子署名とカードリーダーの購入が必要

現在、電子申告を行うには公的個人認証による電子署名の添付が必要なため、マイナンバーカード等の取得とともに IC カードリーダーを購入する必要がある。

(注) IC カードリーダーは、2,000～7,000 円程度で販売されている。

(注) 所得税申告の e-Tax 利用率は平成 25 年度で 51.8%。うち、自宅からの e-Tax の利用率は 8% 程度。

(注) 平成 27 年度税制改正において、電子証明書や IC カードリーダーを利用しない新たな認証方式が決定されたが、「平成 28 年度税制改正大綱」にて、「日本年金機構における個人情報流出問題を契機として（中略）、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する」とされた。



事例⑤ e-Tax と eLTAX が別システムで互換性がない

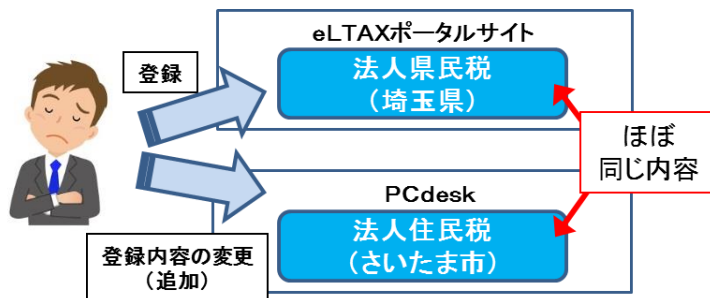
電子申告のシステムは、国税の e-Tax、地方税の eLTAX（エルタックス）と別になっており、利用する際はそれぞれ利用登録しなければならない。

事例⑥ eLTAX の使い勝手が悪い

eLTAX を始める際に、埼玉県とさいたま市など複数の自治体を同時に選択・登録することができない。複数の自治体を登録する場合は、eLTAX 対応のソフトウェア (PCdesk) を別途ダウンロード、インストールし、登録内容の変更（追加）の作業を行わなければならない。

(注) 東京 23 区のみ在所する事業者を除き、通常、少なくとも 2 以上の自治体に税金を納めるため、eLTAX を使う場合は上記作業を行う必要がある。

(注) eLTAX における自治体登録のイメージ



(4) 許可・認可分野

事例① 許可申請に必要な書類が多い

わが国の許認可等の総数は 14,908 件（平成27年4月1日現在）と言われている。例えば、建設業許可の申請に必要な書類は約30種類あり、添付書類も多い。また、申請書類の多さから、対日投資を諦めたスイスの医療機器メーカーもある。

(注) 建設業の許可申請に必要な書類（東京都の場合。必ず必要な書類のみ）

・許可申請書	・登記されていないことの証明書
・役員等の一覧表	・身分証明書
・営業所一覧表	・管理責任者証明書
・専任技術者一覧表	・管理責任者の略歴書
・工事経歴書	・専任技術者証明書
・直前3年の各事業年度における工事施工金額	・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
・使用人数	・株主（出資者）調書
・誓約書	・登記事項証明書
・定款	・納税証明書（決算未到来の場合は設立届）
・財務諸表	・管理責任者の確認資料
・営業の沿革	・専任技術者の確認資料
・所属建設業者団体	・営業所の確認資料
・健康保険等の加入状況	・健康保険・厚生年金・雇用保険の加入を証明する資料
・主要取引金融機関名	・役員等氏名一覧表

事例② 許可権者に対し、毎年、通常の決算書とは別のフォーマットでの決算報告が必要

建設業者は毎年、決算報告を提出するが、財務諸表関係の資料は企業の決算書から建設業法に沿ったフォーマット（千円単位）に作成し直す必要がある。

(注) 建設業の決算報告に必要な書類（東京都の場合） (注) 建設業法におけるフォーマット（損益計算書）

・変更届出書（決算報告書）
・工事経歴書
・直前3年の各事業年度の工事施工金額
・貸借対照表
・損益計算書・完成工事原価報告書
・株主資本等変動計算書
・注記表
・付属明細表
・事業報告書
・納税証明書
・使用人数（※変更時のみ）
・使用人の一覧表（※変更時のみ）
・定款（※変更時のみ）
・変更届出書（決算報告書）

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

Ⅰ 売 上 高
完成工事高
事業売上高

千円

すべて千円単位となっている

建設業法に沿ったフォーマットで作成する必要があります

事例③ 個人飲食店が生前に事業承継する場合、新規開業と同じ手続が必要

個人飲食店の代表者が死亡し、その子が事業を相続する場合には簡易な変更手続だけで済むが、生前に営業を譲渡する場合は新規開業と同じ手続が必要である。

(注) 食品衛生法 第五十三条 (抄)

許可営業者について相続があつたときは、相続人 (相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者) は、許可営業者の地位を承継する。

(注) 新規開業の手続きと相続の手続の違い (埼玉県の場合)



食品営業許可申請書

営業施設の大要
(平面図および案内図)

まず、開業にあたって保健所に相談したうえで、食品取扱者の検便 (保菌検査) を行う。その後、①食品営業許可申請書、②営業設備の大要 (平面図および案内図)、③食品衛生責任者の資格を証明するもの (必要としない業種あり)、④法人の登記事項証明書または登記簿謄本 (法人の場合)、⑤水質検査成績書 (井戸水等を使用する場合) と申請手数料を準備し保健所に提出。その後、保健所による施設基準に適合しているかの現地確認の後、適合していれば営業許可証交付。

①許可営業車の地位の承継届、②戸籍謄本、③ (相続人が2人以上いる場合) 同意書、④営業許可証の写しを保健所に提出。

事例④ 窓口職員の専門知識・能力等により、審査機関に格差がある

FDA (アメリカ食品医薬品局) など海外の審査機関と日本の PMDA (独立行政法人医薬品医療機器総合機構) を比較すると、PMDA は専門人材、特にデバイスのスペシャリストが明らかに不足しており、海外でスムーズに許可が下りた医療機器でも、日本では許可に長い時間と手間がかかった事例がある。

また、機能性表示食品の届出については、「販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る」こととなっているが、実際は書類の不備指摘事項などの連絡が来るまでに90日程度かかることもある。また、一度修正して届出しても、また別の指摘が追加されて返されるため、受理されるまでの期間がさらに伸びてしまっている。

(5) 公共調達分野

事例① 入札参加資格書類が煩雑、かつ自治体ごとにバラバラである

入札参加に必要な書類が多い。また、その種類や様式が自治体ごとにバラバラであり、自治体を超えて事業を行っている建設業は書類を作り直す必要がある。

<埼玉県の場合>

[別冊2] 新規申請用

平成29・30年度
建設工事請負等競争入札参加資格審査
添付書類一覧

一 共通書類(1部)	32	赤土見市
二 中小企業連携組合等	34	三郷市
1 埼玉県	35	蓮田市
2 さいたま市	36	赤十字市
3 川越市	37	鶴ヶ島市
4 熊谷市	38	日高市
5 川口市	39	吉川市
6 行田市	40	ふじみ野市
7 秩父市	41	白岡市
8 所沢市	42	伊奈町
9 飯能市	43	三芳町
10 加須市	44	毛呂山町
11 本庄市	45	清川町
12 東松山市	46	嵐山町
13 春日部市	47	小川町
14 狭山市	48	川島町
15 羽生市	49	吉見町
16 鴻巣市	50	鳩山町
17 深谷市	51	ときがわ町
18 上尾市	52	横瀬町
19 草加市	53	菅野町
20 越谷市	54	長瀬町
21 蕨市	55	小栗野町
22 戸田市	56	美里町
23 入間市	57	神川町
24 朝霞市	58	上里町
25 志木市	59	寄居町
26 和光市	60	喜代町
27 新座市	61	杉戸町
28 福川市	62	松伏町
29 久喜市	63	越谷・松伏水道企業組
30 北本市	64	秩父広域市町村圏組合
31 八潮市	65	埼玉西部消防組合

自治体によって、必要書類やその様式がバラバラ

(注) 特に、PPPやPFIは通常の入札よりも資料が多いため、コストになっているとの声がある。

事例② 入札から落札後に至るまで呼び出しがあまりにも多い

入札に際してのヒアリングや落札後の調整に長い時間がかかる。また、入札に際してのヒアリングの日時が決め打ちで、融通が利かない。落札後の打ち合わせなどでたびたび呼び出され、メールでの対応はできない。

(6) 貿易・輸出入分野

事例① コンテナターミナルの搬出入ゲートの操業時間が短い

世界の主要な貿易港が24時間体制をとる中、通関窓口の開庁時間は24時間体制をとるところもあるが、コンテナターミナルの搬出入ゲートの操業時間は短く、荷物の引き取りができない。

(7) 登記分野

事例① 法務局と市町村で情報連携ができていない

相続等により不動産の所有権移転登記等を申請する際、自治体発行の証明書(固定資産評価証明書、戸籍謄本)等を添付する必要がある。マイナンバーを活用して情報連携できれば、まず市町村に行き、その後法務局に行くという必要がなくなる。

(8) 行政による調査分野

事例① 行政からの調査・アンケートの依頼が多い

法定、非法定を問わず国、地方公共団体、独立行政法人等による調査やアンケートの依頼が多い。断ることもできず、対応が負担となっている。

(9) 会社設立分野

事例① 会社設立時、複数の役所で手続きしなければならない

会社設立には概ね、発起人全員の印鑑証明書を準備したうえで、公証役場で定款認証、法務局で登記をし、登記簿謄本を準備したうえで、税務署・県・市で税務手続、労基署・ハローワーク・年金事務所で社会保険手続が必要である。

以 上

中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見

<提出先>

規制改革推進会議、未来投資会議

<実現状況>

第14回規制改革推進会議（平成29年3月29日）で、行政手続簡素化の3原則（行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）、書式・様式の統一）に基づき、9つの重点分野（①営業の許可・認可に係る手続き、②社会保険に関する手続き、③国税、④地方税、⑤補助金の手続き、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続き、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）について、2020年までに20%のコスト削減を行うことが決定された。また、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）にも、その旨記載された。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令案等」に対する意見

平成29年 2月10日

日本商工会議所

1. 分野横断的事項

(1) 価格目標と調達価格を設定する際の勘案について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
12	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 価格目標の示し方に記載があるように、今後、調達価格等算定委員会において海外・国内双方の発電コストに関する動向等を分析し、必要な場合は買取価格目標を機動的かつ柔軟に見直すべきである。 ● 調達価格等算定委員会の検討の視点の軸足をこれまでの過去のコストデータ重視から将来の目標達成へと変えることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外・国内の双方におけるコスト動向等により、将来の買取価格目標とその時点における適正な買取価格との間に乖離が発生する可能性がある。目標と実勢価格との乖離を放置した場合、根拠に乏しい国民負担が発生し、「国民負担の抑制」が実現できない恐れがある。 ▶ 今後の調達価格等算定委員会において調達価格等について議論する際、実際に要した過去のコストデータはあくまで参考と位置づけ、買取価格目標を達成することに軸を置いた議論を行うことが、発電事業者やメーカー等によるコスト低減に向けた動きを加速すると考える。

(2) 複数年度の調達価格等の設定について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
9	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達価格等算定委員会において海外・国内双方の発電コストに関する動向等を分析し、あらかじめ決めた将来の買取価格がその時点で適正なのかどうかを検証し、必要な場合には将来の買取価格を見直すことができる仕組みにもしておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外・国内の双方におけるコストの動向等により、将来の買取価格とその時点における適正な買取価格との間に乖離が発生する可能性がある。その乖離を放置した場合、根拠に乏しい国民負担が発生し、「国民負担の抑制」が実現できない恐れがある。

(3) リプレースについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
9	6	<ul style="list-style-type: none"> ● リプレースの調達価格区分の新設にあたっては、買取期間を新規案件よりも短くすることが電源としての自立化促進と国民負担抑制に繋がるか可能性の有無を検討すべきである。 ● リプレース案件に適用される内部収益率（IRR）は、国民負担抑制の観点を踏まえ、報告書（案）に記載されている数字よりも更に引き下げるべきである。 ● 仮に今後、リプレースの調達価格区分を新設する場合には、電源としての自立化促進の観点から、対象となる電源の選択を慎重に行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギーの電源としての自立化を促進するためには、買取期間中に自らの力だけでビジネスとして成り立つ基盤を備えることが重要である。 ▶ そのような努力を促すとともに、国民負担抑制効果を高めるためには、買取価格を新規案件よりも低い価格に設定するだけではなく、買取期間の短縮化、内部収益率（IRR）の更なる引き下げ、対象電源の限定、必要性が薄くなった際の迅速な区分廃止により、早期の自立化を促進することが必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 一旦リプレースの調達価格区分を新設した電源についても、自立化の目的が立ったと判断できる状況になった際には、速やかに当該区分を廃止すべきである。 	
--	---	--

(4) 利潤配慮期間終了後の IRR (内部収益率) の扱いについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
—	7	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電事業者による適切なビジネスリスク負担の下での「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を実現するため、調達価格算定時に利用する内部収益率は、据え置きとせず、すべての電源において引き下げを検討すべきである。 ● 特に、バイオマスなど、認定量がエネルギーミックスで掲げた2030年時点での導入見込量に近づいてきた電源については、内部収益率の引き下げを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者は商品・サービスの市場動向を注視して先々の見通しを立て、自らの能力・リスクの下で、将来においても売り上げを確保するための投資などの経営判断を行っている。内部収益率の存在は、再生可能エネルギー発電事業者に対し、すべての国民が負担している賦課金を基にビジネスリスクを極小化して安定的な経営を約束している。 ▶ 平成28年度の賦課金の見通しが約1兆8千億円に達し、毎年積み上がる仕組みであることから来年度も確実に賦課金負担が増加する状況を鑑みて、一般的な感覚では受け入れることができない国民負担によるビジネスリスク極小化を現状のまま看過することはできない。

(5) 調達価格を算定する際のコストデータについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
—	8	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の調達価格を決定する際、再生可能エネルギー発電事業者から提出されたコストデータはあくまで参考と位置づけ、日本や海外における技術動向や専門機関等が公表する見通し等を基に、今後の価格低減ポテンシャル等を緻密に分析し、その結果を織り込んだ想定コストを参照すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギー発電事業者から提出されたコストデータはあくまで過去の実績であり、技術開発や経済情勢等によるコストダウンの可能性は含まれていない。過去のコストとそれを基に決定された新しい調達価格が適用されている期間における実際のコストの間に大きな乖離が発生した場合、根拠に乏しい国民負担の増大に繋がり、「国民負担の抑制」が実現できない可能性が高まるのは問題である。

2. 分野別事項

(1) 10kW以上の太陽光発電に関する運転開始期限を超過した場合の取り扱いについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
15	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 10kW以上の太陽光発電を対象に導入される運転開始期限(FIT認定から3年以内)を超過した場合、調達期間短縮幅を「超過期間分だけ月単位」ではなく、例えば超過期間が1年未満の場合は1年、1年から2年の間は2年というように、実際の超過期間よりも長く設定し(例えば年単位に切り上げ)、運転開始期限設定の効果を高めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運転開始期限の設定は、未稼働案件の発生防止および国民負担抑制に寄与する仕組みとして期待しているが、発電事業者による運転開始の可能な限りの早期化を促し、制度としての効果をより高めるため、ペナルティである調達期間の短縮幅をより長くすることを検討するべきである。

(2) 入札制度について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
14	52、53	● 入札全体の募集容量や上限価格は、過去の太陽光発電の FIT 認定容量の動向だけではなく、安価で安定的な電力供給の観点から検討するべきである。	<p>▶ 再生可能エネルギーの導入促進と国民負担の抑制を最適な形で両立するためには、再生可能エネルギー電源ごとの適切な割合、全体の募集容量が決まっている中エリア間での適正な入札量の配分、導入量・認定量、および国民負担額等の状況を十分に勘案し「コントロール」する必要がある。</p> <p>▶ 入札制度は、大規模な導入と買取額(国民による賦課金負担)の膨張の可能性のある事業用太陽光について、買取価格の低減を通じて発電事業者が得る利益やビジネスとしての魅力の適正化をもたらし、国民負担抑制や認定申請件数・出力の低下に繋がる効果が期待できる。その実効性を高めるためには、調達価格等算定委員会における募集容量や上限価格の慎重な検討・設定が極めて重要である。</p>
—	—	● 入札結果の検証に際しては、国民負担抑制に効果があったのか、導入量のコントロールに寄与したのか、募集容量や上限価格は適正であったのか、エリア内の需給バランスは適正に維持されたのか等の観点から幅広く検証を行い、必要な場合は見直しを行うべきである。	

3. その他

(1) 調達価格等の機動的な見直し

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
—	—	● 調達価格等算定委員会において、新しい FIT 制度運用開始後の国民負担の推移を検証し、新制度が掲げた「国民負担の抑制」が果たされないと判断される場合、調達価格等算定委員会の議論を待たずに、再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項、同法第3条第10項を活用して機動的な	▶ 今回の制度改正の趣旨である「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を実現させるためには、調達価格等算定委員会における新制度導入効果の検証、必要な場合の改善策の実行が重要である。そのうち、「国民負担の抑制」に関わるものは、効果が極めて限定的であることが顕在化

		調達価格等の見直しを断行する選択肢を排除するべきではない。	してから改善策の実行までの所要期間が、国民負担をどれだけ抑えることができるかどうかのカギを握る。
--	--	-------------------------------	--

(2) 適切な情報開示の実施

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの認定・導入量を基にした将来的な国民負担の試算および公表回数を増やすべきである。 ● 買い取り対象となった電力を発電した企業の名称やその量、買取金額等の情報を公開することが必要である。 	<p>▶ FIT 制度は幅広くかつ長期にわたり国民全体に対し負担を求める制度であることから、今回の制度見直しの目的として「国民負担の抑制」を掲げていることも考慮し、将来の分も含めて、その負担程度や用途、効果について分かりやすく説明することにより、制度の透明性を高めるべきである。</p>

(3) 調達価格等算定委員会における多角的な視点からの議論

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書(案)		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー特別措置法第 72 条の趣旨を踏まえ、供給側の電気事業者、需要側の電力多消費業界団体など関係者や専門家等の資料提出、会議出席等による協力を求め、多角的な視点から議論を行うべきである。 	<p>▶ 電力は社会・経済活動の基礎を支える重要なインフラであり、それに関わる主体はインフラサービスを提供する側と受ける側に分けられるとともに、その維持・運用のために政府が果たす役割も大きい。今回の制度改正の趣旨である「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を図るためにも、供給側と需要側、政府の三者が一体となった議論を行うことが必要である。</p>
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営実態を踏まえた検討を行うため、調達価格等算定委員会に中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。 	

(4) 事業計画等を提出する際のエビデンス添付の義務化

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
意見募集の概要	調達価格等算定委員会報告書（案）		
—		<ul style="list-style-type: none"> ● 入札参加資格の審査や認定申請の際等に提出する事業計画等の書類に、当該書類の記述内容の正確性を担保するエビデンスの添付を義務づけるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発電事業者が政府に提出する書類等の情報に虚偽が含まれていた場合、例えばその内容が調達価格の算定に使われるものであれば、根拠に乏しい国民負担の増加に繋がる恐れがある。 ▶ 発電事業者が毎年提出している「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」についても、現状では各費用項目に関する証憑書類の提出が不要とされており、虚偽報告を防ぐことは極めて難しい。

以 上

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令案等」に対する意見

＜提出＞

先＞

資源エネルギー庁

＜実現状況＞

◆経済産業省の調達価格等算定委員会が12月13日に「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」を公表。パブリックコメント（平成29年1月13日～2月11日）を経て平成29年3月14日に決定された。これまで毎年、当該年度の開始前に当該年度の調達価格等を定めていたが、再生可能エネルギー特別措置法の改正により、リードタイムの長い電源については必要に応じ複数年度の調達価格等の設定が可能となった。平成29年度以降の買取価格および買取期間は以下のとおり。

発電の種類	区分		買取期間	現行	2017年度	2018年度	2019年度
太陽光	住宅(10kW未満)	出力制御機器義務 なし	10年間	31 (税込)	28 (税込)	26 (税込)	24 (税込)
		出力制御機器義務 あり	10年間	33 (税込)	30 (税込)	28 (税込)	26 (税込)
	非住宅(10kW以上)	10kW以上2,000kW未満	20年間	24	21	—	2017・18年度の 入札結果を 検証し決定
		2,000kW以上	20年間	24	入札により決定		
風力	陸上風力	20kW以上	20年間	22	～9/30:22 10/1～:21	20	19
		20kW以上 (リプレース)	20年間	—	18	17	16
	洋上風力	20kW以上	20年間	36	36		
	陸上・洋上風力	20kW未満	20年間	55	55	—	—

発電の種類	区分		買取期間	現行	2017年度	2018年度	2019年度
地熱	新設	15,000kW以上	15年間	26	26		
		15,000kW未満	15年間	40	40		
	リプレース	15,000kW以上	15年間	—	全設備更新型:20 地下設備流用型:12		
		15,000kW未満	15年間	—	全設備更新型:30 地下設備流用型:19		
中小水力	新設(規模により4区分)		20年間	24～34	～9/30:24～34 10/1～:20～34		
	既設導水路活用(規模により4区分)		20年間	14～25	12～25		
バイオマス	材質(木材、廃棄物等)や発電容量により7区分		20年間	13～40	13～40		

(単位:円/kWh)

東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望

民間活力を喚起する継続的な取り組みを

平成29年 2月16日

日本商工会議所

東日本大震災から、間もなく6年が経過する。道路や鉄道、港湾、災害公営住宅など、交通インフラや住まいの整備が着実に進む一方で、地域の経済・雇用を支える多くの事業者は、販路喪失や人手不足など、依然として困難な課題に直面している。

産業については、特に、被災地域の基幹産業の一つである水産加工業において、気候変動や諸外国の乱獲等により、加工原料となる魚類が激減し価格が高騰するなど、新たな問題が経営を一層厳しくしている。また、その他の業種においても、販路回復が儘ならない中、事業再開に要した借入金について、据置期間の終了により返済に迫られるという問題も生じている。

観光に関しても、日本全体では昨年の外国人旅行者数が、震災前の約3倍に増加する中、東北では、ようやく震災前の水準に回復した状況にある。

福島については、今なお8万人を超える住民が避難生活を余儀なくされているほか、平成26年4月以降に避難指示が解除された地域の住民帰還率が未だ約13%にとどまるなど、除染・汚染水処理の長期化や、根強い風評被害などにより、復興への歩みは遅々として見えにくい状況にある。また、風評被害は、東北地方全体で未だ払拭できていない。

こうした中でも、一部の地域では、急速な人口減少とそれに伴う地域経済の縮小を克服するための取り組みを行っている。例えば、岩手県大船渡市における、まちづくり会社の設立による商業エリアの施設整備やテナント運営、宮城県気仙沼市における市、観光協会、商工会議所が一体となったDMOによる国内外の誘客促進、福島県いわき市における企業誘致による雇用創出と地元サッカークラブを通じたスポーツツーリズムの促進など、民主導による地域再生への前向きな動きが始まっている。

復興・創生を計画期間内に着実に実現するためには、民間が活力を取り戻し、自立的な産業再生を果たしていくことが不可欠である。そのためには、被災地における人・物・金の流れを活発化させることが重要であり、それを促す社会資本整備を着実に推進することが必要である。加えて、政府においては、民間の取り組みを促進する、きめ細かな対策・支援を積極的に講じられたい。

なお、昨年8月に発生した台風10号は、復興が進みつつあった岩手県北部の沿岸地域に、再び甚大な被害をもたらしており、同地域の復旧・復興に万全の措置を講じられたい。

日本商工会議所は、引き続き、全国515商工会議所と連携し、被災地の復興・創生に向けた支援に全力で取り組んでいく。

記

I. 産業復興・なりわいの再生

1. 被災事業者の販路確保・開拓に向けた強力な支援

(主な要望先：復興庁、農林水産省、経済産業省)

被災事業者が事業再開を果たしても、売上が立ち利益が生まれなければ、事業者も地域経済も復興を果たすことはできない。しかし、震災後6年間に失われた販路の回復や新規開拓は容易ではない。事業者による付加価値の高い商品開発等への後押しとともに、効果的な商談会の開催支援など、販路確保に向けた強力な支援が望まれる。

- (1) 水産庁の支援による東北復興水産加工品展示商談会や、東北経済産業局を中心とした三陸水産加工品の統一ブランド構築の取組みへの継続的な支援。
- (2) 各地商工会議所等が取り組む商品開発、販路開拓のために必要な専門人材（コンサルタント、アドバイザー、企業OBなど）の確保に対する助成。
- (3) 商談会等に参加するサプライヤー、バイヤーへの交通費、宿泊費等の助成。
- (4) 農水産品に対する輸入規制の撤廃に向けた外国政府への働きかけ。

2. 産業復興の担い手となる労働力の確保

(主な要望先：復興庁、厚生労働省)

震災前から人口減少が顕著であった被災地域では、震災後のさらなる人口流出や復興関連事業の増加等により、被災3県沿岸部の有効求人倍率は、震災前と比べて約3倍に達するなど、人手不足と人件費の高騰が極めて深刻な状況にある。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やリニア中央新幹線など、国家的プロジェクトが控える中、被災地の復興が労働力不足によって遅れることのないよう、労働力の確保には万全を期し、特段の配慮と支援をいただきたい。加えて、外国人技能実習制度の活用促進に向けた措置を講じられたい。

- (1) 土木・建設等技術者や現場従事者の確保に向けた、官民OB人材等の活用促進。
- (2) 事業復興型雇用創出事業について、被災3県以外からの求職者の雇入れや、前年度までに助成金を受給した事業者を助成対象とするなど、柔軟な制度の運用。
- (3) 商品開発やマーケティング能力向上など、産業復興に資する人材育成への支援。

3. 観光振興など交流人口等の拡大に向けた支援

(主な要望先：復興庁、観光庁、国土交通省、文部科学省)

定住人口の減少に歯止めがかからない中で、地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠である。特に、他地域と比べて極めて低調にある、外国人旅行者や教育旅行者の拡大に向けた支援が望まれる。

- (1) 外国人旅行者の誘客や海外への訪日プロモーション等を支援する「東北観光復興対策交付金」「東北観光復興プロモーション」の継続および十分な予算確保。
- (2) 中国人に対する数次査証（ビザ）の有効期間延長および青森県、秋田県、山形県への対象訪問地域の拡大。
- (3) 復興ツーリズム、伝統産業体験ツアー等を通じた、教育旅行誘致に向けた取組みへの支援、教育関係団体や保護者を対象とした啓発活動の強化。
- (4) 震災の記憶の風化を防ぐため、最も甚大な被害を受けた、宮城県石巻市を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレーのスタート地とすることへの関係機関への要請。
- (5) 人流・物流の活性化や災害時のライフラインに資する、復興・復興支援道路の着実な整備、常磐自動車道の早期4車線化、JR山田線・常磐線の早期復旧。

4. 被災事業者に対する資金繰り支援の継続・強化

(主な要望先：復興庁、経済産業省、金融庁)

震災から6年が経過し、既に事業再開を果たした事業者の中には、販路回復が儘ならないなど、厳しい経営環境のもと、再建に要した借入金の返済に窮するという、新たな問題に直面している。加えて、復興の本格化に伴い、今後も中小事業者の新たな資金需要が見込まれることから、被災事業者の資金繰り支援について、万全の体制で取り組まれない。

- (1) 「産業復興機構」および「東日本大震災事業者再生支援機構」による二重ローン対策（買取企業のフォローアップ、買戻しへの対応等）の継続・強化。
- (2) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の据置期間（5年以内）の延長。
- (3) 昨年の台風10号により甚大な被害を受けた岩手県沿岸地域の被災事業者に対する資金繰り支援・二重ローン対策の強化。

5. 産業復興の段階や環境変化に即した支援制度の見直し等

(主な要望先：復興庁、経済産業省、農林水産省)

産業復興の本格化に伴い、事業用地確保の遅れによるグループ補助金の新規活用、水産施設における生産・衛生機能の高度化へのニーズの増大等が見込まれることから、復興の段階に即した支援制度の見直しを図られたい。併せて、産業復興の中核を担う地域経済団体への支援を講じられたい。

- (1) グループ補助金を新たに活用しようとする事業者を、既存グループの構成員として追加する際の運用（事業計画書の再提出等）の簡素化。
- (2) 「水産業共同利用施設復旧整備事業」の申請要件（水産加工品の場合、加工原料となる国産水産物について、仕入れ金額の50%以上を安定的に調達）の緩和。
- (3) 地域経済団体に対する運営・事業費、人件費等の支援および商工会議所会館等の新設や建て替え等への支援、会館建設への寄付金の全額損金算入措置の延長。
- (4) 漁獲量の激減要因の1つとして指摘される乱獲の防止に向けた国際交渉の推進。

II. 国の主導による福島の復旧・復興の早期かつ着実な推進

1. 除染・汚染水処理の着実な実行と風評被害対策の強化

(主な要望先：復興庁、経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省)

福島第一原発の事故に伴う、風評被害は長期化・複雑化しており、依然続く県産品の売上縮小や観光需要の低迷などにより、事業者に深刻な影響が及んでいる。また、人口流出による過疎化が進む地域では、コミュニティ崩壊の危惧が現実化している。事故の早期終息と福島の復旧・復興の基礎となり、地域コミュニティの再生や住民と避難者との共生にもつながる除染・汚染水処理や風評被害対策に向けた取組みを、着実に実行されたい。

- (1) 合理的な目標・計画に基づく除染の完全実施、さらには除染後においても放射線量が高い場所への追加除染の迅速かつ確実な実施。
- (2) 国の責任の下での早急かつ確実な汚染水処理の実施。
- (3) 地域の合意を前提とした中間貯蔵施設の早期整備、および汚染土壌等の安全かつ円滑な輸送体制の確保。
- (4) 風評被害対策に関する十分な予算確保、世界水準を上回る食品の放射性物質濃度国内規制等の

見直し、福島県産品の安全性に関する国内外への周知強化。

2. 被害の実態を踏まえた原子力損害賠償の確実な実施

(主な要望先：復興庁、内閣府、経済産業省、文部科学省)

福島第一原発の事故に起因した営業損害をはじめとする原子力損害賠償については、被害を受けた事業者が、被災前と同等の事業活動を行える見通しが立つまでの間、個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額を確保するとともに、きめ細かな対応を通じて、公正かつ着実に損害賠償が実施されるよう措置されたい。

- (1) 「東電改革提言」(平成28年12月、東京電力改革・1F問題委員会)を踏まえた、国の関与による被害実態に応じた賠償の迅速かつ確実な実施。
- (2) 東京電力が定めた「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(3つの誓い)」(平成26年1月)の順守の徹底、相当因果関係の明確な判断基準の開示、同因果関係の立証手法の簡便化に向けたより一層の指導強化。

3. 地域全体の産業振興に向けた支援

(主な要望先：復興庁、経済産業省)

福島県浜通り地域における、新たな産業集積の形成や既存企業の生産拡大に向け、企業立地・誘致や新規創業のさらなる促進のための措置を講じられたい。

- (1) 福島再生特別措置法に基づく税制優遇措置や、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」「ふくしま企業立地補助金」等による支援の継続。
- (2) 国際廃炉研究拠点やエネルギー関連産業等の集積に資する、「イノベーション・コースト構想」の着実な推進。
- (3) 福島相双復興官民合同チームによる事業者への個別相談等を踏まえた、きめ細かな支援策の推進。
- (4) スポーツによる誘客促進(合宿・キャンプ誘致等)への支援。

以上

《被災地商工会議所の声》

【復興・創生に向けた取組みに関する声】

○駅周辺地区を「新たなまちの顔」として創生すべく、推進組織を立ち上げ、エリア全体を見渡した整備事業を進めている。

《岩手県大船渡市における取組み》

JR大船渡駅周辺地区を「新たなまちの顔」として創生すべく、平成26年7月に、エリア全体をコーディネートする組織として、商工会議所参画のもと「大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会」を設立。

平成27年12月には、事業実施の母体となる「株式会社キャッセン大船渡」を設立(商工会議所も出資)し、同社が中心となって商店街区の整備やテナント運営、周辺の民間商業施設との連携等を通じたエリア全体の活性化を俯瞰したまちづくりを進めている。

○本年3月に、DMO（観光地域づくり組織）を設立。マーケティングやデザイン等の専門知識を有する市内の人材に参画してもらい、顧客のデータベース化、地域で稼げるまちづくり等、地域のブランド戦略を本格的に進めていく。

《宮城県気仙沼市における取組み》

平成29年3月にDMOとして、気仙沼観光推進機構を設立予定。同機構には市、商工会議所、観光団体等が参画。マーケティングやデザイン等の専門知識を有する人材も招聘し、顧客のデータベース化、地域で稼げるまちづくり等、気仙沼のブランド戦略を本格的に進めることとしている。

また、国内水揚げ量の約7割を誇るメカジキを地域ブランドとすべく、商工会議所が中心となって「気仙沼メカジキブランド化推進委員会」を設立。生産者・商業者・観光業者・市等が一体となって、着地型観光「食のまち気仙沼」を目指している。

○当市は、原発事故による住民避難・事故収束の拠点として大きな役割を果たしてきた。今後も、「浜通りの復興を牽引することこそが本市に与えられた天命」との認識を持って、諸事業に取り組んでいきたい。

《福島県いわき市における取組み》

平成27年にいわき市に進出した企業と連携したまちづくりを推進。同社がオーナーを務める地元スポーツクラブと連携し、スポーツを通じたまちづくり・観光振興・人材育成・都市ブランディングにより、シビックプライド（「いわきプライド」）の醸成に繋げることを目指している。同社の進出にあたっては、商工会議所も雇用確保等で支援した。

○福島県浜通り地域を、ロボット産業を通じたまちづくりで再生し、世界中から企業が進出する地域を目指していきたい。まずは、その土台づくりに取り組む。

《福島県南相馬市における取組み》

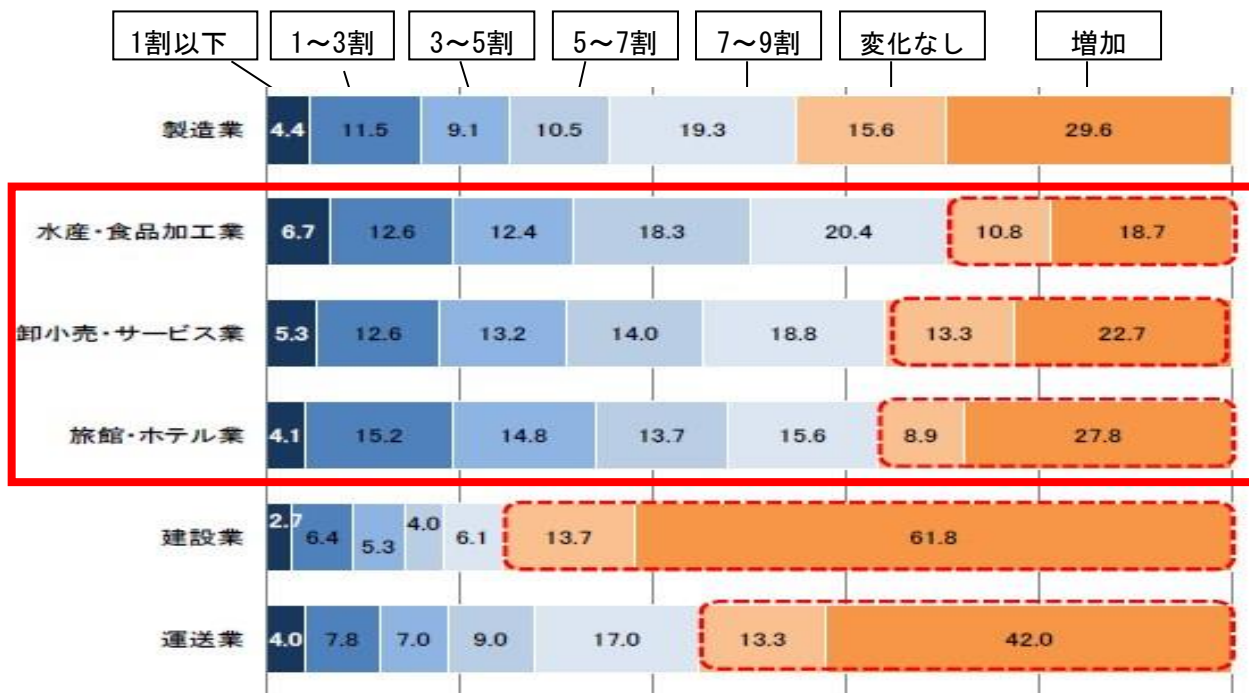
原町商工会議所は、平成29年1月に「イノベーション・コースト構想環境整備推進協議会」を設立。イノベーション・コースト構想の中核拠点を活用し、交流人口拡大や新産業創出等による自立的な地域経済の復興に向けた検討を開始している。

【具体的な課題に関する声】

○水産加工業の経営が厳しい中、原魚確保に向けた支援を強化してほしい。水産加工業の仕事を増やし再建させることが急務。

《参考1》被災事業者の売上回復状況

・グループ補助金を活用して事業再開した事業者においても、震災前の売上を回復した事業者は、水産・食品加工業で約3割、卸小売・サービス業および旅館・ホテル業で4割弱にとどまる。



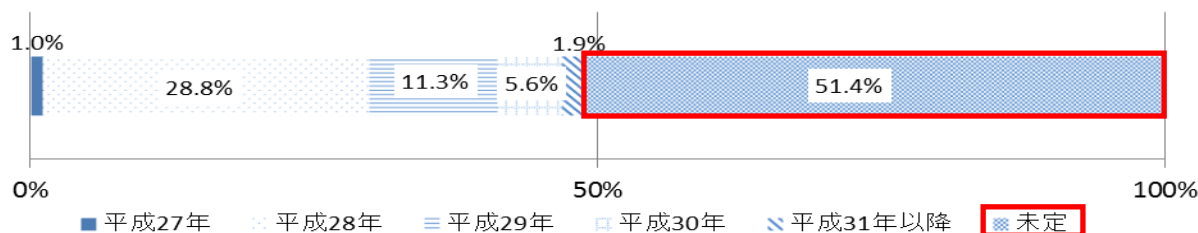
(出典) 東北経済産業局「グループ補助金交付先アンケート調査結果」<平成28年10月>

○当市の仮設商店街は来年3月で撤去予定。用地確保の遅れなどにより本設での事業再開の目途が立っていない事業者も多い。この1年で判断を迫られている。

○二重ローンについては、当市では、約7割の企業が当初の再建計画どおりに進んでいない。買い取りに関する相談は少なくなっているが、計画の見直しなど、フォローアップを強化する必要がある。

《参考2》仮設店舗で営業している事業者の本設再開時期（平成28年以降は「予定」）

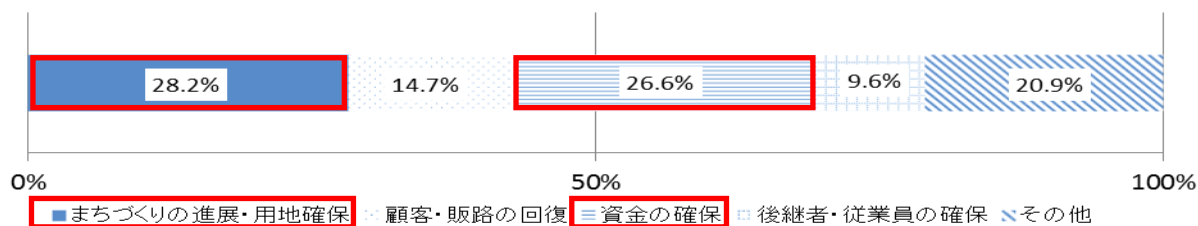
・半数以上の事業者が「本設再開時期は未定」と回答。



(出典) 岩手県「平成28年第1回被災事業所復興状況調査結果」<平成28年2月、n=1,155>

《参考3》本設再開の課題

- ・本設再開の課題として、「用地確保」「資金確保」をあげる声が多い。



(出典) 同上

○地元スーパーでは、自前で買物バスを運行しているほか、高齢者向けの宅配も行っている。今後は、こうしたサービスを提供しないと人を呼び込めない。

《参考4》被災3県における高齢化・人口の現状および将来予測

- ・被災3県のうち、特に岩手県・福島県では全国平均を上回るペースで高齢化・人口減少が進むと予測されている。

①被災3県の高齢化率

県	平成26年 (2014年)	平成52年 (2040年)
岩手県	29.5%	39.7%
宮城県	24.0%	36.2%
福島県	27.6%	39.3%
全国	26.0%	36.1%

(出典) 内閣府「平成28年版高齢社会白書」

②被災3県の人口増加率

県	平成17(2005) ~22(2010)年	平成22(2010) ~27(2015)年	平成27(2015) ~32(2020)年	平成47(2035) ~52(2040)年
岩手県	Δ4.0	Δ4.8	Δ4.7	Δ6.7
宮城県	Δ0.5	Δ1.8	Δ1.6	Δ4.3
福島県	Δ3.0	Δ5.7	Δ2.0	Δ6.4
全国	0.2	Δ1.1	Δ2.0	Δ4.3

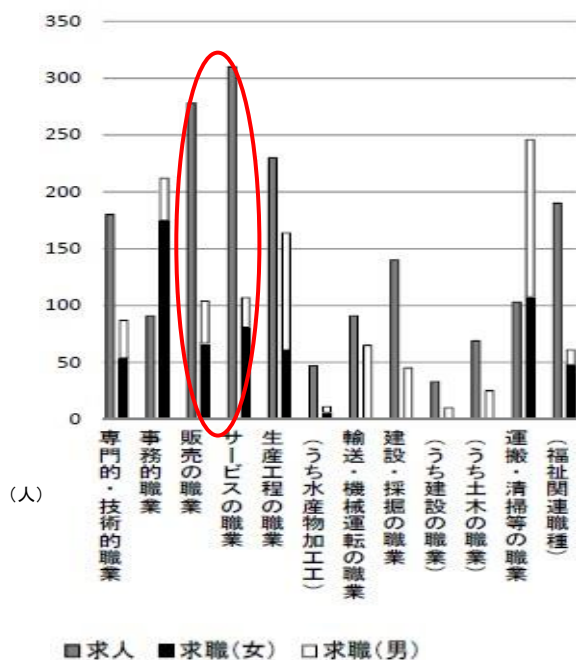
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

○当市の有効求人倍率（平成 28 年 11 月末時点）は 1.72 倍。職業別では、建築・土木は 8.63 倍、サービス業は 2.8 倍。倍率だけでなく、単価も上がっていることが悩ましい。販売職は 3.04 倍で店員になる人がいない。パートの確保も難しい。

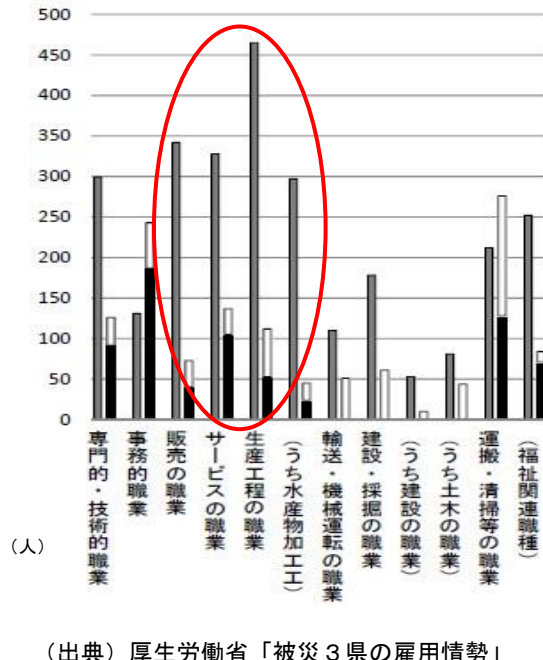
《参考 5》ハローワーク別、職業別の求人・求職の状況（平成28年 1 月時点・抜粋）

・被災地域では、「販売」「サービス」「水産加工」において、求人が求職を大幅に上回っている。

①岩手県釜石市



②宮城県気仙沼市



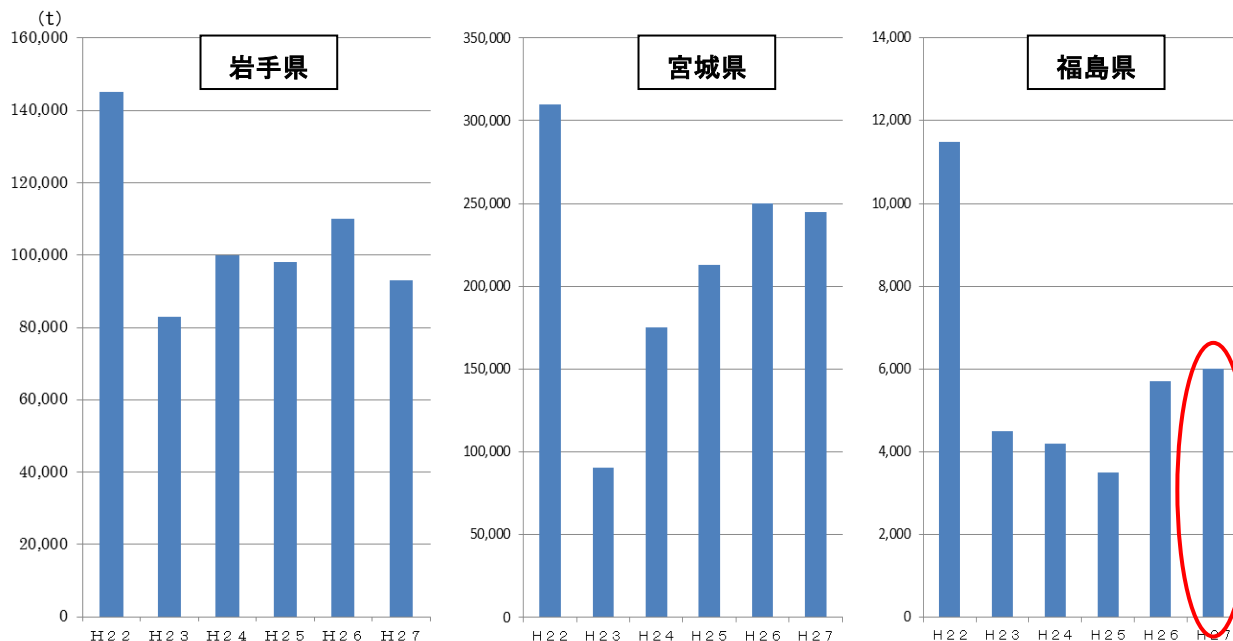
(出典) 厚生労働省「被災 3 県の雇用情勢」

○住まいの再建については、今年中に防災集団移転、災害公営住宅整備が完了予定。本来であれば、仮設住宅から公営住宅などに移転可能だが、無料で借りることができる等の理由により、仮設住宅を出ない方が多い。当市の発表では、公営住宅の空き家が 80 戸ほど生じる見込み。

○福島県の水産業は、現在も大きな被害を受けている。原発事故により、「福島の魚はダメ」という風評被害が続いている。全量検査を実施したうえで出荷しており、日本一安全な魚であるにも関わらず、とても悔しい。

《参考6》被災3県の水揚量の推移

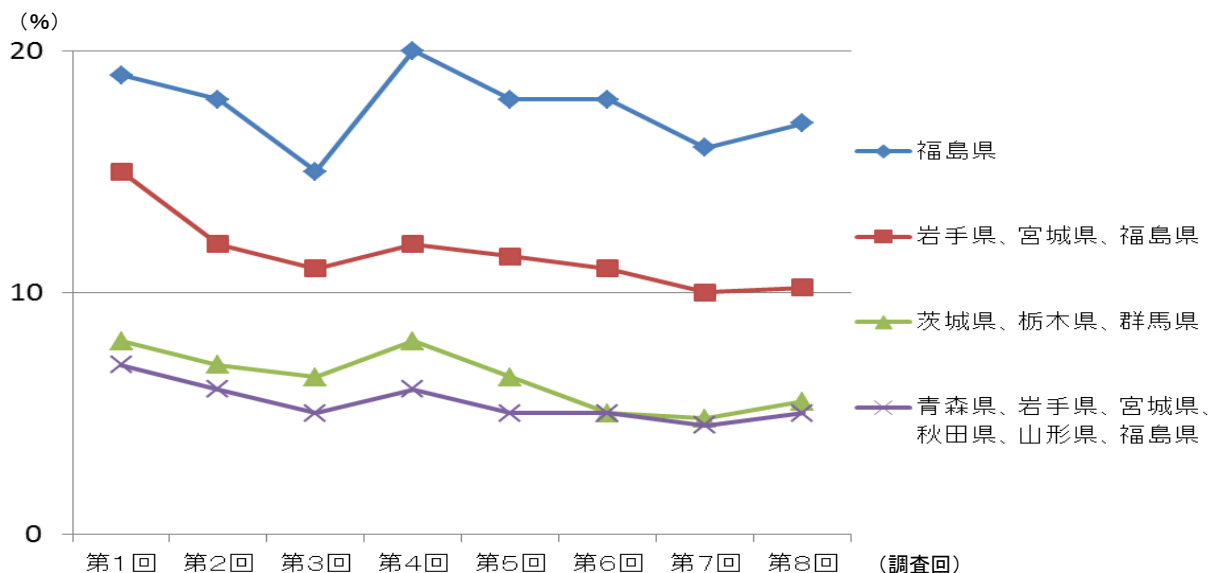
・岩手県、宮城県に比べて、福島県の回復度は低い。



(出典) 水産庁「水産業復興へ向けた現状と課題」を事務局加工

《参考7》放射性物質を理由に購入をためらう産地

・福島県産品の購入をためらうとする消費者が約2割存在。

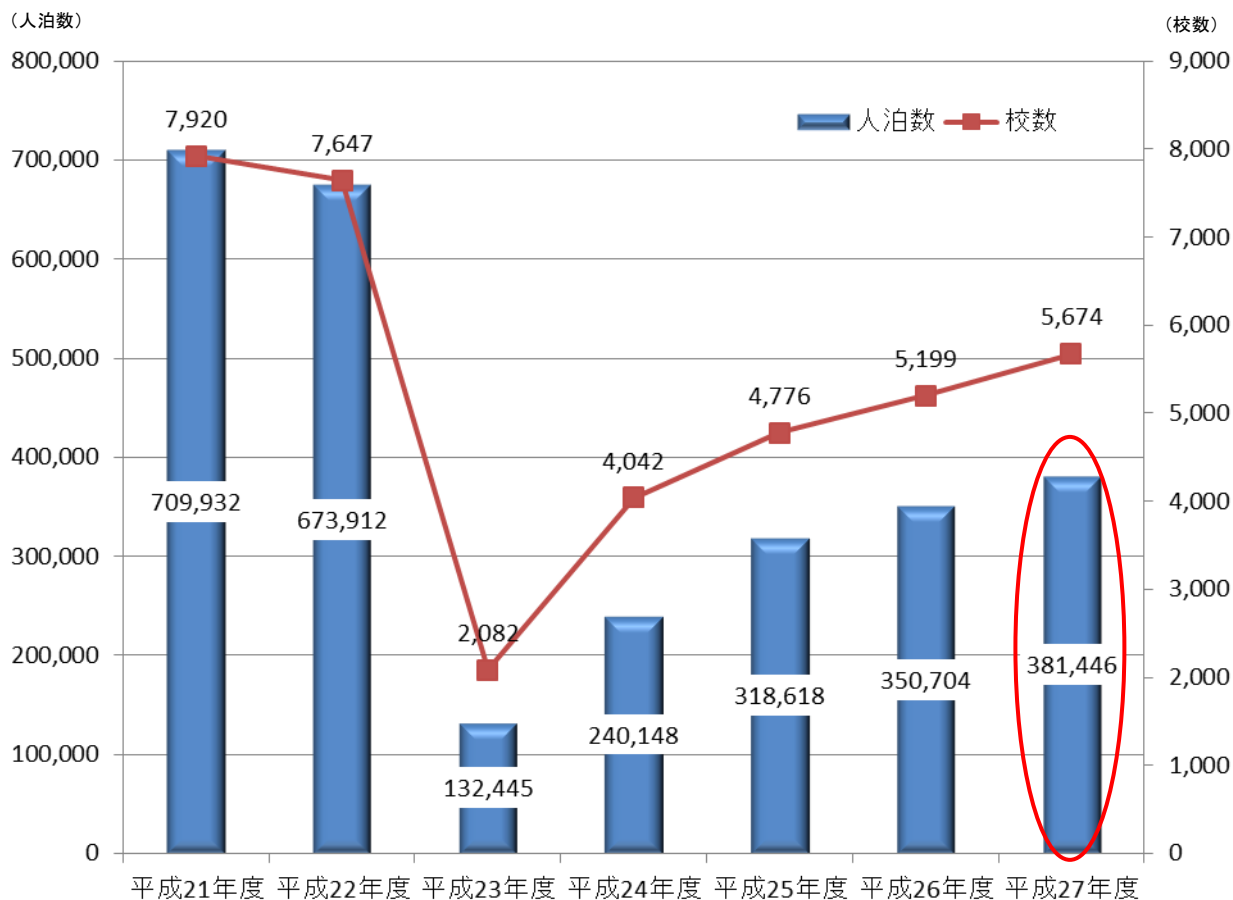


(出典) 消費者庁「第8回風評被害に関する消費者意識の実態調査結果」<平成28年10月>を事務局加工

○福島県会津地域は、原発の直接被害は受けていないが、風評被害が大きい。福島という名前がついているだけで、修学旅行も7割程度しか回復していない。

《参考8》福島県教育旅行入込数の推移

・福島県への教育旅行入込数は増加傾向にあるが、震災前の約5割にとどまっている。



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

(出典) 観光庁資料「教育旅行に関する連携施策」

以上

東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望
民間活力を喚起する継続的な取り組みを

<提出先>

復興庁をはじめ政府・政党など関係各方面

<実現状況>

それぞれの要望項目について、以下の措置が講じられた

(●=平成28年度補正予算、○=平成29年度予算、◆=予算以外の措置)

I. インフラ復旧・復興まちづくりの促進

1. インフラの着実な復旧・整備の促進を

→◆復興支援道路が一部区間で開通

- ・復興支援道路として整備が進む、全長約 46km の福島相馬道路のうち、相馬玉野 IC～相馬山上 IC 間の約 10.5km が 3 月 26 日に開通。平成 32 年度の全線開通を目指す。

→○復興道路・復興支援道路の整備 (2,400 億円)

→○災害復旧事業 (2,599 億円)

- ・被災した漁港施設、海岸堤防、農地・農業用施設、学校等の復旧を重点的に推進

2. 復興事業の長期化に伴う余剰宅地等の発生や商業機能復旧の遅れへの対応を

→○東日本大震災復興交付金 (525 億円)

- ・公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、一つの事業計画の提出により一括で支援。

II. 産業復興・なりわいの再生

1. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援策の拡充を

→○観光復興関連事業 (51 億円)

- ・地域の発案に基づくインバウンドを呼び込む取組や福島県の観光振興等を支援。

3. 被災企業の販路回復・開拓を通じた自立促進への支援を

→○復興水産加工業等販路回復促進事業 (15 億円)

- ・被災地の水産加工業の販路回復のための個別指導、セミナー等の開催や販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援。

4. 復旧・復興の段階を踏まえたグループ補助金制度の柔軟な対応を

→○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (グループ補助金) (210 億円)

- ・岩手、宮城、福島各県の津波浸水地域および福島県の避難指示区域等を対象に、被災中小企業者等の施設復旧等を支援。

VI. 国の主導による福島の復旧・復興の加速

1. 除染・汚染水処理や風評被害対策等の迅速かつ確実な実行を

→○除染土壌等の適正管理・搬出等の実施 (2,855 億円)

- ・除染土壌等の仮置き場での適正管理、中間貯蔵施設への搬出を支援。

→○放射性物質汚染廃棄物処理事業等 (1,851 億円)

- ・放射性物質に汚染された指定廃棄物処理の着実な推進、市町村等が行う稲わら、牧草等の農業系廃棄物処理を支援。

→○中間貯蔵施設の整備等 (1,876 億円)

→○復興拠点内環境回復事業 (仮称) (309 億円)

- ・帰還困難区域の復興拠点整備に向け、除染とインフラ整備を一体的に実施。

→○福島県農林水産業再生総合事業 47 億円《新規》

- ・福島県の農林水産業の再生に向けた、風評の払拭を総合的に支援。

知的財産政策に関する意見

2003年に「知的財産立国」を目指して、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が設置されて以来、知的財産（知財）の創造・保護・活用に向けて数多くの施策が講じられ、知財への関心は大いに高まった。しかし、近年、特許出願件数は再び減少傾向に転じるなど、知財への取り組みは勢いを欠いている。

“ものづくり” “サービス” “コンテンツ” など、わが国が強みを生かし、グローバルな競争に打ち勝つためには、イノベーションを収益力の向上につなげる知財戦略が不可欠である。国はもとより、各々の地域において、知的財産の創造・保護・活用に関する戦略を策定し、目標を掲げ、リーダーとなる者を定めて取り組むことが重要である。

特に、わが国の付加価値額の約半分は、三大都市圏以外の地方で生み出されており、地方創生の実現は「成長する経済」に欠くことはできない。各地域において、資源や強みを徹底的に掘り起し、ブランドやコンテンツ、技術といった知財を戦略的に活用して、国内はもとより、アジアをはじめとした海外市場を獲得できるよう、官民をあげて積極的に取り組むことが必要である。

また、地域経済の担い手である中小企業の知財に対する意識を一段と高め、特許をはじめとした知財の創造・活用を促進することが極めて重要である。個々の中小企業における、知財権の取得・活用経験や、人材・資金・情報といった社内リソースの多寡など、多様な実態を的確に捉えて、きめ細かく支援していくことが効果的である。あわせて、新商品・サービスを開発する企業、生産性向上に取り組む企業、海外を含め新市場展開を目指す企業、創業・ベンチャー企業などに、支援の重点化を図る観点も必要である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては知財に関する具体的な政策課題として、以下の事項に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業における知財の創造・活用に向けて、関係先と連携し積極的に取り組む所存である。

記

I. 知財活用が地方創生実現のカギ

「地方創生の実現」は、わが国最大の課題である潜在成長率の引上げと持続的な経済成長に不可欠である。広域観光振興や農商工連携などを加速して、地域の資源や強みを最大限に活用した成長産業を育成し、域外の需要、消費、投資を取り込むことが重要である。地域資源の収益化のカギは、資源の不断の磨き上げとともに、それを知的財産として捉え、いかに効果的・効率的に活用し、差別化できるかにかかっている。都道府県を中心に地域経済の担い手が連携して、共通の目標とリーダーを定めて取り組むことが重要である。そのため、次の施策が必要と考える。

1. 都道府県は知財の創造・保護・活用に関する戦略の策定・見直しを

- ① 都道府県は地域経済の担い手と連携して、地域における知財の創造・保護・活用を強化し、地域を

活性化する戦略の策定・見直しを行い、目標や推進体制、地域中小企業等の支援施策の体系、方向性を明確に定め、推進すること。また、国はその策定・見直しの促進と積極的な支援を行うこと。

- ② 地域知的財産戦略本部ならびに地域経済産業局は、都道府県等との連携を強化し、国や自治体等の最新の知財支援策をワンポータルに一括して分かり易く紹介し、中小企業等が常に活用できるようにすること。

2. 知財による連携を進め、地域の活性化を

- ① 各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学や徳島大学の特許開放モデルの展開）。
- ② 企業や大学・研究機関等との適切な権利配分を実現するため、契約書の雛形の提供や契約時の留意点を紹介する等、産産連携・産学連携における契約締結に対する支援を強化すること。
- ③ 知財総合支援窓口は相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ、企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能を強化すること。
- ④ 4月に各経済産業局において、また10月に INPIT（(独)工業所有権情報・研修館）の近畿統括拠点において、面接審査や相談窓口機能が強化されるため、その積極的なPRを行い、中小企業の利用を促進すること。
- ⑤ オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。その際、大企業は中小企業が保有する技術やノウハウの保護に十分配慮すること。
- ⑥ 商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓をするために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等を強化するとともに、デザインを活用した販路開拓などの有効性を紹介し、中小企業の意匠権の活用を促進すること。
- ⑦ 地域の新規事業創出支援の効果を上げるため、事業プロデューサー事業（特許庁）、マッチングプランナー事業（文部科学省）の連携を推進すること。

3. 地域資源の権利化・ブランド化の促進を

- ① 平成18年4月から施行された地域団体商標制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。
- ② 都道府県や市区町村は地域経済の担い手と連携し、地理的表示保護制度や地域団体商標を取得した権利者に対して、農林水産品・加工品等の海外を含めた販売支援（マーケティング、販路開拓、見本市への出展等）や、模倣品等の侵害対策に強力に取り組むこと。
- ③ 地理的表示保護制度は、わが国の農林水産品の高付加価値化、ブランド力向上に有用であり、知財総合支援窓口における制度活用の相談対応の充実を含め、活用を促進すること。
- ④ 伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品が地理的表示保護制度を活用できるよう、制度の拡充を図ること。
- ⑤ 地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- ⑥ 農商工連携の取り組みが各地で進む中、ブランド化に向けた商標権の取得コストが、大きな負担となっているため、地域活性化に資する商標について、登録費用の減額措置を創設すること。
- ⑦ 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルで

の販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、29年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業（地域力活用新事業〇全国展開プロジェクト）、JAPAN ブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

4. 地域の主体的な知財活用に向けた人材育成支援を

- ① 地域の知財（育成者権、商標権、意匠権等）を総合的に活用し、国内外において地域産品の価値を高められるよう、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成、能力開発を強化すること。
- ② 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、マッチングから製品化まで支援できるコーディネーターの育成・配置をさらに推進すること。
- ③ 農商工連携・6次産業化による新商品の商標や、地域の魅力あふれるコンテンツを有効活用し、域外に発信する等、地域活性化策の推進に向けた人材育成をさらに強化すること。
- ④ キャラクターの活用の際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域が存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

II. 中小企業による知財活用の最大限の促進を

中小企業が知財を創出し、権利化する上での最大の課題は、権利の取得・維持コストや手続きの煩雑さに比べ、権利化による利得が低く見込まれることである。コスト低減、手続きの簡素化と、権利活用への期待を引き上げる施策を併行して最大限推進する必要がある。そのために、以下の施策を講じられたい。

1. 中小企業の知財権の積極的な取得に向けた環境の整備

(1) 知財権の取得・維持費用を下げる

- ① 中小・小規模企業、ベンチャー企業が、複雑な要件に縛られることなく、一律に費用負担の減免措置を受けられるよう、料金減免体系を抜本的に見直すこと。例えば、米国のスモールエンティティ・マイクロエンティティ制度や中国の特許費用減免弁法を参考に、従業員300人以下の中小企業には一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。
- ② 特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。
- ③ 中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。
- ④ 中小企業に対する外国出願支援の周知強化、公募期間の拡大等により、利用を促進すること。

(2) 権利化などの申請手続きを簡素化し、分り易く

- ① 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続き負担を軽減すること。
 - a) 出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括申請ができるよう、改善すること。
 - b) 様式について、申請が簡易化されるよう工夫（例：該当事項にチェックを入れる方式など）するとともに、申請要件等については宣誓（※）に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。
※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費

用減免の対象になる。但し、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。

- c) 複数国への出願に係る優先権書類の電子的交換制度について、意匠・商標への適用や参加国の拡大に向けて取り組むこと。
- d) 海外における知財活動（権利取得から事業化・ライセンス、侵害対策まで）については、不慣れな中小企業が特に多いことから、各種申請や相談窓口の一本化を進める等、一貫通貫の支援を強化すること。
- e) 都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担う「中小企業外国出願支援事業」の相談窓口について、アクセスしやすい場所へ拠点を拡充すること。

2. 知財を中小企業の経営戦略に不可欠なものに

(1) 知財を戦略的に経営に活かそうとする中小企業への支援

- ① 中小企業が知財戦略を重視した経営計画を作成し、その計画を地域知的財産戦略本部等が認定した場合、研究開発や設備投資への助成、税制優遇措置、低利融資などを支援する制度を創設すること。また、経営計画の策定、実行を支援する民間コンサルティングに要する費用について、負担軽減策を講じること。
- ② 関東、近畿ならびに四国経済産業局等が行う「知財経営塾」「知財塾」の効果・課題を検証した上で、各都道府県に積極的に展開すること。その際、知財活用途上型企業には知財の重要性の啓発、知財活用挑戦型企業には知財の戦略的活用のための伴走型支援等、それぞれの実態に合ったきめ細かい支援を講じること。
- ③ 「知的資産経営報告書」を活用し、競争力を高めている企業などの成功事例の紹介により、同報告書活用の有効性を積極的に周知すること。
- ④ 近畿経済産業局が行う中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を全国的に普及すること。
- ⑤ AI やビッグデータといった新しい情報財による、新たなビジネスモデルの展開を促進するため、ビジネスモデル特許の活用の好事例など普及啓発に一層取り組むこと。
- ⑥ パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する税負担の軽減）について、各国の状況も踏まえながら整備に向けた検討を行うこと。
- ⑦ わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図ること。
- ⑧ 技術やノウハウ等の営業秘密を適切に保護し、先使用権制度を利用して事業継続できるように、タイムスタンプ等の活用を推進すること。

(2) 中小企業の知財活用意識の醸成と支援人材の育成

- ① 中小企業にとって権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要であり、経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。また、知的財産管理技能検定の資格取得に向けたカリキュラムを提供するなど、1社に1人、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。
- ② 「秘密情報の保護ハンドブック」を有効活用し、中小企業において営業秘密を適切に管理できる

ようセミナー等を積極的に開催し、中小企業経営者や従業員の営業秘密保護に対する意識を醸成すること。

- ③ 弁理士、中小企業診断士、金融機関などの支援者を対象に、知的財産の戦略的活用の促進に向けた人材育成研修プログラムの充実を図ること。
- ④ 中小企業から、業界動向に詳しい弁理士を探せない、弁理士費用の負担が大きい等の声があるため、適切な弁理士を容易に探すことができるよう、分野別・国別の特許出願代行件数や知財紛争処理件数等の開示を推進すること。
- ⑤ 国・地方自治体が連携して知財教育を推進するため構築された、知財創造教育推進コンソーシアムを活性化させ、発明やアイデアに対する意識の向上を図ること。あわせて、小中学校での知財教育推進に向けて、発明やアイデアの楽しさや、模倣品・海賊版といった権利侵害に対する教育等を踏まえたカリキュラムとすること。

(3) 知財の価値や事業性評価が見える化（数値化）し、知財金融の促進へ

- ① 中国においては知財を活用した融資が2011年の90億元（約1,350億円）から2015年の750億元（約1.1兆円）へと急速に拡大するとの予測を踏まえ、日本での知財金融のさらなる拡大のために、中国における知財金融を研究するとともに、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を大幅に拡大すること。
- ② 金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」を大幅に拡充すること。
- ③ 知財金融の促進のため、知財の経済的価値の数値化・指標化に向けた研究分析について、知財侵害訴訟における損害賠償額の評価等を含めて取り組み、広く提供すること。また、多数の特許が自由に取引される特許流通市場を整備すること。

(4) 国内外の知財侵害に対し、断固たる措置を

- ① 取引先が技術やノウハウなどの知財を不当に吸い上げていないか、実態を調査するとともに、不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- ② 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を拡充するとともに、関係省庁等が行う関連事業・相談窓口との連携を強化すること。
- ③ 海外における知財侵害に対して、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届等の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおける在外公館やジェトロの積極的な関与を通じて、正当な権利の主張ができるよう対応を強化すること。
- ④ 海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関に対して、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を継続的に調査し、必要に応じて強く改善を要求すること。
- ⑤ 中小企業が国際仲裁制度を活用しやすくなるよう支援を講じること。
- ⑥ 特許庁の判定制度の周知を強力に進めるとともに、判定書の発行期間を短縮すること。
- ⑦ 海外で知財侵害として訴えられた際の海外知財訴訟保険制度について制度の改善を図るとともに

に、周知を強力に行うこと。

- ⑧ AI やビッグデータ等は、発展を続けているため、中小企業にとって理解しにくい。中小企業の経営戦略や知財戦略に与える影響を分かりやすく説明するとともに、営業秘密の保護など中小企業の実態を踏まえた活用の在り方を検討すること。
- ⑨ 既存の知財権の保護対象とされないデータとその集合のうち、取得等のために投資や労力が必要な「価値あるデータ」の保護については、中小企業の実態を踏まえたデータ契約（規約等）上の留意点の整理など、民間の取り組み支援を推進すること。また、権利付与や行為規制による保護については、国民や企業の実情、ニーズ等を踏まえ慎重に検討すること。

Ⅲ. わが国の産業競争力を強化する知財システムを

経営資源に乏しい中小企業が知財侵害に対抗して訴訟を起こすのは、自社のビジネスへの影響が看過できない程大きい場合に限られる。提訴したとしても、知財訴訟における原告・中小企業の勝訴率は20%に満たず、さらに勝訴の場合における中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は8%と、大企業（30%）に比べ、減額されている。このように、特許権等でビジネスをしっかりと守ることができない状況は、知財の創造・活用に向けた中小企業の意欲を削ぐことにつながる。

特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に活用できることが、中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が裁判においても高い安定性が認められること、並びに知財侵害の際に訴訟提起が容易にできることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

1. 知財の創造・活用を促進する、納得感の高い紛争処理システムを

（1）特許権の安定性を高める確実な審査を

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。懸念の払しょくに最も重要なことは、裁判において特許等の有効性が否定されないことがないように、特許庁が確実な審査を行うことである。

また、裁判所と特許庁が連携を強化し、裁判所の技術的専門性を更に高めるための措置を講じることが重要である。侵害訴訟において、権利付与した専門官庁である特許庁に意見陳述を行う機会を与えることも必要である。

さらに、特許権の権利付与段階における取り組みも重要である。公正取引委員会は独占禁止法違反の審査に関する規則・ガイドラインを定め、これを一般に公表することにより、裁判所は判断の参考にしている。同様に、特許庁の知財権付与の審査に関する内部基準についても尊重するように、特許庁と裁判所は検討すべきである。

（2）訴訟提起前からの証拠収集手続きの強化を

中小企業からは、特に侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が多く寄せられている。一方で、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いによる提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが必要である。ドイツの査察制度などを参考に、裁判所の許可を得て、中

立的な査察官が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきと考える。査察に当たっては、営業秘密が漏れることが無いよう、裁判所の許可、及び査察官の秘密保持を厳格にすることにより、これらの懸念を払しょくする等の措置を講じるべきである。

また、書類提出命令については、被疑侵害者に求められる権利侵害の具体的態様の明示が十分になされない場合であっても、必要性がないとの理由で申立てが却下されるとの指摘がある。裁判所が書類提出の要否を判断し易くすること等改善する必要がある。

(3) 侵害差止めの迅速かつ的確な対応を

中小企業が特許や商標を取得するのは、他社からの侵害を防ぐためである。しかし、現実には、中小企業が侵害品を見つけても、なかなか製造や販売、輸入の差止めが認められない。例えば、ドイツでは、迅速に差止めが認められ、被害の拡大を防いでいるとの指摘があることから、日本でも、ドイツ並みに迅速かつ的確な侵害差止めがなされるよう、制度と運用を改善すべきである。

(4) 低すぎる損害賠償額の早期是正を

多くの中小企業から、わが国の訴訟における損害賠償額は低く押さえられているという声が上がっている。この状況を踏まえ、低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償額を引き上げることは、その内容いかんによってはわが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が日本で積極的に訴訟を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を是正するために、特許法第102条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべきである。特に、同法第102条第3項の特許実施料相当額については、平成10年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析がある。そのため、裁判所が独自の判断で決定している同法第102条各項に基づく算定については、関係者の理解を深めるために、具体的事情の考慮結果を明確にする等透明性を高める見直しを早急に行う必要がある。

弁護士費用については、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法第709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

(5) 中小企業が侵害に対抗するための支援を

中小企業が知財紛争で勝訴できない要因として、特許の内容が不十分であることや、訴訟を依頼した弁護士が知財紛争に精通していないなど、中小企業側の問題を指摘する声がある。

一方、経験豊かな弁理士や知財弁護士は、大企業を顧客としていることが多く、利益相反のために中小企業からの依頼を断ることがあるのも実態である。中小企業の実質的なハンディをなくすためには、思い切った中小企業支援策が必要である。

① 中小企業に対する裁判費用の支援等

訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを難しくしている。例えば、訴額が100億円の訴訟を提起する場合には、1,600万円程度を裁判所に一旦納付する必要がある、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。また、知財訴訟における弁護

士費用の捻出も中小企業には大きな負担となる。そのため、知財訴訟における弁護士等の費用を補償する保険制度や補助金の創設などを検討すべきである。

② 知財総合支援窓口の機能強化による、侵害・訴訟への対応を含めた戦略的な特許取得支援

知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口の特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応備えも含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化する必要がある。

③ 知的財産に詳しい弁護士を業界団体等が紹介する制度の創設

特に地方においては、知財に詳しい弁護士等を探すことは困難であり、これらの弁護士に関する情報にアクセスできるよう、現在弁護士会が行っている弁護士紹介制度に加えて、各業界団体等が、自業界やその技術の動向に詳しい弁護士等を紹介することを認めるべきである。

④ 仲裁・調停・斡旋制度の検証及び改善

裁判より早期での解決を望む中小企業のために、既存の仲裁・調停・斡旋制度の利用実態を検証、改善を図るとともに、中小企業が簡易・迅速かつ低廉な負担で利用できるよう、特許庁が新たな斡旋制度等を創設すること。

2. 日本の優れた知財システムを世界へ

- ① わが国の特許審査について、審査品質を高めつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮化を図り、世界最高品質かつ最速の審査を実現すること。
- ② 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- ③ 特許審査ハイウェイ（PPH）の参加国をさらに拡大すること。
- ④ 新興国による安定した知財システムの構築を積極的に支援すること。また、審査体制が十分に整備されていない新興国において、特許の付与円滑化に関する協力（日本国特許庁と所定知財庁との合意に基づき、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査で当該所定知財庁でも特許が付与される制度）を拡大すること。
- ⑤ パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。
- ⑥ AI やビッグデータ、IoT 等の新たな情報財の活用・保護に関する議論については、世界とのハーモナイゼーションを図りながら日本主導で展開すること。

3. 国際標準・認証による競争力強化

- ① 主要産業に止まらず、ニッチ産業においても、わが国中小企業の優れた技術やノウハウを生かし海外需要を取り込むことができるよう、各国間における規格・基準など規制の統一や調和を強力に推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準など規制の相互承認を推進すること。

- ② 中小企業に対して、国際標準化に関する最新情報や政府の取り組みを分かりやすく紹介するとともに、国際標準や認証等を活用した中小企業の好事例の展開を強化すること。
- ③ 各国の規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する中小企業向けの助成制度を創設すること。
- ④ 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。

IV. コンテンツを活用した旺盛な海外需要の取り込みを

2014年から2020年に、わが国のコンテンツ市場の規模は3.0%増との予測に対し、アジアでは7.5%の伸びが見込まれている。旺盛な海外需要を最大限に取り込むためには、クールジャパンとして評価が高いコンテンツ自体はもとより、関連商品・サービス、さらには観光を合わせて、収益力を強化する観点が重要である。また、模倣品・海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、政府間協議等を含め徹底的な対策を粘り強く実施していくことが不可欠である。以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. コンテンツ輸出による日本の魅力の効果的な発信

- ① コンテンツ輸出を国家プロジェクトとして位置づけ、明確なKPIを設けるなど目標を設定し、取り組むこと。
- ② 政府が定める重点国において、国の主導による日本のコンテンツ専門放送局など情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置や、クールジャパン、デジタルジャパンの連携強化を推進すること。
- ③ コンテンツ輸出拡大に向けたシナジー効果が十分に発揮されるよう、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と経済産業省のJ-LOP事業等の連携を強化すること。
- ④ 観光庁の日本政府観光局（JNTO）と外務省「ジャパン・ハウス」の連携を強化し、日本を代表するコンテンツの重点的なPRを行うとともに、日本の情報を効率的・効果的に発信すること。
- ⑤ コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、及び著作権とともに知財権ごとの海外との収支などの統計を整備すること。
- ⑥ 魅力あるコンテンツは、観光との相乗効果が期待できるため、フィルムコミッションを推進し、積極的に国内外に発信すること。また、映画やドラマ等の舞台となった場所は、聖地巡礼と言われ、送客効果が高いことから、北海道や岐阜県等における効果的な取り組みについては横展開を図ること。
- ⑦ ヘルスケアやスポーツ、観光産業等は、アプリやゲームを通じた体験型コンテンツとの連携により入込客の増加等の効果を上げている。これを一層拡大するため、重点テーマを設定し、コンテンツ産業と非コンテンツ産業とのコラボレーションを促進する交流会や商談会などを積極的に開催すること。

2. 模倣品・海賊版の徹底的な対策を粘り強く

- ① 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- ② わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供する等、国内外での取締りを強化すること。

- ③ 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- ④ 海外のコンテンツに関する規制情報の提供及び規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- ⑤ 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。
- ⑥ 侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトや、侵害コンテンツに誘導することで広告収入を得る行為に対し、法制面での対応も含め取締りに向けた検討・実施を早急に行うこと。

3. 良質なコンテンツを創造するための制度整備と人材育成

- ① 著作物の利用円滑化のため、著作権者不明の場合の裁定制度の改善や、権利情報を集約したデータベース等によるライセンスの環境整備等に向けて取り組むこと。
- ② 新規のビジネスが活発に創出される環境を整備するとともに、著作権者の権利が適切に保護されるよう、著作物の公正な利用について検討を行うこと。
- ③ 共同著作物に係る共有著作権の行使について、他の共有者の利益との調整を図るための制度の整備を図ること。
- ④ 中小のコンテンツ制作企業やクリエイターが、短編アニメなど自作品を簡単に配信できるよう、環境を整備すること（配信会社とのマッチング支援、著作権の取扱いや寄与度に応じた利益分配などの契約書の雛形の提供等）。
- ⑤ わが国のコンテンツは、世界で評価されているにも関わらず、海外で十分な収益を上げていない。そこで、海外における日本コンテンツのビジネス展開をマネジメントできるプロデューサー人材の育成を強化すること。
- ⑥ デジタル化により重要性を増す著作権に適正に対応できるよう、実務上の留意点などを解説した中小企業向けのセミナー等を拡充すること。

以 上

2017年度
経済成長・一億総活躍社会実現のための
規制・制度改革の意見



平成29年3月16日
日本商工会議所

目 次

基本的考え方	433
I. 新規要望事項 (16件)	
1. 経済成長の実現	434
(1) 生産性向上、新技術開発、新市場創出のためのビッグデータの活用.....	434
(2) 創業・起業・ベンチャーの支援	435
(3) 強い農林水産業づくり	437
(4) 観光産業の振興	438
(5) 公共工事を活用した地域活性化	440
(6) 行政手続の簡素化	441
2. 一億総活躍社会の実現	444
(1) 働き方改革の環境整備	444
(2) 国家戦略特区地域の拡大による外国人医師の活躍	448
II. 継続要望事項 (21件)	449

基本的考え方

- わが国経済は、アベノミクスの大膽な金融政策と機動的な財政政策により、需給ギャップの縮小によるデフレからの脱却まであと一步というところまで来ている。一方、成長力は欧米その他の先進国と比較して力強さを欠いており、労働力の減少という構造的な問題を抱える中、わが国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、構造改革により、「0%台後半で低迷を続ける潜在成長率の底上げ」が急務となっている。
- 規制・制度改革は、生産性向上をはじめ、新技術開発、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進などに繋がる最も有効な手段であるが、医療、農業、労働等の分野では、未だ“岩盤規制”が根強く残り、成長の障害となっている。
- また、わが国企業の大宗をなす中小企業の労働生産性は、大企業の約2分の1に止まっており、特に「建設」「運輸」「介護・看護」「宿泊・飲食」等の労働集約型産業では、人手不足が深刻な状況にある。このため、生産性の向上と働き方改革に同時に取り組んでいくことが不可欠であるが、生産性向上の障害や長時間労働の原因として、規制や行政手続の煩雑さを挙げる声も多い。さらには、地方分権の進展に伴い地方自治体の自治事務が増え、国の関与が及ばない条例等による独自規制が足かせとなるケースもある。
- このため、政府では、「日本再興戦略2016」において「生産性革命を実現する規制・制度改革」を掲げ作業をスタートしているところであるが、国と地方が連携し、規制・制度改革や行政手続の簡素化を、定量目標を持って計画的に進め、安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスがしやすい国」を確実に実現していくことが重要である。
- 以上の認識に立ち、本年も、事業者や地域の声をヒアリングし、規制・制度改革について意見を提出する。国および地方自治体におかれては、中小企業の生産性向上や地方創生の足かせとなっているこれらの規制について早期に見直す必要がある。
- 日本商工会議所は、中小企業が全国津々浦々で力強く事業に挑戦できる環境整備が、持続的な経済成長と働き方改革を含む一億総活躍社会の実現に繋がると考える。今後も、規制・制度改革について具体的な意見を申し述べるとともに、中小企業、地域、ひいては日本経済の発展のために尽力していく所存である。

【参考】世界における日本のビジネス環境の競争力

【世界銀行 ビジネス環境ランキング (OECD35ヶ国内順位)】

○日本再興戦略における KPI 目標 = 「**2020年までに3位以内**」

○実績順位

2015年版	2016年版	2017年版
19位	24位	26位

- | | |
|------------|-------------|
| ① ニュージーランド | ⑥ アメリカ |
| ② デンマーク | ⋮ |
| ③ 韓国 | ⑫ スロバキア |
| ④ ノルウェー | ⑮ 日本 |
| ⑤ イギリス | ⑳ ハンガリー |

I. 新規要望項目 (16件)

1. 経済成長の実現

(1) 生産性向上、新技術開発、新市場創出のためのビッグデータの活用

① 行政等が保有するビッグデータのオープン化・一元提供化を進めること

【要望内容】

行政等が保有するビッグデータの整備・オープン化とユーザー目線に立った一元的な提供【**全省庁**】

(例) 地図データ、気象データ、医療等関連情報データ 等

【理由】

(オープン化)

平成28年12月、官民データ活用推進基本法（(注) 参照）が成立・施行された。ビッグデータはデジタル化社会における重要なインフラであり、その活用によって、様々な産業において、生産性向上、新技術開発、新市場創出等の成果が期待できる。例えば、政府が成長産業化を目指す農業の生産性向上や集約化・大規模化、自動運転技術の開発、先端医療に役立つ創薬開発等が期待でき、そのためにも、行政等が保有する地図、気象、健康情報等のビッグデータをオープン化することが必要である。

(デジタル化・標準化・一元提供化)

これらビッグデータは、デジタル化・標準化したうえで、地方創生の実現のために開設された RESAS（地域経済分析システム）で、ワンストップでユーザーが使えるように一元提供することが効果的である。

【ビッグデータの活用例】

・ 地図データ

⇒ 農業者が圃場の地図データに農作物の生育状態や灌水・施肥情報を落とし込むことで、IT による生産管理が可能となる

⇒ 自動車メーカーが日本中の道路情報や道路の周辺情報を活用することで、自動運転技術の開発が促進される

・ 気象データ

⇒ 農業者が圃場の局地的な気象データを活用することで、農作物の生育や収穫の予測が立てやすくなる

⇒ 衣料品メーカーが気象データに基づいた商品開発、在庫管理、販路開拓が可能となる

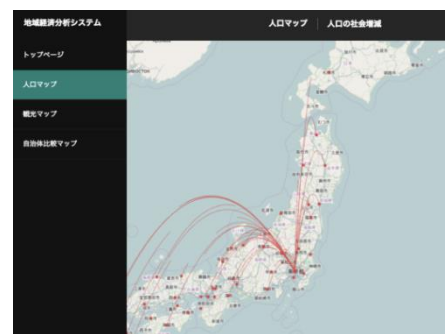
・ 医療等関連情報データ

⇒ 製薬メーカーが患者数に応じた創薬と生産を行うことができる

⇒ ヘルスケア関連事業者が地域特性や年齢特性に応じた予防・健康づくりなどのサービス開発が可能となる

(注) 国・自治体・民間企業が保有するデータを効果的に活用することで、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化などを旨とする法律。平成28年12月14日施行。

(注) RESAS（地域経済分析システム）とは、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し可視化するシステムで、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が平成27年から供用開始している。



RESAS（地域経済分析システム）

(2) 創業・起業・ベンチャーの支援

①独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）関西支部の機能拡大・利便性向上を図ること

【要望内容】

PMDA 関西支部の機能拡大・利便性向上 **【厚生労働省】**

- ・各種申請書類の受付
- ・「テレビ会議システム」の利用料金（28万円）の値下げ
- ・簡単な事前打ち合わせにおける「テレビ会議システム」の利用
- ・東京で行う相談への「テレビ会議システム」の利用による遠隔参加

【理由】

平成25年10月、PMDA 関西支部が設立され、医薬品等の開発初期から治験等に関する相談が可能となるなど、関西圏の企業の医薬品・医療機器審査の環境は整いつつある。しかしながら、PMDA 関西支部は、審査における各種申請の受付機能がないため、書類の不備等をすぐに修正して再提出するといったことができず、迅速な事業展開に支障が生じるケースがある。

また、平成28年6月からは、PMDA 関西支部に「テレビ会議システム」が導入され、関西支部で対面助言が受けられるようになったが、相談には別途28万円の追加料金が課される。さらに、その利用は公式な相談に限定され、簡単な打ち合わせに利用できなかつたり、東京で行われる相談に、関西支社の社員等が遠隔参加するということができず、不便である。

国家戦略である医薬品・医療機器産業を育成し、競争力を強化するため、国も積極的に PMDA を支援し、機能の強化や利便性向上を図る必要がある。

(注)「テレビ会議システム」を用いた対面助言の実施が可能な相談は、新医薬品の治験相談や優先審査目該当性相談、一般用医薬品開発開始・申請前相談などの公式な相談に限られる。

(注)「テレビ会議システム」の料金については、大阪府による補助が実施されており、平成29年3月31日までに「納付・申込」をした場合、14万円（要件を満たせば無料）に減免されている（平成29年度についても予算措置される予定）。



テレビ会議の様子
(大阪府 HP より)

②飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること

【要望内容】

事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手続を相続の場合と同様に簡素化すること **【厚生労働省】**

【理由】

個人で飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場

合、簡易な変更手続だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合は、新規開業の場合と同様の手続が必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。

(注) **食品衛生法** 第五十三条

許可業者について**相続があつたときは、相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、**許可業者の地位を承継する**。

(注) **理容師法** 第十一条の三

第十一条第一項の届出をした理容所の開設者について**相続**、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、**相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、**当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する**。

(注) **美容師法** 第十二条の二

第十一条第一項の届出をした美容所の開設者について**相続**、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、**相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、**当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する**。

(注) **クリーニング業法** 第五条の三

第五条第一項又は第二項の届出をした業者について**相続**、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、**相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、**当該届出をした業者の地位を承継する**。

(注) 新規開業の手続と相続の手続の違い(飲食業、埼玉県の場合)

<新規開業の場合>

The image shows two forms for new business registration. On the left is the '食品営業許可申請書' (Food Business License Application Form), which is a detailed document with multiple sections for applicant information, business details, and signatures. On the right is a '事業計画書' (Business Plan) form, which is a simpler document with a few text boxes for describing the business plan.

食品営業許可申請書

<相続の場合>

The image shows a form titled '許可営業車の地位の承継届' (Application for Inheritance of Business Vehicle Status). It is a vertical document with fields for the applicant's name, address, and date of birth, and a section for listing the business vehicles to be inherited.



営業施設の概要
(平面図および案内図)

まず、開業にあたって保健所に相談したうえで、食品取扱者の検便(保菌検査)を行う。その後、①食品営業許可申請書、②営業設備の概要(平面図および案内図)、③食品衛生責任者の資格を証明するもの(必要としない業種あり)、④法人の登記事項証明書または登記簿謄本(法人の場合)、⑤水質検査成績書(井戸水等を使用する場合)と申請手数料を準備し保健所に提出。その後、保健所による施設基準に適合しているかの現地確認の後、適合していれば営業許可証交付。

①許可営業車の地位の承継届、②戸籍謄本、③(相続人が2人以上いる場合)同意書、④営業許可証の写しを保健所に提出。

(3) 強い農林水産業づくり

① 農業の成長産業化を担う外国人材の活用を全国で進めること

【要望内容】

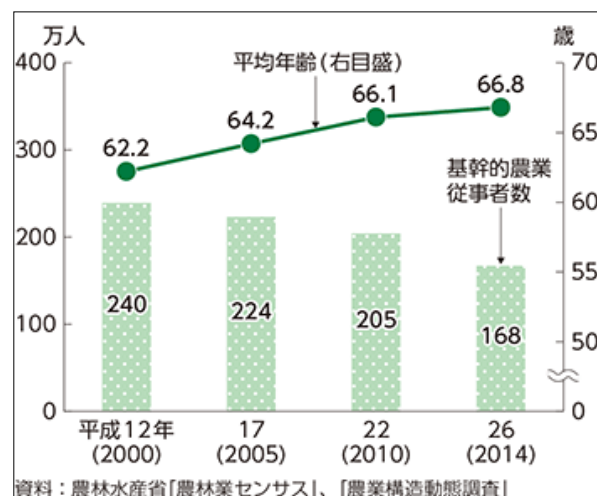
農業の成長産業化を担う外国人材の活用 【法務省・農林水産省】

【理由】

国が成長産業化を目指す農業では、従事者の高齢化と担い手不足が深刻である。農業の担い手を増やし、意欲ある優秀な人材がより収益性の高い農産品の開発等を行うことで、農業による地方創生を実現するためにも、農業分野での外国人材の活用について、国家戦略特区での実証実験を早期に済ませ、全国への適用を検討する必要がある。

(注) 国家戦略特区内において、農業分野での外国人材の就労を可能とする国家戦略特別区域法改正案が、3月10日に閣議決定された。

(注) 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移



(4) 観光産業の振興

①古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること

【要望内容】

古民家等を活用した宿泊施設について、規制改革推進会議の意見に基づき、以下を講じること【厚生労働省】

- ・最低客室数（旅館5室以上、ホテル10室以上）の撤廃
- ・玄関帳場の設置義務の緩和

【理由】

国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになっている。しかし、最低客室数は未だ緩和されていない。

新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、古民家等について、規制改革推進会議の意見に基づき、最低客室数や玄関帳場の設置義務の規制を緩和するべきである。

(注) 旅館業法第3条において、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならないとされている。また、同法第4条において旅館業の営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされている。

(注) ホテルおよび旅館は、旅館業法施行令第1条により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められているが、国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外となっている。

(注) 規制改革推進会議は、平成28年12月6日、「旅館業規制の見直しに関する意見」を公表。「(1) 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも、下記A. の規制については撤廃し、下記B. の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきである。A. ①客室の最低数、②寝具の種類、③客室の境の種類、④採光・照明設備の具体的要件、⑤便所の具体的要件、B. ①客室の最低床面積、②入浴設備の具体的要件、(2) 構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合は適用除外とすべきである。

(3) 今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。」とする意見を盛り込んだ。



古民家を活用した旅館（秋田県五城目町）
（内閣府 HP より）

②中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること

【要望内容】

中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大【外務省】

【理由】

定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。

このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間（3年）を延長するとともに、東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。

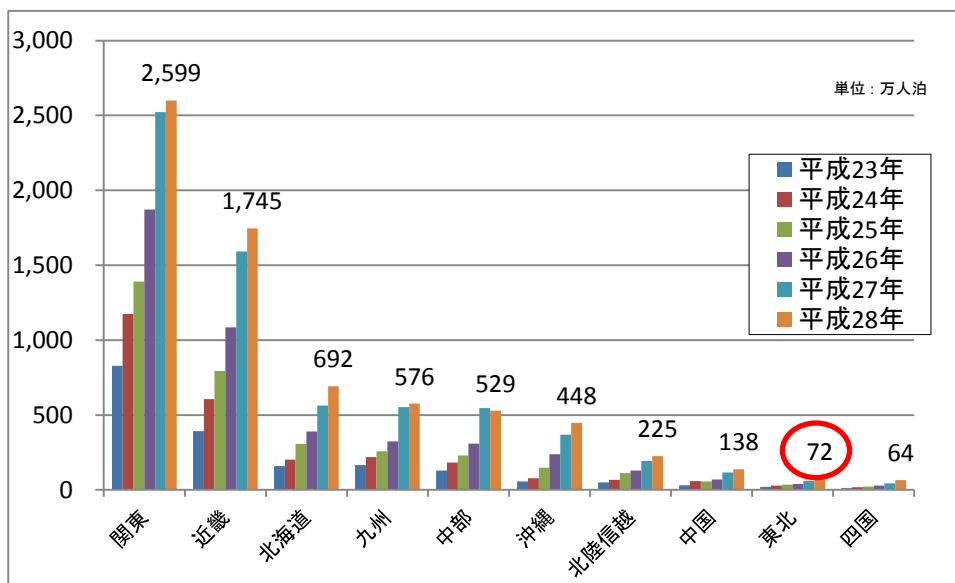
（注）沖縄県数次ビザ／東北三県数次ビザ

個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県（岩手県、宮城県、福島県）のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ（有効期間3年、1回の滞在期間30日以内）を発給。対象者は以下のとおり。

（ア）十分な経済力を有する者とその家族

（イ）過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族

（注）地域ブロック別外国人延べ宿泊者数（東北は全体の約1%）



宿泊旅行統計調査（観光庁）より

(5) 公共工事を活用した地域活性化

①公共工事を活用して地域経済の活性化を図るため、国等が行う工事の入札において、地元建設業の参加を条件としたジョイント・ベンチャー発注方式を導入・促進すること

【要望内容】

国等が行う工事の入札において、地元建設業の参加を条件としたジョイント・ベンチャー発注方式を導入・促進すること【**全省庁**】

【理由】

公共工事は、企業の技術革新、地域における雇用の創出に有益である。限られた予算で地域経済の好循環を生み出し、地方創生を実現するには、国および国の関連機関が発注する橋梁、トンネル、ダムなどの公共工事の入札の際、横浜市が実施している、地元建設業者が参加したジョイント・ベンチャー方式を導入・促進し、域内での資金循環を図ることが必要である。

(注) 横浜市では、市内企業の育成や受注機会確保を図るため、技術的難易度が高く、かつ、市内企業への技術移転が可能な大規模工事を対象に、市内企業への技術移転を目的としたジョイント・ベンチャー発注方式（技術修得型共同企業体入札方式）を実施している。

(参考) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱

第48条 技術修得型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2者であること。
- (3) 構成員の組合せは、次条第1項に規定する資格要件を満たす代表構成員と同条第2項に規定する資格要件を満たす市内企業の構成員（以下「市内企業構成員」という。）による組合せであること。
- (4) 構成員の出資比率については、市内企業構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の4以上とし、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であることとする。

(参考) 「技術修得型共同企業体」による工事の対象となる工事金額

対象となる工事	工事金額
土木	5億円以上
ほ装	2 〃
港湾	2 〃
造園	2 〃
建築	7 〃
電気	2 〃
管	2 〃
上水道	4 〃
その他の工種	1 〃

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱
(横浜市 HP より)

(6) 行政手続の簡素化

① 公共工事に必要な書類を整理・簡素化すること

【要望内容】

公共工事に必要な書類の整理・簡素化【国土交通省・総務省・内閣府】

【理由】

公共工事に参加する事業者からは、必要な書類が多い、同様の書類を何度も提出させられる、要求根拠が不明の資料の提出を求められる、といった声が寄せられている。例えば、公共工事の場合、まず建設業許可取得（5年に1回）で、確認書類を含め約60種類の書類が必要であるが、許可取得後～入札までに行う「経営事項審査」（毎年）と「競争参加資格審査申請」（2年に1回）に必要な書類も、両者あわせて約60種類にも上るが、中には重複する書類、似たような書類も存在する。

また、公共工事をはじめとする入札に必要な書類の種類や様式が、自治体ごとにバラバラであるため、自治体の枠を超えて事業を行っている事業者は自治体ごとに書類を作らざるを得ず、生産性向上を著しく阻害しているといった声も寄せられている。

整理・簡素化すべき部分（例）

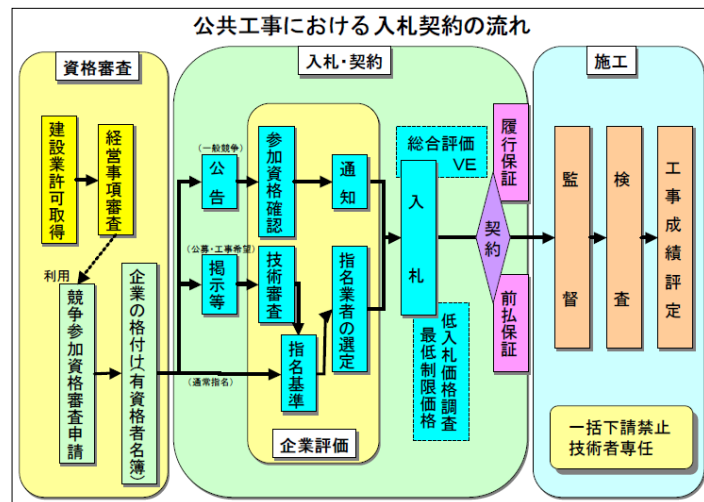
- ・建設業許可～入札までに、納税証明書、社会保険の領収書について、複数回提出が求められる。
- ・経営事項審査で求められる技術者の合格証や資格者証については、前年に提出した分も含め、すべて提出が求められる。
- ・地方自治体の入札に必要な書類の種類が自治体によって異なる。また、種類は同じであっても、例えば「資本関係又は人的関係確認書」等自治体によってその様式が異なる。

(注) 経営事項審査とは、建設業法第四章の二に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことであり、同法第27条の23第1項で「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」とされている。

(注) 競争参加資格審査とは、発注者である行政庁等が、受注するにふさわしい優良な事業者の選定を行う審査で、事業者は各行政庁等の「有資格業者名簿」に登録されることで初めて入札に参加できる。

(注) 資本関係又は人的関係確認書とは、入札の公平性の確保、談合の未然防止の観点から、一定の資本関係または人的関係のある会社（いわゆる同族企業）が同一の入札に参加することを制限するために提出する書類のこと。

(注) 公共工事における入札契約の流れ



「公共工事の入札契約制度の概要」
(国土交通省 HP より)

②公共工事における「簡易確認型入札制度」を全国で実施すること

【要望内容】

公共工事における「簡易確認型入札制度」の全国で実施【国土交通省、総務省】

【理由】

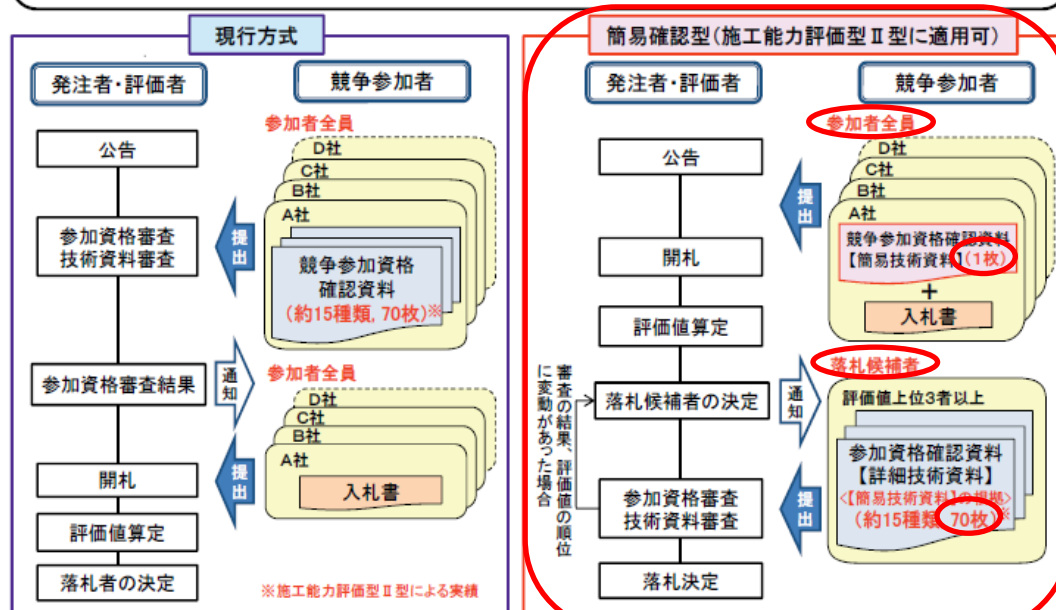
公共事業を落札できるのは応札した企業のなかでも数社に限られ、落札できなかったその他多くの企業にとっては、応札に要したコストや時間が無駄となり、当該企業の生産性向上を著しく阻害している。

受発注者双方の負担軽減・生産性向上のため、国土交通省関東地方整備局が導入した「簡易確認型」は、入札の最初の段階では参加者に簡素な書類のみを課し、候補者を絞り込んだ段階でより詳細な書類を課すといった優れた制度である。この制度を全国で進める必要がある。

(注) 国土交通省関東地方整備局は、入札契約手続の省力化による生産性向上を図る観点から、全国で初となる「簡易確認型」入札制度を、平成28年11月から実施。本制度は、応札者に入札書と簡易技術資料（1枚）の提出を求め評価値を算定し、上位3者を落札候補者としてさらに詳細な資料の提出を求めるもの。これまでの入札では、参加者全員に約15種類、平均70枚の資料を求めていた。

「簡易確認型」による総合評価落札方式【実施概要】

- 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値を算定。
- 評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。



「簡易確認型」による総合評価落札方式【実施概要】
(国土交通省関東地方整備局 HP より)

③住民税の特別徴収に係る書類の様式・通知時期を統一すること

【要望内容】

住民税の特別徴収に係る書類の様式・通知時期の統一【総務省・内閣府】

【理由】

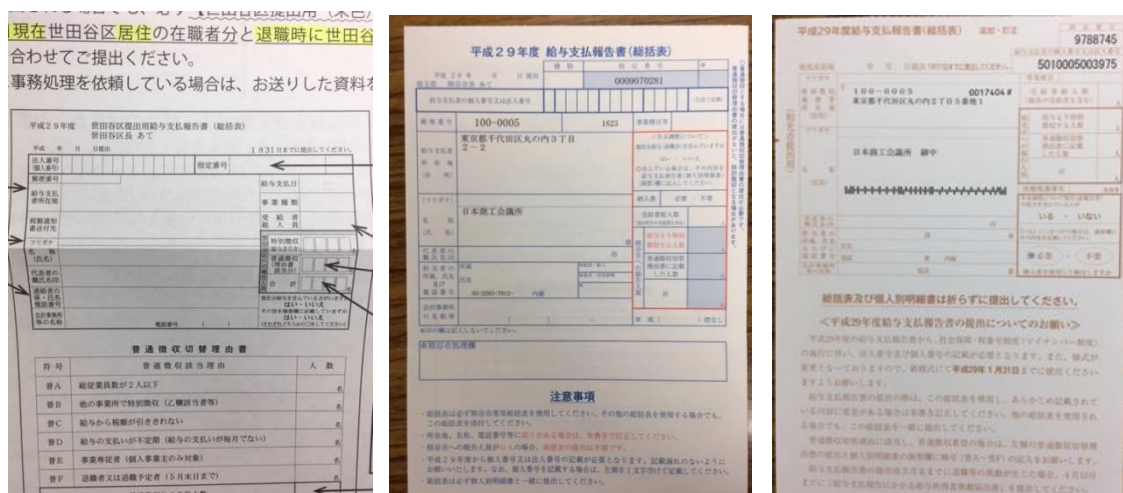
個人住民税については、特別徴収という形で事業所が従業員の住民税を給与から天引きし、各市区町村に納付している。その際、給与支払報告書（総括表）や、特別徴収税額通知等の様式が市区町村ごとにバラバラであり、それらの記載・確認作業だけでも非常に煩雑となっている。

また、市区町村ごとに特別徴収税額通知が届く時期が異なるため、書類が到着しているかどうかのチェック作業が必要である。

他方、特別徴収事務は市区町村にとっても負担が大きく、各市区町村がそれぞれで様式を工夫して効率的な事務に努めているところであるが、むしろそうした工夫が企業にとっては事務手続の煩雑さにつながっている。

(注) 事業者と市区町村の双方の事務負担を軽減するため、例えば、事業者からの申告受付や市区町村の特別徴収事務等を一元的に行う「納税一括管理センター（仮称）」を創設することが考えられる。

(注) 給与支払報告書（総括表）の例



自治体によって様式やサイズがバラバラで記入が大変

2. 一億総活躍社会の実現

(1) 働き方改革の環境整備

①働き方改革を実現する環境整備として「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ労働基準法改正案を早期成立させること

【要望内容】

「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ労働基準法改正案の早期成立【厚生労働省】

【理由】

時間ではなく成果で評価する「高度プロフェッショナル制度」は、柔軟な働き方に資するものであり、働き方改革を実現するための環境整備に必要である。

(注)「高度プロフェッショナル制度」とは、職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度のこと。

(注)「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、第189回国会（平成27年1月召集の常会）に提出されて以降、これまで4度、継続審議になっている。

②解雇が無効であった場合の労働者救済措置を多様化させること

【要望内容】

解雇が無効であった場合の労働者救済措置の多様化【厚生労働省】

【理由】

解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合の救済措置の多様化の一つとして、労働者が職場復帰を希望しない場合には、金銭の支払いによって労働契約終了となる仕組みを整備することが必要である。ただし、その際の解決金額については一律に設定すべきではない。

(注) 日本再興戦略2016（平成28年6月2日）

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、昨年10月に設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方の検討を速やかに進め、可能な限り早期に結論を得た上で労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

③機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度を創設すること

【要望内容】

機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度の創設【国土交通省】

【理由】

一定の工事（発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約する場合）では、当該工事現場に監理技術者を配置する必要がある。

監理技術者になるには、建設業における多くの業種で、建設業法上の技術検定（施工管理技士）等に合格するか、実務経験のどちらかが求められるが、機械器具設置工事および電気通信工事においては、監理技術者になれる技術検定が存在しない。

建設業において深刻化する人手不足を解消するためにも、機械器具設置工事および電気通信工事においても、他の工事に倣い、建設業法上の技術検定を創設すること等が必要である。

（注）監理技術者とは、工事現場に専任で配置される施工の技術上の管理をつかさどる技術者のことを言い、施工計画の作成、工程管理、品質管理、工事従事者の指導監督を行う。

（注）平成28年10月19日開催の「第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会」（国土交通省）において、「監理技術者の要件としての新たな国家資格の必要性」が議題としてあがったが、議事要旨には「電気通信工事に関する新たな国家資格（技術検定）の創設を別の場で検討することについて了承。」と記載されるのみで、機械器具設置工事については触れられていない。

（注）監理技術者、主任技術者の要件

監理技術者、主任技術者の要件

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	カインカテラウ	鋼構造物	鉄筋	仮設	しゅんぎつ	板金	ガス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	造具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体			
建設業法	技術検定	建設機械1級																															
		建設機械2級																															
		土木1級																															
		土木2級																															
		建築1級																															
		建築2級																															
		電気工事1級																															
		電気工事2級																															
		管工事1級																															
		管工事2級																															
造園1級																																	
造園2級																																	
地すべり防止工事士						1																											
1級計装士								1	1																								
解体工事施工技士																																	
基礎施工士																																	
技術士法◎	技術士																																
建築士法	建築士1級																																
	建築士2級																																
	建築設備士																																
電気工事士法	第1種電気工事士																																
	第2種電気工事士																																
電気事業法	電気主任技術者																																
	電気通信主任技術者																																
水道法	給水装置工事主任技術者																																
消防法	消防設備士																																
職業能力開発促進法◎	技能検定																																
	1級			3	3	3	3	3																									
	2級			3	3	3	3	3																									
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経(大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上)																																

建設業法における技術検定がない

(第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会資料(国土交通省HPより))

④既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること

【要望内容】

既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること【厚生労働省】

【理由】

介護や看護分野は離職も多く、深刻な人手不足状態にある。このため、既に最低限の日本語力を有する外国人は、介護福祉士試験や看護師試験の問題を英語とし、介護福祉士・看護師の増加を図るべきである。

また、将来的には、ODA 予算を使い、現地で日本語教育をし、将来的な介護・看護人材を育成することも検討すべきである。

(注)「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(平成27年6月24日 厚生労働省)によれば、2025年度(平成37年度)における介護人材の需給見込みは、需給見込み(約253万人)に対し、供給見込み(約215万人)となり、約38万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。

(注)EPAで受け入れた外国人の介護福祉士試験、看護師試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

(注)平成23年から、EPA看護師候補者に対し、問題用紙の難解な用語の平易な用語への置き換え、難解な漢字へのふりがな付記、疾患名への英語併記等を行っている。また、平成24年度から、EPA介護福祉士候補者に対しては、試験時間の延長(1.5倍)、問題用紙の漢字へのふりがな付記を行っている。

(注)国家試験合格者・合格率の推移(平成27年度の介護福祉士国家試験においては、EPAに基づいて来日した外国人の合格率が初めて50%を超えた)

受験年度	介護福祉士国家試験												日本人を含めた全体の合格率	
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計				
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率		
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.0%
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.2%
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.3%
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100.0%	-	-	-	95	36	37.9%	63.9%	
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	-	-	-	322	128	39.8%	64.4%	
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	-	-	-	215	78	36.3%	64.6%	
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	-	-	-	174	78	44.8%	61.0%	
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	-	-	-	161	82	50.9%	57.9%	

受験年度	看護師国家試験												日本人を含めた全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	82	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	82	0	0.0%	89.9%
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	-	-	-	254	3	1.2%	89.5%
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	-	-	-	398	16	4.0%	91.8%
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	-	-	-	415	47	11.3%	90.1%
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	-	-	-	311	30	9.6%	88.8%
平成25年度	151	16	10.6%	150	16	10.7%	-	-	-	301	32	10.6%	89.6%
平成26年度	174	11	6.3%	163	14	8.6%	20	1	5.0%	357	26	7.3%	90.0%
平成27年度	203	11	5.4%	192	22	11.5%	34	14	41.2%	429	47	11.0%	89.4%

(厚生労働省資料等を元に事務局作成)

⑤商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続を簡素化すること

【要望内容】

商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続の簡素化【厚生労働省】

- ・会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を行う際の手続を、「許可」でなく「届出」とすること
- ・無料職業紹介事業を行う際の提出書類（役員の住民票の写し及び履歴書）の簡素化

【理由】

商工会議所が行う無料職業紹介事業は、人手不足に悩む中小企業の人材確保の観点から効果的であるが、商工会議所の会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を始める場合、厚生労働大臣の煩雑な「許可」手続が必要である（会員企業を求人者とする場合は「届出」で可）。

また、商工会議所が無料職業紹介事業を始める際に、役員の住民票の写しおよび履歴書を提出する必要があり、その収集が大変な手間となっている。

（注）職業安定法（抄）

（無料職業紹介事業）

第三十三条 **無料の職業紹介事業**（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び**第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。**

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三 **特別の法律により設立された法人**であつて厚生労働省令で定めるものは、**厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員**（以下この項において「構成員」という。）**を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。**

2 第三十条第二項（略）の規定は、**前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人**について準用する。この場合において、**次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。**

第三十条第三項	申請書	届出書
---------	-----	-----

（注）職業安定法施行規則（抄）

3 法第三十三条の三第二項 において準用する法第三十条第三項 の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

三 役員の住民票の写し及び履歴書

（注）無料職業紹介事業の「許可」に必要な書類は、約22種類。一方、「届出」の場合は約15種類。

（注）厚生労働大臣の「許可」を得て無料職業紹介事業を行う商工会議所は、立川商工会議所（東京都）、神岡商工会議所（岐阜県）の2か所。

(2) 国家戦略特区地域の拡大による外国人医師の活躍

① 国家戦略特区で認められている外国人医師による自国民以外の外国人に対する診療行為の特例措置を、希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく、外国人医師による自国民以外の外国人に対する診療行為の特例措置を、希望する地域に拡大すること【厚生労働省・内閣府】

【理由】

国家戦略特区では、二国間協定に基づく外国人医師による、自国民以外の患者を含む全ての外国人に対する診療行為が認められている。“医療ツーリズム”によるインバウンドの拡大に繋げるためにも、この特例措置について、希望する地域へ拡大するべきである。

例えば、岡山県津山市の津山中央病院は、平成27年3月、岡山大学と共同で、総合病院としては西日本で初となる「がん陽子線治療センター」を開設し、津山商工会議所、津山市と連携して、センターでの治療を目的に来日する外国人（医療インバウンド）に対し、医療行為と観光を融合した“長期滞在型医療ツーリズム”による地域活性化に取り組んでいる。外国人医師による診療行為が可能となれば、医療インバウンドのさらなる増加が期待できる。



陽子線治療ができる西日本唯一の総合病院
「津山中央病院」



がん陽子線治療センター内の陽子線照射室

(注) 医師法（抄）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

(注) 日本との二国間協定に基づき、日本の医師国家試験に合格したイギリス人、アメリカ人、フランス人、シンガポール人の医師は、日本の公的医療保険を利用しないこと等を条件に、日本に居住・滞在する自国出身の外国人に限り診療できる。

(注) 東京で認められた国家戦略特区では、日本の医師国家試験に合格したイギリス人、アメリカ人、フランス人、シンガポール人の医師は、全ての外国人を診療できる特例措置がある。

Ⅱ. 継続要望項目 (21件)

(1) 創業・起業・ベンチャーの支援

①患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること

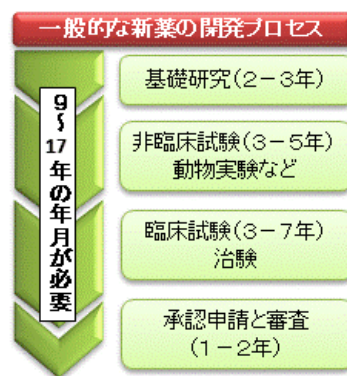
【要望内容】

希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化【厚生労働省】

【理由】

希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。

(注) 新薬の開発プロセスには、①基礎研究2-3年、②非臨床試験(動物実験など)3-5年、③臨床試験(治験)3-7年、④承認申請と審査1-2年の計9-17年の年月が必要(出典:テキストブック製薬産業2012)



(注) 希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例: 甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症

(注) 平成28年7月20日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「希少疾病用医療機器等は一般に新規性が高く、開発過程の一般化・ガイドライン化にはなじみにくい場合が多いため、実用化を促進するという観点では、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)が個々の品目や開発の状況に応じて個別具体的に丁寧に相談に応じるのが重要であると考えています。」との回答があった。

(注) 一方で、中小企業からは、「日本のPMDAとFDA(アメリカ食品医薬品局)など海外の審査機関とを比較すると、PMDAは専門人材、特にデバイスのスペシャリストが明らかに不足している」といった声も寄せられている。

②地域における創業促進のため、開業手続のワンストップセンターを全国に設置すること

【要望内容】

開業手続に関する相談業務や各種手続の支援を総合的に行うワンストップセンターを、全国各地に設置【法務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省】

【理由】

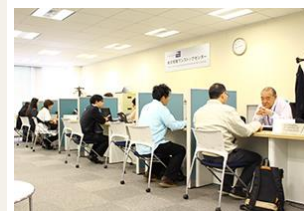
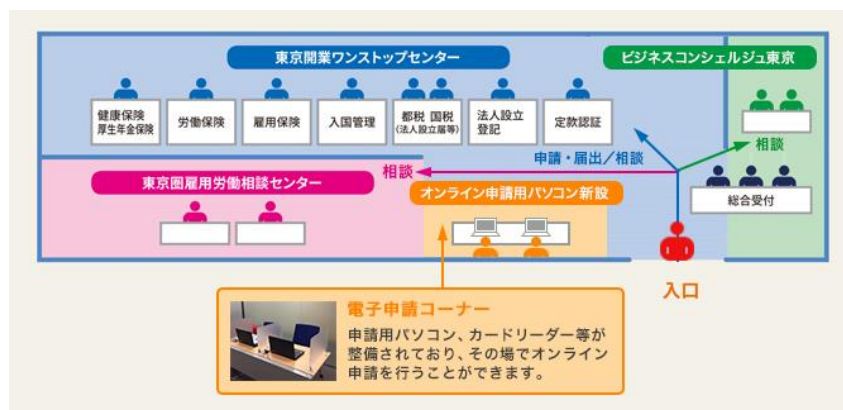
地域における創業は、地域に仕事と雇用を生み、疲弊する地域経済の活性化を実現する。しかし、開業手続が煩雑であることが、地域における創業が低迷する一因となっている。

国家戦略特区として指定された東京都には、平成27年4月1日、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」および、東京での事業展開を目指す外国企業等のビジネスマッチングや生活面の相談等にバイリンガルの相談員がワンストップで対応する「ビジネスコンシェルジュ東京」が設置された。

地方における創業を活性化させるためにも、地方にもこのような「ワンストップセンター」を設置する必要がある。

(注) 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、国家戦略特区内においてはその要件が緩和されており、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能となっている。

(注) 「東京開業ワンストップセンター」見取り図および内部の様子



(東京都 HP より)

(注) 平成28年12月より、登記・国税を含め8種類全ての手続について受付可能となるなど、機能が拡充された。こうした成果等により、同センターの利用者数は、平成29年2月時点(累計)で約2,000名となった。

＜拡充された機能＞

手続	これまで	→	これから
定款認証	受付	→	受付
商業登記	相談のみ	→	受付
国税	相談のみ	→	受付
都税	受付	→	受付
労働保険	書類預り	→	受付
雇用保険	書類預り	→	受付
健康保険 年金保険	書類預り	→	受付
入国管理	受付	→	受付

※労働者派遣法第21条の「受付」の手続（受付欄への記載等）は登録簿記号で行われる。

(東京都 HP より)

(2) 科学技術・知的財産の活用

①自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度を整備すること

【要望内容】

自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度の整備【警察庁・国土交通省】

【理由】

交通事故の削減、高齢化の進展に伴う高齢者の安心・安全な移動や、農業の競争力強化等のために、自動走行システムの実現が期待されている。同システムの実現に向け、国際的な議論の動向を踏まえつつ、道路交通法等わが国の法制度を整備する必要がある。

(注) 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング（平成27年3月13日）資料
自動走行システムの分類と法制度の関係性について（抜粋）

レベル1：加速・操舵・制動のいずれかの操作を自動車が行う状態

レベル2：加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に自動車が行う状態

レベル3：加速・操舵・制動を全て自動車が行う状態（緊急対応時：ドライバー）

レベル4：加速・操舵・制動を全て自動車（ドライバー以外）が行う状態

準自動走行システム（レベル3まで）については、現行法令や国際法に抵触することなく導入が可能であると考えられている。一方、完全自動走行システム（レベル4）については、これまで世界的に理解されている「自動車」とは全く異なるものとなることから、その導入に当たっては、自動車が道路を無人で走行することについての社会受容面の検討がなされるとともに、国際的な議論の動向も踏まえ、法制度面について検討していく必要がある。

(注) 道路交通法

第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(注) 日本再興戦略 2016（平成28年6月2日）

「2020年までには場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現するため、共同研究の推進と関連制度の整備を進める。」

(注) 第5回未来投資会議（平成29年2月16日） IT担当大臣（鶴保庸介大臣）提出資料

「高度自動運転（レベル3以上）の市場化・サービス化には、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの交通関連法規の見直しが必要。」

「2017年度中を目途に、完全自動運転等実現のための政府全体の制度整備の方針（大綱）を策定。」



公道での自動運転



テスト車両

写真：国土交通省「国内外における最近の自動運転の実現に向けた取組概要（トヨタ自動車）」

②中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること

【要望内容】

ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免

イ. 特許料の減免制度の対象拡大

・資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業

→従業員300人以下の企業を一律対象に

ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること【特許庁】

【理由】

ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するべきである。

また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするべきである。

さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入するべきである。

(注) 平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料(1～10年分)、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。

(注) アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。

③知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること

【要望内容】

出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請【特許庁】

【理由】

知的財産権の取得手続を簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓(注参照)に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。

(注) アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック)すれば、費用減免の対象になる。

(3) 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【要望内容】

「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること【農林水産省、財務省、総務省】

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして生産性が高く、収穫量が多い植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。



高糖度で付加価値の高い
町田市の水耕栽培メロン

(注)平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知（13経営第6953号）では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

(注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②国家戦略特区で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

株式会社による農地の直接所有【農林水産省】

【理由】

リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国に拡大する必要がある。

(注)平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになった（農地法第3条）。

(注)平成27年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「企業の農業参入については、平成21年（2009年）の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後10年間（2023年まで）で農業法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」とされたが、2016年2月時点での実績は20,800法人となった。（2013年の14,600法人から6,200法人の増（※目標を達成するには年平均3,540法人の増が必要））。

(注)平成28年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立し、6月3日に公布されたところです。」との回答があった。現在、本特例は兵庫県養父市で適用されているが、特区に限定することなく全国に拡大する必要がある。

③農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること

【要望内容】

農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること【農林水産省】

【理由】

民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員のお半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまうという問題もある。

そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めるべきである。

(注) 農地法の改正により、平成28年4月1日より農地所有適格法人の要件が下記のとおり変更された。

	改正前	改正後
役員要件	・役員のお半のお半が農作業に従事	・役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事
構成員要件	・農業関係者が原則3/4以上 ・農業関係者以外(継続的取引関係者)は原則1/4まで	・農業関係者が1/2以上 ・1/2未満は制限を設けない

(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「企業の農業参入については、平成21年(2009年)の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進してける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後10年間(2023年まで)で農業法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」とされたが、2016年2月時点での実績は20,800法人となった。(2013年の14,600法人から6,200法人の増(※目標を達成するには年平均3,540法人の増が必要))。(※再掲)

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立し、6月3日に公布されたところです。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国に拡大する必要がある。(※再掲)



(4) 観光産業の振興

①地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること

【要望内容】

時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること【文化庁】

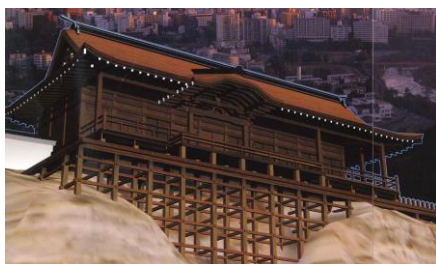
【理由】

国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（非公開）」に基づきその可否を判断している。しかし、同基準では、復元しようとする建造物の「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が不可欠とされ、どれか一つでも欠ければ認められず、地域の歴史的建造物の復元が事実上できない。

例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな逸失利益となっている。

したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。

(注) 遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、高松城や徳島城は天守の復元ができない。



仙台城の懸造の復元イメージ
(仙台商工会議所作成「仙台城復元基本計画」より)



高松城の天守の復元イメージ
(高松市作成)



再建計画がある越後春日山城跡

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、文部科学省より「～略～史跡等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的根拠に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置・規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組むことが重要であると考えています。その上で、文化庁が公表している『史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準』においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。文化庁としては今後とも同基準を適切に運用してまいりたいと考えています。」との回答があった。

②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること

【要望内容】

民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備【観光庁・厚生労働省】

【理由】

民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、ルールに則って適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるといった、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。

また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。

(注) 国土交通省は、民泊を行う者に対する届出制度ならびに運営代行会社および仲介業者に対する登録制度の創設等を盛り込んだ住宅宿泊事業法案（仮称）を第193回国会（常会）に提出予定。

(5) 対日投資の促進

①日本への投資の増加を図るため、投資家ビザを創設すること

【要望内容】

投資家ビザの創設【法務省】

【理由】

グローバル経済が進展する中、安全な日本に投資したいと思う海外の富裕層も増えていることから、諸外国で導入が進んでいる「投資家ビザ」を創設することが必要である。

(注) 投資家ビザが存在する国

ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ等

②外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証（ビザ）のオンライン申請を導入すること

【要望内容】

外国人による査証（ビザ）のオンライン申請の導入【法務省】

【理由】

日本国外において、外国人が査証（ビザ）を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。

(注) 出入国管理及び難民認定法において、日本国に入学しようとする外国人（乗員を除く。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。

(注) 外務省設置法第4条、第7条において在外公館・領事館等が査証発給事務を行うこととされている。

(注) ビザのオンライン申請導入国：アメリカ、イギリス、カナダ、ブラジル、インド、オーストラリア、カンボジア、スリランカ、ネパール、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム等

(注) ビザ発給件数と訪日外国人数の推移と目標



(外務省および日本政府観光局
発表資料を元に事務局作成)

③外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること

【要望内容】

「社会保障協定締結国」の締結促進【厚生労働省】

【理由】

日本国内で働く外国人は、出身国と日本国の社会保障制度に加入を行う必要があり、社会保険料を二重に負担する必要がある。日本は「保険料の二重負担」を防止するための社会保障協定を一部の国と締結しているが、外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、社会保障協定締結国を拡充する必要がある。

(注) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に伴う法律により、社会保障協定を締結した二か国間での医療保険制度や年金制度の重複適用の回避や、年金給付を受けるために必要とされる期間の通算に関する事項が定められている。

(注) 社会保障協定発効済国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド
社会保障協定署名国（未発効）：イタリア、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア
政府間交渉国：スウェーデン、中国、トルコ

(注) 日本の EPA 締結国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪、モンゴル
署名済：TPP（環太平洋パートナーシップ）
交渉中等：カナダ、コロンビア、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、トルコ、GCC（湾岸協力理事会）、ASEAN

(6) 労働力不足への対応

①特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること

【要望内容】

中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること【文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

【理由】

中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。また、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。

加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。

このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。

(注) 企業における職場体験（インターンシップ等）の実施状況

	全体		大企業		中小企業	
	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)
①実施している	147	25.0%	123	45.2%	24	7.6%
②実施したことがない	340	57.9%	115	42.3%	225	71.4%
③過去に実施していたが、現在はしていない	57	9.7%	24	8.8%	33	10.5%
無回答	43	7.3%	10	3.7%	33	10.5%
合計	587	100.0%	272	100.0%	315	100.0%

(東京商工会議所「企業における教育支援活動に関するアンケート調査結果(2015年8月)」)

(注) インターンシップについては、平成9年9月に文部省・通商産業省・労働省（当時）が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を示しており、その中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性が失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。」と記載された。その後、平成26年4月8日に「学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない」が加筆・明示された。

(注) 現在、文部科学省において、経済団体を含めた有識者会議である「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、適正なインターンシップの普及に向けた方策等が検討されている。

(7) 医療体制の充実

①「介護離職ゼロ」を実現するため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること

【要望内容】

株式会社等の特別養護老人ホームへの参入【厚生労働省】

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がる。このため、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体の参入を認める必要がある。

なお、株式会社の参入について、事業の安定性や継続性が担保されず、経営悪化による撤退リスクが懸念されるとの指摘があるが、撤退時のルールをあらかじめ決めておくことなどで、対応が可能である。

(注) 特別養護老人ホームの入所申込者は、約52.4万人（平成26年3月25日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より）。前回調査（平成21年）より約10万人増加。

(注) 平成26年2月28日、規制改革会議は、「介護・保育事業等におけるイコールフットィング確立の更なる論点」のなかで、「①特別養護老人ホーム等への参入：法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうか。」との問題提起を行ったが、平成26年4月16日、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する意見」では、1. 事業者のガバナンスとして、①財務諸表の情報開示、②補助金等の情報開示、③役員報酬等の開示、④内部留保の明確化、⑤調達公正性・妥当性の確保、⑥経営管理体制の強化、⑦所轄庁による指導・監督の強化、の7つの事項、2. 経営主体間のイコールフットィングとして、①多様な経営主体によるサービスの提供、②補助金の実態把握と地方公共団体への要請、③社会貢献活動の義務化、の3つの事項を提案するとともに、参入規制の廃止は盛り込まれなかった。

(注) 平成28年7月20日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「～略～社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、①剰余金の配当は禁止され、②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。一方、株式会社については、①剰余金の配当が認められ、②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっておりません。また、株主会社について、社会福祉法人と同様、①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと、②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。」との回答があった。

②経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること

【要望内容】

株式会社による医療機関への直接参入【厚生労働省】

【理由】

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。

(注) 医療法（第46条の3）では、医療法人の理事長については原則、医師・歯科医師に限っているが、都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できるとしている。また平成27年9月1日に施行された改正特区法では、医療法の特例として政令で定める基準を満たす場合で、医師・歯科医師ではない理事を理事長に選任する申請があった場合、都道府県知事はこれを認可するとされている。

(注) 医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている（医療法第7条第5項）。

(注) 平成28年8月10日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「①患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、②利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、③利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあることなどの理由から困難」との回答があった。一方、平成27年9月16日、改正医療法が成立し、一定の基準を満たした一般社団法人を都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定し、医療法人や介護事業を手がける非営利法人などを同法人の傘下に置くことを認める「地域医療連携推進法人制度」が創設されるなど、一定の進捗がなされている。この流れを進めていただきたい。



(8) まちづくりと地域活性化

①区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること

【要望内容】

区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和【法務省・国土交通省】

【理由】

老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。マンションの老朽化は、耐震性の面からも大変危険であり、住民の身に危険が及ぶ状況は看過できない。

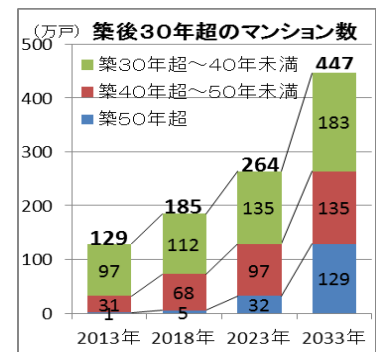
このため、例えば、公営住宅などの代替措置などで補完することも検討すべきである。なお、反対者が増えた際の買取費用負担は一時的であり、通常、建替え後の増床部分の売却などで相殺できるため、必ずしも円滑な建替え事業遂行の障害とはならないものとする。

(注) 区分所有法（建替え決議）

第六十二条 集会においては、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議をすることができる。

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、法務省・国土交通省より「区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば

全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。(～略～) 決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。したがって、建替え決議要件の緩和については、慎重な検討が必要であると考えます。」との回答があった。



②区分所有法の建替え決議の成立をもって、危険な老朽マンションの借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること

【要望内容】

借家人保護への配慮を十分に行ったうえで、建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること【法務省・国土交通省】

【理由】

住民の身に危険がおよぶ老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。

借家人の公営住宅への入居あっせんなど権利保護への配慮を前提に、建替え決議を賃貸借契約解除の要件に認めることが望まれる。

(注) 借地借家法（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人（転借人を含む）が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければすることができない。

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、法務省・国土交通省より「現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事情に則して適切に考慮されているものと考えています。なお、借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、同法上の正当事由制度が借家契約全般について賃貸人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定の内容は規範的・抽象的なものとならざるを得ず、老朽化物件・耐震性に問題のあるマンションの建替え決議の成立等をもって直ちに正当事由があるとする事については、慎重に検討する必要があると考えられます。」との回答があった。

(9) 規制・制度改革の推進

①許認可等の規制について、行政が定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）を創設すること、および規制改革の提案について行政側も解決策を考えるポジティブフィードバック方式を導入すること

【要望内容】

許認可等の規制について定期的、自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の創設と、規制改革の提案があった場合に、行政側も解決策を考えるポジティブフィードバック方式の導入

【理由】

許認可等の規制については、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。そのため、国の規制については、所管府省がその見直しを定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

また、民間から規制改革の提案があった際に、駄目な理由を返すのではなく、行政側もアイデアを出し、民間と一緒に解決策を考えるポジティブフィードバック方式を導入することが有効である。

(注) 許認可等の総数は14,908件（平成27年4月1日現在）。

②複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

【要望内容】

特区制度等の整理・体系化

【理由】

規制・制度改革は、わが国の潜在成長率を引き上げ、持続的な経済成長を果たすための有力な手段である。本来、特区制度は、平成14年に創設された構造改革特区のように、特区における成功事例を全国展開することを原点とした制度である。その後、総合特区（平成23年）や国家戦略特区（平成25年）が創設されたほか、直近では「近未来実証特区」や「地方創生特区」が相次いで設けられた。このほか、企業実証特例制度やグリーン解消制度などもあり、加えて、事前規制や手続を抜本的に見直すサンドボックス制度の創設も検討されているなど、制度が複雑になっている。構造改革特区で全国に適用拡大されていないものもあるし、また、東京ではアジアヘッドクォーター特区と国家戦略特区の指定が重複し、わかりづらいとの声もある。

各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進するべきである。

(注) 構造改革特区で認定された区域計画は、累計1,280件。そのうち894件のメニューを全国展開している。

(注) 総合特区は、国際戦略総合特区として7区域、地域活性化総合特区として36区域が指定されている。

(注) 国家戦略特区は、1次指定で6区域、2次指定で3区域、3次指定で1区域が指定されている。

③国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

【要望内容】

「地方版規制改革会議」の設置促進

【理由】

国の「規制改革会議」は企業のイノベーションや新市場の創出等に大きな成果をあげているが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。

国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、これを加速させ、地方創生の障害となっている規制・制度を取り除く必要がある。

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）の記載内容

○地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

(注) 平成28年3月末における各自治体の意向状況は以下のとおり。

ア. ぜひ設置を検討したい：9自治体

イ. 更に詳細を確認した上で要否を検討したい：353自治体

ウ. **設置検討の予定はない：277自治体**

エ. その他：34自治体

(具体的事案があれば検討したい、必要に応じ既存組織で対応、都道府県や複数市町村で設置すべき等)

(注) 徳島県は、平成28年4月、「徳島版・規制改革会議」を設置し、7月には「徳島県における規制改革について（第一次提言）」を知事へ手交した。また茨城県では、平成28年4月1日、「茨城県行財政改革推進懇談会 規制改革部会（地方版規制改革会議）」を設置した。さらに、静岡県は「ふじのくに規制改革会議」を設置し、平成29年1月に第1回会合を開催した。

以 上

2017年度経済成長・一億総活躍社会の実現のための規制・制度改革の意見

<提出先>

規制改革推進会議、経済財政諮問会議、未来投資会議、働き方改革会議等

<実現状況>

I. 新規要望項目

1. 経済成長の実現

(1) 生産性向上、新技術開発、新市場創出のためのビッグデータの活用

①行政等が保有するビッグデータのオープン化・一元提供化を進めること

- ・「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）で、地方自治体等の保有するデータの活用に向けたルール整備を進めるための意見交換の場の設置、データの取り扱いについての公的な事前相談窓口の設置、医学系研究における個人情報の取扱いに関する制度改善に向けた見直し、医療分野の研究

開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行、不動産登記のデータ整備、不動産登記の情報の公開の在り方、不動産登記情報等の行政機関間連携について、平成 29 年度（一部、平成 32 年度）より検討開始する旨が記載された。

（4）観光産業の振興

- ①古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること
 - ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）で、客室の最低数の規制、玄関帳簿の規制における数値による規制については、撤廃とされた。その他、旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないか、ゼロベースで見直し、旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に、検討・結論を得、その施行に合わせて措置することが記載された。
- ②中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること
 - ・平成 29 年 5 月 8 日、数次ビザの対象が六県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に拡大されるとともに、これまで一定の経済力を有する者に課していた、過去 3 年以内の日本への渡航歴要件が廃止された。

（6）行政手続の簡素化

- ①公共工事に必要な書類を整理・簡素化すること
- ②公共工事における「簡易確認型入札制度」を全国で実施すること
- ③住民税の特別徴収に係る書類の様式・通知時期を統一すること
 - ・平成 29 年 3 月 29 日開催の第 14 回規制改革推進会議で、簡素化する 9 の重点分野（①営業の許可・認可に係る手続き、②社会保険に関わる手続き、③国税、④地方税、⑤補助金の手続き、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続き、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）のほか、以下の 2 項目と削減目標 20%が決定した。
 - ・[従業員の納税に係る事務]については、規制改革推進会議（投資等 WG）において、社会全体の行政手続きコストの削減に向けた検討を別途行う。
 - ・[行政への入札・契約に関する手続き]については、行政手続部会において、別途検討を行う。

2. 一億総活躍社会の実現

（1）働き方改革の実現

- ③機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度を創設すること
 - ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に、電気通信工事業に関する技術検定の創設について検討し、結論を得ることが記載された。
- ⑤商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続を簡素化すること
 - ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に、特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進めることを、平成 29 年度に検討し、結論を得次第、速やかに措置する旨が記載された。

Ⅱ. 継続要望項目

(3) 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

- ・「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に、農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いについて、平成 29 年に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置することが記載された。

(4) 観光産業の振興

②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること

- ・民泊を行う者に対する届出制度創設等を盛り込んだ在宅宿泊事業法案が第 193 回国会（常会）に提出され、6 月 9 日に可決した。

(9) 規制・制度改革の推進

③国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

- ・平成 29 年 3 月 31 日現在、徳島県、静岡県、茨城県、奈良県葛城市、群馬県前橋市で地方版規制改革会議が設置されている。

規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進について

2017年3月29日

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 榊原 定征

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

公益社団法人 経済同友会 代表幹事 小林 喜光

日本再興戦略2016には、生産性革命に向けた更なる改革に取り組むことが明記されるとともに、「我が国を『世界で一番企業が活動しやすい国』とすることを目指し、『GDP600兆円経済』の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入する」ことが盛り込まれている。

こうしたなか、内閣府と経済3団体による「事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査」を行ったところ、事業者が負担に感じる規制・行政手続として、営業の許認可を筆頭に、社会保険、税、労務管理、行政への入札・契約等が上位となった。また、負担感の具体的内容については、提出書類の作成負担が大きいこと、同様の書類を複数の組織・部署・窓口に出さなければならないワンストップになっていないこと、同じ手続について組織・部署毎に申請様式等が異なること、手続のオンライン化が全部又は一部されおらず紙等で別途提出が必要なこと、等の回答が多く寄せられた。

これらの課題を解決するためには、行政事務に係る既存の制度・業務フロー・慣行等を抜本的に見直し、国・地方を通じた業務標準化を含めたBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）を徹底した上で、「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンスオンリー」「書式・様式の統一」を原則とし、真に実効ある効率的な電子政府を構築すべきである。その際、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携基盤の対象範囲の拡大、取扱規制の見直し等をすべきである。

こうした取り組みは、生産性革命の基盤であるとともに、行政サービスの効率化や公務員の働き方改革にもつながり、歳出改革の推進にも資する。今般の規制改革推進会議の取りまとめを踏まえ、総理の強いリーダーシップの下、官邸トップダウンで、行政機関の縦割りを排除し、国と地方の連携を実現すべきである。同時に、着実な実行を期するため、規制改革推進会議において、各府省庁等の進捗と達成状況に係るPDCAサイクルを回していただきたい。

以上

<提出先>

規制改革推進会議

<実現状況>

第14回規制改革推進会議（平成29年3月29日）で、行政手続簡素化の3原則（行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）、書式・様式の統一）に基づき、9つの重点分野（①営業の許可・認可に係る手続き、②社会保険に関する手続き、③国税、④地方税、⑤補助金の手続き、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続き、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）について、2020年までに20%のコスト削減を行うことが決定された。また、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）にも、その旨記載された。

(3) 刊行物等

- 販売士メールマガジン 第117号～第128号
- 日商 ニュース・ファイル第1138号～第1197号
- Eメール通信 第862号～第903号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」第205号～第221号
- メールマガジン「日商観光メルマガ」第18号～第29号
- メールマガジン「quali」第188号～第200号
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第321号～第344号
- 情報誌 企業年金総合プランナー 第28号～第29号
- ネット試験インフォメーション 第166号～第203号
- 会議所ニュース 第2534号～第2565号
- 月刊石垣 第431号～第442号
- 所報サービス（月刊）平成28年4月～平成29年3月
- 日商保険情報メール 第183号～第212号
- タブレット通信 第46号～第60号

(4) 技術・技能の普及

①検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月26日（第207回1級～3級）、10月23日（第208回1級～3級）、平成29年2月12日（第209回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級30,005名、2級39,999名、3級51,949名の合計121,953名で、前年度（125,773名）と比較して3,820名の減少（前年度比3.0%減）となった。合格者数は、1級8,376名、2級14,444名、3級25,646名の合計48,466名であった。

○第207回珠算能力検定試験

（6月26日（日）、411商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	9,765	9,384	2,620	27.9
2級	13,252	12,702	4,999	39.4
3級	18,054	17,209	9,005	52.3
合計	41,054	39,295	16,624	—

○第208回珠算能力検定試験

（10月23日（日）、405商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	9,502	9,260	2,723	29.4
2級	12,324	11,891	4,131	34.7
3級	16,639	16,099	8,516	52.9
合計	38,465	37,250	15,370	—

○第 209 回珠算能力検定試験

(平成 29 年 2 月 12 日 (日)、406 商工会議所で施行)

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	10,738	10,647	3,033	28.5
2 級	14,423	13,649	5,314	38.9
3 級	17,273	16,299	8,125	49.8
合計	42,434	40,595	16,472	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 207 回 22 名
- 2) 第 208 回 32 名
- 3) 第 209 回 31 名

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の 1 級～3 級の合格者のうち、希望者に対し、当所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。平成 28 年度は、1 級～3 級の合計で 756 名に交付した。

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 52 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 11 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、全国 48 盲学校等で施行した。受験者数は 175 名で、合格者数は 93 名であった。

○第 52 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 11 日 (金)～平成 29 年 1 月 31 日 (火)、48 盲学校等で施行)

クラス	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
A クラス	6	6	0	.0
B クラス	14	14	6	42.9
C クラス	37	37	17	45.9
D クラス	46	44	17	38.6
E クラス	36	33	28	84.8
F クラス	36	35	25	71.4
合計	175	169	93	—

(iii) 1～6 級受験料を改定

※「イ. 簿記検定試験」(vii) を参照

イ. 簿記検定試験

(i) 簿記検定試験の施行状況について

簿記検定試験は、6 月 12 日 (第 143 回 1 級～4 級)、11 月 20 日 (第 144 回 1 級～4 級)、平成 29 年 2 月 26 日 (第 145 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 20,907 名、2 級

208,743名、3級332,010名、4級2,012名の合計563,672名となった。合格者数は、1級1,629名、2級34,087名、3級109,552名、4級622名の合計145,890名であった。

○第143回簿記検定試験

(6月12日(日)、493商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	9,845	7,792	846	10.9
2級	58,198	44,364	11,424	25.8
3級	106,558	83,915	28,705	34.2
4級	776	627	309	49.3
合計	175,377	136,698	41,284	—

○第144回簿記検定試験

(11月20日(日)、495商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	11,062	8,416	783	9.3
2級	72,408	56,530	7,588	13.4
3級	120,096	94,411	42,558	45.1
4級	575	429	178	41.5
合計	204,141	159,786	51,107	—

○第145回簿記検定試験

(平成29年2月26日(日)、496商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2級	78,137	60,238	15,075	25.0
3級	105,356	80,832	38,289	47.4
4級	661	527	135	25.6
合計	184,154	141,597	53,499	—

(ii) 簿記検定試験初級を創設

今日、簿記の基本知識は、企業活動や経営を理解するため、経理・会計担当者のみならず、業種・職種を問わず企業人すべてに必要とされており、企業からは短期間でこれを習得するための目標となる資格と学習支援の仕組みが求められていた。

また、教育機関からは、簿記初学者が基本をしっかりと理解し円滑に学習を継続できるよう、学習の進捗に応じて習得度を確認しつつ、きめ細かな指導を図りたいとのニーズが寄せられてきた。

こうしたことから、現行の簿記初学者向けの入門級として小規模商店の経理事務を想定して施行している4級は平成28年度をもって終了する。新たに簿記の基本原則および企業の日常業務における実践的な簿記の知識の習得に資する内容で、学習の進捗にあわせて試験実施できるネット試験方式による「初級」を創設し、平成29年度から施行することとした。日商簿記検定における新しい試験(級)の施行は、昭和36年以来、56年ぶりとなる。

(iii) 日商簿記1級団体戦「日商簿記-1グランプリ」を実施

日商簿記資格取得に取り組む学校、企業等を対象に、上位級の合格を目指す受験者が学習を継続す

る励みとしてもらうとともに、簿記を学ぶ仲間との友情を育むことを目的に、第144回簿記検定試験において、「日商簿記-1グランプリ」を初めて実施した。

同グランプリは、11月の日商簿記検定1級において、同一の母体組織等に所属するメンバー3名～5名でチームを編成し、チーム内の成績の上位3名の合計得点で順位を競うものであり、155チーム(630名)が参加した。同グランプリの結果は、以下のとおりであった。

<日商簿記-1グランプリ 2016 最終結果(上位3チーム)>

第1位：岐阜県立岐阜商業高等学校(チーム十字軍) 268点

第2位：熊本県立熊本商業高等学校(熊本商業高校 簿記部 A) 267点

第3位：大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校(大原学園 町田校Aチーム) 260点

(iv) 初学者向け原価計算の試験の創設を研究

現行では2級から試験範囲となっている工業簿記・原価計算について、「初学者向けの試験の創設」に向けて、簿記検定部会委員を中心に7回にわたり「工業簿記・原価計算出題区分検討ワーキンググループ」を開催し、製造業をはじめ、企業現場の人材ニーズを踏まえた研究・検討を行った。

ワーキンググループでは、文系学生、事務系社会人を中心とする既存の受験者層だけでなく、従来は簿記の学習・資格取得の関心が低い生産現場の担当者や理系学生等にも役立つ試験内容とすべく、試験範囲案、試験問題案の検討を行った。

(v) 説明会・セミナー等を開催

平成28年度から平成30年度にかけて段階的に改定している簿記出題区分を周知するため、教育機関等の簿記指導者を対象とした「簿記指導者セミナー」を東京など全国3都市で開催した。

また、平成29年度から施行開始する「簿記初級」の早期普及を図るため、試験創設の趣旨や試験内容・範囲、試験実施機関(試験会場)となるための条件や運営方法等を説明するとともに、指導現場での活用などを紹介する「簿記検定初級説明会」を東京など全国6都市で開催した。

そのほか、日本経済新聞社と共催で、学生を対象とした「日商簿記を勉強して良かった!と思える就職支援セミナー」(9月)と、女性を対象とした『日商簿記』特別企画「日経・女性のためのキャリア・アップ・セミナー ビジネス感覚を磨け!」(3月)を東京で開催した。

○セミナー等開催実績

セミナー名	開催日時	会場	申込者数(名)
簿記指導者セミナー (出題区分表改定等)	平成28年8月5日(金)	東京	104
	8月18日(木)	大阪	94
	8月22日(月)	福岡	80
「簿記検定試験初級」 説明会	平成28年12月26日(月)	札幌	46
	平成29年1月12日(木)	福岡	71
	1月20日(金)	仙台	38
	1月21日(土)	名古屋	40
	1月24日(火)	大阪	100
	2月1日(水)	東京	183
日商簿記を勉強して良かった!と思える就職支援セミナー	平成28年9月26日(月)	東京	136

簿記ゲームを活用した初 学者向け簿記指導セミ ナー	平成29年 1月25日 (水)	大阪	10
	2月2日 (木)	東京	16
「日商簿記」特別企画 日 経・女性のためのキャリ ア・アップ・セミナー ビ ジネス感覚を磨け!	平成29年 3月17日 (金)	東京	530 (うち約200名参加)
簿記検定初級 指導者養成研修会	平成29年 3月28日 (火)	東京	18

(vi) 簿記検定受験申込受付の仕組みを整備

平成 27 年度は、人口 5 万人未満都市の商工会議所 (160 会議所) 向けに、「商工会議所検定サイト」内に簿記検定申込案内ページを作成したが、平成 28 年度は人口 5 万人以上 10 万人未満都市の商工会議所 (132 会議所) についても同ページを作成し、小都市商工会議所地域の簿記学習者の受験申込の利便性向上を支援した。

(vii) 3 級受験料を改定

簿記検定 3 級および珠算検定については、受験者層に配慮し (簿記 3 級は高校生、珠算は小中高生)、他の級、他の検定試験に比べ、可能な限り受験料は低価に設定しており、簿記検定は平成 19 年度から、珠算検定は平成 5 年度から据え置いている。

この間、人件費や会場費等の上昇分を補えておらず、簿記検定 3 級および珠算検定については、採算的に厳しい状況で実施している商工会議所も少なくなく、特に受験者が多い大都市商工会議所は、賃料の上昇により試験会場の確保にも支障がでている。

こうしたことから、各地商工会議所から受験料改定を要望する声が強まり、アンケートでは 8 割の商工会議所が改定に賛同したことから、平成 29 年度から下記のとおり改定する。

(消費税込)

	改定後受験料	現行受験料
簿記 3 級	2,800円	2,570円

※簿記 1 級、2 級については、現行受験料のままで改定はしない

珠算 1 級	2,300円	2,100円
2 級	1,700円	1,570円
3 級	1,500円	1,360円
4～6 級	1,000円	940円

ウ. リテールマーケティング (販売士) 検定試験 (全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

リテールマーケティング (販売士) 検定試験は、平成 28 年度から簿記検定の考え方に合わせ、級別に異なっていた施行回数を統一し、7 月施行試験を 78 回、2 月施行試験を 79 回とした。1 級を平成 29 年 2 月 15 日 (第 79 回)、2 級を 7 月 9 日 (第 78 回) と平成 29 年 2 月 15 日 (第 79 回)、3 級を 7 月 9 日 (第 78 回) と平成 29 年 2 月 15 日 (第 79 回) に施行した。その結果、受験者数は、1 級 1,279 名、2 級 12,153 名、3 級 21,359 名の合計 34,791 名で、前年度 (37,686 名) と比較して 2,895 名の減少 (前

年度比 7.6%減) となった。合格者数は、1 級 237 名、2 級 5,572 名、3 級 11,470 名の合計 17,279 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験 (3 級のみ) を施行して以来、これまでに、のべ 1,920,279 名が受験し、947,438 名が合格している。

また、販売士ハンドブック 2 級 (応用編) の内容を改訂し、平成 29 年 3 月付で発刊した。

加えて、検定の PR と流通・小売業界が直面する喫緊の諸課題に対する企業の取り組みを支援することを目的に、「流通・小売業のためのリテールマーケティングセミナー」を東京で 2 回開催し、計 344 名の申込があった。

平成 29 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,740 名、2 級 66,530 名、3 級 112,853 名の合計 184,123 名となった。

○平成 28 年度結果

級	施行会議所数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	156 (第79回)	1,279 (3)	1,038 (3)	237 (1)	22.8
2 級	284 (第78回)	5,538 (17)	4,976 (16)	2,573 (8)	51.7
2 級	262 (第79回)	6,615 (3)	5,917 (3)	2,999 (1)	50.7
3 級	308 (第78回)	10,015 (46)	9,291 (44)	6,469 (24)	69.3
3 級	315 (第79回)	11,344 (37)	10,540 (34)	5,025 (15)	47.7
合計	—	34,791 (106)	31,762 (100)	17,279 (49)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

○セミナー開催実績

セミナー名	開催日時	会場	申込者数 (名)
流通・小売業のためのリテールマーケティングセミナー	平成28年 5 月 20 日 (金)	東京	174
	12月14日 (水)	東京	170
合計	—	—	344

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間内に 2,000 字すべての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。また、ゴールドホルダー取得者の実力を広く周知するため、ゴールドホルダーが入力に要した時間をランキングにして、その上位 20 位の受験番号とタイムを検定ホームページに掲載している。

平成 28 年度の受験者数は 887 名 (ゴールドホルダー 38 名) であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタッチタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の3科目で構成されており、3科目すべてにおいて最上位のS評価を取得した者は、「ビジネスキーボードマスター」の称号を付与している。

平成 28 年度の受験者数は 489 名であった。

オ. DC プランナー（企業年金総合プランナー）認定試験（一般社団法人 金融財政事情研究会との共催）

DC プランナー（企業年金総合プランナー）認定試験は、9月11日（第22回2級）、平成29年1月22日（第21回1級）の2回施行した。

受験者数は、1級1,308名、2級3,001名の合計4,309名で、前年度と比較して、1級は169名の増加（前年度比14.8%増）、2級は791名の増加（前年度比35.8%増）となった。合格者数は、1級が254名、2級は961名の合計1,215名であった。

○平成 28 年度結果

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級 (第21回)	1,308	1,032	254	24.6
2 級 (第22回)	3,001	2,499	961	38.5
合計	4,309	3,531	1,215	—

合格者のうち、希望者は DC プランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は2年間。1級の登録者には「1級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」、2級の登録者には「2級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、平成 29 年 3 月末日現在の「1級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 2,498 名、「2級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）」は 2,530 名となっている。

カ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成 15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までのすべてを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

平成 28 年度の受験者数は 86 名で、合格者数は 67 名であった。

なお、本検定は平成 28 年度末をもって終了し、平成 29 年度から日商 PC 検定の知識科目（共通分野）に統合する。

キ. 日商ビジネス英語検定試験

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（企画書や報告書、契約書、提案書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT を活用しながら国際的にビジネスコミュニケーションを展開できる人材を育成するために、平成 15 年 9 月に創設。

平成 28 年度の受験者数は 1 級 21 名、2 級 265 名、3 級 469 名の合計 755 名で、合格者数は 1 級 4 名、2 級 121 名、3 級 362 名の合計 487 名であった。

ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験

EC 実践能力検定試験は、情報ネットワーク社会でビジネスを展開するうえで必要となる電子商取引や電子コミュニケーション、電子認証、情報セキュリティ等の幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、平成 16 年からネット試験により施行している。

平成 28 年度の受験者数は、1 級 10 名、2 級 25 名、3 級 49 名の合計 84 名。合格者数は、1 級 9 名、2 級 17 名、3 級 43 名の合計 69 名であった。

なお、本検定は平成 28 年度末をもって終了し、平成 29 年度から日商 PC 検定の知識科目（共通分野）に統合する。

ケ. 電子会計実務検定試験

電子会計実務検定試験は、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、平成 17 年 6 月に創設された。試験対応会計ソフトは、「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA 会計」のほか、クラウド会計ソフトの「ClearWorks」の計 5 種類で実施している。

また、7 月に「電子会計実務検定 3 級取得セミナー」を開催し、「ClearWorks」の操作説明・実習を行うとともに、3 級合格に向けた解説を行った。

平成 28 年度の受験者数は 1 級（上級）3 名、2 級（中級）642 名、3 級（初級）1,853 名の合計 2,498 名。合格者数は 1 級（上級）1 名、2 級（中級）547 名、3 級（初級）1,491 名の合計 2,039 名であった。

コ. 日商 PC 検定試験

日商 PC 検定試験は、IT を活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルを問うだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用分野については平成 18 年度から 1～3 級、Basic（基礎級）を施行、プレゼン資料作成分野については平成 23 年 10 月から 3 級、平成 24 年 5 月から 2 級、同年 10 月から 1 級を施行している。受験者層を拡大するため、平成 28 年 1 月から「EC 実践能力検定試験」および「電子メール活用能力検定試験」の合格者に対し、知識科目の免除制度を導入した。

平成 28 年度の受験者数は文書作成分野が合計 16,238 名、合格者数は合計 12,562 名であった。データ活用分野の受験者数は合計 13,646 名、合格者数は合計 10,524 名であった。プレゼン資料作成分野の受験者数は合計 1,756 名、合格者数は合計 1,430 名であった。

また、ネット試験会場指導者や日商マスターを対象に、企業実務で必要とされる IT スキルとその活用法・指導法等の修得を支援するため、12 月 2 日（金）～3 日（土）に「IT 指導者セミナー」を東京で開催し、計 35 名が参加した。このほか、ネット試験会場における指導分野の拡充を目的に「新規人材育成事業に係る説明会」を 8 月 4 日（木）に東京、8 月 19 日（金）に大阪で開催した。ネット試験会場の指導者など合計 72 名が参加し、新たな人材育成事業として、初学者向け簿記学習指導、キャリア教育指導、プログラミング学習指導について紹介した。この説明会に関連した「プログラミング学習指導セミナー」を 12 月 1 日（木）に開催し、初学者向け WEB アプリの活用法と指導法についても解説し、18 名が参加した。

さらに、1 級の受験者数増加に向け、10 月 1 日（土）に「日商 PC 検定（データ活用）1 級直前対策セミナー」を、平成 29 年 2 月 18 日（土）に「日商 PC 検定（文書作成）1 級直前対策セミナー」を開

催（計 20 名参加）するとともに、同検定の 3 分野すべての 2 級以上合格者に交付している「日商 PC プロフェッショナル認定証」の取得者のうち、3 分野すべての 1 級合格者に、簿記検定試験初級説明会（大阪会場）において「検定事業貢献表彰」を授与した。また、プレゼン資料作成分野の受験者拡大を目的とした「ビジネス実務で役立つプレゼンテーション実践セミナー」を 7 月 23 日（土）～7 月 24 日（日）に開催し、計 8 名が参加した。

加えて、個人をはじめ各教育機関における 3 級合格に向けた学習を支援する会員制サイト「日商 PC 学習倶楽部」にサンプル問題を追加掲載し内容の充実を図った（会員登録数 856 件）。

○平成 28 年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	47	13	27.7
2 級	2,714	1,505	55.5
3 級	10,711	8,426	78.7
Basic	2,766	2,618	94.6
合計	16,238	12,562	—

<データ活用>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	21	8	38.1
2 級	2,954	2,109	71.4
3 級	8,281	6,664	80.5
Basic	2,390	1,743	72.9
合計	13,646	10,524	—

<プレゼン資料作成>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	10	5	50.0
2 級	628	415	66.1
3 級	1,118	1,010	90.3
合計	1,756	1,430	—

上記ア～コの種類検定試験等の認知度の向上および普及を図るために、主に以下の媒体を通じ、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対して PR を行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/	1,291万ビュー ※のべ5,192万人が利用
商工会議所検定試験ガイド（28年度版）	235,000部
PRポスター（6種）	140,500枚
簿記検定リーフレット	230,000部
リテールマーケティング（販売士）検定 リーフレット	35,000部
電子会計実務検定チラシ	1,500部
日商PC検定チラシ	6,200部
日商ビジネス英語検定チラシ	2,400部
検定情報ダイヤル（NTTハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	6,625件
検定 Twitter https://twitter.com/jcci_kentei	フォロワー数9,912人 平成28年度総ツイート数5,580件
読売新聞 平成28年4月8日朝刊 簿記広告	各9,106,510部※
読売新聞 平成28年9月14日朝刊 簿記広告	
日本経済新聞 平成28年12月14日朝刊 簿記広告	2,750,534部※
日経MJ 平成28年5月18日朝刊 販売士広告	252,014部※
日本経済新聞 平成28年5月18日朝刊 販売士広告	2,750,534部※

※一般社団法人日本ABC協会の公査した部数。

さらに、大学・企業等7ヵ所に対し、訪問によるPRや検定に関する説明、検定に関するニーズのヒアリングや受験者拡大のための意見交換などを行った。

②各種検定試験最優秀者の表彰

平成27年度に施行した各種検定試験の1級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は6月2日（木）に行った。

※敬称略。（ ）内は受験した商工会議所名。

第140回簿記	段 秀樹（東京）
第141回簿記	野本 拓（川越）
第43回リテールマーケティング（販売士）	平尾 朋子（神戸）
日商PC<文書作成>	永山 樹里（広島）
日商PC<データ活用>	東 英和（東京）

③日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、実践的なIT利活用能力を備えた人材や中小企業のIT経営を推進する人材の育成ニーズに対応できる、高度なITスキル、卓越した指導力、企業実務への理解を持った指導者を育成・認

定する制度である。

平成 28 年度は、全国各地の教育機関、企業等で IT 指導にあたっている日商マスターやネット試験会場を対象とした「IT 指導者セミナー」を 12 月 2 日（金）～12 月 3 日（土）に東京で開催した。同セミナーでは、「企業実務で必要とされる IT スキルとその活用法・指導法の修得」を目的に、昨今の学生等のパソコンスキル低下の実態と IT 指導者に期待される役割、初等中等教育における今後の情報教育に関する基調講演等を行ったほか、パソコン実務指導とキャリア教育指導の融合による新しい指導法や教育技法について解説した。

【登録者数】

- 日商マスター数（平成 29 年 3 月末現在）：141 名
- 日商アソシエイトマスター（平成 29 年 3 月末現在）：2 名

(5) 経営改善普及事業

①小規模事業者経営改善資金制度（マル経融資）

平成 28 年度の商工会議所における推薦実績は 23,894 件（前年度比 98.6%）、1,563 億 872 万円（同 100.8%）となった（表 1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は 43,952 件（同 101.7%）、2,693 億 1,944 万円（同 107.9%）となった（表 2、表 3）。

一方、事故率（金額ベース）については、平成 13 年 2 月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、平成 28 年度末においては 4.15%となり、対前年比 0.33%向上した。

平成 21 年度から実施されている貸付限度額等の拡充措置は、関係方面への働きかけの結果、平成 26 年度以降さらなる拡充措置（貸付限度額：2,000 万円）がなされたうえで、平成 29 年度末までの延長が決定した。

平成 23 年 5 月から実施されている、東日本大震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置（「災害マル経」：1,000 万円を別枠とし、当初 3 年間軽減利率を適用）は、平成 28 年度の融資実績は 611 件、金額 20 億 6,731 万円となった（表 4）。

表 1 推薦実績

件数 (件)	金額 (百万円)
23,894 (98.6)	156,308 (100.8)

() 内は前年度比 (%)

表 2 融資実績 (含商工会)

融 資		平均融資額
件数①	金額 (百万円) ②	(万円) ②/①
43,952	269,319	612

表 3 金額ベースの構成比 (単位：%)

(1) 用途別構成比 (含商工会)

運 転 資 金	設 備 資 金
76.0	24.0

(2) 新再別構成比 (含商工会)

新規貸付	再貸付
36.5	63.5

(3) 業種別構成比 (含商工会)

小売業	建設業	製造業	サービス業	卸売業	その他
24.1	25.9	15.0	17.3	9.5	8.3

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商工会議所	商工会
58.6	41.1

表4 「災害マル経」融資実績

件数(件)	金額(百万円)
611	2,067

②小規模事業対策関連会議関係

当所は、各ブロック商工会議所連合会と共催で、ブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。同会議と併せて当所は、「販路開拓支援」をテーマに、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

また、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議（「商工会議所経営指導員全国研修会」と併催）、都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

このほか、各地商工会議所等からの要請に応じて、都道府県商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に参加し、中小企業・小規模事業者政策や施策の最新情報などの提供支援を行った。

<小規模事業対策関連会議>

開催期日	会議名	場所
7月7、8日	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議（「第5回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」と併催）	金沢市
9月30日	都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京都
10月6日	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	上田市
10月13日	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	札幌市
10月27日	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	徳島市
11月10日	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	五島市
11月15日	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	四日市市
11月21日	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	江津市
11月25日	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京都
11月28日	東北ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大仙市
11月30日	関西ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪市

<中小企業支援先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
10月7日	北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	上田市
10月14日	北海道ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	札幌市
10月28日	四国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	徳島市
11月11日	九州ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	五島市
11月15日	東海ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	四日市市
11月22日	中国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	江津市
11月25日	関東ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	東京都
11月29日	東北ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	大仙市
11月30日	関西ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	大阪市

<都道府県商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
5月20日	福岡県商工会議所連合会 経営指導員等一般研修	福岡市
6月1日	広島県商工会議所連合会 小規模事業研究会	尾道市
6月15日	福岡県商工会議所連合会 経営指導員等一般研修	福岡市
7月1日	埼玉県商工会議所連合会 3委員会全体会議	さいたま市
7月5日	鹿児島県内商工会議所 経営指導員研修会	鹿児島市
7月12日	静岡県内商工会議所 経営指導員研修会	静岡市
7月14日	22大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	川崎市
7月21日	静岡県内商工会議所 経営指導員研修会	静岡市
8月8日	静岡県下経営安定特別相談室 第1回商工調停士研修会	三島市
9月9日	商工会議所経営指導員等研修会	長野市
9月21日	長野県下商工会議所 経営指導員等研修会	松本市
11月11日	上越・長野県商工会議所連絡会	糸魚川市
12月16日	郡山商工会議所職員研修会	郡山市
1月12日	鳥取・島根両県商工会議所事務局長会議	江津市

(6) 研修会等

期日	件名	参加者数	開催場所	主な内容
4月27日	検定事業説明会	82名	コンベンションホール AP 浜松町	<ul style="list-style-type: none"> ・検定事業の普及推進と今後の事業展開について ・厳正公正で円滑な検定試験施行上の留意事項(簿記検定を中心に) ・販売士制度に係る重要事項 ・珠算能力検定に係る重要事項 ・ネット試験業務のポイント等について ・ネット申込システムの紹介 ・簿記教育の推進と地域人材の育成(講演) <p style="text-align: right;">公認会計士 小島 一富士 氏</p>
5月11日 ～13日	平成28年度商工会議所会報編集担当者研修会	56名	エッサム神田ホール2号館	<ul style="list-style-type: none"> ・会報編集の基礎 ・会報編集の実践 ・会報編集の視点 <p style="text-align: right;">日本エディタースクール 講師 西村 良平 氏</p>
①5月17日 ～18日 ②5月19日 ～20日 ③6月16日 ～17日 ④11月29日 ～30日	TOAS 研修会「会員管理コース」	①18名 ②18名 ③19名 ④16名	日商芝大門オフィス研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・Adminの各種設定に関する解説と実習 ・事業所・組織団体・会費管理等の各種設定に関する解説と実習 ・質疑応答 ・ザ・ビジネスモールについて
①5月18日 ②5月20日 ③10月7日 ④11月28日	TOAS 研修会「商工会議所経理コース」	①18名 ②18名 ③18名 ④10名	日商芝大門オフィス研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・経理システムに関する解説と実習 ・質疑応答
①5月19日 ～20日 ②5月26日 ～27日	小規模事業者の伴走型支援研修【販路開拓編】	①20名 ②20名	日商会議室A	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・講義：古典的マーケティング論、現代的マーケティング論 ・グループディスカッション、プレゼンテーション ・まとめ
①5月20日 ②5月27日	平成28年度GS1事業者コード(JAN企業コード)登録受付業務担当者説明会	①47名 ②38名	①TKP品川カンファレンスセンター ②大阪商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・GS1事業者コード登録受付業務について ・登録受付事務処理のチェックポイントについて ・GS1事業者コード・JANコードの基礎知識 ・意見交換(質疑応答、事前質問・よくある質問についての回答)
5月25日	東京商工会議所税制委員・日本商工会議所税制専門委員等を対象とする税制勉強会	41名	フクラシア東京ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・講演①「法人税改革の評価と残された課題」 慶應義塾大学経済学部 教授 土居 丈朗 氏 ・講演②「最近の事業承継の傾向と具体的な方法について」 ・税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 玉越 賢治 氏
5月30日 ～31日	平成28年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト	74名	全国町村議員会館	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の枠組みとコンプライアンスについて ・事業実施にあたっての留意事項と年間スケジュールについて

	ト担当者研修会			<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっての基本的事務事項、経費の使い方について ・講演「FCPを活かした地域特産品の開発と販路開拓」 千葉銀行 法人営業部 地域情報グループ ビジネスマッチング担当 主任調査役 渡辺 勝美 氏 ・講演「販路を見据えた地域観光商品開発の重要性」 WILLER ツーリズム&コンサルティング株式会社 代表取締役 小高 直弘 氏 ・講演「そごう西武のオムニチャネル戦略と地域との商品開発」 株式会社そごう・西武 商品部 オムニチャネル商品プロジェクト部長 藤井 昇 氏 商品計画部 商品開発担当 飯田 和広 氏 ・「日本百貨店しょくひんかん」実地調査
① 6月1日 ② 6月7日 ③ 6月9日 ④ 6月14日 ⑤ 6月23日 ⑥ 6月24日 ⑦ 6月28日 ⑧ 6月29日 ⑨ 7月1日 ⑩ 7月5日	平成 28 年度消費 税軽減税率対策窓 口相談等事業 経 営指導員向け研修 会	498 名	①TKP 東京駅八重 洲カンファレンス センター ②高松 ③上越 ④仙台 ⑤福岡 ⑥名古屋 ⑦広島 ⑧大阪 ⑨札幌 ⑩カンファレンス スクエア M+	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について ・軽減税率対策補助金（レジ導入・受発注システム改修補助金）について ・レジ・システム導入・改修を IT 化による生産性向上の機会に！ ・クラウド会計ソフトを利用した生産性向上 ・消費税軽減税率制度導入に向けた事業者支援のポイント（ワークショップ）
6月6日 ～7日	販路開拓×震災復興 視察研修会 in 仙台	26 名	仙台商工会議所、 仙台国際センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災から5年の復興状況について」 ・「なぜ商工会議所が販路開拓支援を行うのか」 仙台商工会議所 中小企業支援部 次長 渡辺 英樹 氏 ・「地域事業者の販路開拓に向けた取り組み～『伊達な商談会』を事例に～」 仙台商工会議所 販路拡大事業コーディネーター 遠藤 光弘 氏 ・「販路開拓の取り組みについて」 株式会社バイヤーズ・ガイド 編集発行人 永瀬 正彦 氏 ・東北復興水産加工品展示商談会 2016 会場内視察
6月14日 ～15日	雇用型訓練を活用 する企業に対する 支援等実施事業 担当者研修会（新 任者向け）	91 名	日本自動車会館内 くるまプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード制度の概要とキャリアアップ助成金（人材育成コース）などの取り扱いについて ・商工会議所（連合会）が実施する雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業について ・有期実習型訓練について ・事例発表

				<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の取り扱いについて ・委託費の経理処理と業務日誌などの作成方法について ・雇用型訓練と職業能力評価制度、セルフ・キャリアドック制度の推進方法について ・質疑応答・意見交換
①6月17日 ②11月30日	TOAS 研修会「事業所データ活用コース」	①19名 ②18名	日商芝大門オフィス研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・蓄積された事業所情報の活用に関する解説と実習（検索・レポート作成等） ・質疑応答
①6月17日 ②11月30日	TOAS 研修会「事業所データ活用コース」	①19名 ②18名	日商芝大門オフィス研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・データ活用に関する各種設定と実習 ・事前アンケートで回答いただいた共通検索の方法等の実習 ・質疑応答
6月29日	外国人技能実習制度（監理団体業務）に関する研修会	19名	日商会議室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について 日本商工会議所 理事・事務局長 青山 伸悦 ・外国人技能実習制度実施における適正な運営について～現行制度を中心に～ 法務省 入国管理局 入国在留課 審査指導官 中山 昌秋 氏 ・外国人技能実習制度の見直しについて 厚生労働省 職業能力開発局 海外協力課長 高橋 秀誠 氏 ・外国人技能実習制度における商工会議所の対応について 日本商工会議所 産業政策第二部 ・ウズベキスタン共和国における人材・対外労働移民について ウズベキスタン共和国 労働省対外労働者派遣庁 副長官 アザモフ氏 ・意見交換
7月7日 ～8日	「第5回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」（平成28年度特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議）	193名	金沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・開会・問題提起 ・コーディネーターによる基調講演 ・パネルディスカッション「商工会議所の経営支援力向上に向けた取り組みについて」 ・グループディスカッション（経営支援戦略会議の模擬訓練） ・記念講演 ・「金沢アピール」採択
①7月11日 ～13日 ②11月7日 ～9日	平成28年商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会	①70名 ②40名	①コンファレンススクエアM+ ②大阪商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易証明業務をめぐる状況と今後の課題 ・貿易取引の仕組み ・貿易書類の基礎 ・商工会議所の証明制度と登録業務 ・日本産原産地証明、外国産原産地証明、インボイス証明、サイン証明

				<ul style="list-style-type: none"> ・証明書の訂正 ・証明発給業務実習
7月28日 ～29日	平成 28 年度第 1 回経営安定対策事業研修会	37 名	ビジョンセンター 東京	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定特別相談事業の動向および取組状況について ・経営指導員向け中小企業 BCP 策定運用指針について ・経営再建計画の考え方と作成手法
①北海道 3月1日 ～3日 ②東北 9月29日 ～30日 ③北陸信越 9月7日 ④関東 3月22日 ⑤東海 7月29日 ⑥関西 3月13日 ⑦中国 2月9日 ～10日 ⑧四国 12月6日 ～7日 ⑨九州 10月6日 ～7日	平成 28 年度商工会議所観光連絡担当ブロック別研修会	①11 名 ②33 名 ③33 名 ④63 名 ⑤53 名 ⑥29 名 ⑦31 名 ⑧18 名 ⑨35 名	①伊達市、室蘭市、登別市 ②青森市 ③上越市 ④前橋市 ⑤名古屋市 ⑥大阪市 ⑦竹原市 ⑧高知市 ⑨別府市	○日本商工会議所からの講演・説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「観光立国重点施策（例）」 ・「観光振興における商工会議所の役割」 ・その他 ○各ブロック毎に講演、事例発表、ワークショップ、グループディスカッション等
8月29日 ～30日	会員増強研修会	28 名	日本自動車会館内 くるまプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・講演&グループディスカッション ・講演&ロールプレイング ・講演成果が出るマネージャーとは。結果マネジメントとプロセスマネジメント
①9月2日 ②9月9日	平成 28 年度 商工会議所情報セキュリティ対策担当職員研修会	①53 名 ②53 名	①日本自動車会館内 くるまプラザ ②大阪商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全なウェブサイト管理と商工会議所を取り巻く脅威」 (独) 情報処理推進機構 セキュリティセンター 主任研究員 渡辺 貴仁 氏 ・「IT利用者向け情報処理技術者試験のご紹介」 (独) 情報処理推進機構 IT人材育成本部 情報処理技術者試験センター 原田 みおり 氏 ・「商工会議所 標的型攻撃メール対応訓練」 松本商工会議所 理事・情報事業部長 米窪 英人 氏 ・「商工会議所における情報セキュリティ対策の体制整備」 ・質疑応答・意見交換

9月5日	若者・女性活躍推進フォーラム	108名	東京商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演： 旭化成陸上部 元監督・現顧問 宗 茂 氏 ・政策講演： 厚生労働省 若年者雇用対策室長 平岡 宏一 氏 ・事例紹介： (有)村伝 代表取締役 村上 浩之 氏 タカラ印刷(株) 代表取締役 林 克重 氏 コーナン建設(株) 執行役員人事部長 坂入 喜代枝 氏 ・事務局報告：女性活躍推進法の施行に基づく行動計画策定ツールの紹介
9月26日 ～28日	平成 28 年度マル 経等基礎研修会	33名	アジュール竹芝	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義 および推進方法について ・決算報告書の読み方 ・経営分析について 財務分析と融資判断
①9月27日 ②9月29日 ③10月7日	平成 28 年度容器 包装リサイクル業 務委託に関する研 修会	①51名 ②21名 ③33名	①アジュール竹芝 ②福岡商工会議所 ③大阪商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル制度について ・委託業務について（申込受付業務の流れと具体的手順他） ・普及啓発業務について（各地取組事例） ・問合せから学ぶ事業者への対応 ・オンラインシステム”REINS”の入力方法と注意点等について ・容器包装リサイクル委託業務に関する情報交換会
9月30日	都道府県庁所在地 商工会議所中小企 業相談所長会議	61名	フクラシア東京ス テーション	<ul style="list-style-type: none"> ・日商説明：都道府県における小規模企業対策予算の維持・拡充および経営支援力向上に向けて ・事例発表：各都道府県内での小規模企業対策予算の維持・拡充や広域支援体制、経営支援力向上に向けた研修体系について ・ワークショップ： ①都道府県からの商工会議所への補助金をどう維持・拡充していくのか ②経営支援ニーズの高度化・多様化の中で、商工会議所間の広域支援体制をどう構築するか ③経営指導員の資質向上に向けた研修会をどう企画するか
10月5日 ～7日	商工会議所経理担 当職員研修会（初 級・中級）	65名	フクラシア東京ス テーション	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理に係るコンプライアンス徹底マニュアルについて ・商工会議所税務の基礎知識 ・商工会議所における会計実務について ・消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント ・情報交換会
10月6日 ～7日	平成 28 年度第 2 回経営安定特別相 談事業研修会	32名	アジュール竹芝	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継手法・対策について ・経営安定特別相談事業の動向および BCP への取組状況について ・経営者保証に関するガイドライン

①10月6日 ②10月13日 ③10月27日 ④11月10日 ⑤11月15日 ⑥11月21日 ⑦11月25日 ⑧11月28日 ⑨11月30日	ブロック別中小企業相談所長会議	①51名 ②50名 ③63名 ④32名 ⑤59名 ⑥51名 ⑦110名 ⑧49名 ⑨75名	①上田市 ②札幌市 ③徳島市 ④五島市 ⑤四日市市 ⑥江津市 ⑦東京都 ⑧大仙市 ⑨大阪市	・日商説明： ①商工会議所の経営支援に求められていること ②国の中小企業・小規模事業者施策の動向 ③都道府県から商工会議所への補助金の動向 ④商工会議所の経営支援における課題と対応 ⑤商工会議所の経営支援力の向上に向けて ⑥その他 ・ブロックごとに講演、事例発表、分科会等
①10月7日 ②10月14日 ③10月28日 ④11月11日 ⑤11月15日 ⑥11月22日 ⑦11月25日 ⑧11月29日 ⑨11月30日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会	①47名 ②40名 ③28名 ④60名 ⑤58名 ⑥50名 ⑦103名 ⑧49名 ⑨75名	①上田市 ②札幌市 ③徳島市 ④五島市 ⑤四日市市 ⑥江津市 ⑦東京都 ⑧大仙市 ⑨大阪市	・講演：FCP 展示会・商談会シートを活用した地域製品の販路開拓支援について
10月17日 ～18日	島根県下商工会議所経理担当職員研修会	24名	松江商工会議所	1. 商工会議所運営における留意点 2. 商工会議所会計実務について 3. 県下商工会議所の収支決算書事例研究 4. 商工会議所税務実務について
11月8日	平成28年度働き方改革セミナー	23名	日商会議室A	・働き方改革について 厚生労働省 労働政策担当参事官室 企画官 佐藤 俊 氏 ・多様な人材の活躍推進に向けた商工会議所の支援策について 日本商工会議所 産業政策第二部 ・労働紛争の未然防止のために～中小企業の相談事例からみる傾向と対策～ 東京圏雇用労働相談センター 相談員(弁護士) 倉持 麟太郎 氏
11月10日 ～11日	商工会議所経理担当管理職研修会	27名	日商会議室A	・商工会議所における会計実務について ・消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイント・特定退職金共済制度について ・プレミアム商品券の課税関係について ・会館建設の課税関係 ・消費税転嫁と源泉税の実務 等
①11月25日 ②11月29日 12月6日 ③2月10日 ④2月21日	平成28年度中小企業情報セキュリティセミナー	①24名 ②10名、13名 ③45名 ④68名	①武生 ②龍野 ③広島 ④福山	①映像で知る情報セキュリティ 社内研修養成コース サブコースA. 【標的型サイバー攻撃対策】 ②映像で知る情報セキュリティ 社内研修養成コース サブコースB. 【スマートフォンセキュリティ】 サブコースE. 【適切なSNS利用の心得】 サブコースF. 【内部不正と情報漏えい対策】 ウェブサイトを安全に運用するためのポイント

				<p>～攻撃者が狙ってくる箇所とその対策方法～</p> <p>③情報セキュリティ対策 10大脅威コース</p> <p>④映像で知る情報セキュリティ 社内研修養成コース</p> <p>サブコースB.【スマートフォンセキュリティ】</p> <p>サブコースF.【内部不正と情報漏えい対策】</p> <p>ウェブサイトを安全に運用するためのポイント</p> <p>～攻撃者が狙ってくる箇所とその対策方法～（2時間）</p>
12月1日 ～2日	岩手県商工会議所 連合会総務担当管 理職・経理担当職 員研修会	12名	盛岡グランドホテ ルアネックス	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所における会計実務について ・商工会議所税務実務について
12月8日 ～9日	経営支援分析力向 上特別研修会	36名	日商会議室A	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：経営分析の意味とその手法 ・経営分析演習 <ul style="list-style-type: none"> ①経営状況分析 ②競合分析 ③3C分析 ④経営問題分析 ・まとめ
12月15日 ～16日	創業支援担当者研 修会	49名	フクラシア東京ス テーション	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：平成28年の創業トレンドと創業者支援の方向性（基調メッセージ） ・パネルディスカッション：地域における創業支援事業の取り組みの現状と今後の対策 ・講演：創業希望者に対する講座企画と集客・運営・会員化促進ノウハウ～成功する講座運営のBCA戦略～ ・講演：ITの活用（クラウド会計・フィンテック）による中小企業の生産性向上について ・演習：創業相談時の初期対応実務 ・講演：創業を失敗させない試み、リーンスタートアップ「みすみす、失敗すると分っていながら、創業指導・支援をせざるを得ないジレンマ状態に答えをだそう」 ・講演：平成29年度創業関連予算概算要求について ・講演：創業者支援を成功に導く創業支援のキーワード ・まとめ
12月19日	兵庫県下商工会議 所経理担当職員研 修会	15名	神戸商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所税務実務について ・商工会議所会計実務について
12月21日 ～22日	女性経営指導員・ 支援力向上研修	42名	日商会議室A	<ul style="list-style-type: none"> ・事例発表：小規模事業者支援に関する心構え ・パネルディスカッション「経営指導の魅力と求められるスキルについて」 ・講義・演習：支援者に必要なコミュニケーション・スキル ・グループワーク：経営者からのヒアリング力を

				<p>高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・講演：戦略マップを使った経営戦略の作成 ・講義・演習・グループディスカッション：戦略マップを使った経営戦略の作成 ・まとめ
1月18日 ～19日	全国商工会議所専 務理事研修会	142名	JPタワー (KITTE)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所に期待されること ・商工会議所の組織財政基盤強化等について ・政策提言・要望活動の進め方について ・事例発表：商工会議所運営に携わって ・三村会頭講話
1月20日	四国商工会議所連 合会経理担当職員 研修会	30名	高松商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所税務実務について
1月23日	兵庫県下商工会議 所経理担当職員研 修会	21名	神戸商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所会計実務について ・商工会議所税務の基礎知識
1月23日	東北六県商工会議 所連合会経理担当 職員研修会	36名	仙台商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所経理におけるコンプライアンスにつ いて ・収益事業の税務・会計処理 ・申告関係 ・消費税の会計処理について
1月26日	福岡県下商工会議 所経理担当職員研 修会	23名	福岡商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所会計実務について ・商工会議所税務実務について
①1月30日 ②1月31日 ③2月1日 ④2月3日 ⑤2月6日 ⑥2月7日 ⑦2月8日 ⑧2月13日 ⑨2月14日	消費税軽減税率対 策ブロック別中小 企業相談所長説明 会	424名	①大阪商工会議所 ②広島商工会議所 ③福岡商工会議所 ④名古屋商工会議 所 ⑤仙台商工会議所 ⑥札幌全日空ホテル ⑦コンファレンス スクエア M+ ⑧高松商工会議所 ⑨ホテルセンチュ リーイカヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議 所の対応について ・「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」および「商 工会議所の経営支援における IT (クラウド等) 活用支援」について ・中小企業向け IT 関連事業について ・小規模事業者の IT 支援の進め方について ・クラウド会計システム等を活用した中小企業・ 小規模事業者の生産性向上支援について ・平成 29 年度地域力活用新事業∞全国展開プロ ジェクト説明会について
2月1日 ～3日	平成 28 年度全国 商工会議所共済・ 保険担当者研修会	25名	日商会議室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所共済制度を再確認しよう ・加入促進に向けた会員向けセミナー事例 ・商工会議所保険制度の販売戦略について (損害 保険会社の取り組み) ・共済・保険制度加入推進に向けた取り組み
2月6日 ～7日	平成 28 年度商工 会議所危機管理・ BCP 策定研修会	20名	日商会議室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ今商工会議所に BCP が必要なのか ・事例紹介「東日本大震災後の商工会議所の果た した役割と活動」

				<ul style="list-style-type: none"> ・講義「BCPの基礎と被害想定」 ・BCP策定の経緯と課題 ・ワークショップ（初動対応・復旧対応） ・模擬訓練（架空の商工会議所を舞台とした初動対応） ・事前対策講義
2月9日 ～10日	平成28年度「商工会議所職員として知っておくべき政策課題に関する研修会」	50名	JPタワー（KITTE）	<ul style="list-style-type: none"> ・重要政策課題の動向について ・政策提言の進め方について ・ビッグデータを活用した地方創生の取組（経済産業省） ・日本銀行の機能と金融政策運営（日本銀行） ・「若者・女性の活躍推進」取組事例（㈱日本レーザー 代表取締役社長 近藤宣之氏） ・グループワーク ・視察（国会議事堂）
2月13日 ～14日	平成28年度マル経総合研修会（事故対策義務研修会）	33名	アジュール竹芝	<ul style="list-style-type: none"> ・マル経融資の事故の要因等について ・マル経融資における推薦上の課題および対応策について ・マル経融資と経営指導を結びつけた有効事例 ・マル経融資制度の現状・課題等について
2月13日 ～14日	宮崎県下商工会議所経理担当職員研修会	22名	KITENビル	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所会計実務について ・商工会議所税務実務について
2月16日	全国商工会議所新任役員・議員研修会	89名	JPタワー（KITTE）	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所に期待されること ・事例発表
2月23日 ～24日	会員増強研修会	30名	熊本商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・講演①会員増強の全プロセスに影響する2つの重要事項 ・講演②成果を出す会員増強プロセス（アプローチ、ヒアリング、プレゼン、クロージング） ・ロールプレイング ・グループワーク
2月24日	平成28年度まちづくり担当者研修会	28名	日商会議室A	<ul style="list-style-type: none"> ・講演①「空き地を居場所に！プレイスメイキング的発想法」 有限会社ハートビートプラン 園田 聡 氏 ・講演②「アイがうまれる、まちなか広場」 広場ニスト／全国まちなか広場研究会 山下 裕子 氏 ・グループワーク・ディスカッション
3月3日	鹿児島県連一般職員・経理担当職員研修	20名	鹿児島商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所運営における留意点 ・商工会議所会計実務 ・商工会議所税務実務

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名称	主催者名
平成 28 年度	平成 28 年度赤十字法人社資（赤十字事業資金）募集	日本赤十字社
平成 28 年度	まつりーとプロジェクト	(一財) 地域伝統芸能活用センター
募集： 平成 27 年 7 月 1 日 ～ 8 月 31 日 表彰式： 平成 28 年 6 月 15 日	平成 28 年度全国発明表彰	(公社) 発明協会
募集： 1 月 ～ 3 月 11 日 結果発表： 平成 28 年秋	第 14 回『勇気ある経営大賞』	東京商工会議所
募集： 3 月 1 日 ～ 6 月 30 日 審査： 7 月～ 9 月 結果発表： 10 月	2016 年“超”モノづくり部品大賞	モノづくり日本会議、 (株)日刊工業新聞社
4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 3 日	2016 年度グッドデザイン賞	(公財) 日本デザイン振興会
4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 3 日	第 56 回防錆技術学校	(一社) 日本防錆技術協会
4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	2016 年度「国際連合公用語英語検定試験」および「国際連合公用語英語検定試験ジュニアテスト」	(公財) 日本国際連合協会
4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	平成 28 年度「日本語検定」	NPO 法人 日本語検定委員会
4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	平成 28 年度日本珠算連盟主催の各種検定試験	(一社) 日本珠算連盟
募集期間： 4 月 1 日 ～ 5 月 16 日 結果発表： 8 月下旬	第 29 回日経ニューオフィス賞	(株) 日本経済新聞社 (一社) ニューオフィス推進協会

募集： 4月1日 ～6月30日 審査： 8月中旬 ～10月中旬 表彰： 11月上旬	第36回「緑の都市賞」	(公財) 都市緑化機構
4月6日 ～9日	国際アパレル機器&繊維産業見本市 (JIAM 2016 OSAKA)	(一社) 日本縫製機械工業会
4月6日 ～9日	国際アパレル機器&繊維産業見本市 (JIAM2016OSAKA)	(一社) 日本縫製機械工業会
4月7日 ～平成29年 3月15日	第50回サインデザイン賞	(公社) 日本サインデザイン協会
募集： 4月7日 ～7月10日 審査： 7月21日 ～22日 表彰式： 9月24日	工芸都市高岡 2016 クラフトコンペティション	工芸都市高岡クラフトコンペ実行委員会
4月9日	Japan ASEAN Youth Conference 2016	(一社) 日本国際化推進協会
4月11日	スリランカ・ビジネスセミナー	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)
4月14日	セミナー「中東欧、南東欧への物流拠点としてのスロヴェニアの魅力」	スロヴェニア共和国大使館
4月15日 ～19日	2016 天津国際輸入商品展示会	中華人民共和国商務部 天津市人民政府
4月16日 ～17日	日本さくら祭り 2016	日本さくら祭り実行委員会
4月18日	経済産業省委託 2016 年度「国際化促進インターンシップ事業」説明会	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)
4月19日	結婚応援のための全国フォーラム	内閣府 東京都
4月28日 ～30日	2016 日本ホビーショー	(一社) 日本ホビー協会
5月3日 ～5日	第58回全日本こけしコンクール	宮城県 白石市 白石商工会議所
5月5日 ～11日	平成28年度「児童福祉週間」の実施	厚生労働省 (社福) 全国社会福祉協議会 (一財) こども未来財団

5月6日 ～平成30年 3月31日	東北復興支援ずんだを活用した新商品開発事業	刈谷商工会議所 仙台商工会議所 東京製菓学校
5月9日 ～6月4日	全国シンポジウム『いま改めて考えよう地層処分』	経済産業省資源エネルギー庁 原子力発電環境整備機構 (NUMO)
5月11日	日本・ブルガリア・ビジネス・フォーラム	中小企業庁 (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) ブルガリア共和国中小企業促進庁 駐日ブルガリア共和国大使館
5月11日 ～13日	2017GSW 東京大会	Globe Women
5月18日 ～20日	企業立地フェア 2016	(一社) 日本経営協会
5月18日 ～20日	自治体総合フェア 2016	(一社) 日本経営協会
5月18日 ～24日	第23回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
5月18日、25日、6月8日、17日、8月2日、9月9日、10月18日、10月28日	セミナー「中小企業の『攻め』を生み出すクラウド戦略」	(株) セールスフォース・ドットコム
5月23日	パキスタンジャパン・ビジネス・フォーラム	パキスタン大使館
5月24日	中国 (佛山) —— 日本投資合作交流会	広東省佛山市人民政府
5月24日 ～27日	「2016NEW 環境展」	日報ビジネス株式会社
5月25日	セミナー「ハンガリー投資の魅力」	ハンガリー投資促進公社 駐日ハンガリー共和国大使館 (一財) 海外投融資情報財団
5月30日 ～6月1日	「明治神宮崇敬会創立70周年」および「同婦人部結成40周年」記念大会	明治神宮崇敬会
6月1日 ～9月30日	第8回日本語大賞	NPO 法人 日本語検定委員会
応募： 6月 ～9月9日 選考： 9月～11月 表彰式： 2月14日	第15回渋沢栄一賞実施事業	埼玉県

各地予選大会： 12月4日 決勝大会： 2月20日	平成28年度 社会人基礎力育成グランプリ	社会人基礎力協議会
6月1日 ～平成29年 3月31日	第24回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2016	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会（大学入学情報図書館 RENA 内）
6月1日 ～3日	京都スマートシティエキスポ 2016	京都スマートシティエキスポ運営協議会
6月1日 ～7月20日	2016年全国あんざんコンクール	（一社）日本珠算連盟、各地珠算連盟
6月2日 ～3日	第5回 JACI/GSC シンポジウム	（公社）新化学技術推進協会（JACI）
6月2日、 9月14日	WTC 午餐会	（一社）世界貿易センター東京
6月3日 ～6月5日	BOWLEX JAPAN2016 in HIROSHIMA 「第50回 BPAJ 全国ボウリング競技大会」	（公社）日本ボウリング場協会
6月3日	企業経営者向けグローバルビジネス・シンポジウム	（一社）日本知的財産協会（JIPA）
6月4日 ～5日 9月24日 ～25日 12月10日 ～11日 平成29年 3月4日 ～5日	第17回・第18回・第19回・第20回 伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所
6月7日	CIMC IT 経営セミナー	（一社）千葉 IT 経営センター
6月7日 ～13日	第44回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
6月7日 ～8日	東北復興水産加工品展示商談会 2016	復興水産加工業販路回復促進センター
6月8日 ～11日	第10回エコプロダクツ国際展	アジア生産性機構（APO） タイ工業連盟（FTI）
6月8日 ～10日	Interop Tokyo 2016	Interop Tokyo 実行委員会
6月13日	『資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関するシンポジウム in 神戸』 ～再エネ、原子力、化石エネルギーのベストミックスの実現にむけて	経済産業省資源エネルギー庁
6月14日	平成28年度 全国キャリア・就職ガイダンス	文部科学省 就職問題懇談会 （独）日本学生支援機構（JASSO）

審査会： 6月14日 表彰式： 8月30日	2016日本パッケージングコンテスト	(公社) 日本包装技術協会
6月16日	「健康で日本を元気に」シンポジウム-国・地方を通じた経済・財政再生プラン	内閣府
6月24日 ～8月23日	第12回教育旅行シンポジウム	(公財) 日本修学旅行協会
6月26日	第14回認定特定非営利活動法人おやじ日本全国大会	認定NPO 法人おやじ日本 渋谷区
6月27日	メコン5ヶ国経済投資セミナー第2弾「ラオス編」	川崎商工会議所
6月29日	地方創生『食の魅力』発見商談会2016	地方創生『食の魅力』発見商談会実行 委員会
7月 ～平成29年 2月	パワーハラスメント対策取組支援セミナー	(公財) 21世紀職業財団
7月～12月	IPA 中小企業情報セキュリティ講習能力養成セミナー	(独) 情報処理推進機構
7月1日	第69回広告電通賞	(株) 電通内 広告電通審議会
7月1日 ～31日	ヒートポンプ・蓄熱月間	(一財) ヒートポンプ・蓄熱センター
募集期間： 7月1日 ～9月30日 表彰式： 3月13日	第42回(平成28年度)発明大賞表彰事業	(公財) 日本発明振興協会 (株) 日刊工業新聞社
最終審査会： 1月8日	第4回 「創造力・無限大∞ 高校生ビジネスプラン・グランプリ」	(株) 日本政策金融公庫
事業期間： 7月1日 ～平成29年 1月17日 応募期間： 7月1日 ～10月21日	第7回キャリア教育アワード	経済産業省
7月6日	第1回ルーマニア・日本ビジネスセミナー 「ブカレスト都市開発とトランシルバニア・クルージュの産業と企業群ご紹介」	在日ルーマニア大使館 在日ルーマニア商工会議所
7月6日 ～8日	第5回環境放射能除染研究発表会	(一社) 環境放射能除染学会
7月10日	第45回全国氷彫刻展夏季大会	NPO 法人日本氷彫刻会
7月12日	第168回WTC合同講演会	(一社) 世界貿易センター東京
7月20日 ～22日	第27回インド家庭用品展・第37回インド衣料品展	インド貿易振興局

7月21日 ～22日	平成28年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県
7月24日	そろばんグランプリジャパン2016	(一社)日本珠算連盟
7月27日	平成28年ボランティアチェーンフォーラム	(一社)日本ボランティアチェーン協会
7月27日	経済4団体共催「働き方・休み方改革セミナー」	日本商工会議所 (一社)日本経済団体連合会 (公社)経済同友会 全国中小企業団体中央会
7月27日 ～28日	第1回一億総活躍・地方創生 全国大会 in 九州	(一社)地域企業連合会九州連携機構
7月28日 ～29日	英国のEU離脱と日本企業への影響～ロンドン・ブリュッセルからの最新報告	(独)日本貿易振興機構(JETRO)
7月29日	IT経営実践フォーラム	ITマネジメント・サポート協同組合
7月30日	第2回ミャンマー産業人材育成シンポジウム	ミャンマー・日本友好国会議員連盟 日本・ミャンマー有効国会議員連盟 ミャンマー商工会議所 ミャンマー工業会 NPO法人アジア環境技術推進機構
7月31日	第31回わんぱく相撲全国大会	(公財)日本相撲協会 (公社)東京青年会議所
7月31日 ～10月16日	地層処分セミナー	原子力発電環境整備機構(NUMO)
8月1日 ～11月30日	第19回いい夫婦の日キャンペーン	「いい夫婦の日」をすすめる会 (一般財団法人 日本メンズファッション協会)
8月1日、 10月28日	2016年度第1回、第2回タイムビジネス協議会普及促進セミナー	(一財)日本データ通信協会
8月2日	海外展開対策シリーズ第2弾「アセアンの最新事情・経済成長・富裕層市場/海外拠点の会計管理/海外展開の資金調達、法的留意点」	川崎商工会議所
8月3日 ～4日	平成28年度販売士養成講習会等講師登録研修会	(一社)日本販売士協会
8月4日 ～5日	「平成28年度 学校の森・子どもサミット夏大会」	認定NPO法人共存の森ネットワーク内 学校の森・子どもサミット実行委員会
8月4日 ～5日	第10回中小企業都市サミット	中小企業都市連絡協議会
8月6日	全国花火名人選抜競技大会 ふくろい遠州の花火2016	ふくろい遠州の花火実行委員会
8月7日	「機械の日・機械週間」記念行事	(一社)日本機械学会
8月7日 ～8日	「第11回若年者ものづくり競技大会」および「第54回技能五輪全国大会」	中央職業能力開発協会

募集期間： 8月23日 ～10月31日 表彰式： 平成29年 3月3日・10日	第1回魅力ある成長企業表彰（働きやすく生産性の高い企業・職場表彰）	厚生労働省
募集期間： 8月24日 ～10月6日 表彰式等： 平成29年 2月6日	JVA2017（Japan Venture Awards 2017）	（独）中小企業基盤整備機構
8月29日	チリ・ビジネスセミナー	（独）日本貿易振興機構（JETRO）
8月30日	Chile Food, Wine & Travel 2016	チリ貿易振興局
富山大会： 8月31日 佐賀大会： 10月28日	地域防災力充実大会	消防庁
9月～ 平成29年3月	2016年度中小企業における情報セキュリティ対策の実態調査	（独）情報処理推進機構
9月1日 ～10月31日	第43回 屋外広告の日	（一社）日本屋外広告業団体連合会 （公社）全日本ネオン協会 （一社）日本ディスプレイ業団体連合会
9月1日 ～平成29年 2月24日	ジャパン・テキスタイル・コンテスト2016	ジャパン・テキスタイル・コンテスト 開催委員会
9月1日 ～3日	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル2016	（一社）日本ジュエリー協会
9月1日	JJA ジュエリーデザインアワード2016	（一社）日本ジュエリー協会
9月2日	ふるさとテレビ11周年記念七夕シンポジウム	NPO法人 ふるさとテレビ
9月2日 ～16日	中小企業に関する全国一斉無料法律相談会「ひまわりほつと法律相談会－中小企業の法的課題を発見します！－」	日本弁護士連合会
9月2日	京×産業シンポジウム	（一財）高度情報科学技術研究機構
9月7日 ～9月9日	第82回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2016	（株）ビジネスガイド社
9月7日 ～9月9日	第20回グルメ&ダイニングスタイルショー秋2016	（株）ビジネスガイド社

東京会場： 9月7日 福岡会場： 10月18日 名古屋会場： 11月22日 大阪会場： 平成29年 1月25日	農業参入フェア 2016	農林水産省 全国農業委員会ネットワーク機構 ((一社) 全国農業会議所)
9月8日 ～10月16日	スポーツオブハート 2016	(一社) スポーツオブハート
9月9日	健康経営実践促進セミナー	経済産業省 地方経済産業局
9月10日 ～9月11日	2016 発明くふう展覧会	2016 発明くふう展覧会事務局(一宮商 工会議所内)
9月13日 ～16日	国際物流総合展 2016 LOGIS-TECH TOKYO 2016	(公社) 日本ロジスティクスシステム 協会 (一社) 日本能率協会
9月13日、27 日、10月18 日、12月7 日、1月20 日、2月22 日、23日	平成28年度情報モラル啓発事業セミナー・シンポジウム	(公財) ハイパーネットワーク社会研 究所
9月13日	海外展開対策シリーズ第3弾「海外販路拡大編～海外市場 を目指して」	川崎商工会議所
募集： 9月中旬 ～11月中旬 結果公表： 平成29年 3月 表彰： 平成29年 4月以降	環境 人づくり企業大賞 2016 (平成28年度環境人材育成 に関する先進企業等表彰)	環境省 環境人材育成コンソーシアム
9月16日	チェコ共和国投資セミナー 「中東欧における中規模生産拠点への投資」 ～チェコにおける投資機会と人材確保成功への鍵～	チェコインベスト (チェコ共和国ビジネス・投資開発庁)
9月17日 ～19日	日本産業カウンセリング学会第21回大会	(一社) 日本産業カウンセリング学会
9月20日	生活文化創造都市推進事業「札幌地域会議」	(一財) 日本ファッション協会
9月20日 ～9月24日	2016年度日中経済協会合同訪中団	日中経済協会
9月22日 ～25日	ツーリズム EXPO ジャパン 2016	(公社) 日本観光振興協会 (一社) 日本旅行業協会

9月23日	2016年度産学連携ツーリズムセミナー	(公社) 日本観光振興協会
9月23日 ～25日	中日韓産業博覧会	中国国際商会 日本国際貿易促進協会 韓国貿易協会
9月24日 ～25日	ナマステ・インドア 2016	インド大使館 インド政府観光局 ナマステ・インドア実行委員会 NPO 法人日印交流を盛り上げる会
9月24日 ～10月1日	環境衛生週間	環境省 都道府県 市町村
9月26日	ICC 国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会
9月26日 ～30日	台湾エクセレント商品及びパテント商品商談会 2016	台湾貿易センター東京事務所
9月26日 ～27日	パキスタン・スポーツ用品製造輸出組合来日ビジネスセミナー・商談会	パキスタン大使館 パキスタン貿易振興庁 国際協力機構
9月27日 ～29日	インド トレンド フェア 2016	NPO 法人 日印国際産業振興協会
9月28日	香港物流セミナー	香港貿易発展局
9月28日 ～30日	INTREMEASURE 2016 (第27回国際計量計測展)	(一社) 日本計量機器工業連合会
9月30日 ～10月2日	いわて・三陸けせん希望ストリート 2016～展示即売会 in 有楽町～	三陸けせん希望ストリート連絡協議会
10月上旬 ～平成29年 3月中旬	第20回環境コミュニケーション大賞	環境省 (一財) 地球・人間環境フォーラム
10月1日 ～30日	平成28年度社労士制度推進月間「社労士会セミナー」	全国社会保険労務士会連合会 都道府県社会保険労務士会
10月3日 ～平成29年 1月11日	平成28年度全国伝統的工芸品公募展	(一財) 伝統的工芸品産業振興協会
10月4日 ～7日	2016 東京国際包装展 (TOKYO PACK 2016)	(公社) 日本包装技術協会
10月4日、 7日	CEATEC JAPAN2016	CEATEC JAPAN 実施協議会 (一社) 情報通信ネットワーク産業協会 (一社) 電子情報技術産業協会 (一社) コンピュータソフトウェア協会
10月4日	香港金融フィンテックセミナー	香港貿易発展局
10月6日 ～8日	Techno-Ocean 2016	Techno-Ocean 2016 実行委員会
10月6日 ～7日	標準化と品質管理全国大会 2016	(一財) 日本規格協会

10月7日 ～13日	日伊修好150周年記念 オペラ「ジャパン・オルフェオ」	NPO 法人 友情の架け橋音楽国際親善協会
10月7日 ～21日	インディアン・フィルム・フェスティバル・ジャパン 2016	インディアン・フィルム・フェスティバル・ジャパン実行委員会
10月9日	若者を考えるつどい 2016	(一社) 日本勤労青少年団体協議会
審査日： 10月9日 発表会： 11月11日	2016 全日本洋装技能コンクール	(公社) 全日本洋裁技能協会 (一社) 日本洋装協会
10月10日 ～20日	平成28年全国地域安全運動	(公財) 全国防犯協会連合会 都道府県防犯協会 都道府県暴力追放運動推進センター 警察庁 都道府県警察
10月11日	第169回WTC合同講演会	(一社) 世界貿易センター東京
10月13日 ～15日	諏訪圏工業メッセ 2016	諏訪圏工業メッセ 2016 実行委員会
10月17日 ～23日	Amazon Fashion Week TOKYO	(一社) 日本ファッション・ウィーク推進機構
10月17日	海外安全対策セミナー	(一社) 九州経済連合会
10月18日	ドバイ エアポート フリーゾーンセミナー「DUBAI BUSINESS OPPORTUNITY」	ドバイ エアポート フリーゾーン庁
10月18日 ～24日	第45回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
10月20日 ～22日	上田地域産業展 2016	上田地域産業展運営委員会
札幌： 10月22日 岡山： 11月12日	『フォーラム 日本のエネルギーを考える』～核燃料サイクル施設の立地地域と電力の消費地域の対話～	経済産業省資源エネルギー庁
10月22日	がん撲滅サミット 2016	NPO 法人がん撲滅サミット事務局
10月24日 ～26日	第57回海外日系人大会	(公財) 海外日系人協会
10月24日	子育て支援パスポート事業 全国共通展開フォーラム	内閣府
10月26日	2016 しんくみ食のビジネスマッチング展ー食の商談会ならびに物産展ー	(一社) 東京都信用組合協会 (一社) 全国信用組合中央会 全国信用協同組合連合会
10月26日 ～28日	eラーニング アワード 2016 フォーラム	(一社) e-Leaning Initiative Japan フジサンケイ ビジネスアイ
10月27日	ベトナム政府との対話～外国投資と裾野産業政策～	国際機関日本アセアンセンター
10月27日	ヨルダン・日本・ビジネスフォーラム	ヨルダン投資委員会 ヨルダン・日本投資事務所
10月27日	ふるさと大使全国大会 2016	全国ふるさと大使連絡会議

10月27日 ～28日	全国産業観光フォーラム in 日田	ひた産業観光推進協議会 全国産業観光推進協議会 (公社) 日本観光振興協会
10月28日 ～30日	第36回全国障害者技能競技大会	(独) 高齢・求職者雇用支援機構
10月29日	第20回全国きものデザインコンクール	全国染織連合会
10月30日 ～11月26日	地層処分意見交換会	原子力発電環境整備機構 (NUMO)
10月31日 ～11月1日	危機管理シンポジウム	(株) ジェイ・エス・エス
10月31日 ～11月1日	日本ーラ米 ビジネス・フォーラム	米州開発銀行アジア事務所長
10月31日 ～11月2日	新価値創造展 2016	(独) 中小企業基盤整備機構
11月1日 ～20日	第58回日本民芸公募展	(一財) 日本工芸館
11月1日 ～平成29年 3月24日	ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール 2017	新潟県燕市物産見本市協会
11月1日 ～20日	第58回日本民芸公募展	(一財) 日本工芸館
11月1日 ～30日	第57回品質月間	(一財) 日本規格協会
青森： 11月2日 松山： 11月8日	『資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関するシンポジウム』 ～再エネ、原子力、化石エネルギーのベストミックスの実現にむけて	経済産業省資源エネルギー庁
11月2日	南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会	南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会実行委員会
11月4日 ～6日	第15回ドリーム夜さ来い祭り	(一財) ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
審査会： 11月7日 表彰式： 平成29年 1月16日	第58回全国カタログ展	(一社) 日本印刷産業連合会 (株) 日本工業新聞社
11月7日 ～9日	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	(一社) 日本家具産業振興会 メサゴ・メッセフランクフルト(株)
11月8日	平成28年度 中小企業経営診断シンポジウム	(一社) 中小企業診断協会
11月8日 ～11月9日	地方銀行フードセレクション2016	地方銀行フードセレクション実行委員会 リッキービジネスソリューション(株)
11月8日 ～10日	第76回全国産業安全衛生大会および緑十字展2017	中央労働災害防止協会

11月9日 ～11日	2016 特許・情報フェア&コンファレンス	(一社) 発明推進協会 (一財) 日本特許情報機構 (株) 日本工業新聞社 (株) 産業経済新聞社
11月9日	シンポジウム「進化するコーポレート・ガバナンス～経営戦略としてのボード・ダイバーシティ～」	日本弁護士連合会
11月9日 ～10日	燕三条卸メッセ	燕三条卸メッセ実行委員会(燕商工会議所)
11月10日 ～11日	第3回世界5Sサミット2016 足利	世界5Sサミット実行委員会 足利5S学校 足利商工会議所
11月11日 ～12日	全国街道交流会議第11回全国大会「福島大会」	全国街道交流会議第11回全国大会「福島大会」実行委員会
11月11日	第11回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会
11月11日	第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会	(公社) 全国産業廃棄物連合会 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
11月11日	グローバルリテイル&IT リーダーシップフォーラム2016	日本小売業協会
11月14日 ～20日	第6回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
11月14日 ～16日、 11月30日 ～12月2日	ものづくり補助事業成果発表・ビジネスマッチング会	全国中小企業団体中央会
11月15日	ベトナム人留学生人材活用説明会	川崎商工会議所
11月15日、17日	ラオス経済・投資促進プログラム：スパン新計画投資大臣との対話	国際機関日本アセアンセンター
11月17日 ～22日	JIMTOF2016(第28回日本国際工作機械見本市)	(一社) 日本工作機械工業会 (株) 東京ビッグサイト
11月17日、 25日、29日	平成28年度事業承継フォーラム	(独) 中小企業基盤整備機構
11月18日 ～19日	ITC Conference 2016	NPO 法人 IT コーディネータ協会
11月18日	第55回電話応対コンクール全国大会	(公財) 日本電信電話ユーザ協会
11月19日	AIBA 認定貿易アドバイザー試験2016	(一社) 貿易アドバイザー協会(AIBA)
11月21日	2016年フレッシュヤーズ産業論文コンクール(第39回)	(株) 日刊工業新聞社
11月21日	愛知県産業立地セミナー2016 IN 東京	愛知県 名古屋商工会議所 愛知県産業立地推進協議会 愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター
表彰式： 11月22日	第65回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会

11月22日	2016年日本産業広告賞	(株) 日刊工業新聞社
九州： 11月25日 中部北陸： 12月1日 近畿： 12月2日 関東甲信越： 12月7日 東京： 12月12日	業務部門のCO ₂ 削減を実現する『エコチューニング』セミナー	環境省
11月26日 ～28日	ミャンマー祭り 2016	ミャンマー祭り実行委員会
11月27日	二十一代珠算名人位決定戦	(一社) 日本珠算連盟
11月29日	第4回シンポジウム「キャリア権を考える～働き方改革とキャリア権～」	NPO 法人キャリア権推進ネットワーク
滋賀県： 11月29日 神奈川県： 12月17日	全国巡回がんセミナー	(公財) 日本対がん協会
11月29日 ～30日	カタール金融センター日本ロードショー	カタール金融センター庁 (QFCA)
11月29日 ～30日	第54回全日本包装技術研究大会	(公社) 日本包装技術協会
12月1日	第12回日独産業フォーラム 2016	ドイツ貿易・投資振興機関
12月2日	MCPC award 2016	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
12月3日 ～4日	日本ベンチャー学会 第19回全国大会	日本ベンチャー学会
12月3日	平成28年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(公財) あしたの日本を創る協会
12月4日	安城元気フェスタ 2016	安城商工会議所
審査会： 12月7日 表彰式： 平成29年 1月16日	第68回全国カレンダー展	(一社) 日本印刷産業連合会 (株) 日本工業新聞社
12月8日 ～10日	エコプロ 2016～環境とエネルギーの未来展	(一社) 産業環境管理協会 (株) 日本経済新聞社
12月9日	Thilawa SEZ と Bago における産業集積の課題と可能性	国際機関日本アセアンセンター
12月9日	海外進出企業のためのアジア安全対策セミナー	ジェトロ大阪本部
12月9日 ～12月10日	オートカラーアワード 2016	(一社) 日本流行色協会
12月10日 ～11日	第7回ファーマーズ&キッズフェスタ 2016	ファーマーズ&キッズフェスタ実行委員会

12月14日 平成29年 1月24日 平成29年 1月26日 平成29年 2月2日	海外安全対策セミナー	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)
12月14日	メコン5ヶ国経済投資セミナー第3弾「ベトナム編」	川崎商工会議所
12月15日、平成29年 2月2日、10日、 4月27日	ザ・ビジネスモール職員研修会	大阪商工会議所 (ザ・ビジネスモール事務局)
12月18日	アカウンティングコンペティション	第1回アカウンティングコンペティション (日本大学商学部大会) 準備委員会
12月22日	IIST 国際情勢シンポジウム「米国新政権とアジア」	(一財) 貿易研修センター (IIST)
1月13日	地方創生フォーラム in 長崎	(一財) 地域活性化センター
1月19日	海外展開対策シリーズ第4弾「タイ編」	川崎商工会議所
1月23日	IIST・中央ユーラシア調査会公開シンポジウム「世界の地政学的変動と中央アジア」	(一財) 貿易研修センター (IIST)
1月23日	アジアビジネスセミナー2016 「海外進出企業向け 安全対策セミナー」	京都商工会議所
1月24日、 2月2日	中小企業の成長に向けた女性活躍推進シンポジウム	中小企業のための女性活躍推進事業
1月25日、27日、30日、31日、 2月3日	平成28年度中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム	(独) 中小企業基盤整備機構
1月25日	第9回トップセミナー	(公財) 計算科学振興財団
1月25日	首都圏対流拠点シンポジウム	さいたま市
1月25日 ～27日	第41回日本ショッピングセンター全国大会	(一財) 日本ショッピングセンター協会
1月31日	第16回 JIPA 知財シンポジウム	(一社) 日本知的財産協会 (JIPA)
2月1日 ～3日	フランチャイズ・ショー2017	(株) 日本経済新聞社
2月8日 ～10日	第21回グルメ&ダイニングスタイルショー春2017	(株) ビジネスガイド社
2月8日 ～10日	第83回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2017	(株) ビジネスガイド社
2月8日 ～10日	流通大会 2017	(公財) 流通経済研究所

2月10日 2月20日 2月23日	中小企業海外ビジネス シンポジウム ～勝てる海外進出と壁（リスク）の乗り越え方～	(独) 中小企業基盤整備機構
2月11日 ～3月4日	地層処分セミナー	原子力発電環境整備機構 (NUMO)
2月13日	パキスタン・ビジネス・セミナー&商談会	在京パキスタン大使館
2月13日 ～14日	グローバル知財戦略フォーラム 2017	特許庁 (独) 工業所有権情報・研修館
2月16日	第1回クールジャパン・マッチングフォーラム	クールジャパン官民連携プラットフォーム
2月16日 ～21日	伝統的工芸品展 WAZA2017	(一財) 伝統的工芸品産業振興協会
2月17日	エジプト・ナイジェリア ビジネスセミナー	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 国際連合工業開発機構 (UNIDO) 東京 投資・技術移転促進事務所
2月17日	空き家対策シンポジウム～空き家の活用が地域を変える!～	NPO 法人 TOM ネット
2月21日 ～24日	第38回フード・ケータリングショー	(一社) 日本能率協会 (公社) 日本給食サービス協会 (一社) 日本弁当サービス協会 (公社) 日本メディカル給食協会
2月21日 ～24日	第17回厨房設備機器展	(一社) 日本能率協会 (一社) 日本厨房工業会
2月23日 ～24日	京都知恵産業フェア 2017	京都知恵産業フェア実行委員会 (運営主体: 京都産業育成コンソーシアム)
2月23日 ～25日	第16回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会
2月27日	第9回全国ビジネス商談会	(株) 日本政策金融公庫
2月27日	メコン5ヶ国経済投資セミナー第5弾「ミャンマー編」	川崎商工会議所
2月28日	中小企業支援フォーラム	日本行政書士会連合会 東京都行政書士会
募集期間: 3月1日 ～5月10日 表彰: 8月上旬	第4回 スポーツ振興賞	(公社) スポーツ健康産業団体連合会
3月3日	日本クリエイション大賞 2016	(一財) 日本ファッション協会
3月3日	第12回国内観光活性化フォーラム	(一社) 全国旅行業協会
3月3日	第21回ふるさとイベント大賞 平成28年度地方創生フォーラム	(一財) 地域活性化センター
3月3日	知財金融シンポジウム	特許庁 金融庁

3月3日、4月5日、10日、12日、14日、18日、20日、24日、26日、28日	プラス IT セミナー	中小企業庁
3月3日 ～4日	ものづくりフェア in 碧南 2017	碧南商工会議所
3月5日 ～11日	第50回なるほど展	(一社) 婦人発明家協会
3月6日	第7回明日のビジネスを担う女性たちの全国交流会 in 東京	(公財) 21世紀職業財団
3月7日	IT ビジネスセミナー パキスタン	在京パキスタン大使館 SAFFRAN GROUP JAPAN
3月7日	第27回流通交流フォーラム	日本小売業協会 日本経済新聞
3月7日 ～8日	平成28年度総務省・NICT Entrepreneurs' Challenge 2 Days	国立研究開発法人情報通信研究機構
3月7日 ～10日	JAPAN SHOP 2017 (第46回店舗総合見本市)	(株) 日本経済新聞社
3月7日 ～10日	リテールテック JAPAN 2017 (第33回流通情報システム総合展)	(株) 日本経済新聞社
3月7日 ～10日	SECURITY SHOW2017 (第25回セキュリティ・安全管理総合展)	(株) 日本経済新聞社
3月7日 ～10日	ライティング・フェア 2017 (第13回国際照明総合展)	(一社) 日本照明工業会 (株) 日本経済新聞社
3月9日	国土・未来プロジェクト研究会 シンポジウム	(一社) 日本プロジェクト産業協議会 (JAPIC)
3月12日	平成28年度消防庁消防団等表彰及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式	消防庁
3月15日	エジプト電力・再生可能エネルギー大臣来日講演および夕食会	(一財) 中東協力センター
3月20日 ～25日	Amazon Fashion Week TOKYO	(一社) 日本ファッション・ウィーク推進機構
3月21日 ～26日	第5回アクサレディスゴルフトーナメント in Miyazaki	(株) テレビ宮崎
3月22日	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」公開シンポジウム	内閣府
3月23日	安全対策セミナー	外務省

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

平成 27 年度は、「復興の加速化と福島再生の早期実現」のほか、「デフレ脱却と地方創生を目指した政策提言活動を展開」「新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援」「地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進」「企業の海外展開への対応強化」「地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援」「ネットワークを最大限に活用した『現場主義』『双方向主義』による商工会議所活動の推進」を重点項目として活動した。

平成 28 年度は、「復興の加速化と福島再生の早期実現」のほか、「デフレ脱却と地方創生を目指した政策提言活動を展開」「新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援」「地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進」「企業の海外展開への対応強化」「地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援」「ネットワークを最大限に活用した『現場主義』『双方向主義』による商工会議所活動の推進」を重点項目として活動した。

また、11 月に三村会頭が再任し、平成 29 年 3 月には、『成長する経済』を実現し、新たな未来を築く～民間の挑戦が持続的成長の原動力』をテーマとする、平成 29 年度から 31 年度までの活動指針「第 30 期行動計画」を策定した。

(2) 対処すべき課題

日本経済は、大胆な金融政策と機動的な財政政策など、アベノミクスを様々な政策パッケージを通じて一貫して展開してきた結果、需給ギャップは大幅に解消し、次の成長ステージへと進む基礎は整備されてきている。次に、わが国が越えるべき山は、民間主導による「成長する経済」の実現である。

一方、足元では、「潜在成長率」が 0%台にまで低下し、「人口急減」と「地域の疲弊」という大きな構造的な課題への対応が急務となっている。特に、人手不足と、後継者不足に伴う事業者の減少は大きな課題となっている。成長の果実を全国津々浦々にまで波及させ、地域の経済・社会を担う小規模・中小・中堅企業等が事業継続・拡大し、成長の実感を得られるようにするためには、デフレ克服とともに、潜在成長率の底上げへの取組みが不可欠である。

潜在成長率の底上げのボトルネックは、「人手不足」と「生産性向上の停滞」であり、官民一体となった構造改革、生産性向上、働き方改革等のサプライサイド政策への粘り強い取組みが必要である。このサプライサイド政策の成果を高める重要な役割を担うのは、我々民間であり、経営者がリスクテイクしながら積極的に活動を展開していくことが成長のカギとなる。商工会議所は、こうした民間の挑戦を強力に後押しし、「会員企業の発展」、「地域の再生」、「日本の成長」の実現に向けて積極果敢に活動を展開し、未来を切り拓いていかなければならない。

商工会議所の使命は、「中小企業等の活力強化」と「地域活性化」である。すでに各地域では、商工会議所の意見を反映した具体的な地方創生プロジェクト事業が動き出している。商工会議所が JA 等の地域の多様な主体の中核となり、広域観光やインバウンド、農商工連携、ものづくり中小企業を核とした新しい産業集積等の地方創生を後押ししている。こうした民間の創意工夫により、域外の需要、消費、投資を戦略的に取り込み、地域で産み出した資金を当該地域内で好循環させ、新たな需要の拡大に繋げていくことが重要である。また、各地商工会議所では、中小小企業の創業、経営革新、事業承継、多様な人材活用等への挑戦を後押しするとともに、新たな成長への起爆剤となる、IoT、IT 等の情報化や海外展開等の国際化への取組みが進んでおり、当所は、これら取組み成果の最大化に向けて全力を尽くしていく。

東日本大震災以降、全国各地で大規模な地震や台風等の災害が発生している。当該地区の商工会議所は、被災者支援や被災事業者の早期再建等に大きく貢献してきているが、単独商工会議所での対応には限界がある。商工会議所活動の効果を高めていくために、ネットワークをさらに強化し、行政等との緊密な連携のもと、事業再建や地域防災に向け、商工会議所、会員企業のBCPの整備を推進していく必要がある。東日本大震災から6年が経過した東北地域では、北海道との広域連携も進み、新しい東北への取組みが着実に進展してきている。わが国全体の成長には、東日本大震災からの復興は不可欠であり、本格復興と福島への早期再生への取組みは継続的に支援していく。

当所では、わが国の抱える課題や社会的な要請を踏まえ、平成29年3月、平成29～31年度の3か年の第30期行動計画『「成長する経済」を実現し、新たな未来を築く－民間の挑戦が持続的成長の原動力－』を策定した。同計画の初年度となる平成29年度は、「現場主義」と「双方向主義」のさらなる徹底のもと、515商工会議所（125万会員）のネットワークを最大限活用し、地方創生と中小企業の活力強化を両輪とした成長の実現に向け、以下の諸事業を強力に展開する。

○平成29年度事業活動項目

I. 地方創生と中小企業の活力強化を両輪とした成長を強力に支援～潜在成長率の底上げに向けて～

【地方創世の加速】

1. 観光、農林水産業、ものづくり技術等による地域活性化
2. 民間の発意や創意を重視したまちづくり・社会資本の整備
3. 震災復興、福島再生への継続的な支援
4. オリンピック・パラリンピック等を活用した地域経済成長の実現

【中小企業の活力強化】

1. 創業、成長、承継等に向けた中小企業の挑戦を支援
2. 人手不足に対応した女性等多様な人材の活用
3. IoT・ITの活用による生産性の向上
4. 中小企業の海外展開（輸出・投資等）への挑戦

II. 成長を後押しする一歩先んじた政策提言

1. 地域や中小企業のニーズに即した提言、政策実現力の向上

III. 商工会議所機能の最大化～未来を拓く商工会議所～

1. 現場主義、双方向主義の徹底
2. 商工会議所活動の見える化

Ⅲ 関係団体等

1. 一般財団法人全国商工会議所共済会

会 長 石田 徹（日本商工会議所専務理事）
専務理事 久貝 卓（日本商工会議所常務理事）
事務局 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階 TEL (03) 3518-0181
職員数 2名 基本財産 700万円（日本商工会議所出捐額 50万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和38年9月実施）

- ① 本制度は、平成16年度にキャッシュバランス型（給付が、予め定められた指標利率に連動する）の枠組みを導入し、「予定利率1.5%」「指標利率は過去5年間に発行された10年もの国債の応募者利回りの平均値。ただし上限は1.2%」「掛金率68%（1000分の68）」で実施されている。指標利率については、昨年度0.9%であったが、本年度は0.7%へと引き下げられた。予定利率・掛金率については、3年ごとの財政再計算の都度、必要に応じて見直すこととしており、直近再計算（平成27年10月：第17回）の結果、現行どおりとなっている。なお、次回の財政再計算は平成30年度に行う予定。
- ② 年金資産の運用については、「バランス型」（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統的4資産で構成）かつ「低リスク」を基本方針とし、信託銀行（1社）と投資顧問会社（1社）への委託により行っている。本年度は、中国の景気減速懸念や英国国民投票でのEU離脱支持によるショックなどから前半は一時金融市場が混乱したが、各国の迅速な対応により落ち着きを取り戻し、また11月の米国大統領選の結果から米国新政権下での大規模な財政支出拡大への期待の高まりなどから株価が上昇。この結果、内外債券はマイナスとなったものの、4資産全体の運用は予定利率を上回るものとなった。
- ③ 年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関（信託銀行1社と投資顧問会社1社の計2社）のヒアリングを実施し、市場の現状の分析や運用実績の評価等を行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ④ 本制度の新規加入者は253名、退職者は245名で、本年度末現在の加入商工会議所等は207カ所3,218名となった。また、本年度末基金現在高（時価総額）は、173億4百万円となった。
- ⑤ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベース254名（うち、年金受給資格者で一時金とした者117名）に対して15億39百万円であった。一方、年金給付は437名（退職年金434名・遺族年金3名）に対して3億41百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和48年4月実施）の加入商工会議所は241カ所4,173名、労働傷害給付金は1件12万円で、掛金額の74.1%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和42年8月実施）の加入商工会議所は322カ所2,573名、入院・死亡・災害保険金給付額は18件3,060万円で、掛金額の28.5%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和55年1月実施）には傷害保険と所得補償保険、個人賠償責任補償があり、傷害保険のオプションとして、「携行品」「住宅内生活用動産」「借家人賠償責任補償」も付加されている。

所得補償保険については、最長2年間補償する短期型と、最長60歳になるまで補償する長期型の2種類がある。なお、傷害保険の加入商工会議所は66カ所448名、給付は17件33万円。所得補償保険（短期型・長期型）の加入商工会議所は15カ所19名、給付はなかった。また、個人賠償責任補償の加入商工会議所は、11カ所13名、給付はなかった。

- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成4年8月実施）には保険期間によって80歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80歳型の加入商工会議所は133カ所319名、給付は35件472万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は25カ所31名、給付は19件289万円であった（終身Ⅱ型は平成22年6月をもって新規募集を終了）。
- ⑤ 休業補償プラン（平成11年9月実施）の加入商工会議所は23カ所54名、給付は3件10万円であった。
- ⑥ 福利厚生施設（宿泊施設）については、「豊友倶楽部（メンテルス大塚・メンテルス巣鴨）」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員447名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館（平成28年7月末の閉館をもって契約終了）」「お茶の水ホテルジュラク（平成29年3月末をもって契約終了）」と契約し、各地商工会議所役職員の利用に供した。

(3) 教養の向上に関する事業等

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、広く一般の教養の向上を目的として、FP（ファイナンシャル・プランナー）による身近な生活設計に関するアドバイス、中小企業経営者向けの平易な企業年金に関する解説のほか、経済・景気情報等の提供を行った。

（ホームページURL <http://kyosaikai.jcci.or.jp/>）

(4) 債権・債務状況

日本商工会議所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 一般社団法人日本珠算連盟

理事長 益田 明
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階
TEL (03) 3518-0188 (代)
事務局員数 4名

(1) 組織

単位連盟会員 259 団体、その会員は 3,869 名、特別会員 8 団体、都道府県代表会員 40 団体、賛助会員 23 社。

役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 1410 名、監事 2 名、職員 3 名。

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1級－3級 1,222カ所 121,953名）

<当所からの事務委託>

○珠算能力検定試験（4級－6級 1,217カ所 48,409名）

<当所からの事務委託>

○珠算能力検定試験（準1・準2・準3級 496カ所 9,819名）

○珠算能力検定試験（7級－10級 909カ所 29,605名）

○暗算検定試験（1級－6級 971カ所 66,687名）

○暗算検定試験（準1・準2・準3級 379カ所 6,225名）

○暗算検定試験（7級－10級 464カ所 5,314名）

○段位認定試験（準初段－十段 623カ所 20,407名）

○読上算検定試験（1級－10級 23カ所 2,067名）

○読上暗算検定試験（1級－10級 23カ所 2,221名）

② 競技大会等

○そろばんグランプリジャパン 2016 参加者 320 名（ジュニア部門 128 名、スクール部門 118 名、シニア部門 74 名）（7月24日 於：兵庫県神戸市「兵庫県立文化体育館」）

○二十一代珠算名人位決定戦 参加者 80 名（11月27日 於：TOC 有明 WEST GOLD 20 ホール）

○2016 年全国あんざんコンクール 140 団体 16,908 名

○2016 年全国そろばんコンクール 154 団体 18,278 名

○各地珠算競技大会の支援・後援 152 カ所、賞状 789 枚、メダル 869 個

③ 珠算指導者講習会

<基礎> 8カ所 194名 <低学年> 6カ所 510名 <応用> 6カ所 349名

<暗算> 3カ所 211名 計 23カ所 1,264名

④ 研修会等

○珠算セミナー

参加者 86 名（7月10日、於：奈良県橿原市「奈良県社会福祉総合センター」）

○珠算セミナー

参加者 124 名（9 月 18 日、於：長野県上田市「上田商工会議所」）

○珠算指導者講習会

参加者 152 名（平成 29 年 1 月 22 日・23 日 於：神奈川県川崎市「KCCI ホール」）

⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 26 名（7 月 30 日～8 月 1 日 於：東京都港区「チサンホテル浜松町」）

⑥ 優良生徒表彰 146 団体／賞状 4,338 枚、メダル 1,824 個

⑦ PR チラシ（第 37 号）13 万枚

⑧ 刊 行 物 「日本珠算」（年 6 回発行）第 654 号～第 659 号

3. 一般社団法人日本販売士協会

会 長 大島 博
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL (03) 3518-0190

(1) 会員の状況

正会員 26 団体、特別会員 112 団体、賛助会員（登録講師 706 名、個人 9 名、法人 3）

(2) 事業の概要

① 販売士制度の普及振興

一般向けをはじめ、流通・小売業、リテールマーケティング（販売士）検定試験受験希望者、販売士資格取得者向けに主として次のような PR 事業を実施したほか、販売士制度表彰「第 10 回表彰」を実施した。

○協会設立 40 周年記念事業の実施

○リテールマーケティング（販売士）検定試験リーフレットの作成・配布（50,000 部）

○優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰（第 10 回）

・団体・法人表彰の部 5 件

○通信教育講座の開講

・2 級更新 3,127 名 ・3 級更新 2,902 名 ・2 級養成 68 名 ・3 級養成 52 名

② 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

○地区別販売士協会運営懇談会等交流事業の実施

地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 2 カ所（北海道旭川市、千葉県千葉市）において運営懇談会を実施した。

○流通・接客セミナーの開催のための協力・支援

小売・流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 15 カ所）

○各地販売士協会事業に対する後援

○販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 31 カ所）

③ 講習会等講師の養成とスキルアップ支援事業の実施

○講師登録研修会の開催

「平成 28 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を 8 月 3 日（水）・8 月 4 日（木）、東京都千代田区で開催した。

○登録講師研修会等の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成 29 年 3 月 8 日（水）、東京都千代田区で「販売士セミナー（登録講師等研修会）」を開催した。

④ 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、8 月 4 日（木）、東京都品川区で「販売士講座担当教員向け販売士育成講習会」を開催した。

⑤ 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対して情報を提供するとともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページのリニューアルとコンテンツ拡充、メールマガジンの発行、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。また、当協会広報委員会において、販売士制度の普及振興を目的とする、企業・教育機関への訪問活動を実施した。

4. 全国観光土産品連盟

会 長 山本 泰人（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 久貝 卓（日本商工会議所常務理事） 他 8 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL (03) 3518-0193
職 員 数 2 名

(1) 第 57 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 11 月 18 日、大手町サンスカイルームで開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、素材、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、大使館賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 46 都道府県の 557 社より 1,121 点（うち、グローバル部門 255 点。以下（）はグローバル部門点数）、（菓子 383 点（77 点）、食品 586 点（111 点）、民芸品 152 点（67 点））。入賞品の表彰式は平成 29 年 2 月 9 日、ギャラクシーホール（羽田空港国内線第一旅客ターミナルビル 6 階）で開催した。

<大臣賞入賞作品>

厚生労働大臣賞<菓子部門>千葉めぐり（米屋株式会社・千葉県）

農林水産大臣賞<食品部門>巻鰯（株式会社浜野水産・石川県）

経済産業大臣賞<民芸品部門>播州織ハンカチのし袋（有限会社小林商事・兵庫県）

国土交通大臣賞<グローバル部門>一ノ蔵 Medena（株式会社一ノ蔵・宮城県）

全部門より<観光庁長官賞>い草コースター（熊本八代産い草 100%）（指定障害者支援施設

熊本県くすのき園・熊本県）

他に当所会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟理事長、アメリカ大使館賞、中国大使館賞、特別審査優秀賞が授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

①「ツーリズム EXPO ジャパン 2016」への参加

9 月 23 日から 25 日に公益社団法人日本観光振興協会／一般社団法人日本旅行業協会主催の「ツーリズム EXPO ジャパン 2016」が東京ビックサイトで開催され、第 56 回審査会入賞品を展示 PR した。

②「受賞セレクション」の開催

平成 29 年 2 月 15 日から 27 日まで羽田空港国内線第一旅客ターミナルビルマーケットプレイス 2 階中央にて第 55 回から第 57 回までの入賞品のうち、79 社 91 品を販売した。総売上金額は約 370 万円。

(3) 観光土産品等事業者セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により、観光土産品等事業者セミナーを開催。

①京都ブランド名産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 6 月 2 日（木）

場 所 京都センチュリーホテル「瑞鳳の間」

講 演 「ギフト・コンシェルジュが教える「喜ばれるお土産」のポイント」

ギフト・コンシェルジュ 裏地 桂子 氏

②千葉県観光土産品連盟・千葉県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 6 月 27 日 (月)
場 所 三井ガーデンホテル千葉
講 演 「新しい食品表示基準への対応と実務上の大切なポイント」
株式会社 ラベルバンク 代表取締役 川合 裕之 氏

③香川県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 6 月 28 日 (火)
場 所 高松商工会議所会館 4 階 401 会議室
講 演 「四国遍路の世界遺産登録に向けて」
香川県政策部文化芸術局文化振興課課長補佐 北山 健一郎 氏

④宮城県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 7 月 28 日 (木)
場 所 仙台商工会議所 3 階「特別会議室」
講 演 「食品表示法に係るここ最近の動きについて」
宮城県環境生活部 食と暮らしの安全推進課食品企画班 主事 薩川 貴弘 氏

⑤静岡県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 8 月 31 日 (水)
場 所 静岡商工会議所 4 階会議室
講 演 「新しい食品表示基準への対応と実務上の大切なポイント」
～製造所固有記号の届出、原料原産地表示拡大など最新動向を踏まえ～
株式会社 ラベルバンク代表取締役 川合 裕之 氏

⑥沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 10 月 5 日 (水)
場 所 沖縄県男女共同参画センター「ていりる」3 階研修室
講 演 「食品表示検定試験対策セミナー (初級)」
食品表示検定協会認定講師
株式会社 生活品質科学研究所 テクノロジスト 大平 洋介 氏

⑦やまなしブランドみやげ品協会

日 時 平成 28 年 11 月 7 日 (月)
場 所 甲府商工会議所 2 階 201 会議室
講 演 「栄養成分表示に必要な成分値を計算で求めるには？」
山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科 教授 仲尾 玲子 氏

⑧石川県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 28 年 11 月 14 日 (月)
場 所 (財) 石川県地場産業振興センター 1 階第 5 特別会議室
講 演 「知っておきたい新しい食品表示法」
兼六法律事務所 弁護士 二木 克明 氏

「無期転換ルールと同一労働同一賃金」

石川労働局雇用環境・均等室高齢者認定調査員 鈴木 信一 氏

⑨兵庫県指定観光土産品協会

日 時 平成 29 年 2 月 27 日 (月)
場 所 神戸国際会館 8 階
講 演 「現役秘書 3 万 3 千人が選ぶ 接待の手土産のポイント」
株式会社ぐるなび大阪営業所部門ぐるなび大学インストラクター 田中 賢二 氏

「新しい食品表示基準への対応と実務上の大切なポイント」

株式会社ラベルバンク代表取締役 川合 裕之 氏

⑩広島県観光土産品公正取引協議会

日 時 平成 29 年 2 月 23 日 (木)
場 所 ホテルセンチュリー21 広島 2 階「フォルザ」
講 演 「新しい食品表示基準への対応と実務上の大切なポイント」
～その他改正(不正表示、原料原産地)の動向を踏まえ～
株式会社ラベルバンク代表取締役 川合 裕之 氏

⑪公益社団法人 栃木県観光物産協会

日 時 平成 29 年 3 月 27 日 (月)
場 所 地方職員共済組合栃木県職員会館ニューみくら 306 会議室
講 演 「食品表示法と景品表示法」
栃木県県民生活部くらし安全安心課消費者行政推進室
(消費生活センター) 事業者指導担当 主査 近藤 理恵子 氏

「食品表示法が定める栄養成分表示」

栃木県保健福祉部健康増進課健康長寿推進班健康づくり担当
副主幹 齋藤 美保子 氏

(4) 会 議

第5回運営・第27回表彰委員会	平成28年4月22日	(一社) 日本橋倶楽部
第6回運営委員会	5月11日	〃
監事会	5月16日	TCU ビル会議室
理事会・第59回会員総会	6月9日	東京国際フォーラム
第7回運営委員会	8月1日	(一社) 日本橋倶楽部
第8回	〃	9月2日 〃
第9回	〃	10月7日 〃
第10回	〃	11月17日 大手町サンスカイルーム
第11回	〃	平成29年2月1日 (一社) 日本橋倶楽部
第12回	〃	2月9日 オリオンA (羽田空港国内線第一旅客ターミナルビル6階)

(5) 第27回全国観光土産品連盟会長表彰

- ①株式会社有馬せんべい本舗 代表取締役 浅井 勝吉 氏
兵庫県神戸市北区有馬町 266-10

- ②株式会社 丹波屋 代表取締役会長 丹羽 勝 氏
兵庫県三田市南が丘 2-2-21

- ③株式会社 安藤七宝店 代表取締役会長 安藤 重良 氏
愛知県名古屋市中区栄 3-27-17

(7) 広 報

「観光土産品ニュース」第64、65号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第57回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

5. 一般社団法人日本商事仲裁協会

理事長 青木 宏道

事務局 東京都千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階 TEL (03) 5280-5200

職員数 14名

(1) 仲裁、調停および斡旋事件の処理

① 仲裁

本年度の取扱い件数は、物品売買・継続的売買・ライセンス契約・建設請負等に関する紛争について、新規申立て16件、前年度からの継続25件の合計41件であった。そのうち14件について仲裁判断がなされ、3件は取下げにより終了した。この結果、次年度への継続事件は24件となった。

② 調停

1) 国内商事調停規則に基づく調停事件の申立件数：0

2) 国際商事調停規則に基づく調停事件の申立件数：0

③ 斡旋

本年度受理した事件はなかった。

(2) 仲裁・調停および紛争予防等に関する普及啓発事業

① 中堅・中小企業への仲裁制度の普及啓発の強化

昨年度から、海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に対し、ピンポイントで仲裁の普及啓発を行うため、日本貿易振興機構（ジェトロ）、中小企業庁、日本政策金融公庫、日本貿易保険、商工組合中央金庫、日本商工会議所、中小企業基盤整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に協力要請を行ってきた。その結果、当協会、日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本貿易保険等が協同して、海外展開の支援に資する情報をワンストップサービスで提供する機会が増加し、関係機関の連携が強化された。

② 他機関との共催による、商事仲裁・商事調停の普及啓発

商事仲裁や商事調停に関する実務上の最新情報を広く提供することを目的とし、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。

③ 商事仲裁・商事調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

各地の商工会議所をはじめ、関係機関等に対し、仲裁・調停制度の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。本年度は、日本仲裁人協会と協力して、日本組織内弁護士協会（JILA）会員への説明を初の取組みとして行った。

④ 仲裁業務に関する海外向けの情報発信

国際仲裁シンポジウム・国際会議へスピーカーとして出席し、当協会における仲裁事業について説明を行った。

⑤ 各種相談事業の実施

国際取引契約や商事仲裁等に関する相談・問い合わせの合計件数は、東京本部および大阪、神戸の各事務所で202件であった。

渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京本部、大阪事務所および名古屋事務所において毎月開催し、その相談件数は合計31件であった。東京本部および大阪事務所において開催し

ている中国専門法律相談の合計件数は、16 件であった。一方、東京本部および大阪事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は、6 件であった。また、日本企業のインド進出増加に伴い、東京本部において、本年度よりインド専門法律相談を開始し、2 件の相談を受けた。

⑥ 国際取引に関する講習会等の開催

英文契約書の作成や国際取引紛争の予防を主なテーマにした講習会を、東京本部、大阪事務所、名古屋事務所および神戸事務所にて、合計 13 回開催した。

⑦ 専門誌およびニューズレター等による情報発信

専門誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter」の発行のほか、ホームページ (<http://www.jcaa.or.jp>) を通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。

⑧ 国内 ADR 推進事業の実施

ADR 法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争の未然防止や ADR を含む紛争解決制度の概要等を広く周知するため、東京商工会議所はじめ各地商工会議所、関係機関への PR パンフレットの配布や、調停人養成教材 (DVD) の貸し出しを行うなどの普及・啓発活動を行った。また、日本仲裁人協会、日本 ADR 協会の諸事業への参加、協力などを行った。

⑨ 調査研究等

国内外の商事仲裁、商事調停および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を図った。また、当協会会員をメンバーとする「国際取引研究会」を名古屋事務所において開催し、海外進出に伴う秘密情報の流出防止等をテーマに、会員相互による調査・研究を行った。

(3) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給している ATA カルネ (免税扱一時輸入通関手帳) と SCC カルネの本年度の発給件数は、対前年度比で約 1.6% 増 (128 件増) の 8,364 件であった。また、ATA カルネ加盟国/地域は、6 月にブラジルが加わり、76 国/地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、当協会発行の月刊誌「JCA ジャーナル」にカルネの PR 広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行の「会議所ニュース」・「石垣」および大阪商工会議所発行の「大商ニュース」にカルネの PR 広告を掲載した。

6. 一般財団法人日本ファッション協会

理事長	馬場 彰
副理事長	平井 克彦、滝 一夫、石田 徹（当所専務理事）
理事	25名 監事 3名 評議員 34名 顧問 5名 参与 14名
相談役	岡田 卓也
事務局	東京都千代田区神田神保町1-5-1 神保町須賀ビル7階 TEL：(03) 3295-1311
職員数	13名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）
基本財産	10億2,834万円（平成29年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163
賛助会員数	130

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・相互交流とファッション・ビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を展開。一般財団法人に移行（平成24年2月1日）後も、これら事業を公益目的事業として実施している。

(2) 事業概要

- ① アジアにおけるファッション・ビジネスの相互活性化と、アジアファッションの世界への発信を目的とする「アジアファッション連合会」は現在、日本、中国、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国が加盟し活動を展開。今年度は、日本委員会の提案により年次大会を中心とした運営から、2年に1回の委員長会議の開催の義務化とともに、二国間あるいは多国間の交流や共同事業の実施を促進するという、より自由度の高い運営体制に移行することになった。また、日本委員会では、メール等による2017中国・杭州大会に向け相互連絡を行ったほか、AFF ホームページの中で日本でのイベント記事を掲載した。
- ② 平成15年度より「生活文化創造都市」構想の普及に取り組む中、今年度は9月に札幌市で札幌商工会議所創立110周年記念フォーラムとして「札幌地域会議」を開催した。一方、「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」において当協会の活動をアピールしたほか、当協会ホームページに「生活文化創造都市ジャーナル」を開設し、創造都市の取り組み状況等について有識者や自治体担当者からの寄稿5件を掲載した。また、地域相互の経験と知見の交流の場として開設した地域情報発信Webサイト「まち自慢ドットネット」では、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に、141件の地方自治体、商工会議所、観光協会などからのさまざまな情報を発信した。
- ③ 良質な映画を推薦・上映する「シネマ夢倶楽部」では毎月、同倶楽部が推薦する映画の紹介記事を「シネマ21PLUS（プラス）」はじめ各紙（誌）に掲載したほか、毎月の定例上映会（試写会）を年間13回（事業開始から累計185回）開催した。また、今年国内で公開された新作映画の中から、推薦委員が選定したベストシネマ上位3作品に贈る「ベストシネマ賞」、映画を通して文化や生活、社会の発展などに貢献のあった団体、プロジェクト、企業などに贈る「シネマ夢倶楽部賞」、新しい時代の映画や才能、意欲的な活躍に贈る「推薦委員特別賞」などの表彰式（「日本クリエイション大賞2016」と合同で実施）を平成29

年3月に開催した。一方、ジャンルを問わず未来に向けてクリエイティブな視点で生活文化の向上に貢献し、時代を切り拓いた人物や事象などを表彰する「日本クリエイション大賞2016」では、115の候補案件の中から、スーパーコンピューターの消費電力性能部門の世界ランキングで第1位を獲得したスーパーコンピューター開発者である企業の社長が受賞したほか、技術革新、食文化貢献、地域文化応援の観点からそれぞれ評価された3案件が各賞に選定され、表彰を行った。

- ④ 東京の主要5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）の最新ストリートファッションを中心に発信するWebサイト「style-arena」は、月平均500万ページビュー、50万ユニークブラウザート、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位を維持。特にアジアを中心に海外からのアクセスは半数以上に上り、日本のファッション文化を国内外に伝える代表的ファッションサイトとなっている。また、通信社による地方紙への連載、全国紙公式Webサイト内の連載コラムへのトレンド情報や画像の提供など、メディアへの露出も継続して行った。さらに、サイト内のトレンド情報など各コーナーへの動画配信も積極的に取り入れ、フェイスブックなどSNSへの対応も開始した。

一方、季節ごとのストリートトレンドをまとめた「ファッションレポート」は、より充実した内容に改編するとともに、「ストリートファッションライブラリー」として当協会サイト内に新設し、現在に至るまでのファッションレポートをすべて閲覧可能とした。その内容もヘア&メイクや皮革、小物、カラーなど各方面の有識者を集めた『ファッションミーティング』で話し合われた内容などを反映させるなど、より充実したものとした。

- ⑤ 働く女性の“今”から豊かな生活文化のあり方を考察、提唱する「Urara:kai」（うらら会）は、外部講師を招いた例会・セミナーの開催を中心に活動した。例会開催の前に毎月1回程度、実行委員会を開催し、会の運営について協議を行った。
- ⑥ セミナー事業として、ファッション講座、繊維ファッション土曜塾、大人ファッション会議など延べ12講座（参加101名）を実施したほか、商工会議所をはじめ団体等からの依頼を受け、5回に亘りセミナー講師や委員としての派遣を行った。

7. 株式会社カリアック

代表取締役 青山 伸悦（日本商工会議所理事・事務局長）

所在地 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー TEL (03) 4431-1327

(1) 会社の目的

- ①商工会議所事業に関連する教育・出版事業
- ②商工会議所事業に関連するインターネットなど情報技術活用事業 など

(2) 会社の概要

- ①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 東京都港区
- ③資本金 5,000万円（各地商工会議所等からの出資）
- ④役員 取締役4名 監査役1名（平成29年3月31日現在）
 - 代表取締役：青山 伸悦（日本商工会議所理事・事務局長）
 - 専務取締役：小松 靖直（日本商工会議所情報化推進部長）
 - 取締役：久貝 卓（日本商工会議所常務理事）
 - 取締役：朽原 克彦（日本商工会議所理事）
 - 監査役：坪田 秀治
- ⑤従業員数 3名

(3) 事業概要

- ① 出版部門
 - ・当所・全国商工会連合会編集による販売士検定試験ハンドブック（1～3級）・過去問題、日商簿記3級検定試験のテキスト・過去問題の販売を通じて、産業人材育成に寄与している。
 - ・販売士ハンドブックは、3級を28年3月、2級を29年2月に改訂。また日商簿記3級テキストについては、29年2月に改訂。

8. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 足立 直樹

理事 20名 評議員 51名

事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03) 5532-8597

職員数 35名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成28年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②ペットボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）事業を実施した。

(1) 4つの素材で容器包装の再商品化（リサイクル）事業を実施

① 特定事業者が負担する“再商品化実施委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、ペットボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクルの義務を負っている。

このため、当協会は、容リ法21条に基づく指定法人として、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化実施委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行っている。平成28年度に、当協会にリサイクル義務の履行を委託した特定事業者は、80,827社（平成27年度は80,059社）。特定事業者が負担した再商品化実施委託料総額は約364億円（平成27年度は約390億円）であった。なお、実施委託料総額の9割超をプラスチック製容器包装が占めている。

② 市町村への資金拠出を実施

イ. 市町村等へ合理化拠出金を拠出

特定事業者が負担する再商品化委託料金は当初、再商品化実施委託料のみだったが、平成18年の法改正で拠出委託料が加わった。これは、市町村等（関係市町村および一部事務組合）が当協会に引き渡す分別基準適合物の品質が処理コストの低減、再商品化製品の品質向上につながることから、分別や異物除去などの取り組みに応じて、合理化拠出金として市町村等へ資金拠出する仕組みである。平成21年度以降、毎年9月に、市町村等への資金拠出を行っている。平成28年度においては、1,442市町村等に対して、総額約16億2千万円の拠出を行った。

ロ. 市町村等へ有償入札分を拠出

ペットボトル、紙製容器包装及びガラスびんの一部の有償入札に伴う収入分については、関係する市町村等に対して、“引き取り量”及び“落札単価”に応じた資金拠出を実施した。平成28年度は、1,151市町村等へ約53億8,580万円（平成27年度は1,145市町村等へ約67億7,700万円）を拠出した。

③ リサイクル業者を選定

平成29年度の入札を希望する再商品化事業者を7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん51社、ペットボトル<上期>46社、紙46社、プラスチック46社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、「ペットボトルの再商品化業務」は、経済情勢の急激な変動などに柔軟に対応するため、平成 25 年度に年 2 回（上期・下期）入札を暫定実施したが、平成 26 年度以降は、上期・下期の年 2 回入札を正式な制度として継続実施している。

(2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引き取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。特に、再商品化実施委託料の 9 割超を占めるプラスチック製容器包装については、市町村担当者等を対象とする「出前講座」を開催し、ベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの）の品質改善に取り組んでいる。

(3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

① 不正および不適正行為の防止

当協会は、平成 28 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するために、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の一層の整備を行った。

② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っているが、当協会においても前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続・強化した。

- ・国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出
- ・過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請
- ・特定事業者間の相互牽制等の観点から“再商品化義務履行者リスト”および“委託料金事業者別リスト（公表同意事業者のみ）”を当協会ホームページに掲載
- ・全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じて普及啓発活動を実施 等

(4) 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成 7 年 12 月 14 日、容り法施行令）に基づいて、主に全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村郡部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からリサイクル委託申込受付業務を行った。

また、当協会と各地商工会議所が連携し、特定事業者向け説明会（19 都市・21 回開催、1,137 名参加）が開催され、普及啓発に結び付いた。

平成 28 年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数		金 額 (消費税込)	
		19,350 件 (100.0%)		45,102,851,221 円 (100.0%)	
申 込 内 訳	商工会議所	4,824 件	(24.9%)	5,342,795,043 円	(11.8%)
	商工会	2,178 件	(11.3%)	865,098,107 円	(1.9%)
	特定事業者から直接	11,792 件	(60.9%)	36,827,964,952 円	(81.7%)
	OPC	556 件	(2.9%)	2,066,993,119 円	(4.6%)

- (備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（=個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（28年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
3. 本表の実績は、29年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(5) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供および普及啓発

ホームページを通じて、再商品化事業に係る金額や数量等の情報開示を推進する他、特定事業者の義務履行を支援するコンテンツ、容リ制度による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等）の発信等を行った。その他、会報「容リ協ニュース」や広報用 DVD の活用、講演会やセミナーへの講師派遣等による普及啓発に努めた。

また、新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な状況について、社会一般に対して正確に報道されるよう情報を提供した。

(6) 「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を受けた対応

平成 28 年 5 月、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループおよび中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会による合同会合が「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。同報告書で今後の対応が必要とされた事項について、当協会では主務省庁との協議を通じて対応を検討、実施しているところである。プラスチック製容器包装については入札制度の運用が平成 29 年度入札（平成 28 年度に実施）から変更された。ペットボトルについては、平成 29 年 4 月に「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置し検討を開始した。なお、同検討会は、会議を公開（傍聴可、資料・議事録を Web 公開）の形で実施している。